

会 議 録 目 次

令和元年第3回曾於市議会臨時会

会期日程	1
○7月17日(水)	
議事日程第1号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第50号	5
高校跡地利活用調査特別委員会の設置について	29
閉 会	31

会 議 録 目 次

令和元年第3回曾於市議会定例会

会期日程	33
○9月6日(金)	
議事日程第1号	35
開 会	39
開 議	39
会議録署名議員の指名	39
会期の決定	39
議長諸般の報告	39
市長の一般行政報告	39
建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	39
高校跡地利活用調査特別委員会の事務調査報告	41
承認案第6号	43
諮問第1号～諮問第5号	43
議案第51号～議案第73号	49
報告第5号～報告第9号	54
認定案第1号～認定案第8号	59
散 会	63
○9月11日(水)	
議事日程第2号	65
開 議	67
一般質問	
上村 龍生 議員	67
土屋 健一 議員	84
久長登良男 議員	100
重久 昌樹 議員	114
散 会	128
○9月12日(木)	
議事日程第3号	129
開 議	131
一般質問	
海野 隆平 議員	131

徳峰 一成 議員	143
迫 杉雄 議員	169
鈴木 栄一 議員	187
散 会	200

○9月13日（金）

議事日程第4号	201
開 議	203
一般質問	
大川内富男 議員	203
松ノ下いずみ議員	223
今鶴 治信 議員	237
岩水 豊 議員	252
散 会	274

○9月18日（水）

議事日程第5号	275
開 議	278
議案第63号～議案第65号	278
議案第51号、議案第53号～議案第58号	285
議案第59号、議案第60号	300
議案第52号、議案第61号、議案第62号	300
議案第66号～議案第68号	304
議案第70号	310
認定案第1号	332
認定案第2号～認定案第4号	358
認定案第5号～認定案第8号、議案第69号	359
陳情第14号	363
議案第74号	364
同意案第1号	376
散 会	380

○9月27日（金）

議事日程第6号	381
開 議	384
議案第51号、議案第53号～議案第58号	384
議案第59号、議案第60号	393

議案第52号、議案第61号、議案第62号	395
議案第66号～議案第68号	399
議案第70号	404
議案第71号～議案第73号	415
議案第74号	417
散 会	421

○10月15日（火）

議事日程第7号	423
開 議	425
建設経済常任委員会の所管事務調査報告について	429
認定案第1号	430
認定案第2号～認定案第4号	438
認定案第5号～認定案第8号、議案第69号	443
発議第3号	448
閉会中の継続審査申出について	449
閉会中の継続調査申出について	450
議員派遣の件	450
閉 会	451

会 議 録 目 次

令和元年決算審査特別委員会

決算審査特別委員会設置

○9月18日（水）

審査日程第1号	455
開 会	456
委員長の互選	456
副委員長の互選	457
散 会	457

分科会設置

○9月18日（水）

審査日程第2号	459
開 会	460
日程の決定	460
分科会の設置	460
主査・副主査の選任	460
審査日程及び分科会付託	461
その他	461
散 会	461

○10月8日（水）

審査日程第3号	463
開 会	465
認定案第1号	465
認定案第2号～認定案第4号	493
認定案第5号～認定案第8号、議案第69号	503
閉 会	510

令和元年第3回曾於市議會臨時會

會 期 日 程

令和元年第3回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
7	17	水	本 會 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○特別委員會設置 ○閉會

令和元年第3回曾於市議會臨時會

令和元年7月17日

(第1日目)

令和元年第3回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和元年7月17日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第50号 令和元年曾於市一般会計補正予算（第2号）について

第4 高校跡地利活用調査特別委員会の設置について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	6番 上村龍生
7番 宮迫勝	8番 今鶴治信	9番 九日克典
10番 伊地知厚仁	11番 土屋健一	12番 山田義盛
13番 大川内富男	14番 渡辺利治	15番 海野隆平
16番 久長登良男	17番 谷口義則	18番 迫杉雄
19番 徳峰一成	20番 原田賢一郎	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩		
保 健 課 長	桐 野 重 仁		
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥		
福 祉 事 務 所 長	竹 下 伸 一		
大隅支所産業振興課長	徳 留 弘		
財部支所産業振興課長	櫻 木 孝 一		
大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

開会 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、令和元年第3回曾於市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様、御承知のとおり、先般の大雨災害により、尊い命を亡くされた方に深く哀悼の意を表し、また被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。一日も早い被害からの復興を願うものでございます。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において宮迫勝議員及び今鶴治信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日7月17日の1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第50号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議案第50号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第50号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に7億567万6,000円を追加し、総額を246億2,132万1,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、5ページの第2表のとおり、現年発生公共土木施設災害復旧費の限度額を1億160万円追加しております。

それでは、予算の概要を、配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算については、高校跡地利活用調査に係る費用及び6月30日から7月4日までの梅雨前線の影響による豪雨災害の発生に伴う災害復旧費を追加するものであります。

歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を2億370万1,000円追加しております。

繰入金は、財政調整基金繰入金を4億37万5,000円、市債は、現年発生公共土木施設災害復旧費を1億160万円それぞれ追加しております。

歳出については、高校跡地利活用調査に伴う費用として、議会運営費を327万5,000円、企画事務費を100万4,000円それぞれ追加しております。

災害復旧費として、農業用施設災害復旧費は、現年発生農地・農業用施設災害復旧費を2億7,463万8,000円、公共土木施設災害復旧費は、現年発生公共土木施設災害復旧費を4億2,628万2,000円、公立学校施設災害復旧費は、現年発生公立学校施設災害復旧費を47万7,000円それぞれ追加しております。

以上で、日程第3、議案第50号の説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

数項目質問いたします。災害関係でございます。

今回のいわゆる豪雨災害についての特徴を——特徴について、まだ深い議論は当局でも対応に追われてしていないと思うんですが、一応、今の段階での豪雨災害の特徴について答弁をしてください。

そして、今回、約7億円が予算計上をされておりますが、まだ予算計上をしていない災害箇所も少なからずあると受けとめております。今後、予算計上をすべきで

ございますが、基本的には9月議会になる一応計画であるのかも、あわせて答弁してください。

次に、歳入の中で、先ほどの全員協議会でも同僚議員からも出されましたけれども、今回の約7億円の中での国庫支出金が約2億円、それから、いわば応急的な対応措置として財政調整基金からの繰入金約4億円、そして市債、地方債が約1億円でございます。合わせて約7億円でございますが、今後、予算がふえることは一応脇に置きまして、この約7億円の中でも、率直に言って歳入のこの予算計上の提案の内容が大ざっぱではないかと受けとめております。激甚にかかるか、かからないか関係なく、大ざっぱであると受けとめておりますが、一応、当局のこの点での考え方、基本方針をお聞かせください。

関連いたしまして、例えば財調からの約4億円の取り崩しについても——毎年この今の時期に台風を含めて災害が起こっているわけでございますけれども、今回の約4億円の取り崩しは一応、市としては、おおむね想定の範囲内であると受けとめているのかどうか、お聞かせ願いたいと考えております。

例えば、この財政調整基金が30年度末で約29億円でありましたけれども、当初の予算段階で約9億円取り崩しておりまして、今回約4億円取り崩すことによりまして、この補正議決後の財調の基金残高が約16億8,000万円となりますが、こうした財政状況も一応、想定の範囲内であると受けとめていいのかどうか。

そして、最終的には年度末——来年度の当初になるかどうかわかりませんが、国庫支出金の増額等によりまして——これは災害関係です。関連いたしまして一定額、いわゆる財調の基金への繰戻しもあり得ると思うんですが、そのこともやはり一応、検討されているのかどうかもお聞かせ願いたいと考えております。

その一方で、災害復旧債についてもお聞かせ願いたいと考えております。ここで提案されている災害復旧債の条件、内容について、利率等を含めてお聞かせ願いたいと考えております。これが激甚になった場合はどうであるかも、あわせてお聞かせ願いたいと考えております。

以上が歳入です。

次に、歳出について。

まず、全体的な歳出、先ほど申し上げましたが、今回の豪雨災害は余りにも集中的で短期に災害が発生したということで、市も職員を含めて対応に追われて大変だったと御苦勞が感じられます。

その中で、とりあえず今回の予算には時間的な、あるいは時間だけだと、その他の理由などによりまして、今回の予算が対応できなかったところが少なからずあると私は思っております。その件数はおおよそ何件で、金額にしたら大体、何億円程

度であるのか。先ほど申しましたけれど、これはもう臨時会は開かずして、9月の定例で予算提案を残りの分については一応、提案する予定であるのか。提案できなかったのが、現在把握している段階で何件で、大体、金額は何億円程度になるのか報告してください。

次に、具体的に建設課関係についてです。

まず、第1点、今回の豪雨で市の道路が寸断された市道が何件で、そして今現在まだ通行止めとなっている市道が何路線、何カ所あるのか。これが第1点。

それから、建設課サイドで最も被害額が大きかったところ、事業費の大きいところから3カ所、提案されている事業費を含めて報告してください。これが第2点目。

それから、第3点目、市道から農地、特に水田に流末処理が不十分あるいは、そこを越えたということで土砂等があちこちで流れております。特に水田がひどいんですが、市が把握しているところでは市道から流れた土砂が水田、農地に大体何カ所で何haほど流れたのかどうか、これも把握している段階でお答え願いたいと考えております。

その中でも、完全にことしは耕作不可能な水田を初めとした農地がどれだけあるのか、これが第1点。

さらに、水田によっては今ポンプアップなど、一時的な水利組合等の対応で耕作ができておりますけれども、これが本年度中に——努力によりまして、関係者の。この水田が可能なところ、あるいは全くもう耕作が不可能なところもあるかと思っております。これは2回目以降に具体的に質問いたしますが、そうしたところをやはり市としては整理しなければいけないと思うんですよね。本年度、何とか可能なところ、あるいは本年度が無理だったら来年以降に延ばさざるを得ないと、そういったのを整理して答弁してください。これが建設課関係。

耕地課関係、前後いたしますが、耕地課関係は特にその点、被害が大きいんじゃないでしょうか。今、建設課に質問したと全く同じ質問を耕地課でも答弁してください。これが耕地課への質問の第1点であります。

前後いたしますが、質問の2点目は、市道と同じように寸断された農道、今の段階でもまだ通行止めとなっている農道が何カ所であるのか。そして、建設課と同じように、耕地課サイドで最も被害額が大きいところを3カ所分報告してください。

次に、建設課あるいは耕地課以外で一応、予算に計上されているのは建設課と耕地課に限定されておりますが、それ以外の各課に関係した災害は見られなかったのかでございます。

関連いたしまして、特に教育委員会関係は、災害は見られなかったんでしょうか。教育委員会の学校施設あるいは周辺施設あるいは社会文化施設を含めて、全くこの

災害は予算に提案するほどではなかったのかどうか、報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の災害は台風とは違って、6月30日から7月の3日過ぎまで集中的な鹿児島地方での大きな豪雨災害でありました。また、時間雨量も場合によっては80mmを超えているところもありまして、かつてない大雨によって土砂が崩れて災害が起きたというのが大きな状況であります。

特に、市道・県道を含めて側溝が、雨量が余りにも多くてそれを越えたために、その市道沿い、また県道沿いの土砂を崩してしまったというのが大きな特徴ではなかったかなと思っております。この事業については建設課、耕地課を含めて、すぐに対応できるものは、すぐに対応できるように態勢をとりました。

まず、市道については、崩土の除去に対して、地元の建設業の方々に夜遅くまで出ていただいて崩土の除去をいたして、まず市民の生活ができるように努力いたしました。また、農道についても、なるべくそのような形をとりましたけれど、まだ実際できていないのが用水路の暗渠の崩土の除去、また具体的にはもう水が通らなくなっているところが相当ありますので、そのあたりのことについて地元の水利組合と対応しながら今進めているところでございます。

財政的なものについては、想定外かと言われましたけれど、私たちは災害がいつ起きるかということで予算を組んでいるわけではありません。基本的な考え方としては、このような場合は、財政調整基金をまずは取り崩して対応すべきだというのが基本的な考えでございます。

細かい問題については後で担当課から説明をいたしますけれど、特に耕地課関係では財部が105件、末吉が355件、大隅が595件ということで、全体で1,055件の地元から災害の相談があっているところでございます。これはかつてない状況でありまして、まだまだ復旧の手だてができていないところも相当あるわけでございます。

それと水田がことし米をつくれるか、できないかということについて把握すべきだということでありましたが、現実問題としてはなかなかそこまではまだ手が回っておりません。当然ながら共済組合との関係もありまして、農家からもどうしてもつukれないということで、共済組合に申請して補償を受けるところもあるかもしれませんが、まだ市のほうでは全てつかんでいるわけではありません。引き続き、まだまだ市民からいろんな要望があると思いますので、担当課を中心として一日も早く復旧をするべきだというふうに思っております。

今回の予算は、とりあえず今の状態の中で当然ながら災害復旧するための設計費用と、また今までの業者をお願いした分の復旧費用でありまして、これを設計して

みると全体的には耕地関係で5億円を超える、また建設課関係でも5億8,000万円、またこれを超えるのではないかなという予想を立てているところでございます。

特徴的なのは、末吉で櫛木小学校前の橋が——これは県の事業の中で進めておりましたけれど、完成前におきまして残念ながら橋が壊れるという状況が起きまして、これについても今後大きな予算が伴ってくると思いますけれど、こういう特徴的な災害でもありました。

あとについては各担当課長、また財政課長も含めて答弁をさせます。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

今回できなかったことについては、当然ながら9月議会にお願いをするというふうになると思います。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどありました今回の予算の歳入の計上についてでございます。

今回、大きな災害復旧事業として、農林の部分2億7,400万円、それから公共土木施設の部分が4億2,600万円という大きい事業費が出ております。この中で公共土木施設につきましては、国庫補助金、工事費、委託費、査定に向けてのそういったものが組んでございます。工事費等まで加味されておりますので、これから国庫支出金を引きまして、その残りに補助対象事業費の起債を充てたところでございます。

そのほか農林サイドにつきましては、今回、工事費等が組んでありませんので、県補助金等が出るんですが、それが計上されていないものですから、それについては市債等も計上しておらず、そのほか不足した部分については財政調整基金を繰り入れたところでございます。

続きまして、財政調整基金4億円の取り崩しですが、市としましては先ほど市長からありましたとおり、災害というのは想定外の部分でございます。ただ、財政調整基金につきましては、目標としまして当初予算編成時の10億円、それと災害等で何かあったときのための20億円と見込んで、合わせて30億円を目標にという形で今現在も積み立てを行っているところでございます。この関係からしますと、今回ありました部分につきましては、この不測の事態、災害等の緊急的な歳出額ということで取り崩しを行ったところでございます。

また、今回、公共土木施設の災害復旧債の部分でございますが、今現在この災害復旧工事に関しては、工事が終わって借り入れをいたします。ですから当然、借り入れる時期で利率等は違ってまいります。今現在ですと災害復旧事業債につきましては財政融資資金が充当されますので、これにつきましては今現在、7月の借り

入れ時点では年利0.002%という形で借入れができるような形になっているところでございます。ただ、あくまでも今現在の数値ですので、これは借入れ時期で異なってくると思います。

また、今回この借入れをする関係ですが、条件としましては公共土木債ですので、10年間の償還、うち2年間は据え置きという形で借入れをするような形で考えているところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分についてお答えいたしたいと思います。

まず、今回の災害の特徴ということになります。今回の災害につきましては、豪雨が長期間続いたことによって、その雨水が地盤に飽和状態をつくり、隣接する市道の路肩、それから隣接する山林斜面等が崩壊し、土砂や流木がいろんな隣接する土地に、それから河川等に堆積し、閉塞したために大きな被害になったところでございます。

それから、今回、市道について通行止めは何カ所あったかというところでございますが、その当時につきましては、把握している段階で40カ所の通行止めを行ったところでございます。現在につきましても、7路線9カ所の通行止めを現在も行っているところでございます。ほかに片側通行で対応しているところもあるところでございます。

それから、今回、補正予算をお願いをした災害の復旧箇所の大いほうから3カ所ということでございますが、一番大きかったのが大隅町の松田・入角線、それから2番目が……。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

その当時、把握している中では7,500万円という被害額を想定しているところでございます。

それから2番目が、恒吉・麓線で3,000万円、それから3番目が、河原・飛佐線で2,500万円ということで当時計上していたところでございます。

それから、先ほどの3番目の質問になりますが、市道から水田、その他に流出した箇所、それから面積についてという御質問でございますが、この質問についてはまだ把握できていないという状況でございます。

今、市道のほうで把握している分につきましては、市道に隣接する山林等から堆積した、それから市道を閉塞したという箇所については、お手元の資料のとおり、261カ所が土砂なり流木等で閉塞した箇所があるところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、耕地課関係につきまして、お答えします。

特徴につきましては、市長、それから建設課長から話のあったとおりでございます。

今後の予算計上でございますが、まず耕地課関係につきましては、市長から話がありましたとおり、7月16日現在で1,055件の報告、受け付けをしたところでございます。そのうち988件については、既に現地調査が終了しております。まだ全ては確認ができていないところでございます。職員も休日返上で夜遅くまで作業を行っておりますが、まだ全てが把握できていないところでございます。

それから、今回、補正予算でお願いしております以外の予算計上についてでございますけれども、今回は国庫補助債については計上していないところでございます。この分につきましては、9月の定例会でお願いする予定でございますが、7月16日現在で国庫補助債の見込みとしましては、142件4億7,400万円の工事費をお願いする予定でございます。ただし、これはまだ7月16日現在ですので、今後またふえてくるものと思います。恐らく5億円を超えてくるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

それから、田んぼ、畑のその作付の関係でございますが、面積でございますけれども、数が多いございまして、まだ全てを把握できていないところでございます。

（「把握できているのは何件くらいですか」と言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

いや、そこも把握できておりません。

それから、通行止めでございますが、市道と違いまして農道は田んぼのあぜ道、それから畑や山へ行く道路とかが非常にたくさんございまして、危険なところにつきましてはコーン、それからバー等で通行できないように標示をしてございますが、全ては把握していないところでございます。危険のないような処置はしているところでございます。

それから、今回の災害で最も大きな箇所を3カ所ということでございますが、これにつきましては耕地災害は農地、それから施設と全体的に1件で工事を発注する場合がございますので、一概にどこが一番大きなと言われますと、お答えできないところでございます。

それから、用水路関係が閉塞しているところにつきましては、地元のほうへパイプとかの原材料支給をしまして、用水を確保できるような手だてはしているところでございます。ただし、地元でできないところがございまして、それにつきまして

は県と協議を今しているところでございますけれども、災害復旧事業のテーブルに乗せるような形の方向性で県と話を進めているところでございます。

以上でございます。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、教育委員会の学校関係につきましての災害について御説明いたします。

まず、学校におきましては、大規模な災害として、大隅中学校の敷地ののり面の崩落の災害が起こっております。参考資料で追加させていただいておりますが、参考資料の5ページに状況を写しております。

この内容が、まず下のほうに擁壁がございますが、この擁壁の高さが5.1m、長さが35mございます。これが全て崩壊しまして上からの土砂が崩れております。これにつきまして、今回の予算に測量設計業務委託料35万9,000円をお願いしております。これに伴う工事費を9月議会にお願いしたいと思っておりますが、概算で約3,500万円程度かかるのではないかと予想しております。

それから、小さなものというか、主に学校の校舎、体育館あるいは校長住宅等の雨漏りが25件発生しております。これにつきましては既定予算でやっておりますが、足りないものにつきまして今精査をしておりますので、9月議会でお願ひしたいと考えております。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、農林振興課のほうを説明します。

農林振興課のほうでは林道があるわけですが、市道・農道等の通行止めによりまして先週、林道のほうの調査をしております。林道のほうが市内44路線ありますが、応急災害、崩土除去等の路線が21路線で54件、それから原材料、砂利等の流出ですが、それが44路線のうち12路線、それから40万円以上の災害復旧の工事ですが、2路線が挙がっております。

それから、治山の報告のほうは33件ほど来ております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい。予算としては9月です。

以上です。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、社会教育施設についてお答えいたします。

社会教育施設につきましては、今回の豪雨による災害はないところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

報告があったように、まだ非常に全体的な把握が難しい、また対応し切れていないということで、今回の補正予算の約7億円も第一段階というふうに受けとめたほうがいいんじゃないかと思っております。

2回目の質問で繰り返しますが、今の段階で9月補正に新たに追加補正予算が計上されるのがおおよそ何億円程度になるのか。例えば、耕地課長の説明では5億円を超えるんじゃないかということでありましたけれども、建設課あるいは教育委員会、農林課を含めて報告がありましたので、おおよそ現在の中で新たに何億円が追加計上されるのか、これが第1点であります。

それから第2点目は、今後そうした中で、この一般財源の投入を含めてどれだけあるかわかりませんが、一つは、今回の豪雨災害が激甚の指定を受ける可能性がやはりあるのか。当然そのための努力をすべきだと思うんですが、その可能性についても、そうした場合に財源的な対応は市にとってはどれだけ助かるというか、プラスになるのかを含めて答弁してください。これが財政関係でございます。

それから、建設課、耕地課を含めて質問いたしますけれども、今回のこの予算提案は基本的には緊急度の高い箇所を、当然のことながら優先した形での予算提案じゃないかと思っております。しかし、余りにもこの災害箇所が多くて予算提案をされていない箇所についても、むしろ緊急度が高いところも少なからずあるんじゃないかと思っております。そのあたりは常に限られた今回の予算提案の中で、どこをやはり優先してすべきかと。予算の関係あるいは業者の関係あるいは対応する職員の人的態勢の問題を含めてやっていくのが、やはり特に市のトップの大きな仕事じゃないかと思っております。この点で9月議会あるいは、それ以降に向けての災害全体の中でのこの対応について基本的な考え方を当然議論されていると思いますので、答弁をしてください、現在の段階で。これは大きな第2点目。

それから第3点目は、報告にありましたように、今回の災害は一例として言いますと、特に田んぼ、田植えを終えたばかりの水田に土砂が流出しております。もう完全に耕作が不可能な田んぼも多いんですけども、一方で、今は雨が降っている時期ということがあって、あるいは地元の水利組合の努力等によりまして、さらには一部、揚水機等も導入していることもありまして、今現状では水田が可能ななどという箇所があちこちにあります。それを私は、市としては最大限やっぱり農家の要望に沿って、耕作ができるところは最大限の努力をすべきだと思っております。

しかし、その手だて、手段が限定されております、揚水機等がないのも含めてです。その点で今の段階では、市としては、これらの恐らく膨大な各箇所の水田に対

して、どういった基本的な対応をとる考えであるのか。これが特に住民、市民、農家の関係から見たら、市がどれだけ一生懸命やっているか。道路は基本的には、通行はほとんど可能になっています。残りはだから、せっかく植えたばかりの田んぼがどれだけやはり農家と市の努力によって、ことしも米が収穫できるか、ここに大きな力を市単独の予算も含めて投入しなければならないと私は強く思っております。

その点での市の考え方を、これは大休寺副市長にも具体例を挙げて申し上げておりますので、市長だけじゃなくて大休寺副市長も答弁してください。非常にこれは今後の五位塚市政に対する点でも大事だと思っております。ほかにいろいろ言いたい点がありますけれども、この点で答弁をしてください。

残りは、9月の一般質問で同僚議員から数々質問があろうかと思っておりますので、以上です。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方といたしましては、こういう災害で市民の生活が大変厳しくなっておりますので、まずは市民生活を守るための手だてをするというのが私たち行政の役目でありますので、そのためにこの間も努力をまいりました。

特に、市道・農道の土砂の撤去、これはもう本当に建設業組合の方々に朝から遅くまで頑張っていただきまして、とりあえず通れるようお願いをいたしまして、その対策をいたしました。

今後は今言われるように、水田の水路関係の用水をどうして流すかという問題であります。地元の土地改良区がしっかりしているところにつきましては、土地改良区と耕地課のほうでよく相談しながら、場合によっては地主さんの許可をもらって、そこにユンボを入れて、その土砂の撤去をして水を流すようにして解決いたしております。それについても地元の方々の協力がなければできません。私たちは、農家の方々がやはり自分のせっかくの米をつくれるように最大限努力をいたしますけれども、我々行政側はその農地に入る場合においても同意がないとできませんので、基本的にはそのお願いをしているところでございます。

今のところ、まだまだ今後大きな雨も台風等も心配されますので、いろんな形で復旧をすることが先決であります。今後、引き続き地元の方々と連絡をとり合って、用水が回復して田の耕作ができるように最大限努力をしたいというふうに思います。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

今、市長が申し上げたとおりが基本的な原則でございます。

各担当課、担当者も一生懸命やっております。基本的には今言われたとおり、植

えられる田んぼ——田んぼに植えてありますので、そこに水が来るように最大限努力はしております。それについては、まずは応急処置で手当てをすると、水が行くように。あと土砂をのこしてという形になります。

それでも大きな災害につきましては、財源的な問題がございますので、公共災害ということになります。そうなりますと、査定を受けてから10月以降ということになりますので、大きなものはそれで対応をしていきますけれども、それまで待てないというものもございます。そういうものについては10万円から40万円の市単独の災害復旧を利用させていただくと、20%負担がありますけれども。それをちょっと若干超しまして、どうしても水が欲しいというところもございますので、そういうものについては市単独の土地改良事業のほうで160万円程度まではできますから、そちらのほうで対応をしていくと。工事の部分についてはそういうことで、市単独事業で急ぐものはやっていくと。待てるものにつきましては、大きなものについては公共災害で自己負担等もございませんので、やっていくというのが基本的な考え方でございます。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

建設課分についてお答えいたします。

今回、補正予算をお願いしましたが、その後に取り残しといたしますか、判明した箇所につきましては先ほど市長が答弁いたしました。末吉管内の中津橋の決壊等を含めまして5件、2億7,500万円程度の公共災害があるのではないかと考えているところでございます。

また、その後、先日13日の土曜日から14日にかけて豪雨災害があったわけですが、それについても災害の報告が数カ所があるところでございます。また、その災害対応につきましては、市長、副市長が答弁いたしました。建設課の対応といたしましては職員が現地を調査し、市道の被災箇所の交通量、河川とそれから、それらの公共性、重要性、緊急性、増波等の危険性をいろいろ検討いたしまして、あわせて耕地の農道用排水路との兼ね合いをいろいろ協議を重ねて応急処置を建設業組合に、その緊急順位をもとにお願いをするということで対応しているところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

耕地課関係の今後の予算の関係でございますが、先ほども申し上げましたけれども、9月の定例会に国庫補助債の工事費で約5億万円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、農林振興課関係ですが、一応、6,500万円程度を今のところ考えております。

以上です。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

学校関係につきましては、先ほど大隅中のことにつきましては申し上げましたが、9月議会に概算ですけれども、3,500万円程度になるのではないかと考えております。

それから、体育館、校長住宅あるいは校舎等の雨漏りにつきましては、現在、見積もり及び職員による設計を行っておりますので、まだ概算額は出ていない状況でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、ただいまの各課長の答弁でも現在の段階で、概算で9月議会に約9億円弱——ふえるかもかもしれませんけれども、ということで非常に大きな今回の災害でありますけれども、1点だけ市長に確認をさせていただきます。

繰り返しますが、特に田んぼ、水田等、一過性のものではないといえます。ですから、水がまだ来ないところは水利組合と協議して——まだ水利組合が十分な機能を果たしていないところもあるわけで、そこは大変だと思うんですが、そこを含めてやはり水田については農家が田んぼをつくる意欲がある以上、あるところは、やはり市が最終的には協力し合って最後まで責任を持っていただきたいと考えております。これの確認の質問であります。というのは、現在までも金額の大きなのでは、いわゆるこの用水路に流す隧道が、いわば崩壊したところが何カ所あります。

隧道については、やはり非常に調査もそうでありますけれども、建設費も少なからずかかるかもしれません。直接的には関係ない、間接的には関連いたしますが、本年度の予算に約7,000万円を計上いたしております深川の宇都之上も隧道が壊れたために、この数haの田んぼについてお金をかけました。そうした点で、やはりこういうことも含めて、市のほうで最終的には責任を持つ体制で取り組んでいただきたい、これは非常に市民、農家にとっては大事なことだと思っております。大きなこの信頼と安心感が生まれるからでございます。その点もしっかりと答弁を、市の考え方としてしていただきたいと思っております。見解を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

私たちの地域の水田は、非常に先人たちが山のところを切り開いて、隧道で用水をしているところがまだかなり残っております。

今回、そのような隧道が見えないところで崩壊をして水が来ないというところは

あります。地元の方々がその隧道に入って砂を何日もかけて、水が来るようにしていたところも実際にたくさんあります。ただ、隧道の中が壊れているんだけど、それが外から見たときに災害の状況として判断ができないところがありまして、災害にかからないという非常に難しい部分もあるところでございます。そういうところについて、どのような形で水を流してあげるかというのが非常に難しいことでありまして、基本的には大体、隧道——この用水路のあるところは、田んぼのちょうど脇を用水路が通っておりまして、その隧道が非常に多いところであります。

そのところは、水は下流の人たちが使うのに、その隧道処理をするために上流の水田の中に入って崩土を除去しなきゃならない、そういう問題もあります。当然ながら、水を使う人とその水田の関係とは全く関係ないところもありまして、その合意をいかにしてもらおうかというのが非常に難しい問題があります。行政といたしましては、お互いに地元の方々とよく協議をしてなるべく協力してもらって、場合によってはそういう水田にもコンボを入れてもらって崩土を除去させていただくというお願いもしますけれど、これはあくまでもお互いの農家の地権者の合意がないとできない事業でありまして、引き続き努力はしていきたいというふうに思います。基本的な考え方でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長の答弁やら各課長の答弁、また議員の質問で今回の豪雨による災害が大変だということですが、私は河川と市道についての対応を質問したいと思います。

まず、河川ですが、ここの参考資料には3件という件数で今回調査、また応急委託並びに測量委託等が出ておりますが、今の質問の答弁の中で再三出ております中津橋です。中津橋についても一級河川で、今まで県のほうの災害工事の途中ということ等を見ても大変な状況でありますし、またちょうど櫛小の前で子供たちの通学ということ等を考えると、何でこうなったのかという言葉も出されています。

当然、今日まで県とのやりとりがあるかと思いますが、まずは端的に今後の建設課の中津橋等に対する予算的なものに2億7,500万円ほど見ておるということですが——この中津橋に当然対応されますが、その金額と、それから3件という箇所以外には把握していないのか。当然、曾於市の担当の河川等にも災害的に出ておるはずだと思いますけれど、応急委託がされておりません。そのあたりの状況を答弁を求めたいと思います。

あと今回の豪雨の災害で先ほども出ましたが、通行止めと迂回路等でやはりこの災害的な要素で今、片側通行とか通行止めになっている箇所、これについてどうか

すると災害のもらい災害じゃないかというような気もしますが、こういうのに対しては今後どう対応する考えなのか。災害とは全く切り離して、市のほうで対応するというふうにも受け取れますが、何かの形で対応できないものか。それでなければ、やはり今言ったように、もらい災害というような感じもしますし、一方から言うと、やはり日ごろの防災的なものが、いまいちまだ努力が足りないというふうにも見受けられます。

そういう意味から、とりあえず、河川と今後の市道に対する崩落の応急委託だけでなく今後の問題等をどういうふうに対応していくのか、今回の予算には出ているのかという気がしますが、入っているのであれば、件数の中にあるのであれば、1件でも2件でも報告を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

河川につきましては、基本的には一級河川、これについては国が予算を見ていきます。二級河川につきましては、国の管理のもと県が管理しております、当然ながら、これは県のほうで予算を見て、また今回も点検をされているようでございます。

今回の集中豪雨によって、河川も崩れているところはかなりあるようでございます。これについては地元からの声が、要望が出ておりますので、県のほうにつないでいるところでございますけれども、詳しいことについては建設課のほうで答弁をさせたいと思います。

あと市道につきましては、この間もなるべく側溝のないところについては、側溝を設けて流末の処理をずっとしてまいりましたけれど、これがまだ対応できていない部分もありました。そういうところでオーバーフローして、市道が崩れているところもありました。この間、市道沿いについては、縁石のところ土のうを積んで二次災害を防ぐための努力をしてまいりました。私たちも、そういうところを中心に今後、側溝整備を進めていきたいなというふうに思っております。

あと県、国に対してもやはり側溝のないところ、特に大隅の南校区でも今回、畑かんのパイプが崩れたところも市道の隧道が崩れたところも、側溝がないところもありました。当然そうになると、側溝がないために、そこに水が集まって市道を崩壊するという結果になっておりますので、そういう対策を今後要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

まず、中津橋のこれまでの経緯、それとこれからの対応ということになります。

先ほど副市長も答弁いたしました。この中津橋については7月7日現在、当時は被災しておりませんでしたので、県と協議をし、国の国交省の九州整備局からも現場を見ていただいて県の大淀川堤防の護岸の災害復旧工事ということで対応するというので決定したわけですが、その後豪雨等で橋台部分が洗掘し、倒壊したために改めて県と協議をし、市の道路の橋梁の災害ということで今後、国と協議をしていくこととなります。延長21m、幅員4mの橋ですが、現在その橋梁の復旧に係る工事につきましては、1億4,750万円という概算の工事費を算出しているところでございます。

今後の対応ということでございますが、今回の被災を受けまして今、県と協議をしているところでございますが、この橋梁の災害につきましては国交省、国との直接の事前協議を必要とするということになりますので、今後、早急に測量委託等を発注いたしまして、その図面をもとに国交省と協議をしていくということになります。

それから、そういうもらった災害についてということでございますが、この河川等の災害につきましては、河川の管理者である例えば県と協議をし、どちらが災害で申請していくかということも協議をした後に災害の申請をするということになります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

中津橋のことを再度進めたいと思いますが、国交省とも話が進んでいるということですが、改良復旧事業という形からでは進めないのか。でなければ、国交省はどうやってもとの橋を復元するという事等には、なかなかだと思えます。こうやってその場から地元の住民等のいろんな話を聞くと、橋脚のところはもう完全に潰れかけておったということ等もあるし、今見れば――再三ですが、大変な光景になっているのに橋の部分だけを市のほうで見るとなるとお金はかかるということですが、やはりこの分につきましては改良復旧事業を取り入れて進めて、あの橋をもうちょっと過去に今までの災害復旧で現況に返すような橋では大変だと思えます。

ですから、もう今の段階から、改良復旧事業等の段階で詰め寄る必要があると思いますが、それについての考え方を再度確認をしたいと思えます。と言いますと、あの橋は、あそこの現場に行けば昭和16年6月というプレートが張ってありますが、16年からこう指折り考えると、何で今までがこうだったかということ等を考えさせられます。ですから、この際ですので、学校の前の中津橋を立派な橋に戻すということも国に詰め寄っていただきたいと思います。

あと先ほどの質問の中で、ほかに河川に関する災害的なものは報告にないのか。当然、河川における堤防等も報告が入っているのかわかりませんが、クラックが入っている箇所、また特に中津橋の前後はもう工事を今している矢先ですので、そこらあたりから本当に県と国にお願いしてしてもらおうというだけでいいのか——国と県でしてもらうんですが、やはり我々地元から詰め寄っていかないかんというふうに思います。詰め寄っていく話し合いもあったと言いますが、そのような話の内容の答弁を求めたいと思います。

あと上流から見て右岸側のあそこが災害の応急がされておりますが、万が一あそこが決壊していたら——右側は民家があります。今までの災害がああいうふうな復旧で置いてあるという時点で、あの川の光景には本当に目が痛くなるような光景と私は見とっておりますし、そこらあたりの今回の災害との関連——当然、災害復旧に関して曾於市の分野ではないんですが、一級河川としては国、県に詰め寄るという意気込みはあるのか確認をしたいと思います。

あと報告の中には出てきていないです。まだ質問がほかにあるかと思いますが、あの周辺は河川からの増水で田んぼに災害的なものは見ておりませんが、あれだけの豪雨であればなかったのか、確認をしておきたいと思います。川と河川と堤防関係だけがあの周辺であって、耕地災害は全然今のところ見えません。届け出もないのか、耕地災害は出ていないのか、あの周辺は。左岸側、右岸側を入れて。確認をしておきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の櫛小学校前の中津橋につきましては、事業を取り入れて完成前の状況でありました。残念ながら、今回の大きな集中豪雨によって橋がもう使えない状態になってきましたので、これについては県にも国にも来てもらって、今の状態で復旧することは難しいという判断をされたようでございます。当然ながら、今度はそれに耐え得る橋をかけてもらうように、これは国に対しても強く要望をしまいたいと思います。

あと、この大淀川流域の水田の問題ですが、あちらこちらで水没をしております。橋の下のところも土砂が入って、もう残念ながら水田としてはちょっと機能をしないんじゃないかなというところもあります。新高尾にのぼるところの地域一帯がかなりの水没をしております、場所によってはそのまま水田として活用できるのかなというところもありますけれど、土砂が流れているところもあります。これは全体的にもそういうところが相当ありまして、いろいろと共済の保険をかけている方、かけていない人いろいろあるという状況でありまして、まだ市といたしましてはしっかりした調査はしておりませんが、今後もそういう状況をつかんでいきたい

なというふうに思っております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

建設課としての答弁をさせていただきたいと思いますが、今回の中津橋につきましては、中津橋本体の橋桁と、それから左岸側の橋台が決壊をしているところでございます。あわせて大淀川の護岸の堤防が決壊しているわけでございますが、今回この被災の状況は少しずつ変化をしているわけでございますが、今の状況で行きますと、この被災をしている部分について改修をするという申請になるのではないかと考えておるところでございます。

議員が言われます改良といいますが、先ほど言われました橋脚部分を取り除く、それから例えば幅員を広げるとか、そういうものについては、この災害復旧の被災額を国が決めます決定額を算出して確定した後に、改めてまた協議をして改良なり——そういった協議をしていくということになるところでございます。

それから、河川災害につきましてですが、先ほど抜けておりましたが、今回、補正予算をお願いする段階では公共災害3件ということでしたが、現在8件の災害の報告があるところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

いろいろ市長の答弁でも国との交渉は詰めていくということ等ですが、災害関連工事費が1億8,000万円以下となると橋もできるんじゃないかなというふうに思いますが、この災害復旧に対する等もぜひ進めてもらえれば——できれば立派な橋がかかったと最後にはこう笑顔を出したいというように思いますが、もらった災害を生かすというふうに進めていってもらいたいと思います。ぜひ災害等の関連事業に徹底して国に進めてもらって、そして採択基準に合う条件だと私は見ておりますので、橋も立派なものをかけて後年には両サイド、右岸側・左岸側も安心した河川になるように努力をしてもらいたいと思います。

あと確認で、河川はいつ崩壊するかわからないが、クラックの入った堤防等はやっぱり把握してもらって、その都度、県に届けてもらおうと。こっちがするわけじゃないわけですので、随時、曾於市の中を流れる大淀川等々、今後をにらんで県に再三届けるということで、今回まで何かいまいち手ぬるかったなあという箇所が、崩落的なものも見受けましたので、今日までの対応と今後の対応を答弁を求めたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

議員が言われます、その県管理の河川について市からの連絡ということでございますが、現在も地元から連絡が来た場合には即、県の管理する河川につきましては、県の大隅地域振興局曾於駐在のほうへすぐに連絡しているところでございます。

また、この大淀川につきましては、県が管理しているわけでございますが、今回、被災後に委託をいたしまして、現場を全線にわたって調査をしたということは聞いているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

中津橋につきましては、同僚の迫議員が詳しく聞かれましたので省略させていただきます。今回の農道関係でまだ復旧が進んでいないところでございますが、用水路等も先ほどからの質問にありますようにやられていまして、せめて農道復旧を早くしていただかないとポンプアップをするにも水田に行けないということで、確認でございますが、どこもでしょうけれど、私の地域のほうも河川の横に農道が走っておりまして、そこに倒木があります。公共災害等になった場合は10月以降とか査定があるようですけど、確認でございますが、この農道等はとりあえず通れるぐらいにはいつごろまでにはできるのか、公共災害の場合はそのまま査定を待つてされるのか伺います。

それと建設業の方にちょっと聞いたんですけれど、10月から消費税が上がるということで今、入札済みで10月まで——9月いっぱいには終わらせなくちゃいけない、耕地課、建設課等分の事業もあるところでありますが、それをこっちの災害復旧に引っ掛けたいけれど、それは工期までにやらなくちゃいけないという説明であるということで、これは延ばせないものかどうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

農家の方々から、水田に行けないところの崩土の除去のお願いが相当出てまいりました。

まず、市道を優先をせずと通れるようにいたしました。農道についても随時、それを対応してまいりました。ただ、水田周りの農道がまだ残っております。これについては随時、田んぼに行けるように対応したいというふうに思っております。だから、災害事業としてしなきゃならないのは別として、とりあえず行けるように崩土を除去して土砂を持ち出すということを今随時しておりますので、それはなるべく早く対応したいなと思っております。

あとについては担当課長から答弁させます。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

基本的には今、市長から説明のあったとおりでございまして、現地調査を行いまして随時、建設業組合のほうへ崩土・倒木等の除去はお願いしているところでございます。

いつになるかというところでございますけれども、それはちょっとはっきりは申し上げられませんが、随時、建設業組合のほうで対応をしているところでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

工事に関して、消費税の関係で9月までに完了してほしいという契約を結んでおりますので、基本的にはそれはそれをお願いしたいと思います。どうしてもそれができないということが具体的に出た場合は、我々は業者とまた相談してまいりますけれど、当然ながら予算の問題が出てまいりますので、そのことも含めて——まだ具体的にどうのこうのということはお出しておりませんので、ちょっと内部的に財政課、建設課、耕地課を含めて検討をさせていただきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

一カ所一カ所土砂が相当多いということで一生懸命、建設業組合のほうも頑張っているというところでありますが、いかんせん天気の方もなかなか回復しないということで二次災害等も危惧されるころではありますが、なるべく早く順次やっていただきたいと思います。

また、10月までに消費税が上がるということで建設業のほうでも、どうしてもそっちのほうで災害復旧の本格復旧事業はまだこれからでございましょうが、そういう相談があった場合は市長のほうも検討されるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（上村龍生議員）

水田関連の件でちょっと質問させていただきたいと思います。

水田で植えつけがされていて、そんなに災害も出ていないところで一番懸念されるのは、先ほど来、議論があるように水の確保だろうと思うんですが、個別的にはまた耕地課長のところに相談に行きたいと思うんですけれども、その水田関連で

私、また今後のことで一番懸念をするのは、先ほど来、河川の堤防が半分ぐらいつ壊れているところが、僕が確認しただけでもかなり——これは大淀川の堤防のところになるんですけれども、かなりあります。一番懸念するのは、今の状況でもし台風でも来て水位等が上がれば、もう必ず決壊をするなというところが何か所もあるんですよ。これは決壊をすれば、その地区の水田かれこれは全滅すると思うんですよ。

ですから、僕は直接、県の河川課にも連絡をしました。ニュアンス的には災害については調査をしますということでしたけれども、根本的なその抜本的な解決に向けた認識というか、意識というのはもう非常に低いのではないかなという印象を受けたんです。ですから、市としては直接は管轄ではないんですけれども、被害を受けるのは市民ですから、その辺をしっかりと強く要請をしていただいて、先ほど二次災害等の話も出ましたけれども、台風はもう必ず来ることを想定をしないと、これは災害対応はできないわけですから、市民、住民のこの大切な生命、財産、その中で水田の被害が出ないような方策の今後の対応をぜひ、これは市の責任として要望していただきたいと思うんですが、その辺の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

大淀川の上流の檜校区についても当然ながら、この間そういうことが予想されましたので、市も中に入って協議をして県の事業、国の事業で今補修工事をしていたところがございます。

そういう中での今回のような大きな災害でありましたけれど、県、国に対しても常時意見交換をする場がありますので、私たちが災害が起きてから補修するのではなくて災害が起きる前に最低限の手当てをしてほしいということは、引き続き意見を申し上げていきたいというふうに思います。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

まあ細部、個別については一般質問等で取り上げていきたいと思うんですけれども、応急補修にかかわらず、抜本的な対応をぜひ今後とも頭の中に置きながら協議をしていただければというように要望だけしておきます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

災害時の現在の応急作業で道路もしくは用水路等の土砂の撤去が進められているわけなんですありますが、特に3地区の中で大隅町のほうが非常に災害の対応件数が

多い状況であると思います。

それで、今の各3町にあります建設組合等団体との災害協定を結んでいる中で、各町ごとに各町の業者が対応しているわけではありますが、特に大隅のほうにおきましては箇所数が多いので、日数が非常にかかっております。せつかくのことでありますから、今回の災害で被災の少なかった財部・末吉等を含めて全協会の組合の皆さん方と協議して——災害復旧工事の場合は、財部・末吉の方が以前に大隅に来られたり、財部の災害のときにほかの町村の方が来られたりという状況もありますが、いかがですか。こういうときにこそ全市町を挙げて取り組むということで、緊急性を要することで、ほかの2町の建設業の皆さん方に応援要請をされたのか、現在の状況を——見受けられないものですから、その辺の見解と対応を伺いたい。

また、防災河川の堤防等のかさ上げ等の問題で、3年ほど前にもやっぱり河川の堤防を越えて田んぼが冠水したところが、恒吉から月野川のほうへ向けても多数ありました。

先ほどから市長も言われておりますが、防災の意味で地元のほうからずうっと堤防のかさ上げ、大きな費用がかかる工事ではないんですが、3年前の被災で田んぼが冠水して川から土砂が入ったところについての対応が、正直言って全くされていないような気がするんです。県と協議する場があるということで、県と協議しています、県に言っていますというだけではなく、もうちょっと一歩踏み込んだ対応として確実とした要望を県、国と対応できないものか、防災対策の意味として。その辺の見解、それと過去、前回あった災害から3年経過して、また同じところが浸かっております。その間の対応がどうだったのかをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

まず、各町ごとで災害が起きたときには、末吉の場合は末吉の建設業組合、大隅は大隅の建設業組合が中心となって皆さんに集まっていただいて、集中的に土砂の撤去をしていただいております。当然ながら、対応ができないときは、ほかの市町村——市町村というか、ほかの町からも応援をもらいます。

今回、末吉の場合でも、財部の業者の応援をもらって除去をしていただきました。今後、事業が展開していきますけれど、その事業の中で対応ができなければ当然ながら、財部の業者の方々にもお願いして対応をしていただきたいというふうに思っております。基本的にはそういう考えで思っております。

あと河川のオーバーフローの問題であります。財部の中谷地区についても500kgのフレコンをずっと積んでいただいて、あふれないように対応をしていただいております。具体的に今、恒吉のほうも言われたましたが、これについて私のほうはちょっとその状況をまだ見ておりませんでしたので、当然ながら、それが必要

であれば、県のほうに対応をお願いをしたいなと思っております。今後、全体的に県のほうに、そういうオーバーブローするようなところで二次災害があるようなところについては、引き続きお願いをしたいなというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

過去3年間の間に月野川が恒吉から月野を通っている菱田川の支流にあるんですが、県河川です。3年前、上がったんですよね。そのころもやはり地元から、そういう要望がありました。この3年間に、それについての対応をどのようにされたかをお伺いしたいということでもあります。

それともう一つ、災害復旧等に対する応援です。緊急時のことを申し上げておるわけでありまして、この緊急時のそういう対応のときにそれぞれ3町の建設業組合と協定を結んでいるんですが、それは地域限定なのか、曾於市全体——曾於市とその業界との協定だと認識していたところでもありますので、町を越えて緊急時の対応をまずは実際に要請されたのか。それが今回、大隅町のほうでは見られないような気がしておりますので、お伺いしているところです。

それとあわせて、先ほどから隧道の件について市長がいろいろ述べておられますが、用地とかいうのはもちろん地元の方と相談して対応するわけでありまして、抜本的なものを含めて今回、応急の中、そして災害復旧の中で検討していかなければならないと。これは今回の予算は暫定的でありますので、これから災害査定が進んでいく中で、もう今の段階ではっきりしていただきたいのが、隧道の崩落もしくは堆積における水が流れないと。地元の方が危険を冒して、その中の土砂を持ち出しておりますが、非常に危険な状況であります。

これ自体の作業を例えば、公共事業で土砂をのかすとかいうことは、労災上も認められない部分というのが相当あると思うんです。ですから、抜本的な考えというのを、これから災害復旧をしていく上で基本どう考えているのかをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回の災害の場合に土砂の搬出につきまして、基本的には先ほど言いましたように、大隅の場合は大隅の建設業組合が中心になって土砂を撤去していただきました。大隅のほうから、具体的にどうしてももう対応できませんから財部のほうから応援をしてもらえんのかという相談があれば、そういうふうになりましたけれど、今回はそれはなかったところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

いや、私が今そう言っただけです。

だから、私のほうでは一部、財部の方の要請をもらって末吉のほうでしましたけ

れど、後でそれは答弁させますけれど、今後そういうのがあったときにはそうさせますけれど、今回は直接は聞いていないところでございます。

あと、この基本的な考え方と言われました。暗渠については当然ながら、いろんなことが起きますので、現在もその暗渠の普及をしておるところで当然その土砂を除いて、そこにパイプを入れるところにつきましては原材料支給を今やっております。それについては地元の人たちが原材料をもらって、それを入れてやるという方法で今もお願いしておりますけれど、市が全面的に全てそういうことを全部やんなさいということは、なかなかこれは財政的にもできませんので、随時そういう要望のあるところについて対応はしていきたいというふうに思います。

あとについては担当課長から答弁をさせます。

○大隅支所産業振興課長（徳留 弘）

それでは、岩水議員のほうの御質問の中で、まずは月野川が3年前に上がったけれども、それまでの対応というのは話があったわけですが、この月野川につきましては28年災害のときに決壊したところ、そういったところの補修がなされております。ただ、こちらのほうといたしましても、水量がこういった形であふれて浸水する場所があるというようなことで再三お願いはしてきておりますので、今後についてもまた月野川の対応等、検討していただくように協議ができればというふうに思っています。

それから、建設業協会のほうにつきましては、土木災害、それから耕地災害それぞれありましたけれども、まずは土木災害のほうを優先させていただいて基幹道路のほうの確保、それから農道につきましては、その後というようなことになっております。

現在、用水路も含めて来た分につきましては、随時お願いをしている状況ではありますけれども、組合のほうから、どうしてもほかの町村のほうの応援をお願いしたいといったような要望が来ていないところでございますので、それぞれの業者さんにつきましては地区をそれぞれ割り振りしまして作業していただいておりますので早急に、また要望にかなえていない場所につきましては連絡をいただいて、その辺につきましては地元と調整をしていきたいというふうに思います。

それから、隧道につきましては、これにつきましては、おっしゃるように非常に対応が難しい状況でございます。用水の確保について土地改良区を含め、何カ所か隧道が詰まっているというような連絡をいただいておりますけれども、先ほど来ありますように、市長のほうからもありましたが、本工事という形で認めていただくのが非常に難しい状況でございます。

そういったことで、市といたしましては、できれば迂回をできるところは迂回を

していただくということで応急の用水確保というようなことができないか、それぞれで一応検討していただこうかというふうに思っています。先ほど言いましたように、自分たちの場所で何とか土砂の持ち出し等をしているところも実際ございます。以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第4 高校跡地利活用調査特別委員会の設置について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、高校跡地利活用調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の設置については、

財部地区の高校跡地利活用を図り、市政発展に向けて本市が将来にわたり魅力的で活力にあふれるまちとして行けるよう、本市議会としても総合的に対応する必要があると考えております。

そこで、調査研究を行うため、10人の委員をもって構成する高校跡地利活用調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、本件については10人の委員をもって構成する高校跡地利活用調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました高校跡地利活用調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、重久昌樹議員、鈴木栄一議員、湊合昌昭議員、上村龍生議員、宮迫勝議員、伊地知厚仁議員、渡辺利治議員、久長登良男議員、迫杉雄議員、徳峰一成議員、以上の10人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました10人を高校跡地利活用調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、高校跡地利活用調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時・場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで高校跡地利活用調査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

高校跡地利活用調査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。特別委員の皆さんは、第3委員会室にお集まり願います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時50分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開会されました高校跡地利活用調査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

高校跡地利活用調査特別委員会、委員長、宮迫勝議員、同副委員長、伊地知厚仁議員、以上のとおりであります。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて、令和元年第3回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時51分

令和元年第3回曾於市議會定例会

会期日程

令和元年第3回曾於市議會定例会会期日程

会期 40 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
9	6	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	7	土	休 日	
	8	日	休 日	
	9	月	休 会	
	10	火	休 会	
	11	水	本 会 議	○一般質問
	12	木	本 会 議	○一般質問
	13	金	本 会 議	○一般質問
	14	土	休 日	
	15	日	休 日	
	16	月	休 日	敬老の日
	17	火	休 会	
	18	水	本 会 議	○議案審議・委員会付託
	19	木	休 会	委員会
	20	金	休 会	委員会
	21	土	休 日	
	22	日	休 日	
	23	月	休 日	秋分の日

月	日	曜	会 議	摘 要
	24	火	休 会	委員会
	25	水	休 会	委員会
	26	木	休 会	委員会
	27	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決
	28	土	休 日	
	29	日	休 日	
	30	月	休 会	委員会
10	1	火	休 会	委員会
	2	水	休 会	委員会
	3	木	休 会	
	4	金	休 会	
	5	土	休 日	
	6	日	休 日	
	7	月	休 会	
	8	火	休 会	決算審査特別委員会
	9	水	休 会	
	10	木	休 会	
	11	金	休 会	
	12	土	休 日	
	13	日	休 日	
	14	月	休 日	体育の日
	15	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和元年第3回曾於市議會定例会

令和元年9月6日

(第1日目)

令和元年第3回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月6日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
(建設経済常任委員長報告)
- 第6 高校跡地利活用調査特別委員会の事務調査報告
(高校跡地利活用調査特別副委員長報告)
- 第7 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて

（以下5件一括議題）

- 第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（中山壽子氏）
- 第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（小原忠教氏）
- 第10 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸岡純昭氏）
- 第11 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（水枝谷孝志氏）
- 第12 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂口利幸氏）

（以下23件一括提案）

- 第13 議案第51号 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第14 議案第52号 曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第15 議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第16 議案第54号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第55号 曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

について

- 第18 議案第56号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第57号 曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第58号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第59号 曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第60号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第23 議案第61号 曾於市営住宅条例の一部改正について
- 第24 議案第62号 曾於市公共下水道条例の一部改正について
- 第25 議案第63号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第26 議案第64号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う文教厚生常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第27 議案第65号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第28 議案第66号 訴えの提起について（調停）
- 第29 議案第67号 訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）
- 第30 議案第68号 訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）
- 第31 議案第69号 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 第32 議案第70号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について
- 第33 議案第71号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第34 議案第72号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第35 議案第73号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

（以下5件一括議題）

- 第36 報告第5号 平成30年度曾於市健全化判断比率の報告について
- 第37 報告第6号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第38 報告第7号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第39 報告第8号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第40 報告第9号 平成30年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

（以下8件一括提案）

- 第41 認定案第1号 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第42 認定案第2号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第43 認定案第3号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第44 認定案第4号 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 第45 認定案第5号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第46 認定案第6号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第47 認定案第7号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第48 認定案第8号 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 重久昌樹 | 2番 松ノ下いずみ | 3番 鈴木栄一 |
| 4番 岩水豊 | 5番 渕合昌昭 | 6番 上村龍生 |
| 8番 今鶴治信 | 9番 九日克典 | 10番 伊地知厚仁 |
| 11番 土屋健一 | 12番 山田義盛 | 13番 大川内富男 |
| 14番 渡辺利治 | 15番 海野隆平 | 16番 久長登良男 |
| 17番 谷口義則 | 18番 迫杉雄 | 19番 徳峰一成 |
| 20番 原田賢一郎 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
 主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27名)

市 長	五位塚剛	教 育 長	瀬下浩
副 市 長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人
副 市 長	大休寺拓夫	学 校 教 育 課 長	川路道文
総 務 課 長	今村浩次	社 会 教 育 課 長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農 林 振 興 課 長	富吉浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商 工 観 光 課 長	竹田正博
企 画 課 長	外山直英	畜 産 課 長	野村伸一
財 政 課 長	上鶴明人	耕 地 課 長	小松勇二
税 務 課 長	山中竜也	建 設 課 長	新澤津順郎

市 民 課 長	内 山 和 浩	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	田 代 庄 市
保 健 課 長	桐 野 重 仁	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
大 隅 支 所 建 設 水 道 課 長	平 原 秀 人		

開会 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、令和元年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において九日克典議員及び伊地知厚仁議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月15日までの40日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は40日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告い

たします。

記。

所管にかかわる災害調査。

1、調査地、財部地区、渡下地区農道、大隅地区、市道河原飛佐線、末吉地区、中津橋。

2、調査期間、令和元年8月2日、金曜。

3、調査委員、迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

4、調査内容。

6月30日から7月4日にかけての梅雨前線による激しい雨は、今までになく大きな被害をもたらしました。また、7月3日の集中豪雨による雨量は421mmであります。(7月3日、13時から14時までの時間雨量は77.5mmであります。)を記録しており、特に深刻な状況でありました。

7月4日現在、豪雨災害応急作業委託状況は、耕地課関係で570件の1億5,000万円、建設課関係で269件の8,077万円であり、以降も増え続けている状況であります。特に、大隅地区に被害が集中しており、全体件数の半数を占めている状況であります。

委員より、今後の台風による二次災害等で被害拡大が予想される深刻な箇所もあるので、一日も早い復旧が望まれるとの意見がありました。また、森林伐採による災害も予想されることから、国、県を初め各関係機関に対し、改めて問題提起をして事態の打開や改善を図るべきであるとの意見がありました。

次に、農林畜産振興に関する調査(曾於市地区秋季畜産品評会)。

1、調査地、財部畜産指導センター、曾於中央家畜市場、末吉畜産指導センター。

2、期間、令和元年8月30日、金曜から9月3日、火曜、4日、水曜、3日間。

3、調査委員、8月30日、迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

調査委員、9月3日、迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

調査委員、9月4日、迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

調査内容。

(曾於市地区秋季畜産品評会)

曾於市畜産振興協議会主催の秋季地区品評会が、財部地区8月30日、大隅地区9月3日、末吉地区9月4日、それぞれ開催されました。

地区の出品頭数は、財部地区46頭、大隅地区32頭、末吉地区61頭で、曾於地区秋季畜産共進会への財部地区10頭、大隅地区13頭、末吉地区17頭の出品牛が決定されました。9月13日に開催される曾於地区秋季畜産共進会では、旧8ヶ町により選考された出品牛が最優秀賞を目指します。そこで選考され、9月28日に開催される鹿児島県畜産共進会に出品されます。

なお、種雄牛別では、華春福、美国桜が半数を占めていました。今後ますます日々の飼養管理に努めていただき、曾於市代表牛の健闘とさらなる畜産振興に努力されることを期待するものであります。結果については、報告書の最後に添付してありますので、御参照ください。

終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、建設経済常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 高校跡地利活用調査特別委員会の事務調査報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、高校跡地利活用調査特別委員会の事務調査報告であります。
特別副委員長の報告を求めます。

○高校跡地利活用調査特別副委員長（伊地知厚仁）

高校跡地利活用調査特別委員会事務調査報告書。

高校跡地利活用調査特別委員会の事務調査を下記のとおり実施しましたので報告
します。

記。

県外調査。

1、調査地及び調査事項。

（1）北海道夕張郡栗山町、旧雨煙別小学校廃校施設の活用（コカ・コーラ環境
ハウス）について。

（2）北海道帯広市、旧第六中学校廃校施設の活用（市民活動プラザ六中）につ
いて。

（3）北海道帯広市、帯広畜産大学の産業動物臨床施設について。

2、調査期間、令和元年8月6日、火曜日から8日、木曜日、2泊3日。

3、調査委員、宮迫勝、伊地知厚仁、重久昌樹、鈴木栄一、湊合昌昭、上村龍生、
渡辺利治、久長登良男、迫杉雄、徳峰一成、原田賢一郎。

調査内容。

旧雨煙別小学校廃校施設の活用（コカ・コーラ環境ハウス）。

栗山町は、新千歳空港から車で約1時間の距離にあり、1次、2次、3次産業の
バランスがとれた、人口約1万2,000人の町であります。

雨煙別小学校は、昭和11年に建設された木造2階建ての校舎で、歴史的な建造物
でありました。平成10年3月に廃校となり荒れていましたが、平成21年に、財団法人コカ・コーラ教育財団の支援と、延べ1,500人に及ぶ町民ボランティアの参加によ
って、当時の面影を残しつつも、新しく環境教育を行う宿泊可能な体験施設として
生まれ変わりました。80名収容の宿泊施設があり、地元の里山フィールドを生かした
自然体験、里山生活体験、夕張川やその支流での自然体験、間伐材を使ったクラ
フト体験、北海道の歴史学習など多様な自然体験教育プログラムが用意されており、
栗山町の子供たちだけでなく、全国の青少年や幼児から大人まで、栗山の身近な自
然と直接触れ合いながら、環境に対する理解を深め、人間的に成長していくことへ
の貢献を目指しています。

また、町内には立派な野球場やサッカー場があり、夏休み期間中は合宿等での利
用者も多くなっています。教育委員会も町内の学校授業の中で自然体験などをさせ
ています。

曾於市のたからべ森の学校では、農業関連の職業訓練や宿泊体験ができますが、
今後はスポーツや自然体験型宿泊を取り入れれば、もっと利用が増えるのではな

いかと感じました。

(2) 旧第六中学校廃校施設の活用（市民活動プラザ六中）。

帯広市は、北海道東部の十勝地方のほぼ中央に位置する人口約17万人の町です。明治16年に本格的な開拓が始まり、碁盤目状の道路網など計画的な市街地形成を行っています。また、農業を主要産業とする十勝地方の中心地であり、農産物集積地、商業都市としての役割を担っています。

さて、市民活動プラザ六中は、平成23年3月に廃校となった旧第六中学校を十勝障がい者支援センター、ふれあいデジタル工房、とちかち共同作業所の3つの団体で構成する市民活動プラザ六中管理運営コンソーシアムによって管理運営されています。

プラザ六中には3つの役割があり、1つ目は、障がいを持った方と一緒に働く場、活動する場であること。2つ目は、周辺に住んでいる地域住民がお互いに支え合える環境になれるように、サークル活動を通じてプラザ六中に集い、語り、支え合える関係を築ける場となること。3つ目は、地域の防災・減災拠点としての機能があること。プラザ六中は指定避難場所となっており、大勢の地域住民が避難できるように、防災備蓄庫や業務用厨房を完備しています。

私たちの地域とは少し違った町の中の廃校を利用した取り組みには、年間6万人が来館しています。このことは、誰もが支え手であり、誰もが支えてもらえる豊かな地域社会づくりの拠点施設の機能が十分備わっているからこそだと感じられました。

(3) 帯広畜産大学の産業動物臨床施設。

帯広畜産大学は、「農場から食卓まで」をスローガンに掲げ、食を支え、暮らしを守る人材を育成する唯一の農畜産に特化した国立大学であります。

産業動物臨床施設は、北海道大学との共同獣医学課程の教育実習施設として整備され、国際的、社会的リーダーとして活躍する獣医師を養成するとともに、アジアを先導して欧米水準の教育を実施し、また、目標とする欧州獣医学教育認証（E A E V E）を取得し、我が国の獣医学教育の発展に資することを目的としています。

背景には、これまでの日本の獣医学教育では国際的に不十分とされていた臨床教育を充実させるとともに、基礎生命科学の教育も充実させて、国際的に通用性のある獣医師を育成することにあります。

次に、施設設備について視察研修した際に、建物に入るときはスリッパに履きかえ、さらに臨床施設に入るときは、長靴、白衣の着用、消毒槽で消毒など徹底した防疫体制が構築されており、防疫の重要性を再認識したところです。

産業動物臨床棟には、牛、馬それぞれに区分された手術室と処置室が整備され、CT、MRI検査室もあり、産業動物の画像診断に利用可能な大型の撮影装置が設置されています。

その他の施設として、病態診断棟は、生体検査から病理解剖までの実務教育を行う施設、産業動物飼育棟は、牛3室、馬2室の入院房施設、ICU施設各2室を設置し、相互感染防止を考慮した飼育環境が整備されていました。

産業動物臨床棟は、高い天井と天井クレーンが印象に残りました。研修した施設は新築であること、馬も対象にしていることから高い天井になっているところです。牛の手術室、処置室と手術台を見る限り、もう少し低くても可能ではないか、旧財

部高校の既存施設の改修で対応できるのではないかと感じました。

財部高校跡地に、これらの産業動物疾病関連の教育センターを設置することにより、曾於市を初め鹿児島、宮崎、九州の畜産業の発展と、獣医師の質の向上、獣医師の確保に大きく貢献できるものと感じました。

また、委員会では、財部高校跡地及び校舎、体育館の施設の現地調査を行いました。なお、この事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照を願います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上で、高校跡地利活用調査特別委員会の事務調査報告を終わります。

日程第7 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年8月8日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については財源調整に伴う財政調整基金の繰り入れであります。歳出については、現年発生における農地・農業用施設及び公共土木施設災害復旧費に伴う職員手当等や委託料の増であります。この結果、歳入歳出予算の補正額は2,331万2,000円を増額し、予算総額は歳入歳出それぞれ246億4,463万3,000円となりました。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

承認案第6号については、以上で終わります。

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（中山壽子氏）

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（小原忠教氏）

日程第10 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸岡純昭氏）

日程第11 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（水枝谷孝志氏）

日程第12 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂口利幸氏）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第12、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの、以上5件を一括議題

といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第8、諮問第1号から日程第12、諮問第5号まで5件一括して説明をいたしますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者として提案するものであります。委員の任期は3年となります。

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

現委員である中山壽子氏の任期が、令和元年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

次に、日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

現委員である小原忠教氏の任期が、令和元年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

次に、日程第10、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

現委員である丸岡純昭氏の任期が、令和元年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

日程第11、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

現委員である中川晴雄氏の任期が、令和元年12月31日をもって満了することに伴い、その後任として水枝谷孝志氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

次に、日程第12、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

現委員である棚木原チヨ子氏の任期が、令和元年12月31日をもって満了することに伴い、その後任として坂口利幸氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

以上、日程第8、諮問第1号から日程第12、諮問第5号まで一括して説明をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

数項目質問いたします。

まず最初に、この人権擁護委員は、ただいまの市長の説明の中にもありましたけれども、人権擁護委員法に基づいての提案であり、また、今後の業務に当たることとなります。

質問の第1点であります。法令上は曾於市の場合は何名が定数枠になっているのか、今回5名であります。5名体制でそのもとで行われるわけですが、このことを含めて確認をさせてください。これが第1点。

それから、第2点目は、この人権擁護委員はボランティアという扱いと申しますか、対応がされておりますけれども、出会手当が幾らであり、そのほかにどれだけほかに諸手当があるのかどうか、あるとしたら報告してください。

第3点目、途中で、例えば人権擁護委員に問題が生じた、あるいは不測の事態が

生じた場合に、これは解任はできるのかどうか、するとしたらどの段階で、どなたがするシステムになっているのかどうか。これまで過去、事例ないんですけども、以上お聞きいたします。

第4点目、この人権擁護委員の1年間の例えば30年度の場合、出会数は何日ぐらいになっているのかどうか、あわせて、人権擁護委員の仕事は大きく3つあります。一つは人権相談、2番目が啓発、そして人権の保護に関する取り組みでございますが、本市の場合は、例えば30年度の場合、それぞれどれほどの出会で仕事をされてきたのか、以上でございます。

○市民課長（内山和浩）

それでは、質問のありました本市においては何名かということでございますけれども、これにつきましては、合併当時4万人を超えておりましたので、4万人以上6万人以下ということで9人となっております。現在9名で活動をしていただいているところです。

それから、出会手当等ということになりますけれども、人権擁護委員に対する費用弁償に関する政令というのがございます。この中に、弁償すべき費用の範囲ということで、人権擁護委員の方が各いろいろな行事に出られた場合は、旅費に係る費用のみということになっているようでございます。

それから、途中で退任をされるというような方が、病気とかいろいろありますけれども、退任された場合には、従前も行っておりましたけれども、そのやめられた月の後に途中で議会のほうにまたお願いをして、任命をするということになっておりますので、そのやめられた月の後にまた議会にお願いをするということになります。ただし、見つからない場合というのは、そのまま欠員のままでいくということになります。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問の中から、途中、いろいろと問題が生じた場合に、一応解任ということが人権擁護委員法上はできるのかどうか、できるとしたらどこがどういった形で法令上できるのかということについて、そういう質問です。

○市民課長（内山和浩）

途中で解任をするという行為につきましては、本人がやめるという場合と、あとは欠格事項の中にいろいろございまして、その欠格事項に該当するようなときにはこちらから……。

（何ごとか言う者あり）

○市民課長（内山和浩）

これは人権擁護委員法の15条のほうに委員の解嘱というのがございますので、こちらのほうで法務大臣が人権擁護委員の解嘱ができるということになっております。職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合、あと心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合、あと人権擁護委員たるにふさわしくない非行のあった場合ということになっているようです。

それから、30年度は何回かということですがけれども、こちらにつきましては、特設の人権相談が12回、人権教室4回、人権の花運動が3回、じんけんってなあーに運動1回、あと啓発活動が1回、あと研修会が2回ございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

確認かたがた質問をいたします。曾於市の場合は、9名の方々が仕事をされており、今回5名の提案ということでございますが、一応、あくまでもボランティア的でありまして、出会手当に対しての旅費のみが支給されるということであるようでございます。確認かたがたでありまして、2回目答弁の中で間違っていたら訂正してください。

そして、もし任期途中で問題があった場合は解任といいますか、これは法務大臣が一応解任ができるということが法の15条でうたわれているということでございます。

質問でありますけれども、現在提案されている5名に関連いたしまして、一応、これ提案者の市長の考え方になろうかと思うんですが、もし仕事を持っておられる方の場合も、一応提案の対象として考えているのかどうか。今回、5名の中で現在でもまだ仕事を持っている一定の額の所得があるという方々が何名おられるか、これが質問の第1点でございます。別にこれについての規定は全くないのかどうかを含めて答弁してください。

第2点目は、曾於市の場合は今回の5名に見られますように、一応高齢者といいますか、年齢的に70歳前後の方々が60代から全員でございますけれども、これは別に年齢上の制限はないと理解いたしております。識見を含めてという規定はありますけれども、その点の一般的にはもちろん人生経験の豊かな方々が対象となるのは当然でございますけれども、全く40代、50代の方が入っておりませんが、そうした考え方は今後の9名の中に何名か入れるという考え方はないのかどうかです。40、50でも若い世代じゃないんですけども、しかしこの人権擁護委員の方々から見たら若い層に入るかと思っております。その点での考え方を聞かせてください。以上です。

○市長（五位塚剛）

人権擁護委員の提案者の中に仕事を持っておられる方がいるのかということでございましたが、現在、自営業の方もおられるようでございます。何名いらっしゃるのかというのは、また担当課長から説明をしたいというふうに思います。

大体、この人権擁護委員をお願いする方々というのは、もう御承知のように、ある程度いろんな人生を乗り切ってきて、いろんな知識を持って、またいろんな相談を受けられる、そういう地域でも信頼のある方が中心になっているんじゃないかなと思っております。40代、50代でそれにふさわしい方があれば、それは可能だというふうに思います。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

それでは、仕事をしていらっしゃる方につきましては、5名の方が仕事をされております。現在の委員の方でございます。

それから、先ほどの65歳以上のことについてですけれども、最初に委員を任命するときには、68歳以下の人を新任として候補者としてお願いをするようになっております。あと60……。

（何ごとか言う者あり）

○市民課長（内山和浩）

あります。人権擁護委員規定といたしますか、人権擁護委員の候補者の推薦手続に当たってというところの部分で、鹿児島地方法務局の人権擁護課から通知が来ておりまして、この中に推薦をする者の年齢の制限についてということで、新任の場合は68歳以下、それから再任の場合の候補者は75歳未満ということでありまして、現在の委員においては年齢は問わないということになっております。

○19番（徳峰一成議員）

仕事の中で、市の公的な仕事の人は何名なんですか。

○市民課長（内山和浩）

現在の委員の中では1名になります。

○19番（徳峰一成議員）

今の課長答弁にありましたように、一応、年齢に対する上限の制限はあるんですよ。これはお互い確認したいと思います。年齢のことで言いますと、人生経験を豊かというのは一般的には高齢の方々ということになりますけれども、例えば、広く考えた場合に、裁判官、30代、40代でなっているのが当たり前です。また、裁判に関する民間からのいわゆる各種の調停委員です。調停委員ももう40代、50代というのはもう当たり前ですよ、昔から全国的に。ですから、人生経験の豊かな高齢者、60代以降の人たちが最適とも限らないと思うんです。これはもう昔からです。ですから、その点は、今後やはり角度を変えて考えていくべきじゃないかと思っておりますので、再度、市長答弁をお願いしたいと思っております。

第2点目であります、仕事は全部持っておられると、その中で公的な仕事を持っている人が1名おられますけれども、この点については、これはいいとか悪いとかというのは今後考えていかなければいけないでしょうけれども、全ての公的な仕事は問題ないということは言えないと思うんです。人権擁護委員の関連から。そのあたりは議論されたことがあるのでしょうか。そのことを含めて公的な仕事をしているからだめだということで、単純化はしてはならないんですけども、一定のやっぱり線引きは必要じゃないかと思っております。

以上、2点について答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

人権擁護委員をお願いをしてやってもらえる方というのは、そんなにたくさんいらっしゃらないというふうに思います。また、若い人でそれだけの知識を持って私たちの市内でできる方というのは、なかなか私たちも見つけることができない状況であります。今後、広く市民の中にやっぱり地域的に非常に信頼のおける方でそういう能力を持った方がいらっしゃれば、積極的にお願いをしたいなと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

公的な仕事。

○市長（五位塚剛）

公的な仕事を持っている方でも、法的に問題があるわけじゃありませんので、基本的にはそういう方々も問題なければまた引き続きお願いしたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、諮問5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで、意見調整のためしばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控え室にお集まり願ひます。

休憩 午前10時38分
再開 午前10時45分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任である旨、答申することに決しました。

お諮りいたします。次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任である旨、答申することに決しました。

お諮りいたします。次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号は適任である旨、答申することに決しました。

お諮りいたします。次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号は適任である旨、答申することに決しました。

諮問第1号が漏れておりましたので、再度お諮りいたします。

お諮りいたします。まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任である旨、答申することに決しました。

-
- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第13 | 議案第51号 | 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第52号 | 曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第53号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第54号 | 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第55号 | 曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第56号 | 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第57号 | 曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第58号 | 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第59号 | 曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第60号 | 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第61号 | 曾於市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第62号 | 曾於市公共下水道条例の一部改正について |
| 日程第25 | 議案第63号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第64号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う文教厚生常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第65号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第66号 | 訴えの提起について（調停） |
| 日程第29 | 議案第67号 | 訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地） |
| 日程第30 | 議案第68号 | 訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地） |
| 日程第31 | 議案第69号 | 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について |
| 日程第32 | 議案第70号 | 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第33 | 議案第71号 | 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第34 | 議案第72号 | 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第35 | 議案第73号 | 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について |

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議案第51号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから日程第35、議案第73号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上23件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第13、議案第51号から日程第35、議案第73号までを一括して説明をいたします。

日程第13、議案第51号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、現在の臨時職員及び非常勤職員を令和2年4月1日から会計年度任用職員として任用することに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため提案するものです。

次に、日程第14、議案第52号、曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について説明をいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、森林環境譲与税が創設され、毎年度交付される森林環境譲与税を今回提案する基金に積み立て、それを利活用することにより森林環境の整備に関する施策、森林整備を担うべき人材の育成及び確保並びに森林に有する公益的機能に関する普及啓発等を促進するため提案するものです。

次に、日程第15、議案第53号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係条例の関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第16、議案第54号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、条例に定める欠格事項の規定を改正するものです。

次に、日程第17、議案第55号、曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、会計年度任用職員制度の導入及び成年被後見人等に係る欠格事項その他権利の制限に係る措置の適正化等が図られることに伴い、関係条例の関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第18、議案第56号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、

会計年度任用職員制度の導入及び成年被後見人等に係る欠格事項その他権利の制限に係る措置の適正化等が図られることに伴い、関係条例の関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第19、議案第57号、曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、会計年度任用職員制度の導入及び成年被後見人等に係る欠格事項その他権利の制限に係る措置の適正化等が図られることに伴い、関係条例の関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第20、議案第58号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について説明をいたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、これにより印鑑登録証明事務処理要領が改正されることに伴い、さまざまな活動で旧姓を使用できるよう関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第21、議案第59号、曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、災害援護資金の貸し付け及び延滞利率の切り下げや償還方法の追加、保証人の要件等が緩和されたことに伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第22、議案第60号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、条例に定める欠格事項の規定を改正するものです。

次に、日程第23、議案第61号、曾於市営住宅条例の一部改正について説明をいたします。

昭和51年度に建設された市営住宅の菅渡第5団地及び昭和29年度に建設された市営住宅の中松田団地を老朽化に伴い用途廃止し、昭和45年度から昭和53年度に建設された市営住宅の桜ヶ丘団地を住宅建設事業に伴い用途廃止をするため提案するものです。

次に、日程第24、議案第62号、曾於市公共下水道条例の一部改正について説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る権利の制限に係る措置の適正化を図るため、条例に規定する指定の基準を改正するものです。

次に、日程第25、議案第63号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う総務常任

委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第26、議案第64号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う文教厚生常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第27、議案第65号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について説明をいたします。

消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税である消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日から引き上げられることにより、総務常任委員会、文教厚生常任委員会及び建設経済常任委員会所管の関係条例に規定する使用料等を改定するため、本案を提案するものであります。

総務常任委員会の所管する条例については、曾於市大隅弥五郎伝説の里の設置及び管理に関する条例のほか8件、文教厚生常任委員会の所管する条例については、曾於市立診療所の設置及び管理に関する条例ほか25件、建設経済常任委員会の所管する条例については、曾於市花房峽憩いの森の設置及び管理に関する条例のほか20件の条例を一部改正するものであります。

次に、日程第28、議案第66号、訴えの提起について説明をいたします。

市営住宅の住宅使用料の納入について、毎月末までにその当月分を支払うことが、入居時に提出する誓約書に明記されており、また、その誓約書に入居者本人及び連帯保証人が記名押印し、提出していただいております。

しかしながら、平成30年度の現年度分住宅使用料の収納率は98.7%、過年度分は20.3%であります。これまで滞納対策として、担当職員が督促状や催告書の発送、電話や戸別訪問、連帯保証人への連絡等を行ってまいりました。

今回、調停を申し立てる相手方は、これらの対策をしても住宅使用料を納入せず、その未納期間が12カ月以上または滞納額が10万円以上の長期滞納者であります。

住宅使用料は、市税とは異なり、法的判決がなければ、給料の差し押さえや住宅明け渡しの強制執行することができません。今回、訴訟とせず調停申し立てしたのは、裁判所の調停委員の立ち会いのもと、住宅の明け渡しや滞納家賃の支払いについて話し合いにより解決を図るためであります。

つきましては、この市営住宅の住宅使用料の長期滞納者に対して、市営住宅明け渡し等調停事件に関する調停申し立てをするため、本案を提案するものであります。

次に、日程第29、議案第67号、訴えの提起について説明をいたします。

今回、訴えの提起を申し立てる相手方は、滞納対策を行っても住宅使用料を納入せず、平成21年度に調停の申し立てを行っておりますが、調停内容が守られていない入居者1人と、市営住宅を無断退去した者1人の長期滞納者であります。

この市営住宅の住宅使用料の長期滞納者2人に対して、市営住宅明け渡し等の訴えを提起するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第30、議案第68号、訴えの提起について説明をいたします。

市営住宅の桜ヶ丘団地は、建替事業が決定されたため、入居者全員に明け渡し通知を行っておりますが、当該相手方のみ、明け渡し期限が到来しているにもかかわらず本件建物を明け渡さず、使用継続しております。

市営住宅移転承諾書に入居者本人が記名押印し、明け渡し期限までに退去することが明記されている承諾書も提出していただいております。これまで対策として、住宅担当課職員の戸別訪問等を行ってまいりました。

今回、訴えの提起を申し立てる相手方は、市営住宅の明け渡し期限を守らず、話し合いによる解決が図られない入居者であります。

今回、調停による解決が期待できないことから、市営住宅明け渡しの訴えを提起するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第31、議案第69号、平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明をいたします。

認定案第8号、平成30年度曾於市水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が6,301万6,298円となり、当該剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により、翌年度繰越利益剰余金として処分するため提案するものであります。

次に、日程第32、議案第70号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に18億7,174万9,000円を追加し、総額を265億1,638万2,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であり、7ページの第2表のとおり、市役所庁舎管理費電気料ほか2件について期間及び限度額を定めています。

第3条は、地方債の補正であり、8ページの第3表のとおり、急傾斜地崩壊防止対策事業ほか6件を追加し、9ページのとおり、公民館施設整備事業ほか1件について限度額を変更しています。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、市税は、軽自動車税環境性能割の新設に伴い現年課税分を498万3,000円、地方譲与税は、森林環境譲与税の新設に伴い2,456万円、環境性能割交付金は新設に伴い559万8,000円、それぞれ追加しております。

自動車取得税交付金は、令和元年度税制改正により、10月1日以降廃止されることから、1,970万円減額しております。

分担金及び負担金は、災害復旧費分担金の現年発生農地災害復旧費分担金を2,330万円追加しております。

国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を2億5,766万2,000円、災害復旧費国庫補助金の現年発生公立学校施設災害復旧費補助金を2,962万6,000円をそれぞれ追加するものが主なものです。

県支出金は、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を3億4,790万円、農林水産業費県補助金の林道災害復旧事業費補助金を4,550万円、それぞれ追加するものが主なものです。

寄附金は、指定寄附金の図書購入基金寄附金を118万4,000円追加するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を1億3,066万4,000円、繰越金は、前年度繰越金を5億2,104万4,000円、市債は、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費を2億530万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1億2,850万円、それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、財政調整基金の積立金の追加により総務基金管理費を3億5,000

万円、畜産クラスター事業費補助金の追加により畜産クラスター事業を3,189万8,000円、森林環境譲与税事業の追加により2,456万2,000円、梅雨前線豪雨による災害発生により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を7億3,805万1,000円、林業施設災害復旧費を9,846万1,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を4億8,230万7,000円、現年発生公立学校施設災害復旧費を4,444万円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第33、議案第71号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2万1,000円を追加し、総額を55億2,843万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、賃金単価改正によるもので、歳入については、繰越金を2万1,000円、歳出については、保健事業費の保健衛生普及費を2万1,000円追加するものです。

次に、日程第34、議案第72号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4,000円を追加し、総額を1億1,334万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、消費税率改正に伴う浄化槽使用料の追加等によるもので、歳入については、分担金の浄化槽設置工事分担金現年度分を6万2,000円、使用料の浄化槽使用料現年度分を41万6,000円それぞれ追加し、他会計繰入金の一般会計繰入金を47万4,000円減額するものです。歳出については、賃金単価改正により施設整備費を4,000円追加するものです。

次に、日程第35、議案第73号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に8万4,000円を追加し、予定額を5億4,360万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、賃金単価改正により賃金を8万4,000円追加しております。

以上で、日程第13、議案第51号から日程第35、議案第73号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

日程第36 報告第5号 平成30年度曾於市健全化判断比率の報告について

日程第37 報告第6号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第38 報告第7号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第39 報告第8号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第40 報告第9号 平成30年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第36、報告第5号、平成30年度曾於市健全化判断比率の報告についてから日程第40、報告第9号、平成30年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第36、報告第5号から日程第40、報告第9号までを一括して説明をいたします。

日程第36、報告第5号、平成30年度曾於市健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

まず、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率であります。実質収支額が5億7,104万5,000円の黒字であることから、数値はありません。

次に、普通会計に公営企業会計を加えた連結実質赤字比率であります。全ての会計で黒字決算となっていることから、数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債比率であります。本市の比率は5.9%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

次に、特別会計や一部事務組合を含めた地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率であります。将来負担額がマイナスとなっていることから、数値はありません。

本市では、財政4指標のいずれも基準以下となりました。

なお、各指標の計算方法については、平成30年度曾於市一般会計主要施策の成果103ページから117ページに記載のとおりであります。

次に、日程第37、報告第6号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。実質収支額が676万円の黒字であることから、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第38、報告第7号、平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率についてであります。実質収支額が26万5,000円の黒字であることから、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第39、報告第8号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計の資金不足比率についてであります
が、実質収支額が3,301万4,000円の黒字であることから、資金不足比率の数値はあり
ません。

次に、日程第40、報告第9号、平成30年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報
告について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するも
ので、流動資産の部が11億7,634万1,000円、流動負債の部が9,266万7,000円で、剰
余額が10億8,367万4,000円となり、資金不足比率の数値はありません。

以上で、日程第36、報告第5号から日程第40、報告第9号まで一括して説明をい
たしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

報告の第5号について質問いたします。

法律上は、地方自治体における財政健全化を図る一つの目安、考え方として、た
だいま報告があった実質赤字比率から将来負担比率まで4項目があります。そして、
一定の国としての規準が示されております。

質問であります、平成30年度の例えば実質公債比率は、本市の場合が5.9%でご
ざいますけれども、ちなみに平成29年度、28年度の実質公債比率は幾らであったかお
答えください。

第2点目、全体として、以前から私、素朴に感じているんですが、国の示した基
準というのは、余りにも基準が緩和というか、非常に弱いと受けとめております。
例えばこの資料にもありますように、早期健全化基準が25となっております。つま
り、25%を超えたら問題である。ちなみに、鹿児島県内の全ての市町村で25%前後
というのは、恐らく1つもないと思うんですね。恐らく全国的にも1つ、2つある
でしょうか。

そういった点で、市長はこの基準について、実質公債比率に限らず、実質赤字比
率から将来負担比率まで、数字が余りにも、実際、数字が弱いというか、そうい
った受けとめ方はしておられないかどうか、率直なお考えを答弁してください。

次に、報告6号、7号、8号、9号について、まとめて質問いたします。

これも、特別会計等の財政健全化を図る、いわゆる一つの見方としての資金不足
比率についての指標でございます。質問でありますけれども、ただいまの答弁では、
例えば実質収支が、この水道事業会計を除いて、これは考え方が違いますけど、報
告の仕方が違いますけども、全て黒字であって、赤字でないという報告でございま
したけども、ある面では、これは当然のことでございますけれども、ちなみに、こ
の報告6号、7号、8号、9号の平成30年度における一般会計からのそれぞれの特
別会計への繰入金が幾らであるのかお聞きをいたします。

まとめて質問いたしますけれども、一般会計からの繰り入れがある中で、実質収支
が黒字であると。だから、財政上問題がないという捉え方が、客観的に見ていいの
かどうかという、非常に迷うところでございます。この点についてはどうでしょう
か。

例えばそれぞれ事例は挙げられますけれども、報告6号でいいますと、つまり公共

下水道、実質収支がわずかにとといいますか、676万円なんですね。一方、30年度における一般会計からの公共事業への繰入額は、先ほどの答弁していただくよう質問いたしましたけども、676万円どころじゃないんですね。

そうした点で、一般会計からの繰り入れとの関係で、国としては、この資金不足比率については、どういった基本的な、財政健全化の立場から、それを図る一つの指標として、どのような考え方を持っているか報告していただきたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財政の状況を見る指標については、国が示しておりまして、私がどうこうという問題じゃないような気がいたします。市長として、25%が、実質、鹿児島県を含めて、そんなにないだろうと思います。一部、北海道の夕張では、そういう状況がありまして、再建団体に入って、いろんな手だてがされました。

私たちは、この問題につきましては、事業をどんどんやれば、財政上は非常に厳しくなると思います。そのあたりを含めて、財政状況を見ながら、国の補助金やら、また借り入れの状況を見ながらやってきておりますので、その結果、今の数字が出ております。

また、一般会計からの繰り入れについては、これは当然認められている内容でありまして、担当課もそのことを前提として、事業を1年間進めてまいりますので、その結果で、その見方については、これはやむを得ないかなと思っております。

あとについては、担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今御質問のありました実質公債比率についてでございますが、29年度が5.3%、28年度が5.5%となっております。

以上です。

（「全国で25%以上のありますか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。そこは確認しておりません。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

私のほうからは、報告第7号、生活排水処理事業特別会計の一般会計からの繰入金について報告させていただきます。

生活排水事業の一般会計からの繰入金額は2,189万5,000円でございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時29分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

まことに申しわけございませんでした。一般会計からの繰入額でございますが、公共下水道事業の特別会計が1億1,548万4,000円でございます。続きまして、笠木の簡易水道事業の特別会計でございますが、これにつきましては、329万円でございます。それから、最後になります。水道事業会計につきましては、4,109万5,000円となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私が1回目、なぜこういった質問をしたかと言いますと、旧町時代はお互い御承知のように、こうした財政問題に対する議会での報告事項はなかったですね、市長も長く議員されていて。これが合併後、法律ができてきたと。別に悪いことじゃないんです。悪いことじゃないけども、それぞれ示された国の基準が、余りにも実情からかけ離れているんじゃないでしょうかということ提起しているんです。これは議会サイドとしても、国に意見を上げることも大事だし、市町村としてもやはり実態にかみ合った財政課の報告を議会でも審議することがいいんじゃないかという観点で、問題提起を含めて質問をしているんです。

例えば、公共下水道でいいましても、実質収支は676万円の黒字です。だから基本的には問題ない。資金不足比率は一応ありません。しかし一方で、一般会計からの繰り入れが1億1,548万4,000円あるんです。これはつまり、この計算の基礎に全く入っていないんです。一般会計からの繰り入れがいいとか悪いとかいって単純化しているものではないんです。私、基本的には特別会計でも一般会計の繰り入れをやりなさいということ、大分昔から基本的にはその立場です。しかし、一般会計の繰り入れがあるのとないのでは、その特別会計の財政的な判断の目安というの、全然考え方違ってくるでしょ。特別会計として設置されている、しかし繰り入れなしには対応はできないということ、大きな、あるいは少なくない一般会計の繰り入れをやっていると。それはしかしこの報告の中には含まなくてもいいんですよという形で、どこの市町村も議論をしていると。実態から離れているんじゃないかと、その点は国が示したことだからという先ほどの市長答弁は、私はやはり主体性がないと思っております。我が曾於市としてこの問題を考えた場合にどうかと。やはり、改善の余地があるんだったら、これは議会も一定の責任がありますけども、国にやはり実態にかみ合った議会でのこの議論がされるように、この算定のあり方も現実的に変えるべきじゃないかという意見を、私上げるべきじゃないかと思うんです。それがより当局と議会とのいわゆる生産的な議論として役立つんじゃないかと思っております。この点で意見があったら答弁してください。

○市長（五位塚剛）

私も長いこと議員をしております、こういう前提で予算を審議をしてまいりました。赤字にしようと思えば、やり方によってはどんどん事業をすれば赤字になると思うんです。そういう中で実際やっているわけでありまして、なるべく黒字を出すような形での行政もしなきゃなりません。そういう中で一般会計からの繰り入れ等も認められておりますので、それは一つの意見だというふうに受けとめておきたいと思えます。

このことについて、私が国に対してこの制度をもうちよっと見直しをしろと言っても、簡単にできるものじゃないんじゃないかなと思っておりますけど、やはり予

算の中身が基本だと私思っております。中身の執行のあり方が本当に市民にとって大事なものであるかというところが、やはり議会の皆さんたちにチェックをしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問です。予算の中身、執行した中身が決算なんですよ。決算で十分深く議論して精算でやったらいいんです。あくまでここは国が示した法律に基づき、いわゆるそれぞれの会計における資金不足比率を含めたこの議論であります。ですから、そのたたき台の前提が弱いんじゃないかと思っています。

恐らく、これは曾於市だけじゃないと全国的に数ある市町村議会でも、私と同じような意見がかなり出されなけりゃいけないし、出されていると思います。財政を統括する副市長はどうですか、見解は。

○副市長（八木達範）

それじゃあお答えしたいと思います。市長も再三答弁いたしているとおり、このことにつきましては、国が示している基準ですので、ですからいろんな研修会でこういう意見も全然出ておりません。今後、そういう場があれば、それは意見として、うちの議会ではこういう意見が出たということは出したいというように思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告5件については、以上で終わります。

-
- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第41 | 認定案第1号 | 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第42 | 認定案第2号 | 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第43 | 認定案第3号 | 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第44 | 認定案第4号 | 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第45 | 認定案第5号 | 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第46 | 認定案第6号 | 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第47 | 認定案第7号 | 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第48 | 認定案第8号 | 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について |

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第41、認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第48、認定案第8号、平成30年度曾於市水道事業会計決算の認

定についてまでの、以上 8 件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第41、認定案第1号から日程第48、認定案第8号までを一括して説明をいたします。

日程第41、認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

本市の平成30年度当初予算編成は、市民にやさしい市政運営、人と自然を生かした活気ある地域づくり、教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり、人口増を目指し、地域活性化の推進、農・畜産物生かした所得倍増のまちづくりの5つを基本方針として、少子高齢化対策や保健予防及び健康づくりの推進、住みよい安全・安心なまちづくり、農業や商工業の産業振興、観光施設の整備、市道や公営住宅等の社会生活基盤の整備、教育の振興や充実に重点的に取り組みました。

また、本市の主要な財源である普通交付税の合併算定替えによる特例交付について、平成28年度から段階的に縮減されたことから、徹底した事務的経費の削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し執行したところです。

決算の概要は、歳入総額257億8,990万9,000円、歳出総額251億93万8,000円で、歳入歳出差し引き額は6億8,897万1,000円となりました。歳入歳出差し引き額から令和元年度へ繰り越すべき財源1億1,792万6,000円を差し引いた実質収支は、5億7,104万5,000円となり、同額は令和元年度への繰越金となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税88億1,280万1,000円、市税33億6,804万1,000円、国庫支出金27億7,782万1,000円、県支出金19億9,390万1,000円、市債24億4,780万円です。

歳出決算額の主なものは、民生費73億4,709万9,000円、公債費34億673万5,000円、商工費32億5,822万8,000円、農林水産業費23億3,849万2,000円、総務費22億1,721万5,000円です。

財政分析については、平成28年度からの3カ年の決算総額、財政指数及び財政健全化判断比率、基金残高の推移及び市債残高の推移を含めて報告いたしております。

次に、日程第42、認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、随時、法の改正が行われ、国保財政の健全化を図りつつ現在に至っております。

平成30年度からは、都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担い、市町村と共同で運営することになりました。

本市においては、加入者の高齢化等を背景に、依然として医療費は増加傾向にあるため、生活習慣病の早期発見や早期予防を図ることを目的として、特定健康診査及び特定保健指導事業等を充実させるとともに、受診率向上の一環である特定健診とがん検診を組み合わせたミニドックや30歳から39歳までの早期介入健康診査及び保健指導を実施いたしました。また、医療費適正化及び重症化予防のため、脳卒中対策プロジェクト事業、慢性腎臓病対策連携事業に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額56億9,185万3,000円、歳出総額55億4,320万9,000円で、歳入歳出差し引き額は1億4,864万4,000円となりました。しかし、単年度における

実質的な収支は、前年度繰越金 2 億 4,288 万 2,000 円及び法定外繰入金 1 億 5,000 万円を差し引き、基金積立金 5,000 万円を加えると、1 億 9,423 万 8,000 円の赤字となったところ です。

次に、日程第 43、認定案第 3 号、平成 30 年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の算定や医療費の支払い等を行っております。市町村は、所得割と均等割をもとに被保険者一人一人に賦課された保険料の収納と保険証交付等の窓口業務を行っております。

決算の概要は、歳入総額 5 億 6,171 万円、歳出総額を 5 億 5,966 万 4,000 円で、歳入歳出差し引き額は 204 万 6,000 円となりました。この繰越額については、出納整理期間中の平成 30 年度分の保険料等であり、平成 31 年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第 44、認定案第 4 号、平成 30 年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

我が国では、少子高齢化が急速に進み、2025 年には団塊の世代全てが 75 歳を迎えることが予想され、日本社会は超高齢化社会の中で、認知症高齢者などの要介護者の増加に向き合うこととなります。曾於市においても、65 歳以上の高齢化率は既に 40% を超え、新しい介護予防に向けた地域包括ケアシステムの構築が課題となってきました。平成 30 年度には、前年度整備した曾於市独自の多様なサービス、新しい総合事業の取り組みの推進を行いました。

決算の概要は、歳入総額 57 億 113 万 1,000 円、歳出総額 54 億 6,172 万円となり、歳入歳出差し引き額は 2 億 3,941 万 1,000 円となり、平成 31 年度への繰越金となりますが、平成 29 年度からの繰越金 2 億 8,975 万 3,000 円と比較すると 5,034 万 2,000 円少なくなっております。今後も、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けていけるよう努めながら、健全財政に取り組んでまいります。

次に、日程第 45、認定案第 5 号、平成 30 年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

下水道は生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。本市では、平成 9 年度より事業を開始しており、22 年が経過しております。曾於市下水道浄化センターの 1 期工事が完成し、平成 15 年度末に供用開始を行い、平成 16 年度より 2 期区域の工事を進め概成しました。現在は、下水道への接続を推進しているところです。

平成 30 年度事業は、管渠延長 4 m を施工しました。これにより、幹線管渠 5,090.78 m、枝線管渠 4 万 3,960.19 m、管渠総延長は 4 万 9,050.97 m が整備されたこととなります。下水道浄化センターにおいては、計画処理水質を上回る良好な運転をし、接続戸数も計画に沿って伸びております。

決算の概要は、歳入総額 1 億 8,760 万 2,000 円、歳出総額 1 億 8,084 万 2,000 円で、歳入歳出差し引き額は 676 万円となりました。

次に、日程第 46、認定案第 6 号、平成 30 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、説明をいたします。

近年の生活様式の多様化に伴い、河川や湖沼などの汚濁は、生活排水、とりわけ

台所や風呂場等からの未処理の生活雑排水が大きな原因となっていることから、その適正な処理が重要な課題となっております。このようなことから、生活排水対策をさらに効果的に推進するため、曾於市財部町の地域では、浄化槽市町村整備推進事業を平成14年度から行っております。

事業導入から17年目となる平成30年度は、設置した浄化槽の維持管理、法定検査の実施、使用料の徴収並びに浄化槽設置工事に係る入札執行、現場指導監督に取り組みました。平成30年度は、設置基数50基の目標を立て推進したところ、5人槽21基、7人槽5基、10人槽1基の計27基を設置しました。

決算の概要は、歳入総額で8,466万7,000円、歳出総額は8,440万2,000円で、歳入歳出差し引き額は26万5,000円となりました。

次に、日程第47、認定案7号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

水道は、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、将来にわたり安全で安定した供給サービスを行うことはもとより、高品質な水道水の供給が求められております。このようなことから、笠木簡易水道は、笠木地区、鍋地区、桂地区及び牧地区の地域水道を平成28年度末に整備完了しました。平成29年度より整備事業から維持管理へと移行になりました。主な施設としては、笠木配水池、鍋水源池、桂水源池の3つの水源施設があり、毎月1回実施される浄水、原水の水質検査及び水道監視クラウド化により水道施設管理を行うことで、安心・安全な水の供給を図りました。

決算の概要は、歳入総額4,820万9,000円、歳出総額1,519万5,000円で、歳入歳出差し引き額は3,301万4,000円となりました。

次に、日程第48、認定案第8号、平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について、説明をいたします。

水道事業は、住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の事業目的であります市民への清浄で安定した飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備、充実を図るものであります。平成30年度の給水戸数は1万4,306戸となっております。また、収益に影響がある有収率は89.5%、給水家庭における1月当たりの平均使用水量は18.9m³、使用料は消費税抜きで平均で2,579円となりました。工事等につきましては、久保配水池築造工事のほか、18件の建設拡張工事を実施し、安定した水の供給確保を図っております。

それでは、決算の概要について説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明をいたします。収入合計は、消費税抜きで5億3,060万7,987円で、主なものは水道使用料の4億5,484万6,716円で、収入総額の約86%となっております。支出合計は、4億6,519万9,560円で、当年度純利益は6,540万8,427円となりました。

次に、資本的収入及び支出について説明をいたします。収入においては、2億200万3,400円となり、その内訳は企業債が1億5,000万円、補助金が5,200万3,400円となっております。支出においては、総額3億2,507万1,078円となり、その内訳は、建設改良費2億4,009万1,477円及び企業債元金償還金8,497万9,601円となっております。消費税を含めまして、資本的収入が資本的支出に不足する額1億2,306万7,678円は、過年度分損益勘定留保資金1億540万3,019円、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額1,766万4,659円で補填しております。

以上で、日程第41、認定案第1号から日程第48、認定案第8号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月11日、午前10時から開きます。本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時55分

令和元年第3回曾於市議會定例会

令和元年9月11日

(第2日目)

令和元年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月11日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

通告第1 上村 龍生 議員
通告第2 土屋 健一 議員
通告第3 久長登良男 議員
通告第4 重久 昌樹 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重久 昌樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴木 栄一
4番 岩水 豊	5番 渕合 昌昭	6番 上村 龍生
8番 今鶴 治信	9番 九日 克典	10番 伊地知 厚仁
11番 土屋 健一	12番 山田 義盛	13番 大川内 富男
14番 渡辺 利治	15番 海野 隆平	16番 久長 登良男
17番 谷口 義則	18番 迫 杉雄	19番 徳峰 一成
20番 原田 賢一郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 宮迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 森岡 雄三 総務係長 津曲 克彦
主任 富田 洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	大隅支所建設水道課長	平原 秀人
副 市 長	八木 達範	教 育 長	瀬下 浩
副 市 長	大休寺 拓夫	教育委員会総務課長	橋口 真人
総 務 課 長	今村 浩次	学 校 教 育 課 長	川路 道文

大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 繼	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	内 山 和 浩	建 設 課 長	新澤津 順 郎
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○6番（上村龍生議員）

おはようございます。

6番、創政会の上村龍生です。

本日は、通告に従いまして4項目についての質問を行います。

初めに、ことしの7月曾於集中豪雨災害、また8月末の佐賀県の北部集中豪雨災害、さらには、先日の台風15号災害で被害に遭われました皆様方に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。まだまだ復旧半ばではありますが、一日も早い復旧をお祈りいたします。

今回は、その災害関連の質問から行います。

第1項目め、集中豪雨災害についてです。

災害対応につきましては、毎回のように質問をしております。各種、災害対応について、行政サイドの対応が完璧に行うということは、非常に困難なことだと思います。毎回の災害の様子が違いますし、被害の状況も違うために、災害対応が毎回違ってくる。このために、各種の判断がマニュアル的にできないのではないかと、うふうに思っております。

しかし、各種災害においてより完璧に近い対応をすることが、地方自治体には求められております。

今回の質問が今後の災害対応の糧になるように期待をいたしまして、質問に入ります。

①は、本年7月集中豪雨災害が発生しましたが、これの対応と対策についての説明をしてください。

②今回発生した災害の特徴があれば示してください。

③今回の災害対応・対策について、反省教訓とするところがあれば示してください。

次に、2項目めです。

大隅町の市街地近辺の水道水の濁り事案についてです。

住民の命をつなぐ水を確保する水道設備につきましては、言うまでもなく非常に大切なインフラであります。これらの維持・管理について、関連する質問を行うものであります。

①7月4日以降の大隅町岩川市街地での水道水濁り事案についての概要を説明をしてください。

②その原因と応急対策について説明をしてください。

③現在の市水道応急対応職員体制についての説明をしてください。

④今回の事案で教訓とする点があれば示してください。

次に、3項目めです。

大淀川堤防の損壊につきまして。

大淀川堤防については県の所管であります。本年7月集中豪雨により多数の損壊箇所が発生し、堤防決壊のおそれまで生じました。もし、決壊となれば河川流域の水田に多大の損害が生じ、本市の農業に多大な影響を及ぼすおそれが高いため、以下の質問を行います。

①今回の堤防損壊の原因について市としての考え方をお伺いします。

②堤防建設年度について、堤防工事の経過等、県の所管ですので、わかる範囲で説明をしてください。

③当時の堤防建設工法について、説明できる範囲で、現在の工法との違いがあるのであれば、説明をしてください。

④堤防決壊防止策について、市当局の考えがあれば示してください。

4項目めです。

曾於市思いやりバス・タクシーについて。

人生100歳時代に向けて、自動車免許返納者の通院や買い物等の交通手段確保は、ますます重要になってきます。

7月8日に行われた交通対策協議会に初めて参加し、現在の状況と課題についてそれぞれの報告があり、現状を知ることができました。

その中で、個々の案件は別にしまして、現在の思いやりバス・タクシー運行体制での交通手段確保は限界に近いとの言及がありました。これらの報告を踏まえて、以下の質問を行います。

①現在の運行車両の台数と、路線数について説明をしてください。

②当局としての、現在の運行体制の限界点があるとするれば、どのようなことがあるのかの説明をしてください。

③運行に関し、利用者はいるが、利用者数の少なくなっていく状況と、交通手段の確保は相反する面がありますが、執行部としてどのように取り組むべきと考えるか伺います。

④今後の考え方の一つの視点であります。交通弱者の交通手段確保として、その地域の居住者の自家用車の有効利用の視点が考えられます。仮称ですが、乗り合い自家用車の活用です。

法律上の壁——これは白タクとの区別——等も存在しますが、新たな車の導入やドライバー確保に比べて、費用対効果は抜群にすぐれています。今後の検討課題の一つとしてはいかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の一般質問に対してお答えをしたいと思います。

1、集中豪雨災害についての①7月集中豪雨災害の対応と対策について、お答えをいたします。

7月の集中豪雨の際は、気象庁等から記録的な大雨になるとの予報が出ていたことから、2日の早朝から防災担当職員が職場待機を行い、気象情報の収集に努め、避難情報の発令や避難所開設に備えていました。

3日は、朝方から雨が強くなったため、午前8時に警戒本部を設置し、午前9時には消防団に庁舎及び詰所への待機を依頼しました。

その後も大雨が降り続くことが予想されたため、午前10時に市内全域に避難勧告を発令、市内20カ所に避難所を開設するとともに、市民の皆様には、早目の避難をしていただくよう、防災ラジオやエリアメールなどを通じて周知を図りました。

午後からは、予報どおり激しい雨が降り続いたため、道路冠水や河川水位等の状況把握のため、土木担当課と消防団に市内巡回を依頼し、市民の皆様へは、避難できる人は避難をしていただくよう、避難をすることによりかえって危険を伴う場合は、命を守る最善の行為をとっていただくよう、繰り返し放送しました。

また、午後には、四役、全課長による臨時庁議を開催し、今後の気象状況を説明した上で、全ての部署において万全の体制をとるよう指示しました。

その後、3日の夜中から雨は小康状態となりましたが、土砂災害の危険性は残っていたため、避難勧告と避難所開設は継続した上で、4日の午前中に消防団と市職員による災害調査を行い、午後5時の土砂災害警戒情報の解除を受けて、避難勧告を解除し、避難所は、特別の事情があった2つを除き閉鎖いたしました。

1の②今回発生した災害の特徴について、お答えいたします。

今回の災害は、長雨状況の中、7月3日から4日にかけて、最大24時間雨量438mm、最大1時間雨量78mmの非常に強い雨が降ったことが原因で、河川の増水による護岸の損壊、道路路肩や田畑山腹法面の崩壊、道路・水路・田畑への崩土や倒木による埋没、閉塞した河川や水路を越流した濁流による道路や水田の流出、流木・土石の堆積被害が多かったところです。

1の③今後の災害対応・対策の反省教訓について、お答えいたします。

本年より、避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う、避難情報の発令方法が見直され、市民の皆様が市の発令する避難情報の意味を直感的に理解できるよう、「5段階の警戒レベル」を用いて発令することになりました。

近年は、テレビ等で、避難を呼びかける報道が繰り返し放送されるようになり、また、今回の豪雨では、市も繰り返し避難を促す放送を行ったことから、指定避難所への避難者数は、記録が残る中では、本市における最多の人数を記録しました。

このことは、市民の皆様の防災に対する意識が向上してきており、避難行動につながったものと考えております。

なお、指定避難所以外の親類宅、知人宅、自治公民館等への避難者数については、把握できませんが、多くの方が避難されたものと推測しております。

その一方で、大隅地区において高齢の方が一人亡くなられる災害が発生しました。

このことは、今回、過去の最多の避難者があったとはいえ、避難を必要とする市民の方はまだおられたと認識しております。

よって、反省教訓としては、二度とこのような犠牲者を出さないために、さらに市民の皆様へのわかりやすい避難情報の伝達に努め、防災意識の向上を図るとともに、県や関係機関との連携を図りながら、さらなる防災力の向上、地域防災力の向上に努めていきたいと考えております。

なお、市職員については、今回の災害や、最近全国各地で頻発している災害発生状況により、「本市においても、いつ、どのような災害が発生してもおかしくない状況にある」と再認識したものと考えておりますので、今後、防災担当部署の体制強化を初め、大規模災害発生時の対応について、全職員を対象に、計画的な実地訓練を実施していきたいと考えております。

2、大隅町市街地付近の水道水濁りについての①水道水濁りの事案の概要について、お答えいたします。

7月11日午後1時半ごろ、岩川地区の水道水が濁っているとの連絡がありました。調査しましたところ、漏水工事を含む水道工事は行われておらず、吹谷第1・第2水源地ともに異常がなく、原因が特定できない状況でありました。

配水池の中の水は若干濁りがあったため、緊急で水質検査を委託し、飲用は控えるように広報いたしました。水源の違う箇所に給水所を設け、6ℓの簡易パックで配布いたしました。

7月14日、第1水源地で汲み上げた水に濁りを発見し、汲み上げを停止いたしました。

2の②原因と応急対策について、お答えいたします。

8月9日、吹谷第1水源地の水を汲み上げる揚水管を引き上げたところ、接続部のボルト欠損が数カ所発見されました。

欠損箇所から水が吹き出し、井戸内の濁りが発生したと推測されます。

欠損箇所は全て取り換えを行い、3日間水を汲み出し、現在は正常な状態です。

2の③市水道応急対応職員体制について、お答えいたします。

支所での水道に対する応急対応が必要な場合には、建設水道課管理係より水道課工務係へ連絡し、現地調査後、対策を協議し対応を行っています。

水道課工務係では業務用の携帯電話を所持しており、緊急時に備え、常に連絡のとれる体制をとっております。

2の④今回の事業で教訓とする点について、お答えいたします。

今回の事案で教訓とする点は、配水池に水を入れる前に濁度を計測する装置を設け、濁度異常が発生した場合に直ちにポンプの汲み上げを停止する設備及び体制の整備が考えられます。

3、大淀川堤防の損壊についての①今回の堤防損壊の原因について市としての考えについて、お答えいたします。

今回の梅雨前線豪雨については、1時間に78mmという猛烈な雨が長時間にわたって降り続き河川の水位が上昇したことが原因で護岸等が決壊したと思われま

す。また、大隅地域振興局曾於駐在に問い合わせたところ、河川護岸の一部にブロック積み等の構造物が設置されていない箇所や、洗掘しやすい水衝部が崩壊し、増破したために被害が拡大したとのことであります。

3の②堤防建設年度について、堤防工事の経過等について、お答えをいたします。

大淀川では、過去に多くの災害を受け、先人は治水に対する努力を続けてきました。昭和18年の大洪水の発生を契機に、大淀川全域において河川改修工事を計画し、終戦後の昭和24年ごろに着手したとの記録があります。

当時は、大型機械がない時代で人海戦術により、約100人の作業員でモッコによる土砂の運搬や掘削で築堤等をつくり上げたとのことです。

近年は、環境や景観にも配慮しながら、大災害が発生するたびに強固な構造物等に復旧し、また、決壊しやすい水衝部や川幅の狭い箇所等については、局部改修等

の事業を実施しているとのこと。

3の③堤防建設工法の現在の工法との違いについて、お答えいたします。

現在の堤防については、過去にたび重なる洪水の経験に基づいて改築や補修を実施してきました。

大隅地域振興局曾於駐在にも尋ねたところ、現在の設計基準に比較すると河川幅が狭く、護岸の構造も弱いため改修が必要と思われれます。

現在の災害復旧工事等は、現地調査を十分に行い、被災原因を究明し、原型復旧を基本に復旧工法を選択し、設計を行い、国による災害査定で厳しくチェックされ、被災現場は復旧されております。

3の④の堤防決壊防止策について、当局の考えについて、お答えいたします。

大淀川の曾於市区間については、鹿児島県が管轄する一級河川であり直接は改修等に携わることはできません。

しかし、大淀川周辺には、多くの公共施設が点在し、市民に親しまれ、豊かな環境を維持するために、安全な流下を確保する必要があり、堤防の整備、河道掘削等の改修が必要です。

また、老朽化した施設の修繕も必要になります。

市といたしましても、甚大な災害の防止・軽減を図るため、地元住民の協力を得ながら、河川管理者である県に対して日常的に維持・管理とあわせて、護岸改修や寄り洲除去、早急な災害復旧等を要望してまいります。

4、曾於市思いやりバス・タクシーについての①現在の運行車両の台数と路線数についてお答えいたします。

現在、曾於市内を走る思いやりタクシーの台数は、末吉町内を4台、大隅町内を3台、財部町内3台の計10台と、思いやりバス1台となっております。

路線数につきましては、末吉町内が9路線、大隅町内が10路線、財部町内が7路線、合計26路線となっております。

思いやりバスは、市内で1路線となっております。

4の②当局として、現在の運行体制の限界点があるとすれば、どのようなことがあるかについて、お答えいたします。

合併後、市内全体を網羅できるよう、この事業に取り組み、市民の皆様の要望に応えながら路線や時間の改正を行ってきました。

さらに、各路線の状況を調査し、利用者の声を聞きながら利便性を高めるには、運行体制の強化や、台数の増便が必要となり、財政的な負担や、運行業者による従業員の確保などさまざまな点で厳しい状況が続くと予想されます。

4の③執行部としての取り組みについて、お答えいたします。

高齢化率の高い本市において、思いやりバス・タクシーは、交通弱者の交通手段の確保のためにも、重要な役割を担っていると考えております。

また、近ごろの、高齢者による交通事故を踏まえ、免許証の自主返納をされる方々のためにも、できるだけ現状の交通体制を維持しながら、健全な運営に努めていきたいと考えております。

4の④乗り合い自家用車の有効利用と今後の検討課題について、お答えいたします。

貴重な提案だと思っております。

乗り合い自家用車の利用については、現在、民間企業が運営するウェブサイトを紹介して、登録した運転手と利用者とを引き合わせるもの、いわゆるライドシェアと言われるものだと認識しております。

一方で、御指摘の白タクと呼ばれる違法行為に該当するのではないかという解釈があり、この方法が進まない現状です。

曾於市に最も適した公共交通とはどういうものなのか、直ちに答えが出るものではありませんが、御提案いただきましたライドシェアや、デマンド型など、可能性を探っていきたいと考えております。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

2回目の質問に入ります。

まず、曾於市の集中豪雨災害の1番目の件であります。今回の災害は人的な災害が少なかったことは、不幸中の幸いだったのかなというふうに思っております。

ただ、これは共通認識であるんですけども、いろんな災害対応の中で、人命を守る一番の対応はやっぱり、避難誘導にかかわってくるという理解をしているところだと思います。これはもう、共通理解だと思うんですね。

私は前回、この避難誘導につきましては、避難場所の確保という観点から、市外の機関とも連携をとるべきではないか、という趣旨の質問したんですが、今回は若干方向を変えて、この避難誘導に関してなんですが、市民への周知のあり方という点からの質問をします。

まず初めに、課長のほうからでいいと思うんですが、今回のこの避難誘導、対応されていますが、その内容についてちょっと、中身をちょっと詳しいところを説明をしていただけますか。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたしたいと思えます。

今回の災害につきましては、7月3日、4日というのが大きなところでございま

すが、その前の6月30日——29日から始まっておりまして、今回の避難誘導といえますか、避難情報の発令につきまして説明をさせていただきます。

まず、6月30日の日曜日でございますが、午後5時——17時——に避難準備、高齢者等避難開始を市内全域に発令をいたしました。あわせまして、市内3カ所の避難所を開設いたしております。翌日の7月1日の月曜日でございますけれども、中谷地域におきまして、水位が上がってきたということで、この中谷地区に限りまして、避難勧告情報を、午前7時55分に発令をいたしております。ここにおきましては、避難所を中谷地区を1カ所追加をいたしております。最終的には、その7月1日の午後3時に、全ての避難等を解除したという状況です。

7月3日の水曜日でございますが、先ほど答弁でもありましたが、午前10時に市内全域に避難勧告の発令を行いました。避難所につきましては、市内20カ所を開設したところでございます。これを解除いたしましたのは、2つの場所を除きまして、翌日7月4日の17時、午後5時というような状況でございます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

順次、避難情報等出されて、勧告をされてきたということです。

前回は質問したんですが、7月3日の対応のところ、市内全域への避難勧告を発令というところの考え方なんですけども、これは、対象は市内全域となれば全戸数という理解になると思うんですが、これ普通に考えて、皆さんが避難されると、どこに避難するのかなという疑問が、誰でも湧いてくるんですよ。ですから、このことで全ての方が避難する・しないということに関しては、テレビのニュースでも取り上げていました。多分、7月のこの事案のときに、鹿児島市内かどこか、違うところだったと思うんですけども、どういうふうに対応するのかと。これは、皆さんに、全域に避難勧告をしても、どこに行けばいいんだというような話されてまして、私は、前回のときは、避難場所については全地域の避難勧告なり避難指示を出した場合には、市外も含めて広域的に取り組まないと、場所は確保できないんじゃないかという視点で、質問したんですが、今回は若干ちょっと違う視点というのは、このテレビのニュースの中で、ある、そこは鹿児島市だったと思うんですが——これは確定じゃありません——の防災担当者が、こういうふうに言っておられたんです。「全域に避難勧告・指示を出しても、全ての方が避難をする必要があるとは思っていません」と。ですので、避難をするかしないかは、それぞれ、危ないと思われたところが避難をしていただくというふうに理解しますと。

ということは、何かというと、最終的には市民がそれぞれ判断をして避難をしてくださいというふうに、これ、捉えないと、行政サイドでは、避難勧告・避難指示

は出すけれども、そのあとのことは自分たちでしっかり判断してくださいねと。それは、早目の避難行動にこしたことはないわけですが、まあ、そういう、防災担当者のお話がニュースで流れていたんです。それはそうだなと、私もそう感じたんですけれども、曾於市の考え方・対応としても、そのような理解でいいのか、ちょっと確認方、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

基本的には、自分の命は自分で守るというのを基本にお願いをしたいと思います。

避難勧告をする範囲は、ちょうど住んでいるところが後ろのほうに裏山があって、崩土によって家が押しつぶされるような、そういう心配があるところ、また、川の近くに住んでいらっしゃるって、場合によっては、川が氾濫をして住宅のほうに入ってくるとか、そういう危険性のある方々については、地元の消防団を含めてよく声をかけてもらうというのが、大事だと思っております。

立派なコンクリートづくりの建物やら、今の若い人たちの住宅というのは台風でも40mぐらいの風にも対応できる強度な建物になっておりますので、そういう方々というのは、避難勧告出しても、当然ながら、行かれる方は余りいらっしゃらないと思うんですけど、考え方としては同じような考え方というふうに思っております。

○6番（上村龍生議員）

現実的に考えれば、私もそれになるんじゃないかなというふうに思うんです。ただ、そこでやっぱり考えておかないといけないのは、そういうことを市民の方々がどの程度理解が進んでいるのかな、というところだと思うんです。通常は、避難勧告の次の避難指示等が来れば、大体は、それは全戸が来れば全部避難をしないといけないんじゃないかという理解をすると思うんですよね、普通は。

だけれども、いや、危なくないところはそのままいいですよ、ということであればですね——あればというか、そうしないと避難する場所がないと思うんですけれども——であれば、そのようなところの広報なり住民に対しての周知なり、その辺の取り組みといいますか、広報等は、これ、必要になってくるのではないかと、住民の方々への理解をそこで再度しっかりと求める必要があるのではないかとというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の場合もですね、市民から、避難勧告がFM放送から流されたけど、自分とこはこういうところだけ避難しなきゃならないんですか、という御質問を受けております。そういう方については、状況を確認しながら、避難したほうがいいですよというお願いをすることもあるし、それだったら自宅でも大丈夫じゃないですか、という話もしております。

ただ、考え方として、まだまだ理解ができていない方も市民もいらっしゃいますので、今後、市報やいろいろな形での、多くの方々を含めた、防災の考え方についての市からの考え方を伝えたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

今、市長が言われたとおりだと思います。市民の方々の避難に対する考え方は、必ずしも、先ほど申しましたけれども、当局が考えるようなふうには、まだ理解が進んでません。今以上に、やっぱり、避難に対する考え方を、市民の方々に広報等を通じての周知を徹底する必要があると思います。

今後、継続的に、この、取り組みといいますか、市民の方々の理解が得られるように取り組まれるように、要請を強くしておきたい、と思っております。

次、2項目め入ります。

2項目めが、岩川市街地での水道水の濁り事案のところですか。

原因は、この事案ははっきりして、今後の対策がしっかりとられれば一件落着となる話ではありますが、物理的なことではなくて、人的な体制のところのちょっと確認をしたいということで質問をしております。

これ、課長のほうでいいかな。現在の水道課、本所と支所の職員体制の配置についてお答えください。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

水道課に10名ほどおまして、工務のほうは4名ほどおりますので、支所には管理系のほうで、担当が1人ずつおります。ただし、大隅支所は今、1名退職で減の状態であります。

（「工務と管理の人数で」と言う者あり）

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

本所の水道課のほうは技術が4名おります。

（「技術員さん」と言う者あり）

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

はい、技術員です。

（「はい」と言う者あり）

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

で、大隅支所は、技術員はおりません。

（「はい」と言う者あり）

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

で、職員が1、今、現在のところ減です。で、財部支所は、担当職員が1名おります。

(「大隅支所は担当職員が1名」と言う者あり)

○大隅支所建設水道課長(平原秀人)

職員が今、おりません。担当職員はおりません。

(「退職で」と言う者あり)

○大隅支所建設水道課長(平原秀人)

はい、退職でおりません。臨時職員です。

○6番(上村龍生議員)

今回は大隅町の岩川での事案でした。結局は、大隅支所には今、技術職員がいないということなんですよね。

この緊急時には、それぞれ本所・支所から駆けつけて対応はするという理解だと思うんですが、一番ちょっと心配するのは、今の、これは職員体制です。もう重々わかっていることは、職員の増員はできないと、難しいということを理解した上でですが、要は技術職員の養成だと思うんです。水道関係、まあ、土木関係もあるんですけどね、今回は水道の関係なんです。

これ、長い目で見て、この一つの原因の今回の中には、施設の老朽化かれこれというのも含まれてくると思うんですよね。ですから、今後は施設の改修なり、大規模な工事なり、かれこれ入ってくる可能性も非常に高い分野だと思っております。この職員体制、人数・数をふやさないまでも、技術職員の養成、これ、方向性ですよ、今から先の、ましては、体制的に一人も職員がいないという状況で大丈夫なのかというのが非常に疑問に思うんですが、市長、それのところ、どう考えてますか。

○市長(五位塚剛)

市民にとって水の供給というのは、生活をする上で大事な基本であります。水がとまってしまうと本当に市民生活に影響がありますので、何らかの漏水による、まあ、断水が続いた場合にすぐに対応できるように行政としてはしなきゃなりません。今回の集中豪雨によって、南校区のところでも本管が、崩土してパイプが破れるということがありまして、本庁のほうからすぐに出て行って、末吉の業者にすぐ対応の手当てをしてもらいました。

そういう意味では、非常にまだ全体的に技術者が少ないんですけど、技術者、基本的には、対応できるようになっております。今後、若い人も今、技術者が入っておりますので、その人たちの教育を含めた、あと、資格を取ってもらうように講習等を含めて、率先していきたいというふうに思います。

○6番(上村龍生議員)

市長も認識は共通しているところが多いと思うんですけども、普通に水が供給をされて、普通の生活ができているときには、何ら、支障感じないんですが、このた

びのように断水とか水の濁り等でちょっと異常が発生すると、たちまち生活に困ってしまいます。特に、岩川市街地の方々から、私のところに苦情が来るんですよ。私に言ってもらっても対応はできないんですけど、ただ、おつなぎはしましたけれども、非常に困ったのは事実です。いづどげんなりとか、原因は何やとかと。

その当時、水道課に行ったときはまだ原因わかっていなかったんですよ、私が行ったときには。そのお叱りの言葉も非常に受けて、大隅町の体制いけんならちょっとかという話まで出たんです、現実的に。ですから、この水道水の確保というのは、いろんな施策があると思うんですが、その中でも、この市の優先順位としては非常に高いほうの一つだろうなというふうに思います。

今回の濁り事案を、一つのいい教訓として、今後の施策にぜひ生かしていただきたい。内容的には、さっき申しました、人的な体制の、僕からしたら強化だろうというふうに思っております。長い目を見て、長い目を見て、そういう若い人たち・人材を育てていく方向性を、ぜひ続けていただきたい。

再度、市長の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

今回、都城の業者が末吉の高之峯の配水池のすぐ近くで木の伐採をした後、無届けで抜根をされました。その際、本管を持ち上げてしまいまして、すぐに修繕に入りましたが、土砂が配管の中に相当入りまして、2日間か3日間にかけてですね、各家庭に砂が出てくるという状況がありました。

本当にですね、こういう事故というのは、予想ができないときに起きるものがあります。また、今回の大隅のこの濁りも水源地のパイプ、目に見えないところのフランジボルトが切れて、そこから漏れて濁った状況が出てきたということで、パイプを引き上げて原因がわかりました。

そういう意味では、すぐにそういうことが判断できるような、先ほども答弁したような、管理する器具と同時に、職員の技術を身につけるといのは非常に大事だと思っておりますので、今後、職員の研修・技術の勉強も含めて、さらに力を入れていきたいというふうに思います。

○6番（上村龍生議員）

それでは、3番目に入ります。

大淀川堤防の損壊のところであります。

最初にですね、市長に、この堤防損壊箇所を見られたでしょうか、もし見られておれば、どのように感じたか、ちょっとお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

私も、今回の集中豪雨の状況を曾於市内全域的に自分でも足を運びました。特に、

大淀川の河川流域、櫛の中津橋を含めて、いろいろ見させていただきました。橋野の近辺も一部川から氾濫した土砂が水田に流れ込んでおりまして、そういうのも見ました。

もう1回目の答弁で申し上げましたように、非常に、まだまだ整備が済んでないところは、大分崩れておりまして、現状としては、今後また検討を含めて、改修工事をお願いしたいというふうに思っております。

○6番（上村龍生議員）

状況はよく御存じだと思います。その中で、橋野から川内のほうに、権現橋の近くの決壊場所なんですけど、御存じの方もおられると思うんですけども、知らない方もおられるかもわかりませんので……。長さが、大体15m前後ぐらいあったと思うんですけども、幅が、堤防の上の道路があれば、3分の2程度がもう欠落・損壊してて、人が歩けるのが危ない、歩けないんじゃないかと、いう状況に、15m前後ですよ。多分、これを補修をする前に再度、似たような雨が降れば必ず決壊をするなと、いうのは確信的に思いました、そのときに。

私も、45年間ですね、この45年間、昭和52年からですか、私が帰ってきたとき、一回も見たことないです、その状況はですね。

それで、あの近辺には非常にたくさんの水田があって、もう御承知のとおり、あれが決壊をしたら大変なことになるなというの、これはもう御承知のとおりなんですけど。

そこで、今回の質問は、この堤防に関してのこれまでの工事のですね、内容、中身、一応調べていただきまして御答弁いただきました。わかるとおり、このとおりだと思います。

私も、実は、この昭和の24年ごろに着手したということの答弁なんですけど、この当時ですね、工事に携わった人、それから工事関係者に知り合いがおりまして、話を聞く機会があったんです。そこでの話がですね、ここでも答弁にもありましたように、とにかく突貫工事で簡易工事のようであったということで、この答弁をもらったとおりでと思うんですけども、今の工法からするとやっぱりかなり強度が弱いんですよ。本当に弱いです。

ですから、集中豪雨とかれこれ、今までにも何回もあると思うんですけど、今から先はもっと危なくなるなという、これは、確信的に思ったんです、今回の様子を見てですね。

堤防かれこれは今までどおりなんですけど、異常気象というのは、まだまだ——大きくなるという言い方すると悪いんですけども、雨の量は多くなる可能性は高いし、台風も大きくなる可能性は高いわけですよ、将来的に。

そういうときに果たして今のままの状況というのは、もう堤防の話です、で、いいのかなと思うと、先ほど要望等も出すということだったんですが、大変に危ないのではないかという、私は感じがしているんですが、市長、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

今回の集中豪雨による堤防近くのですね、路肩の決壊、非常に多かったです。これはやっぱり想像を超えたですね、雨量による圧力による水圧で、今まで積み上げた間知ブロックまで、やっぱりなぎ倒している状況です。

この間も台風が来ると必ずですね、このような災害が起きる箇所等が大体決まっておりました。それも現状復帰をしてきているんですけど、今後はですね、やっぱりそのことも県も国にも、ちゃんと伝えて、やはり予防的な災害復旧というのが非常に大事だろうということで、国のほうも今そのことをちょっともう認めてくれるようになりましたので、やはり大きな二次災害が起きないようにですね、やっぱり復旧作業については、そういうことも含めてですね、また力強く県、国に要望してまいりたいと思います。

○6番（上村龍生議員）

はい、言いたいことなんですけど、私の、まあ、要するに今のままでの堤防は非常に危ないと、今後の対策としては、その堤防の抜本的な改修を、国、県に強く要望をしていただきたいというのが私の質問の趣旨でございます。

これはもう、さっきの答弁でよろしいと思います。

次、4項目め、入ります。終わりますので。

4項目めの曾於市思いやりバス・タクシーについてであります。

高齢者の皆さんの交通手段の確保は、今後の曾於市の課題の一つであることに異論がないところだと思っておりますが、今回は、高齢者の自動車運転免許返納後の対策についての質問であります。返納後の話をしたいんですけど、その前に1点だけ市長に、返納前的高齢者の方々の交通安全対策の中で、自家用車に設置する急発進抑制装置というのが今話題になっていると思うんですが、このことについて、ちょっと質問させてください。

高齢者のドライバーに有効とされている、この急発進抑制装置について、何も後申し上げませんが、市長の現在の御認識、考えておられることあれば、ちょっとお聞かせ、もらえますか。

○市長（五位塚剛）

まあ、この間ですね、国内で高齢者によるブレーキとアクセルの踏み違いでとうとい命がたくさん奪われております。

このことに対して何らかの対策をしようということで、踏み違いを防止するため

のですね、補助的な、まあ、設備といいますか、あるいは今いろんなところで開発されて設置がされておりますけど、なかなか、申し込みをしても間に合わないという状況があるようでございます。

また、私たちも、この曾於市内で具体的に設置を、つけたという方は聞いておりませんが、当然ながら、自動車産業のほうでも、もともと車を納車する段階から、そういうものまで含めたものに対応できるような機種を開発してもらえばありがたいなというふうに思っております。

○6番（上村龍生議員）

今、言われたとおり、アクセルとブレーキの踏み違いによる事故が多発しておるんですが、これらの防止策としての急発進抑制装置がですね、後づけでできるということで、全国の自治体では、これの設置推進に向けて、補助を含めた動きがかなり高まってきているようであります。

このことについては、また後日質問したいと思うんですが、まあ、その状況だけ、ちょっと現状等お伝えしておきたいと思えます。

きょうのテーマであります自動車免許返納者の交通手段の確保、先ほど答弁をいただいたんですけどね、この確保の重要性について、市長の認識、先ほど答弁ありましたが、再度聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は、都会と違いまして、地下鉄があるわけでありませし、また、路面バスですね、これも非常に限られているわけです。ですから、農村部の市民が街や病院に行くことも限られているわけで、だから皆さん交通手段として、ある程度高齢になってもですね、車の運転をしなきゃならないという、そういう現実があります。

ですから、私たちはそれに対して、市内全域を回る思いやりタクシーという形で、いろいろ努力はしてきておりますけど、いよいよもって、免許の運転がもう危ないという方が、今、免許を返納されておりますので、この方々に対しては、行政からもっと手当てをやるべきじゃないかなというふうに考えております。

○6番（上村龍生議員）

これも共通理解だと思うんですよね。交通弱者の方々の交通手段の確保というのは、非常に大切な話であります。

で、課長のほうに確認といいますか、さっき答弁をいただいた中で、これは総括みたいになるんですけどね、今のこの思いやりバス・タクシーを充実して進めていかんといかんということなんですけども、これ以上の路線の拡張とか、運行車両をふやしたりというようなことは厳しいと。

今の現状の中で、できる範囲では、しっかりと対応したいというような認識、整理でよかったですかね。

○企画課長（外山直英）

御案内のとおりですね、交通対策協議会のほうでも運行方法等の変更に係わる基本方針というものを持っております。

まず、運行経路については、住民の意見を参考にすること、それから現行で使っておりますバスやタクシーの車両の増加は行わないということ、それからさまざまな利用者の少ない区間等については、運行方法を見直すといったような基本方針を持っているところでございます。

○6番（上村龍生議員）

ということで、今の状況の今のやり方としては、この状況の中で最大限の努力をして、交通手段の確保を図っていきたいという理解だと思っております。

それはそれで、ぜひ進めていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、ぜひお願いはしたいと思っておりますが、そこで、④で申し上げました今後の考え方の方向性の一つの考え方です。

乗合自家用車というふうに、ここは整理させてもらったんですが、これは多分いろんなやり方があるだろうと思っております、これは方向性の話ですから、具体的な話ではなくて、方向性としては、その地域に住んでおられる方で、ある程度、時間的に余裕のある方がおられれば、その方々を有効にお願いをして、その地域の方々、乗合なり一緒に運行ができる状況はつくれないものだろうかという方向性の話なんです。

ただ、これは大変に、考え方、方向性としてはですね、多分、あんまり異論があるところじゃないと思っておりますが、この話は、実は8月に私たち、会派で、創政会のほうで会派研修に行きまして、その研修会の中で出てきた話でもあるんですが、この交通弱者の交通手段を確保する方法で、この乗合自家用車、仮称ですけども、の考え方というのは、多分、今後、全国の自治体で取り組んでいく事業になるのではないかというようなお話もありました。

先ほどから話してますけども、具体的にはいろんな方法があると思っております。一番何というか、軽い感じで言えば、ボランティア的な取り扱いもあるだろうし、それから年間契約をしたり、担当者の費用弁償の支払い、かれこれ、正式な契約かれこれですることもあるだろうし、その具体的なところは、いろんな方法論はあると思います。

ただし、1回目の質問でもしましたように、課題としては、白タクとの法的な壁もあるのも事実であります。

いろんなハードルを越えていく、クリアしていかないといけないという課題もあるんですが、方向性としては、先ほど答弁の中で、いろんな方法を探っていきたいというような話があったんですが、市長、この一つの方向性です、施策として、このような方向性を出して、この一、二年でどうこうという話じゃないんですが、将来的にこのような方向性を見出していくということに関して、市長はどういうふうに思われますか。

○市長（五位塚剛）

今、言われましたようにですね、やっぱり農村部のお年寄りの方がですね、乗り合いタクシー、思いやりタクシーがですね、通ってない自治会というのも実際あります。その方が街の病院やら買い物に来るたんびにタクシーで来ないやならないという状況も現実あります。そういう意味では、非常にまだ市民の中にも、残念ながら不公平さがあるのかと思っております。

今、言われるようにですね、そういう中で、民間の個人の方が乗せていって、一定の金を払うというのはですね、先ほども答弁しましたように、白タクと同じような状況でありまして、厳しい制限があります。

物でお返しするのであれば問題ないようでありますけど、民間のタクシー会社に圧力をかけるというような状況でありましてですね、そのあたりの問題をもうちょっと国のレベルで規制緩和と、また、行政がタイアップして、この場合は、こういう形での支援だったらいいですよ、というのが、将来的に当然、私は、出てくるんじゃないかなと思っております。

わたし達も全国の中で、非常に教訓的な勉強になるところがありますので、そういうことも含めて、今後、引き続き努力をさせていただきたいと思えます。

○6番（上村龍生議員）

高齢者の方々の、特に、これから先に免許証等の返納をですね、される世代がふえてくると思えます。団塊の世代が後期高齢入ったんですかね、75、しばらくはふえてくると思うんですよ。そういう方々、まだ元気なんですけども、その後の免許証を返納される方々も、まだまだふえてくると思えます。

今の乗り合いバス・タクシーの状況にしても、それでなかなかカバーができない方々もふえてくるというのも、これ、一つの現象だろうと思えます。

ですから、長い目で、先ほどの話、ぜひ進めて考えていただけるように要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○11番（土屋健一議員）

一般質問をいたします。

令和に入りまして4カ月、新しい時代の到来に期待を寄せるところでありますが、いつの時代も時は流れ動くものでありまして、グローバルな経済社会の中、世界の動きが我々のあすの生活に即、影響を及ぼす時代であります。

一方、地球規模での異常気象、気候変動の影響でしょうか、我が国、日本列島も今までに経験したことのない豪雨災害、台風災害に見舞われています。我が曾於市でもしかりであります。被災地域、被災された方々に、心からお見舞い申し上げる次第であります。

また、報道されている多くの事案の中に、幼児に対する虐待、ネグレクトなど、本来、天使のように笑顔で成長すべき幼い子供の命が奪われる、まことに信じられない事件が次々と起きています。今こそ、子育てを社会全体で、地域全体で取り組まなければならないと思うところであります。

そのようなことを前提に、今回は曾於市全域、全校区の振興について取り上げてみたいと思います。

均衡ある発展の名のもとに、バランスよく旧3町が語られ、行政施策が進められておりますが、いわゆる辺地、山村部では、過疎が過疎を生み、若者、特に子育て世代が地元の小学校区になかなか定住してくれない、そういう現実があります。このままでは集落形成や自治機能の低下、校区の活力も速いスピードで失われていきそうであります。

そこで、通告のとおり、各小学校区単位に辺地集落、そういう自治会の振興策、定住・移住促進策、子育て支援策についてお尋ねをし、議論をスタートさせたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、土屋議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1の①②⑥については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の③④⑤については、教育長に後から答弁をさせます。

1、各小学校区における周辺集落に対する振興策等についての①小学校区ごとの自治会数についてお答えをいたします。

末吉地区については、末吉小学校区が100自治会、憶小学校区が23、高岡小学校区が10、岩北小学校区が14、岩南小学校区が7、諏訪小学校区が24、光神小学校区が13、深川小学校区が17、柳迫小学校区が16であります。

大隅地区については、岩川小学校区が38、菅牟田小学校区が9、笠木小学校区が14、大隅北小学校区が6、恒吉小学校区が17、大隅南小学校区が17、月野小学校区が25であります。

財部地区については、財部小学校区が71、財部北小学校区が18、財部南小学校区が24、中谷小学校区が6であります。

1の②小学校区ごとの小学校から1番目から5番目までに遠い自治会についてお答えをいたします。

小学校区ごとに小学校から遠い距離にある自治会及び距離数を1番目から5番目まで、主に学校から自治公民館までの距離により、順に申し上げます。

末吉小学校区は、小中野自治会が4.4km、小中野後4.4km、深川北4km、深川東3.7km、鶴路3.5kmです。

憶小学校区は、柿木下3区3.7km、寺山3km、柿木下2区2.9km、大路2.8km、柿木下1区2.8kmです。

高岡小学校区は、吉原6.4km、屋敷寺4.9km、花房4.4km、新田山3.7km、平沢津3.3kmです。

岩北小学校区は、有持上3.4km、梶井上3.1km、有持下2.9km、虎丸2.9km、梶井2.6kmです。

岩南小学校区は、丸山下3.2km、丸山上2.5km、南大沢津1.7km、宮原0.9km、岩崎前田0.4kmです。

諏訪小学校区は、田方3.8km、田方西3.8km、和田2.8km、入佐2.7km、西高松2.4kmです。

光神小学校区は、五位塚東3.9km、畷ヶ山3.9km、五位塚前3.5km、五位塚3.2km、外園前3kmです。

深川小学校区は、坂下3.6km、小倉3.1km、寺園2.9km、迫2.8km、新武田2.8kmです。

柳迫小学校区は、蓑原2km、国原東1.9km、後迫1.8km、国原西1.7km、中崎1.7kmです。

岩川小学校区は、西葛原5.5km、葛原5.4km、沖上4.8km、渡3.7km、飯田3.5kmです。

菅牟田小学校区は、花白 3 km、飛佐 2.9km、浅井 2.1km、久木山 1.9km、東久木山 1.9km です。

笠木小学校区は、八木塚 3.1km、川床 3.0km、蕨谷 2.5km、柳井谷 2 km、牧 2 km です。

大隅北小学校区は、榎木段 4.3km、梶ヶ野 3.7km、坂元 3.7km、おりた 1.6km、東坂元 1.5km です。

恒吉小学校区は、上須田木 6.5km、内山 5.1km、清津野 4.8km、中須田木 4.6km、川路山 4.1km です。

大隅南小学校区は、大鳥 6.3km、上別府 5.1km、新留 3.6km、小山 3.2km、桑之迫 2.9km です。

月野小学校区は、縄瀬 5.8km、太田尾 4.6km、平木 4.5km、志柄 3.9km、久保崎 3.8km です。

財部小学校区は、浦興禅寺 5 km、上平野 4.9km、平野 4.8km、古井東 4.7km、古井 4.6km です。

財部北小学校区は、吉ヶ谷 4.5km、粟谷 4.3km、高塚 3.8km、谷ヶ峯 3.3km、大峯 3.2km です。

財部南小学校区は、芝立 6 km、元棚木 5 km、上帯野 4.6km、帯野 4.5km、小土野 3.9km です。

中谷小学校区は、踊橋 2 km、大石 1.5km、堤 1.3km、片平 1.1km、溝ノ口 0.2km です。

1 の⑥周辺部に対する若者定住等の支援策についてお答えいたします。

企画課関係では、市内全域が対象となりますが、定住を目的とした定住取得祝い金や空き家バンク登録住宅改修補助金を実施しております。

今回、補正予算でお願いしております移住・就業支援金では、東京圏より移住された方を対象に支援を行いたいと考えています。

福祉事務所関係では、市内全域が対象ですが、少子化対策として出産祝い金、子ども医療費助成や保育料の軽減に加え、障がいを持った子供の保育に対し助成を行う障がい児保育を実施しております。

また、末吉、大隅、財部の 3 つの地域に子育て支援センターを整備しております。あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

それでは、各小学校区における自治会に対する振興策、若者定住・移住促進策、子育て支援策についての③各小学校区ごとに児童生徒が居住する自治会数は幾らかについて、学校順にお答えいたします。

末吉小学校区が 79 自治会、櫛小学校区が 8 自治会、高岡小学校区が 2 自治会、岩

北小学校区が 8 自治会、岩南小学校区が 4 自治会、諏訪小学校区が 17 自治会、光神小学校区が 8 自治会、深川小学校区が 10 自治会、柳迫小学校区が 12 自治会、岩川小学校区が 27 自治会、菅牟田小学校区が 3 自治会、笠木小学校区が 4 自治会、大隅北小学校区が 4 自治会、恒吉小学校区が 6 自治会、大隅南小学校区が 2 自治会、月野小学校区が 13 自治会、財部小学校区が 47 自治会、財部北小学校区が 8 自治会、財部南小学校区が 9 自治会、中谷小学校区が 3 自治会となっています。

③において、小学校から 1 番遠い自治会から 5 番目に遠い自治会は、それぞれどこで何kmかについてお答えします。

末吉小学校区では、深川東 3.7km、橋野塚 3.4km、松尾 3.3km、住吉 2.8km、新住吉 2.5km です。

櫛小学校区では、柿木下 2 区 2.9km、坂元 2.6km、見帰 2 km、櫛上 2 km、富田 1.2km です。

高岡小学校区では、高岡上 1.5km、高岡下 0.2km で、子供が住んでいるのはこの 2 自治会です。

岩北小学校区では、有持上 3.4km、梶井上 3.1km、梶井 2.6km、池山 2.1km、大園 2.1km です。

岩南小学校区では、丸山下 3.2km、宮原 0.9km、前田 0.4km、岩南 0.3km の 4 自治会です。

諏訪小学校区では、田方 3.8km、西高松 2.4km、胡摩 2.1km、猪之川内東 1.8km、六町上 1.6km です。

光神校区では、五位塚東 3.9km、五位塚 3.2km、外園前 3.0km、口弁木 2.1km、外園後 2 km です。

深川小学校区では、坂下 3.6km、小倉 3.1km、友常 2.4km、宇都之上 2.4km、徳留 1.4km です。

柳迫小学校区では、蓑原 2.0km、後迫 1.8km、国原西 1.7km、堂園 1.3km、下柳井谷 0.9km です。

岩川小学校区では、あけぼの 3.1km、西山 2.8km、東旭ヶ丘 2.6km、旭ヶ丘 2.4km、竹山 2.3km です。

菅牟田小学校区では、新田場 1.0km、入角 0.6km、菅牟田 0.3km の 3 自治会です。

笠木小学校区では、馬渡 1.7km、西鍋 1.2km、西笠木 0.4km、東笠木 0.1km の 4 自治会です。

大隅北小学校区では、榎木段 4.3km、坂元 3.7km、おりた 1.6km、二重堀 0.75km の 4 自治会です。

恒吉小学校区では、上須田木 6.5km、中大谷 3.2km、神牟礼 2.1km、上長江 1.9km、

麓1.7kmです。

大隅南小学校区では、里脇1.9km、伊屋松1.0kmの2自治会です。

月野小学校区では、太田尾4.6km、八合原3.1km、久保崎3.8km、大久保2.4km、岩元2.3kmです。

財部小学校区では、上平野4.9km、古井東4.7km、川内3.7km、蓑原3.0km、田平2.0kmです。

財部北小学校区では、吉ヶ谷4.5km、高塚3.8km、大峯3.2km、桐原2.5km、大川原1.3kmです。

財部南小学校区では、今別府1.5km、下中野1.5km、片蓋1.0km、上泊ヶ山0.1km、泊ヶ山0.1kmです。

中谷小学校区では、堤1.3km、溝ノ口0.2km、中谷0.1kmの3自治会です。

次に⑤20校の中で集団登下校が実施されていれば、学校名と自治会名、児童生徒数について、お答えいたします。

まず、集団登校が実施されている学校は、柳迫小学校と光神小学校の2校です。

柳迫小学校では、後迫、柳迫、南柳井谷、下柳井谷、西柳井谷、中柳井谷、蓑原、堂園、堂園上、鶴木、国原東、国原西の12自治会で実施されており、その児童数は78人です。

光神小学校では、五位塚、五位塚東、口弁木、光神、新留、棚木、外園前、外園後の8自治会で実施されており、その児童数は14人です。

次に、集団下校についてですが、常時、実施している学校はありません。

しかし、学期1回程度行っている学校は、櫛小、高岡小、諏訪小、光神小、深川小、柳迫小、岩川小、笠木小、大隅南小、財部北小、財部南小、中谷小の12校で、全自治会、全児童を対象に実施しております。

以上でございます。

○11番（土屋健一議員）

一般通告を提出した時点で、もう既に何を言いたいのか、察しはおつきになっていると思うんですが、山村集落の校区の中でも特に遠隔地、ここらあたりの、市長が行政のトップとしての感じ方を、即興ですけども述べてみてくれませんか、簡単に。

○市長（五位塚剛）

現在の各小学校20校の中で、自治会に子供がいないという実態が明らかになりました。また、集団登校もされている学校というのも非常に少ないなという感じを受けました。

以上です。

○11番（土屋健一議員）

市長は、まず子供の数のことを捉えられたと思っています。そして、子供のいない自治会が相当多いなということを、今、発表をされました。

教育長にお尋ねをいたします。教育長就任以来、全小学校を訪問されましたか。

○教育長（瀬下 浩）

全て行きました。

○11番（土屋健一議員）

よかったです。

全校区、全集落は、まさか全部踏破されてはいないでしょうね。

○教育長（瀬下 浩）

休日の日に、大分、校区内を車で回りまして、どこがどこの集落かまではわかりませんが、おおむね、多くのところを回ったのではないかとこのように考えております。

○11番（土屋健一議員）

大体割合としては全市、全校区、全自治会の中で、どれぐらい足を踏み込まれていますか。パーセンテージでいいですよ、3分の1とか。

○教育長（瀬下 浩）

少なくとも半分以上は、自治会がどこまでかわかりませんが、少なくとも半分以上は行っているんじゃないかと思えます。

○11番（土屋健一議員）

かなり高い割合だと、そういうふうに思っています。

私どもは、この地に足をどっぷりつけているほうなんです、市外から来られた教育長から見て、曾於市の自治会、校区、そういったところ、どういうふうに評価されているかお聞かせをいただきたい。

○教育長（瀬下 浩）

校区につきましては、確かに広いというのがあります。非常に小学校区ごと広い。ただ、今、この数値から見ると、小学校であれば4km以内で小学校は建てる、中学校では6kmという基準があるんですけども、その中におおむねおさまっているのかなという気はいたしております。

ただ、それぞれ学校数、非常に多いですので、その校区に非常に学校があるということは恵まれた教育環境ではないかなというふうに思っております。

○11番（土屋健一議員）

私は今、4期目に入りましたが、1期目の課題として全集落を踏破してみました、全部。今回、この議会に当たるということで、再度、周辺部を車で四、五日かけて回ってまいりました。そして、教育委員会関係の資料も、再度深読みをさせて

いただきました。回ったコースは、財部を出まして、中谷、財部北、財部南、光神、大隅北、笠木、菅牟田、恒吉、月野、櫛、高岡、そして末吉に戻って、諏訪、深川、柳迫、財部小校区、改めて訪問を、全自治会を挙げれば切りはないんですけども、相当な自治会数を今度、回れたんじゃないかなと思っています。

気がついたことは、限界集落に近い村々が余りにも多いということを感じました。お店がない。南之郷の方は見当たりましたけども、なかなかお店がないようです。自動販売機が、夕方こうこうと電気をつけているという実態でした。幸い、その中で宮崎県との県境、ここには新しい住宅がぽつりぽつりと建っているようでありますし、まさに地鎮祭が行われそうな新築が、準備されているような風景にも当たりました。

教育行政要覧、30年度と令和元年度、これも拝見をいたしました。この中で非常に参考になったのが、6年後の児童数、これは——いいですよ、私、メモしていますから——これが小規模校区では、ほぼ現状維持のまま推移しそうです、小規模校区。ただ、中規模と本校区、中規模といいますと諏訪小学校、柳迫小学校、月野小学校、この3つですが、実は諏訪小学校が6年後は25人減るんですね。柳迫小学校に至っては14人、月野小学校が16人、現在よりも児童数が減るという統計が出ております。

さて、3つの本校区ですけれども、末吉小学校では50人減る、岩川小学校では55人減るという、財部小学校では63人減るということなんです。財部小学校63人、ちょっと多いんですが、それでも岩川小学校よりは多いという推計が出ております。

これは、誰かが何をしようたって、なかなか回復できるものではないんですが、全体、曾於市の人口も、平成27年度まで500人ぐらいつつ、毎年減るんだなという認識を持っておりましてところ、市民課長から教えていただきまして、27年度が前年に比べて649人、500を超えているんですよ。28年度が820人減っているんです。29年度は738人、30年度は、何と876人、前年より人口が減っているんですね。これは誰の責任でもないと思うんですよ。自然に、時代の流れといいますか、自然減もあるし、転出をしていく若者世代が多いということなんでしょう。

しかしながら、何とか対策をとらなきゃいかんのです。人口減少に対する対策をとらなきゃいかんと思うんですね。

そこで、企画課長にお願いをしますけど、住みよさランキング、これを全国の市の数で曾於市が何番目にあるのか、ちょっと報告をしてください。

○企画課長（外山直英）

東洋経済の都市データパックというところから全国の住みよさランキングというものが出ておりますが、2018年度版、全国814市区で曾於市は759位となっていると

ころでございます。

○11番（土屋健一議員）

全国814市の中で759ですね。5段階に分かれれば、ABCDEであればEランクだろうと思います。

課長、もう一つ教えてほしいのが、いろんな分析がありますね、安心度、利便性、快適性、そこあたりを分析して教えてください。

○企画課長（外山直英）

このランキングの算出に用いた指標が、まず安心度、それから利便度、快適度、富裕度、——「富」という富裕ですけれども——あと住居水準充実度というものを算出して総合順位を出しております。

曾於市の内訳を申し上げますと、安心度が132位、利便度が780位、快適度が654位、富裕度が805位、住居度が285位、総合で759位となっているところでございます。

○11番（土屋健一議員）

この中で安心度と住居充実だけは、割と、ABCのCぐらいのところにいるような気がいたします。

この安心度を測定する中で、どういったのを具体的にピックアップして統計に出しているのか教えてください。

○企画課長（外山直英）

安心度の指標につきましては、病院・一般診療所病床数——これは人口当たりの数ですが——また、介護老人福祉施設・介護老人保健施設の定員数、それから出生数、年少人口——ゼロ歳から14歳までの増減率などで安心度という指標を使っております。

○11番（土屋健一議員）

大変興味深い、出生率と年少人口、ここらあたりが安心度の中に出されて、発表されているようですが、ポイントはここだろうと思うんですね。

例えば、利便性を上げるかといったときに、そりゃあ、この地理的条件でそう上げられるもんでないんです。快適度、これは、それぞれ、その感じ方によって快適かどうかは違うと思うんですね。それから、富裕度、いわゆる富ですよ。市民所得なんですね。これも産業振興あるいは勤労者を多くしないと、そんなに上がるもんでないんです。それから、期待できるのが住居充実度、これは振興住宅も含めてそうでしょう、公営住宅もそうでしょう。この安心度と住居充実度、これは政策次第では、もっと引き上げられる要素なんですね。ですから、私はそういったところに着目して、より強力な政策を進めるべきじゃないかなとそのように御提言を申し

上げます。

つまり、住みよさランキング、全国で最下位に近いこの曾於市が、よりランクを上げていく、そういう政策を、やっぱり探していかなければいかんだろうと思います。そういったところにこそ、定住とか移住とか、次の後継者たちがふるさとに住んでくれる要素になると思っています。

今回、市内を回りまして、3つだけ聞き取り調査をいたしましたので、御報告を申し上げます。

まず1例、大隅町、山村集落に居住されている子供を持っておられる母親のお話。大隅町です。実は、保育園、学童保育、ない校区もあるんですよ。小規模校が多いです。登下校、保護者の送迎がほとんどなんです。ですから、送迎をしなければならないので、祖父母の存在がとても大事です。要するに、じいちゃん、ばあちゃんも一緒に子育てに参加してもらわなければ、やってられないということなんです。それと、若い奥さんはフルタイムの仕事に従事できない。農業しか、自営業しか定住できないのが、実は山村集落の小規模学校区の実情だということをお話しされていました。

そして、さらにお話を聞きました。結婚を機に、本校区か市外のほうに住まわれていますよと。若い方々が、出身者が、本校区か、もしくは自分の校区以外に住んでいらっしゃいますよと。

もう一つ参考になったのが、若い旦那様の仕事と消防活動の両立ができそうになると。ですから、校区外を好んで住宅を借りられるという話もありました。

それから、市営住宅も、即、入りたくても入れなかったり、あるいは規定に合わないで、他校区の民間のアパートに入居されて、通勤、農業をして、ふるさとには帰ってきていると、田畑を守っていかれているという話を聞きました。

そこで、財部はこういう山間部でも通学バスが走っているんですよと言ったら、もう驚きでしたね。財部は通学バスが走っているんですか。いや、1人、ただ乗っかって学校まで運ぶ例もいっぱいありますよと。これは絶対いいですねと。私たちのこの地域にも、そういうものがあつたほうがいいですねという話をさせられましたね。実は18年前からやっているんですよという話をしましたら、感激をされました。ですから、私に対して、子育て支援をぜひお願いしますということでお別れをいたしました。

2例目と3例目は財部のことをお話をいたします。

財部北小学校区、高塚、都城市の西岳と境をしているところではありますが、もう県境まで100m、200mの集落です。場所は大川原キャンプ場の上の自治会です。こども、かつて子供2人が財部北小学校まで通学バスで通った方ございました。そ

こには、もう率直に、スクールバスが廃止の対象になっているのよねとお話しに行きましたら、驚かれましたね。そして、大隅の御婦人と全く同じ意見を言われました。これほど助かったことはありませんと。今、中学校の通学バスも来てくれます、助かっていますと。おかげさまで、私は出身地のこの高塚に住むことができましたと。子供や保護者、地域のために、絶対残してください。実は隣の子供も、今、北小学校までバスでお世話になっているんですよというお知らせをいただきました。

実例の3番目、財部北小学校区の吉ヶ谷、これ、出てきたと思うんで、さっき。吉ヶ谷、霧島境、もう100mで霧島境です。

実は、この方、特別だと思うんですが、振興住宅に住んでおられたんですよ、振興住宅に。それを退去されて、霧島境との自治会に新築をされました。出身地。お父さん、お母さん、要するに祖父母と一緒に生活をするということで、振興住宅を退去されて家をつくられました。それでも、小学校5年生ぐらいを頭に女の子4人なんですよ。4人目は保育園ですね。それでも、なぜそれを可能にしたかということ、実は通学バスなんですね。そのコースには、もう1家族おりますよ。そういった通学バスのことで、お話をさせていただきましたけれども、これが3つの事例です。

大隅町がちょっと、そりゃ末吉町もそうなんでしょうけど、うらやましいと、財部はうらやましいという話ですね。それと財部は、実際に子育てに助かったという話をさせていただきました。

さて、ここからが本題になりますが、教育長になりますね。財部の通学バスの廃止論はいつ起きたのか、そのいきさつはどうだったのか、お話をいただきたいと思っています。

○教育長（瀬下 浩）

通学バスの廃止論はありません。今、通学バスについての検討委員会を開いております。その第1回の前提の中で財部の通学バスはなくさないという議会決議があり、これを前提に話し合ってもらっているわけです。

ですので、ほかの地区をどうするかとか、あるいはどういう条件にするかとか、いろんなことで、ことし、来年までかけていこうということであり、初めから、財部のバスをなくすという前提のもとでの話し合いはなされていないというところでございます。

○11番（土屋健一議員）

大分、風向きが変わったようではありますが、私はあの申し出を受けて、3階のロビーで財部の通学バス廃止について、不平等だからという説明をちゃんと受けましたね。私は軽く流しました。それ、できっこないんですよ。ですから、軽く受け流

しましたが、欠点があるとすれば、欠点は何なんでしょうか、ないですか。

○教育長（瀬下 浩）

欠点というわけではございませんけれども、もちろん全ての校区に——まだバスの論議になりますけれども——出すとなると相当な予算がかかる。実際に物理的にどうなのかという問題もまた出てくるので、試算を今しているんですけれども、お金よりも物理的のほうが難しいのかなというふうに思っているんですけども。今でも、実は学校区によって違わせて、予算のかけ方も、1小学校区では大体1人当たり10万円でバスが運行できます。でも、あるところは1人当たり115万円予算がかかるというような、予算面の非常に負担があるということも事実であります。ですけれども、それをもとに、じゃあ、なくそうという議論は今ありません。

○11番（土屋健一議員）

大分これで、やりとりが少なくなったような気がいたします。だけど、平成23年9月議会の議決の風景については、ちょっと後で報告をさせていただきます。

財政ですか、問題は。どうぞ。

○教育長（瀬下 浩）

大きなものは財政と、財部だけじゃなくて末吉、岩川、大隅に広げた場合に、バスの台数も、今32台ぐらい見積もっています。果たして、そういうものが確保できるものか、またそういった業者さんがいるのか、そういった問題もあります。

○11番（土屋健一議員）

それでは、話を進めていきたいと思いますが、私が受けとめたのは、同僚議員からも昨年の9月議会にも出されているんですよ、出ています。ですから、やっぱり財部だけおかしいんじゃないかという発想でされるのかなと、そういうふうに感じておりましたが、そうではないということを確認をいたします。

実は、平等をいいますと、旧3町、個性ある町が合併したわけですから、若干の不平等はあっても仕方がないですよ。例えば、ふれあいタクシーですか、今、全域に走っている。これは、合併当時は財部、末吉はあったんですよ。しかも、財部だけは無償でした。あったんですよ、お年寄り。大隅がなかったの、なるだけ公平に大隅町もつくりましょうということでタクシーが走るようになったと私は記憶しております。それは、できるものはやはり公平に、市民のプラスになるものであれば、やっていけばいいじゃないですか。

不公平感が残っているものもありますよ。公共下水道を大隅の八合原にも、財部の市内にもつくってくれませんか、公平に。できないですよ、できるはずがない、公共下水道を今さら。それがいわゆる公平でないということの、公平でなくて仕方がないんじゃないかという理屈です。

それと、もう一つ、教育委員会。財部は小学校校区は4つある、末吉は9つある、財部の倍以上あります。大隅は7つあります。財部に小学校を9つつくってくださいよと、できないでしょ。これは、無理な相談をしようということじゃないんですよ。そういうものだという、不公平感があっても仕方がないものだということを、今、伝えておきたいんですね。

財政のことをもう少し課長に御相談申し上げたいと思うんですが。財政課長、この財部の通学バスが交付税の算入はどうなんですかね、報告してください。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました議員の質問ですが、普通交付税の算定の中にスクールバスは一応算入されております。

○11番（土屋健一議員）

おる。

○財政課長（上鶴明人）

はい。

○11番（土屋健一議員）

教育委員会総務課長、財部の通学バスの年間予算は幾らですか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

学校ごとで申しわけございませんが、財部小の分が……。

（何ごとか言う者あり）

○教育委員会総務課長（橋口真人）

ちょっと計算をしないとイケませんので、別々で答えさせてください。財部小の分が1,042万4,000円、財部北小の分が214万4,000円、財部南小の分が115万4,000円となっております。

○11番（土屋健一議員）

タブレットは非常に便利なもので、すぐ開けばわかります。私が計算したところ、大体1,400万円とと思っています。1,400万円、頭に入れてほしいんです。それも交付税の基準財政需要額に入っている。

そこで建設課長、お願いですが、振興住宅は1戸当たり、平均、大体幾らぐらいでできているものですか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

過去のトータルでいきますと、1戸当たり1,570万円程度かかっているところがございます。

○11番（土屋健一議員）

ありがとうございました。

振興住宅は1,500万円かかっている。新たに大隅町に通学バスを走らせても、恐らく1,500万円以内でおさまるだろう。末吉全域に——もちろん、子供がいるところだけです——走らせようとするれば、この1,500万円でできる。要は、財政の使い方なんです、やりくりです。交付税の算入にもなっている。やりくりをすれば、今までと違った曾於市を、子供を育てやすい曾於市を、私は通学バスでつくれると思うんですね。そういったことも参考にさせていただきたいと思います。

もう一つの財源をお願いをします。商工観光課長、お願いします。

ふるさと納税の中で——確認ですから——寄附金の使われ方、少子高齢化及び定住対策に関する事業、これは、たしか6項目ありますよね。その中に、今申し上げた少子高齢化、定住対策というのがあります。その説明を見ますと、曾於市の将来を担う子供たちへの支援と、安心して子育てができる環境づくり、これに使わせていただきますという説明があります。それで、寄附金の申込書には、どこかにチェックをするようになっていきますね。せっかくなら、こっちをお願いします。一般質問は余りお願いをするべきじゃないんですけど、お願いをします。

3ページに、グラウンドゴルフ場ができましたので、それを紹介されたと思うんですが、2こま、写真が出ております。議員の皆さん、ここですよ。グラウンドゴルフが2つ載っています。この1つに子供たちが通学バスに乗り込む姿ぐらい載せれば、ぐっとふえますよ。だって、今、子供の話題に全国集中しているわけですから。これは課長、一つの工夫ですから、子供の姿でもいいです、通学バスを載せていただければ、なおいいです。保育園もいいですよ。しかし、これはインパクトはありませんね。ですから、通学バスに乗り込む風景等をぜひ載せていただきたいと。これは課長、やろうと思えばできますか、今の提案は。

○商工観光課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

ふるさと納税には、おっしゃられるとおり、寄附者の方から6項目の中から選んでいただくということになっております。パンフレットに、今回こういった形で載せましたのは、この寄附金がこういうふうにご利用されていますよということでございますので、ご利用されている部分についての写真を掲載するという事は可能でございます。

○11番（土屋健一議員）

次、まいります。相当省略をするように教育長の答弁があったものですから飛ばさせていただきます。

平成23年の9月議会、一般質問で通学バスのやりとりがありまして、その後に最終本会議で議員発議というのがなされました。発議者は土屋でございます。賛成者は、発議者と議長を除く18名の方々が賛成者の欄に名前を掲げていただきました。決議文は、財部地区の通学バスを廃止しないこと、中学校の通学バスの利用改善を講じること、2つの項目に絞って発議をしました。質疑なし、討論なし、賛成者全員起立、可決という結果であります。実は、その裏側に、前段に議会の配慮があったんですよ、これは教えておきます。市長はもう、よく当時のことは御存じだと思うんですが、実は、私の発議の内容は、曾於市全域に通学バスを走らせるという案だったんです。

しかし、時の議長、大津議長ですね、当時は池田市長と植村教育長の時代です。それで議長やら相談をして、とりあえず財部のことはとめちやいかんと、しかし末吉と大隅については市長の判断があるだろうから、それは行政にお任せしたらいいんじゃないだろうかということで、実は財部の通学バスはとめてはならないという決議をしたところなんですね。そういう背景は、ぜひ酌み取っていただきたいと思えます。

あと、各校区のイメージを——時間ありますね——少し、私は議員の皆さんの理解をいただくためにイメージを膨らませていただきたいと思うんですよ。

財部は通学バスが走っています。県境から3コースですか、4コースあります。それが全部満員で財部小学校までついています。絶対、安全安心なんですよ。保護者は待合場所まで手を振りに来るだけ、10人おれば、1人か2人はお母さんが来ています。そのお母さんと会話をすると「いやあ、助かっていますよ。私は今からパートに出るんです」って、そういう話ですね。イメージを膨らませていただきたいと思うんです。

そこで、末吉と大隅のことを少しイメージしてください。末吉の寺田、森田、新高尾、緩毛原、ここから末吉小学校まで子供たちを運ぶ。満員ですね。いっぱいおりますよ。それで、誰が喜ぶかと。保護者、みんな送迎なんですよ、車で。自分の隣の子は乗せないんですね、危ないから。自分の子をみんな乗せて、交通渋滞でしょ。櫛小学校もそうですよね、交通渋滞になっていますよ、時間帯によっては。手前でおろして歩かせて行くんですね。そういう状況なんですが、これが寺田、森田、新高尾から、もし運ぶことができれば、これは相当喜ばれます。

大隅にまいますと、岩川小学校。桜ヶ丘、旭ヶ丘、竹山、ここらあたりから、あの下りを保護者に車で行かせない。もう上から通学バスでお送りする。喜ぶます、地域住民は喜ぶます。そして、不思議と子供たちの足が軽くなるそうですよ。バスに乗るとき、学校に行くときの足が軽くなるそうですね。そういったことをイメー

ジしてください。

それから、月野小学校。八合原、太田尾、西竹山、ここが月野小学校だと、私、知らなかった。よく調査をしてみたら月野小学校です。あの下りをずっと、本来、親の送迎がなかったとしたら、ずっと下っていくんですね。これは、今どきそういうのはあり得ないです。全部送迎なんですよ。ですから、子供がいる自治会は御報告いただきました。いない自治会も、いずれ若者が定住したときに、子供の通学は心配するなど、市のほうでお世話するよというそういう取り組み、これは必要だろうと思います。

遠隔地は御報告いただきましたので、それぞれの遠隔地から通学バスが出ているんだというイメージを持っていただければ、これは政策的にもものすごく喜んでいただける政策になるだろうと思います。

あるPTA会長のお話、これを御紹介しておきます。PTA会長は、父子家庭でした、今もそうなんです。「私は子供を財部北小学校までお世話になりました、6年間。これほど感謝する政策はありません。もう、絶対に廃止しないでください」、その喜びの声なんですよね。「山村振興には若者の定住が欠かせない。市内全域に、なぜこの通学バス制度が広がらないのでしょうか、悲しさを感じる」とそういうふうに表示をされました。どうか通学バスに関しては、地域振興、若者定住・移住促進、そういったことを念頭に置いて、お考えいただきたいと思います。

子ども議会、恒吉小学校の6年生が通学バスのことをお話しされていました。市長答弁は、不審者のこともわかると、お金がかかるので今検討を始めているところですと答弁をなさっているようです。財部北小の6年生は、通学路が暗い、道路にごみが落ちている、声かけ事案もありますというお願いがござっておりますが、これは大人として答弁をされたと思うんですが、実はそのお金の問題——市長、お金の問題はやりくりだと思うんですよ。先ほど申しました交付税、振興住宅1戸分、ふるさと寄附金、こういったものをお願いをすれば、末吉の1,500万円、大隅の1,500万円、私は調達できると思っています。そういった工面をしながら、我々はすばらしい曾於市をつくり上げていくのが必要ではないかなとそういうふうに思っています。

教育委員会には申しわけないですが、市長、この地域振興という考え方ですと、所管を教育委員会から、やっぱり市長部局にかえたほうが、私はいいような気がしますね。しかも、各支所にこれをさせたほうが充実すると思いますよ、地域の実情もわかっていますから。ですから、そこあたりを配慮していただければよろしいと思うんですが、できるなら教育委員会がやるべきなんです。だけど、もともとそうでしょう、企画課がやりたくない、教育委員会でやってくれ。で、また、今にお

ってくるのが教育委員会でやりたくない、だから市長部局にあずかってくれ。これ、たらい回しなんですよ。それよりかは、私は各支所で、この予算を握ったほうがいいんじゃないかなと思っています。ぜひ、御参考をいただきたいと思います。

教育長、アドバイスしておきます。行政とかこういう世界というのは初めての経験だろうと思うんですが、特別職ですからね、辞令は、議会の同意を得て市長からもらわれていると思うんですよ。ですから、市長部局と密接に語り合いながら仕事を進めていただきたい。教育委員会の職員のほうだけを向いていると大変なことが起きることがありますよ。香港の暴動もそうでしょ。やっぱり市民の感覚とか感情とかに目を向けていないと大変なことになっていくと、そういうふうにお考えいただきたい、そう思っています。

私たち議員は、別に市長から辞令も受けていないんですよ。誰が辞令をくれたかという、実は有権者なんです。各校区、各地区、ここでほぼ御支援をいただいて、この場にいるわけです。ですから、行政をまともに受けとめることじゃないんです。市民の地域の不利益に関することには、政治生命をかけて声を大きくして発表しなければならない宿命にあるんですよ。

要するに、当局に対して厳しい意見を言う必要はないなと思っても、市民にとって不利益をこうむるようなことには政治生命をかけて闘っていくというふうに思ってください。大切なことは——我々の側ですよ——地域やそこに住む人たちを守ること。地元の不利益、これは許せない。高齢者、児童・生徒、弱者、産業振興を守ること、これをしっかり我々は日々、政治活動の柱に、みんなしているんですよ。そこのところは受けとめて、今後、通学バス等の問題も受けとめていただきたいと思います。

最後に、各小学校区、ほとんどが保護者の送迎の時代になっています。安全安心、送迎負担の軽減、ものすごく喜ばれます。共働き世帯・母子家庭・父子家庭の子育て支援、若者定住・移住促進、山村振興、村の存続、農地を守る、山林を守る、次の世代をいかに育てるか、今の我々に課せられた使命だろうと思います。財部の小学校のスクールバスは、スクールバス廃止はおろか、曾於市全域早急に調査をされ、早期に全域のスクールバスの運行を開始されるよう訴えて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後はおおむね1時20分再開いたします。

休憩 午後 零時18分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○16番（久長登良男議員）

ことしの夏は、高温及び大雨に悩まされました。大雨の被害に遭われた方々には、心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を願っています。

今回は、高校跡地利活用調査特別委員会で調査研究を踏まえて一般質問に入ります。

先日、通告をいたしておりました一般質問として、閉校後の小・中・高校跡地についてと鶏舎建設に係る対応について及び宅地分譲整備事業についてお伺いします。

まず、閉校後の小・中・高校跡地について伺います。1番目として、市内に何校の跡地があるのかお伺いします。2番目として、現在の状況はどのように管理されているのかお伺いします。3番目として、今後の利活用方法をどのように考えているのかお伺いします。4番目として、耐震度調査の状況はいかになっているのかお伺いします。

以上、4点について具体的にお尋ねいたします。

次に、鶏舎建設に係る対応についてであります。財部町川畑地区に建設の鶏舎についての現在までの経緯をお伺いします。

3項目めとして、宅地分譲整備事業についてであります。平成31年度新規に財部地区に計画されていた分譲地は確定したのかお伺いします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

閉校後の小・中・高校跡地についての①市内に何校の跡地があるのかについて、お答えをいたします。

これまで廃校になり、校舎や体育館の施設が残っているのは、末吉南之郷中学校、大隅北中学校、大隅恒吉中学校、大隅月野中学校、財部南中学校、財部北中学校、財部中谷中学校の7校と県立岩川高等学校、県立財部高等学校の2校の計9校です。

②の現在の状況はどのように管理されているのかについて、お答えいたします。

閉校後の跡地に管理については、末吉南之郷中学校は体育館と運動場を社会教育施設として社会教育課が管理し、校舎は社会福祉法人南之郷に譲渡いたしました。大隅北中学校、大隅恒吉中学校及び大隅月野中学校については、大隅北中学校と大

隅月野中学校の運動場を太陽光発電施設として貸し付け、残りの校舎、体育館、運動場は大隅支所地域振興課が管理しております。財部南中学校の体育館と運動場は、社会教育施設として社会教育課が管理し、特別教室棟は南榮工業株式会社に貸し付け、校舎は財部支所地域振興課が管理しております。財部北中学校の体育館と運動場は、社会教育施設として社会教育課が管理し、校舎は有限会社サイバーウェブに貸し付けております。財部中谷中学校は、残っている体育館と運動場を社会教育施設として社会教育課が管理しています。県立岩川高等学校は、教育委員会総務課が管理しています。県立財部高等学校は、現在も県が管理を行っております。

③今後の利活用方法について、お答えいたします。

現在、貸し付けを行っている施設等については、引き続き活用していただきたいと考えています。社会教育施設として管理しています南之郷中学校、財部南中学校、財部北中学校、財部中谷中学校は、引き続き社会教育施設として活用したいと考えております。大隅、財部支所で管理しております大隅北中学校、大隅恒吉中学校、月野中学校及び財部南中学校については、現段階では施設利用の具体的な計画がありませんので、今後も地元を含めて積極的に利用していただきたいと考えています。県立岩川高等学校は、岩川小学校の移転地と大隅防災拠点施設として整備する計画です。県立財部高等学校は、現在、市で検討を行っている事業がありますので、もし、事業が展開できるようでしたら県に無償譲渡のお願いを行っていききたいと考えております。

④耐震度調査の状況はいつなのかについて、お答えいたします。

現在、廃校となった9校のうち、市の財産であります8校の校舎、体育館で見ますと、大隅北中学校の校舎、大隅恒吉中学校の校舎と体育館、大隅月野中学校の校舎と体育館及び財部中谷中学校の体育館について、耐震度調査を行っていないことから耐震性の有無は不明であります。

2、鶏舎建設に係る対応についての①現在までの経緯について、お答えをいたします。

平成31年度第2回曾於市議会臨時会において、陳情第6号、鶏舎建設に係る対応についてが採択され、審査報告で事業者と両自治会の公害防止協定を早い段階で結ぶよう執行部は最大限の努力を望むという意見を真摯に受けとめ、今後の対応を協議するため、事業者と飯野・西飯野自治会長へ5月13日に説明会開催を通知をいたしました。日程等の関係で両自治会の出席が得られず、6月17日に改めて説明会を飯野公民館で開催しましたが、両自治会は鶏舎建設自体に反対されており、公害防止協定の締結に対する同意が得られておりません。建設された鶏舎は5月下旬に完成し、6月上旬には1回目が入雛され、7月下旬に出荷されております。現在の

ところ、飼養に伴う公害等の申し出はないところです。

3、宅地分譲整備事業についての①新規の財部地域の分譲地の確定について、お答えいたします。

財部地域の分譲地については、複数の候補地を三役で現地確認作業を行い選定しているところですが、まだ、確定していないところです。都城市に比較的近い場所を検討しているところです。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

それでは、2回目の質問をいたします。

今回、北海道のほうに研修をしたところでしたが、その中で雨煙別小学校跡地を見たときに、これはやっぱり地元と大企業が入っての跡地利用活用がされているなあということで感心をいたしました。

そしてまた、六中という帯広のところを見ましたが、ここも地元との協議の中で進められている跡地利用活用ということでありますので非常に成功している事例だというふうに思って今回質問をしたわけですが、その中で、曾於市内の小・中・高という、あえて小学校も入れたのは、私が何年か前に、大谷小学校が曾於市でも管理されているのではないのかなあというふうに思って、小学校をあえて入れたのは大谷小学校の分でありましたが、ここについてはどのようにになっているのかお聞かせしていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私のほうはちょっと具体的にわかりませんので、担当課か教育委員会のほうで答弁をしていただきたいと思います。

○社会教育課長（岩元 浩）

お答えいたします。

大谷旧小学校跡地は、青少年館として地元利用されております。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

管理がされておりましたので安心しましたが、放っておいてやぶになっておらんかなあと思って、心配して通告したとこでございます。

まあ、財部の分については、おとといずっと回ってみました。中谷の中学校跡地は、今度、彼岸花まつりをするというのでやぶ払いもされてきれいに整然となった中学校跡地であるなあということで、また、体育館あるいは研修施設等もかねがね利用されている関係上、運動場も整理されているなあということで、地域と一体となった跡地利用活用がいかにか大事かというのが、中谷校区の皆さん方が跡地を活

用されている、使っているということで非常に感心をいたしたところであります。

それと、北中学校跡地はもう御存じのとおりいろいろ新聞紙上でも載って、いろんな事業を展開されながら進めていらっしゃいますので、ここも地域の方とのかかわり合いがあって、まあ成功している事例だなあというふうに思うわけですが、あと南中学校跡地に見にいったところ、あそこは体育館をちょうど5名ぐらいの方々と、体育館の中でドローンの実習をしておりましたが、大崎町から来たということでありました。

そういうことで、体育館はドローンとそれから校区の方々の利用ということで、非常にいろいろ利用されているようですが、運動場も何か行事があるということで、草払いがされてきれいにされておったようですが、校舎は非常に何も使われずに木が生えて窓のところなんかは。

そういうことでありましたので、これについての、今ありましたように、1回目の答弁がありましたように何か地域の方々と、そういういろんな業者あるいは大手企業、そういうものと何かができればいいなあというふうに思っておって見させていただいたところですが、今後はやっぱりそういう発信とか地域の方々と語る機会というのは考えていらっしゃらないのかどうか、大型企業ばかり頼らずに地元の方々の意見も聞きますといろんなそういう情報が入ってくるのではないかなというふうに思うところではありますが、このことについて再度お伺いしますが、お考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

大体学校の跡地についてはなるべく有効活用をするようにしております。

前提としては、もう地元の住民の意見を尊重しながらしております。

財部南中学校跡については、以前、コールセンターがありましたけど撤退されたので、中身についてはそのままなっておりますけれど、地元住民の方とはよく私なんかも、この前も夏祭りがあって、いろいろとお話をしましたけれども、具体的に何かをしてほしいということは今のところないんですけど、引き続き地元住民の声は聞きたいと思います。

○16番（久長登良男議員）

南中学校跡地は、高速道路ともインターと近いわけですので、そういう高速道路網の活用とかそういうものを視野に入れながら、いろんな企業あるいは地元の方々と交流というのを進めながら発信をしていけたらなあというのを考えたところでもあります。

そういうのを踏まえて、東京、大阪、名古屋、いろんな県人会がありますが、総会等もあります。そういうところでPRをしていく必要もあるんじゃないかなあ

いうふうに思うところですが、今後そういう地元の人たちの意向を踏まえながら、そういう誘致とかそういうものについてのお考えを再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちもいろいろ曾於市の郷土会がいっぱいありますので、そういうところの中で学校跡地を利用して企業誘致を含めた形でしたいという声があれば積極的に紹介はしたいなあと考えております。

○16番（久長登良男議員）

ほかの大隅の中学校跡地、それから末吉、そういうところもその地の利を生かした跡地活用というのが大事であろうというふうに思います。ということで、地域の公民館あるいは地域の皆さん方の御意見等を拝借しながら努めていただきたいというふうに考えております。

次に、財部高校跡地の問題ですが、これについては、私は3月定例議会で一般質問をしておりますが、そのときには3月までで3人の方々のいろんな調査は終わるということで、あと3月から以降は予算が組んでなかったものですから質問をしたんですが、6月には再度また検討するということでありました。そのときに同僚議員の6月一般質問の中で、財部高校の跡地の問題を3名の方がされたというふうに考えておりますが、その中で1番最初に看護学校の問題を3人とも取り上げられました。

その中で、2人は、もう新しく今度鹿大の獣医学部のほうからの進出が見込まれるからそちらを優先したならばという意見もあったところではありますが、財部高校跡地には、9月の定例会のときに経過とかそういうものを含めて報告をするということになっておりましたので、どういうふうに報告がなされるのかなあというふうに期待をいたしておったところですが、その後の経過報告というのがなかった関係上、今回一般質問をしたところではありますが、この看護学校についての考え、今後の見通しというものはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

看護大につきましては、一般質問で具体的に出ておりますので、その方に基本的には答弁をしたいと思っておりますけど、あれから全く内容的には進んでいないところでございます。

○16番（久長登良男議員）

通告をされている同僚議員がいらっしゃいますので詳しくは取り上げませんが、3月のときに一般質問をしておいた関係上、あえてここに小・中・高ということで出したのでありまして、この9月定例会までに全協の中であるのかなあというふうに思っておいた関係上、なかったということもあります。

また、志布志大崎町と広域連合であれば、補助金等もいい制度があるということで、私は技官のほうからも話は伺っておったところでもありましたので、そういう話の中で、大崎町長、志布志町長もかわられましたが、そういう形で話が進められたのかなあというふうに思っております。それはそれとして、それで獣医の研究所が進出するときに、これと平行してこの看護大学も一緒に連動してつくってもいいような答弁もされておりましたので、まだそういう認識があるのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

看護大につきましては、私は基本的には非常に曾於市にとってはすばらしい施設になるだろうというふうに思っております。ただ、市が計画している事業の中には簡単にいくものではないと思っております。

今、獣医大の研究の関係の話が進んでおりますので、まずそちらのほうを最優先したいなあと思っております。

○16番（久長登良男議員）

私も、そちらの特別委員でありますので、どうこうということは言えませんが、市長のほうの決断が早めにされないと、どちらの方向に進んでいいのか、特別委員会でもそれを推し進めていく中でも大変苦慮していくんではないかなあというふうに思いますので、市長の方針というか、方向性を示していただくことによって議会と行政は両輪のごとくということで、二歩離れず、一歩離れるというようなこともありますので、そういうもので私なんかも曾於市民のために、あるいは財部高校跡地有効活用のために進めていきたいというふうに思っておりますから、十分そこらあたりは市長リーダーシップを発揮しながら、進めていっていただきたいと思っておりますので、これに対して何か御意見があればお聞かせをしていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

この獣医大の研究所というのは非常に私たちの曾於市にとっても、また、南九州地域の畜産振興にとっても非常にありがたい施設であり、また、交流的な学生もふえますので大変いいなと思っております。

ただ、市がつくるのではなくて、鹿大を中心とした学校のほうが国の事業に乗っかってやるものでありますので、それは全面的に市としては支援をしたいという固い決意であります。

○16番（久長登良男議員）

続きまして、今度は、鶏舎建設に係ることについてお伺いしますが、議会に1番最初に陳情が上がってきたのは、エビスさんのほうからの建設ということで陳情が

上がってきたわけですね。これは、エビスさんが平成25年2月4日に申請書を出されて、平成27年10月13日に飯野・西飯野自治会から曾於市議会に陳情が上がってきて、初めてこういう鶏舎ができるんだなあということがわかったわけですが、その後、議会としては何ら進展もないもんだと思っておったわけですが、市長としてはその後の進展というのは御存じであったのかどうかをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今回ですね、エビス商事に勤めていらっしゃった児玉さんが建物を、鶏舎を工事に入っていたらということをお聞きしまして、私も直接見に行きました。そのときに初めて知りました。

○16番（久長登良男議員）

エビスさんから児玉さんにかわって申請が上がってきたということですね。そのときに初めて知ったというのはいつですか。

○市長（五位塚剛）

何月何日というのはちょっとわかりませんが、工事が、市民の方々が知られた同時ぐらいだと思います。

○16番（久長登良男議員）

市民の方が知られたというのは、議会に陳情が再度上がってきた平成31年3月7日というふうに議会には陳情が上がってきておるわけですが、このときということで理解すればいいわけですかね。

○市長（五位塚剛）

陳情が上がる前にこの問題がいろいろ市役所のほうにも問い合わせがあって、市民の中に明らかになったときだというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

エビスさんから児玉さんにかわって市のほうに申請が上がって、これを県のほうに上げたのはいつですか。

○副市長（大休寺拓夫）

児玉さんからでしょうか。児玉さんから出ましたのが、平成30年の1月5日の環境保全意見書交付申請でございます。これが、本人から市のほうへありました。これを受けて、市のほうから畜産経営環境保全に関する意見書を2月16日に市から児玉さんのほうへ渡しております。あと、農業委員会関係につきましては、農地転用の事業計画変更許可というのが、県が平成30年の3月27日に許可を出しております。

○16番（久長登良男議員）

今、副市長のほうで流れを説明がありましたが、このときに地元とかあるいは議会が反対陳情を出しておりましたので、議会にこれは報告するという事は考えら

れなかったのかどうかお伺いします。県に上げる前にですね。

○市長（五位塚剛）

この問題については、私たちも、私自身もこの申請の流れというのは全くつかんでおりませんでした。ですから、仮にこのことの状況が、エビスさんから児玉さんにかわって、いろんな手続が変化したら地元のほうに説明してくださいということが事前に私たちを含めて打ち合わせがあったなら、それは報告できたんですけど、全く私たちも、現実には各農業委員会とか各課では進んでいたんですけど、総合的な判断のものの全ての内容をつかんだ形での報告というのは全く私たちもわかっていなかった状況でございます。

○16番（久長登良男議員）

それは、おかしいんじゃないですか、市長は。今、副市長が平成30年の1月5日に児玉さんから市のほうの申請書が提出された。そしてまた、30年の2月16日に曾於市は児玉さんに意見書を求めた。そして30年の3月の27日に、県のほうに上げたという一連の流れを副市長が、今、言ったんですよ。その流れがわかっていないということは、市長のところまでは決裁はなくて、そういう事業が進められてきたというふうに理解すればいいわけですか。

○市長（五位塚剛）

そのとおりでございます。

○16番（久長登良男議員）

こういう大型畜産とかあるいはいろんな企業とかそういうものは、地元の人たちの合意形成がなければ、いろんな県に申請とか、そういうものはできないのではないかなあというふうに思うわけですが、そこをトップの市長が知らないままに計画がされる、曾於市内にいろんなそういう事業は、市長はもう知らなくてもいいというふうに理解すればいいわけですか。

○市長（五位塚剛）

企業の方々、個人の方々がいろんな事業を展開されますけど、市が基本的に許可をするというのであれば、当然ながら大事な問題であれば当然協議事項の中に出てくるんですけど、今回の場合は、個人の方が引き継ぎながらやっておりましたけれど、そのことについて、今、どうだったかというのは時系列でこうでしたよというのが副市長のほうで答弁いたしましたけれど、私を交えて議論した状況ではありませんでしたので、具体的にはつかんでおりませんでした。

ただ、今言われるように全てのものが、市長が全部把握しなきゃならないというものではないと思います。

○16番（久長登良男議員）

全てのものを、1から10まで市長が目が届くはずはないです。曾於市も広いですから。390km²の中の土地に、あそこに家をつくった、どこに。

だけどこれは、地域の方々が陳情書を議会にも、行政にも上げられたと思うんですが行政には来ていなかったんですかね。再度お伺いしますが、議会にこの陳情が上がってきたときの27年10月13日には、議会に陳情書が上がってきておりますが、行政には上がってきていなかったのかお伺いします。

○副市長（大休寺拓夫）

その意見書については、把握をちゃんとしております。

市には来ておりません。

○16番（久長登良男議員）

市には来ていないということですから、やむを得ないことですが、議会の陳情書を採択して、今回で採択しておるわけですので、市長も認識はされたと思うんですが、認識は27年ですからもう大分前の話ですから思い出されないかもしれませんが、そういう頭の中にはあったと思いますがどうですか。

○市長（五位塚剛）

その陳情については、議会で採択したのは私もちゃんと覚えております。

○16番（久長登良男議員）

そういう議会で採択をしたものについては、小さなことではないというふうに私は理解するわけですが、そういうのを、採択されたものを、そこに何ができるということだけは把握されて今日に来たと思うんですが、そういうのであれば変更された、そういうのも含めて、地域の方々に問題がなければ県のほうに上げますよとか、あるいは、議会のほうにも、こういう変更がありましたので、議会のほうで陳情は採択されておりますが、これはもう法的に問題がないから県のほうに提出しますよという、それぐらいの配慮があってもいいんじゃないかというふうに思いますが、その認識というものはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

御存じのように、ここの施設が、例えば産業道路沿いに、目に見えるところで、申請地であったならば私を含めある程度の方はすぐわかったんでしょうけど、全く通りがない、見えないところが、実際、工事をされておりましたので、全く私たちも、私自身もわかっておりませんでした。

○16番（久長登良男議員）

地元の人との協議は、市長は1回もされていないんですか。

○市長（五位塚剛）

協議はしましたけど、そりゃもう工事がもう途中の段階で地元からの要請があり

まして、市役所に来ていただいて協議はいたしました。

○16番（久長登良男議員）

もう建屋が、鶏舎が建ってからの協議ということに理解すればいいわけですか。

○市長（五位塚剛）

今、説明したように、工事がもうほぼ完了の近い状態の中で私自身もわかりましたので、そのことで地元の方々から、この間の経過はどうなっているのかということで言われましたので、なぜこうなったかという事実にもとづいて地元の人たちと話し合いをいたしました。

○16番（久長登良男議員）

3月の17日に鶏舎建設に係る対応についてというのが、議会にも出されて臨時議会をして建設常任委員会のほうで調査をし報告がなされたわけですが、その以降のことをきょうは言われたようですが、一般的にこういう大型鶏舎ということで反対陳情はされたようですが、その中で行政としてのいろんな手続等は来なければ、許可がないままにこういう大きな鶏舎を縮小しての建設というのもできるのかなあ、法的に問題がなければできるといふうに、法的に問題がなかったからできたといふうには私は理解しているわけですが、地域の方々にもわからなかったということのようですが、行政もわからなかったという、どこかで申請を県に上げないと工事には着手されないと思うんですが、そういうのはどうなっているのかお尋ねしますが。

○市長（五位塚剛）

大体基本的な流れは、農地を転用する場合は、農業委員会に申請があって、農業委員会で現地調査をして意見書をつけて上げるんですけど、基本的にはそこで排水の問題とか、いろんなおいの問題とか、基本的には農業委員会でも相当議論されたらろうと思っております。

それから、当然ながら県のほうに上げていくわけですけど、法的には問題がない状態で進んでおります。法的にこの建物をつくるのが問題であれば、県のほうも許可はしないはずですので法的には問題ないといふうには思っております。

○16番（久長登良男議員）

問題がないから建築されたといふうに思うわけですね。当然問題があれば、壊さないかんわけですので、問題がないように、この鶏舎といういろんな畜産もするときも、あそこは昭和40年代に財部農協が子豚生産団地ということで、川畑と飯野とあのちょっと上のほう、それと日光に3団地をつくって十文字のところにその子豚を肥育する養豚肥育センターというのを計画したわけですね。そのときに、地元だからみんな賛成をされて団地ができたわけですね。そしたら、十文字のところ

は、そこは十文字は豚がいないところでしたので大反対がありました。というのは、むしろ旗を立てたり、いろんな形で。農協と行政と役場、それと農業委員会と協議をしながら、そうしたならどうしようかということで、あそこは牛が十文字地区はたくさんいましたので、当時は牛の肥育センターをつくったわけですね。

そして、豚は、今度は正部のほうにつくりました。正部はどういう条件つきでつくったかと申し上げますと、高いところですから飲み水がないということで、非常に井戸が深かったわけです。そういうことで、養豚センターをつくと水がたくさんいるからということでボーリングをしまして、その水が余った水を正部の方々に供給するからということで同意を得た経緯もあるわけです。

そういうことで、地元と十分協議をしながら、100%まではいきませんが、そのような理解ができて、合意形成ができて、こういう畜産事業、いろんな公害防止協定とかそういうものを結びながらつくっていくのが、私としては建前であろうというふうに考えておるわけです。

というのを、絶対反対ということでは、曾於市も発展もしないわけですので、いろんな形で地域住民の方々が、何を要望し、何を問題視されているかということをも十分聞きながら、行政というのはその中に立って両方いいように進めていくのが行政ではないかなあというふうに思っております。

というのは、私たちも地域住民の立場に立って考え、行動し、生きるを私は選挙公約としながら、今、住民のために議員としてさせていただいているわけですが、市長の考えとしてはどういう考えですか。

○市長（五位塚剛）

私も長い議員をしております。また、長いこと農業委員もしております。まず最初にそういう問題が起きたときは、農業委員会に必ずその申請書が出てまいりますので、私はその申請書の中身を見て、当然問題があれば、地権者を呼んでまた住民にも説明をして阻止したこともあります。

当然ながら、議員の皆さんたちは、そういう問題が起きれば建設をする前に早くつかんで住民と話し合い、また行政とタイアップして、問題があれば中止させるのが基本だと思っております。

ただ、今回の例は、先ほどから説明するように、我々行政がストップできるような状況ではなくて、もう先に建設が進んでいたという状況の中で、地元からの要請がありましてその経過を含めていろいろ話し合いをしたんですけど、なかなか法的に私達が、行政がこの事業をストップさせることが残念ながらできないという状況でありましたので、私たちも、できたらば公害を出さない施設という形で公害防止協定を結んでもらえるような努力をいたしたところでございます。

経過はそういうことと、考え方は、以上でございます。

○16番（久長登良男議員）

今、市長のほうから述べられたように、行政というのはどこでか申請を上げて建設しなければ、私はできないというふうに理解をしているわけですが、行政は全然わからずに、そのまま設置されたというふうに、今、市長の答弁で理解するわけですが、もう児玉さんのほうでつくっていただいたという、つくって済んでからわかったというふうに理解してもいいわけですね。行政は全然タッチしなくて、こっちのほうで進められたというふうに理解するわけですね。

○市長（五位塚剛）

行政に対する手続というのは、先ほども農業委員会への手続、また、市役所に対する財部のほうに対する手続、全部説明をいたしました。だから、行政はどこでかタッチはしているんですよ。ただ、その一つ一つの行政の事案を全て私がわかった上で、その児玉さんが、私が許可して建てたということではないんですね。だからどうしても、場合によってはそういう市長としての押印をしなければならないという問題も事案としては出てくる可能性がありますけど、今回の場合は、私自身も、建物がなしたときは建物がもう完成間際の状況であったということでございます。

○16番（久長登良男議員）

市長は、そういう細かなことまではわからなかったけど、どこかでは行政も把握はしておいたというふうに理解すればいいわけですね。どこの段階でか、副市長の段階か、課長の段階ではそういう申請が上がってきたものは受理して市長まで決裁が回ってこなかったというふうに理解するわけですか。

○市長（五位塚剛）

今回の場合は、やっぱり農業委員会で農地の転用を許可しておりますので、まず農業委員会の段階で、もし、早く地元の方々がそのことについて、その情報をつかんでおれば、農業委員会に話し合いを出して農業委員会のところである程度の話し合いができたんじゃないかなあと考えておりますけど、まず、そこがちょっと私たちもつかんでおりませんでした。

また、当然ながら排水の問題を含めて、においの問題を含めて、行政のほうにも申請が上がってきていますけど、それについても各担当課のほうで審議しております、私のところにはそのことについての説明もなかったとでございます。

各担当課には、確認をしたというふうには思っております。

○副市長（大休寺拓夫）

この事案につきましては、関係意見書の件でしたので、こちらのほうは副市長決裁になっております。私までの決裁でありまして、今回の変更申請ということでご

ございましたので、決裁のほうも私のほうで行いました。

今ありますとおり、私どものほうはこれ把握をしております、意見書を出しました。その中に、要は地元の同意というものの指導ですね、そこはちゃんとしておりましたので、先ほどから市長が申し上げすとおり、その把握をしたのかというのはですね、要は、建ってから担当課のほうも把握したと、要は指導しておった中において個人の方がもう同意を得られないままで建ててしまったということは、我々も非常に残念なところであります、当然これも市長までの決裁でございますので、あと、かつ、また前回のエビス商事の申請もありました。そこにも同意の件もありまして、断念された経緯もございました。そういうこともございまして、当然児玉さんもエビスの社員でございましたので、それは十分了解をされていまして、そこで同意が得られないまま着工するということについて、市のほうもそこを把握していなかったというのが現状でございます。

○16番（久長登良男議員）

今、経過を説明されましたが、農業委員会で農地、そういうものの転用とかいろいろ排水あるいは公害というものを言われましたので、そういう農業委員会も市役所の管内ですから、横の連絡というものも取り合いながら、今後こういうのは事件が出てきた場合には十分地域の方々と連携を取りながら、行政は進めていく必要があるのではないかなあというふうに思うところですが、これを教訓にしながら、今後の対応というのを進めていかないと、先ほどもありましたように、人口増対策は図ってもいろんな問題点があるとランキングが下になってくるということもありました。

そういうものを踏まえていくと、やっぱり、住民の方々の同意あるいはそういう意見集約というものを進めながら、こういう施設というものはつukらないといけないのではないかなあというふうに思うわけですが、そのことについて、この問題を教訓にしながら今後どういうふうに生かされる考えかを、今からもこういう形でどんどん進めていく考えなのか、ところをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今までも曾於市になって、例えばこの間問題となりました末吉の蔵之町地区の廃ビニールの施設についても、正直なところ持ち込まれてからわかってしまうというような状況もありました。また、その地権者の方が土地を売った場合でもわからないところで進行しておりますので、やはり非常に難しい部分もありました。農業委員会も、この問題については非常に今回心配をされました。

ですから、この問題というのは、今後、曾於市における畜産を含めて、また、大型のメガソーラーも、やはり、計画が引き続きあるようでございますので、まあそ

ういうのも当然ながら、地元の方々の、やっぱりある程度の合意がないといけないと思っております。

今後、このようなことを踏まえて、教訓にして、地域住民のやはり意見も尊重したいなと思っております。

○16番（久長登良男議員）

続きまして、これはまた十分地元の人とまだ話す余地があると思しますので、話をされることを期待いたしまして、次に入ります。

宅地分譲のことですが、これも3月のときに財部の宅地分譲事業について質疑をいたしたところでありますが、その後6カ月経過しておりますので分譲地が確保できたのかなあということで質問したところですが、そのときの市長の答弁では、宅地分譲の土地の確保については非常に心配しているところでございます、20区画ぐらい一緒に宅地分譲できるところが一番いいですということで、あとは、財部の都城に近いところが地域がいいと言われておりますということで、最終的には家を建てられる家族がふえるわけですので、人口増の一番大きな事業になりますので引き続き努力をしていきますということで、町の中でも考えているという3月の答弁の中では、ここに出してありますが、今、三役で現地確認作業を選定しているところということでありましたので、やっぱり、都城近辺のところを選定されているのか、財部の町近辺も言われておったようですが、どのように検討されているのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財部で一番宅地分譲として都城近辺を含めて売れる場所というのは、やはり、県境のところが一番いいんだろうと私なんかは思います。ただ、残念ながらいい場所はあるんですけど、一種農地でありまして、農地の転用ができないという問題もあります。ですから、転用ができる、そういうところのまとまった土地を探すというのも、これは非常に苦労しているところでございます。

財部小学校の近くの水田のところも見させてもらいました。非常に場所的にいいところですけど、学校の近くですから転用ができるのかなあという可能性もあります。

また、ながやまストアの裏側の土地も見させてもらいました。面積的にはそれほど規模は大きくありませんけど可能性としてはあります。

あと、工業団地の近くのところに広い区画がありますので、そこもちょっと見せていただきました。

まだ、地権者の合意というのは得られておりませんので、まだ、確定しておりませんが、この間、音の問題、そういう騒音の問題を含めて調査をいたしまして、

最終的に地権者の方が売っていただけないとこれは全く進みませんので、その努力を今後続けていきたいなと思っております。

○16番（久長登良男議員）

せっかく予算を新年度につけているわけですので、あと6カ月間です。6カ月間の間に、いい候補地を選定して財部の宅地分譲が成功し、また、人口増につながりますことを大いに期待して私の一般質問をこれで終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、重久昌樹議員の発言を許可いたします。

○1番（重久昌樹議員）

1番、無所属自由クラブの重久昌樹です。

さきに通告しておきました3項目について質問いたします。

最初に、大きな1項目めの豪雨災害についてであります。県内は、6月28日から7月4日にかけて記録的な大雨に見舞われ、曾於市でも総雨量814.5mmを記録し、市内各地で土砂崩れや用排水路の決壊、受動式水路の崩壊など大きな災害が発生いたしました。地球温暖化の影響とも言われる異常気象が続いており、50年に一度の大雨とか今まで経験したことのない豪雨、想定外の豪雨など大雨の状況はどんどんふえているのが現状でございます。

以上のようなことを思い、2点について質問いたします。

①に、7月4日にかけて発生した豪雨災害の各町ごとの発生状況を伺います。

②番目に、最近の豪雨に対する流末処理と排水路の現状に問題はないか。あるとすれば、今後、市としてどのような対応策が考えられるか伺います。

次に、2項目めの防災対策についてであります。今回の大雨により大隅町では自宅の裏山が崩れ、残念なことに1人の方の尊い命が奪われました。新聞報道によりますと、今回土砂崩れが発生し住民は避難済みで無事だったケースは、少なくとも7件あったとありました。早めの避難行動が、いかに大事かということを感じいたしました。

このようなことを思い、4点について質問をいたします。

①に、今回の豪雨に伴う避難所の避難状況を伺います。

②番目に、避難行動要支援者名簿の作成と活用状況について伺います。

③番目に、福祉避難所の設置状況について伺います。

④番目に、消防団や自主防災組織との連携はどのようになっているのか伺います。

次に、3項目めの光回線の整備についてであります。このことにつきましては、昨年の6月の定例会におきまして質問をいたしまして、回答をいただいたところでございますが、回答としまして、「光回線は若い世代や会社等の業務において、企業等のニーズが高いと考える」「移住定住の促進施策にも、少なからず影響がある」と考える」「未整備交換局の整備を国に対しても積極的に要望するとともに、確実な利用者が見込める地域については、NTTに交換局の光回線化をお願いする」という回答をいただいたところでございます。

質問の①番目ですけれども、現在の未整備地区における光回線の整備に向けた取り組み状況をお伺いいたします。

以上、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、重久議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、豪雨災害についての①7月4日にかけて発生した豪雨災害の各町ごとの発生状況についてお答えをいたします。

耕地課分については、一般財源での対応となる農道と水路への崩土や倒木の除去は、大隅町367カ所、財部町85カ所、末吉町244カ所、合計696カ所であります。

次に、国の補助対象となる農地・農業用施設の災害は、大隅町131カ所、財部町12カ所、末吉町49カ所、合計で192カ所です。

次に、一般財源での対応となる農道・水路の災害は、大隅町35カ所、財部町5カ所、末吉町3カ所、合計43カ所です。

次に、一般財源での対応となる農地の災害は、大隅町95カ所、財部町8カ所、末吉町109カ所、合計で212カ所です。

建設課分については、市道・河川等への崩土や倒木の除去は、大隅町で160件、財部町で79件、末吉町で70件の合計309件です。

次に、市道・河川の市単独災害については、大隅町で18件、財部町で13件、末吉町で15件の合計46件です。

次に、国の補助対象となる橋梁を含む市道・河川の公共土木施設災害については、大隅町で19件、財部町で10件、末吉町で19件の合計48件です。

②最近の豪雨に対する流末処理と排水路の現状と問題、今後、市としてどのような対応策を考えられるかについて、お答えいたします。

近年の豪雨は、地球温暖化の影響もあり、降雨強度、降水量とも増加傾向にあります。そのため、用水路の断面不足から、家屋の浸水や道路冠水等が多く見受けられます。市では、排水路の断面不足の解消と、あわせて排水不良箇所を改善するため国県の補助事業や市単独事業で緊急性を考慮しながら、年次的に整備を進めているところです。

また、災害復旧事業については原形復旧が原則ですが、適正な理由と根拠があれば、改良復旧が認められております。

2、防災対策についての①今回の豪雨に伴う避難所の避難状況についてお答えいたします。

先般の7月豪雨におきましては、7月3日の午前10時に市内20カ所に避難場所を開設し、市民の皆様へ早めの避難を促したところであります。

避難状況につきましては、7月3日の夜のピーク時で、末吉地区が8カ所で37世帯60人、大隅地区が8カ所で45世帯73人、財部地区が4カ所で46世帯60人であり、合計で128世帯193人でありました。

なお、全20カ所のうち避難者がいなかった避難所は、末吉地区が2カ所、大隅地区が1カ所であり、合計3カ所でありました。

②の避難行動要支援者名簿の作成と活用状況についてお答えいたします。

曾於市地域防災計画に基づき、特に、みずから避難することが困難な避難行動要支援者につきましては、名簿を作成し、把握に努めることとなっているところです。その把握や調査につきましては、各地区の民生委員の方に年1回調査を依頼し、変更や新規の登録を行っているところです。

登録された情報につきましては、各支所の福祉係と防災担当課並びに社会福祉協議会とシステムが連動しており、災害時に必要な場合は、いつでも情報を共有できる状況になっております。

また、警察におきましては、避難支援等関係者への情報提供ということで、災害対策基本法に基づく必要な措置として、新しい情報を更新次第、年1回、同意者のみの名簿の提供を行っているところです。

③福祉避難所の設置状況について、お答えいたします。

現在、市は福祉避難所として9施設を指定しており、最大539人の収容が可能です。

内訳といたしましては、末吉地区で4カ所306人、財部地区は3カ所133人、大隅地区で2カ所100人です。

なお、これまでに開設した実績はないところであります。

④消防団や自主防災組織との連携についてお答えいたします。

消防団につきましては、平時からの消防団幹部、各分団長と連絡が取れる体制を構築しております。避難勧告等発生時には、消防団幹部は本庁・支所庁舎に、各分団員は各詰所に待機を行い、状況により地区巡回を実施しております。

また、特に台風襲来時には、可能な範囲で道路を塞いでいる倒木等の除去を行っております。

なお、7月豪雨の際は、被害状況の調査や市民へ避難を促す声かけなどを実施したところです。

自主的防災組織につきましては、平時の取り組みとして、災害発生の未然防止活動としての危険箇所点検を初め、災害発生時に備えるためのヘルメット、消火器、非常食などの備蓄や、炊き出し訓練などを実施していただいておりますが、避難勧告等発生時等の際には、特段の連携はとっていないところです。

なお、先日の7月豪雨の際は、高齢者宅の声かけなどを行っていただいた組織もあったところです。

3、光回線の整備については、①現在の未整備地区における光回線の整備に向けた取り組み状況についてお答えします。

未整備地区については、計画を予定している地区はありませんが、これまで全国市長会や県市長会で要望しておりました負担金による民設民営方式が、今年度から補助事業の対象となったところであります。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

それでは、2回目の質問をいたしたいと思います。

①の豪雨災害の発生状況につきましては、ただ今答弁がございましたとおり、大変多くの箇所で甚大な災害が起きたんだというふうに認識を新たにするとところでもあります。これにつきましては、早急な対応がされていると思いますけれども、復旧復興を願うところでございますが、特に、②番目のところの流末処理と排水路の現状の問題とか、ここの、今後、市としてどのような対応が考えられるかということで、答弁書でいただきましたけれども、まさにこのような形でしていただければというふうに思っているところですが、少しまたお聞きしたいと思います。

現状でいきますと、やはり今のこの雨の状況というのは、なかなか量が多くなってきているということで、流末また水は低いほうへ溜まってくるわけですが、そこから近辺に住まいの方とか、そこらにいらっしゃる方等については、大変危険を感じているというふうに思っております。ですから、今、ここに災害復旧につきましては、適正な理由と根拠があれば、改良復旧が認められるということで答弁をいただいておりますけれども、これが100%というか、この適正な理由と根拠というのが

どれぐらいなのかは、ちょっとわかりませんが、今のこの水量で水路なり排水路が崩れたのであれば、どう考えても1.5倍なり2倍なり、その水量がさばけるだけの改良工事はどうしても必要だと思います。こういうことで、全部に対してということではないでしょうけれども、やはりこういう対応が必要であるというふうに考えてもおります。

先ほども、上村議員の質問の中にも、予防的な災害復旧も認めるという御答弁もございますので、こちら辺は、また、担当者に聞きますと、どうしても査定の中で現状、原形復旧が基本だということもお伺いしますが、この答弁書を見る限りでは、そんなことはないんだと、国もそういうなことを認め、県も認める方向にあるんだということでもよろしいでしょうか、市長。

○市長（五位塚剛）

今回の集中豪雨による土砂崩れは、やはり側溝が許容範囲を超えて、オーバーフローした状況で削って行って、最終的にはその側溝自体も落っこちて、路肩を決壊しているというのが相当ありました。そういう意味では、同じ口径の側溝を入れたら、また同じ災害が起きますので、一応国に対してもそのあたりの説明を、今、いたしております。ですから、1回り、2回り大きな側溝、暗渠を取りつけてもらうようお願いをしておりますけど、場合によっては一定部分、市の持ち出しもふえるかもしれませんが、工夫しながらやっていきたいと思っております。国のほうもある程度は理解を示していただいております。

○1番（重久昌樹議員）

ただいまの答弁をいただきまして、安心したといえますか、ほっとしているところでございます。

やはり、現状としての市長の認識を、国、県に強く要望していただいて、やはり側溝等については大きくしないと、どうせ同じことの繰り返しになってしまうような気がしているところでありまして、地域の住民からもそういった要望を非常に受けているところでございます。

今後も、そういう対象とならないところについては、おっしゃったように、市の単独事業としてでも、どうかそういうふうに改良をしていただくように、強く、また、国、県あたりにも要望していただくようにしていただきたいということを重ねて要望をしておきます。

続きまして、防災対策についてでございますが、①番目の避難所の避難状況につきまして、市内で20カ所、128世帯の方、193人の方が避難をされたということで、この数字が大きいのか小さいのかわかりませんが、なるだけ危険を感じたら避難をしていただくのが一番いいわけですし、なかなか避難までは至らない現状を

聞いてみますと、今まで崩れたことがないから大丈夫だろうというようなところが、被害に遭ってくるわけですので、このあたりの避難の促し方も、また、今後いろいろ研究していかなければいけないのかなというふうにも思いますが、避難行動要支援者の名簿の作成と活用方法についてですけど、これについては答弁書のほうには、民生委員等の方をお願いしてつくっていると。また、登録された情報については、システム連動で、いつでも情報が活用できるようにつながっているというような答弁をいただきました。

私が考えるところは、避難所が開設されたときに、どの消防団の関係とも出てくるんですけども、こういう要支援者については、消防団とか地域の自主防災組織に、こういう人たちが支援が必要なんだよということを、前もって知らせておくべきじゃないかなというふうに私は思うんですが、そのようなところは、市長はどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

各地区の分団には、いろんな団長の会議がありまして、やはり少なくとも自分たちの地域にお年寄りの方で支援がないと避難ができないという方がいらっしゃるわけですから、そういう方々をぜひ、つかんでおいてくださいということも話しております。当然ながら今、話をしましたように、民生委員、また場合によっては警察とも連絡を取りながら、対応をできるようにいたしておりますけど、やはり日ごろから自主防災組織を立ち上げて、ぜひ地域と一体となった、こういう場合の対応が大事じゃないかなと思っております。

○1番（重久昌樹議員）

今、答弁いただきましたけれども、消防団については、各分団でそういう地域の崖上崖下にお住まいの方、また、河川敷にお住まいの方を把握しておいて、分団によっては詰所待機が出たときに、自主的に声をかけているところもあるようでございます。これは、各自主防災組織も立ち上がっているわけですが、まだなかなか温度差もあるというようなことでもございますけれども、自主防災組織あたりでも、こういう方の把握をして、地域でやっぱりこういう方の支援が必要なんだということを、みんなで共有することが、情報は共有することがやっぱり大事なんではないかなという感じを受けています。

また、今後これについては、ぜひそういうような方向で情報共有をしていただくように要望もしておきたいと思えます。

次に、③番目の福祉避難所の設置状況についてでございますが、これにつきましては、9施設であるということで、収容可能人員についても、ここに回答をいただきましたが、また市のホームページでちょっと確認をしたんですけれども、これに

については表示は9カ所とあるんですけれども、場所等の確認はできないところでもございました。場所等については、さきの大雨災害でもありましたように、市内ではこの場所を周知するには、ちょっと問題があるというような、いろいろな賛否両論あるようでございますが、これを周知したところ、一般の避難者が集まって、その福祉避難所が混乱したというような事例もあるようでございます。

この福祉避難所というのは、一般的に考えて、一旦は避難所に避難をした方が、二次的に避難をされるような場所ということで理解をしてよろしいでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

福祉避難所につきましては、通常はその災害が大規模でありまして、長期化するときになにか、今おっしゃられたとおり一時避難所から、要配慮者といいますか、支援者対象者につきましては、移動してもらい、そのようなところでございますので、二次避難所的なものであるというふうに考えております。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

その二次避難所ということであれば、やはり避難所としての地域の方への周知というのは、もう必要ないということではよろしいですか。

○総務課長（今村浩次）

3年ほど前の熊本地震であったと思いますけれども、福祉避難所を最初周知したところで、そのところに一般の健常の方々が来られまして、それをなかなか出ていってくださいというふうには言えない状況も、大規模災害でございます。そういう状況もありますので、前もって全市民にそういうところをお知らせするというのは控えたほうがいいのではないかと、今の時点ではそのように考えております。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

そのような考えであれば、そのような方向で、やはり大災害が起きたときには、そういう方は福祉避難所への誘導が、もう一番誘導しなければならないわけですので、そういった場合に、避難所を利用すべき人がちゃんと利用できるような体制というか、連絡体系というか、体制づくりを要望しておきたいというふうに思います。

次の、④番目になりますけれども、消防団と自主防災組織との連携についてでございますが、消防団につきましては、状況により待機とか地区の巡回等をしていただいているということでございますが、自主防災組織については、かねての行動をしていただいていると、取り組みをしていただいているということで、特にこの災

害が発生したときにするという事ではないようでございますが、この自主防災組織についても、先ほど言いましたように避難者、要支援者、これについては、やはり地域の組織になるわけですので、やはりこういう避難者名簿の共有は必要じゃないかなというふうに考えるところでございます。

また、この自主防災組織につきましては、過去の質問等でも出ておまして、地区、校区を中心として24の組織があるということで、各組織が自主的な取り組みをしているんだよという回答でありました。活動内容については、なかなか温度差があるということで、組織同士の連携をとりながら、全体的な底上げを図っていくと、必要があるということでもございました。その中で、また、避難所運営マニュアルを策定して、対策を進めていくという回答もしているようでございます。

その避難所マニュアルについては、策定の状況をお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

曾於市避難所運営マニュアルというものにつきましては、本年31年の3月に策定はいたしましたけれども、このことにつきまして、公表のほうはまだしていないところでございます。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

策定はできているけど外部には出していないということですよ。それでよろしいですか。そうであれば、また、その活用——自主防災組織での、まだ示していないということだろうと思います。早い機会に策定ができているのであれば、早い機会にやはりそういうマニュアルを利用した、そういった地域の自主防災組織が、運営がスムーズにいくような体制づくりも必要じゃないかなというふうに思うわけですが、市内の自主防災組織については、24の組織が自主的に校区単位で運営されているというところですが、こういう書物の中に書いてあるのを見れば、自主防災組織については、自治会単位が適当であると言われるということも、一部でも言われているところでもございますが、この校区単位で運営されておりますけれども、何かいざ大災害があったときには、道路等が寸断された場合、なかなかこの自治会まで、校区単位の組織が入り込めないんじゃないかなというところも考えるところであります。現に7月の豪雨災害におきましても、一時孤立した自治会があったということも報道もあったようでございます。ちょっと聞いているところでございますが、この校区単位の組織を、もう少し自治会のところまで掘り下げて、そういった一番の共助ですね、隣近所で助け合う、そういった組織づくりというものが必要じゃないかなというふうに思います。

自治会によっては、その自治会だけではそういうことも運営できないところもあ

るんじゃないかなというふうにも思いますが、そういったところは臨機応変に二、三の自治会が一緒になって、そこをカバーし合うというふうなところも必要じゃないかなというふうに思いますが、市長、どのようにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

今、言われるように、自主防災組織は各町の校区単位ででき上がっているんですけど、やはり非常に広大な地域になっております。ですから、今、言われるように、場合によっては同じ自治会も集落ごとに3つ、4つあるところもありますので、その自治会で1つの自主防災組織をつくったほうが、より具体的に、より現実的に活動が、私はできると思います。そういう取り組みについても、今後、防災会議も含めてありますので、また、消防団との幹部会の会議もありますので、問題提起を含めて議論させていただきたいと思います。

○1番（重久昌樹議員）

ぜひ、そのような取り組みを期待したいところでございます。

それと、避難所運営マニュアルは策定ということでもいいんですけども、避難所に行くまでの自主防災組織の手引書、自主防災がなぜ必要なのかというふうなところがあると思うんですけども、その手引書の中に、一つの例としまして、自主防災組織の必要性とか重要性、あと日常における活動の仕方とか、あと災害時の先ほどありました要支援者への対策、地域内の災害時要支援者の把握、支援方法、あるいは今外国人実習生もおりますけれども、外国人実習生についてはどのような対応をするのかというふうな、いろいろ細かな手引書等もあるわけですが、これは作成はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

本市におきましては、策定はしていないところでございます。

○1番（重久昌樹議員）

もちろん避難所運営マニュアルは大事だと思いますが、今、ありましたように、避難所に行くまでのそういう住民への意識づけですよ、そこあたりが大変重要なんじゃないかなというふうに思います。そのためにも、やはりこういう手引書で、市民へ呼びかけて必要性を理解していただいて、また、地域の防災組織の盛り上げていくと、底上げをしていくというような方法が、浸透しやすいんじゃないかというふうに私は考えておりますが、市長、ここあたりのその手引書等の考え方についてはどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市で考えられる災害というのが、台風ですよ。大きな台風が来たときに、当然ながら心配される裏山のいろんな崩土やら、杉が倒れてとか、いろん

なことが心配されます。また、今回のような台風ではない、集中豪雨による災害、あと、地震ですね。こういうのがあると思うんですけども、やはり起きる前に、やはり避難できる方は避難してもらおうということも含めて、ただ、避難所へどう行ったらいいかということのルートづくりも基本であります。ただ、災害が起きた後の避難するときは、十分考えないと二次災害にも遭いますので、今、台風の後もすぐに地元の建設業の方々が対応していただいて、倒木の処理また崩土の除去をして、通行できるようにしておりますけど、今後このことについて、もうちょっと具体的な議論をさせていただきたいなと思います。

○1番（重久昌樹議員）

ちょっと私が聞きたいことと違ったような気がします、市民の方が自主防災への重要性の認識度を深めるために、こういう手引書をつくって市民へ浸透するようにしていったらどうですかと、その手引書は必要なのではないのでしょうかというようなことについてどう思われますかということでした。

○市長（五位塚剛）

災害が起きたときの避難のための手引書というのは、非常に大事なことだと思います。このことについても含めて、担当の総務課のほうで、この間いろんな議論をしておりますけど、経過も含めて総務課長に答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

前のこの本会議の一般質問でもお答えしたんですけども、今、先ほどありましたとおり、24の、今、自主防災組織でありますけれども、温度差があるというところで、活動のいろいろ違いがあるというところでございます。

この前申し上げましたのは、その協議会的なところをつくりまして、切磋琢磨しながらといいますか、そういうところで底上げを図っていこうというような話をしておりましたけれども、そういうところが、まだ、今の段階でできておりませんが、そのように進めていきたいというようなことと、今、言われました手引書の必要性、重要性、活動の仕方、こういうところをその自主防災組織の組織員の皆様方に、当然示すことが必要ですけども、それと同時に、やっぱり市民にもそういうところを示すことで、全体的に防災に対する意識が高まるというのがあるかと思っておりますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

それでは、そのようなふうに期待をいたしたいというふうに思います。

今ありますように、各組織で非常にこの運営には温度差があるというところでは

けれども、なかなかこの自主防災組織の手引書なり避難所運営マニュアルを行政が示しただけでは、なかなか取り組みが進んでいかないんじゃないかなと、それが現状なのかなという、今、思っておりますけれども、組織の中に行政経験者なり消防に精通した方なり、そういった自主防災に関することに精通した方がいらっしゃれば、いいふうに進んでいくんでしょうけど、なかなか一般のそういう経験のない方が組織の代表あるいは役員になられても、なかなか進んでいかないんじゃないかなというふうに思います。もちろんそういう組織が、どんどん運営が進んでいくのであれば、その組織でどんどん運営をしていただいて、もちろん結構なんですけども、一つの提案なんですけども、全体的なその自主防災組織の底上げを図るために、各町ごとに1カ所ずつでもモデル的に組織を運営してみるというような方法はどうかと思っているんです。

自主的な運営ということですが、その運営しているところに行政がかかわって、いろいろ一緒にその組織の中に入って、いろいろな問題点を共有しながら改善していくと。また、いい方向になって、運営をしていく段階で、運営しやすい組織につくり上げていくと。そしてその組織をまた町単位にでも会合等をしながら、末端まで広げていく、そういった方法で組織の底上げは図れないものか、一つの温度差をなくす手段として、そういったモデル的な運営をして、そこでまた改善をしていって、それを市内全体に広げていくと。一気にはいかないと思うんですよね。そういった方向は考えられないか、市長、どのようにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

この間、地区によっては集団避難訓練をしたり、いろんな取り組みをされているところも実際あります。また、市のほうにもそのほかに危機管理監を来ていただいておりますので、今、計画的に地区を回って、いろんな災害を想定した避難の話し合いをしておりますので、さらに今言われるような内容も含めて、ちょっとそのモデル的なことができないか、検討をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

私が言うまでもありませんけれども、大災害が発生したときには、行政による対応、公助は限界があると言われております。自分の身は自分で守るとともに、いつも顔を合わせている隣近所の人が集まって、お互いに協力し合って防災活動に組織的に取り組むこと、共助と言われておりますけれども、一番大事なことだと言われております。台風のときや豪雨災害はもちろんですけども、今後、南海トラフ地震が予想される中で、市内の24の自主防災組織が、少しでもなるべく早い時期に組織体制の充実ができることを期待したいというふうに思います。

次に、光回線の整備についてでございます。これについては、要望はしておるといふことですが、なかなか進んでいかないのが現状だといふふうに思っておりますが、そういうところで市長、間違いないですか。

○市長（五位塚剛）

この事業は、今まで国の事業もあったんですけど、一旦終了になりまして、現実には取り残された部分もあります。

今回、新たな事業が、民設民営方式が始まりましたけど、これはやっぱりNTTさんが全面的にもうちょっと支援をしてもらわないと、簡単じゃいけないなと思っておりますけど、また、いろいろ国に対しても要望を進めてまいりたいと思います。同時に、地域の方々が、やはり当然負担金も出てきますので、そのあたりの問題もクリアしなければならないと思っておりますので、また、いろいろと努力をしてまいりたいと思います。

○1番（重久昌樹議員）

去年の8月の新聞記事になりますが、NTT西日本の鹿児島支店長がここによくということでご掲載がございました。鹿児島は離島や中山間地域が多く、光ブロードバンド回線世帯普及率は全国を下回る、移住希望者らにネット環境がネックになってはならない、スピード感を持って巻き返すという記事です。高齢者徘徊対策や情報通信技術ICTを使った地域貢献も進める、農業観光が盛んな県、農作物の流通管理などICTで貢献できる場所はたくさんあるということで、この支店長におかれましては、ここ鹿児島は大変なところだから、積極的にこのスピード感を持って巻き返すんだというようなところを書いていらっしゃるようでございます。

ということで、積極的にされるということをおっしゃっておりますので、こちら辺もひとつ参考にさせていただきながら、NTTのほうはこういうことを考えていらっしゃるんだよということを、市長、頭の片隅にでも置いていただければ、また、光回線化が進んでいくんじゃないかなというふうに思います。

あと、これも新聞記事なんですが、ことしの3月です。鹿児島県は光ファイバーのブロードバンド回線を2020年度初めまでに、5市町村で新たに約3万世帯が利用可能になるとの見通しを示したということで、奄美、大和、宇検、鹿屋、錦江の5市町村で19年度末までに順次整備を終え、全域で利用可能になると。整備率は都道府県ではワースト2位だということですが、19年度は長島、屋久島、十島の3町でも整備が進む予定だということで、県内周りの町村については、少なくともこの今の言ったところについては進んでいるということなんです。何で曾於市だけそう進まないのかなという疑問もあります。先ほどの支店長の話もありますし、県のそういう周りの状況もございまして、もう少し、今回質問するに当たって、もう

ちょっと期待感もあったわけですね。なかなか進まないなというこの現状の感じを受けました。

あと、光回線を今、ずっと言ってましたけれども、もう世の中は5G通信ということで、ものすごい通信能力のあるシステムがもう出てきております。市長も聞かれたと思いますが、5G通信というのは、現行の通信とは桁違いの潜在力を持っていると。第5世代移動通信システムの時代が幕を開ける、あらゆるものがインターネットとつながるI o Tの基盤を担い、医療や防災、まさにこれは曾於市の地域では必要なものじゃないかなというふうに思うんですけども、多面的での活用に期待が膨らむということで、5Gの特徴としては、これまでの4G、今、私どもの携帯とかタブレットとか隅のほうに4Gと表示がありますけれども、これに比べると、100倍を超える高速大容量の通信だということでございます。今までの4Gで2時間の映画をダウンロードすれば5分かかっていたということなんですけども、5Gになると3秒でできるというように、もう桁外れのこういった情報システムが、通信システムが出てきているようでございます。

先日は、この5Gの周波数の割り当ても各通信会社にあったようでございますが、やはり世の中はどんどん進んでいる中で、光回線はもちろんですけれども、こういう情報化社会の中では、どうしてもこれへの整備が必要なんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

こういうことを思いながら、大隅北に分譲をしておりますけれども、大隅北の分譲は何軒か分譲されてたんですか。

○市長（五位塚剛）

今のところまだ申し込みはないところですけど、予算はいただきましたので、今、国分地域のほうに新たな宣伝を準備したところでございます。

○1番（重久昌樹議員）

大隅北のほうからもいろいろ声が、光回線の必要性について出ているようございます。一概に、大隅北については国分を控えておりますし、国分までおりれば高速もあります。10号線を下れば都城にもすぐ行けます。場所的には悪くないところなんです。一つの要因として、これが全体的かわかりませんが、やはり若い世代が移住・定住をすとなれば、光回線の整備がやはり必要なんじゃないかなというふうに考えるところです。大隅北の地域でも、鈴木議員にもちょっと話があるということ聞いておりますけれども、どうしても鈴木議員に光回線を引くように言ってもらえないですかというような声もあるようございます。地域としても、やはりそういうことを考えているんじゃないかなというふうに思うわけです。恒吉にしても、私の知っている方がどうしても光回線が必要なんだということですよ。南も

地域的によっては、ちょっと野方のほうになりますけれども、光回線が来ていないところは必要なんだと、特に若い人ですよね。若い人に限らずやはり高齢の方でも、こういうインターネットとかそういう情報系に精通した方は、やっぱり光でないとだめなんだという声を本当聞くんですよね。だからやっぱり県内がこういうふうに整備されていく中で、こういう状況であればどうなのかなというふうに考えているところでもあります。

必要であればアンケート等もとっていただきながら、そういう必要性というものを、また、考えていただければなというふうに思いますが、そういうしているうちに、この5G通信でございますが、5G通信については第5世代の移動通信システムということでございますが、ニーズとしまして、急速に普及を初めたI o T機器も、無線環境により支えられているんだと。今後そのニーズは、これまで以上に増大することが予想される。高度な無線環境を支えるためには、安定かつ双方向での大容量通信を可能する光ファイバーが不可欠だということで、次世代の5G通信もするにおきましても、このようなことで、どうしても整備が必要だと。光ファイバー等のICTインフラの整備が不十分な地域からは、ICTインフラ整備利活用が防災・減災を初めとするさまざまな地域課題の解決に資することが期待されているということでございます。

この高度な無線環境については、バックボーンとなる光ファイバーの速やかな整備が必要であるということで、バックボーンとは、その回線網の屋台骨という意味であるようでございますが、やはりこの5Gについては、基地局をつくってそこから無線でそういう情報を飛ばしていく、大体10km圏内の範囲で飛ばしていくような、そういう施設であるようでございますが、やはりこの基地局までは光ファイバーの回線が整備されていないとできないというふうに書いてございます。いろいろこの光ファイバーが整備されていないところについては、高度無線環境整備推進事業ですか、新しい事業もあって、民間なり公設なり行政等も対応ができるということで、行政も政府も幅広く対応をしているようでございます。

国も、市長は、ソサイエティ5.0という言葉聞いたことがありますかわかりませんが、ソサイエティ5.0というのは、こういう情報通信についての国の方向性だというふうに思っておりますが、1つは、ソサイエティは1.0が狩猟社会です。狩猟社会から農耕社会、工業社会、情報社会、5.0が超スマート社会ということで、人類史上5番目に新しい社会をつくり上げていくということで、国もこういった方向性で今後はやっていくと。やはりICT、I o Tですね、このような中で特に土木に関しても、農業に関しても機械の遠隔装置とか、医療にしても遠隔装置で手術をするとか、いろんなそういった、こういう地方になればなるほど、そうい

う環境が必要になってくるというふうに考えてもおります。そういう報道もござい
ますので、ぜひ早い段階で、均衡ある曾於市の発展のためということで、移住・定
住促進もつながっていきますので、どうかできるだけ早い段階で、こういう環境整
備ができることを要望いたしたいと思います。

最後に市長、前向きな市長の答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、そういう社会に入ってくると思います。私たちもいろんな意
味で努力をしたいと思います。

大隅北の分譲また人口増対策、いろんな問題を含めて、これは企画が中心적인
らなきゃなりませんので、最後に企画の課長に決意を述べさせますので、よろしく
お願いいたします。

（笑声）

○企画課長（外山直英）

企画課のほうで、今年度曾於市地域情報化計画というものを策定するように計画
しております。この中で、未整備地区について、光ケーブルを引くことっていうの
は難しいかもしれませんが、無線の速度がどの程度出るのかといった調査を、現時
点で検討しておりますので、そういった結果もまた公表したいと思いますので、ぜ
ひよろしくお願ひしたいと思います。

○1番（重久昌樹議員）

早い段階で整備ができることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日12日、午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時18分

令和元年第3回曾於市議會定例会

令和元年9月12日

(第3日目)

令和元年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月12日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 海野 隆平 議員

通告第6 徳峰 一成 議員

通告第7 迫 杉雄 議員

通告第8 鈴木 栄一 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 湊 合 昌 昭	6番 上 村 龍 生
8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典	10番 伊地知 厚 仁
11番 土 屋 健 一	12番 山 田 義 盛	13番 大川内 富 男
14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平	16番 久 長 登良男
17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄	19番 徳 峰 一 成
20番 原 田 賢一郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人
副 市 長	八 木 達 範	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	大休寺 拓 夫	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
総 務 課 長	今 村 浩 次	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文

大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 繼	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	内 山 和 浩	建 設 課 長	新澤津 順 郎
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 查 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

おはようございます。

今回、大きくは2項目について質問をいたします。

市長、教育長には明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、空き店舗対策についてを質問いたします。

旧町商店街は、かつては町の中心部としてにぎわっておりましたが、最近ではシャッターを閉めた店舗がふえており、いわゆるシャッター通り商店街とまで言われるようになっており大変寂しく感じております。商店街においては、空き店舗を解消するための努力をされているところもありますが、思うようにいっていないのが現状のようです。

ふえつつある空き店舗の問題については、県内各自治体、隣の都城市を含めて共通の課題ではないかと考えております。

また、郊外の店舗についても地域の一番店としてにぎわった店舗が、今ではシャッターを閉じられたままの状態にあり、時代の変化を感じるころであります。今後、ますます空き店舗がふえることが予想されております。空き家対策と同じように、空き店舗対策も真剣に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

そこで、質問の第1点であります。曾於市内空き店舗の現状をどのように受けとめておられるのか、お聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります。空き店舗のふえつつある旧商店街であります。旧3町の空き店舗の実態についてお示してください。

3点目の質問であります。今後の空き店舗に対する対応についてお聞きしたいと存じます。

次に、図書館利用者の情報提供について質問をいたします。

8月17日付の南日本新聞によりますと、県内の某図書館が過去3年間に県警から任意の捜査関係事項照会といわれる依頼を受け、うち県内4図書館が個人情報を提供していたとのことであり、強制力がある裁判所の令状なしに利用者情報を捜査機関へ提供する場合の基準を定めた法令がないため、図書館としても難しい対応を迫られているとのことでもあります。迅速な捜査の実現か、内心の自由、保護か、任意捜査にどこまで協力すればいいのか、明快な線引きがなく現場に戸惑いもあるとのことでもあります。

そこで、質問の第1点であります。今まで曾於市内図書館において県警から任意の捜査関係事項照会の依頼を受けたことがあるか、お聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります。図書の利用カード・個人カードにつきましては、どのように管理されているのか、お聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります。南日本新聞社のアンケート項目の4番目に判断基準とあり、その答えとして「個別に判断する」と答えております。具体的にはどのように判断するのか、お聞きしたいと存じます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、海野議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁させます。

1、空き店舗対策についての①市内空き店舗の現状をどのように受けとめているかについてお答えをいたします。

市内の空き店舗については、大手スーパーやコンビニの進出、交通インフラの整備による車社会の発展と、農村部における少子高齢化の進行もあり、地域の商店等においては購買力の低下により、軒並み閉店してきていると受けとめております。

②市内旧商店街空き店舗の実態についてお答えをいたします。

市内には、5つの商店街・通り会がありますが、平成30年度における曾於市商工会の調査では、総店舗数が210店舗で、そのうち空き店舗が42店舗となっているようでございます。

③今後の市内空き店舗に対する対応についてお答えいたします。

現在、商工会と連携して伴走型小規模事業者支援推進事業を進めております。内容は、経営分析や経営サポートに加え商品の開発セミナーなどを実施しております。

また、市単独事業として新規就業者や後継者への2年間の支援事業と設備投資や資金借入の利子補給事業、さらには店舗改装事業費補助金の3つの事業を柱としております。

この事業で経営の継続と安定化を図りながら、一方では空き店舗を活用した新規就業者や後継者の育成についても商工会と連携しながら取り組んでいきたいと思いをします。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

それでは、お答えします。

2、図書館利用者の情報提供についての①県警から任意の捜査関係事項照会の依頼を受けたことがあるかについてお答えします。

曾於市立図書館におきましては、依頼を受けたことはないところでございます。

2の②図書の利用カード・個人カードの管理についてお答えします。

図書の利用カード・個人カードにつきましては、本館、大隅分館、財部分館とも図書館システムによって管理いたしております。

それから、2の③南日本新聞社のアンケート項目に「個別に判断する」とあるが、どのように判断するのかについて、お答えします。

判断につきましては、利用者のプライバシーを守るのが我々の使命でございますので、基本的には情報提供はできないものと考えております。しかしながら、その照会の具体的な案件が明確にされ、緊急性や人命にかかわるなど重要性がある場合には、本市の個人情報保護条例に照らし、また、専門家にも相談して、教育委員会のほうで判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（海野隆平議員）

ただいま、1回目の答弁をいただいたところでありますが、まず、空き店舗対策について質問してまいりたいと思いをします。

商工会の会員数であります。10年前は1,046会員であったのが、現在では838会員と、約2割減と大幅に減少いたしているところであります。当然、旧商店街に限らず、郊外の店舗についても廃業される店舗がふえております。今後、10年の間にますます廃業される店舗がふえることが予想されております。

先ほど、第1回目の答弁の中で、その要因については若干述べられておりますが、市長、いろんな要因が考えられますが、市長としてのその要因、見解、再度お聞きしたいと思いをします。

○市長（五位塚剛）

商店街の店をやめられた方々が非常にふえているということも、商工会の会員数の減少も裏づけているというふうに思っております。

一番原因なのは、長いことされてきた昔風の商売がなかなか現実にはもうやって

いけないところまできているのと、そのお店に若い後継者がなかなか育っていないために、もう思い切ってやめようという形で空き店舗になっているのが非常に大きいのではないかなというふうに思っております。

農村部における商工会員さんもいっぱいいらっしゃいましたけど、もうほとんど農村部ではお店屋さんというのが、もうなくなってきております。そういうのも現実的には、数字としては出ているのじゃないかなというふうに思っております。

○15番（海野隆平議員）

市長なりに、解釈はされているんだなというふうに思っておりますが、私なりの解釈であります。やはり要因といたしましては、ここにもちょっと書いてありますけど、大型店の郊外進出とか人口減に伴う購買層の減少、ほいでまた事業後継者がなく、やむなく廃業というなことがあろうと思います。

ほいでまた、経営者の高齢化なども考えられるんじゃないかなというふうに思っておりますが、先ほど商店街の空き店舗の実態についてはお示しいただいたところでもあります。今、空き店舗が210店舗のうち42店舗になっているというな答弁であったわけではありますが、郊外の空き店舗を含めた曾於市全体の空き店舗の実態については把握されているんでしょうか。把握されているんだしたら、お示しいただきたいと思います。全体です。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

実態については、まだ調査はしていないところでございますが、統計によりますと小売業が平成23年のうちに472店舗あったようでございますが、29年度統計によりますと399店舗という形に減少している状況であるようでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

まだ調査されていない、ほいでまた具体的な数字はつかんでいないというふうに今、受け取ったところではありますが、郊外の空き店舗の中で、やはり150店舗は、ここ10年の間に空き店舗になっているんじゃないかなというふうに考えているところでもあります。

県内の自治体において空き店舗対策事業補助金を設けまして、空き店舗解消支援事業を行っている自治体というのがふえていとお聞きしますが、県内空き店舗の補助事業いわゆる家賃補助というような形になるかと思っておりますけど、行っている自治体は何市町あるのか、また事業内容、取り組みはどのようになっているのか、お聞きしたいと存じます。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

県内の主な市でいきますと、空き店舗に関する部分につきましては指宿市が家賃補助、これは2分の1を3年間と、それから薩摩川内市は改修等に関する補助、上限20万円というふうになっております。それから日置市が上限50万円として、これも活用にあつた経費ということになっております。それから霧島市でございますが、これは上限が5万円と8万円に分かれているようでございます。これは、いわゆる山間部と都市部というふうに分かれているようであります。あと、いちき串木野市がありますが、いちき串木野市については2分の1以内と、これも上限があるようでございます。あと、南さつま市が賃借料月額3万円ということになっているようです。それから南九州市が家賃補助が2分の1以内の上限の5万円と、それから始良市でございますが、始良市については、ここににつきましては補助率を3分の2と2分の1にしてございまして、賃借料の一部ということになっているようでございます。

主な市についてはそういった状況でございます。

○15番（海野隆平議員）

今、課長のほうから答弁がありましたけど、今、答弁があつたとおりそれぞれ各自治体ではこういった空き店舗に対する、いわゆる補助事業含めて、真剣に取り組んでいらっしゃるというふうを受けているところでありますけど、曾於市も先ほど市長の答弁の中で、店舗を新築とか改築補助事業というのがあるのは私も承知してはいますが、ただ、これはまたちょっと若干内容が違うんじゃないかなというふうには考えておりますし、また空き店舗対策については、いわゆる家賃補助というのがメインになっているんじゃないかなというふうに思っているところであります。

曾於市に定住して、何か事業したいといった方々のためにも空き店舗対策事業補助金があれば、大きな励みになるんじゃないかなというふうに思うわけですが、曾於市としても空き店舗対策の一環として、曾於市独自の空き店舗対策事業補助金を、この非常に空き店舗ふえつつある中で、時既に遅しとは言いませんけど、もう検討すべき時期に来ているんじゃないかなというふうに私は考えますが、市長の見解を求めたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

今までの中で、空き店舗を改造して何か商売をやるという方も実際おられました。そういう方々のために、店舗の改造ということで支援をしておりますけど、曾於市内の若い人が何か開業しようということで新規の支援事業を2年やっておりますけど、県内で最も曾於市が多いようでございます。本当にありがたいなと思っておりますけど、今後、その空き店舗をうまく利用する形の使いやすい支援というのは大事な

ことでありますので、また商工会等ともいろいろと相談申し上げながら、また市独自のものができるか検討はさせていただきたいと思えます。

○15番（海野隆平議員）

検討させてくれということですので、一応前向きな答弁いただいたというふうに取りたいと思えます。

まず、それには先ほど課長の答弁もありましたが、曾於市商店街に限らず曾於市全体の空き店舗の実態を知ることが、まず大事じゃないかなというふうにするわけでありまして、空き家対策と同じように空き店舗の実態調査、これについては、やはりやっていただきたいわけでありまして、やっぱりとにかく全体把握せんことには手の打ちようがないわけですよ。だから、その点についての実態調査についてはいかがでしょうか。調査していただきたいわけでありまして、お答えいただきたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

商店街の実際の空き店舗の状況というのは、市の職員でもずうっと見て回ればわかりますので、ただ、建物の中に入ってどういうふうになっているかというのは、これはなかなかできませんけど、実質ここが空き家になっているかというのは調べればすぐわかりますので、また職員とも相談して3町全体の实態調査というのは非常に大事ですので、これはしたいというふうにすると思えます。

○15番（海野隆平議員）

実態調査をするというふうに取りたいと思えます。

空き店舗については、家主さんともつながりがあるんですよ。やはり家主さんによっては、店舗として貸したくないといった家主さんもあるというようなことも聞いておりますが、空き店舗の実態調査と同時に家主さんに店舗を貸す意思があるかどうか、そこ辺の確認調査も必要じゃないかなというわけでありまして、やはり空き店舗だけではなくて家主さんとの一応、裏に家主さんがいらっしゃいますので、表裏一体ですので、そこ辺はやっぱり、きちんと管理する必要があるんじゃないかなというふうにするわけですよ、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほども申し上げましたように、もう長いことシャッターが閉まっている状態で、見た目でもうとてもじゃないけど再利用できるような状況じゃない空き店舗もあります。それについては、だから、中に入って調査することはできませんので、そのあたりの地主さんとの連携がどうしても必要だと思っておりますけど、単純に今、見たときに高松の大園近辺から末吉の小学校含めた、この近辺まではほとんど今、空き店舗じゃないんですね。非常に、コメリさんは閉められましたけど、ここに

いてはもうもとの地主さんとの契約で更地に返して、また貸すという形になっていきますけど、そういう意味ではまた新たな事業者が入ってきてもいいんじゃないかと思っておりますけど、全体的にそういう状況も含めて、引き続き調査も含めて検討したいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

ぜひ、空き店舗と同時に家主さんの店舗の貸す意思がどうかを含めて調査をしていただきたいなというふうに思います。

商店主も高齢化が進み、今後、ますます空き店舗がふえるというふうに理解しておりますが、空き家対策と同じように空き店舗バンク、バンクですよ、この設置も考えないか、お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ことしの予算の中で、空き家の関係の調査業務委託をお願いしましたので、これも空き店舗も兼ねてできると思いますので、引き続きそのことも含めて進めていきたいなと思います。

○15番（海野隆平議員）

空き家対策ということで、それはもう私も注視しておりますし、当然、調査対象になっているということもわかっておりますが、あわせて、やはり空き店舗についてもできるというふうに思いますので、同時並行でやっていただきたいなと。で、また、商工会等にもそういった調査結果が出ましたら、連絡していただければいいかなというふうには思っております。

空き店舗対策は今後、行政としても重要な課題じゃないかなというふうに考えているところでありますが、何度も申し上げますが、今後ますますふえていく空き店舗であります、やはり、しっかりしたアンケート調査や実態調査をしていただき、現在の状況を具体的にどうなっているのか把握していただきたいなというふうに考えております。

あわせて、県内の多くの自治体において先ほど課長のほうからも答弁がありました、空き店舗に対する、いわゆる補助制度というのが実際、実施されております。曾於市も店舗、先ほども申し上げましたが、店舗改築とか改築補助金とか、いわゆる商工業後継者育成事業とかいわゆる利子補給的な形で予算は組まれておりますが、また空き店舗対策とはまた違った意味での私は、補助になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ曾於市独自の空き店舗の補助制度を確立していただきたいなというふうに考えておりますが、再度、市長の前向きな答弁を求めまして、この項の質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

商店街も含めて、地域にあいている建物を利用して何らかの若い人が店を開業するというのは、非常にありがたいことであり地域の活性化になります。そういう意味では、知恵を出し合って何かできないかというのを引き続き担当課を中心として、また商工会やら地域の方々の協力ももらいながら検討させていただきたいと思いません。

○15番（海野隆平議員）

そいじゃ、続きまして図書館利用者の情報提供についてを質問してまいります。

先ほど、1回目で教育長から答弁をいただいたところでありますが、教育長にお尋ねしますが、8月17日付の南日本新聞に、こんな大きな見出しで、4図書館利用者情報提供と大きく掲載されておりましたが、これごらんになったのでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

はい、読みました。

○15番（海野隆平議員）

熟読されていますね、はい。

県内、鹿児島県内4つの図書館が、捜査関係事項照会と呼ばれる依頼を受け、個人情報を提供していたというふうに新聞等では掲載されておりますが、このことについてはどのような所見を持たれたか、お聞きしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

どういう内容のものというのはあんまり具体的ではないんですけども、多少は見えるように書いてあります。こういうことで、情報提供したと。それにつきましては専門家の大学の先生のほうでも、この4つの自治体の判断はバランスがとれていたというふうに書いてあります。私の言うのは個人的な意見では、基本的には開示しないというのが原則ではあるんですけども、全くゼロでいいのかとなるとやっぱりそれはちょっと問題があるのかなというふうに考えております。

ですから、この4市につきましてはどこら辺まで、どういう事情があつてかわかりませんので、大学の先生がバランスがとれていたというのであれば適切な判断だったのかなというふうに推測するところでございます。

○15番（海野隆平議員）

4つの図書館というのは、鹿児島市、鹿屋市、指宿市、薩摩川内市なんですよ。この4市が、いわゆる情報を提供したということになっているようですが、そのときの判断基準がどうだったか、そりゃわかりませんが、今後、曾於市としてでもあるかもしれんわけですよ。県警から、任意の捜査関係事項の照会があつた場合ですけど、出す出さないのですよ、最終判断はどなたがされるのでしょうか。教育長

でしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

はい、教育委員会のほうで判断しますので、私の責任でやりたいと思います。

○15番（海野隆平議員）

教育長のほうで、最終判断されるといふうに受け取りたいと思います。

図書の利用カード・個人カードの管理についてであります。本館、財部分館ともに図書館システムにより管理いたしておりますというふうに答弁されております。

セキュリティーについては、これはもう万全を期しているというふうに理解しますが、ただ、どのようなセキュリティーがなされているのか、またインターネット上の問題はないのか、今まで流出したことはないのか、そしてまた口頭での流出、いわゆる「口頭」ですよ、の流出はなかったのか、登録データは図書館利用以外は一切使用しないとのことだと思っておりますけど、これ遵守されているのか、以上まとめて答弁いただければ。

○教育長（瀬下 浩）

図書館情報が流出するというようなことは、今までなかったというふうに聞いております。また、その情報の保全につきましては徹底しているというつもりでございますが、具体的には社会教育課長のほうで答弁をさせますので。

○社会教育課長（岩元 浩）

それではお答えいたします。

保守につきましては、専門の業者に保守料として年間契約をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（海野隆平議員）

セキュリティーについては、もう万全だというふうに受け取っていいわけですね。はい、そのように受け取りたいと思います。

日本図書協会は、1945年に国民の知る権利や思想・信条の自由を守る図書館の自由に関する宣言を採択しまして、1979年には、新たに利用者の秘密を守ると、読書記録や利用事実を外部に漏らさないというふうに明記しておりますが、このことについてはどのように理解されているのでしょうか。もう当然、厳守されているというふうには先ほどから聞いておりますが、このいわゆる日本図書協会のこの考え方は遵守されているのかお聞きしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

日本図書協会、公益財団法人でございますが、ここが一応、一つの宣言、見解というか、宣言と言いますか、意見と言いますか、そういったものを、図書館の自由

に関する宣言というのを出しております。その中での、第3条の中では図書館利用者の秘密を守るというのがありまして、読者が何を読むかはそのプライバシーに属する問題であって、図書館は利用者、読書事実を外部に漏らさないという決まりがあります。

それにつきましては基本的なものとして捉えてはおりますが、これでは一切、令状がなければ一切認めないんだという、一応、ことになっているわけでございますけれども、理想的には一応こういう形で捉えてはいるんですけれども、じゃあ100%先ほど言いましたようにゼロでいいのかと、一切漏らさないと、やはり人命にかかわるとかそういうケースもあったんだろと思うんです。

先ほどの4つの市の場合も具体的な内容はわかって、どうしても必要な情報というのはあったんだろと思うんですね。ですので、やはりこういう理念はもちろん持ちつつも、ゼロではいけないんだ、やっぱりそういう場合も余地は残しておかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

ゼロではいけないというような答弁内容がありましたが、いろんなそこには判断基準が伴うだろうというふうには理解いたします。任意の捜査といえども、情報を提供した場合、個人情報保護条例、曾於市もあります。

その関係についてお聞きしますが、これはどのように解釈しているのか、曾於市個人情報保護条例には、これはもう当然、情報漏えいした場合は抵触するんじゃないかというふうに受け取っておりますが、その件については見解をお聞きしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

本市にも個人情報保護条例はございます。その中で、利用及び提供の制限という項目がございまして、るる書いてあるわけでございます。

基本的には、他へ情報提供する場合ですけれども、本人の同意がある場合、あるいは本人に提供する場合とかあるんですけれども、本人の場合、当該実施機関以外の市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の公共団体及び他の行政法人等に個人情報を提供する場合においては、個人情報提供を受ける者が、法令等の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由があるときとか、あるいは個人の生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合とか、いろいろ条例があるようでございます。これに照らせば、100%カットするということではないというふうに考えておるわけでございます。

ただし、図書館の情報というのは、あくまでも個人の思想・信条を調べるとか、

そういう目的に使われてはいけないわけでございますので、その目的がはっきりしない、そうした提供だけでは提供しないというふうに考えております。

○15番（海野隆平議員）

個人情報保護条例との関係についても今、おっしゃったとおりだろうというふうに思いますが、図書館が戦前、戦中に特高警察、御存じですよね。思想調査に協力しまして、貸し出し記録を提供した時代背景があるんですよ、これがですね。

日本図書協会の基本的な考え方は、そのような時代背景をもとに図書館の自由に関する宣言を提供しているところではありますが、裁判所も令状がある場合は例外として捜査関係事項照会があっても、いわゆる緊急性がないと判断すればですよ、当然、これはもう断るべきであるというふうに思うところではありますが、もう再三申し上げますが、そのように理解されているのでしょうか。理解していいのでしょうか。お答えください。

○教育長（瀬下 浩）

もう、おっしゃるとおりだと思います。思想・信条を調べるとか、昔のああいう思想調査みたいなことに利用されるのは、これはいけないわけでございますので、単に捜査提供上、照会ですかね、それに応じて公開するということはございません。あくまでも先ほど言いましたような、緊急の場合とか命にかかわる場合とか、特例的な場合でございます。それも十分に条例や、あるいは専門家とでも相談しながら考えていきたいというふうに考えております。

○15番（海野隆平議員）

県警の、いわゆる任意捜査についてはどこまで協力すればいいのか明確な線引きがなく、現場に戸惑いがあるというふうに新聞等にも掲載されておりますが、曾於市としての判断基準、これは大事なことなんですけど、判断基準はあるのか、曾於市としてのしっかりした判断基準を設けるべきじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○教育長（瀬下 浩）

一応、判断基準としては、市の情報公開条例があるわけですが、市の情報保護条例があるわけですので、これに照らすわけですが、これに照らすと大分広いですので、それだけではなくて、やはりもっと踏み込んだ細かい基準というのがあったほうがいいんだろうと思います。

ただし、これをつくるのは非常に難しいですので、しがしながら新聞報道にもありましたように、基準作成を検討を予定しているという市もあるようでございます。

ですので、本市におきましても国や県の動向、あるいは他市町村の状況等を踏まえながら本市についても勉強していきたいというふうに考えているところでござ

います。

○15番（海野隆平議員）

教育長、やはり判断基準ちゅうのは、私は大事じゃないかと思imasので、そこ辺はやっぱり今後、しっかりつくってきていただきたいなというふうに申し上げておきます。

市図書館は現在、大新東に指定管理業務委託しているわけですが、いずれは職員も入れかわります。もう当然のことですけど、しっかりした判断基準があれば県警からの捜査関係事項があったとしても、しっかりしたこれは対応ができるんじゃないかなというふうに思うわけですが、曾於市としてのいわゆる判断基準、これ今、しっかりつくっていただきたいなということだけは申し上げておきますので、必要と考emas。

が、教育長のこういったいわゆる判断基準についての、再度お答えいただきたいわけですが、基準について今後どういった形で判断基準をつくっていくのか、進めていくのか、再度、教育長の明快な答弁を求めまして、この私の一般質問を終わりたいと思imas。

○教育長（瀬下 浩）

今、言われましたように、非常にこの判断基準というのは大切なものになってくるだろうと思imas。

しかしながら、図書館等で最終的に判断するのではなくて、そういう件があったときには教育委員会のほうに上げていただいて、そちらのほうで判断していきたいと考emasが、その判断基準につきましては先ほど言いましたけれども、なかなか難しく、いろんなケースがあるだろうと思imas。ですので、そう簡単につくれるものではないと思imasけれども、本市でも検討を重ねながら他市町とも情報交換しながら、ある程度のものをつくっていただきたいなというふうに考emas。

（「はい、結構です」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して、大きくは4項目にわたり質問をいたします。

最初に、前回、前々回に続きまして、市役所再編、住民説明会並びに市民アンケートについて質問をいたします。

質問の①これまで7月末から8月にかけて、市内13会場で住民説明会が開かれました。各会場ごとの出席者数について報告してください。また、出席者から出された意見等についてもお聞きいたします。

質問の②さらに3,000人を対象に市民アンケートが実施されてきましたが、このアンケートの回答された数について、旧町ごとに報告してください。あわせて出された御意見等についてもお聞きいたします。

③1番目、2番目の質問に対する取り組みの中で、反省点並びに教訓点があるとしたらお聞かせください。特に、住民説明会は出席者が少なかったと聞いております。

次に、財部高校跡地の利活用について、これも前回に続き質問いたします。

質問の①私は6月議会の一般質問で、看護短期大学については問題点が大きく、誘致の取り組みはすべきでないとの立場で質問いたしました。市長は、岩水議員の質問に「9月議会までには市の考え方を示したい」との答弁でしたが、市長の判断の結果とその理由を示してください。

質問の②一方、鹿大と宮大の獣医学部の共同による、いわゆる教育センターの誘致については、一定の予算をつけ、この間取り組んできたかと思えます。この間の取り組みと今後の取り組みについてお聞きいたします。さらに、誘致のためには、受け皿整備のための市独自の取り組みが非常に大事じゃないかと思っておりますが、このことでの今後の計画なり所見についてお聞かせください。

次に、豪雨災害の対策と教訓について質問をいたします。同僚議員からもこれまで一般質問がありまして、重なる点もありますが御了解をください。

質問の①耕地、建設課を中心に発生した被災の実態について、旧町ごとにその内容を分けて報告してください。

質問の②災害復旧について、この間の取り組み、今後の対策について、あわせて災害復旧に必要となる予算対応を含めて報告してください。

質問の③今後の災害対策に生かす上でも、私はこうした災害についての教訓点や課題について、組織的に、市として協議して対応することが大事だと考えておりますが、お聞きをいたします。

質問の④今回の豪雨災害では、特に水田の被害が大きかったのではないかと思います。水田の被害状況についてお聞きいたします。あわせて被害をもたらした原因

が幾つか考えられますが、このことでも市の見解をお聞きいたします。

さらに、ことしこのことで収穫が困難な水田面積を報告してください。あわせて水田被害の補償措置についても、その内容や金額をお聞きいたします。

さらに、被害を受けた水田の中で、土砂流入や水の確保が難しいことなどのために、来年の水田の耕作が現状では厳しい水田がもしあるとしたら、これら心配される水田面積についても報告をしてください。

質問の⑤今回の災害では豪雨災害ということもあり、民有地・宅地の崖崩れが多かったのではないかと思います。私のもとにも数件のこうした相談がありました。このことでは死亡事故も発生いたしました。いわゆる宅地裏の崖崩れについて、旧町ごとにその件数を報告してください。

民有地・宅地裏の崖崩れに対する県単事業は、採択要件が厳しくなっており、市民の要望に十分に応え切れれておりません。曾於市はシラス地帯であり、今後もこうした自宅裏の崖崩れが多く発生する危険性や心配があります。このため、今後、市は、一定の財源は伴うにしても、市独自の救済策を検討すべきではないかと思います。そうした時期に来ているのではないかと思います。このことは、今回の災害の教訓の私は一つではないかとも考えておりますが、市長の見解をお聞きいたします。

最後に、公衆トイレの現状を見ると、今後、市は、公衆トイレの中の、特に洋式化に大きな力を入れるべきではないかという立場から質問いたします。特に、この公園等のあるいは駅舎等の洋式化でございます。

質問の①最初に市内の公衆トイレの設置状況と汲み取り、水洗化の中でも和式・洋式の現状について、旧町ごとに分類して報告してください。

私が見たところでは、特に洋式トイレの設置がおくれているのではないかと思います。これまで、改善を求める声は、障がい者や高齢者、さらに曾於市を通過する市外の利用者からも、私自身もたびたびお聞きいたしております。今、洋式トイレは、障がい者や高齢者だけでなく、若い世代を中心として一般化、普及しております。このため、市はこうした公衆トイレの改善にもっと計画的に力を入れるべきではないかと思います。年次計画をつくりながら進めるべきではないかと提案をいたします。特に、曾於市の玄関口である旧3カ町の駅舎、駅舎跡を優先して、思い切って金をかけてこの改善を進めるべきではないかとも強く提案をいたします。

市長の見解をお聞きして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、市役所再編、住民説明会、市民アンケートについての①住民説明会の各会場の出席者数及び出席者から出された意見等についてお答えいたします。

本庁・支所機能再編等市民説明会は、7月30日から8月22日までの間で13カ所において開催し、出席者数は合計で82人でありました。13カ所のうち4カ所では、出席者が少なく説明を辞退されたため、説明資料の配付のみとなりました。

出席者数を開催順に申し上げますと、末吉総合センター・夜の部2人、大隅農村環境改善センター1人、財部中央公民館3人、大隅北地区公民館8人、末吉総合センター・昼の部6人、大隅高齢者コミュニティセンター2人、財部南地区公民館1人、大隅恒吉地区公民館20人、財部中谷地区公民館8人、大隅農産加工センター12人、大隅南地区公民館1人、大隅月野地区公民館8人、財部北地区生活改善センター10人でありました。

説明会に参加された方々の御意見等の主なものは、本庁・支所機能再編関連では、職員数の減や職員配置についての質問や意見・要望が最も多く、具体的には、減少することで職員の負担増や、災害時に対応する技術職員の減を心配する声や、「職員は減らしても臨時職員をふやせば意味がない」などの意見、支所の課の数や職員数、支所職員の窓口対応能力の向上などが出されました。

また、大隅支所庁舎・大隅中央公民館の建設場所については、災害時に影響が少ない場所へ建設を望む意見が多く出されました。そのほか、各庁舎の窓口のあり方や駐車場の整備、跡地利用、財政状況などについても御意見等が出されました。

全体で数多くの御意見・要望が出されましたが、今回の計画に対して反対の意見はなかったところです。

②市民アンケート調査の旧町ごとの回答者数及び回答の内容等についてお答えいたします。

市民アンケート調査については、現在、業務委託中であり、委託の期間を9月24日までとしていることから詳細な報告はできないところです。よって、9月4日時点で業者に確認できた内容について報告いたします。

回答者数は1,011人で、回収率33.7%であります。集計が終了している948人のうち、地区ごとの内訳は、末吉地区460人で、回収率31.7%、大隅地区253人で、回収率30.6%、財部地区208人で、回収率28.9%であります。

また、全体で、本庁・支所機能再編については、意志表明をされた方のうち、445人、59.8%がおおむね賛成、末吉本庁舎を増築することについては、意志表明をされた方のうち、307人、51.1%がおおむね賛成、大隅支所庁舎・大隅中央公民館を複合施設として建設することについては、意志表明をされた方のうち、538人、77.0%がおおむね賛成、財部支所庁舎の建設については、意志表明をされた方のうち、351人、62.3%がおおむね賛成であります。

その他の項目や記述式の部分については現在集計中であり、報告ができないとこ

ろです。

1の③の①及び②の取り組みにおける反省点、教訓点についてお答えいたします。

市民説明会は、末吉地区においては、昼夜2回、大隅及び財部地区については、校区公民館ごとに夜に11回、合計13回を開催いたしました。

市民説明会の参加者数は82人であり、1回当たりの出席者数は6.3人でありました。

市民説明会に関する反省点、教訓点は、開催日程について7月号の市報やホームページへの掲載、FM放送による呼びかけなどを実施いたしましたが、説明会開始から2回の出席者数が極端に少なかったことを受けて、急遽自治会への回覧文書送付や、FM放送による呼びかけ回数をふやすなどの手段を講じたところです。

しかしながら、結果として82名の出席者数にとどまったことに対しては、開催時間や災害を受けて間もない時期であったこと、周知の方法などについても反省すべき点があったと考えております。また市民アンケートは、45%から50%の回収を考えておりましたが到達できませんでした。しかしながら、1,000人を超える市民の皆様様の御協力をいただいたことには感謝しております。

反省点、教訓点については、まだ市民の皆様からの直接の御意見は聞いておりませんが、設問の数、内容や文字数、文字の大きさなどに反省すべき点があったとも考えておりますが、市の計画を十分説明した上でアンケートに御協力いただいたという手法をとりましたので、やむを得ない部分もあったのではないかと考えております。

2、財部高校跡地の利活用についての①看護短期大学誘致の今後の考え方についてお答えをいたします。

看護短期大学は、人口減少問題に有効であり、地域医療に貢献するという認識を持っております。しかし、校舎整備等の財源確保、学長を初めとする職員等の人件費や学校運営財源の確保について、大変厳しいと考えます。

これらのことから、可能性調査報告書で検討した看護短期大学誘致の実現は難しいと思います。

②取り組みや計画、所見についてお答えいたします。

教育研究センター誘致については、8月9日に推進協議会を設立し、初会合を行いました。地域の畜産振興はもとより、専門人材の育成や地域産業の発展に大きく貢献することから、誘致について要望書を提出するよう意見を集約したところです。

今後は、大学側が同センターの規模を検討する作業に着手し、校舎等の活用案を確認することになります。大学側の計画案が示された後、市が関与できる施設の計画を作成し、県へ事業計画を提出した上で、無償譲渡を受けたいと考えております。

3、豪雨災害の対策と教訓についての①旧町ごとの被災の実態についてお答えいたします。

耕地課分については、一般財源での対応となる農道と水路への崩土や倒木の除去は、大隅町367カ所、財部町85カ所、末吉町244カ所、合計696カ所です。

次に、国の補助対象となる農地・農業用施設の災害は、大隅町131カ所、財部町12カ所、末吉町49カ所、合計で192カ所です。

次に、一般財源での対応となる農道と水路の災害は、大隅町が35カ所、財部町5カ所、末吉町3カ所、合計43カ所です。

次に、一般財源での対応となる農地の災害は、大隅町95カ所、財部町8カ所、末吉町109カ所、合計で212カ所です。

建設課分については、6月議会でお願ひした2号補正分と合わせた件数で報告をいたします。

市道と河川等への崩土や倒木の除去は、大隅町で160件、財部町で79件、末吉町で70件の合計309件です。

次に、市道と河川の市単独災害については、大隅町では18件、財部町で13件、末吉町で15件の合計46件です。

次に、国の補助対象となる橋梁を含む市道と河川の公共土木施設災害については、大隅町で19件、財部町で10件、末吉町で19件の合計48件です。

3の②のこの間の取り組み、今後の対策、必要となる予算対応についてお答えいたします。

耕地課分については、農道・水路への崩土・倒木の除去は、現地確認を行った後、随時、建設業組合等へ処理を依頼しているところです。必要となる予算は、今回の補正を含めた合計で2億140万円になります。

国の補助対象となる農地・農業用施設の災害復旧については、10月から11月にかけて実施される国の災害査定に向けて、現在測量設計を行っているところです。必要となる予算は、今回の補正を含めた合計で、測量設計業務委託料が9,100万円、工事費が5億8,900万円になります。

一般財源での対応となる農地・農業用施設の災害復旧については、予算が承認され次第、速やかに実施してまいりたいと思います。

必要となる予算は、今回の補正を含めた合計で、市単独災害復旧工事が7,568万円、市農地災害復旧事業補助金が5,107万2,000円になります。

建設課分については、6月議会でお願ひした2号補正と合わせた予算額で報告いたします。

市道と河川の崩土・倒木を除去する応急作業委託については、1億481万5,000円

になります。

国の補助対象となる公共土木施設災害復旧については、9月初旬から国の災害査定が実施され緊急を要するため、測量業務委託については急ピッチで準備作業しております。特に橋梁災害については、専決処分の3号補正をお願いし対応させていただきました。その測量設計業務委託料が7,524万円です。工事費は、6億9,170万円になります。

一般財源で対応する市単独災害復旧については、工事費が2,800万円となります。

3の③教訓点や課題についてお答えいたします。

災害の発生を防止・軽減するための日常の維持管理の重要性や国県の防災・減災事業を活用した整備の必要性を痛感しております。

3の④水田の被害状況と被害の原因等について、お答えをいたします。

水田の被害については、国の補助対象となる災害が78カ所、一般財源での対応となる災害が176カ所であります。

被害の原因については、長雨状況の中、7月3日から4日にかけて、最大24時間雨量438mm、最大1時間雨量78mmの非常に強い雨が降ったことが原因で、水田のり面の崩壊、崩土や倒木による埋没、閉塞した河川や水路を越流した濁流による水田の流出、流木や土石の堆積被害があったところです。

今後の収穫については、応急作業で水田への道路を確保していますので、収穫作業ができない水田はないところです。

また、水稻の被災面積については、国の災害査定においての必要がないため、計測集計ができていないところでございます。

被災した水稻の補償については、共済組合の保険に加入されている方は保険が適用されますが、収穫量を見ての補償になりますので、収穫前の現時点での金額はわからないところです。

被害を受けた水田の復旧については、耕地災のほかに、河川災、土木災も多くあり、業者の能力にも限界がありますが、来年の耕作に間に合うよう努力してまいります。

3の⑤宅地裏の旧町ごとの発生件数、市独自の補助を含む対応についてお答えいたします。

宅地裏の旧町ごとの発生件数であります。末吉町12件、大隅町17件、財部町3件の合計32件の報告がありました。

今後の市独自の補助を含む対応であります。これらを市単独でやるとなると、財政的に非常に厳しいものがあるかと思われ。ただし、緊急性や人命に危険を伴う場合は、関係課と連携をとりながら応急措置等を行い、2次災害が出ない

ような対応をしてみたいと思います。また、補助の採択の要件が緩和できないか、国と県に要望をしてみたいと思います。

4、公衆トイレの洋式化に力を入れよの①市内の公衆トイレの現況を旧町ごとに分類して報告されたいについてお答えいたします。

現在、市の所有するトイレ設置施設が389施設あり、そのうち、汲み取り式が42施設で、和式263基、洋式9基、また水洗式が347施設で、和式761基、洋式1,772基です。

続いて、旧町ごとの内訳につきましては、旧末吉町のトイレ設置施設が166施設あり、そのうち、汲み取り式が17施設で、和式84基、洋式はありません。また水洗式が149施設で、和式286基、洋式709基です。

次に、旧大隅町のトイレ設置施設が125施設あり、そのうち、汲み取り式が22施設で、和式178基、洋式3基、また水洗式が103施設で、和式265基、洋式532基です。

次に、旧財部町のトイレ設置施設が98施設あり、そのうち、汲み取り式が3施設で、和式1基、洋式6基、また水洗式が95施設で、和式210基、洋式531基です。

4の②曾於市の玄関口である旧3カ町の駅舎の改善を計画的に強く進めていくべきではないかという、所見を聞きたいについてお答えをいたします。

昭和62年の志布志線の廃線に伴い、駅舎跡地に設置してありますトイレの状況は、旧末吉町で水洗型和式が3基、旧岩川駅で水洗型和式が1基、旧岩北駅につきましては、汲み取り型和式1基であります。

現在のところ、水洗型洋式への変更予定はありませんが、今後につきましては、地元住民や施設利用者からの意見を聞いて、優先度を考慮しながら対応をしてみたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入りますが、具体的な質問に入る前に、ただいまの答弁の中で、公衆トイレの洋式化についての答弁の冒頭部分、3行ですけれども、答弁要旨が「現在市の所有するトイレ設置数が389施設あり」云々で、「洋式が1,772基」ということで、もう大ざっぱに答弁がされておりますので、この具体的に、この部分に入ったときに質問いたしますので、関係課長はこの3行部分について、この中には学校関係が入っていると思いますので、そして公園を含めて分類して答弁できるように、今、ほかの質問いたしておりますので、そう時間はかからんと思いますので、準備しちよってください。もうこれでは突っ込んだ質問できませんので、だから分類してということであえて書いたんです。分類が大ざっぱでありますので、よろしくお願いたします。旧町ごとはもうよろしいですので、時間の関係ですね。

最初に、市役所再編についてのまず住民説明会でありますけれども、答弁がありました。私、心配していた、予想していたんでありますけれども、結果として非常に少なかった参加者でございます。全体で13カ所でありながら、わずかに82人の出席者でありまして、中には1人参加、文書配布になったと思うんですが、いうところも3カ所見られます。旧町ごとには、末吉が8名、大隅町が多くて54名、相対的に多くて、財部町は20名で計82名になるようでございます。

少なかった要因についても、1回目答弁がありましたけれども、もちろんその点はあったかと思いますが、率直に言って準備不足であった感は否めないと思っております。例えば、市広報で7月号に出したということで——広報ありますけれども、ここにも——市広報を読まれなかった方もあるだろうし、自治会に入っていない方はもちろん読む機会もほとんどないわけでございます。有線放送では、もう事後になって何回か放送されましたけれども、最初の段階では弱かった。結果的に末吉の総合センターでは、最初は1名でありました。このため、答弁にありましたように、急遽A4型のチラシを配布されましたけれども、そうした中でもすぐ私も総務課長に申し入れをいたしました。このままではいけないのじゃないかということをごすね。いずれにしても、少なかった点は否めません。この点は、もう今回は質問いたしません。

2番目のアンケート関係でございますけれども、アンケートについても3,000名に対して目標の50%には達しなくて、約3分の1でございます。具体的な先ほどの住民説明会と含めて、これは総務課長に数字的な質問をいたします。

現在、この住民説明会並びに市民アンケートを行った段階での曾於市の——これは18歳以上が対象ですよね——の世帯数と、それから人数、これを旧町ごとに説明してください。その中で、アンケートについては、これは計算基礎に基づいての3,000名を選んだわけでございますけれども、旧町ごとには、何人に対して何名、一応送付したということを出していただきたいと思っております。

以上、総務課長のほうから数字的な答弁をしてください。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

世帯ごと、世帯につきましては出しておりませんで、今回のアンケートにつきましては、あくまでも個人ということで、例えば1世帯に2人、3人送付されることもあるというところで、個人宛てにしておりますので、世帯は把握していないところでございます。

人数で申し上げます。末吉地区につきましては、人口が18歳以上が1万4,856人でございます。ですので、この比率が、全体が3万692名、この比率が48.4%でござ

ございますので、3,000人のその率といたしまして、1,453人に送付いたしております。

大隅地区につきましては、3万692名のうち8,525名でございましたので、率が27.6%でありまして、827名に送付いたしております。

財部地区につきましては、7,311人の人口でございましたので、率で24.0%でしたので、720名に送付いたしております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

アンケートについても、私は個人的にはこれぐらいになるかなと予想しておりました。半分はなかなか厳しいだろうということ、思っておりましたけども、いずれにしても3万人の対象者から見ますと、1,000人というのは30分の1になります。約30分の1です。回答された方1,011名でございますので、これについて市長の見解、考え方をお聞きします。

私は、3月議会や6月議会でも、住民説明会については深く意見を出しませんでしたけど、アンケートについてはやはり全有権者を対象として、そして旧町ごとにわかるようにということでアンケートをすべきじゃないか、これは将来を見越して、10年、20年後、後になっていろんなこの不必要とも言える不協和音が出ないためにも、そうしたしっかりした足場を固めた対応が必要じゃないかということで再三提案いたしました。3万人であったら、もっともこのアンケートが許されると思います。

こうしたアンケートは結果で少なかった、あるいは住民説明会が少なかった、これで一応住民等に対する対応、説明は基本的に終わったという受けとめであるのかを含めて、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

住民説明会並びに市民アンケートについては、私たち三役を含めて十分検討した結果でありまして、これで基本的には終わりだというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

アンケートの中でも、私のもとにも複数の意見が寄せられたんですけど、非常にこの高齢者にとってわかりづらいという意見も含めての意見が、途中の段階で寄せられております。私も総務課から資料を取り寄せたんですけども、なるほどという感じがいたしました。

例えば、この設問の11においては、「一部本庁方式から末吉の本庁方式に移行することを検討しておりますが、どのように考えますか」という質問があります。一方におきましては、この設問の15あるいは16においては、「大隅、財部の支所については建てかえたほうがいいですか」という質問があります。ですから、もちろん、

特に大隅、財部の方々は古くなっているわけでありますから、建てかえたほうが良いというふうに一般的には回答されると思うんですね、多くの方々が。しかし、そうした中でも、やはり本庁方式に移行したほうが良いというには、やはり抵抗感があると、なかなか賛成できないという場合、整合性がないじゃないかといった問い合わせを含めての意見が寄せられております。答弁はよろしいです。

関連いたしまして1点質問いたします。この「移行したほうが良い」の問いの中でも、1番目は「本庁方式へ移行したほうがよい」、2番目は「本庁方式に移行しても構わない」と。「移行したほうがよい」と「構わない」のこの区別というか、どのように解釈したらいいんでしょうか。なかなかこれはわかりづらいんです。どなたでもいいから答弁してください。「移行したほうがよい」と「移行しても構わない」、どのような違いがあってわざわざ分けたのでございましょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

問い11でございます。「本庁方式へ移行したほうがよい」という設問につきましては、その住民の方の強い意思というか、移行していただきたいという意味のものでございます。2番目につきましては、「本庁方式へ移行しても構わない」という設問でございますので、市の方針とか、それで、その方向であればそれでもよろしいですよ。ですので、1番及び2番につきましては、おおむね賛成ということになるかと思えます。市の方針を別紙の紙でお示しいたしておりますので、そのようになるかと思えます。

このほかに3番目では、「これまでどおり一部分庁方式がよい」、4番目で「わからない」、5番目で「その他」という設問を設けておりますので、私といたしましてはそのような認識になるかと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

曾於市は高齢者、市民の平均年齢がもう53歳を超えました。きょうの段階で。そうした高齢者の方々が、こうした多くの設問、そして非常に私もわかりづらい内容をどれだけ正確に回答ができるかという点も、結果論でありますけどもあったかと思えます。

市長答弁の中で、このアンケートの回答についての中で、約60%、59.8%がおおむね賛成と、先ほど課長が言われた1と2だと思うんですけども、合わせて59.8%、6割、10人中6名がおおむね賛成ということでございます。このおおむね、これはもうはっきり言いまして末吉町の方々を含めての6割であります。末吉町の方々を含めての6割であります。末吉町が全体の50%を占めております。3万人の中で

1万4,800人ですから。末吉町の方々は、おおむね、ほとんどが賛成じゃないかと思うんですよ。末吉町に庁舎がまとまるわけですから。

ですから、この大隅、財部町の中では、このおおむね賛成の方々が何%おられたか、きょう、現在分類しておりますか。分類していたら答弁してください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

この答弁書を作成する時点におきましては9月4日ということでしたけれども、きのう業者のほうから、また新たに簡易集計速報ということでいただきました。その中では、やっぱりアンケートの総数も1,056人ということで若干伸びているわけですが、それぞれの地区の方が何%回答したというのはわかっておりますが、例えば末吉地区が、今の件につきまして賛成か反対かということは、まだ集計ができていないところでございます。あくまでも9月24日までということで業務委託いたしておりますので、今現在でクロス集計表みたいなものはできていないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

予想するに、だから平均が約60%おおむね賛成ですから、恐らくは財部、大隅町の方々、6割を超えることはもちろんのこと、場合によっては7割、場合によっては8割以上、逆に8割以上の方々が賛成でなく反対、あるいははっきりわからない方々を含めて意見じゃないかとも思っておりますが、これらについては、今後改めて考えてみたいと思っております。

この点も予想された点でございます。個人的にはですね。このことで、だから市長に伺いますけれども、今回のアンケートを含めての結果、先ほどの繰り返しになりますけれども、市としては、今後市の計画にのっとりまして、市役所再編を進める考え方であるのかどうか。先ほどのおおむね6割が賛成ということでございますけれども、末吉町を含めて——これがどうも気になりますけれども、この数字が——進めるつもりであるのかをお聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

この間、市役所の再編を含めて、また財部、大隅のほうも検討委員会をお願いいたしまして、十分説明した上で諮問を受けました。今後の問題としては、住民サービスを低下させない方法を引き続き努力しながら、基本的な考えに沿って、計画的に進めていく考えでございます。

○19番（徳峰一成議員）

一応、市の方針、計画が、市民の方々には、基本的には了解されたというふうに

受けとめているということで確認してよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

この間、市の考え方をいろいろなところで私自身が発言をしてまいりました。また、この間市民アンケートやら、また住民説明会をしましたけど、直接、私を含めて市のほうに、絶対反対というような声というのはほとんど聞かれておりません。そういう意味では、市民の方々は、大方この計画については了承したというふうに思っておりますので、進めていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

私は3月、6月、今回は9月続けて質問いたしました。また12月も質問いたします。なぜかといいますと、合併して13年前紆余曲折がいろいろありまして、最終的には一応まとまって、そして13年がたっております。この段階での市役所再編でありまして、頭から市役所再編を否定する個人的な立場ではございません。しかし、やはりそのためにはいろいろ経過、いきさつ、旧町時代の長い歴史がそれぞれ3カ町ありますので、しっかりと住民説明会、アンケートも行った上で、客観的に第三者市民が見て、一応理解できるような、そうした結果をもって対応すべきじゃないかという個人的な強い意見が考えでありまして、今回まで取り上げましたけれども、いずれにいたしましても、今後の、もし取り組むとして、財源問題を含めていろいろ、特に大隅、財部町の方々が納得する形での市役所再編が、非常に大事じゃないかと強く個人的には思っておりますので、今後も12月議会を含めて取り上げてまいりたいと考えています。

また、この議会のこの改築の問題も先日の全員協議会でも申し上げて、議長等からも市当局に申し入れがあると思っておりますけれども、きょうも時間の関係で、今後の一般質問に一応延ばしていきたいと考えております。

次の質問に入ります。

財部高校跡地の利活用について、市長答弁では、「看護短期大学の実現は難しいと思います」ということでございますが、質問を関連して質問いたします。

ということは、今後、看護短期大学の誘致のための予算は、もう提案することはないというふうに受けとめていいですね。つまりそのことはもう断念ということで、裏返せば、いうことになろうかと思えます。もう予算を関連するのは、このほうでは提案することはないというふうに受けとめていいですね。

○市長（五位塚剛）

この間、看護大学をつくるために、いろいろ調査研究をいたしました。ただ、出てきた内容は、非常に大規模な財政でありました。それは、とても現状としてできるものではないというふうに私自身思っております。

この前も言ったように、お金をかけないやり方があるのかどうかというのは、今後の課題であるというふうに思っております。ただ、全てこの事業を諦めたわけではありません。この計画についてはもうできませんので、一旦白紙に戻すということでございます。

将来的に予算を出さないかというのは、またこの事業というのは毎年ありますので、そのとき国の情勢が変わり、いろんなまた状況が変われば、そのときまた検討する可能性というのはあるかもしれませんが、今のところはありません。

○19番（徳峰一成議員）

今回は一応白紙に戻すということで受けとめておきたいと思っております。これは、繰り返しますが、議会の私たち市議会議員は、ほとんど全員が反対なり否定的な意見であります。あわせて、今後のこのいわゆる教育センターの誘致、このことにとっても、もうはっきりさせるというのが非常に大事じゃないかと思っております。これから教育センター問題取り上げますけれども、例えば、二股かけるといふか、いふことになると、鹿児島大学、宮崎大学にとっても非常によくない印象がある。鹿児島県にとってもよくない、特に宮崎県の中で都城市、三股町です。曾於市は二股かけているって。議会答弁でも、議員の質問に対して、まどうやむやうって。恐らくきょうもインターネット聞いていると思うんですよ。非常に教育センターの誘致に、もうこれはよくない材料となるということですね。幸い、市長も白紙に戻すと言われましたので、今後は教育センターの誘致に絞って対応したほうが、私ははるかにいいんじゃないかと思っておりますので、その立場から二、三、きょうの段階での質問をいたします。

一応、市当局は、教育センターの誘致に向けてこれまで推進協議会を設置いたしました。答弁にありますように、この中には、議会からも議長を初めとしてお2人が参加いたしております。議会はこのための、名称は教育センター誘致ではないんですけども、実質このための、研究視察のための特別委員会が設置されてこれまで取り組んでおります。

もう耳に入ったかどうかわかりませんが、昨日の全員協議会で一応議論を行いまして、一応議会全体としても、総意といった表現がいいと思うんですが、総意として教育センターの誘致にはこの賛成といいますか、いう方向で意見が幸いまとまりました。まとまりました。このことで、特別委員会の目的は、調査研究が第一でありますけれども、誘致を前提としたことになるし、あるいは推進委員会に議長も入っておりますので、今後議長もその立場で発言したり対応がしやすくなります。

私は長年議員やっておりますけれども、議会全体として共産党議員団を含めて、最初の段階で足並みをそろえるということが大きな事業では経験が記憶にないんです。

その点では、非常にこれは好ましいことじゃないかと思っております。市長もそのお気持ち、お2人の副市長も、いうことだと思うんですね。そのために、お互い知恵を出し合って、何とか成功させたいと個人的にも強く思っております。

御承知のように、このいわゆる鹿大と宮大の教育センターについては、農家にとってもプラスとなります。これも大いに今後機会を見て、やはり市民への説明が大事じゃないかと思えます。例えば、和牛を中心として骨折したり、あるいは難しい病気に疾病にかかった場合は、教育センターで対応してくれます。帯広大学の場合です。あるいは、特に曾於市は畜産の中でも和牛を中心とした農家にとっては、その戸数や人口から見て一大産地でありますけれども、今後の農業振興、畜産振興にとっても大きなプラス材料になるのじゃないかと思っております。これが第1点。

第2点目は、曾於市がやはり国立大学の畜産に関する研究機関ができるということ、対外的にも非常に私は目に見えない形でいい印象を与えるというか、曾於市のアピールにも非常に私は今後つながるんじゃないかと思っております。曾於市は農業の町であるけれども、一般においては国立大学の研究機関もあるんだということ、やはり国民にも市外県外の方々にもアピールする材料になるからでございます。そうした点でメリットが大きいと思っております。その点を踏まえて、きょうの段階での二、三の質問をいたします。

1つは、答弁にありますように、推進協議会が設置されました。これは誘致のための一つは目的があります。規則を見ましても。その中で要望書も近々大学等にも出される予定であるようであります。この推進協議会には、幸いといたしますか、農業団体だけではなくて獣医師会も入っております。あるいはナンチク等も入っております。ですからこれを一つは大事にしながら、対応すべきじゃないかと思っております。急ぐ必要はないですけども、しかしこの組織を大事にしながら、対応をすべきだと考えております。

細かい点は今後、状況の推移によりまして、いろいろ研究して検討していかねればいけませんけども、この推進協議会のあり方について市長の見解をまず伺います。

○市長（五位塚剛）

財部高校跡地に何かをやっぱりつくっていきたい、誘致したいという思いの中でいろいろありました。鹿児島大学のほうから獣医関係の研究センターをつくりたいということで、財部高校を見させてほしいという話がありました。また、森山先生のほうからも鹿大がこういう計画を持っているけど、ぜひ前向きに検討してもらえんですかという御相談も受けました。

この事業については、市が中心の事業ではありませんけど、曾於市にとっては最大

のメリットであるというふうに思っております。そういうために、いろんな組織団体の方々に内容をお伝えしましたら、全面的に皆さん協力してもらえるとこのふうになりました。昨日、議会のほうがほぼ賛成をしていただいたということを今お聞きいたしましたして、大変ありがたいというふうに思っております。

基本的には、一日も早くこの事業が前に進むように最大限努力をしていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

推進協議会の役割。

○市長（五位塚剛）

そのために、推進協議会を開きまして、これがやはり地域が一体となった取り組みであるというお願いの一つの形ですので、大きな役割があるというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

現在の段階でやはり曾於市にとっての課題の大きな一つが、財部高校跡地が曾於市の所有ではない、鹿児島県の所有であるという点が、現段階では大きな課題といえますか、ネックとまでは言いませんけれども、であります。ですからこの点で、これは特別委員会でも私は申し上げてきたんだけど、やはり確実な今後のこの無償譲渡をしていただくための取り組みが、同時並行的に行う必要があるかと思っております。この点での現状なり、今後の取り組みについて聞かせてください。これが前提であるからでございます。

○市長（五位塚剛）

この施設はまだ、県の教育委員会のほうで所有しております。当然ながら私たちも県のほうに、「こういう具体的な計画で話が進んでおります」ということもお願いをしてあります。確実にこれが決定になれば、県のほうは、「公共的な施設であれば無償譲渡は可能です」ということをもう回答いただいております。それについては、「もう二、三カ月でもすぐにできます」ということでありますので、そういう方向に行くように、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

確認いたしますが、鹿大と宮大のこの教育センターは、一応、何年の何月ごろをめどに、一応候補地については決定するというふうに受けとめていいですか。

○市長（五位塚剛）

まだ、いつその鹿児島県の大学と宮崎県の大学、また山口県の大学も絡んでくるでしょうけど、その一本化に話し合いがあって、いつ決定するという段階ではなっておりません。ただ、場合によっては鹿児島県独自でもできるという話も聞いてお

りますので、まだそのスケジュールは決定を受けていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

今言ったように、不透明な部分もありますので、急ぎ過ぎということはよくないですけれども、慎重に、しかし大事な問題でありますので、一つ一つをクリアをしていただきたいと思いますと考えております。

最後に、私は市段階の独自の取り組みというのが、今後幾つかどんどん必要になってくるかと思っております。1つは、この教育センターの誘致に関係なく、財部高校跡地に何らかのやっぱり施設を利用するための誘致は今後必要であります。その点で2点、時間の関係でこの提案をいたします。

1つは、財部駅から高校までの数百mの区間の歩道やあるいは街路灯、植栽を含めた整備が必要じゃないかと思っております。これは、教育センターを目的とただけじゃなくって、何らかのやはり有効利用する立場からも必要じゃないか。もう今の段階からやはり計画を入れるべきではないか、これが第1点。

それから、財部駅があるということが一つの利便性があるということになっておりますが、御承知のように財部駅は、そう利便性が現状ではないようであります。例えば、鹿児島方面からこの財部駅に一応通過する列車でありますけれども、午前10時27分に到着するのが1本であります。もうそれ以前は6時台でございます。そして、次の便は午後2時33分ですよ。午前中の便がもう午前10時27分しかないんです。

例えば、この都城方面からですと、午前中は二、三便あるんですけども、10時台まで、それで10時台からは10時31分以降は午後4時11分しかないんですよ。午後4時11分しか。これはとても学生が気軽に使える、そうした運行ダイヤとなっております。これは変更するためには、私は率直に言って、教育センター誘致よりも難しいんじゃないかと思っております。なぜかといいますと、乗降客が、利用する方々が毎年減少してきているわけでしょ、この間。それで運行ダイヤを一つの大学のために変更してくれって、そう簡単なことではないのではないかと思っております。少なくとも、だからそうであればあるほど、今の段階から研究・検討はすべきじゃないでしょうか。この2点です。高校までの一応整備と、この点についてまとめて答弁してください。

○市長（五位塚剛）

財部駅前から市役所に通ずる道路を含めて、非常にまだ道路の整備というのは非常に不十分であります。これは当然やるべきだということで、検討はしております。同時に、また公園整備もいたしましたし、いろんな形での財部のあの近辺の支援を今具体化して、予算を立てております。

財部駅の問題ですが、残念ながら今特急がとまっておりません。特急がとまって

いない中での今の運行状況であります。JRとこの間交渉した結果、基本的には乗り降りするお客さんが一定ふえれば、特急をとめることも可能ですということは私も聞いております。まだ、この大学の教育センターが正式にまだ決まっておられませんので、正式に決まれば、そのことを前提としてJRと特急をとめていく、それとまた一番子供たちが通学に使えるダイヤ改正というのも含めて、当然交渉すべきだというふうに思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

高校までの整備というのは、今後計画的にやっていくということでもいいですね。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市ができるものについてはやっていきますけど、あの道路は県道の財産でありますので、また県とも相談しながらお願いをしてみたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

県のことはもう承知であります。合併後、1回だけ財部の同僚議員が、よく御存じのように道路整備を行われたんです。駅前からですね。中途半端で終わっておりますので、その点で、やはり市が一定の財政負担を含めてやらなければなかなか厳しいと思いますので、やはり事業計画に入れるように提案したわけでございます。

今後いろいろあると思うんですが、きょうの段階ではこれにとどめておきます。

次に、豪雨災害、いいですか。豪雨災害について質問をいたします。まず、時間の関係で二、三に絞って質問いたします。

1つは、私はこの豪雨災害についての教訓点を今後に生かすという点で、これまでは災害に対する対応で、市も非常に市長を中心として忙しかったと思うんです。一段落した段階で、今度の豪雨災害について今後に教訓化することで、例えば職員だけではなくて、消防隊員なんかも含めて、人的な体制や取り組みの教訓、あるいはこれまで行ってきた施策に対しての検証を含めて、新たな施策は必要ないかどうか。

あるいは、昨日も同僚の重久議員からも言われましたけども、避難所のあり方を含めてのそうした市民とのかかわりの中での今後の対策についての教訓点はないかななどを、一定時間をとって、組織的に議論を深めて、今後に教訓化、生かすべきじゃないかと思っております。まだされていないと思いますので、ぜひそれはしていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

今回の集中豪雨に当たり、私たちは職員をお願いをいたしまして、市道沿いで側溝を乗り越えそうなところは、早目にチェックして土のうを1,000袋つくりました。

そして、予防のために職員が土のう積みを行いました。これも非常に大きな成果があったと思っております。

台風とは違う、もうかつてないこの雨量による災害というのは、やっぱり市道・農道を含めて、飛び越えた状態で崩していておりますので、それを防止するためには、今後、今ある市道沿いのこの側溝のかさ上げをやっぱり随時やっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

それと、私たちの地域は今回のこの豪雨によって、何十mにもわたり全体的に崩土をしております。このシラス台地のこの状況というのは、一定期間連続して雨が降った場合は、こういう現象が起きるんだよということを私たち自身も非常に教訓になりましたけど、国に対してもこのことについて、再調査・研究をしていただきたいというお願いをいたしました。

ですから、私たちも今後、台風とは違うこの大雨による災害というのは、河川を含めて本当に大変な問題が起きておりますので、引き続きこのことについては、また内部でも建設課、耕地課を含めて、検討委員会を開いてやっていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

ぜひ、組織で検討を行って、そうしてできたら文書化して、議員にも配付していただいて、お互い考えていく一つの材料にさせていただきたいと考えております。

その中で、例えば職員の体制もいろいろあると思っております。全体的には、今後会計年度任用職員への切りかえによりまして、曾於市の職員がこれまで100名減ったし、まだ減らされる計画であるようでございます。先ほどのアンケートの中でも、それに対して反対、否定的な意見も記載されておりますけれども、例えば昨日の同僚議員の上村議員からも、大隅町では今回の災害で水道水が濁ったって、非常に市民も大変じゃったって。そして、昨日の質疑の中でも、大隅町は水道課の職員が、今ゼロであります。財部町も職員が1人あります。そして技術職員は末吉には4人いますが、財部、大隅にはおりません。これは一例でございます。一例でございます。

ですから、やはり水道というのは、いわば命、生活にかかわるライフラインの一つでありますので、少なくとも私は職員を1人、正規の職員を配置するだけじゃなくって、正規のやっぱり技術職員も、財部、大隅町にも1人は配置して、そしてかねがね、それぞれの財部、大隅の水道の実態について、詳しく専門的な立場からやはり見届けるちゅうか、そして災害起きたらすぐ対応する、そうした配置のあり方が必要じゃないかと思っております。

先ほどの組織再編の問題にも関係ありますけども、その点で、私はぜひ財部、大

隅には正規の職員と同時に、その技術職員を1人は配置する方向で今後この努力をしていただきたいと思います。その点でお答えください。

○市長（五位塚剛）

今後、建設課、建築課も含めて、ここに、役所のほうに一本化して、お互いに技術を高め合いながら、何か起きたらすぐにここからスタートできるようなシステムづくりを今、検討しております。

若い職員を、仮に若いことし入った、去年入ったばかりの職員を大隅に配置しても、それはなかなか対応はできません。ですから、今若い人たちの技術を高めながら研修を含めて、いろんな現場を踏んで、こういう場合はこういうことが原因になってんだということを肌で、体で覚えてもらう、やっぱり今技術指導が必要になってくると思います。

全体の状況を見ながら職員は配置をいたしますけど、特別に大隅に水道の技術職員を配置することではなくて、水道の全体の管理の中に、この曾於市の本庁の技術員も常に連絡をとれるようになっているし、もうパソコンで全体の流れがわかるようになっておりますので、引き続き、基本的には住民に迷惑をかけないように努力をしますが、その現地に、大隅のほうに1人を置くということは今のところは考えていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

これは市役所再編の基本にかかわる問題であります。基本は、末吉本庁中心として対応するって、これは時代の流れから見てある面には当然のことではありますが、しかし、大隅、財部も末吉と同じ面積であるんです。人口が少ないだけであります。ですから、水道に限らず、耕地でも建設課でもあるいは保健関係でも、やはりこの正規の職員を配置すると、1人以上、そしてできたら専門職、あるいは資格職員を配置するという方向も、現段階では私はやっぱり必要じゃないかと思っております。現段階ではまだまだ。これは私ではなくって、同僚議員の中でもいろいろ意見があると思いますよ。私もいろいろ回ってみてそう感じているんですよ。感じているんですよ。その点は今後議論を深めていきたいと思っております。

次に……

○議長（原田賢一郎）

徳峰議員、休憩しましょうか。昼食。

○19番（徳峰一成議員）

じゃ、中途半端だけど、はい。

○議長（原田賢一郎）

ここで、昼食のため、徳峰議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

残りわずか9分で、本当は盛りだくさん準備しておったんですけども、絞って、またまとめて質問いたします。

まず、耕地災害の中で、来年水田面積が難しいところは今のところ見られないということではありますが、本当ですか。私が見たところ、大隅町含めてまだ今土砂が埋まっているところもありますが、これ確認です。

あわせて2点目、水田に被害が出たところで、土地改良区や農家の方々がやむなくお金を出して、そしてポンプを借りてポンプアップしているところがありますが、何カ所あると把握しておりますか。また、私の知っているところではもう借りられなくて、自腹で30万円かけてポンプを購入して水を引いているところも見られます。これらを含めて何カ所ありますか。これは2つ目。

それから3点目、私はどうしてもこれらについては、やっぱり自然災害でありますので、一定市が、ポンプ等の借り上げについて補助を出す仕組みをつくるべきじゃないかと思っております。これは市長答弁になると思いますが、以上3点の質問であります。

○耕地課長（小松勇二）

それではお答えします。

収穫のできない水田ということではなくて、水田のほうには、もう乗り入れ可能に応急作業で道路を確保しておりますので、乗り入れして収穫作業はできるところでございます。それから……

○19番（徳峰一成議員）

収穫やなくて、損害があるところは幾らですかと具体的に聞いているんです。収穫は来年難しいなど、現状の段階で考えられるところは何カ所ありますかという質問なんですね。

○耕地課長（小松勇二）

来年耕作できるかということでございますか。

○19番（徳峰一成議員）

ええ、ええ。

○耕地課長（小松勇二）

それにつきましては、年度内に工事のほうは完成させるつもりで事業を進めてまいりますけれども、御存じのように耕地災のほかに建設のほうの土木災、それから河川災も多くございますので、目標としては年度内に完成する、来年の作付に間に合うように復旧を進めてまいります。それが全て終わるかということについては、ちょっと今の現在ではわからないところでございます。

それから、隧道についてでございますが……

○19番（徳峰一成議員）

ポンプを借りてやっているところが何カ所かありますけれども、一体何カ所把握しているかということですが、それに対して、補助はまあ市長答弁です。

○耕地課長（小松勇二）

ポンプアップしているところにつきましては、末吉が2カ所、それから大隅のほうが3カ所になると思います。これは、5カ所につきましては、国の災害のほうに申請をしているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

補助については、国のほうに査定時で申請をしまして、認められれば補助対象になる可能性もあるということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ポンプ借上げについてですね。

○耕地課長（小松勇二）

そうです。ただ、査定でどうなるか、ちょっとまだはっきりわからないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

5カ所じゃないと私は思っておりますよ。私が知っているだけでももっとあると思っておりますが、いずれにしても、これも今後市としての補助が検討すべきではないかと思っております。

最後に、この項の宅地裏の崖崩れが32カ所ということですが、本当に32カ所かなと思います。私のところにも3件から4件、大隅町を含めて相談が寄せられておまして、県単事業に乗らない限り、これはもう現状ではいかんともしがたいことのようにあります。

ですから、今後こうした箇所がふえるのじゃないでしょうか。多くが高齢者なん

です。ですから、今後も心配されます。その方々はですね。ですから、市が単独で一定のこの補助をつくる仕組みをつくるべきじゃないかと思っておりますが、検討される考えはないかどうかでございます。

○農林振興課長（富吉浩幸）

箇所数ですが、箇所数につきましては、末吉が12カ所、大隅が17カ所、財部が3カ所の32カ所、こちらの農林振興課のほうに報告があるようでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

補助のことを考える必要はないかという質問。

○農林振興課長（富吉浩幸）

いろいろ調べてみたんですが、全国的に、こういう小規模の治山事業の補助金を出しているところが全国で6カ所ほどありますけど、九州では熊本県の合志市が出しておりますけど、そこらあたりもちょっと研修とかして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

こうしたものは、身近な問題に一定の市が補助をやるということが、災害に対する温かみのある市の施策じゃないかと思っております。ちなみに32カ所の中で、解決のめどがついているのは何カ所ですか。少ないと思うんですよ、何カ所ですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

32カ所のうち、該当しないのが15件、該当というか要件から外れておりまして、残りにつきましては、一応県のほうに要望しておりますので、がつつりいつできるかというのはまだわからないところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

要件が該当していないのは半分ちょっと以下ということですね。これも全て採択されるかどうかわからん、残りの方々は高齢者を中心として、毎日、年間通して生活しておられるわけでありまして、高齢者を中心として、こうした台風とか豪雨の場合は1回1回避難しなけりゃいけない、あるいは安心して眠れないまま夜を過ごすという方々があるんですよ。こうしたことを放置していいののかどうかって、行政としてですね。そこを一つとして考えていただきたい。時間の関係でこれ以上は申し上げません。

最後に、公衆トイレの問題について、先ほど冒頭申し上げました1,772基を含め

て分類してください。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、トイレについてでございますが、各所管しております各課長ごとに説明させていただきたいと思っております。

まず、財政課所管でございますが、役場の市役所を含む合計2カ所、このうち水洗式の和式が13基、洋式が17基、それから非水洗化はないところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

総務課所管でございます。末吉地区内の消防分団詰所、それから消防組合の施設、合わせると15施設の中でございますが、汲み取り式が8施設で、全て和式で8基、水洗式が7施設で、全て洋式で14基でございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

企画課所管が、山中貞則顕彰館がございますが、こちらが4カ所で、全て水洗化の洋式でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

福祉課所管でございますが、幼児学園等含めまして15施設、水洗化が、和式が30、洋式が69、非水洗化はないところでございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

大隅支所地域振興課でございます。19施設でございます。水洗の和式が55、洋式が24、非水洗が、和式が7、洋式が2であります。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

財部施設財部支所の所管するトイレ設置施設は17施設でございます。水洗化の和式が34、水洗化の洋式が36、非水洗のトイレはないところでございます。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

市民課関係は2施設でございます。水洗化になっておりまして、和式が8、洋式が4です。

○介護福祉課長（福重 弥）

介護福祉課関係であります。1施設で水洗洋式1基であります。

以上です。

○保健課長（桐野重仁）

保健課関係ですが、保健課所管する2施設でございますが、全て水洗式で、和式が6、洋式が9となっております。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

教育委員会総務課のほうでは、20小学校、3中学校、49教職員住宅、2給食センターございまして、全部で643基ございます。そのうちの337基を洋式化しております。

非水洗につきましては、プールを中心に9基ございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課並びに支所建設水道課の分を御報告させていただきます。

公園と市営住宅等と分けて報告させていただきますが、公園につきましては、水洗化で和式が25、洋式が10、それから非水洗化が1となっております。これにつきまして、後ほど出てまいります、岩北駅の駐車場にあるものでございます。

それから、市営住宅等につきましては、全ての住宅で1,274基あるわけですが、そのうち水洗化の和式がゼロ、洋式が1,054。それから非水洗化が、和式が220で、洋式がないところでございます。

○社会教育課長（岩元 浩）

お答えいたします。

社会教育課関係でございます。集会施設等の社会教育施設につきましては、非水洗化が5施設ございまして、うち和式が12、洋式ゼロでございます。水洗化につきましては、施設が49、うち和式が178、洋式が89でございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○社会教育課長（岩元 浩）

社会教育施設でございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

農林振興課とそれと耕地のほう、大隅の農村環境改善センターが1つありますので、まとめて報告いたします。

施設のほう全部で35施設。水洗化の和式が95、洋式が68で、非水洗化の和式が1、洋式がゼロでございます。

以上です。

○商工観光課長（竹田正博）

商工観光課関係分が、道の駅3つと、あと観光施設合わせて7施設でございます。水洗化の和式が10、洋式が29。非水洗化の和式がゼロでございまして、洋式が7ということでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

畜産課関係でございますが、3施設ございまして、水洗化の和式が6、非水洗化の和式が3でございます。

○19番（徳峰一成議員）

ただいま、各課長から答弁がありましたけど、非常に数が多いというか、トイレ自体が。ですから、この課によって大きく違いがございます。その点で、まとめて2点質問いたします。

これは、どなたか教育長がキャップとなって、全体の中で、特にまだ取り組みが弱いところを重点的に、バランスよく進めていくべきではないか。これは第1点。この全体を握るのが市長であり、副市長でありますので、そのあたりのかじ取りというか、バランスから必要ではないか、これが1点。

それから第2点目。今でもまだ汲み取りが42施設で残っております。汲み取り自体が。これは、早急に改善するべきだと思います。昔から再三、本会議、委員会で取り上げているのですが、これについては、早急に計画的にやるべきじゃないかと。

以上2点、とりあえず質問いたします。

○市長（五位塚剛）

市内の公共施設のトイレの水洗化、また洋式化、この間ずっと予算の審議の中で、要望の強いところから優先度を含めてやってまいりました。当然ながら、今の実態を見ると、まだまだ要望に追いついていないところがありますので、計画的に進めてまいりたいと思います。

また、汲み取り式のところも、状況によってはその利用度を見ますけど、なるべく早めに水洗化を進めていきたい、というふうに思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

汲み取りが263基ですので、洋式はわずかに9基ですね。

次の質問であります。民報でも紹介、報告いたしましたけども、特に旧3カ町の玄関口になる駅舎、財部を含めての状況でございます。

まず、質問に入る前に、市長、お2人の副市長、それぞれ最近3カ町を見に行かれましたか。あるいは、利用されましたか。あわせて感想や印象があったらお聞かせください。

市長、お2人の副市長から答弁してください。

○市長（五位塚剛）

私は、財部のほうは先週だったですかね、財部の駅前を語る会というのがありま

して、見ておりまして、また利用させていただいております。この場合は、まだつくって、新しくて、きれいなトイレですので、和式でもだめだという苦情は聞いていないところですけど、洋式のほうが今の利用度によっては、利用がしやすいのかなと思っておりますので、これについては、地元の有志の方が寄附で、洋式化の相談も来ておりますので、よく詰めてみたいと思います。

末吉の旧駅前についても、私も何度も見ております。以前、ドアを壊されたり、いろいろ落書きもありましたけど、今はそれはないようですけど、現実見ております。

大隅の法務局の隣にありますけど、全体的にここが一番ちょっとにおいも含めて、ちょっと古いかなという、感じております。

以上です。

○副市長（八木達範）

それでは、私は、最近末吉、そして今市長が答弁しました大隅にも利用させていただきました。

感想としては、市長と全く同じでございます。

○副市長（大休寺拓夫）

私のほうは、末吉、大隅は利用をしております。岩北のほうは、ここ、利用した覚えはないと思っております。

（「感想は」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

感想は、大隅の方が若干においがすると感じております。

○19番（徳峰一成議員）

結論から言って、財部もそうですけども、財部は管理が行き届いております。食堂もあるいは駅舎も現在運行されているということで。

末吉と大隅町は、水洗はされているけども、洋式化されてない。と同時に、特に狭過ぎるんですよ。小便のほうだったら利用しているかもしれないんですけどね。戸を開けてもう狭すぎます。

特に高齢の方々が、非常にこれは苦勞しています。実際、市外の住民だけでなく、市内の方からも相談があったんですよ。これは、とてもトイレはしにくたって。実際行って、したくなくってもしゃがんでみてください。そしたら、本当大変ですよ。狭いし。しかも荷物を持っている人がいたら、荷物を置く場所もないって。

これが玄関口なんですよ。曾於市の。末吉と大隅町については。

だから、これについては、思い切って今後30年、50年後を視野に入れて、時代の流れとして、立派な施設を、スペースを含めてつくるべきじゃないか。最優先する形で。もう時代の流れでありますので。

ほかの問題は市長答弁でありましたように、汲み取りを含めて、今後、特におくれている分野から、課から、取り組んだらいいと思うのですね。

その点で、市長答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

昨年の予算で、財部の道の駅を大規模改修工事をいたしました。

また、末吉の道の駅も、国からのあれで、もうちょっときれいにまたしたいという声がありますので、それも事業取り入れたいと思います。

今言われるように、大隅、末吉の昔の駅舎跡について、非常に古い状況でありますので、計画的に進めていきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

ぜひ、事業計画に入れて、私も昔はともかくトイレを設置してください、あるいはトイレの数をふやしていただくよう一般質問した。

20年くらい前から、汲み取りから水洗化に移行するように、本会議やら委員会でも再三再四、取り上げてきましたけれども、大分、前進いたしておりますが、汲み取りが非常にまだ残っている。特に、表のこうした重要な箇所ですね。

道の駅は、今言われたように、だから質問項目は省きました。総体的に済んでいるからでございます。

しかし、特に大隅と末吉の駅舎については、あとについては、これはどう考えても、使えるような状況じゃないんですよ。特に、足腰の悪い方、障がい者の方々。それは部屋に入ってしゃがんでみたらわかります。ですから、時代の流れとして、市長答弁にもありましたけれども、これはできたら来年度以降計画に入れてきていただきたいと思っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

18番議員の迫です。

私は、9月定例会の一般質問において2項目を、7点の要旨で市長に質問をいたします。

高齢化社会に、地方の人口減少と、あらゆる問題・課題の中で、地域での活力並びに住みよいまちづくりを目指して、曾於市も2020年度の東京オリンピックに続いて、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」を迎えなくてはなりません。

まず、日ごろ地域の景観や環境並び豪雨災害、台風災害等を考えます問題・課題の中で、空き家、危険廃屋等について質問をいたします。

全国的に危険廃屋等の増加に対し、平成26年11月に空き家対策の推進に関する特別措置法が公布され、本市においても、3月定例会で曾於市空き家等の適切な管理等に関する条例が制定され、今日までなお一層の対応がされます。

まず、通告の①であります、空き家対策に対する対応、環境並び危険廃屋等の軒数の把握はどうであるのか、まず伺います。

次に、②であります、曾於市空き家等の適切な管理等に対する条例により、今後、代執行を進めることになることに対して、市長の見解を求めます。

次に、③であります、本市において、特定空き家の実態調査についての対応調査はどうであるか、並びに空き家バンク等についての内容を伺います。

次に、④であります、地域での空き家並び危険廃屋等の崩壊とか、木やモウソウダケによる隣接住宅や住民等に及ぼす危険等についての対応について、また景観、環境もさることながら、地域づくりの観点から、市長の見解を伺います。

次に、2項目めの山中貞則顕彰館についてであります、入館者状況並び年間を通じての催し並び展示品について、常設はもとより、常に努力すべきであります、今後も入館者増を図ることに対しての、市長の見解を伺います。

次に、②であります、今日まで私たち曾於市並び郷土の歴史の中で山中先生の功績は、私が語るまでもなく、郷土の偉人としてこれからも後世に広く語り伝える必要があります。政治家として、また号が山中隼人の名で短歌等にも精通されており、文士としての足跡に対して、市長の見解を求めます。

次に、③であります、顕彰館自体の管理は年間を通じてなされております。先般催しされた、山んなかマーケットの催しも回を重ねており、市内外、顕彰館を広くPRすること等の催しであると考えます。それ相当の対応が必要になってきますが、まずは山中顕彰館基金の状況についての報告を求めたいと思います。

また、顕彰館の前が廃屋で木々や竹が生い茂っている現状であります。今後、マイクロバスや大型バスの来場者に対するために、市道改修並び駐車場確保を考えて、曾於市の観光振興の一翼を担うべきと考えますが、市長の明快な答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の一般質問に対してお答えをしたいと思います。

1、空き家対策についての、①条例制定後、空き家に対する現状、実態についてお答えいたします。

空き家の実態については、平成23年度に調査が実施され、これ以降に多くの空き家が発生していると思われませんが、把握できてない状況です。

昨年度において、空き家に対して緊急的な危険回避の措置と対策を計画的に実施するために条例制定をお願いいたしました。

今年度において、所有者等から危険廃屋についての数件の相談があり、調査したところです。また、市内全域の空き家の実態を把握するため、本年度において業務委託を発注し、現在、業者が作業しているところです。

②の代執行を進めて解体並びに更地化に整地することについてはどのような見解であるかについてお答えいたします。

そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態や、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、または著しく景観を損なう状態、その他周辺的生活環境の保全に不適切な状態の空き家について、特定空き家として認定した上で、最終的な判断として代執行できることとなります。

しかしながら、解体後の跡地をどうするのかなどの検討や、法手続、執行するための体制づくり、予算措置、工事方法、抵当権等の調査、費用の徴収などについて、慎重な検討が必要となります。

③本市における特定空き家についての状況、今後の対応についてお答えいたします。

特定空き家については、現在認定した実績はありません。危険廃屋の一部のみを把握している状況です。

今年度において、相続のあった危険廃屋数件について、適切な管理が行われてないものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、対応することとなります。

空き家の所有者等について調査し、空家等対策審議会の意見を聞き、立入調査した上で是正のために助言や指導を行います。

是正されない場合は、特定空き家に認定するか否かを審議し、認定が決定した場合に、勧告、命令、警告、行政代執行や略式代執行の対応など慎重に判断し、進めていくこととなります。

④地震や豪雨等について空き家等が原因となる迷惑、災害被害についてはどのような見解であるかについてお答えいたします。

今回の業務委託により市内全域の空き家の実態を把握し、適切に対応できるよう取り組んでまいります。

また、空き家の所有者等に対して意識啓発が重要と思われまます。建物の倒壊、飛散等によって他人に損害を与えた場合に、賠償責任を負う可能性もあり、みずからの責任で適切に維持管理しなげりゃならないことを周知することが重要だと思います。

今後、維持管理の必要性、重要性について、市報等を使って広報してまいります。

2、山中貞則顕彰館についての、①入館者状況並びに年間を通じての展示品、催し物についての意見並びに今後、入館者増の取り組みについてお答えをいたします。

入館者は、開館した平成26年度が5,589人、27年度は3,900人、28年度は3,402人、29年度は3,719人、30年度は3,225人で推移しております。

展示品については、山中貞則先生の足跡、刀剣やよろいなどの所縁の品を、顕彰館の各部屋を展示テーマ別に分け、先生の功績をわかりやすく紹介しております。

入館者増のための取り組みとしては、施設を管理するNPO法人山中貞則顕彰会と地域おこし協力隊が中心となり、「山んなかマーケット」の開催や、観光協会等に市内観光周遊ルートに顕彰館を追加してもらうなど、新たな集客につながる取り組みを行っております。

②山中貞則先生の功績を後世に広く伝える必要性、政治家としての足跡について、どのような見解を持っているかについてお答えいたします。

山中貞則先生は、台湾で国民学校教師を務め、出征、復員後、南日本新聞支局長、鹿児島県議会議員を経て、昭和28年に衆議院議員に当選。昭和45年に総理府総務長官となり、初代環境庁長官、初代沖縄開発庁長官を歴任し、沖縄返還に尽力されました。

そして、昭和48年には防衛庁長官、昭和57年には通産大臣に就任し、昭和と平成の国内政治、行政、文化等の発展に大きく貢献された偉大な政治家であります。

顕彰館では、郷土の誇りである山中貞則先生の功績をたたえ、信念や政治的な活動成果をわかりやすく紹介し、その政治手腕、実績の数々を後世に語ることにより、同じ時代を生きた方々や、次代を担う若者にとって大いに意義があると考えております。

③山中貞則顕彰記念事業基金の状況並びに駐車場確保、及び顕彰館前の市道改修についてお答えいたします。

基金については、平成22年度より寄附を開始し、平成30年度末までに2億9,895万2,544円積み立てました。

ここから、山中邸の購入費、顕彰館建設のための工事費、施設の運営管理費に係

る経費などを差し引くと、1億1,026万7,566円が平成30年度末残高となっております。

顕彰館の駐車場については、敷地内に10台、敷地横の駐車場が13台確保されております。隣接の民有地にも約30台の駐車場を確保しております。

また、大型の観光バス等が通行できるように、顕彰館前の市道拡幅改修を平成27年度に予算化しましたが、土地相続の関係で購入を断念し、現在も拡幅改修ができてない状況です。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目の質問に入りますが、今、1回目の質問等と市長の答弁等をよく見ますと、まず1番目に通告いたしました曾於市における空き家対策です。先ほども述べましたが、法に基づいた条例も制定され、そして制定のときもいろいろ議論をいたしました。やはり全国的に、これは平成28年のデータですけど、空き家件数は820万戸、空き家率が13.5%でしたが、今日においては全国的には19.8%ということで、鹿児島県は特に全国第6位という数字等があつて、16.5%という数字を目にしております。

年々空き家がふえることに関してはもうどうしようもできませんが、やっぱりここらでいろんな措置法に基づいた、もしくは条例に基づいた対応をしていかなければ、特に高齢化社会地域における一つの問題・課題となると思っております。ここで、曾於市においての調査が進んでないとかいうような答弁が出ておりますけど、曾於市における空き家率、もしくはある程度の空き家戸数は把握してないのでしょうか。再度答弁を求めたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

もう、1回目でも答弁をいたしました。平成23年度に1回調査をいたしました。そのときに約1,000戸数の空き家がありまして、その後調査しておりませんが、800前後はまだ空き家がある状況であります。しかし、なかなか、空き家を解体すると、更地にすると、固定資産税が上がるという問題やら、解体するための費用等が発するため、なかなかそういう、まあ、解体はされない状況であります。今後の大きな課題であるというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

ちょっと、市長、質問、答弁の歯車がかみ合わないかもしれませんが、令和元年度は予算化されております。調査システムなるものやら、空き家調査業務一式、そして空き家管理システム費ということ等で予算が出ておりますので、現在、予算執行しているのかと思っておりますけど、予算執行してないか、してるかを答弁を求

めたいと思います。

それとあわせて、もう一つの質問にしたいと思いますが、先ほども申しましたように、空き店舗バンクについてとの見解をあわせて質問をしたいと思います。空き店舗バンクについては、先ほどの一般質問は出ましたけど、どういうふうな見解で今後対応されるのか、調査業務一式の中での今後の対応なのか、とりあえず執行されているか、されていないかを答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

予算の中身についてと状況については、担当課長から説明いたしますけど、今も空き家バンクの登録は受け付けております。その数を含めて、担当課から説明をさせたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

空き家等の調査につきましては、現在業者のほうに入札をし委託をしている状況であります。その作業には、まだとりかかって間もないところでございますので、その進捗については、まだ把握していない状況であります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

再度確認ですが、この予算に出てる860万8,000円、これは一式システムの購入的なシステムになるのではないですね、確認です、私はようわかりませんが。

○建設課長（新澤津順郎）

はい、この委託につきましては、その作業内容につきましては、空き家の実態調査を含めまして、自治会等に対するアンケート調査、それから現地調査、それからそれらを含めましてその空き家等を総括するデータベースの作成、それからシステムの構築等を業務委託しているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

ちょっとしつこいみたいですが、業務委託はもう済んでいるわけですかね。それとも、この予算執行ちゅう形で質問をしますが、予算執行はもう済んでいるということですか。ですね。そしたら続けます。

そうなると、本年度のある程度の状況を早目に把握しておるのかというような角度から、一般質問をしておるところです。でなければ、答弁の中でも出てきましたが、特定空き家等がどうなるのか、答弁では平成23年度に基づいた現状だと、指折り数えても、法の施行やら本市における条例制定、このあたりである程度は本市の実情はわからなければいけないかなという懸念を持っておりましたので、一般質問で聞き出すところですよ。そういう意味から、この860万8,000円はもう執行されて今

後の問題じゃないということですね、確認ですが。そして、やはり今後、これに基づいた特定空き家の調査はどうされるのか、答弁を求めたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

はい、お答えいたします。

先ほども申しましたが、この業務委託については、既に業者のほうに発注をしてるところでございます。その成果が出るのが、年度末になるということでございます。それに合わせて、先ほども申しましたが、システム等の構築等についても、年度末までには完成するということになります。先ほど言われました特定空き家の認定といますか、それにつきましては、それらの資料をもとになりますが、あわせて市民とかそういうところからの情報提供を受けまして、特定空き家に認定するかしないかはその審議会の中で審議をするということになります。今回につきましては、その全体の空き家の数とかそういうのを含めて把握するための調査でございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

もう1点、確認で質問をしますが、協議会はもう条例制定後開催されてるんですか、もしくはされてないんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

協議会については、開催をしております。ただ、この協議会の中ではこの空き家等に対する条例等についてとか、そういうこれからの流れ等を説明をしたところでございますので、ただ、議員のおっしゃりますその特定空き家等の審議とかそういうことについては、まだ審議に入ってないといえますか、そういう、まだ案件が把握できていないという状況であります。

○18番（迫 杉雄議員）

そしたら、協議会の予算は年何回の予算、あの金額は少ないが、年1回もしくは2回の予算が計上されているんですか。

議長、予算はしれっちょっとですが何回分ですか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

2回分になるというふうに聞いております。

○18番（迫 杉雄議員）

この問題については、建経でもいろいろ条例制定の時議論をしたという感覚で、まだ足りないわけです。今後、空き家に対する本市の取り組みについてはまだまだ議論は足りない、私自身所管の中で思っておりますが、先ほどから申しますように、やはり今後、問題・課題の一つの中で考えていくとなると、この協議会がどこ

までいろんな対応していくのかが、いまいち我々にはわからないわけです。協議会で一生懸命現状を議論したり、もしくは今後の対応を議論したりするという事等を確認するつもりですが、そういうふうに協議会は進めていくんですか。3月の段階では任期満了まであと1年あるからということで、協議会の人員は変更なしというふうに説明を受けておりますが、今後の来年、再来年、令和2年、3年度以降、どのように持っていく考えなのか、この場でしか議論が進まないし、当然市長の見解を求めるものですので、この場で市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

いずれにしても、予算をもらって検討委員会を開くようになっておりますので、その前に、実際どれだけの空き家があるかというのを、今、業者に委託をして、その数字をもとにまた会議を開かなきゃなりませんけど、今後この空き家をどうするかというのは、先ほども答弁してましたように、地権者がいらっしゃるわけでありますので、地権者の中で自分で再利用できる方、また相続を含めて処分ができる方、いろんな問題がありますので、そのあたりを含めて検討することになるだろうというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長が答弁されているのは当然のことですが、やはり対応としては、手順を踏んで流れに基づいて進めていくのはやはり今後の対応だと思いますし、いろんな、先ほどから言ってます空き家調査業務の意識のまた管理システムというものの中でちゃんと進めていくことだと思います。でなければ、地主——所有権者ですね、所有権者がおるのかおらないとかってことも一番のネックだと思いますが、その逆に、周りの住民、もしくは市内全般を見ても、なかなか、申し出るっていう、他人の財産等に口を出すのはなかなかだと思いますし、よっぽど、台風災害とか豪雨災害等で迷惑をかけたときだけが話題になるぐらいで、なかなかです。

もう一方から私が言いたいのは、地域の景観やら環境やら衛生面等をどうやって守っていくかとなると、やはり行政の立場でそれなりの配慮をしていかなければいけないというふうに考えます。

そういう意味から、ここでの議論ですので、今後、今年度以降は進めていって対応していかなきゃいけないと、そうしたら逆に全然調査の件数とか内容が把握していないというのはちょっとおかしいわけですね。今までのデータやいろんな日常の中で、やはりあそこは、とかいうのは何カ所も目につくわけです。強いて言いますと、先ほど言いましたように、空き店舗についても道路沿いの空き店舗が、「ちょっとこれはおかしいな」という箇所等もあります。私はここで「あそこでもすよね」と、「みんなどう思いますか」というような質問をするんですが、把握さ

れているのか把握されていないのか、一応答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でも申し上げましたように、曾於市の全体的な調査は平成23年度にしましたということですね、これは予算をもらって、市内の業者に1軒1軒回ってもらって全体図の数を出しました。その後、再利用された建物、また解体されたもの、いろいろありまして、今のところ、もう800軒前後になっているのかなという気がいたしますけど、それをまたもとにして、今回新たな予算をもらって実態調査をするということにいたしました。

その後の対応については、1回目答弁しましたように相手方地権者がいらっしゃるわけですので、これを具体的に市がどうしようということではできませんけど、ただ、危険なものがあるもの、また地域に対していろいろな支障を及ぼすものについては、市からの勧告を含めた一定の指導というのはできますけど、それを市が具体的に解体をするとかそれはできるものじゃありませんので、今後このことも含めて議論がなされるというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

手順を踏んで進めると、これが流れだと思いますが、今市長が答弁されたように、ある程度は市内各地域を見て指導的なものはやらなきゃいけないと思います。

そして、さっきから聞いているのは、どういうふうに把握しているのか——車で走ってとってもわかります。道路を歩けばすぐわかることで、そういう箇所を把握しているのか、認識しているのか、そこを尋ねてまた次の質問をしたいというふうに考えています。

放置すれば、先ほども言いましたように、景観、環境、衛生上とにかく悪いというふうになれば、まず手始めに取りかかってみなければ、今ここで私はただの一般質問で終わってしまうんじゃないかなと思います。やはり行政の立場やら、私たちの議会と議員という立場で手をつけてみらんことには前へは進まん。手をつけてもこの問題は大きいし、なかなかの問題だというのは、一步一步進めばいいことですが、私がこの通告と同時に質問をしてるのは、せっかく法に基づいた条例が3月制定されるまでに、この問題はあったわけです。だから、今後、条例が制定された以上は、行政としても予算を組んで対応していかなきゃいけないという考えに基づいています。

そしたら、角度を変えますが、危険廃屋解体の補助金は2,850万円ほど、95軒分がことし予算が計上されています。今まで、この予算化されてもう何年もなります。市長はこの撤去がまず1番目だったと、私は思ってます。この条例の補助をつけたのはですね。市長が、1番目の前にある小倉の10号線のカーブのところの右側に精

米所がありました、あれを撤去させたのが、やはりこの条例の補助金の1番目やったと思います。もう何年も前の話です。けど、今になれば、そりゃあ、車で走っても目は痛くないと。けど反対にあそこにあのまま、その精米所が残ってれば、こりゃ目が痛いですよ。おまけに国道という。そういう観点考えれば、やはりこの目のつくところ等の把握をして、で、私が再三聞くのは、何軒も認識して把握してませんかというのを質問してるんですが、いや、まだ調査がどうのこうの、市内全然把握していませんじゃあ、ちょっとこう議論がかみ合わないわけです。

1点、例を言えば、岩川の街の中も車でしょっちゅう走るわけですが、空き店舗か住宅かわかりませんが、やっぱり、もう、通るたびに、半年たび3カ月たびに、こういうのが街の中に入ればほったらかしてあると、そのままあるとなると逆を考えますよ、やっぱり。と言いますと、こんだけ曾於市は力入れるのかなとか、地元の人はもういつも朝晩と見てるからそうじゃないけど、たまに通る曾於市に入ってくる人は、あら、という気持ちになります。逆に私たちもほかの街をこう行けば、おお、ここは案外と街並み、地域の環境がいいなと目につくところですが、そこ辺たいの議論は、強いて言えばどこにするんですか。今日までしてきたという言葉も出てこないし、できますなら、この協議会ががんとしてるんだから、協議会である程度突っ込んだものを議論し、そして私たち議会でもそれなりのものを議論をさせてもらいたいというふうに考えますが、どうしてもその把握してないんですか。もう、本気じゃないと思うんじゃないけど、ある程度見た場合には、廃屋等が、空き家等が目につくことは指を数えたら数え切れないぐらい目についてるはずですけど、答弁として、把握してない、ではちょっと困るんですよ。

なんか、市長はさっき答えたけど、課長、どげんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

担当課といたしましても、議員が申されます現地については、いろんな情報をもとに調査をしているところでございます。防災上、衛生上、景観上市民に、まあ、悪影響といいますか、影響を及ぼすおそれがある、そういった危険な廃屋については、いろいろな情報をもとに把握に努めているところでございます。

ただ、そこに何軒を把握しているとかというのは、数字ではちょっとここにはありませんが、幾つかの危険廃屋は把握してるところではございます。

○18番（迫 杉雄議員）

この立場でなかなか議論が進みませんので、ちょっと沿わすみたいで——代執行ということも考えてみなきゃいけないと思います、条例に沿ってですね。ということは、あるときは代執行の決断が必要なきが必ず来るし、代執行が一つの目安に

もなると私は思っています。だから、代執行の場合はという言葉やら、その前にこの空き家の問題は、周りの環境的な景観的なもの、もしくは危険を及ぼすと危険廃屋という立場から、周りが動いてこそ手順流れを踏んでいくんだというふうに考えますが、そこらは、やっぱり手順を踏むとなるとそれなりのもの見つけて周りの聞き取りをして、手順にのせんにゃいかんというふうに思います。ですから、やはり今後の流れによっては、いろんな形で曾於市は取り組んでいるんだと、さっきも言いましたけど、小倉の精米所のことを言いましたけど、そういうふうの一つ一つこなしてみせんことにゃあ、安心安全な地域づくりに足を向ける、もしくは、取り組むということがなかなか芽生えないんじゃないかなと思います。と言いますと、先ほども言いました、なかなか周りの人たちはもう心の中では安心安全は考える中に、届け出もしない、もういつかはと。それは恐らく地域の高齢化社会の中の現状だと思います。街の中は街の中でもただ通り過ぎるばかりだというふうに考えますので、そこらあたりは十分議論をして進めてもらいたいと思います。

あと、もう一点聞きますが、先ほども出た空き家バンク、もしくは空き店舗バンクと連動して進めることについてはどう思いますか。私は、さっきの海野議員の質問の中で出たように、空き家バンクは今、わたしはこうやっている、けど空き店舗バンクの調査把握等はどういうふうを考えられるか、今の質問で、即答でもいいです、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の中で、空き家でも建物の中のいろんな、家具関係を含めて整備されて、すぐにでも貸し出すことができる、また全体を含めて売ることができるという人たちについて、空き家バンク登録をしていただきたいということをホームページでも出しまして、また市報でも出して、その方々について直接並びに不動産業者から登録をしていただいております。

そこを基づいて、市外の方々また市内の方々を含めて、問い合わせで買ってもらったところも、今、大分ふえてきております。ですから、空き家バンクの登録は引き続き、それはまた進めていきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

結局施設の空き店舗とは連動できるようなお考えがあるのですか。店舗と空き家バンクを。

○市長（五位塚剛）

先ほどの答弁の中でも、空き家、その店舗についても調査を今度一緒にできるようにして、またその店舗について再利用ができるかできないかというのも、当然相手方地権者の同意が必要でありますので、そういう中にまで詳しくはまだ調査して

おりませんので、そのことも含めて今後一緒に、できたら、調査をしたいなと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今後の対応ということで、議論で進めたいと思いますが。

空き家バンクと空き店舗バンク、同じバンクですね。所管が違うんですよね。企画課に空き店舗バンク等々の予算は上がってくるわ、一方は建設課で進めると。ここらあたりをこの場で議論したりしてなければ、所管が違えばなかなか身が入らんと。予算も別じゃがねと。そういうような関係でいけばなかなか押しがきかないのじゃないかなと。ま、一つ今後の課題にしてもらいたいと思います。

あと、市長、空き家バンクで何件か対応されたということで、市のほうがどこまで空き家バンクを、借り手、買い手見つけたと、その件についてどこまで市が対応できるか、今の段階で思惑を聞かせてもらいたいと思います。

○市長（五位塚剛）

正直な感想として、市の対応はまだまだおくれてるというふうに私自身思っております。

市の職員もこのことについて、現地に足を向いてこの建物をどうにか生かして、また場合によっては買ってもらったり住んでもらったり、この制度の仕組み自体をもうちよっと我々行政も勉強して、民間の力をかりて、やっぱ不動産業者の方々の力をかりて、リフォームできるものはリフォームしたり、そういう形でしないと前に進まないと思っております。そういう意味でまだまだ私たち行政は、先ほど言われましたこの横の連絡体制ですね、企画、建設課、ほかの課との横の連携がまだまだうまくいっておりませんので、引き続き勉強させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

横の連携が商工観光課が出てきませんでしたけど、空き店舗バンク等とはというと、商工観光課も横に並んでみればどうかなと思います。

市長、私が言いたいのは、空き家バンクで紹介しますね、そして今市長が答弁は、不動産業者が引き受けて、一応、まあ、お客も見つけると。ここまでいいですね。その後に、市がどこまでサポート、バックアップしてくれるのかちゅうのが、業者のほうでいろいろ考えているみたいですね。

俗に言う、一例ですが、古い、何年かたった空き家バンクを、買い手が見つかったりそこからは排水の問題等でいろいろ事ができると。今までの人は長いつき合いだからそこに流してもいいから、まあ、流れると。けど今後は、まあ、道路を通さんという言葉もないじゃろうけど、何かの形で、以前の家主とか以前の持ち主とかと新しい人との折り合いがうまくいかないと、そういう意味なんですよ。そして、

あとは、市のほうがそこ辺たいにちょっと足を入れて、仲をとってもらおうようなところまでは、行政としてやっていくのか、まあ、やっていくべきだと思います。できるだけ精いっぱい誠意は見せるべきだと思いますが、どんなもんですか。そういう例が耳に入らなければ今後の問題として捉える、けど現にある問題を市がどこまでこのバンクを通して業者のほうに頼んで、業者がそういう仕事をしているというところの一步手前です。

一例を想定して、現にあることですので、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市民からいろんな相談があります。具体的に、住宅をリフォームをしてトイレから風呂場から改修したけど側溝がないとか、これについて、市として近くに側溝を延長してもらえんですかとか、具体的にその相談があれば、市はなるべくその人に対して、生活環境を守るために、一定の予算をとってやることは可能であります。

ただ、今言われるように、どこか、具体的に相談を受けるのかわかりませんが、基本的には、環境整備のためにはこういう制度を生かしながら、なるべく空き家を少なくして、曾於市に一人でも多くいろんな人が来ていただいて生活してもらえるような努力をするというのは、我々行政の役目、仕事でありますので、頑張っていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今回、いろいろこの通告の中身やら質問の中身を考えておりましたが、確認がてら、協議会は1回しか開かれてないと、そして任期は今年度までやったですかね、その協議会を今後生かして、そして議論の場ができた上に、我々も議員として議会として議論をさせてもらうということで対応したいと思います。

いろいろほかにもありましたけど、あとは、市長が答弁されたように横の連携を十分とった上の、空き家もしくは空き店舗バンク等もしくは危険廃屋、そして特定空き家につなげてもらって、ある時期にできるだけ曾於市に特定空き家等が目立たなくなるように努力をしてもらいたいと思います。

次に……

○議長（原田賢一郎）

迫議員、休憩しましょう。

○18番（迫 杉雄議員）

休憩。

○議長（原田賢一郎）

はい。

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、通告の2点目の山中さんの顕彰館について質問いたします。

1回目の答弁で、平成26年から30年までの、まあ、入館者といいますか、報告、答弁されました。

私は、この手元に、30年度の入館者の3,225の数字しかわかっておりませんが、まず、平成6年から30年度までの足し算をざっとしてみますと、2万9,835名ですかね、3万人足らずですね。ここらあたりがどういうふうかなと思ってですね……。当然それなりに最初の年は多いわけですが、ここらあたりも、この数字じゃなくて、中身を分析してみれば、30年度の入館者の内容が市内が891、それと宮崎県方面から505名、そして九州外から130名、鹿児島、宮崎外から66名、そして鹿児島県もあるんですが、この数字を見たところ、市内が30年度に891名と、まあ、1,000人足らずです。そういうふうに計算すると5を掛けて五、六千人と、そこらあたりからもうちょっと市内の人もしくは近隣の人が足を運んでもらって、観光をふやすというわけですが、ちっとはこう山中先生を勉強してもらいたいというふうに考えるわけですけど、このまま、努力はしても数字が上がらないことには一方から言ってなかなかこう広く後世に顕彰をするのはどうかなと思いますけど、今日まで来て、いよいよ今度は後世に残すことを努力していくべきだと思いますし、一方からいろいろ話の中に出てくるのが、もう私たちの代の人だと、今言えば、今児童生徒、子供たちが知らないのは当然だと、こうなるわけですね。そうするとやはり、何かの形で、曾於市近くの地域、県を挙げても、偉大な人だったとか、いろんな功績の大きい人だということ等を考えて、特段の今後の対応はないか、このままじゃなくて今後の対応について、入館者並びにもうちょっと努力する必要はないか、それなりの、この場の議論、答弁ですので、求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今までの入場者の実数というのをお答えいたしました。最初建設した当時は多かったですけど、後はほとんど横ばい状態になっております。

顕彰館のほうでいろいろ企画をしていただいで努力されているんですけど、非常に厳しい状況もあるようでございます。

私たちのほうもいろんな、曾於市に来られる方々に対して、ぜひ顕彰館のほうにも立ち寄ってくださいという形で、観光協会のほうでもコースに入れてもらうようお願いをしております。

今後、どういう方法がいいのか、また顕彰館の方々とも行政ともよく議論して、また方法を検討したいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひ検討はしてもらおうこととして、やはり政治的な角度、文化的な角度いろいろあるわけですが、今日においては選挙権が18歳までおりたわけですね。そういうところを考えれば、せめて高校生の段階と、そこまで考えられたら、もう今度は児童生徒なんですね。これに対してこの山中顕彰館については、市かれこれ、この教育の場というのを強く打ち出しております。そういう観点からすれば、先般の山んなかマーケットの午前中等は子供たちも、初めてかわかりませんが、入館していろいろ説明を聞いてた風景、私は目にしたんですが、そういうところから考えれば、もうちょっと市内もしくは近隣、努力はできないもんか、そういうのは教育の場という角度から勧められるんじゃないかと思えますけど、どんなもんでしょうかね。

○教育長（瀬下 浩）

子供たちが良いこういう顕彰館を訪ねたりすることについては何も問題なくて、大いに結構なことだと思うんですけど、教育の場として教育の活動の中に取り入れるとなると、一応、ま政治家でございますので、ちょっと吟味をするのかなということちょっと考えていかなければならないと思うんですね。この場では即答できるような内容ではちょっとないのかなというふうに考えます。

○18番（迫 杉雄議員）

政治家一点張りであれば答弁のとおりですが、もっと角度を変えれば、いろんな角度から、政治をされて、言えば雅号が、号が、山中隼人という号がわかると思いますが、そこらあたりから考えれば何かそこら辺から売り出すことが可能じゃないかなと。せつかく、平成3年でしたか、図書館建設と同時に先生の和歌が図書館の前にあります。ていうのは、書いてきたらから読み上げてもいいと思うんですが「沖縄にて戦死せし友の臨終は何處ならむ甘蔗の穂並みに風渡るのみ」と、いう、この歌はですね、当然、今読んだとおり沖縄なんですよ。沖縄に友人が戦死した場所、友人はもうその大園の人だけですね、そうことを考えたり、市長も今まで——私どもよりも沖縄は精通されていると思うんですが、やっぱりそちらのほうにも再度、角度を変えていろんな話、話題もしくはPRにつなげないもんかですね。市長は沖縄には詳しいと、私、思っていますので、何か答弁があれば求めたいと思

っています。

○市長（五位塚剛）

決して私が沖縄に詳しいわけではありませんけど、沖縄返還をしたときの長官ということで相当尽力をしていただきましたので、沖縄の方々というのは山中先生に対する厚い期待と思いがあって、今回の顕彰館をつくるに当たっての寄附も沖縄の方々からたくさんの寄附をいただいたというふうに思っております。

今後沖縄の方々とどういうふうにもまた接触ができるかというのは、またいろいろ工夫をしてみたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひですね、工夫やら、知恵やら語りの中に入れてもらえそうですし、即答えが出る問題でもないんだけど、やっぱりこのあたりで語り的一端としたり、いろんな一端として、まあ、沖縄は市長が来てべぶん子を引っ張ってきやっしたし、またそれ以外にも、あきほなみが大分流れるだろうと思っておりますし、あと一点は、顕彰館に——先生は生前中に竹富島、ちっちゃな島の、石垣島ですがね、あそこの名誉町民ですか、等々もありますし、それ以外にも、まだたくさんあるわけです。

そしてまた、1点飛びますが、先ほど答弁の中で言っていましたようにですね、台湾の——どっかで出とったですがね——台湾にもやっぱり縁がありますよね。台南のほうの、高雄のほうに小港国民小学校、このほうにピアノを寄附されたのはまだそう昔じゃないですよ。そういうことやらですね、以前は台湾のほうからちょっと曾於市に足を向けていろいろ活動が始まったようだけど、どこかでぷつと切れて、先般の市報では、何か、台湾の記事を読んだような気がします、そこら辺あたりが、再度、点検がてら台南ほうでも小港国民小のほうも誰か足を伸ばすような話、語りちらかしでもしてみる必要があるんじゃないかなと思います。そうしながら、どうしても今後後世に残していく手だては、もう今、今しなけりゃですね、もうあと5年たつころには世代がかわってくるから、なかなかです。

そして、今さっきも言ったように、先生の書きたいいろんな記念碑とか歌碑とか、いろんなもの等も再度点検してみる必要があるんじゃないですかね。

八合原のあそこにはちゃんとした銅像も建ってますし、そこら辺から再度話題性にまとめるべきじゃないかなと、ただ顕彰館に人が来てくれればいいというふうではなかなかだと思いますし、そういう考えで商工観光課か、まあ、企画課は当然、所管ですので、そこらあたりを——やっぱり、これは、横の連携ですよ、そこらあたりをもう一步詰めて進めてもらいたいです。

何でこうこの場から強く言うかとですね、みかなう人がほかに歴史の中にたくさんおって、あの人物だけはとか、そういうのは余りないんですよ。もう一方横で

言えば、吉井画伯ですね、淳二画伯も一緒なんですから、そこらあたりが、考えればもう一步話題性に偉人として持ち上げられるものを徹底して持ち上げるべきです。

ほかの市町村や、ほかの町にはどんだけ歴史の中にすばらしい偉人がたくさんおる町もあると思います。けど、我がまちにはそれなりの者が、指折り数えて、そげんないわけですので、やっぱり人を大切にするとせば、その辺から盛り上げていけば、後に続く偉人とか、持ち上げられる人がどんどん出てくると思います。

ただ現役の人であろうが、歴史の中で生存された方であろうが、持ち上げることができると思います。そういう意味から再度企画課長に答弁を求めたほうがいいんですが、議論してる内容を企画課の窓口から、進める考えがあるか、それだけ確認をしたいと思います。

○企画課長（外山直英）

議員御指摘のように入館者のほうをふやしていく工夫もさることながら、子供たちにもぜひふふだんから足を運んでいただけるような工夫をしたいと思いますというふうに考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

③に通告しておりました顕彰館門の前の深川寺田線、これの拡幅には平成27年だったんですか、取り組んで、現状は土地買収はできないということですよね。ここらあたりがあるからどうしても努力をするべきだと、できないものは本当にできないんだろうか、一生懸命努力して——元獅子野家ですよね。獅子野家を手繰っていく努力は行政であればできるんじゃないですかね。

私たち民間であればなかなかそれができないんですが、この特定空き家やいろいろな対応から進めていって、顕彰館の前の門の前の拡幅には努力できないかまず市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この顕彰館の前の道路について、観光バスを、大型を通したいということで要請がありました。ですから、観光バスが通れるように予算化をいたしました。最終的には、相続ができなくて工事ができなかったということ聞いておりますが、獅子野家の方々も曾於市内に住んでおられるんですけど、多分、お父さんが亡くなった後にそのまま家族の全体の中の合意が多分できないんだろうと思いますけど、引き続き、今の段階で相続ができないか、再度私たちのほうで確認をしてみたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

相続もしくは、まあ、突き詰めることですね、今地権者がどこまでこう広がっているのか。それはぜひ努力してもらいたい。

そして、先ほどから言う、その横にはいろんな危険廃屋やら特定空き家という行政があるわけですので、ぜひ努力をしてもらいたいです。

あと一点です。今私は、門前の拡幅と言いましたけど、県500号線から民家が2軒、3軒ありますね、あそこの前も、できればあそこから大型バスが入ると、まあ、マイクロと大型バスが入るとやっぱり言葉遣いがちょっと違うんじゃないかなと。できればあそこに大型バスでも可能というようなふうな努力はできないもんかですね。あそこは、今の段階であればまだ買収的な拡幅は可能じゃないかなと。けど、これも順を追ってですね、なかなかこう、人の土地、もしくは地権者がどこ行ったかわからなくなれば難しいわけです。

たまたま今年度はあそこのほんと生い茂った孟宗竹林を高崎の大和フロンティアに伐採してもらっておりますが、このままほったらかしてしまうと、また、もとの竹山に戻るといふ心配は、私は個人的にしております。できれば早い時期にカーブをとるぐらいの拡幅をしてもらえればいいんですが、これについては前回の平成27年度には計画に入らなかったんですか、入ってたんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

その当時の測量設計につきましては、今の顕彰館の前の道路のみの委託であったと記憶しております。

○18番（迫 杉雄議員）

記憶はいいですが、当時は課長じゃなかったんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

はい。

○18番（迫 杉雄議員）

今ここでそれぞれ議論をしておりますので、ぜひ誠意を持って対応してもらいたいと思います。

あとですね、この通告の中で駐車場という通告もしましたが、できますなら獅子野家を手繰っていってもらって獅子野家のあの宅地ですね、あそこが、特定空き家というか危険廃屋というか、もう手のつけようがないわけですね。あそこにあるセンダンとかあらゆる木が、もう私は、あそこいつも通って見るんだけど、あつという間に大きくなって——もともとああいう大木じゃなかったんです。その獅子野家のほうの木が、センダンのほうですね。2本あります。ああいうことを考えれば今後何年もせんうち——隣の、今顕彰館が借用しているんです、あそこに倉庫がありますが、あそこの土地です。あそこは地元が管理して駐車場に使わせてもらっておりますが、そのあたりの土地の行方が心配になります。どうしてかという、あ

んだけ、さっき言った、竹も切り払ったところやればですねあそこを狙ういろんな業者とか、欲しいという人が出てくれば——家も建つんであれば、有効利用されるんであればいいんですが、万が一ソーラーでもメガでもできてしまうと、いろいろ、これは、地域の景観、よさは議論されなくなるなという心配は、私、個人的にしておりますので、そこらあたりも検討をしてもらいたいと思います。

また、その駐車場並びに道路拡幅について、市長が答弁をされれば、求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、27年度なぜできなかったかというのをもう一回調査をして、あの近辺の状況をまた調査をして、顕彰館とも相談して、何らかの方法はないか模索をしてみたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

はい、終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、鈴木栄一議員の発言を許可いたします。

○3番（鈴木栄一議員）

無所属自由クラブ、鈴木です。

6月末から7月初めにかけて記録的な豪雨により、大隅町で崖崩れにより亡くなられた方に対し、御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された地域の皆様、心より御見舞いを申し上げます。

これから台風シーズンに入り、レベル4避難勧告が出されたときには、自分の命は自分で守る行動をとり、避難所への早急な避難をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

通告しておきました2項目につきまして、初めに外国人技能実習生についてであります。

雇用先と管理団体との契約であり、自治体と技能実習生、雇用先との直接なかかわり合いはないと思いますが、全国で30万人近くの技能実習生が働いてると聞きま

す。本市でも、高齢化、人手不足を補うため多くの技能実習生が働く姿を見ます。技能実習生の制度がなければ運営が成り立たないと聞きます。以上のようなことを思い、3点についてお伺いします。

- ①技能実習生を雇用してる企業、農家の数は。
 - ②技能実習生の総数と、国別人数は。
 - ③技能実習生への支援施策があったらお聞かせください。
- 続きまして、ドローンの活用状況についてであります。

ドローンの復旧により、今ではドローンによる宅配の試験も行われ、現状では空撮・災害・調査・測量・インフラ点検などで活用されています。5月に行方不明者捜索があり、消防団・自治会・警察、多くの皆様が広大な畑、田んぼ、山林を捜索し、私も捜索に加わり、疑問を感じて2点についてお伺いします。

ドローンの機種、資格者の人数、ドローンの利用状況をお伺いします。

以上、1回目の質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、鈴木議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1の技能実習の状況の①実習生を雇用している企業、農家数についてお答えをいたします。

市では、技能実習生の正確な数字はつかんでおりませんが、農林振興課で把握している外国人労働者を雇用している企業は3企業で、農家数については25戸程度となっております。

- ②実習生の総数と国別人数について、お答えいたします。

農林振興課で把握している昨年度の外国人労働者は313人程度、主な国別につきましてはベトナムが178人、フィリピンが48人、中国が36人となっております。

- ③実習生への支援対策について、お答えいたします。

これまでに、受け入れ先農家と関係機関で、技能実習生の受け入れに関し意見交換会を行い、今後は、語学研修支援や、実習生と受け入れ農家との交流等ができないかを関係者・関係機関と協議してまいりたいと思います。

ドローンの活用状況についての①ドローンの機数、資格者数の人数についてお答えいたします。

ドローンは航空法に分類されている無人航空機に当たり、重量が200g以上25kg未満のものをいいます。

曾於市が所用するものは、これに当たりますが、2機保有しております。機種は、DJI社製のファントム4です。

職員の資格者ですが、2日間の国土交通省認定の初級講座を平成28年度が8人、

平成29年度が7人受講しています。平成30年度はこの中から3人が中級講座を受講したところです。

②ドローンの利用状況について、お答えいたします。

ドローンの特性は、飛行の安全性に優れ、操作性もよく、機種が比較的安価であるために普及していると考えます。

この特性を生かし、災害現場等において、災害状況を上空から全体的に把握することで迅速な対応ができる場所です。

また、イベントや観光案内などの利用が進んでおります。

具体例では、広域農道の崩落状況の確認や、広報活動で利用する映像制作にもドローンを活用している場所です。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

技能実習生の状況ということで、お伺いしたんですけども、何か寂しいような回答をいただきまして……。

えっと、この技能実習生を雇用しているところは、行政に対しての届けは必要ないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的にはですね、私たち行政に届け出はないところがございます。

農家の方がですね、直接その研修生の派遣先になりますので、そこを通じて今農家の方がしてますけど、住民票を曾於市に移している場合はこの数字で出てきておりますので、住民票登録だけになっております。

○3番（鈴木栄一議員）

今、2番目のこの外国人の人数が書いてありますけど、これは、何か、住民登録されてた人の人数っていうことでよろしいのでしょうか。

その住民登録すりゃあ、まあ、いろんな保険税・納税義務が出てくるわけなんですけども、これ、やっぱ一般市民の方と全く一緒でよろしいのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

まあ、基本的には、たくさんの方があれば所得税の対象も出てくるかもしれませんが、住民税の対象にはなっております。

○3番（鈴木栄一議員）

国民年金も、じゃあ、加入っていうこと、支払うっていうことですね。これは、1万六千幾らぐらい支払ってると思うんですけども、技能実習生も同じように支払っているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

国民年金の場合は、国籍を日本に移すわけじゃありませんので、国民年金については、多分できてないと思いますけど、まあ、各企業で民間の保険がありますので、そういうので対応しているということも聞いておりますけど、正確にはわかりませんので、市民課長から——年金の担当者でありますので——答弁をさせたいと思います。

○市民課長（内山和浩）

市長が申しましたとおり、国民年金の対象とはなっておりません。

○3番（鈴木栄一議員）

じゃあ、もう国民年金以外は、全部、税金は納付しているわけですね。

で、まあまあこの技能実習生の……

○議長（原田賢一郎）

鈴木議員、もうちょっとマイクを近づけてください。

○3番（鈴木栄一議員）

この技能実習生のは資料はないということで、私の質問にもそれなりの答弁もいただけないという感じもするんですけども、私が調べた範囲内でちょっと読み上げていきますので……。

雇用人数は、私が聞いた農家さんから、3人、で、最大9人までは雇用できるってということなんですけども、この最大9人まで雇用するためにはポイント制っていうのがありまして、条件がいろいろ厳しくてですね、地元との交流、ボランティア活動、それを全部クリアして、最大3人の人は9人まで雇用できるってということです。

それで、雇用期間は最高3年ですね。それから、その5年っていう期間もあるんですけども——3年の終了後試験を受けて合格すりゃ5年。ただ、今年度4月から特定技能制度が始まり、3年の技能実習を経験すりゃ無試験で5年の資格をもらえるということで、今これのほうにだんだん移行されているような感じです。

年齢的には、18歳以上35歳未満に入国前に日本語教育を160時間以上実施し試験、あとは雇用先との面接を合格し、初めて技能実習生として入国し、技術を学んで帰国後農業を始めたい、お金をためる、仕送り、いろいろな目標を持ち、生活習慣・環境が違う中で一生懸命頑張っています。今、うちの前でも、サツマイモつくって企業があるんですけども、その中でもやっぱりフィリピンの方が朝早くから一生懸命働いています。薬剤散布、草払い、それで朝、私なんかと会えばですね、笑顔で「おはようございます」、夕方になれば「お疲れさまです」という挨拶をいっつもいただいています。ほんと、気持ちいいことを感じております。

また、市長もそういう場面をいろいろ見かけてらっしゃると思うんですけども、

あの作業風景を見てどのように感じられますか。

○市長（五位塚剛）

うちの曾於市内でもですね、300名を超える外国の方々が、南畜さん、食鳥、また個人の会社を全て、特にこのころは都城のイシハラフーズさんが、マイクロバスに乗せて二、三十人連れてこられて、深川方面で農作業をしております。非常に様変わりをしたなあというふうに思っております。

まあ、若い人たちは、特に女性の人たちが、私たちの曾於市の農地を耕作の手伝いをするという意味では、世の中がそういうふうに変わってきてるんだなあということは、実感をしているところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

まあ、やっぱり地域の方からの、技能実習生は真面目・働き者、住民からはほんとにいい評判を聞いております。その反面、農業分野は失踪者も多いと聞いております。

資料はないから、まあ曾於市はどうかわかりませんが、わかりませんよね。わかります。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、答えられる範囲でお答えします。

昔は、というか、四、五年、この実習制度が始まったころはですね、中国の方が多くいまして、失踪というか、逃げたという、そういう話を聞いております。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

人数は——そういう例があったっていうことですね。

そして、こっちに実習生で来て日本の方と結婚されて永住されたとか、そういうのは聞きませんかでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

そのような事例は、ちょっと聞いておりません。

○3番（鈴木栄一議員）

その実習生は、雇用先が借りてくれた住居で自炊し生活してるわけですが、生活すりゃあごみも出る、ただ、そのごみの分別の仕方・出し方はわからないということで、ごみステーションに出してもですね、持っていかれなかったり、いろいろ周りから苦情来て困っているという、雇用先からのそういう話も聞きました。

ただ、そうしたそのごみの分別とか仕方をですね、パンフレットか何かで案内されてるんでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

聞いたところによりますと、そのごみの分別とか、最小限のそういう生活のあれ

につきましては、そのブローカーさんというか、中に入っている方ですね、こちらに連れてくるときにそういう指導をしているという話は聞いております。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

管理団体が幾ら説明してもですね、やっぱりこの曾於市でパンフレットをつくり、それも原語でですねつくり、その技能実習生たちに守ってもらうような取り組みをしたほうがいいと思うんですね。周りからほんと、苦情が来て、雇用先の人全部自分で片づけたという話も聞いておりますので、それをこれからの課題として検討してみてください。

先ほど、ポイント制っていうことで、雇用先も地域の交流を図るため、ごみステーションの設置、道路の草払い、地域の行事参加に実習生も参加して、すごい喜ばれている話も聞きます。

それで、ことしの夏の暑いとき、サマータイム時間で設けて、朝6時から11時まで、昼の2時から5時まで、で、月1回食事会をして、このなれない日本で、何とかいい気持ちで仕事してもらおうというような雇用先もいろんな感じで取り組みをされてます。

続きまして、③番の実習生の支援策なんですけども。ここにも、書いてますけど、言葉がなかなかわからずにコミュニケーションがとれないということで、なんか末吉に日本語学校があるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この企業に来られてる方々にはですね、その方々に基本的な日本語を教える体制づくりはされているようでありまして、日本語学校があるというのはちょっと聞いていないところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

私が聞いたのは、末吉に日本語学校があるっていう話をちょっと聞いて、まあ、ベトナム語だけだったかなと思うんですけども。そういう支援策としてですよ、いろんな交流、中学生・高校生の交流、また今実習生は英語も話せるそうですので、英会話のお互い勉強しながら、あとはお互いまた片っぱは日本語の勉強しながらですね、交流していただければいいかなと思うんですけども、あとは実習生が多くいる中で、実習生同士の交流会もできたら、考えていきたいし、そういう話もいただきました。

あとは祭りの参加、民族舞踊。私なんかも、1回ベトナム人の方に民族舞踊、うちの行事で踊ってもらったんですけど、そのときはちょっと練習不足ですね、いろいろ話も出ましたけど、まあ、いろんな面で、この曾於市の基幹産業、農業を支

えてくれる実習生ですのでですね、働きやすい・住みやすい、曾於市でよかったと思われるような支援をお願いしたいんですけども、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、食鳥にいらっしゃる外国人の方々が、地区のいろんな、まあ、夏祭りやら、いろんな行事に参加して交流をしているようでございます。非常にありがたいなと思っております。また、子供たちとのそういうふれあいもされているようですので、まあ、市といたしましては、お互いにこの横のつながりといいますか、外国人研修生・実習生の方々が、やっぱり曾於市で安心して働けるような場づくりっていうのは、非常に大事だと思っております。

この間、曾於市にいられた外国の方が、途中でいなくなって、結局市民税が滞納して、今何名もいらっしゃいます。まあ、そういうことがないようにですね、またその雇い主さんと含めて、ちゃんとうまく人的なつき合いといろんな問題が起きないように、何らかの方策を今からちょっと検討してみたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

先ほどの国民年金の市民課長の答弁で訂正があるそうですので、市民課長、どうぞ。

○市民課長（内山和浩）

すいません、先ほど国民年金につきましては、加入できないということで申し上げましたけれども、私も、市長と同じ考えで、国籍がないと、と思っておりました。

ところが、今調べてみましたところ、日本国内に住所を有する外国人につきましては、国民年金の1号被保険者として、被保険者資格取得届け出を出して、加入することができるそうです。

で、あと、講習の終了後は任意適用事業ということを除いて、厚生年金被保険者となり、国民年金とあわせて2つの年金制度に加入することができるそうです。

大変申しわけございませんでした。

○3番（鈴木栄一議員）

その国民年金の件なんですけど、これはもう減免という方法でよろしいんでしょうか。

○市民課長（内山和浩）

はい。今おっしゃられたとおり、減免という制度も使えるというふうになっております。

○3番（鈴木栄一議員）

減免だっつっても、全額免除じゃないわけですよね。まあいくらその何割かはわかりませんが、払いますよね。

で、3年あるいは5年で帰りますよね。その払ったお金どうなるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

その前にですね、今、この外国人の研修生を含めた、市のほうでちょっと会合を持ってますので、八木副市長のほうから、それを先に答弁をさせて、その間にちょっと年金のほうは調べますので。

○副市長（八木達範）

それでは、鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

基本的なことは、今市長のほうで支援策を答弁をしましたが、実は7月18日に、現在研修生を受け入れている主に大隅の方でしたけども、3人の方と、とりあえず、いろいろな組織をつくる前に意見交換会をしようということで、企画課・農林振興課、課長を中心にいろいろ意見交換をいたしました。

受け入れ農家からのいろいろな状況の報告、そしてこっちからもいろいろ提案をいたしました。

今後は、先ほど言われましたように、末吉に語学のボランティアグループがあって、そのグループがいろいろ語学研修もいたしておりますので、そこら辺の事業内容の拡大、それと研修生の、年2回ぐらい交流会をしたらどうかと、いろんな意見が出ましたので、今後はこれらを集約いたしまして、そういう受け入れ農家等々を含めた協議会をつくって、そして、そういう語学研修、あるいは交流会、そういうのを進めていけばどうかということで今準備をいたしているところです。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

お答えいたします。

国民年金と厚生年金保険、または共済組合の被保険者資格を喪失した場合は、日本に住所をしなくなった日から、2年以内に請求ができるというふうになっております。

○3番（鈴木栄一議員）

帰国しても請求すれば、幾分かは返ってくるということでよろしいんでしょうか。

副市長のほうからその協議会の立ち上げとかいろんな話し合いもありますので、ほんと、先ほど言いましたようにですね、実習生が住みやすい・働きやすい曾於市を目指して、そういう協議会でいろんな雇用先と色々な話し合いを持っていただければありがたいかなと思っております。

では続きまして、ドローンの活用状況を質問したいと思います。

そのドローンは今、先ほど答弁で2機種200g以下ということでお伺いしたんですけども、この2機のうち、機能的にはどういうもんなんんでしょうか。ただ、空撮

だけっていうことで……。

○企画課長（外山直英）

はい。えっと、利用状況でいいですかね。

○3番（鈴木栄一議員）

いや、機能ですね。

○企画課長（外山直英）

機能。

○3番（鈴木栄一議員）

性能ですね。

○市長（五位塚剛）

まあ、基本的にはこのドローンはですね、市が持っているのは、空撮ができるということですね。手持ちの映像で、飛んでる——ドローンを動かしながら状況が見れるということです。これをちゃんと録画できるという状況があります。

あとは、また別のドローンについては、うちはないですけど、今もう農薬散布も、水稻についてはもう始めてるようでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

ドローンは2機あるということなんですけども、バッテリーの使用時間が20分から30分ぐらいしかもたないということで、バッテリーも予備バッテリーは結構必要だということなんですけども、バッテリー・予備バッテリーは何個ぐらいあるんでしょうか。

○企画課長（外山直英）

1機当たり4個完備しております。

○3番（鈴木栄一議員）

1機当たり4個っていうことですね。じゃあ、まあ、その2つで8個、どの機体でも使えるわけですね。ああ、はい。わかりました。

ちなみに、消防署はドローン持っているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、曾於の消防署のほうではですね、ドローンの資格者がおりません。

ですから、今消防署のほうでも、資格講習をしてもらうように要請をいたしておりますので、近々講習を受けて、同時にドローンの購入も、新年度に向けて進めていきたいというふうに思います。

○3番（鈴木栄一議員）

やっぱ消防署こそ、いろんな事故・災害で現場に一番に乗りつけて来てるわけですから、まあ、そっちをそろえていただけりゃなと思っております。

それで資格者が計18名でよろしいのでしょうか。18名っていう方も、全部公務で取られたかですよね。自分で、趣味で取られた方は入ってないわけですよね。

○市長（五位塚剛）

市の職員は15名ですけど、そのほかに市内では、民間、個人の方もたくさん講習を受けております。

また、今財部の南中学校では、この前は大崎の役場にも声かけましたので、そういう方々も今講習に来ておりますし、都城からもたくさん講習に来ておられます。

民間で、この初級は、たくさん今持っているというふうに思います。

○3番（鈴木栄一議員）

市でドローン飛ばすのでは災害とかいろんな現場なんですけども、消防団の方でこの資格を持ってらっしゃる方がわかったら教えてもらえますか。

○総務課長（今村浩次）

各分団長に聞いた結果でございますが、9名、資格、操縦可能者がいるということでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

9名。

（「9名です」と言う者あり）

○3番（鈴木栄一議員）

今まで、議会で同僚議員が南海トラフの地震で一般質問を何回もされましたけども、実際に地震が起きた場合ですね、ドローンで上空から災害現場の被害確認・安否確認・インフラ点検、必ず必要だと思うんですけども、それで今、2機あるってということなんですけども、この、もしっていうことで、2機で対応できるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現在のところ、2機あれば、バッテリーも8個ありまして、基本的なところでは対応できます。

また、職員も個人で持っている人もいますし、いろんな形で対応はできますけど、今後、ドローンも機能が物すごく変わってきますので、また場合によっては、そういう、いろんな新しい機種でですね、行政として必要な場合は、また購入はしたいというふうに思います。

○3番（鈴木栄一議員）

将来的には、もう1機購入っていう計画もあると。

これは、まあ、いらんことかもしれませんが、赤外線つきのドローンっていうのもありますので、熱を感知して確認するとか、行方不明者を探すというのがあります。

すので、それも一考していただけないかなと思っております。

続きまして、ドローンの利用状況。7月豪雨跡での災害現場の調査でも、ドローンが大活躍したと思うんですけども、この飛行する場合は、目視、モニター確認、どちらでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、自分の運転をする、操縦ですね、これに画面をついたものをつけて、見ながら、空撮をしながら全部できます。それをまた、映像化することもできます。

そういうことで、この間ですね、産業道路の農道の崩壊、どうしても入れないところなんかを空撮したり、また大隅の火災現場を空撮したり、あとはまた、場合によっては体育館などの上部の雨といの排水の状況がどうなっているかというそういう状況を、わざわざ上っていかなくてですね、手元で確認ができるという状況が現実にあるとこでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

モニター飛行の場合は、飛行申請をしなきゃいけないんですけども、目視飛行の場合は自分の目で見える範囲内を飛ばすことで、飛行の申請は要らないんですけども、ただ災害時、もし急を要する場合は、モニター飛行でもいいかもしれませんですけど、かねて常時飛ばすとき、モニター飛行である場合は、申請をしなきゃいけないと思うんですけども、できたら目視飛行のほうが、いろいろいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今ですね、市の場合は、大体、ドローンを操縦する、目視ができる範囲で、ほとんど利用しておりますけど、今の状況で2kmまで飛ばすことはできますけど、それは実際は余り使用しておりません。

基本的には、私たち行政が使う場合は目視の範囲で利用しております。

○3番（鈴木栄一議員）

続きまして、先ほどの1回目の質問でしました行方不明者の件なんですけども、やっぱり、今、先ほど市長の答弁もありましたように、ドローンは狭いところでもどこでも確認ができる、確かに、地震・火災・豪雨、安全性の確保が難しい場所ですね、足場の悪いところはドローン。で、行方不明者の捜索、いろいろドローンの活用は多岐にわたると思うんですけども、ここ3年間の行方不明者の数がわかったら教えてもらえませんか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

3年間——28年度から申し上げます。件数と日数は、1件で複数日にわたること

がございます。

28年度が3件の5日間、消防団といたしまして、出動いたしております。29年度が3件で4日間、30年度になりますとふえまして、10件で12日間。今年度は、先ほど議員が申し上げました大隅での1件ですけれども、それも4日間、出動しているところでございます。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

この中で、ドローンで捜索したのは何件でしょうか。

○総務課長（今村浩次）

私が知っている範囲でございますが、昨年財部でありました行方不明者捜索のときに、まあ、川沿いでございましたので、川の流域を、土曜日でございましたけれども、市の職員に来ていただきまして捜索したという実績があります。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

ことしも私、あの今言われましてうちの地域で4日間捜索したんですけども、うちの地域は広い、広大な畑・田んぼ・山林・川、みんな、100人態勢ぐらいで、4日間ほど、まあ3日間、1日は財部のほうでしたけども、途中で私もこう思った、あれ、曾於市はドローンがあるのに、何でドローンで捜索しないのかなあと、ちょっと疑問を感じましたので、きょうこの質問になったわけなんですけども、ドローンで捜索すれば広く15mも飛ばせば畑全部は、一画の畑でも見渡せると思うんですけども、何で来ないのかなとちょっと思いましてですね、ドローンで畑・田んぼを捜索してもらえば——山林は多分ドローンは使えませんが、ほかの人はもう山林を捜索、またあとは、畑でも、ドローンが飛ばないところは、人で捜索できたんですけども、そうしたらまた広範囲に捜索もできるし、手がかりも早く発見できるんじゃないかなという思いで、きょうのこの質問に至ったわけなんですけども。

ドローンを要請するときは、現場から誰に要請をすればよろしいのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ドローンにつきましては、先ほども申し上げましたように、今のところ限られた職員が、どちらかといいますと、技術畑の職員が資格を持っているところでございます。

あと消防のほうに、どうしてもこれはドローンの免許を取ってもらって、やっぱり今言われるような行方不明とかなんかの災害のときに、消防署のほうでどうしても対応が必要じゃないかなということで、早めの取得をしたいなと思っております。

で、今言われるような現場からの要請を、もし市役所総務課にあれば、資格を持

ってる人、これ、まあ、限られておりますけど、緊急性があるならばですね、対応はしたいというふうに思います。

○3番（鈴木栄一議員）

先ほどの消防団員も9名の方が資格を持ってらっしゃるということなんですけども、消防団員でも操作してもいいわけですよ。

○市長（五位塚剛）

消防団の方は、多分自分の趣味で取られたのか、その消防団活動でするために取られたのか、まだ確認はしてないところですけど、今後消防団の幹部会との話し合いがありますので、そういう要請があったときに、ドローンの資格持ってる方、また、その資格を持ってるけど、本体を持ってる方の確認しておりませんので、当然ながらそのことも含めて、今後話し合いをさせていただきたいと思います。

○3番（鈴木栄一議員）

はい。やっぱ人命がかかってますので、迅速な捜索がどうしても必要ですので、そこはまたいろんな消防の分団長会でですね、議題に上げてもらえればいいかなと思っております。

で、最後に、農業公社でドローンによる薬剤散布とか、そういうような検討されたことはありませんか。

○市長（五位塚剛）

まだ具体的にですね、導入についてはしておりませんが、もう当然ながらの農業公社の役割というのは、農家の方々の軽減の取り組みですので、農薬散布も当然対象になっておりますので、そのことも議論したいと思います。

ここに理事長おりますので、理事長に答弁させたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

はい、お答えします。

当然そういう御意見等も出ておりますので、今後、コントラクターとか、そういう新規参入の新規就農者、そういうのもちょっと優先をしておりますので、あとまだ、市長がよく言っております森林組合の植栽とかですね、そこも交えて検討していきたいと思います。

参考までに、先般ある企業が、実証実験ということで、東京のほうから見えられて、市の職員の訪問、40名ぐらいでしたかね、ちょっと受講をさせていただきました。

そういう中で出たのが、さっき言われました赤外線カメラですね、あれを用いたドローンの利用というのも紹介をされております。今言われました、例えばイノシシの獣道、そういうのも特定をできるということで、夜中にかなり上空から撮ると、

赤外線でカメラですね、そうしますと、獣道が特定できて、そこに箱穴を確実に置けるという利用と。

また、今ありました、行方不明者の方についても、夜中、まあ、獣と人と見分けなきゃいけないんですが、そういう、の人の気配も上空からわかるということですので、今後活用が広がっていくのじゃないかなと思っております。

○3番（鈴木栄一議員）

今、副市長のそういうことを聞いてですね、早くあと1機そろえてください。

それでは、最後になりますけど、一応30年度の議会報告会でもね、市民の方から、ドローンの活用をしてくださいという意見も出てます。

で、これから高齢化に伴い、行方不明者の事案がふえると思われまますので、情報収集・早期発見するためにもですね、ドローンの活用をお願いして質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日13日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時25分

令和元年第3回曾於市議會定例会

令和元年9月13日

(第4日目)

令和元年第3回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月13日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

- 通告第9 大川内富男 議員
- 通告第10 松ノ下いずみ 議員
- 通告第11 今鶴 治信 議員
- 通告第12 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 重久昌樹 | 2番 | 松ノ下いずみ | 3番 | 鈴木栄一 |
| 4番 | 岩水豊 | 5番 | 湊合昌昭 | 6番 | 上村龍生 |
| 8番 | 今鶴治信 | 9番 | 九日克典 | 10番 | 伊地知厚仁 |
| 11番 | 土屋健一 | 12番 | 山田義盛 | 13番 | 大川内富男 |
| 14番 | 渡辺利治 | 15番 | 海野隆平 | 16番 | 久長登良男 |
| 17番 | 谷口義則 | 18番 | 迫杉雄 | 19番 | 徳峰一成 |
| 20番 | 原田賢一郎 | | | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 7番 宮迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 五位塚 剛 大隅支所建設水道課長 平原秀人
副市長 八木達範 教 育 長 瀬下 浩
副市長 大休寺 拓夫 教育委員会総務課長 橋口真人
総務課長 今村浩次 学校教育課長 川路道文

大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 繼	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	内 山 和 浩	建 設 課 長	新澤津 順 郎
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 查 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ここで、大休寺副市長より一昨日の久長議員の一般質問に対する訂正がありますので、発言を許可します。

○副市長（大休寺拓夫）

大変申しわけございません。

一昨日の久長議員の質問に対しまして一部答弁の誤りがございましたので、おわびを申し上げまして、訂正をさせていただきます。

久長議員の鶏舎建設に対する質問の中で、川畑地区の鶏舎の要望書、陳情書ですね。「陳情書が平成27年の10月に出されたことはないか」ということで、「市に対する、行政に対する要望書はない」ということで、私はお答えをいたしました。大変申しわけございません。私の記憶違いでございまして、ちゃんと面接を受けまして、面会を受けまして、そのときに議長宛ての陳情書と私が勘違いをしておりました。文書のほうを確認したところ、市長宛ての要望書ということで署名をつけてございました。

大変申しわけございました。私の記憶違いでございました。

あとは市長のほうには届いておりませんし、あと担当課のほうには届いていないんですが、私のほうには一部、においがすることがあるということは聞いているところでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（原田賢一郎）

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第9、大川内富男議員の発言を許可いたします。

○13番（大川内富男議員）

皆さん、おはようございます。新生会、大川内でございます。本日は、大きくは3点について質問をいたします。

まず、第1番目は、昨年9月にも質問いたしましたが、財部駅前の活性化を図る駅前屋台村構想についてであります。昨年の回答では、ほとんど手つかずとのこと

でありましたが、それから1年経過してどのように計画は進んでいるのか、下記の項目について再度質問いたします。

まず①選挙戦の発表から2年が経過したが、全体構想をお示してください。

②この構想の収支計画をお示してください。

③昨年の質問で、屋台村は、公共の建物で運営は民間に任せて、家賃収入を市に入れるということであったが、財部の活性化検討委員会も含めて協議は進んでいるのか、お伺いいたします。

④屋台村を運営するには財部駅の乗降客数も大きく影響すると思うが、鹿児島駅、都城駅、財部駅の乗降客数はどれくらいか、お伺いいたします。

⑤JRと交渉し、財部駅を特急の停車駅にしてもらい、鹿児島、宮崎からもお客を呼ぶとのことであったが、JRとの交渉はどうなっているのか、お伺いいたします。

⑥最後に、開業の目標をいつに定めているのか、お伺いいたします。

次に大きな2番目は、自治会についてであります。

自治会加入率が低いのはもとより、近年、高齢等を理由に自治会を脱会、退会される方が非常にふえております。そのようなことから、自治会運営、また公民館運営に支障を来すのではないかと懸念するものであります。そこでお伺いいたします。

まず、①過去5年間の町別の自治会加入率はどうなっているのか、お伺いいたします。

②集落支援員の業務内容はどのようなことか、お伺いします。

③自治会未加入者への対応はどうなっているのか。

④市職員の未加入者数は何名か。

⑤自治会加入率がこれ以上低くなったとき、行政としてどのような支障が考えられるか、お伺いいたします。

次に、大きな3番目の教育問題についてであります。

まず、①小・中学校の直近の学力は、国・県と比較してどのような状況か。

②本市の小・中学校におけるいじめの状況を、過去5年間の町別に報告を求めます。

③小・中学校の不登校の状況はどうであるのか。

④前教育長のときにも同じ質問をいたしました。教育の一環として校庭にミカンやキンカン等を植えられないか。

⑤最後に、小学校の通学についての質問は3回目になりますが、財部町のバス通学と末吉、大隅の徒歩通学には大きな不公平感を感じるものであります。早急な統一をすべきであるが、見解を求めて第1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、大川内議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1と2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁をお願いしたいと思います。

1、財部駅前屋台村についての①全体構想についてお答えいたします。

財部の商店街を含めて、特に駅前に屋台村を建設することで地域の活性化を目指すものであります。

②収支計画についてお答えいたします。

現在のところ収支計画については出していないところであります。

③運営についての協議の状況についても、現在のところ具体的な協議はまだしておりません。

④鹿児島、都城、財部駅の1日の乗車客数は幾らかということですが、JR九州が公表している2018年度の駅別乗車人員ですが、鹿児島中央駅で1日当たり2万834人、都城駅で1,108人、財部駅については100人未満の乗車人員であり、詳細な公表はされておられません。

⑤のJRとの交渉の状況についてお答えいたします。

現在のところ、具体的な交渉は行ってないところでございます。

⑥の開業の目標についてですが、現在のところ開業の目標は決めておりません。

2、自治会についての①過去5年間の町別の加入率についてお答えいたします。

末吉地区の加入率は、平成27年度が67.4%、28年度が66.9%、29年度が65.8%、30年度が65.0%、令和元年度は64.6%であります。

大隅地区の加入率は、平成27年度が80.2%、28年度が79.5%、29年度が77.5%、30年度が78.4%、令和元年度は77.4%であります。

財部地区の加入率は、平成27年度が81.0%、28年度が81.0%、29年度が80.2%、30年度が79.8%、令和元年度78.9%であります。

②集落支援員の業務内容についてお答えいたします。

集落支援員は、平成29年度の事業開始当初には、市内の集合住宅の調査を初めとする自治会の実態把握や自治会長説明会の実施、自治会加入促進のためのチラシ配布や未加入世帯への訪問活動などを主な業務としておりました。現在では、これまでの活動の継続とともに、昨年10月の自治会相談窓口開設に伴う各種相談受付や文書作成支援、各種対応を初め、新たな制度の導入検討などを主な業務としております。

③自治会未加入者への対応についてお答えいたします。

予算を伴う自治会未加入対策としては、自治会加入者1件当たり自治会に1万円

を交付する自治会加入促進補助金制度があり、平成30年度は147件の交付を行い、今年度も予算に基づき執行しております。そのほか、市民課窓口における転入者へのチラシ等の配付、公共施設へののぼり旗の設置、宅建協会へ通じてのチラシ配布などを実施しております。また、これまでの取り組みとしては、未加入世帯全戸への自治会活動等を記載したチラシの郵送や未加入者宅への直接訪問などを実施しております。

④市役所職員の未加入者についてお答えいたします。

令和元年9月2日現在で、市内在住の職員323人のうち、自治会未加入者は61人です。

⑤自治会加入率が低くなったときの行政としての支障についてお答えいたします。

行政文書としての個人宛て文書については、全て郵送により発送しており支障はありませんが、自治会使送便を利用している市報、イベント等の開催文書やお知らせ文書、注意喚起文書などの回覧文書等については、市民全体に周知が行き届かなくなり、支障があると考えております。また、道路清掃等の環境美化活動や地域のつながりがより大きな効果をもたらすと考える防犯・防災、さらに見守り活動等に対しても支障が出てくると考えております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

3の教育問題につきまして、①小・中学校の直近の学力は、国・県と比較してどのような状況かについてお答えします。

令和元年度全国学力・学習状況調査の結果状況でございますが、小学校6年生は、国語は国と比べて1%、県と比べて3%下回っています。算数は国と比べて4%、県と比べて2%下回っています。中学校3年生につきましては、国語は国と比べて6%、県と比べて3%下回っています。数学は国と比べて2%下回っていますが、県と比べて1%上回っています。

県と比べて全体的に差が縮小してきたり、中学校の数学が上回ったりして成果も見えつつあるところでございますが、本市の教育行政の喫緊の課題であるということには変わりありません。

②本市の小・中学校のいじめの状況、過去5年間分、町別に報告についてお答えいたします。

平成26年度は、末吉地区7件、大隅地区6件、財部地区11件の24件。平成27年度は、末吉地区6件、大隅地区1件、財部地区0件の7件。平成28年度は、末吉地区4件、大隅地区9件、財部地区3件の16件。平成29年度は、末吉地区17件、大隅地区2件、財部地区19件の38件。平成30年度は、末吉地区17件、大隅地区7件、財部

地区18件の計42件という認知件数になっております。

③小・中学校の不登校の状況はについてお答えいたします。

本年度1学期末の不登校児童生徒は、末吉地区12人、大隅地区1人、財部地区4人の計17人という状況です。

④校庭へのミカンやキンカンの植樹についてお答えします。

現在、市内の小学校にはたくさんの樹木が植栽されていますが、学校ではその管理や除草作業に苦勞している状況があります。市が全体として各学校にミカンやキンカンを植樹する計画はないところでございますが、各学校でミカンやキンカン等を植樹する希望があるか聞いてみたいと思います。

⑤通学バスについてお答えします。

小学校の通学方法のあり方については、現在、小学校長やP T A代表、保護者代表、民生委員等で構成している曾於市小学校通学対策協議会において協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○13番（大川内富男議員）

第1回目の答弁をしていただきましたが、これから2回目以降の質問をさせていただきたいと、このように思っております。

それでは、まず最初に屋台村なんですが、去年もこのことについてはほとんどゼロ回答と申しますか、ほとんど協議がなされていないということでしたが、今回のこれを聞いておりましたもなかなか進んでないなど、ほとんど前進の跡が見えないというような感じをしております。

そこで、前回もそうでありましたが、いろんな懸念があるのを私も質問しましたところ、鹿児島にも研修に行かれたと。研修と申しますか、何人かのそういう方々を連れて鹿児島の屋台村で飲んで帰られたと、車で。そういうこともおっしゃいました。それから、私が地域の財部町の同業者にもいろんなことをここに来たときには影響があるんじゃないか、とそういう話もしましたところ、「同業者も非常に喜んでいる方もいらっしゃいます」と、そういうことも言われました。

それから、徳峰議員の一番最初のころですが、赤字は出さない施設であると、そのときには宿泊をつくると、というような宿泊をつくると、そういうようなことでしたが、端から聞いておりますと、自信があまりじゃなかったかと思うんです。そして、これを見ると自信があるのであれば、早く市民の方々にも我々にもこの構想を示していただきたい。こうなってきますと、私が2年同じ質問するんですが、その前に徳峰議員が1回していらっしゃるし、久長議員も1回していらっしゃいます。自信があるのに、答弁ですよ、答弁で自信があるのになぜ進まないのか、そこを

聞かせていただきたい。

○市長（五位塚剛）

屋台村構想につきましては、私の政策、公約でもありましたので、ぜひ実現をしたいなというふうに思っております。ただ、予算を伴うものでありますので、やはりその構想が住民に理解できるかということが非常に大事ですので、29年度も10月に鹿児島県の屋台村に1回伺いました。30年度も12月だったと思うんですけど、また地域の方々とお伺いして雰囲気をつかんだところでございます。

また、全国的にいろいろ屋台村を構想していらっしゃる場所がありますので、そのあたりは、今いろんなところで自分なりに研修しているところですけど、地元の料理屋さんからも、「ぜひ財部駅前を含めた全体的な事業を進めていただきたい」という要望もいただいておりますので、少しずつ今から前に進めていきたいなというふうに思っております。

○13番（大川内富男議員）

思いはよくわかります。思いはよくわかるんですが、もう2年たちました。あと市長の任期もまだどうなるかわかりません。3期目を続けられるかもわかりませんし、そうなんですが、今期の公約であったということになりますと、あと2年しかありません。そこで、まだそういうふうな研修の段階のような、まだ予算ついてないですよ、自分たちで同志を募って鹿児島にも行かれる、そういうところも見られるというのは予算は要らないですので、研修はしていただきたいんですが、そういう中でいきますと、本当に一番懸念しているのは、発表はされたが、本当にやる気があるのかというのが一番懸念しているところです。あと2年、やる気を持っているとおっしゃるんですが、本当にできるかできないか、2年間で。それだけをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

できるかできないかというのは予算が伴ってまいりますので、議会に予算をお願いして議会が認めてもらえれば、前に大きく進むのではないかなと思っておりますけど、その前の今段階で地域住民の方々の方々の状況というのを、今つくっている段階ですので、ぜひ気持ち的には早く実現したいなと思っております。

○13番（大川内富男議員）

気持ちはよくわかりました。そうしたら、早く、一日でも早く計画をつくっていただきたい、示していただきたいと。そうしますと、②のこの収支計画は、これも収支計画は出してないということですので、これはもう省きます。

それから、どこもどなたでもどこでもそうなんです、市町村もそう、自治会でもそう、公民館でもそうなんです、地域の活性化というのはいつも皆さんが思って

らっしゃるところであります。これも財部駅前活性化を進めたいということですので、これは進めていただくのは当然のことなんですが、その中で、これも現在のところ協議はしておりませんと言うんですが、駅前活性化委員会とかいうのが財部にいっぱいできましたよね、委員会が。ああいうところにはそういうことを投げかけてはいらっしゃるんですか。

○市長（五位塚剛）

つい先日、財部駅前で「駅前を語る会」というのがありました。私も参加させていただきまして、その会でもちゃんとお話をしております。あしたまた、財部駅前のイベントがありますので、私も参加させていただきたいと思いますが、そういう中では、私の構想的なものは報告はしているところでございます。

○13番（大川内富男議員）

去年質問したときは、大休寺副市長さんのほうから財部駅前イベントがあるという事は、二、三日後にあるということは私も聞いておまして、新聞等でもそれは前から見たり、行ったことはないんですが、見ております。きょう新聞にも出ておりました、明日あるというのが。それで結局、この財部駅前屋台村構想というのは、あしたある駅前イベントの継続的なことを考えていらっしゃるんですか。あしたは一日ですが、駅前ににぎやかにするには、あした財部駅前イベントがある、そういうイベントが多くいらっしゃるのを毎日継続していくのは、駅前屋台村というような構想なんですか。

○市長（五位塚剛）

屋台村のやり方というのは、全国いろんな方法があるようでございます。常設して8人ぐらいのお客さんが小じんまりとした対面方式でお酒を飲んだり、料理を食べたり、それがほとんどのパターンで通常365日やっているのが多いようでございます。呉のほうでは、呉のほうも時期を見て交代交代、常設ではないんですけどイベント的にやっているとところもあるようでございます。

だから、具体的にはまだ確定するわけじゃないんですけど、将来的には財部駅にやっぱりお客さんをたくさん呼ぶという意味では、当然ながら休日もあるでしょうけど、常設したものが非常にいいのかなとは思っております。

○13番（大川内富男議員）

去年も聞きました。そのときに建物自体が恒久で、いつまでも続くような恒久的な、それかプレハブみたいな、どうかという話をしていたときに、市長が言われたのは「公共的な建物だ」と言われ、私は2回ほど同じ質問をしたんですが、勘違いされたのか、私の発音が悪かったのか、公共的な建物で今度はそれでやりたいということですので、そうしますと、一番最初の構想で徳峰議員のときには、やはり遅

くなって、飲み方が遅くなったときには、宿泊施設までつくりたいと、そういう構想には今も変わりませんか。

○市長（五位塚剛）

実際、いろいろ飲み方をすると限られた電車ですので、乗りおくれたり、またいろんな状況がありますので、できたら財部駅前にそういう施設がありますので、そこをうまく利用していただいて、個人的な屋台村と合体したものができて、場合によっては遅くなったら宿泊ができるような、そういうのを市がその建物を含めて公的に購入、建設して、あとは家賃収入という形でしたほうが一番いいのかなというふうに思っております。

○13番（大川内富男議員）

大体、皆さんもお聞きのとおり、そういうをつくるということには市長の考えですので、我々はそれを見守っていきたいと思いますが、それをにぎやかすためにはやはりお客さんが集まらなければなかなか成功もしない。それでいきますと、前に鹿児島やら宮崎から特急もとめるようにして、お客さんを呼びたいということだったんですが、これを見ますと、去年いただいたときからすると、鹿児島もそうですし、都城もそうですし、駅の乗降客は少なくなっています。ましてや財部は、去年は172名といただいているんですが、今回は100名未満、100名未満というのは、ちょうど5時ごろの男盛りの酒好きな人がおりてくるんじゃないかと、多分100名未満、100名としても多分半分近くは多分学生だと思えます。国分方面に行かれる、都城方面に行かれる。多分半分の50人ですから。電車は何本あるかというのと、大体通勤客で帰ってくるのは、朝行くのもカウントされるし、帰ってくるのもカウントされると思うんですが、そうすると、この人たちを引くとまだ少なくなる。これを毎日お客を呼ぶとなると、どれくらいの観客、概算でいいですが、どれくらいの乗降客が来たときには成り立つような施設ができると思えますか。

○市長（五位塚剛）

今の財部駅で乗り降りされる方は、子供たちを含めた通学の方々、この前も大人の方が二、三人おりられてこられましたけど、それはたまたま都城からどこかからの通勤の方だと思うんですけど、全然今の段階では目的が全く違いますので、今の状況でその人たちを屋台村に呼ぶというのは、全く目的が違いますので何とも言えないところでございます。

○13番（大川内富男議員）

その前に、結局このことについて、財部駅前の屋台村を繁盛させるために特急をとめる、とめていただくと、そういう話だったので聞いているのですが、結局、きのうのどなただったですかね、質問を聞いたときには「鹿児島大学の研究センター

ができる」と、「できるように確定したらJRと交渉する」ということは、それが、2年後か3年後かわかりませんが、今のところはJRと交渉する気はないんじゃないんですか。

○市長（五位塚剛）

JRの方とは以前お話をしたことはあるんですけど、まだ具体的に鹿大の教育センターについても確定をしておりませんので、当然ながら一定期間、スタートするまでは時間がありますので、ある程度の裏づけがないと、JRの場合は確実に利用される方がふえれば、特急をとめることはできるんですよというお話はいただいているところでございます。

○13番（大川内富男議員）

結局、それは研究所はまだいいんです。その前にこの屋台村を繁盛させるために特急をとまっていたと、JRと交渉してとまっていたと言われてたんですが、これは完全にトーンダウンしてもう交渉はしないということですか、2年間の間にそれはわかりませんよ。お客さんがたくさん来れば、交渉もしやすいし、そういうことを先に言われているから聞いている。

○市長（五位塚剛）

今、曾於市内の中にも若い人たちを含めて居酒屋さんといいますか、料理店をやっている方が相当ふえてきております。町の中ではなくても、本当に農村部の全くわからないと言うのはおかしいんですけど、そういう中でも相当なお客さんが来て経営をされております。そういう意味では、やはり、やり方によっては、私はお客さんが来るのではないかなというふうに思っております。

○13番（大川内富男議員）

何回聞いても来るんじゃないか、繁盛するんじゃないかということですので、この件は頑張ってください、2年間の間にはちゃんとつくっていただきたい。公約でありますのでつくっていただきたい。こういうふうに要望しておきます。

次に、自治会加入の件なんですが、自治会加入といいますと、一番最初に申しましたが、だんだん本当に加入者が少ない、それからもちろん加入率も少ないんですが、だんだん下がってきております。そして、だんだん高齢者になったとか、それから学校を卒業させたりとか。そうしますと、もう自治会にいるあれないのか、自治会を抜けるという人が大分いらっしゃいます。うちの自治会でもそうですけど。そうなってくると、本当に自治会の運営が難しくなってくるんじゃないかと思いません。

私の自治会でも、もう前にも言いましたが、だんだん抜けまして道路清掃、うちのほうはいつも言っていましたが、マインドロード清掃、年間4回ありますが、前

は夫婦とも70歳以上は免除だったんですよ。そうすると、だんだん人数が少なくなってきたんだから、去年から夫婦とも75歳以上は免除になりました。ということは、私は家内と4つ違いますので、79歳までは道路清掃には出きゃといかん。そういうふうにかような弊害も出てきておりますし、それから人数が少なくなってきて、今度は子ども会がなくなったと、婦人会がなくなる、そういう状況で自治会は自治会があつて、あとはそういう部分的な部会みたいなのはなくなっております。

そういうことで非常に弊害が出ておりますので、そこで集落支援員のお話になるんですが、一生懸命頑張っていただいているというのはわかっております。わかっているんですが、それでも入ってる方が、加入率が減ってくる、これは、原因は何だと思いますか。

○市長（五位塚剛）

自治会の加入の問題については、もうこの間、大川内議員も相当長いこと議員してらっしゃいますから、当然わかっていらっしゃると思うんですけど、人それぞれの理由があると思います。例えば、今言われた自治会に縛られて、いろんな地域の清掃活動、いろんなことでなかなか時間をとれないから、入らないほうがもう非常にいいと言う方もいらっしゃるようでございます。また、今の若い人たちの考えでは、隣近所のいろんなつき合いよりも自分の生活を重視したいという人たちがいらっしゃるみたいで、なかなか昔と違って隣近所と友好的にするというのが、非常に希薄になっているのかなと思っておりますけど。また、特に大分改善はされているんですけど、自治会に加入するときに、歴史の中で自治会のいろいろな公民館をつくったとか、そのいろんな財産について、加入金を取っているところがまだたくさんあるようでございます。

そういうこともあつて、なかなか抵抗があるようでございます。まだ、ほかにもたくさんいろいろ理由はあると思います。

○13番（大川内富男議員）

それでは、集落支援員の方々なんですが、これに書いてあるみたいに関係あることをされていると思うんですが、3名ですか、今度は、予算は4名だったですね。これ3年の期限つきだったですか。期限で支援員は採用されていますか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

集落支援員につきましては、非常勤職員というところでございますので、1年単位で雇用をしているところでございます。

○13番（大川内富男議員）

それだったらまだ、今からも継続の可能性はあるということですね。はい。

それから、未加入者への対応の件なんですけど、いろんなチラシを配られたり何かすることは非常にいいことだと思うんですが、未加入者宅へ本当に、ここに少し書いてありますが、直接訪問されたのはどれぐらいされているんですか、年間。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

これにつきましては、期限を区切って実施したところでございます。特にまちの中心部を訪問したわけでございます。軒数につきましては百数十軒だったと思いますが、その自治会長さんと一緒に行かないといろいろ問題がありますので、自治会長さんと行動をともにして、夕方なり訪問をしたという実績でございます。

○13番（大川内富男議員）

その実績といいますか、百数十軒回られてその中でやっぱり入ってみようとか、入られた方はどのぐらいいらっしゃいますか。

○総務課長（今村浩次）

これにつきましては、訪問したときにある程度いい感触の方もいらっしゃるわけでございます。それから、門前払いといいますか、「もう入りませんよ」という方もいらっしゃいますし、「主人に相談して」と言う方もいらっしゃいますが、最終的にはやはり入れない、多分、実績はほぼゼロに近いというふうに考えております。

以上です。

○13番（大川内富男議員）

この自治会加入というのは、一番最後また申しますが、なかなか本当に難しいとは自分でもわかっております。自分の自治会でもそうですので。

ところで、一番私がこの自治会の問題で問題視しているのは、次の市の職員の方々が今回、去年、前、渕合議員が質問したときよりまたふえておりまして、61名の方々が入っていないということですが、これは理由はどのような理由でしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回、9月2日現在で61名ということになりました。これにつきましては、年度末にかけて加入者はふえてくるわけですが、年度末になりまして今回は16名、14名の方が退職されました。退職された方々は60歳か60歳を超えていますので、ほとんどの方が自治会に加入されているわけですから、その方が退職されると、そのかわりに今回、14名の新規採用職員が入ってまいりました。このうち、実家から通う職員もいますけれども、多くがアパート、マンション等を借りて住むということになります。その新規採用職員につきましては、今たしか8名か9名だったと思いますが、

9名が14人のうち、まだ未加入ということでございます。これにつきましても、当然、推進をしなければならないんですが、9月末までは条件つき採用ということもございますので、今後、これらにつきましては推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○13番（大川内富男議員）

ちょっと頭のほうはわからなかったんですが、60名、61名となっているんですが、新規採用の方々は、アパートとか何とかで9月までは期限つきでその後ということなんですが、もう一回、61名全体の方々の理由をもう一回教えてください。

○総務課長（今村浩次）

全体の理由につきましては、それぞれの職員の個々の事情もあるかと思えます。例えば、去年は、私、総務課長とそれから地域振興課長におきまして、全未加入職員に対しましてヒアリングを行いました。その結果で出たところでは、やはり子供の関係もあるんですけども、家をもうすぐつくるので、そのときにそのつくった自治会に加入したいという方がほとんどというか、大部分を占めているというところでございます。特に若い職員のほうが加入してない状況がありますので、そういうのが一番多い状況でございます。

あとにつきましては、やはり今、非常に若い職員がたくさん入ってきております。若い職員の女性職員の中では、やはり、マンションとかそういうところでひとり暮らしという方がいらっしゃいますので、そういうところで、なかなか自治会活動のほうに入る勇気がないとか、なじめない、そういうようなところがあるというところを分析をいたしております。

以上です。

○13番（大川内富男議員）

理由はいろいろあるんでしょうけども、市のお膝元が、市役所のお膝元の職員である方が入ってなくて、一般の方々に入ってくださいというのは、これは筋が違わんじゃないですか。まず最初に、足元をしっかり固めて、それはすぐにうちを建てるという理由はあるんでしょうけども、そこに住んでいるときは、その自治会に入るべきじゃないですか。特に職員の方々は。

それでないと、自分ところは足元は揺らいでいるのに、一般の方々に入ってくださいと言うのは筋が違わんじゃないですか。お答え願いたい。

○市長（五位塚剛）

市の職員を採用するときに、自治会未加入の問題というのは、非常に大きなことでありますので、ぜひ採用されまして期限つきが終わった後になったときは、ぜひ

自治会に加入してくださいということでお願いをしております。引き続き、それはまた進めてまいりたいと思います。

あと、この間、市の職員になってある程度もうきた人も今出ましたように、新しく住宅をつくりたいという方々も計画をされているようでございますので、必ずその方々はつくったその地域の自治会に加入をしてもらうように、やはり指導を強めていきたいというふうに思います。

また、そのほかの特別な理由については、個別にまた相談をしながらお願いしたいと思います。

○13番（大川内富男議員）

今、答弁がありました。市役所の職員の方々に、市の採用になったときにできるだけ入ってくださいで済んでるんですか。

○市長（五位塚剛）

法律で義務づけているわけではありませんので、ぜひこれはもう入るようにお願いをしてあります。

○13番（大川内富男議員）

法律で決まろうが、法律は守るのは、みんな遵守しなければ、わかりますよ。でも、職員であれば、自治会というのは入るべきじゃないかと思っております。それはお願いでもいいし、とにかく私は、本当に市役所の職員の方々がこれだけ入っていないと、パーセントで18.8%ですか。9月になると何人か入ってくると総務課長が言われたんで、確かにそうでしょう。でも、それにしても多いと思います。職員として採用のときには、ただお願いされているだけですか。

○市長（五位塚剛）

職員採用するときに面談をします。その時点でちゃんとお願いはしています。それは、入らないと市の採用をしないということは、それは法律上できませんので、基本的にはもうお願いであります。

○13番（大川内富男議員）

入らないから採用しないんじゃないかと、採用したら入るんだと、そういうふうに指導していただければありがたいと思います。そういうふうに法律で決まっていれば、それ以上言うことはありませんが。

もう一つ、この自治会については最後なんです。我々もよく研修視察、行くんですが、会派でも行きますし委員会でも行ったときに、私は大体最後に「自治会加入率はどれくらいですか」と聞きますと、ほとんどは100%近いところが多いです。そうすると、何でかといいますと、さっき言われたみたい、家を建てたところの自治会に入るといふことは、さっきおっしゃったみたいにそうなるわけなんです。ただ、

そこは区画に決めている、そこに家を建てた、入ったという、その自治会に入るわけですよ。

今の曾於市はどうかというと、うちもそうですが、地域がこの町の、うちのほうの自治会のほうに家を建てても、自治会は町の中の自治会に入っていらっしゃるんです。そういう方が多いんです。そうじゃなくて、もう自治会は、ここに住んだらここに入ると、そういうふうにできるように、まず100%はできないし、わかるんですが、そういう話し合いの研究の場でも、小さくてもいいから立ち上げる気はないですか。

○市長（五位塚剛）

末吉の上町地区、ここは区画整理をしたところで、今、若い人たちが非常に住んでおられますけど、この区画整理も地域もいろんな自治会が入っておりまして、もうこの区画はこの自治会だということが、現実問題なかなかできない部分もありますけど、今後、今言われたことが本当に可能なのか、当然今この自治会加入のための支援員もいらっしゃいましたので、総務課のほうでいろいろ研究をさせていただきたいと思います。

○13番（大川内富男議員）

勝手ではありますが、そういう小さいところからでもそういうことができないか、とにかく自治会の加入者をふやさないで、なかなかそういうことが難しくなるんじゃないかと思っておりますので、そうしていただきたいと思っております。

1点だけ、あと自治会の我々が入っていると、自治会の振興補助金というのは3,500円いただいておりますよね、1戸数に対して。こうしますと、これでいろんな運営をしているんですが、自治会に入っていない方は、重要な書類は全て郵送にされていますね。この経費というのは1戸数どれぐらいですか、金額的に。

○総務課長（今村浩次）

個人宛ての通知につきましては、全て郵送でというところで発送いたしております。それを年間、市役所でいろんな税金の通知とか、そういうのを幾ら出しているかというのはなかなか把握できておりませんので、1人当たり、1戸数当たり幾ら支出しているのかというのは、ちょっと把握できていない状況でございます。

○13番（大川内富男議員）

そうしますと、私が聞いたかったのは、振興補助金3,500円出しておりますよね。と、こういうふうに自治会に入っていない方は郵送で来ると余り困らないから、ここに書いてありますように、回覧文書とかそういうお知らせの文書は自治会からだから、恐らく来ないけれども、必要なものは郵送で来ると、もう市のほうでも万が一、自治会振興費が3,500円払っているのに、この郵送費が例えば2,000円で済んだとする

と、市の持ち出しは少ないから、無理しても自治会に入らないほうが市の財政としてはいいじゃないですか。そういう考えは全然お持ちじゃないでしょうか。私はどうだった考えですが。

○総務課長（今村浩次）

いろんな考え方があろうかとは思いますが、個人宛ての文書につきましては、もう郵便法等で必ず自治会行きじゃなくて個人宛てに郵送しなさいというふうになっておりますので、そういうところを鑑みながら、また考えていきたいと思えます。そういう考え方もあるとは思いますが、ちょっと答えにくいところであります。

以上です。

○13番（大川内富男議員）

じゃ、自治会のほうはこれで終わらせて、次は、教育問題に移ってまいりたいと思えます。

教育問題では、一番多く時間を割きたいのはそのとおりですが、学校の通学問題に時間を割きたいと思っておりますので、それは後ほどやっていきたいと思えます。

一番最初の①から行きますと、国とか県とかに対しては、ここに書いてありますとおおり差が低くなっていると、先生方の本当の努力というのが見えている証拠だと思えますので、これは本当にそれで頑張ってくださいたいと思えます。

次に、いじめの件なんですけど、これに関しては、だんだんふえておりますね。年度ごとに、若干ここ2年間は非常にふえておりますが、まず、いじめの定義といひますか、どういうことがいじめなのか、これを続いて答弁してください。

○教育長（瀬下 浩）

いじめの定義でございますが、これは、いじめ防止推進法という中で決められております。なかなか定義が曖昧であったものですから、この法律で決められました。

それによりますと、いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものも含むと、そういうものであって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うということでございます。一定の人間関係というのは、学校内外を問わずに児童生徒がかかわっている仲間、グループなどの人間関係を指しています。

以上です。

○13番（大川内富男議員）

その中には、人と人を差別する、これもその中に入っていますか。

○教育長（瀬下 浩）

差別というのは、具体的でないと、どこまでがそういうものに入るのか入らない

のかというのは、これはちょっと言えないのかなと思います。その差別というものが、仲間から、グループから、心理的に影響を受けて、それが苦痛に感じているものであれば、それはもちろん入ることになるかと思いますが。

○13番（大川内富男議員）

その差別そのものの定義というのではないということですね。大きくはその中には入ることですね、差別もその中に入ってくると。わかりました。

この大きくだんだんふえている、この原因は何でしょうか、それから事案と。

○教育長（瀬下 浩）

具体的には、数字上はこうなっておりますが、実際的にはふえたという認識は持っておりません。これは、いじめ実態調査という全国的に行われる調査に基づいて、子供たちが上げてきた数をそのまま上げたものを、そのまま上げる学校もありますし、あるいはその中で精査して上げる学校もあります。その上げ方によっても違っております。ですので、認知件数として非常に少ないわけであり、本市は、ですので、ふえているという認識は、我々は持っていないところでございます。

○13番（大川内富男議員）

このいじめも、こういうことに数字が上がってきても、内容的にはそんなに深刻じゃないというように聞こえたので、いずれにしても、いじめは1件もないほうがいいですので、こういうことがないように指導のほうはしっかりとさせていただきたいと思います。

次に、小中学校で不登校の問題ですね。不登校がここに17人と書いてあるんですが、これでは多いほうか少ないほうか、よく私もわかりません。そこで、不登校の方々にはどういう指導をされているのか、例えば学校に出てきてください、そうされているのか、自宅のほうに訪問して、そこでずっと過ごしていただくような指導をされているのか、お伺いいたします。

○教育長（瀬下 浩）

不登校の子供さんたちにつきましては、基本的にはやはり学校に戻ってきていただいて普通に授業を受けていただく、それを目的にいろいろな相談行動はするわけですが、なかなかそれもかなわない子供であれば、例えば教室に入らなくても学校の別室で指導するとか、そういう場合には別室に授業を行うこともできるわけです。

また、そこまでもできないという、またできない子供さんたちには、適応指導教室が設けておりますので、そちらのほうに行って、学校とは違うところに行って、指導員が2人おりますので、そこで学習等を教えていただくということ、それすらもできない子供さんについては、なかなか難しいんですけども、これはもう保護

者と学校が継続的に連絡をとり合いながらかかわっていくということではかないかなというふうに考えております。

○13番（大川内富男議員）

いろいろなことで苦勞されていることはよくわかります。私も頑張っていたと思いますが、先日の南日本新聞の南風録って下のほうにあるんですが、ここで、この辺にはフリースクールはないと思うんですが、このフリースクールのことが書いてありました。ごらんになられましたか。そのときに、東京シューレっていうフリースクールがあると、そこには、そういうところに来られたときには、結局、明るい不登校って書いてあるんですが、学校にそういうところに詰めるよりは、そういうところに来ていて本当にフリーにいろいろなことをしていただきたいということがあって、学校以外の多様な学びの場があると知ると、子供は本当に明るくなります。ほんの一部なんですけど、そういうことが書いてありますので、これは私なんか素人がどうのこうのより、そういう先生がいらっしゃれば、そういう先生方に読んでいただいて、そういうふうに指導していただければと思っています。

次に4番目には、きょうはありがたい、教育長、きょうはお礼を申し上げたいと。さあ、何かというと、前回も、谷口教育長ですが、一昨年、このミカン、キンカンですよ、ミカン、キンカンを植えたらどうかと言ったら、管理がかかるから、そのときは却下されました。教育長は、希望があるか聞いてみたい、聞いていただきたい。

もうミカン、キンカンは、結局自宅に植えていても、いつかは手間がかからないんですよ。もう私もスイートスプリングというミカンとキンカンとを植えているんですが、これ、商売するんじゃないから、商売するんだったら薬だ何だ、草下刈りだという必要だと思うんですが、校庭のずっと片隅に植えていけば、自然になって、もうだめなのは落ちていきますので、そして収穫する。収穫するときには、多分、南日本が取り上げてくれると思うんですよ。ああ、小学校でこういうミカンができよった、ここは収穫祭があるんだよと、そういうふうにしてもらえんと思いますので、そして、学校の給食で食べる、また持ち帰って行って父兄に食べていただく、そういう可能性を残して、おもしろい学校にしていきたい。そうすると、曾於市の学校はおもしろいんだなと、それは転校してみようかと、そういう可能性を少しでも残している。そのためには、ぜひこういうことを進めていただきたい。こういうふうに希望があるか聞いていただきたいっていうだけで、私は非常にうれしく思います。これは続けていただきたいと思います。

そこで、最後になりますが、ちょっと今度は厳しくなりますが……

（笑声）

○13番（大川内富男議員）

いつものとおりなんですが、バス通学に関しては、おとといも土屋議員のほうから詳しくまたそういうことが出されたんですが、私は、私個人としては、同じ市民でありながら、義務を果たした市民は、同じサービスを受ける権利があると思っています。だから、不公平はだめだ。だから、このことだけ、いつも同じことを、ここでも3回言うんですが、今の段階で財部だけやっていたらしゃるんですが、私はこれを今までも、きょうもそうなんですが、やめなさいとかしなさいとかは、1回も言ったことないですよ。平等にしなさい、不公平はいかんと、そういうことを言って、切に今までしているんですが、先日の土屋議員のときに、財部は存続になりましたね、間違いないですか、バス通学が存続になったでしょう。

○教育長（瀬下 浩）

財部につきましては、一応基本的にはそういうことでございます。曾於市小学校通学対策協議会におきましては、財部のバスについてはいわゆる存続と、なくすことはないという基本前提、市議会の決議、それをもとにこの話し合いを進めてもらっています。

○13番（大川内富男議員）

そうしますと、私も今回は、財部がするんであれば、末吉も大隅もしていただかなきゃならんという立場で今度は議論いたします。

今まではフラットな体制なんです。やめてもかまわない、全部がしてもかまわない、それは同時に、同じより、不公平がなく公平だからです。

でも、今度の場合は、財部が存続すると大隅もしていかなきゃならない、それから末吉もしてもらわなきゃいけないところで議論いたしますが、そうしますと、まず今までの経緯でちょっとお聞きしたいという思いがありまして、この私がいただきました、検討するのはどういうことかと、そういうふうに質問の答弁書を2回もいただきました。それでこれが非常に、31年度に検討すると、だから私に言わせれば、全部先送りですよ。このときのメンバーを教えてください。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

曾於市小学校通学対策協議会のメンバーにつきましては13名で構成されております。それらの地域からですけれども、末吉小学校、岩川小学校、財部小学校の校長先生、それから深川小学校、菅牟田小学校、財部南小学校のPTA代表、それから現在スクールバスが走っておる財部小学校、財部北小学校、財部南小学校の利用している保護者の代表、それから末吉地区、大隅地区、財部地区のそれぞれの主任児童委員の皆様、それから最後に曾於市交通対策協議会から代表ということで1名の合

計13名で構成されております。

○13番（大川内富男議員）

それで、この答弁書はこういうふうにいただきましたが、本当にこの31年度に、結論については31年度に方向性を打ち出すということですので、大体私が聞いたときには、もうこれも一番最初に23年度の、きのう、おとといも出ましたが、この問題があったのは23年9月ですよ、23年9月。それから1回、勇退された八木議員が1回質問されたことがあると思います。そして、私が今回で3回目です。そうしますと、合併してから実にもう14年、15年目ですよ。

合併協議会の中で、前回のときも教育長が言われたみたいに、結局、合併協議会で決まらなかったときには、その後で協議しますよになっているんですよ。協議は14年たっているんですね、今。こんなことはないですよ。

この間のときにも土屋議員が結局ふれあいバスのことを言われましたが、例えば、多分、介護保険組合の介護保険料も、合併したときはまだ町別で、多分18年にそれが一つになったと、それを積み残したのは、だんだんそういったところで協議して一つになっているわけですよ。

これだけでも14年か15年目になっている。まだ、これでも結論は出ていないですよ。31年度に検討して方向性を決める。そこからだけに、あと1年でやりますよということは全然書いていない。だから、絵に描いた餅ですよ、私に言わせれば。先送り、先送り、ずっと今でもそう思います。この件については、教育長はどんな考えですか。

○教育長（瀬下 浩）

その件につきましては、今年度は今さっき言ったようなメンバーでございます。どちらかという、財部、実際利用されている保護者等が入っております、いろいろな利用の状況等について、いろいろな意見を出してもらっているところでございます。

来年度は、基本的には末吉地区、大隅地区のバス運行をどうするかとか、あるいはどういう通学方法があるのかというような、いろんな議論が今出ています。一つには、財部は財部と、末吉は末吉、大隅は大隅、あるいは各校区ごと、いろんな考え方が違うんじゃないかとか、そういうように合った通学方法のよりよい方法を考えていけばいいのではないのかと、そういう意見も出ているようでございます。

ですので、当然、末吉、大隅のほうも何らかの対策をとっていかねばなりません。その方向性は、来年は、末吉、大隅地区の方はたくさん入れて協議をしていきますので、具体的にどうするかということ、何らかの最善のベスト的なものを、100%というようなものはできないかもしれないですけど、少なくとも改善の一步

になるような取り組みができるように、来年は方向性を示していきたいというふうに思っております。

○13番（大川内富男議員）

今の言葉を聞きますと、全町、3町とも、そういう通学の可能性を見て進めていくということでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

はい、そのようでございます。

○13番（大川内富男議員）

それは非常にありがたいと思います。

今まで、先ほど私は、差別はどうかと、いじめになるのかと聞いたのは、3町ありまして、3町といいますと、曾於市という家族がありまして、財部君という小学校6年生がいます。末吉君も4年生、大隅君は1年生なんです。そうすると、曾於という家族の6年生の財部君は、君はバスで行っていいよと、6年生ですよ、2km先は6年生、そうすると、末吉君と大隅君は、1年生の女の子でも、君たちは何kmでも歩きなさい。そうすると、これが私はいじめじゃないかと、大きく見れば。だから、差別はどうなんですかと聞いたんです。そうすると、家族がいじめる、そうなりますよね。大人がいじめているんですよ、子供を。もうちょっと大きく言えば、行政がいじめているんです。決めていないんだから、決められないんだから。そういうことがあってはいけないんですよ。全て平等でなきゃいかん。

先ほど言ったみたいに、同じ義務を果たした者は同じサービスを受けるべきだと、それが私も思っている平等です。そういうことをひとつ言いたかったので、きょうは、教育長はそういう前向きといいますか、3町とも全部通学できるような方法を探っていくというふうに言われましたので、期待していますが、そのとおりでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

財部と全く同じようなやり方というのはできないかもしれませんが、何らかの方法で、末吉あるいは大隅のほうも、そういう通学の対策をとっていききたいというふうに考えております。

○13番（大川内富男議員）

まだ細かいこと、その言葉が違っていたら、まだ聞きたいことはいっぱい書きましたんですが、そういうふうに、財部も末吉も大隅もそういうふうな方向で最善を尽くしていただけますか。

○教育長（瀬下 浩）

はい、そのように進めていきたいと思っております。

○13番（大川内富男議員）

できればこの協議会の中で、さっき協議会ありましたね、その中で早く会合を開いて、何という協議があったですかね、小学校通学対策協議会、この中で早く決めていただいて、期日を決めていただいて、年に3回会合するものは年に5回にして、できるだけその早い時期に結論を出していただきたいと、これを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

松ノ下いずみ、2番、誠和会。今回は大きく3つの質問をいたします。

まず、大きな質問、高齢者運転について。

①全国で高齢ドライバーによる悲惨な交通事故が起きております。東京で起きた事故は特に痛ましく、歩行者を巻き込み、若いお母さんと子供さんが亡くなられ、残された家族を不幸のどん底に陥れました。ドライバーだけの単独事故ならば、それは仕方ないで済みますが、時には数家族を巻き込んでしまいます。曾於市内における高齢者事故の現状を伺います。

②公共交通の便が悪い田舎、電車はほぼ利用できない時間帯と便数ですし、財部にしかありません。バスもほぼない状態です。ふれあいバスもありますが、自家用車とは比べようもありません。年を重ねて車を手放しがたいのが現状です。このような状況の中でも免許返納された方がおられると思います。返納者の数など把握しておられれば伺います。

③車の利便性は、年を重ねれば重ねるほど増してくると思います。ふだんの買い物に病院にと自分の足がわり、とても手放せるものではありません。それでも、とっさのときの判断力、認知機能低下などなど、残念なことでありますが仕方のないことでもあります。自発的な免許返納はとても難しいことだとテレビでも取り上げています。免許返納者は即交通弱者となりますが、そこで、思いやりタクシー無料制度があると思いますが、現状を伺います。

大きな質問の2番目、人工林伐採について。

①近年の大型重機導入による乱伐に等しい人工林伐採が、次々に行われています。それに対処するために、今年度から伐採届書類が厳しく変更になり、誓約事項の確認欄がありますが、伐採届で件数など、昨年度までとの違いが出てきましたか、伺います。

②緩斜面ならいざ知らず、急斜面まで重機で搬出道路をつけて、まるで建設現場と見間違ふような山もありましたが、今年度からの届け出書類の厳格化以降の搬出道路、貯木場などに変化が見られますか、伺います。

③無造作に斜面を削って重機の通り道をつくったまま放置して、そのままの山が無数にありますが、県道や市道あるいは宅地等に影響を及ぼす事案が発生していませんか、伺います。

大きな質問3番目、大川原溪谷について。

①桐原の滝下には、右岸側と左岸側に公園と広場があります。右岸側は公園と滝をつなぐように遊歩道があり、でき上がったころは散歩も気分よくできていました。

ことしの大雨でつり橋より下流側の遊歩道の法面が洗掘により崩れ、柵も落下してしまいました。これとは別につり橋上流側も22年の大雨で洗掘されて、法面崩壊、柵の傾きが起きています。ことしの崩落跡は、9月の8日には測量のマーキングなどが確認できましたので、来年度、梅雨入り前に工事を完成させることが望ましいと思いますが、ここ10年近く放置されていた原因と災害復旧工事の見通しを伺います。

②市道馬水・高塚線の桐原橋から右岸側広場まで、秋の彼岸花の咲く前に毎年桐原青壮年会のほうでやぶ払いをしています。その際の邪魔になるのが中古のガードレール柱を立てて巻きつけられたトラロープです。10年以上経過し、色あせてほつれも目立ち、時々ちぎれて垂れ下がるところもあり、草刈り機に急に巻きつき危ないと指摘されました。危ないのですが、役にも立たないような、垂れ下がり、時々ちぎれたロープ、観光地入り口とは到底言えない状況です。上流側はガードパイプになっていますが、昨年台風倒木によって10mほど折れ曲がり、川側に傾いたままで、そろそろ1年たとうとしています。状況は把握されていますか、伺います。

③桐原自治会内の寄り洲除去は、30年度予算で一部の場所で土砂持ち出しなどをしていただきましたが、一番肝心な下流部の堆積が、搬出のための道路をつくる予算が足りないとのことで、あろうことか河川内に積み上げられました。県の担当職員からは、河川断面的には流水量は確保できたとの回答が、現場での地域の方との話で出てきました。桐原の地形は中谷校区と、面積は小さいですけども、ほぼ似た

ような地形。つまり広いけど出口が狭い。中谷校区の場合は、現在、関之尾側の狭窄部を拡幅していますが、桐原の場合は、河川内に堆積土砂を積み上げてしまうずさんな工事をやっています。県の仕事であります。現状を把握されているか、伺います。

これで、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、高齢者運転についての①高齢ドライバーによる事故の曾於市の現状についてお答えいたします。

本市における平成30年度中の人身事故の発生件数は95件であり、うち高齢者が関連する事故は47件で、49.5%を占めております。負傷者数は110人であり、うち高齢者が25人、死者数は3人であり、うち高齢者は1人でありました。物損事故については、発生件数683件のうち、高齢者が関連する事故は244件であり、35.7%を占めております。

本年1月から8月18日までの人身事故の発生件数は62件であり、うち高齢者が関連する事故は27件で、43.5%を占めております。負傷者数は74人であり、うち高齢者が15人、死者数は3人であり、うち高齢者が2人でありました。物損事故については、発生件数が414件のうち、高齢者が関連する事故は160件であり、38.6%を占めております。

なお、高齢ドライバーが原因となった事故件数については、統計がないところであります。

②免許返納者の状況についてお答えいたします。

平成30年中の鹿児島県内の65歳以上の免許返納者数は6,038人であり、うち本市の返納者数は225人でありました。

本年は1月から7月末現在で、鹿児島県内の返納者数は4,220人であり、本市は146人でありました。

③ふれあいバス無料パス制度の現状についてお答えをいたします。

曾於市思いやりバス・タクシー無料乗車券については、市内に住所を有し、かつ運転免許証を自主返納した方々に交付しております。

過去5年間の交付状況ですが、平成26年度87人、平成27年度114人、平成28年度122人、平成29年度118人、平成30年度113人の方々に交付しているところであります。

2、人工林伐採についての①伐採届に関する書類などが今年度から厳しくなっていますが、昨年度と比較して変化はあるのかについてお答えいたします。

4月1日から8月31日までの合計で比較いたしますと、昨年の届け出件数が730件、伐採提出面積が297ha、今年度が266件、193haとなっており、届け出件数で464件、伐採提出面積で104ha減少しております。

②伐採の際の搬出道路などに変化は見られるかについてお答えいたします。

搬出につきましては、伐採事業者は今年度より搬出経路を提出し、公道や集落道等を通る場合は、関係機関や関係者から許可をもらうようになっており、以前と比べると道路破損等の苦情は聞いておりません。

③昨年度以前に伐採された山で、県道・市道等に影響を及ぼす事案が発生しているかについてお答えいたします。

発生した主な事案といたしましては、伐採された山が雨で崩壊して、市道や農道・林道の側溝に土砂が流れ込んできた事案等を聞いております。

3、大川原溪谷についての①桐原滝下右岸の遊歩道斜面の過去の崩壊、ことしの大雨による新たな斜面崩壊、木柵の陥落についてお答えいたします。

担当課の農林振興課により現状を聞いております。

なお、今回の9月補正予算におきまして、林業施設災害復旧費の崩土除去等業務委託料を計上しており、その中で対応したいと思っております。

なお、工事の時期につきましては、河川の護岸工事の復旧工事が終わってからになる予定です。

②桐原橋から公園までの道路のガードパイプ、転落防止ロープの状況を把握されているかについてお答えいたします。

ガードパイプの破損箇所は、昨年の土砂崩れにより破損したものであり、把握しております。現在、発注準備中であります。転落防止ロープの箇所は、毎年ガードパイプ設置を計画しております。また、以前設置していたロープが古い箇所は、ロープの交換を計画しております。

③寄り洲を30年度予算で除去されたが、不完全な工事がなされている。把握されているか、今後の対策についてお答えいたします。

河川管理者、大隅地域振興局が施工した箇所ですが、平成9年、河川法第1条に「河川環境の整備と保全を総合的に管理する」が追加され、土砂の一部を残すように改訂されましたので、従来までとは工法が変更になっております。

来年度も予算要望を鹿児島県に提出しているところです。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

まず、高齢者ドライバーについての事故ですけれども、件数的には約半数、物損事故については約3分の1程度の関連がありますけれども、若い人もすごい飛ばし

て大きな事故を起こしておりますけれども、高齢者の方は飛ばしたりとかはそういうことはないですけれども、ついうっかりということで事故をされたりとかすると思うんですよね。それで、聞くところによりますと、家族が車の鍵を隠したとか、家族から免許返納を責め立てられるなどなど、いっぱい聞いておりますけれども、まず、高齢ドライバーの方は自家用車を使いながら、思いやりタクシーを利用したりしながら、マイカー運転を少しずつ減らし、思いやりタクシーを利用してもらうことが理想的な利用法かなと思います。

現在は親の世代ですけれども、間もなく私たちがそうやって運転しづらくというか、運転が苦手になってくる時代やと身にしみてくるんですけれども、公共交通機関の乏しい田舎ゆえの手厚い保護が必要だと感じています。市としてできることは、自家用車のかわりをしてくれるふれあいバスの利用者の促進だと思います。無料パス制度が、果たしか3年間あると思うんですけれども、この3年間を5年間に延長するというそういう考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

全国的に高齢者の運転でアクセルとブレーキの踏み違いで、尊い命が奪われておられます。そういう中で、本市においても、高齢者の方々の事故というのは、やはりふえておりますので、当然ながら、今、言われるように、運転の免許の返納をされる方が毎年100名以上出てきておりますので、その方々の今のところ限られた期間でありますので、今後その延長ができないか、これを検討させていただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

おとといも出ていましたけれども、思いやりタクシーの利用者は、だんだんと減ってきておりますけれども、便数と路線は現状のまま維持していくという返答でしたので、できれば少しでも事故が起きないように、5年間という、5年間あれば何とかかなと思ったださる高齢者の方もいらっしゃると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

市長も言われていましたし、おとといの上村議員の質問でも触れられておりましたけれども、ほんとに大半はブレーキとアクセルの踏み間違いが起きているようです。電気信号で踏み間違いを制御できる後づけ部品が販売されるようになっております。踏み違い防止装置取り付けの補助金を出しているところが——東京都は1年限りで出しておられるようです——近くでは宮崎の新富町も実施されているようです。新車には踏み間違い防止装置つきで販売されている車種もあるようです。販売店のほうに聞いております。後づけとして、大手のカー用品店では三、四万円、車の大手メーカーですけれども、そこでは5万5,000円ほどの純正部品として取り扱い

を開始しているようです。いずれも工賃は別ですけれども。

不幸な加害者とならないためにも、不運な被害家族がふえないためにも、免許返納の前の一つ的手段として、踏み間違い防止装置の取り付けを推進してはいかがでしょうか。東京都は3万円の補助金を出しているようです。曾於市も同程度の補助金を出される考えはないでしょうか。次年度予算云々などと言っておれば、まだまだ先のこととなってしまうので、市長どうでしょう、ふるさと納税資金を使わせてもらい、すぐにでも実施できないでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

このことについては、まだ全く内部でも議論しておりませんが、後づけの器具が出て、注文が多くて製造が間に合わないという話も聞いておりますので、そういう状況やら、また、どれぐらい支援ができるか総合的に検討させていただきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

検討していただくということですので、3万円補助で対象者が100人としても、300万円あれば田舎のじいちゃん、ばあちゃんが安心して運転できることを、危惧される方々も願っておられると思いますので、どうかいい返事がいただけるよう検討していただきたいと思います。

次に、大きな質問の2番ですけれども、本当に山間部に住んでいますと、見渡す限りというか、山がどんどん切れていくのが、町なかに住んでいる方わからないかとは思いますが、ほんとにあちこちの山が切れております。換金商品として、親や祖父母が植え育林してきた財産ですので、皆伐そのものに異を唱えることはできませんが、業者によっては搬出方法が余りにも乱雑過ぎて、木材搬出が終われば、搬出道路も貯木していたところもほったらかしで次の現場へと、国土の保全など頭の片隅にもなく、斜面が崩れようと、道路に土砂が流れてこようと他人事と思われるのでしょう。

結局、土砂崩壊や道路へ流れ込むようになっていますが、過去の伐採現場崩壊や土砂流出の責任は地権者になるのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この間、私たち曾於市を含めたこの南九州地域の杉が、東南アジアのほうに志布志港から数倍の量で輸出されております。また、国内ではバイオ発電のための伐採がされていて、急激な杉を含めた材木の伐採が現実起きております。その結果、私たちの地域の山が荒れ放題になってきております。その中でいろんな苦情がありました。これは地権者のせいということではなくて、やはり適期に来ている伐採については、これは当然すべきだと思いますけど、その後の管理ですね。切ったら必ず

植林をするという基本に立ち返って、また、基本的には、その作業で使った道路についてもちゃんと問題がないように管理していただきたいということを、この願いのもと、4月から曾於市は厳しく伐採の手續等をしたところでございます。引き続き、また取り組んでまいりたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ちょっと森林組合の関係者の方から聞いたんですけども、都城が取り締まりが厳しくなって、曾於市のほうに今度来られて、また曾於市が厳しくなったら、今度は霧島のほうに行って、あちらのほうで山を切っている現状があるということをお聞きしましたけども、本当に道路にとか流れ込んできて大変なことになっています。

私も市内全部見ているわけではないんですけど、ひどい場所を挙げてみますと、高山自治会があるんですけども、あそこはもう田んぼの中の県道からもよく見えるんですけども、搬出道路がバツ状に何段か削られていて、だいぶ崩れてきているみたいです。その土砂が、もう宅地はないんですけども、宅地跡に流れ込んで来ていて、それがまた道路まで流れ込んでいて、それは市のほうで処分されたということをお聞きしましたけれども。

それと谷ヶ峯自治会って数軒しかないんですけども、ごみ最終処分場の川を挟んだ反対側が物すごく皆伐されていまして、谷ヶ峯自治会入り口も搬出道路とか整備してあるんですけども、市道沿いのノーマル基礎ぎりぎりの土砂が落下しておりまして、こんな急斜面をよく伐採したものだと思っておりますけれども、市道そのものがそのうち崩れてしまうのではないかというような場所もありまして、すごく不安になってきているところでありますけれども。

これから先も起こり得ると思うんですけども、これは人災と言えるような伐採後の土砂流出量、条例が今度決まってから現地確認や現地をちゃんと戻すかと、地主とか施工業者の責任をとるように書いてありましたけれども、その施行前の伐採後というのは、どのように対処していくのか、市の考えとしてお伺いしたいと思いません。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

とりあえず、今、高山地区と谷ヶ峯地区というのも平成30年に切られたと、そういう被害が出たというのは聞いております。基本的には、その道路、市道、林道、農道とかそういうのは復旧をしてもらいますけど、切った後というのは、再造林をしてもらうというようなことでお願いをしております。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それと、搬出後の道路と同じようにたちが悪いのが、道路沿いの林縁木が切られずに放置してあるんですね。例えば、県道の大川原から高塚方面に上がる途中に2カ所、同じく、県道財部から関之尾へ向かう十文字自治会内に1カ所。ここは九電の伐採シールが大きい木には張ってあるので、間もなく切ってもらえるのかなと思いますけれども、残る木もあります。直接住民には関係ないですけれども、北俣駅近くの北俣踏切の近くは、線路に沿って1列残してあります。いずれもふだんは考えることもないのですが、台風による倒木で道路の遮断、電線破断による停電、倒木による法面崩壊など起きかねないと思いますけれども、残された林縁木が道路・法面なら、管理者の県、あるいは曾於市が伐採、民有地なら地主に伐採を促すことが大事なことでないでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

一昨年の台風18号のときは、台風の風向きが北側から来まして、今までと違う台風で市道、農道沿いに杉が相当植えられておりましたけど、その杉が倒れたことによつて市道も崩壊するというのが、相当な事案がありました。そういう意味で、今の市のほうもこの市道沿い、農道沿いでどうしてもこれは危険な箇所については、その部分を地権者に切ってもらうようお願いをしようじゃないかということで、今、進めたところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ぜひ危ないところはそうやって先々に切っていただきたいと思っております。その条例が変わってから、伐採後の検査というのはされているのでしょうか。もしされているのであれば、災害が起きてからよりも事前確認のほうが効果的だと思うんですけれども、伐採後の現場検証とかはされているのでしょうか、お伺いいたします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

届け出につきましては、届け出が出た段階で現場のほう確認しておりますけど、件数が多いものですから、切った後の調査というのは、実際は行っておりません。以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

件数が多くて手が回らないというのはわかっていますが、本当に道路沿いとか急斜面とかそういうところは、検査が入るんだと思えば、業者の方たちもしっかり後の手入れまでしてくださるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょう。忙しいでしょうけど、最後の検査というのもしていただけたらありがたいと思います、今後の災害とかを考えますと。お伺いいたします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

今年度より環境譲与税が市のほうに入ってきますので、それを使いまして、そういう届け出以後の管理も、監視というか、それもやっていきたいと思っております。以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

ぜひ後々の処理というか、ケアをよろしく願いいたします。

それと製材所とか木質発電所とか木材取扱所に向けて、多くのトラックが行き交いますが、どう見ても過積載状態の車が多いようで道路損傷も激しいです。以前、過積載取り締まりが強化されたときがありましたけれども、このときはたったこれだけかというくらいの積載の仕方でした。警察への過積載の取り締まりとかお願いとかも大事だと思いますけれども、市はそういう申請はされないでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

材木業者の方々が、相当、今、いらっしゃって伐採されておりますけど、市のほうから適正な材木を積んでいるかということについて、警察に届け出ることはしませんけど、当然ながら、警察の方々も時々そういう状況を見てらっしゃいますので、警察のほうが対応されるというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

時々過積載の取り締まりをしていただくように、市のほうからも言っていれば、少しは業者の方々も考えてくださるのではないかと思います。

次に、大川原峡の質問いたしますけれども、タブレットのほうに議長の許可を得まして、大川原峡の現状を入れてありますので、御確認していただきながら進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（原田賢一郎）

議員の皆さん、タブレットに参考資料が、松ノ下議員の提供された写真が入っています。ごらんください。

○2番（松ノ下いずみ議員）

準備のほうはよろしいですか。私のほうがちょっと。

（「出ましたか」と言う者あり）

○2番（松ノ下いずみ議員）

申しわけありません。

法面崩壊については測量も終わっているようですので、新たな大雨被害防止の観点からも予算の都合もあるとは思いますが、新たな大雨被害防止の観点から

も、来年度、梅雨入りまでの施工が大事だと思います。

ここで写真を見ていただくと、1枚目の分が、22年に崩れて今までずっとそのままになっていたんですけども、この放置されていた原因をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的に災害が起きた場合は、早急に対応すべきだったというふうに思っております。私も見ていましたので、これは県の事業なのかなというふうに私自身思っております。よくよく調査してみたら、やっぱり市の対応になるような状況でありました。そういうことを含めて協議して、今度の予算に災害復旧という形で出したところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

やはり市のほうの管理不足ということで、そこら辺はしっかりとさせていただきたいと思います。ほんとに今までほっとかれてかわいそうな場所だと思います。

次、2枚目と3枚目の写真なんですけれども、公園一带は木製の柵ですので、完成当初は雰囲気もよくて、気持ちよく散歩していたんですけども、現在は30年近くなっていると思うんですけども、腐れ、損傷、脱落、一部は流出して危険で見苦しいものです。それに増して、ここの遊歩道一带の路面は鏡面仕上げの自然石のため、特に日陰の部分は滑って転倒しやすく、万が一、柵の腐った部分に倒れかかり、川に転落のおそれもあり、運悪くけがでもされたら補償問題にも発展しそうです。木製の柵の早急な建てかえをするべきですけども、法面工事の復旧と一緒に取りかえてくださるのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でいたしましたように、当然、見た目をわかるように本当に危険な状態です。私たちも、この大川原キャンプ場を含めた地域に、たくさんの方々に観光してもらいたいという願いをしているわけですので、やはり来てもらって安全で楽しく観光してもらうためには、こういうものについては早急に対応したいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

次、2枚ぐらいの写真も、ちょうど7月1日の大雨で崩れた写真です。このような被害状態ですので、ぜひ早急な工事を期待しております。例えば、本当に市長も言われましたけど、観光地として名を上げているものですから、ほっとくということ自体はおかしなことでありまして、私なんか錦江町の花瀬公園とか再度訪れたいという場所ですね。なぜかと言えば、雄川の滝もありますけれども、こんなこと言っちゃあ失礼かもしれないですけども、錦江町のへんぴな場所で管理が行き届いているということは、本当また誰かを今度は連れて行こうというような感じで、リ

ピーターとなっていくと思うんですけども。壊れた箇所というのは一日でも早くして、観光客の方をぜひ呼んでいただきたいと思います。

次の写真のガードパイプなんですけども、ここは彼岸花の球根を8年前に桐原の青壮年会で植えた場所です。2度目は曾於市ボランティアガイドの会、Iターン者の会、北校区公民館役員、桐原青壮年会が6年前に植えている場所です。四季を通じてこの大川原峡に来ていただきたいという思いで植えているところですけども、こんなふうにロープが垂れ下がっておりますと危ないですよ、本当に。見た目も悪いしですね。単に自治会内の道路だったら放置していてもいいんですけども、公園の入り口ですし、市道として拡幅整備されてから、上流側からはちゃんとガードパイプができていますけども、ここでずっと支柱が立ってロープが張られているということは、必要なかったのか予算がなかったのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

その当時の状況はちょっと私もわかっておりませんが、その当時の課長ももういらっしゃいません。ですから、当然このようなトラロープで、この見苦しい状況というのはよくありません。当然私たちも反省をしてちゃんと対応していきたいと思います。その当時、誰かわかっている方おいたら答弁させますけど、誰かいますかね。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

当時の状況を誰もわかりませんので、引き続きちゃんと対応したいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

この答弁書には「ガードパイプ設置を計画しており、また以前設置してロープが古い箇所はロープの交換を計画しております」と出ていますけれども、ガードパイプしっかりとかえていただけるのでしょうか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

財部支所の建設水道課の担当であります。担当のほうに話をしたところ、ロープについては、近いうちに張りかえるということでございます。また、このガードパイプを、これ写真でも写っているわけでございますが、上流のほうから少しずつ改修をしているという状況だということでございます。また、下流のほうの桐原橋の橋のかけかえも計画しているところでございますが、そのかけかえの工事の際に、また、この付近も新たに改修するという計画があるということでございます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

橋のかけかえは計画されていますけれども、橋のかけかえに200から300mの幅は要らないと思いますので、橋のかけかえ予定地以外はしっかりとガードパイプにかえていただきたいと思います。いかがですか、お伺いします。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほども申しましたが、上流のほうから年次的に設置がえをしているという状況でございますので、少し時間はかかると思いますが、年次的に対応していくということでございます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それでは、予算の都合で上流のほうから少しずつかえてくださるということですので、ロープはしっかり張りかえていただきたいと思います。それまでの限定ということではよろしいでしょうか。お願いします。

手入れされなくなった観光地ほど寂しいものはないです。大川原溪谷は、霧島ジオパーク内に位置しており、ここにしかない絶景があります。ほったらかしの状態では、市内随所に立てられた大川原峡へと導く立派な立て看板が恥をかきます。来訪者は自然を求めて来られますので、それ以外に最寄り施設があれば喜ばれますが、まずは、保全管理をしっかりしていただくことを希望しております。

この質問はこれで終わります。

次に、桐原自治会内の寄り洲除去についてですけれども、先般、県の担当者と直接話ししたほうがよいというアドバイスをもらいましたので、大隅まで行きましたが、話は聞いても、実際の工事は地元の願いとは関係なく施工されました。最も重要な最下流がずさんな工事を行い、途中は放置、道路から見える桐原橋あたりを除去。予算余りでしょうか、追加工事のような感じで、滝下公園の寄り洲の上部だけを除く除去をされましたけれども、ことしの大雨の増水1回で除去前よりも高く堆積しております。ちょうどこの写真の最後の写真になりますけれども、川が川でないような状態になっております。この右側、ほんとにここは川の中なんですけれども、長年積み重なった状態でこういう土砂の状況になっております。

ここもほとんど公園内ですので、ここは、子供たちが遊べる左側には公園と駐車場があるし、階段をおりて行けば浅くて広い場所になっていて、子供たちも前はよく遊びに来ていたんですけれども、こんな状況ではとてもじゃないけど遊べる状態ではありませんので、ここも除去していただきたいと思います。

そして、なぜ中流域とか上流域とかを除去するのか。川自体下流から順番に除去していけば、水の上もなくなり、堆積のスピードも落ちると思いますが、

その一つ前の写真を見ていただくと、これが一番最下流の写真なんですけども、この右側の草のところは土手になりまして、この裸になっているところが、全部川から持ち出した土をここに盛り上げて堤防みたいになっておりまして、川幅がすごく狭くなっております。

ここは昔から狭いところで、ここ改良してもらおうようにずっと言っていたんですけども、この海岸側がちょうど岩場になっていて、そっちはどうしようもないというので、こっちをちょっと広げてこんなふうになつたらしいですけども、この土砂を何でこんな工事をしたのかと聞いたら、搬出道路をつくるのに200万円かかると言われまして、ちょっとこの隣に市の土地である、昔は私たちが運動会とかしていた広場があるんですけども、そっち側に持ち出したら200万円もかからない。鉄板を敷いてそこにちょっと土を入れれば、トラックはどんどん通れるような状態になっておりますので、この搬出、絶対次の梅雨時までにはできるようにしてもらおうようお願いしたいと思っております。

私一議員だけでは言うことを聞いてくれそうにありませんので、市の関与を強く要請したいと思います。市のほうも昨日建設課長は、こちらを見に行ってくださいということだったんですけども、どんなふうに見られたんでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

昨日、現場のほう調査させていただきました。それから、県のほうにもこのことについて少し相談をさせていただいたところがございます。ただ、当時の担当がいなかったということで、正確な答弁はできないところではございますが、この付近も先ほど市長が答弁したように、一回は除去をしたという話を聞いております。ただ、この堆積して残っている土砂については、確認がとれなかったところがございます。ただ、その当時の関係する人に聞きますと、一回は取り除いたという記憶があるということでありました。ただ、その中で一部については、その後の雨で堆積したものもあるということで、このような大きな堆積につながっているということで報告を受けたところでございます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

この雨で体積したというのは、公園側の階段のところは上だけをちょっと取っただけでもありました。予算の関係上ありましたって感じで、そこでまた、新たにこの後の最後の写真ですね。積もった場所です。この最後から2番目のこの写真は、工事完了後ずっとこれでした。一台も持ち出すことはなかったです。それは、県の職員の

方の逃げ道なのか、ちょっとわかりませんが、これがあると本当に、今回はそう大した被害がなかったんですけれども、それでもこのときは上流は田んぼに泥水が入ってきていますので、その日これは大変だということで、ちょうど7月1日ですから、中谷地区の方たちが避難勧告をされたときだと思うんで、ここがこんな状態だから、あそこは霧島のほうからも川が来るし、すごい量になっているんだろうと思って、現場を見に行きましたら、普通にちょっと水かさは多かったですけども、こんなこの桐原みたいに増水はしてなかったです。やっぱり出口のほうをちゃんと工事していただいたから、そんなふうになったのかなと思っております。

この雨の時期に危ないんですけれども、見に行っただけなんですけど、この堆積されたほうと向こう側の水の量というのは1mぐらいの差がついていたんですよ。こっちはよどんでいる状態で、向こう側流れていて、この下流このちょっと過ぎたところも滝みたいになっていました。勢いよく流れていましたので、本当ここでよどむということは、この目で実感しておりますので、この私たちの桐原自治会は、みんなこの大雨が来るということで、道路よりも高くに家をつくっていますけれども、平成5年でしたか、22年だったかな、平成22年ですね。そのときに1軒の住宅は庭まで水が上がって、床下浸水になる寸前でした。

そのときに職員の方にも言ったんですけれども、多くの人家があるんなら考えてくれるかもしれないですけども、軒数が少なければ、田んぼだけだからというんで、地元の意見を聞いてもらえないんですかと、これまでも本当幾度となく川が氾濫して水田に土砂が流入しております。だから、私たち地元民からだけでなく、市のほうからもぜひこの撤去をしていただくように強く要望していただけるとありがたいんですけれども、市長よろしく願いいたします。答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

この地域の住民の皆さんたちの安全を守るというのは、これはもう行政の役目です。県の事業であっても、やはり問題があれば市からもお願いをしたいと思っております。引き続き、財部北校区の方々は、この大川原峡を含めて今管理を含めて頑張ってくださいとありますので、また地元の協力ももらって、いろいろきれいにしていただきたいと思います。このことについては、県のほうにもちゃんと強くお願いをしたいと思っております。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

市長の言葉を聞いて、ぜひ県のほうに強く言っていただけることを希望しまして、これで質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分より再開いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時10分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

新生会の今鶴です。私は大きく2項目について市長に質問いたします。

まず第1に、今回の大雨による櫛小学校前の中津橋の復旧工事について質問いたします。

- ①被災の原因は何か伺います。
- ②復旧工事の工程について伺います。
- ③大淀川の堤防の被災箇所は何か所か伺います。

続きまして、大きな2項目としまして、新生会の会派の研修で、8月に久留米市を、自殺対策予防について研修してまいりました。先進的に取り組まれている内容を研修しましたので、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実施を目指して、全ての市町村が地域対策計画を作成することが決定されております。

そこで、曾於市の自殺対策計画の策定はできているのか伺います。

- ②曾於市の自殺者の推移について伺います。過去10年間。
- ③自殺率の推移について伺います。過去10年間。
- ④年代別、性別は把握しているか伺います。過去10年間。
- ⑤自殺の主な原因は何か、上位5つ伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

- 1、中津橋の復旧工事についての①被災原因についてお答えいたします。

中津橋の決壊については、今回の6月28日から7月3日にかけての梅雨前線豪雨において猛烈な雨が長時間にわたって降り続き、河川の水位が上昇したことが起因と思われます。このため、橋梁の左岸側橋台付近の護岸の決壊と下流側河床の洗掘が発生し、左岸側橋台の裏部分と基礎部分も洗掘され倒壊しました。また、橋脚2本についても下流側河床が洗掘され、基礎部が空洞化したため沈下したことで、

上部工までひび割れが発生したものと推測されます。

②復旧工事の工程についてお答えいたします。

現在、専決処分をお願いした測量設計業務を委託し、9月末の国の災害査定に向けて準備しているところです。この災害査定で復旧工法が決定されますと、仮に市の申請どおりの復旧工法が採択されると実施設計に入り、国や県と協議しながら詳細設計図等を作成し発注することになります。

橋梁復旧工事の工程については、下部工と上部工を分けて11月末に発注することになります。下部工の2基については既設橋梁を解体撤去し、片方ずつ施工し、護岸工や護床工等の整備もあわせて発注する計画です。

しかし、河川管理者である県との協議で、6月の梅雨時期から4カ月間の出水期は施工許可が出ないため、一時中断することになります。再開後に下部工から施工し、その後に上部工を架設し、道路の舗装工や附帯施設の整備を実施いたします。早期完成を目指しますが、現在の施行計画では令和3年3月末の完成、開通を予定しております。

③大淀川の堤防の被害箇所数についてお答えいたします。

大隅地域振興局曾於駐在所の報告では、末吉町内における大淀川の堤防決壊等の公共土木施設災害件数は21件となっております。

2、自殺対策についての①曾於市自殺対策計画の策定についてお答えいたします。

現在、策定中であり、自殺対策の支援として効果的な計画となるよう努力してまいります。市の取り組みとしては、自殺予防のための相談会や講演会の実施など、さまざまな事業に取り組んでいるところであります。

②曾於市の自殺者の推移についてお答えいたします。

最新の厚生労働省の自殺実態調査により提供されている曾於市の平成21年度から平成30年度までの10年間の自殺者は、年ごとに、平成21年15人、平成22年18人、平成23年16人、平成24年17人、平成25年15人、平成26年16人、平成27年5人、平成28年10人、平成29年11人、平成30年12人の合計135人となっております。

③自殺者の推移についてお答えいたします。

最新の厚生労働省の自殺実態調査により提供されている曾於市の平成21年度から平成30年度までの10年間ににおける人口10万人当たりの自殺者を示す自殺率は、年ごとに、平成21年35.9人、平成22年43.6人、平成23年39.4人、平成24年42.4人、平成25年37.7人、平成26年40.6人、平成27年12.8人、平成28年20.0人、平成29年29.2人、平成30年26.0人となっているところです。

④年代別、性別についてお答えいたします。

最新の厚生労働省の自殺実態調査により提供されている曾於市の平成21年度から

平成30年度までの10年間における自殺者135人の年代別人数は、20歳未満で男性1人、女性ゼロ人、20歳で男性5人、女性ゼロ人、30歳で男性5人、女性ゼロ人、40歳で男性9人、女性3人、50歳代で男性20人、女性4人、60歳代で男性22人、女性7人、70歳で男性21人、女性13人、80歳以上で男性15人、女性12人となっております。

⑤自殺の主な原因についてお答えいたします。

平成30年の自殺の原因については、曾於市で不詳とされるものもありますが、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順番になっております。

なお、平成30年の鹿児島県の状況につきましては、主な原因といたしましては、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順番となっております。

以上でございます。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁をいただきました。順次、質問事項に順番に質問していきます。

6月の定例議会でも、ちょうど復旧工事の途中で質問したところでありましたが、残念な結果で、また大きな災害になりまして、結局、今、不通となっているところでございますが、櫛小学校の通学路ということで、ただいまの説明によりますと、早急に専決処分設計も出していただいたんですけど、早くても令和3年3月末が予定ということで、大分かかるなという実感を持っているところです。

そこで、過ぎたことではありますが、昨年、地元の人からの連絡で、最初右側のほうは少し被災が負っていて、市のほうにもお願いしたんですけど、県のほうとの協議もあるということで、それから豪雨によって木がひっかかって、また橋脚部分が荒れたってことで、その間に復旧補強工事として工事をされている途中で大きな災害になったんでありますけど、その手順において何か問題はなかったのか、もうちょっと早目にすれば、こんなに被害は起きなかったんじゃないかという見解はないか伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には聞いていないところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

雨の量が、今回は本当、大隅町、末吉町で相当出ていることで、想定外の大雨によって間に合わなかったと思うんですけど。この橋は耐震補強もしていただいて安全かなと思ってはいたんですけど、あの橋がかかった建設時期はいつだか伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

昭和14年に竣工されておりますので、築80年経過しているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

補強工事をしていただいたんですけど、そのときは橋脚部分とかそこら辺、私も工事中は知っていたんですけど、邪魔になるといけないから詳しくは内容を見なかったんですけど、どういう補強工事だったのかを伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

その当時の橋梁修繕という形で行ったわけでございますが、ひび割れ、それから欠損部分を簡単な補修をやっていくということになりました。長寿命化を図るといふ目的からということでございますが、あわせて高欄といいますか、手すり部分が低いところを改修して高くしたりとか、あと取り付け部分の改修を行ったところでございます。長寿命化を図ったということになります。

○8番（今鶴治信議員）

そのほかに護岸の補強工事をしていただいて、また、橋の強度化のために工事をされたようだけど、結果的に間に合わなかったんですけど、そのときの工事の内容はどういう感じの工事だったんでしょうか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

その橋梁自体を強固なものにするという修繕ではなくて、例えばひび割れを防止して、それを補修することによって、そのひび割れによる損傷を大きくしないための修繕を行っていたということになります。つきましては、長寿命化を図るわけでございますが、例えば基礎部を補強するとかそういうことは、その当時はやっていなかったと思います。

○8番（今鶴治信議員）

長寿命化のことは今理解して、ちょっと私の質問が説明不足でしたけど。その後の、私は6月の災害が起きた後に、その被害が大きくなるようにお願いしたときの——間に合わなかったんですけど——その工事の内容はどういうことをお願いしていたんでしょうか。

○建設課長（新澤津順郎）

この橋梁につきましては、昨年度より橋台部分が洗掘されている状況を把握したところでございますが、今回決壊した原因になったのは左岸側ということになりますが、最初には右岸側の橋台部分が洗掘されて、それを昨年度の橋梁の修繕ということで補修したところでございます。それによって、右岸側については今回は被災

しなかったところでございますが、左岸側のほうが今回決壊したわけでございますが、その橋梁の取り付け部分に当たる堤防といいますか、護岸ブロックがないという状況の中で決壊をし、それを増破しないための土のう設置等を行ったわけでございますが、その土のう設置につきましては市のほうもやりましたし、県のほうも対応してきたわけでございますが、土のう設置等では、その増破を防げなかったということになります。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

先ほどの説明、今回は災害で早急に取り組んでいただいたんですけど、やはり河川管理者の県の場合は、6月の梅雨時期から4カ月間の出水期は工事施工許可が出ないということで、今度災害でされたんですけど、その間の大雨でやむを得なかったんではないかと理解しているところでございます。

その中で、先ほどの説明でいきますと、この前の同僚の徳峰議員の質問にもありましたけど、仮設計が7,524万円、工事費が6億9,170万円という一応予定であるということでありまして、大体これで間違いはないのか。また、国のほうと協議で、もっとふえたり減ったりする可能性があるのか伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

その予算につきましては、担当職員が現場を見て、概算で積み上げたものでございます。先ほどの市長の答弁でもありましたが、今月初めから国による災害査定を受けている途中でございます。今月末、10月初めまでの工程でその災害査定を実施しますので、今回予算をお願いしておりますが、これよりふえることも予想はされているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

この前も少し課長に説明をいただいたんですけど、これまでがせっかく補強工事をしていただいたんですけど、そのとき私の地元では、何でかけかえ工事をしてくれないのか、あそこで道幅が狭くなるからって歩道もつかないということでしたけど、長寿命化ということで橋をかけかえるにはお金がかかるので、これでやむを得ないんで御了承くださいちゅう説明しました。しかしながら、今回壊れてしまったんですけど、今後の国との協議もあるんでしょうけど、あの市道にとって、以前よりはちょっと橋の幅は広がる可能性はあるんですか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

当初につきましては、原形復旧が基本ということであったわけでございますが、

国交省のほうに協議をいたしまして、その協議の中で——現在、まだ災害査定を受けていないので結論は出ていないわけではございますが——この前後の市道の幅員といたしますか、車道幅員にプラス50cmということで橋梁の幅員を計画しておりますので、現在の市道の車道幅員につきましては5 mということになりますので、それにプラス50cmということで、5 m50cmで設計の計画をしているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

国との査定もあるということで、微妙なところでありましようが、壊れたのは仕方がないんですけど、以前よりはちょっと——令和3年までというので相当不自由をするんですけど、その点は地元の人も喜ばれるんじゃないかと思っております。

あと、先ほども言いましたけど、櫛小学校の通学路ということで、あそこが今使えないということで、中園の下のほうの橋と、富田のほうからしか来る通学路はないわけですが、市のほうにお願いして、あそこの民間の人の木も伐採していただきまして、本当難儀をしていただきましたが、その中で市有地のところが一部、今度の大雨で、以前崩落したわけでありましたが、令和3年までもかかるとしたら、やはり来年の梅雨も越していかなくちゃいけないと思うんですけど、子ども議会でも何かうちの小学校の児童さんがお願いしたということで、あの辺ののり面の工事等はこの間に計画はできないか、そこを伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

議員の言われるのり面の被害につきましては、市のほうも把握しておりまして、その場所につきましては、高所伐採といたしますか、立ち木等の支障木の伐採を行ったところでございます。その支障木の伐採において、のり面といたしますか、山の部分が決壊しやすい状態というのが判明したところでございます。その市道の部分につきましても、市が管理する土地につきましても把握していたわけではございますが、のり面の防災点検という台帳があるわけですが、それにはまだ記載していない状況ではありますが、早急な対応が必要である状態であります。ただ、その山林等の所有者の承諾といたしますか、同意が得られない限りは着手できませんので、そこからまず始めたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

地権者の了解がもちろん必要でありますので、できればそこを納得していただいて、市のほうでのり面のほうの計画もしていただければ、子供たちの通学路として安全が保たれるんじゃないかと思っております。今度、市道の上に覆いかぶった樹木を伐採していただいたことでも大分安全性はできたんですけど、できればそののり面のほうまでも計画をお願いしたいと思います。

続きまして、中津橋はこれをお願いするとしまして、大淀川の堤防の被災箇所について、今回21件ということで、6月のときも、私のところにも、小さなところは、亀裂の入ったのがいっぱい、そのときは8カ所という説明でありましたけど、そのときは櫛の中津橋より前後から、上のほうはあるけど下流のほうはないということでありましたが、今回は21カ所は大淀川が、いろんなどころだったと思うんですけど、大体、場所的にはどの辺がこの21カ所起きたのか伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

説明いたします。

今回、市長の答弁でもありましたが、21カ所といいましても、その中で何件かをまとめて1件としておりますので、それ以上の件数になるところではございますが、深川方面が7件、それから南之郷方面が12件、それから二之方付近が2件ということになります。

○8番（今鶴治信議員）

市のほうでは、県が災害の復旧はされると思うんですけど、6月のときも言いましたけど、ちょうど可動堰の工事をする途中で、何カ所も、その前でも被害が出たんですけど、今回は特に雨の量が多かったということで、まとめたところでも21件ということで、その中で、小さな亀裂ぐらいはなかなかすぐに対応していただけないと思うんですけど、大きいところの県の災害復旧工事というのは、まだ情報は来ていないところか伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

全ての21カ所を私も把握しているわけではございませんが、先ほど議員が言われました中津橋付近といいますか、その下流の付近が一番大きな被害を受けているところでございます。その中で、一番大きなものにつきましては420mが決壊していると、兩岸を合わせると600m程度になるということで、その工事だけでも3億8,000万円という大きな復旧工事になるわけでございます。つきましては、単年度での施工は難しいということで、相当な長期間の復旧工事になることが予想されます。

○8番（今鶴治信議員）

私のところも以前も言いましたけど、工事をする分にはいいんですけど、矢板を河川のところに打って、また2次災害的に、その工事の途中でまたほかがやられたということで、兩岸で600mということで、また、工事の途中で6月から4カ月くらいはしないということでもありますけど、2次災害的なことが起こるんじゃないかと思って心配していることではありますが、そこら辺は十二分に気をつけてやっていただくとは思うんですけど、3年ぐらいはかかるものですか。

○建設課長（新澤津順郎）

災害復旧の基本は3年以内ということになりますので、3年以内には完了すると思われま

○8番（今鶴治信議員）

私も地元の方に相談を受けたのは、別に建設課のほうにお伝えしているんですけど、県から見れば小さな亀裂かもしれませんが、それが大きくなりますので、できればそういうところも土のうか何かを積んでいただいて、不安を取り除くようにしていただきたいと思います。河川の近くの方は、本当ゆっくり眠れないという状況で、抜本的に——この前も国、県にお願いしていただきたいという質問でありましたけど、これほど全国的に災害がありますと、やっぱり災害箇所から優先となりますので、その辺のほうを十二分につないでいただきたいと思います。

続きまして、自殺対策について伺います。私も以前、文厚委員会に所属しております、そのとき曾於市は人口の割には自殺が非常に多いという説明を受けました。その中で久留米のほうも統計的にいくと、何か福岡市の近辺ということで、誘致企業が非常に多くて、働く世代が多いということで、久留米の場合は50代の方が自殺率が高いということでありました。その中で人口10万人当たりの——自殺者数では比較できませんので——自殺率であらわした場合、久留米が多いということで危惧されていましたが、市民全体で52人なんですけど、人口は多いもんですから、自殺率が平成28年で17.0です。そして、先ほど曾於市の説明を受けましたら、平成30年が少なかったということで26.0人、一番多いときは43.6人ということで、非常に自殺者が多いんじゃないかなというふうに危惧しております。

そこで、今回、先ほども言いましたが、法律の施行によりまして、どこの市町村も自殺対策計画を策定しなくちゃいけないということで、曾於市のほうでも取り組んでいらっしゃるという説明でございましたが、いつまでにこの対策の策定ができるのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

本年度、計画策定の業務委託料を組みまして、来年の3月中までには計画をつくる予定であります。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

これまでもいろいろ、大休寺副市長が課長のときだったですか、その対策ということで茶飲み場とか、いろいろ取り組んだという話を聞いておりましたが、実際に現在行われている曾於市の自殺対策の主な内容は何か伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

現在、曾於市が自殺対策のために行っている事業でございますが、まず、心が元気になる相談ということで、対面型の相談支援を毎月1回実施しているところでございます。あと、こころの健康づくり講演会ということで、年1回ですが、今、女性大会と一緒にあわせて実施していただいておりますが、講演会を実施をしているところでございます。あと、24時間電話相談ということで、これについては保健課事業でございますが、相談をやっているところでございます。あと、茶飲ん場、今出ました茶飲ん場ですが、高岡のほうで茶飲ん場というところを実施をしております。あと、ほっとひといきタイムということで、これは3地区、それぞれ月1回実施をしているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

茶飲み場は以前、委員会でも見に行ったんじゃないかと思うんですけど、その利用状況と、ほっとひといきタイムちゅうのは初めて私も聞いたんですけど、その内容はどういうことをされているのか、また、どこでやっていたらっしゃるのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

茶飲ん場につきましては末吉の高岡小学校の近くでございますが、ひだまりというところで、毎週火曜日に実施をしているところでございます。平成28年度の参加が271名、平成29年が194名、平成30年が166名の件数が挙がっているところでございます。あと、ほっとひといきタイムということですが、これにつきましては月1回、それぞれの地区の中央公民館で実施をしているところでございます。これにつきましては平成28年が85名、平成29年が93名、平成30年が27名という件数でございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

まだ策定中ということで、でき上がって見ないとどういうふうにされているかはわからないところでありますが、私たちの会派で行った久留米の場合は先進的に、保健部なんでしょうけど、そこは保健部がされておって、保健師の女性の方がいらっしやいまして、名前は忘れたんですけど、そういう精神的なケアもできる保健師さんを専門として雇っているということでありました。

曾於市の場合は福祉事務所が行っていたらっしゃるんですが、その年によっていろんな事情があって、先ほどいただいた資料の中では、平成27年は5人で、す

ごく減ってきてよかったなと思うところではありますが、また平成30年が12人ということで、ピークの18人からすると減っているところではありますが、なかなか、いろいろ取り組んでいる割には減っていかない。特に、先ほどいただいた資料の中で年代別も、若い人は少ないんですけど、案外50代、70代、80代、満遍なく多いなという感じがするところがあります。

厚生労働省からいただいた資料だということではありますが、その中で、やっぱり健康問題、経済、家庭問題というのが大きな問題となっているところであり、その中で、久留米の場合は自殺対策を支える人材の育成ということで、ゲートキーパーという人材育成をされておりました。その役割が、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、悩んでいる人に気づいて声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るという感じで、専門的にそういう人たちを市民、また市の職員、いろんな団体の方に声をかけて研修会をしまして、そのゲートキーパーという人をふやして、その人たちが最初は、私たちにそういう自殺のことができるのかという不安を持っていらっしゃるんですけど、話を聞いてあげられるということで、大分効果があるということです。

だから、まだ策定途中であるのであれば、曾於市も——久留米が先進地ということで私たちも行ったんですけど——こういう制度も取り入れて、いろんな人に対応できるようにすべきじゃないかと思って、今後のことではありますが、そういうことも検討する余地はあるかどうか、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市で自殺をされる方が非常に多いというのは、私も理解しております。そのために、この間いろんな努力をしてまいりました。一定の効果は出てきておりますけど、今回、自殺防止対策のための策定をしますので、いわゆる聞き取りがよくできるような、そういうゲートキーパーみたいなものを取り入れるのは非常にいいことだと思いますので、担当課のほうで十分検討させていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

事故とか病気はなかなか対応はできないけど、自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるというのを基本に、なるべく未然にそういう人たちのケアをするということで、先進的に取り組んでいらしたことに關心したところでありましたが。

その中で、やはりタクシー協会とか司法書士会、そして一番關心したところが市職員に対するそういうゲートキーパーというか、そういう講演会にも毎年取り組んでいます。そして注目すべきところは、この久留米市の場合は中学校2年の生徒を

中心にそういう講習会をやるということで、人生、生まれてきたからには年をとるにつれ、いろんな人とのつき合いの中で悩みはふえていくと思うんですけど、やはり中学校時代に1回、曾於市でそういう、教育委員会とも打ち合わせて、そういうケア的なもんを専門の人を呼んで、何かあったらこういうところに相談があるとか、そういう直接的なことを示して、また、市の職員もちろん、いろんなことで悩まれる方もいらっしゃると思いますけど、ましてや市の職員がそうやってゲートキーパー的な研修を受けて、市職員みずからがまたそういう人に市民一人ひとりに早目に気づくということで、非常に先進的に取り組んでいらっしゃるなと思いました。そういう自殺対策計画推進委員会たるものを策定されておりまして、その中に、やはり市の人たちもですけど、消防、公民館、いろんな民生委員、そういう方も含めて対策を、そしていろんなところで集まって自殺に対する協議会を開いている。

今後、それが策定できてから質問すりゃよかったんですけど、できればまだ間に合ううちに、こういうことも検討されているとは思いますが、課長のほうで、今どのぐらいまで進んでいるか、ある程度把握していらっしゃるれば、そこを伺いたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

今、議員のほうが言われましたゲートキーパーについては、平成26年に開催をしているところでございます。初級講座ということで、受講生が64人いたところでございます。それと、平成25年に初級5回開催ということで、市の職員325人、民生委員59人、384人の方が養成講座のほうを受けていらっしゃいます。あと、平成28年度に曾於高校3年生に、150人の方々に、やはり話を聞いていただいているところです。昨年、平成30年につきましては、大隅中学校、全校生徒164人の方々に、ゲートキーパー養成講座ということでお話をさしあげているところでございます。

現在の策定状況でございますが、自殺の対策の会議のほうを7月の5日に実施したところでございます。

また、10月に、現在アンケートを16歳から85歳未満の2,400名の方々にアンケートをお送りしておりますが、現在、その集計をしているところでございます。そして、この集計を受けまして、10月、12月というふうに会を持ちまして、3月中に計画をつくり上げる予定になっているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

市のほうでも委員会が変わってあれですけど、そういうことを取り組んでいらっしゃるということで、非常に前向きにやっていただいているということに気づかな

かったのがちょっと恥ずかしいところでございます。

その中で、自殺対策会議ということで7月に行われ、そのメンバーはどのような方々なのか。また、アンケートの全ての内容的にはあれですけど、専門的にお願いしているんでしょうけど、どのような内容のことをアンケートで2,400名の方に聞かれているのか。それと回収率はどのぐらいあるのかを伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

自殺の対策のための会議ですが、現在、市の自殺予防対策協議会というのが平成26年度から発足しております。そのメンバーが15名いらっしゃいます。その中に、医師会、精神科医、警察、消防、法律関係、あと商工会、金融機関、障がい者支援、民生委員、女性団体、高齢者団体、社会福祉協議会、あと行政から3名ということで、15名で委員会を構成しておりますが、その方々において、今回検討していただいております。

アンケートにつきましては、大きく分けまして、「こころの健康に関する住民意識調査」ということでアンケートの協力をお願いしたところでございます。中身におきましては、大分類で8項目を設けまして、全体で37の設問を設けているところでございます。1番目につきましては、あなたのことについてお尋ねしますということで、一応、性別とか年齢とか住まいの地域等について聞いているところでございます。2番目に、悩みやストレスに関してということで、日ごろ思っている悩み、ストレスに関しての質問項目がございます。あと、相談することについてということで、ふだん悩み等があった場合にどのような方々に相談をしていますかという設問等がございます。相談を受けることについてということで、相談を身近な方々に受けることについてどう思いますかという設問がございます。あと、自死遺族支援についてということで、自殺をされた家族、身近な人たちが近くにいらっしゃいますかというような感じの設問でございます。あと、自殺をしたいと考えたことがありますかという設問もあるところでございます。

以上です。

（「回収率は」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

回収率でございますが、現在のところ2,400名中718の回答があったところでございます。

以上で終わります。

○8番（今鶴治信議員）

きめ細かに、多分、こういう自殺対策に対するアンケートの基本的なものがあるんでしょうから、久留米市と大体似たような内容だと思っております。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

現在、今ありましたように、自殺予防対策協議会の中に精神科医の方々も入っていらっしゃいます。地区におきましても、こういう方々の研修会が行われておりますので、また、今回の計画の中で、そういう方々の関係機関との意見を聞きまして取り入れていきたいと考えているところです。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

それと、ここの中に警察、消防等も入っているということで、自殺を試みた人が未遂に終わって救急車等で運ばれる。プライバシー保護もあるんでしょうけど、そういう方がいた場合も連絡をもらうように協定を結んでいるということでありましたが、曾於市の場合は、今、そういう関係についてはどういう対応をされているか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

協定というのは、実際、現在、曾於市は結んでいないところでございますが、曾於市におきましては、平成27年度に生活相談支援センターというのを福祉事務所内に設置をしていただいたところでございます。数多くの相談等も行われておりますが、その中で、今ありました病院との連携、警察との連携、各関係機関との連携のための会をつくって、今、連携をしているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

非常にデリケートな問題でありますけど、消防等で自殺未遂的で運ばれた市民の方がいらっしゃったら、ぜひそのことに関しても情報を共有して、もう一回その人がそういうことを起こさないように、そういうことが非常に大事であるという説明でありましたので、デリケートな問題でありますけど、特にそういうところにはゲートキーパーか専門的な方が行って、その後のケアをするのも大事だと思いますので、今後のことでありましようけど、検討する余地はあるか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

お答えいたします。

自殺未遂とか自殺をされた家族っていうところにつきましては、なかなか個人情報の関係で情報がいただけないところでございます。それを解決できれば、お互いに連携ができていくのじゃないかなと思っているところです。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

久留米の場合もそういう感じで、こころの相談カフェとか、「気づいてください大切な人の声」とか、こういうのを図書館とか床屋さんなんかにも置いてあるということでした。タクシーの運転手さんとか。だから、難しく普通の人でもできることは、ちょっといつもより元気がない人に声をかけるとか、それが非常にケアになるということで、また、そういう遺族の会というのがもしできれば、こちらは声をかけにくいけど、そういうのがありますよちゅうのがもしできてあったら、相談に来たい人は来るんじゃないかと思えますので、ぜひそういうのもつくっていただいて、来やすい、それとあと啓蒙で、図書館とか、「みんくる」ていうて、一番、人が集まる——最初はデパートなんかでもやっていたそうですけど、ちょっとプライバシーがあるってことで、それで場所もいろいろ検討されているんな方が相談に来れるように、窓口もいっぱい広げて、こういうパンフレットも、あと、本にしおりのところに自殺の悩みとか、すごくいっぱい検討されてやっておられました。

その中で、先ほどちょっと聞きそびれたんですけど、心の相談員というのはどういう方が相談に乗っていらっしゃるのかわかりますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

現在、対面型相談支援ということで、臨床心理士の方をお願いをしているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

実際、月に1回ということではありますが、どのぐらいの、多分予約して、前もって電話して来られるのかと思うんですけど、どのぐらいの方が利用されているものですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

末吉の中央公民館のほうで実施をしておりますが、平成30年度が12名、平成29年が8名という相談件数でございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

3月までに曾於市の自殺対策計画を立てられるということで、また、私も委員会を離れてから長いものですから、実際上はゲートキーパーとか市職員に対する研修もやっているということですね。曾於市も自殺率が人口の割には大きいということで、非常に危惧されて取り組んでいたってことで、少しは安心していることだと思いますけど、やはり、どこも病気、けがじゃないから事前に防げることであるってことで、ゼロを目指して頑張っていたきたいと思います。

ちなみに、久留米の場合は自殺率17.1を4年後に15.1にしようという取り組みで
ありましたが、曾於市はこれからなんでしょうけど、今のこの26.幾らを目標を
立てて計画しなくちゃいけないんだけど、どのぐらいを予定しておりますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

お答えいたしたいと思います。

年数ごとに率を下げていくということは考えてございますが、今後また自殺対策
の会議の策定委員会の中で数字等については決めていきたいと思っているところ
でございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時17分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。議長の許可をいただきましたので質問いたします。

最初に、市政運営についてであります。

臨時職員の待遇改善を目的にした会計年度任用職員制度や支所再編、40%を超え
る高齢化率など、財政負担がふえる中、来年度以降の市政運営をどのようになるか
危惧しているところであります。

そこで、具体的に、①会計年度任用職員の今後の採用予定人数と経費増額はどの
ように推移するかを伺います。

②今後の定員適正化に向けた職員採用と職員の技術力向上と継承・育成について
伺います。

③現在の行政サービスの水準を継続向上するのが行政であります。年度ごとの採
用計画について伺います。

④普通建設事業費の今後の伸びと財政計画について伺います。

⑤高齢化率が進む中、扶助費の推移及び財政計画について伺います。

次に、道の駅すえよしの子牛モニュメントについて伺います。

大変すばらしいモニュメントができ、驚いておりますが、設置に至った経緯について伺います。

②本年度の予算に全く計上されていない、また、補正予算にも上がってきておりませんが、財源等の詳細について伺います。

最後に、災害時の対応について伺います。

7月3日の大雨による災害発生時の対応に、特に建設課、耕地課、農林振興課などの職員の皆さんには奮闘していただき、頭の下がる思いでありました。しかし、いかんせん土木技術者の不足を感じたところがあります。これを受けて、今後の対応の見直しは必要ないか伺います。

また、緊急時の体制の見直しは必要ないかを伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、市政運営についての①会計年度任用職員の今後の予定人数と経費増額の推移についてお答えをいたします。

予定人数、経費増額については、現時点の組織体制が維持され、さらに1年で任期満了となる会計年度任用職員が継続して任用されると仮定した場合の見込みでありますので、今後変動する可能性があるものです。

本年9月1日現在の臨時職員、非常勤職員の数は210人であります。予定人数は、令和2年度199人、3年度で188人、4年度で184人であります。

経費については、平成30年度決算の約3億3,470万円と比較して、令和2年度が約9,090万円の増、3年度が1億1,940万円の増、4年度が1億2,680万円の増と見込んでおります。

②今後の職員採用と職員の技術向上と継承・育成計画についてお答えいたします。

職員採用については、自己都合退職者、定年退職者、再任用職員の状況、各年度の業務状況を勘案しながら採用してまいりますが、今後、本庁・支所機能再編計画案を実施していく場合には、職員数320人を目標としながら、業務の整理と各課・局の統廃合や新規部署の創設も視野に入れて、計画的に採用していくことを考えております。

職員の技術力向上と継承・育成計画については、市町村の担当する業務が年々拡大、複雑化していく傾向にあることもあり、今後しっかりとした計画をもって実施していくべきでありますし、職員数の減を考慮すると、より幅広い知識を習得する方策も検討しなければならないと考えております。

よって、今後は、退職予定者を初めとする職員の技術を継承する機会を設けるとともに、長期的な研修計画を作成し、これまで以上に職員の技術力向上を図っていききたいと考えております。

③年度ごとの採用計画についてお答えいたします。

本庁・支所機能再編計画案を実行する場合の、現時点での職員採用の見込みについて報告いたしますが、早期退職や再任用職員の動向、新規業務等の状況によって、大きく変更の可能性もあるものです。令和2年度の採用予定職員が4人、3年度3名、4年度4人、5年度1人、6年度2人、7年度3人、8年度6人、9年度5人、10年度4人、11年度6人、12年度5人であります。

④普通建設事業費の今後の伸びと財政計画についてお答えいたします。

普通建設事業については、今後、岩川小学校や公民館整備事業、その他公営住宅整備事業、本庁並びに支所を含む庁舎整備事業等の大型事業が計画されていることから、大きく伸びる年度もあるようです。

財政計画については、関係課からの資料をもとに大きな財政需要にも対応できるように、また、着実な財政運営を図れるよう、毎年計画の見直しを行っているところです。今後も普通建設事業については、国や県の補助金、交付税措置のある有利な市債の活用を努めるとともに、緊急性等の優先順位を考慮して事業を進めてまいりたいと考えております。

⑤高齢化が進む中、扶助費の推移及び財政計画についてお答えいたします。

扶助費については、平成30年度決算において41億3,110万円で、歳出全体に占める割合は16.5%となっており、平成29年度決算額41億1,053万円に対して2,057万円、0.5%の増となっております。

扶助費の内訳では、児童福祉費が21億1,306万円の51.1%、社会福祉費が12億8,715万8,000円の31.2%で、全体の約8割を占めているところです。

財政計画については、関係課からの資料をもとに社会保障制度の改正等に対応できるように、また、着実な財政運営が図れるように、毎年計画の見直しを行っているところです。

2、子牛モニュメントについての①設置に至る経緯についてお答えいたします。

平成29年9月に宮城県で開催された第11回全国和牛能力共進会において、鹿児島県が総合優勝したことを記念に和牛モニュメントを設置いたしました。その後、市民の方々から、子牛がいたらいいですねとの声もあり、1年経過することもあり、有志により実行委員会が設立され、畜産農家に声かけをいたしまして、子牛のモニュメントが設置されました。

次回、霧島市で開催されます全国大会のPR及び「和牛日本一のまち曾於市」を

世界へ発信していく大変すばらしいモニュメントですので、皆様で盛り上げていただければありがたいと思います。

②財源についてお答えいたします。

設置に伴う経費については、実行委員会で行いました収支報告によると、実行委員会で徴した見積もりが約120万円でしたので、その他経費を入れて約130万円と見積もり、7件の農家の方々から131万円の寄附をいただいております。

災害時の対応についての①土木技術職員の不足を感じたが、これを受けて今後の対応についてお答えいたします。

3、今回の梅雨前線豪雨による災害発生時の対応については、平成28年の台風16号災害時の教訓を生かした職員の体制をとっているところです。通常災害発生の場合は、技術職員または各課の職員全体で対応し、被害が甚大で緊急な対応等を必要とする平成28年の台風16号のような災害時は、建設課、耕地課の枠を超えて協力して対応しようとしております。

今回の災害については、大隅支所の産業振興課が担当する農地や農業用施設に甚大な被害を受けましたので、今のところは担当課内の職員で対応できているところです。

また、被害が甚大で災害現場の調査に長期間を要する場合や対応し切れない緊急時は、国土交通省や県土木ボランティア等の協力も得ることができることから、現在の職員体制で対応してまいります。

緊急時の体制見直しについてお答えいたします。

甚大で緊急な対応が求められる災害時の体制については、平成28年の台風16号での対応の経験を生かし、建設課、耕地課、水道課、農林振興課の枠を超えて、全技術職員が協力して対応することとしており、今のところ体制の見直しは考えておりません。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、順次2回目の質問をさせていただきます。

今回、条例の制定で、会計年度任用職員制度というのが出てきております。非常にわかりづらいです、参考資料を見ても。私として感じたのは、単に今まで臨時職員とか再任用職員とかいう方をひっくるめて会計年度任用職員というような考えでよろしいのでしょうか、担当課の説明をお願いします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回のこの会計年度任用職員が、地方公務員法を改正してこのような制度をつく

った背景というものを、まず申し上げたいと思いますが、同一労働同一賃金という
ような議論があったと思います。その中で地方公共団体におきましては職員の3人
に1人が有期雇用の非正規職員であると、全国で六十数万人の非正規の職員が雇用
されているという実態がありまして、それを公務員のほうから改正していく、その
ようなところで出されたものでございます。

考え方といたしましては、これまで曾於市におきましても、臨時職員というのと、
あと非常勤職員という2つのものが、一般の非常勤職員等にございました。特別職、
例えば首長なり、あるいは議員の皆様方は特別職の非常勤職員でございますが、一
般職の非常勤職員といたしましては、原則、この会計年度任用職員に一本化される
というようなこととございます。

内容につきましては、今まで臨時職員は6カ月雇用を繰り返し雇用し、法律上は
再雇用といたしますか、できないということとございましたけど、今回からは1年の
3月末までの雇用でございますが、その方の能力がふさわしいという判断をすると
何回でも更新、再度の任用ができるというような制度になったところとございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

今、説明を受けまして、6カ月、1年、年度で限った場合、また新たに新年度で
採用するとしたときに、いろいろ保険との兼ね合い等で空白期間が生む可能性とい
うのはないのでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

これは国からの通達によりまして、その空白期間というものは置かないようにし
なさいというふうになっているところとございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

空白期間を置くということになりますと、やはり雇用の安定等に影響が出ると思
います。ないということですので安心しております。

また、期末手当、それと有給休暇等については、どのような取り扱いになるん
でしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず、期末手当についてでございますが、全ての会計年度任用職員に支給される
ということになります。2つに分かれまして、1つがフルタイム、職員と同じ日数、
時間を勤務する職員、それから、それ以外を、1時間でも少なければパートタイム
の会計年度任用職員となりますが、いずれも今の考えでは年間1.45月の期末手当を

支給するということにいたしております。

それから、休暇等についてでございますが、休暇等につきましては複雑なところもありますけれども、今までの臨時職員、非常勤職員に比べまして変わったところを申し上げますと、例えば公民権の行使とか官公署への出頭、あるいは災害等による出勤困難、これにつきましては全て有給ということになっております。これは、今までと同じでございました。ただし、臨時職員につきましては、20日勤務の臨時職員はそのようでしたが、今までは20日未満の勤務につきましては、そのような措置はございませんでしたけれども、これがフルタイムであれ、パートタイムであれ、支給されるということになります。

それから、産前産後とか保育、子の看護、この辺につきましては、今までの臨時職員、非常勤職員は全くなかったところでございますが、今回から、フル、パートともに無給ではございますが、休暇というところで取り扱われることになります。

あと、主なところにつきましては、介護休暇等につきましても、同じように今まではなかったところでございますが、無給の休暇として取り扱われるというふうなところが変わったところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

ちょっとわかりづらいんですが、再度任用した場合に有給休暇等、半年なり1年なり経過した場合、取得日数がふえたり、一般的にはしますね。そういうような対応というのが、やはり、あると考えてよろしいわけでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

申し上げます。

再度の任用となった場合、例えば2年目になりますと、先ほどの経費の増額のほうでも申し上げましたが、今のところでは2年間と考えておりますが、昇給をするというふうを考えております。3年目以降は同額というふうになります。それから、それ以外の今言われました有給休暇につきましても、当然繰り越しもできるというふうと考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

働く側としては、非常にありがたいことでありますし、それに伴う質も問われることだろうとは思いますが、職員数が今、三百五十数名、これを320名に減らすと、正職員を減らすという中で、これが任用職員をふやすことで正規職員を減らして、非正規職員をふやすというような方向にはならないと確信してよろしいのでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

そのようになったらいけないと考えておりますので、正規職員も減らしながら、この会計年度任用職員も減らしていく、その方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

年間1億円からの経費の増につながるということではありますが、これについては地方交付税の措置があるんですか、伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

国からの通知の中に、そのようなことをにおわす文面が2行ほどだけ入っておりますけれども、それが果たしてどうなのか。多分、国のほうにおきましては、来年度が1年目ですので、その状況を見て、どれだけそれぞれの地方公共団体の負担がふえたのか、そういうところを検証してから検討するのではないかというふうに考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

微妙な言い回しをいただいたんですが、やはり、もうふえるのは確実なわけですね、経費がふえるのは確実であって、国はこういう法整備を各自治体に求めてきて、その中で市の負担はふえると。国としては、それについての交付税処置は後回しというようなことのようにありますが。これについては、来年度の新年度の予算をこれから決めていくわけではありますが、その辺との兼ね合いで考えれば、1億円という金額は自主財源からぽっと急にふえるということになれば、相当な市としての大きな負担になると思うんです。大きな事業を抱えている中でありますので、市政運営についてということで上げたわけであります。市長、いかがでしょうか。国との対応、県、この辺について、来年度の予算組みについての不安、問題点というのをどのように認識されておられますか。

○市長（五位塚剛）

私たちも、国がこのような形で臨時職に対してもちゃんとしなさいとなりましたので、当然、新たな負担が1億円を超えてきます。これについても、全国市長会でこの問題が議論されておりまして、国がやっぱり一定の支援をすべきだという要望をしておりますので、私たちも引き続き要望を重ねていきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

全国市長会での感触としては、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

国も非常に財政が厳しい状況でありますけど、これについては国の主導で、もう義務的にされておりますので、当然ながら国のほうも何らかの対策をしてくるのではないかなというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

この会計年度任用職員については委員会付託されると思いますので、そこで十分にまた審議を深めていただければと思います。

次に、職員数の適正化に向けてということであります。320名を目標としながらときております。いつ320名になりますか。ここ最近の推移を見ても、なかなか職員数の定数は減っていない、実際の人員は減っていないと思います。

また、臨時職員を踏まえて500名以上という大きな組織になっておりますが、この辺の目標達成に——市長の任期があと2年ございますが——どこまで近づけられる予定でありますか、伺います。

○市長（五位塚剛）

現在356名の職員がいて、県のほうに出向、また介護保険、いろいろ職員も出ております。また、今の状況を見るならば、職員数を一定減らすことによって、市の財政を見直すということも掲げておりました。そのためには、職員の技術、職員自体の質の向上を目指さなきゃなりませんので、非常に難しい部分ではありますが、一応、毎年度ごとの計画を持っておりますので進めたいと思っておりますけど、大体の予定としては総務課長のほうで決めておりますので、答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今、アンケート等を行っております組織再編計画を取り組んだというふうに仮定してでございますが、令和4年度までは、今のままの、その組織再編が始まるまでは、今の体制でいくしかないと考えておりますので、360名手前ぐらいで推移すると思っておりますが、その後、退職者、そして採用者のバランスをとりながら、毎年5名程度ずつ減らしまして、最終的には、令和12年度、ここに320名の人員にしたいと考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

職員を、目標320名、12年先ということであります。非常に微妙、デリケートな問題だと思います。住民サービスは低下するわけにはいきませんので、その配置も

重要視されます。

かといって、定数を削減したはいいが、最初の質問で出しました任用職員の数にしても、この計画でいけば、毎年10名程度ずつ減っていくようになっております。この辺のバランスというところを見たときに、正規職員を減らして、そのかわり非正規職員がふえるというようなことは絶対はないというようなことで、特別な事情がない限り、ないというような判断でよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題は、当然ながら内部でも検討しておりますので、正規の職員を減らして臨時の任用職員をふやしたら、これは意味がありませんので、当然そういうことはあり得ないと思います。

○4番（岩水 豊議員）

十分、その辺は留意して行っていただきたいと思います。

次に、行政サービスの水準の継続向上ということですが、3番目に出している災害時の対応についてと幾分かぶるところもありますが、私も建設関係の技術者を長年やっておりまして感じるわけではありますが、今の職員の方々、一生懸命やってくださっているのは、もう十分わかっております。しかし、人的数が足りないということでの現場への対応というのが、どうしてもおくれてきております。今回、大隅のほうでは非常に災害が多く、耕地課、建設課どっちかと、地域振興課かとかというような関連の災害等もあって、応急の対応について、職員の方々も、それぞれあっちに行ったりこっち行ったりしながら対応している姿を見て、非常に大変だなと思うところでありました。

このような現状にあるというところを認識していただいて、技術力の継承を続けていくためにも、若手の技術者の研修。それと、きのうでしたか、市長の答弁でもありました、現場に出て経験を積んでと言われましたが、私も本当そういう機会をつくることと、やはり今、私は実際、技術者職員は足りない感じがしております。特に水道も、この前の話でありましたが、水道もですけど足りません。今一番身近にいる頼れる技術者の方といたら、最近退職されたOBの技術者の方々に、再任用されて再任用期間が終わられた技術者の方とか、すごいノウハウの蓄積を持っていらっしゃいます。

以前、再任用の方がいらっしゃるある課で、新人というか若手の技術者の方が判断に迷って悩んでいらっしゃったんです。そしたら再任用の技術者の——臨時っちゃおかしいですけど——方に相談したら、これは以前はこういう方法でこうしたよとか導いてあげたら、もう安心して仕事ができるんです。

ですから、何か今この令和12年ですか、ここに人員を320名に持ってくる、技

術者がまた減る可能性も出てきています。その中で技術力を上げるためには、そういう方々の何らかの協力を得て、ひとつ変わった形でのサポートといいますか、そういう特例的といえればちょっと変ですが、そういう方の経験を継承していただくと。彼らも、そうやって先輩から引き継いできたと思います。昔は、焼酎を飲みながらとか、昼も夜もなく先輩から叱咤激励されながらやったとは思いますが、今そういう世の中ではありません。

そのためにも、できればそういう方なんかのノウハウのある方なんかを、ちなみに、まだ60後半、70になって元気な方も、そういう方いらっしゃると思います。たくさん現場の経験積んでいらっしゃるって、そういう方なんかと接触すると、まこて歯がゆいと、もうちょっとげんして、ぱっぱできんもんかよとかいうところがあります。今の技術者の方が悪いという意味じゃないですよ。それだけの経験を積んでいないんです。で、業務はふえているんです。だから、ノウハウは全然継承されてきていないから、そういう状況になっておるんです。

ですから、そのためにも、そういう方々の支援をいただいて、例えばここ5年なりとか10年の間に、曾於市の技術者の技術力の継承と充実を図るとかいう施策はとれないものか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

この間、技術者が退職した場合、なるべく再任で頑張ってもらってサポートをしてもらうようお願いをしてきました。そういう意味で何人かの職員が協力してもらっております。

また、いろいろ問題が起きたときに、技術者の方が退職して何もしていなかったときは、すぐに連絡をとって、臨時的に半年くらい来てもらって仕事をお願いしているケースも多々あります。

今言われるように、もう一定、ある程度超えた方々をどういう形で支援してもらおうかというのは、やり方があるんでしょうけど、言われるように、この間、技術者の職員、採用しております。だけど、正直なところ、高校卒、また大卒で入ってきておりますので、現場的な技術がわからないということで、非常にまだまだ市民に迷惑をかけているところもあると思いますけど、そのあたりを先輩たちの技術者が、技術の継承を一日も早くしてもらって、早く一人前になってもらうように、今、本人たちも一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

何て答えていただいたのか、ちょっと答弁がわかりづらいです。本当、わかりづらいです。

私としましては、能力を、先人のOBの皆さん方のその技術力を若い方に引き継

ぐためにも、どうしても、例えば組織として育成力の強化を図るべきだと。具体的に育成力の強化として、何かありますかと問いたいです。本当に技術力を継承して、日々頑張っておりますとか研修しておりますじゃないんです。具体的に体制ができて、それを数値化したりとか、いろんな形でやっているかということなんです。

特に、私も土木の仕事をやってきた中で一番感じたのが、仕事上の経験とか上司や先輩から指導してもらおうと、それが技術力の向上の中の70%を占めていると言われております。あと20%は、上司や先輩など、ほかの人を観察し、顧客からの相談、助言等で伸びるのが20%。そして、最後の残り10%というのは研修の受講とか、特に国交省とか九州地方整備局等の主催する研修等に参加すると、そういう割合で技術者構成できると。だから、講習ばかり行っただめだよと。先輩と一緒に仕事をして、その中で覚える、先輩から教えてもらって、指導してもらってというところがやっぱり多いと言われております。

ですから、こういうのが組織的にやられているかどうか、これは建設関係の技術者だけの問題ではないです。教育分野でもしかり、いろんな分野でも、福祉関係の分野でもしかり、専門性を要求される職場においては、ここをしっかりと指導をしていくという体制ができていないかと、指導担当職員がいるかとか、新しい人に。

技術者については、10年せんと一人前にならんとか言われます。10年の間に、そうやって支えてくれる、指導する体制を組織としてつくっているか、そういう人を配置しているか、それについてまた効果の検証をしているかということが重要だと思うんです。ですから、頑張っておりますとか、そういう言葉ちゅうのは全然要らないんです。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、若い職員を育てるというのは、これはもう基本であります。そのことについて技術職の職員は、全部集まった一つの組織をつくって、今いろいろやっております。そのリーダー的な立場の方が建設課長でありますので、この間の経験を含めて、ちょっと述べさせていただきたいと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

建設課長、説明お願いしたいんですが、では、そう言われるのであれば、じゃあ建設課関係、建設・土木技術者関係、では教育委員会総務課長、教育委員会の社会主事を含めた専門職の人たち、福祉課、福祉のほうでも、その専門の職員を養成することにどうやってしているか、じゃあ3つ、お答えください。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

大変難しい問題であります、土木技術者、建築技術者も含めてですが、市内の

技術者の中で技術者会というのをつくっております。年に1回の意見交換会等を行っているわけですが、その中で、やはり議員の言っている年齢的に隔たりがあるということで、特に10年未満の職員が多いということは確かにあります。

ただ、私どもが考えるところでは、その若い人たちにつきましては、確かに技術的には優秀な方がたくさんそろっています。ただ、その中で議員が言われました経験が少ないというのは確かにあります。ただ、その経験をカバーするのが、やはり先輩ですし、議員がおっしゃいましたそういう立場の人でしょうから、その経験をアドバイスするという役目は、その技術者会の中でも検討しておりますので、今後そういうところを、もっと真剣に検討していきたいと思っております。

○副市長（八木達範）

ちょっと広範囲にわたりますので、私のほうで答弁したいと思います。

例えば、今災害が発生をしますと、限られた期間で県に報告をいたします。そういうときには被害額も同時に報告をしますので、やはり、ベテラン職員が必要なわけですね。したがって、今回、大隅はOBの職員を2人、即お願いをしまして対応をいたしましたところですね。

貴重な意見いただきましたので、今後はこういう技術、あるいは福祉・教育部門、そういうベテランの職員を何らかの形でOB会みたいな組織ができれば、そういう組織をつくって、災害が発生したら、即そこをお願いして何人か出ていただくと、そのような、ぜひ組織を、今後検討していけたらというふうに思っています。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、福祉関係のお答えしたいと思います。

現在、福祉事務所においては、社会福祉士を1名配置していただいております。係もそれぞれ、障がいの係、高齢の係、児童の係、相談、保護の係というような形で職員がいるところでございますが、相談業務等については、やはり経験が必要ということでございますので、相談等に行く場合には、ベテランの方と2人で行っていただくような形をとっております。生活保護関係につきましては、ケースワーカーの年数ごとに、それぞれ年数の高いほうが新人のほうを指導するというような形で、毎月、係の会議等をやりながらやっているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

私は、今、八木副市長が、緊急時の対応としてOBの方なんか協力いただいた

と、知っていれば、OBの方なんかにお会いしたときにお礼を言いたいと思います。私、それ臨機応変で、すごくいいことだと思います。

しかし、今度は、それは臨機応変の対応でありまして、基本的には育成が本当に重要だと思うんです。特にここにいらっしゃる課長さん方も異動は何回も経験されていると思いますが、異動した部署に行ったとき、「私、初めてなもんですから、ちょっとわからないんですよ」ということを言った方は、ここにはいらっしゃらないと思いますが、やはりそういう声ちゅうのが、市民で言われたという人がいるんです。ですから、そのために、各課の人員配置なんかについても、十分配慮していただきたい。もう本当配慮していただきたいと思います。特に市民と直接、接する課については、例えば——ないでしょうけど——総入れかえみたいなことになったりとか、一、二年の職員ばかりになってしまったりとかいう、全くこれ自体、技術の継承をしていないということになります。人事の異動の、その時点で。

ですから、そういうのを踏まえて、やはり経験者もおって、新しい人もおって、異動で来た人にもそれなりのフォローをしてちゃんとできるように。ただ、職員としての資質は年齢とともに上がりますが、部署がかわったりして、特殊な部署に異動したら初めてでわからんというような答えというのは、全くいけないと思うんです。ですから、例えば建設課から耕地課に行っても、扱いが全然違うからわかんないとか、もちろん出てくるし、いろんな部署にそういうことが出ると思います。

ですから、私が言いたいのは、指導する体制をつくらないといけないことと、それと人員配置、異動時の、それについても、もうちょっと研究して見ていただきたいと、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

毎年、職員の異動があります。退職する職員を前もって再任してもらえるのか、いろいろ調査もいたします。それを前提として、新しい新規採用を決めますけど、当然ながら4月からの異動については、やはり私たちは市民に迷惑をかけないように、またその課がうまく回るように、人と人の顔を見て異動しております。基本的には、住民に迷惑をかけないというのが基本でありますので、そのあたりは一人一人の職員が十分心得ているというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

両方あるということですね、教育、技術の継承、そういう分と配置と、両方を考えてやっていただきたいと。僕も会社のほうでちょっと上になったところに先輩から言われたのが、やってみせなさいと。言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば、人は動かずと言われて、本当いつもようあちこちで聞く言葉なんですけど、確かにこれが重要だと思うんですね。ですから、そのためにも、異動の際、極端に言え

ば異動はせずにくれよと、このままの体制でいっと四、五年、いたっくいやららんかなと思うときがあります。

ですから、せっかくその分野で頑張っている職員が、出世といいますか、上がったということで、ほかの課のほうへ異動したりとか、そういうのなんか見ても、本人にとってはいいことなのかな、でも何となく寂しいなとか、いろいろ思う部署もありますので、その辺については十分配慮していただきたいということです。

次に、高齢化率。先日、敬老祝い金が、私のおふくろにも届きました。曾於市に感謝申し上げたい。

高齢化率が40%を超えております。75歳以上でも、もう23%を超えている。もう、これは危機的状況にあるのではないかなと思っております。これから、高齢化社会に向けた中での扶助費の推移、今回29年、30年で出てきておりますが、財政課として、今後どのように、これから先の推移を考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどありましたが、高齢化率、それに伴います扶助費につきましては、児童福祉費、社会福祉費、扶助費、いろいろございます。そうしたもので、いろいろ今後大きく伸びていくところではございますが、財政課としましては、関係課から資料をいただいて、その資料に基づきまして、少しでも扶助費を抑えるとかそういうことではなくて、適正な形でしっかりそういう扶助費にも対応できるように、予算の枠組みの中で計画をつくっていきたいとは考えております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

私、今後の推移を伺いたかったんですよ。29年、30年と。大体こういうのを予想して、令和元年、令和2年とどのようなふうに移っていくかちゅうのは、取りまとめはしておりませんか。私は推移についてお伺いしたんですよ。

○財政課長（上鶴明人）

財政計画上では、主管課からいただいたそのままの数字を使っております。

で、今現在の財政計画最新版では、30年度でございますが、30年度の中での扶助費というのは若干伸びておりますが、その33年度以降の数字というのには、制度的なものも含め、不透明な部分もあるということで、今現在は同額の数字が入っているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

では、扶助費には、もちろん児童福祉費、社会福祉費含みますが、高齢化の問題

だけをとっても、今現在で40%超えております。これについての推移というのは、されているわけですか。どこかな、担当課はわからないけど。そういうの踏まえていけば、同じ金額というようなことじゃなくて、ある程度の推移ちゅうのは想定するべきじゃないんですか。財政上、特に。

○財政課長（上鶴明人）

先ほども申しましたが、財政課としましては、一番直接の主管課であるところから数字をいただいたものを、それを使っておりますので、それにつきまして、こちらのほうから数字についていろいろなところでは、ないところでございます。こちらのほうで、どういった制度が今後出てくる、どういった形になるというのがわかりませんので、あくまでもやはり主管課から、毎年、今の時期にいただいておりますが、その数字を使った形で財政計画は作成しております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

じゃあ、各課から出してもらえばいいじゃないですか。それで、扶助費の推移について伺っているわけですよ。財政課にないんだったら、全体のところをお願いしたわけですから、1週間以上、日にちあったですがね。それぐらい、先の推移を出していただけないんですか。これは一般質問ですよ。数字がありません、数字がありません。数字を出せば出てくるんじゃないんですか。みんなが出し合えば。

○財政課長（上鶴明人）

私の言い方が悪かったかもしれませんが、各課にはお願いして数字はいただいております。で、その数字といいますのが、先ほども言いましたように、これからの社会制度の改革、そういったものもあって、各課でも把握できないという形で、今現在でわかっているのが令和2年度までですが、そこまでは数字としては追えるんですけども、それ以降については追えないという形で、数字上では、一応その以降につきましては、各課からは同数という形で上がっているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

財政計画の中の14ページにあるんですが、扶助費として令和2年度は42億1,175万円という数字が上がっております。それ以降につきましては、同じような数字で出てきているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

答弁にそこが、令和元年、令和2年というのが、そちらに数字をお持ちであれば、当初の答弁に出してほしかったんですね、推移を聞いているわけですので。ですか

ら、それを私はどのように何%移動するかということで考えていたところです。

ですから、現状の、いろいろ制度が変わると、もちろんでしょう。でも、今現状の制度の中で、どれぐらいどういうふうに推移するかというのは、やはり財政課としても全体の集約して把握していかないと長期財政計画にならないのじゃないですか。それを言っているんですよ。

(何ごとか言う者あり)

○4番(岩水 豊議員)

だから、令和元年、令和2年を、もうちょっとはっきり教えてください。

○財政課長(上鶴明人)

申しわけございません。

先ほど言いました今後の推移ということでいきますと、財政計画上、令和元年度、扶助費につきましては41億4,675万円、それから令和2年度、それが42億1,175万円という数字で出てきております。それ以降につきましては、若干下がったりという形にはなっておりますが、ほぼ同額という形で推移をしているところでございます。

○4番(岩水 豊議員)

はい、わかりました。それを聞きたかったんですよ。

どれだけ、この前の高齢化率の数字を見て、40%を超える、そして75歳以上が23%を超えるという状況の中で、どのようにこれが推移していくかというのが、非常に市政運営についても大きな——足かせとっては変ですが——大きな重要な課題になってくるのではないかなということを考えている、危惧しているところで聞いたところであります。

市長、どうでしょう。大体推移、若干また0.5%前後ふえるようなふうになってきており、この辺の今までの全体の、今伺ってきている中で高齢化の問題等では、いかがでしょうか。このような財政負担になってくるということで、危惧されるどころ、国からの支援等を含めて、長期的な見通しというのはどのようにお考えでしょうか。

○市長(五位塚剛)

毎年、高齢化率は、一定期間までは上がると思います。それに伴った扶助費も、当然ながら上がってくると思います。同時に、新たな事業を取り組めば、当然それなりにまた割合が上がってくると思います。

扶助費のあり方の中身についても、場合によっては見直ししなきゃならないものもあるかもしれませんが、国の制度も、毎年新しい事業が取り組んできますので、非常にこれについては、担当課としても予想ができない部分はありますが、今の数字が、ほとんど同じぐらいの状況の中で少しづつふえていくのかなというふうに

思っておりますけど、やはり元気な市民づくりをすることによって、一定の扶助費を軽減することもありますので、これについては職員一丸となった取り組みが大事じゃないかなと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、1番の市政運営については終わらせていただきます。

次に、道の駅すえよしの子牛のモニュメントについてお伺いします。

道の駅すえよしのホームページを見たら、おもしろい表現をしてありまして、ほっこりしたようなところで、「「そおぎゅっこ」に、とても愛くるしい眼をした「こって」の赤ちゃんが、母親の愛情をいっぱい受けて寝そべっています。飼い主の市長に正式な名前を聞いてみよう。8月2日午前8時に誕生しました」と書いてありました。

名前は、何て書いちゃったのですかね、ちょっと名前、ど忘れしたんですけど。

（「そお太郎」と言う者あり）

○4番（岩水 豊議員）

そお太郎と出ておりました。非常にかわいい表現で、おもしろい表現しているなど。遊び心があって、おもしろいなと思ったところであります。

私はあそこに、前回の牛のモニュメントができるときには予算化されて、市・県のほうからとか、いろんな団体から協賛金いただいてやったということで、経過もわかりましたし、あそこの完成式にもお伺いしまして見させていただいたところですが、具体的に今回の子牛について、いつ計画されて、誰がどなたと相談されて、どこの組織の方が、代表者はどういう方でできたのかなというのが気になりました。聞かれまして全くわからなかったものですから、これについてちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○市長（五位塚剛）

この事業につきましては、市民の中からも、あそこに親牛を見られる人たちが写真を撮ったり、いろいろな意見を出されておりました。本当に、鹿児島県、また曾於市を応援できる1つの大きな誘い水といいますか、なるなという話の中で、せっかくだったら子牛がいたらいいのになというのを言われました。

それで、昨年ちょっとそのあたりは考えてはいたんですけど、ことしになりまして、ある農家の方々に、子牛をもしあそこに設置するとしたら寄附という形で協力はできますかという話をしたら、いつも大変、市にもお世話になっているから、僕たちができることは応援しますよということで、そういうことを言ってもらえたので、あの母親の牛をつくってもらった熊本の会社の子牛の模型を出して、これぐらいのものをつくったらどれぐらいですかと言ったら、最初は百二十何万円の

ことを言われたんですけど、最終的には100万円と消費税にはなりましたが、曾於市の7つの農家の方々に声をかけました。それで、ちょうど131万円いただきました。で、一番寄附をいただいた大窪森雄さんに、ダイユーの大窪さんに一応この実行委員会の責任者という形をお願いをしまして、この子牛の設置をしたところでございます。

(「いつ、計画……」と言う者あり)

○市長（五位塚剛）

ことしの初めぐらいからそういう構想を持っておりまして、具体的には5月ぐらいに大体の方々に声をかけて、それで熊本の会社にお話をしてスタートしたところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

市長みずから、大変御苦労されたと思います。

7人の方々に協力いただいてということで、熊本の会社ということですが、こういうのをしたらどうかということで、市長が寄附のお願いをされて始まったということよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのとおりでございます。

○4番（岩水 豊議員）

先ほど言った、8月2日午前8時に生まれたということですので、8月2日の午前8時ごろに設置したということよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

具体的な事実では、熊本から8月の1日に連れてきましたので、一般的には8月1日という形になっておりますけど、2日の日に設置をいたしましたというのが状況でございます。

○4番（岩水 豊議員）

ちょっと具体的なんですけど、設置はどなたがされたんですか、市のほうで。

○市長（五位塚剛）

この牛については、熊本まで職員にとりに行ってもらって、一晩、こちらのほうで確保しまして、後は市内の左官屋さんやら鉄骨の方々やら、また私の会社も据えつける加勢をしてもらいまして、そういう方々にお願いをいたしました。

○4番（岩水 豊議員）

繰り返すようですが、市内の鉄骨とか左官屋さんとか、市長の会社の方とかで協力して建てていただいたということで、結構すばらしいものを建てていただきまして、ありがとうございます。

そこで、こういう寄附については市で受け入れをされたのではないわけですか。

○市長（五位塚剛）

市のほうに受け入れをすると、予算上、出しませんといけませんので、市のほうで予算を受け入れていることではないです。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、先ほど聞き間違いではないかと思うんですけど、市の職員の方が熊本までとりに行かれたと言われましたけど、市の事業としてしたわけではないのに、市の職員がとりに行ったということですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市の事業じゃ、お金を出しているわけじゃないですけど、市の職員にここまで、時間をとりましたので運んでもらいました。

○4番（岩水 豊議員）

一般的には、何かを寄贈したり寄附したりとかいうことであれば、公共機関に寄附をすれば、いろいろ税法上での優遇とかいうこともあります。そういう対応は、寄附をしていただいた方々には、もうそこはいいよというようなことで、市の歳入には受け入れてはいないということですか。寄附された方々への、その辺の配慮はされないということですか。

○市長（五位塚剛）

市の財源に入れて支出すれば、市からの証明書出しますが、これはその方法をとっておりませんので、実行委員会のほうで受け入れて領収を出しております。当然、本人の方が、税金の申告で自分の経営の中から寄附という形で、その領収を税務署に見さした場合は、それは当然一つの営業の経費としてみなされていけるというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

くどいようですが、市の職員の方がとりに行ったと今言われて、一方では、有志の方々ですか、実行委員会で行いましたということになっております。そして、市長の会社の方も建てるのに協力されたということで、非常にありがたい行為ではあると思いますが、それについて問題は、いろんな面での、公職選挙法等も兼ね合わせて、そして寄附者の方々の善意を踏まえて、また一部には金の集金にも市長が来ていただいたとかいう話も伺っておりますが、そういうことについての法的な懸念というのはありませんか。

○市長（五位塚剛）

このお金の歳入については、7名の方が合計で131万円でしたので、当然この方々を全員、このモニュメントの設置した後に参加していただきまして、そこに参

加されたほかの方々も、商工会の方々等いろいろ来ていただきました。その方々にその内容を全部お示ししまして、収入と歳出はこうなりましたということをお知らせしているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

何か重箱の隅をつつくようでありますが、市長の会社の方々が設置に協力したと。これは、一つの寄附行為には当たらないんでしょうかね。

○市長（五位塚剛）

私は今、会社の経営者でもありませんので、五位塚冷暖房サービスの方々に3名手伝ってもらって、アンカーボルトを設置してもらいました。その費用が1万円の請求書がありましたので、1万円を会社のほうに支払ったという状況でございます。

○4番（岩水 豊議員）

ということは、全く、先ほど金額言われませんでしたので、収支に。市長がその会社の代表では今はなくても、奥さんが代表とか身内の方が代表して、そこの方が寄附行為をしたということになると、やはりいろいろ世間から騒がれる部分がありますので、ちゃんと経費として出したということであればね、私もその辺は問題ないんじゃないかなというぐらいの認識はあります。

ただし、地位的優位な立場にある方が寄附を募って、これは私も確実ではありませんが、五位塚市長個人の領収書を切って集金されたというような話も一部では聞いております。そういう行為、そしてそれがいかなることであろうと、それをまた公共の場に設置されたと。じゃあ、これについても何ら法的な手続等とか、例えば議会の承認を得なければならないとか、議会に全協でも報告するとか、組織の中でも、これから維持管理をしていかなければならなくなります。

そうしたときの対応とかいうのを考えたときに、しっかり市で受けとめて、そして、これからも大事にしていって、もし何らかの影響で、台風とか何かで壊れたりした場合に補修とか、行政のほうで、市のほうでしっかり管理できるわけでありませんが、これからについて、そういう先のことを考えれば、どうもおかしいんじゃないかなと。あそこは市の公共の土地ですね。公共の場所に、そうやって建てたら、何でもしていいかと。市長一人が、ただ決裁権者としてのその権限を許しているのか、法的な問題はないのか、集金活動等を含めて精査するべきではないかと思うんですが、市長は見解はいかがですか、その辺についての。

○市長（五位塚剛）

この子牛の設置については、担当課のほうとも、よく相談して進めてきました。7月の30日付で、子牛モニュメント「そお太郎」誕生の実行委員会の対応で、大窪森雄さんのほうから市のほうに設置のお願いを受けまして、使用目的、許可の期間

を含めて、令和元年の8月1日から令和6年の7月31日までを、とりあえず一定の期間として、その後いろいろ問題がありましたら、ちゃんと話し合いをして、管理を含めてやっていくということでした。

また、市の畜産振興のためのものでもあるし、また、道の駅を含めた地域の観光地の目的でもあるし、行政として当然これは応援すべきものであります。

また、その先頭に立って、私が一生懸命活動することも、これは自分でもやるべきことだと思っておりますので、何も問題がないというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

どうも、ひっかかるんですが、市の職員の方が熊本までとりに行った、これは公務として行ったわけでしょうか。担当課は、それと……。

○市長（五位塚剛）

このときは、市の職員で、連休のときに自分の車でとりに行ってもらいました。

○4番（岩水 豊議員）

それは、公務としてではなくということによろしいのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

公務の期間中であつたら出張命令で行けますけど、私がお願いをして、休み時間ありますよということで快く受けていただきましたので、お願いをいたしました。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

担当課といいますと、あそこの担当課はどこになるのでしょうか。先ほど、担当課と、よう相談して決めましたということでありましたけど。

○市長（五位塚剛）

牛のモニュメントは畜産が、牛ですけど、あそこの管理は商工観光課のほうが、あそこの全体の管理ということで商工観光課になります。

○4番（岩水 豊議員）

そして、あそこに許可を出すとかは、私もいいと思うんですよ。でも、手法として、はっきり明確に、すべきじゃなかろうかと思うんですね。これから5年とかいうことでありますけど、5年たったら、もうどうでもいいよというわけにはいきません。やはり、「そおぎゅっこ」とひとつこつて大事にしていかなければならないモニュメントですので。ですから、それを考えたときに市でしっかり受け入れて、市の事業としてすべきであって、そしてそうすることによって、また寄附された方々にも、感謝の謝意を述べられることもありますし、市としても大きくアピールもできると思うんですよ。

でも、あれ、いつの間に建ったんだとか、建ってから我々も聞かされて、これが

支障のないこういうやり方でいいのかということ。やったことがよければ、手法は
どうでもいいってことにはならないような気がするんですね。ですから、そこはや
っぱり法的なことをいろいろ含めて、もうちょっとしっかり精査してほしいと。そ
こは、やっぱり慎重にやってほしいと。せっかくいい、そお太郎君が寂しがるとい
けないので。ぜひ、そういうところは慎重に、今後同じようなことがある場合に、
我々議会も何も知らない間に、ああいうのができました、寄附でした。市長はあち
こちで言っていて、我々も聞いて、え、何のことやろかいというようなことになっ
て、これでいいのかちゅうことです。

ちゃんと受け入れて、市の職員が、快く行ってくださった、休みの日ということ
とありますが、やはりこれをちゃんとした形で市で受け入れて、公務としてとり
に行って、公務としてやれば一番すっきりして、私なんかも見て、また寄附者にし
ても、この寄附行為ということについての懸念とか、私的な領収書でそういう金を
集めてされるとかちゅうことについても、私ども疑念を持つところです。十分その辺
は、今後のやり方については注意していただくようお願いしときます。

次に、3番目の……。

○議長（原田賢一郎）

岩水議員、休憩しましょう。

○4番（岩水 豊議員）

すぐに終わります。

○議長（原田賢一郎）

まだ、20分ばっか、かかっとやないですか。

○4番（岩水 豊議員）

2分半。

○議長（原田賢一郎）

いいですか。続行します。どうぞ。

○4番（岩水 豊議員）

最後の災害時の対応についてであります。先ほど八木副市長から言われました。
また、大休寺副市長についても現業のほうということで十分留意していただきたい
んですが、退職者の元気な技術者の方々を何とか応援隊みたいに組織して、ちゃん
とした謝金も払ってもいいし、そういう体制で技術者の育成に協力いただくという
ことと、ある意味、再任用期間というのが限られておりますが、今度新しい法律の
中で会計年度任用職員とかいうことで考えれば、それなりの能力を持っている職員
ということで、体調に問題がなければ、何らかの形での採用も含めて、当分の間
です。当分の間、3年なり5年なり、そういう体制をとって、職員の資質、上げるこ

とと、それと技術の継承をすることに力を注いでいただきたいと思います、副市長いかがでしょうか。

○副市長（八木達範）

先ほども答弁しましたが、実は我々内部では、そういう技術のベテラン職員を、新人職員を指導する体制はできないものかなということも検討をいたしました。

今ありましたとおり、このOBの方にそういう組織的な、県もこういうボランティア組織を持っておりますので、市でもそういうのを一応工夫して何らかの組織をつくれば、こういう有事のときには、すぐお願いができるということもありますので、これは十分内部で共有していきたいと思います。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

終わります。

○議長（原田賢一郎）

終わりですか。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月18日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時34分

令和元年第3回曾於市議會定例会

令和元年9月18日

(第5日目)

令和元年第3回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和元年9月18日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下3件一括議題）

- 第1 議案第63号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第2 議案第64号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う文教厚生常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第3 議案第65号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

（以下7件一括議題）

- 第4 議案第51号 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第5 議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第6 議案第54号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第55号 曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第56号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第57号 曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第58号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

（以下2件一括議題）

- 第11 議案第59号 曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第60号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（以下3件一括議題）

- 第13 議案第52号 曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第14 議案第61号 曾於市営住宅条例の一部改正について
- 第15 議案第62号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

（以下3件一括議題）

- 第16 議案第66号 訴えの提起について（調停）
 第17 議案第67号 訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）
 第18 議案第68号 訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）
- 第19 議案第70号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について
- 第20 認定案第1号 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

（以下3件一括議題）

- 第21 認定案第2号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 第22 認定案第3号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 第23 認定案第4号 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（以下5件一括議題）

- 第24 認定案第5号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第25 認定案第6号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第26 認定案第7号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第27 認定案第8号 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について
 第28 議案第69号 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 第29 陳情第14号 学校における集団フッ化物洗口事業導入の中止を求める陳情書
- 第30 議案第74号 市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について
- 第31 同意案第1号 教育委員会委員の任命について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 重久昌樹 | 2番 | 松ノ下いずみ | 3番 | 鈴木栄一 |
| 4番 | 岩水豊 | 5番 | 湊合昌昭 | 6番 | 上村龍生 |
| 8番 | 今鶴治信 | 9番 | 九日克典 | 10番 | 伊地知厚仁 |
| 11番 | 土屋健一 | 12番 | 山田義盛 | 13番 | 大川内富男 |
| 14番 | 渡辺利治 | 15番 | 海野隆平 | 16番 | 久長登良男 |
| 17番 | 谷口義則 | 18番 | 迫杉雄 | 19番 | 徳峰一成 |
| 20番 | 原田賢一郎 | | | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主任 富 田 洋 一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28名)

市 長	五位塚 剛	大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人
副 市 長	八 木 達 範	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	大休寺 拓 夫	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
総 務 課 長	今 村 浩 次	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	内 山 和 浩	建 設 課 長	新澤津 順 郎
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
財部支所産業振興課長	櫻 木 孝 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議会事務局長（持留光一）

御起立願います。一同、礼。着席願います。

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第63号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う総務常任委員会所管
の関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第2 議案第64号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う文教厚生常任委員会
所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第3 議案第65号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設経済常任委員会
所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第63号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う総務常任委員会
所管の関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第3、議案第65号、
消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理
等に関する条例の制定についてまでの以上3点を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第63、64、65についてをまとめて、数項目の質問を、質問通告に従って質
問をいたします。

最初に、この消費税引き上げについての市長の見解を聞きたいと考えております。
一応予定では、来月の10月1日からの10%引き上げの方向でございますが、この国
の方針に合わせてなぜ急ぎ今回提案されたかでございます。このことを含めてお聞
きしたい。

2番、今申し上げたようになぜ急いで10月1日から、全ての施設等の引き上げを
一斉に行うのかでございます。

関連いたしまして、今回この改正の中に、施設等の中で引き上げを見送った施設
があるとしたら、あわせて報告をしてください。

第3点目、市民への周知徹底でございます。本日も即決、これはもう後ほど討論

の中でも若干申し上げますが、わずかにもう2週間前後しかございませんけども、特に市民の利用が多い施設についての周知についてはどのような方向を、まあ事前準備は市民との関係ではしてはならないし、これからだと思っておりますがそれについてお聞かせ願いたいと考えています。

それから、63号から65号の、半年間あるいは1年間ですね、今後の引き上げ額についてあわせて10%の計算処理で端数処理など生じていないのかどうか、また生じていたら——端数処理といいますと1円単位であります——どのような扱いを基本的には市の方針としてはしてあるのかどうか、お聞きをいたします。

次に、今回この63、64、65号の以外で、先ほども申し上げましたが、見送った事例はないのかどうかでございます。

以上の5点でございます。

○市長（五位塚剛）

消費税引き上げについての、市長の見解を聞きたいということでございます。

安倍内閣の中で少子化対策を進める上で、今回社会保障の充実の関係という観点から、8%から10%に引き上げるという状況が続いておりますので、今の段階においては国が引き上げを中止するという状況でありませぬので、市のほうも、10%を前提としたとの制度に沿って、やむを得ないような状況で提案をするものでございます。

あとについては、担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、2番目にございました、なぜ急いで10月1日から、全ての施設等の引き上げを一斉に行うのかについてお答えいたします。

今回の、使用料等の改定につきましては、先ほど市長が申されましたとおり、国が10月1日から消費税及び地方消費税の税率改定を行う予定ですので、それに合わせたものでございます。

続きまして、市民への周知についてお答えいたします。

今回、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う、使用料等の条例改正をお願いしておりますが、条例案を可決していただいた後、各施設等において料金改定に係る張り紙やチラシ等でお知らせを行う予定でございます。また、SOOGoodFMや自治会使送便を活用し広く周知徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、63号から65号の半年間、さらに1年間の引き上げ額についてあわせて10%の端数処理の計算処理で、端数の数値が生じるなど、問題が生じなかったのかについてお答えいたします。

今回の、使用料等の改定による半年分の影響額であります。一般会計で13万8,000円、特別会計の公共下水道事業会計で26万1,000円、生活排水処理事業会計で41万6,000円、笠木簡易水道事業会計で6万7,000円、水道事業会計で236万3,000円となっております。

また、1年間分の影響額であります。一般会計で39万8,000円、特別会計の公共下水道事業会計が78万4,000円、生活排水処理事業会計が81万1,000円、笠木簡易水道事業会計が20万3,000円、水道事業会計が709万円となるようでございます。

今回の、使用料等の算定方法は、原則、現行使用料等を8%の消費税が加味されていると考え、現行使用料等を108で除したものに110を乗じて算出しております。現行使用料等の1の位がゼロ円の場合は、算出した金額に10円未満の端数がある場合は、切り捨てをして10円単位として、それから、同じく1の位がゼロ円でないものは算出した金額に1円未満の端数がある場合は、切り捨てをしております。

続きまして、今回63号から65号以外で引き上げを見送った事例はないかについてお答えいたします。

今回の、使用料等の引き上げについて条例改正を行わなかった条例が、議案第64号の文教厚生常任委員会所管において2条例、それから、議案第65号の建設経済常任委員会所管において4条例の改正を見送っているところでございます。いずれも、端数切り捨ての処理により、料金等の変更が生じなかったものでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長答弁では、国が10月1日からということで、それに対応した、あるいはせざるを得なかったというふうな受けとめてもいいかと思っております。

ただいま、課長答弁にもありましたように、半年間にいたしましても1年間にいたしましても、曾於市にかかわるこの消費税引き上げ分は、金額的にはそう大きな金額じゃないんですよ。一般会計では、課長があったように、半年間で、ある意味じゃわずかに13万8,000円でございます。

ですから、国に準じて引き上げるか、若干見送るかという点でございます。この点で、金額的には見送っても財政に影響を及ぼす問題じゃございません。

例えば、私が知る限りにおいては、宮崎県の延岡だったと思うんですが、宮崎の日日新聞を見たところ、一方で提案を行っているけども、引き上げの、一方で——水道料金です、水道料金の引き下げも行っております。

結果的には、新聞報道では、反対多数で一応否決いたしておりますけども、その水道料金の引き下げについては、全国的にはまあ今後9月議会でいろんな対応が出ようかと思っております。

考え方、見解がありましたら、お聞かせ願いたいと考えている、なかったら答弁よろしいです。

第2点目は、課長に伺います。

一応、この計算処理としては10円未満については、もう全て例外なく端数切り捨てというふうに受け止めていいのかですね、10円未満ですよ。つまり、1円単位の数字は一切出していないということで理解していいのかどうかですね。これが第1点。

それから第2点目は、文教と建経にかかわる、については端数処理で一応対応ができなかったということですが、具体的な施設等の例を挙げていただきたいと考えております。それ以外は、全て例外なく特別会計を含めて、今回3つの議案で出されるというふうに理解したいと思っておりますけど、間違っていたら訂正を答弁でしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

延岡市の問題については、私も新聞等を見たところでございます。議会で否決をされましたけど、市長さんはまた再提出をするというような内容でございました。それについては、私がコメントできる問題ではありませんけど、全国ではいろんな事例があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

あとは、各担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどありました、10円未満の端数については切り捨てを行っているのかということですが、それにつきましては全て切り捨てを行っているところでございます。

それから、先ほどありました具体的な文教厚生委員会で見送った2件、それから建設経済委員会で見送った4件について、条例をお伝えいたします。

まず、文教厚生委員会におきまして2件ですが、これは財部交流館、それと地区運動施設、南之郷、財部北、南、中谷、のこの2件でございます。それから、建設経済委員会でございますが、4件でございます。これにつきましては、財部の農産加工センター、それから財部ふれあい広場、財部農村婦人の家、それから末吉原村地区の農業研修センター、以上4件。合計6件を見送っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

先ほど、ちょっと聞き忘れましたので1点だけ課長に質問いたします。

議案63、64号の今回提案されたのは、全部で幾つの施設になりますか。条例上は54だったと思うんですが、幾つの条例改正で、また施設自体は全部で幾らになるでしょうか。それ以外は、課長答弁でありますように、ただいま答弁があった文教関係とそれから建経関係、これは例外的と。理由は端数処理で対応が逸脱していたとか、10円未満で、そのように受けとめておきたいと思います。トータルについてお答えください。

○財政課長（上鶴明人）

ただいまの質問についてお答えいたします。

施設の使用料等に関する条例は、全部で62条例ございました。そのうち、改正する条例が一般会計分におきまして53条例、特別会計におきまして公共下水道事業、それから生活排水処理事業、それから水道事業の3会計、合わせて合計で56件の改正を行っております。そのほかでは、先ほど言いました6件を改正しなかったところですので、合計で62条例となっているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ずつ行います。

まず、議案第63号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理等に関する条例の制定について、討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案の63号については反対をいたします。

その前に、この委員会付託をしなくて、そして即決ということでございますが、あえて反対はいたしませんけれども、今回の9月議会の提案された議案の中で、個人的には私はこの消費税関連、それから後ほど審議されます、いわゆるこの臨時職

員等の新たな条例制定の問題、さらに審議にかかわる譲与税の問題などが特に大きくなるんじゃないかと思っております。そうした、特に市民として身近な問題が即決というのは残念なことでございますけれども、このこと自体はあえて反対はいたしません。

共産党議員団はなぜ反対するかでございますが、日本共産党は、さきの参議院選挙で、大企業や富裕層に対する優遇税制を改革することで消費税の引き上げは必要ないとの受けとめ方であり、またほかの野党3党にもそうした立場で呼びかけて共有を行って、参議院選挙では野党4党が全て引き上げの反対ですね、一応一緒に取り組みました。

また、選挙後も日本共産党は「値上げやめ」の取り組みを進めており、先日12日、9月12日には志位和夫委員長と山本太郎れいわ代表が、一応会談を行って今後はほかの野党にも呼びかけて消費税については、10%ではなくて5%引き上げの方向で共同を進めるように、この2党は合意いたしております。

私個人も、これまで9月に入ってからそういった立場で街頭演説も行っております。そうした中での今回の税率引き上げの条例改正に、共産党議員団は賛成できず反対をいたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う文教厚生常任委員会所管の関係条例の整理等に関する条例の制定について、討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産議員団は、議案64号についてもさきの63号と同じような理由をもって反対で

あります。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、第65号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理等に関する条例の制定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第65号についても、さっきの63、64号と同じような理由をもって、共産党議員団は反対であります。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

- 日程第4 議案第51号 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第55号 曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第56号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第57号 曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第58号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、議案第51号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第10、議案第58号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてまでの、以上7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

最初に議案第51号の会計年度任用職員等のかかわる条例制定について質問をいたします。

先ほど、申し上げました、これは、いわゆる臨時職員の労働条件を改善するという一つの側面だけでなく、今後将来的には、将来の方向性として我が曾於市の正規職員を含めて、いわゆる人的体制をどのような方向で今後進めていくかにも直接、間接にかかわる、非常に重要な問題と個人的には受けとめております。

これまで、国会の審議を見ましても、日本共産党など野党各党は、この法律にはそうした大きな立場で反対、あるいは批判的であります。私の本日の質問もこのことも、一つの側面として、側面として念頭に入れながら七、八項目質問をいたします。

最初に、いわゆるこの正規職員の基本的な役割、あるいは位置づけ、まあ位置づけかいいますと法律上の位置づけでございます、について現在の曾於市の職員数、あるいは今後の職員数、これはさきの本会議でも一般質問で今鶴議員も質問があって、答弁がされておりますが、職員数についてもお答え願いたい。これが第1点。

第2点でいえば、戦後これまで、いわば正職員を補佐する意味で臨時職員、あるいは非常勤職員が曾於市を含めて一つの役割を果たしてまいりました。合併後も、

これが非常に数の上でも大きくなっております。この、いわゆる臨時職員、非常勤職員の基本的な役割並びにこれも位置づけ、法律上の位置づけについてお答え願いたいと考えております。

そして、現在のこの職員の数、これも形態ごとに分類してさらに今後の職員数についてもお答え願いたいと考えております。これも、さきの岩水議員の質問に対して、ま、今後任用職員とありますけども、任用職員についても今後減らす方向であるとの答弁が総務課長からありました。このことを念頭に入れての質問であります。

次に3点目。これまでの臨時職員、非常勤職員の、いわゆる労働条件、例えば給料、賃金、あるいは諸手当を含めて、について現行の労働条件について説明をしてください。さらに、嘱託職員についても、現在嘱託職員がもしおられるとしたら、状況内容で説明してください。旧町時代は嘱託職員が非常に多くて、これは法律上の根拠がないために、基本的に、私はそれは減らす方向、否定する方向で一般質問を初めとして本会議でも取り上げてまいりましたが、今でも嘱託職員がおられるとしたらお答え願いたいと考えております。

次に、この、いわゆる新しい条例の第2条、第2条で今後会計任用職員として新たなスタートを切ります。そして、任用職員はフルタイムとパートタイムに分けられます。このことについて、この条例が可決されました後、10月1日以降フルタイムとパート職員の現段階での職員数についてもお答え願いたいと考えております。

次に、今回の新たな条例制定ですね、会計年度任用職員の労働条件が一定改善されます。これが、今回の法律改正、あるいは条例制定の一つの特徴、これはいい面であります。一つの側面ではありますが、この点についても報告をしてください。

次に、平成30年度は私の所管する生きいき健康センター内の包括支援センターの業務が社会福祉協議会に委託されました。これは、全国的な一つの傾向であり、国もこれを奨励する意味で一定の財政的な支援も行っている、という流れの中での曾於市の、いわゆる社協への委託でございました。この点について、職員の結果としてすぐには減少になりませんが、あるいはならないでしょうけども、最終的には正規職員が減ることに必ずなります。正規職員の減少と、業務を、そのようになりましてけども、今後加えて新たな取り組みで、正規職員の業務の肩がわりをそうしたほかの組織団体に肩がわりすることを、今、市の方針として考えている分野があるとしたら、お答え願いたいと考えております。

次に、正規職員と会計年度任用職員の基本的な、大きな違いは何か、でございます。どんなに会計年度任用職員を、条例制定して、そして労働条件を給料体系を含めて改善したとしても、基本的には正規職員との間には大きな違いがなければならず、またあると考えておりますが、その、特に、基本的な、大きな違いについて説

明をしてください。

さらに、先ほどの話にかかわりますが、先日の岩水議員の質問に対して課長の答弁では、今後、任用職員、フルタイム、パート職員の数については減らす方向で、一応考えているということでした。どのような、いわば計画でもって減らす方向であるのか、その数を含めてお答え願いたいと考えています。個人的には、今回の条例制定で私はこの点、最も強く関心を持っている一つでありますので、明確にお答え願いたいと考えております。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

まず初めに、正規職員の基本的役割、位置づけ、現在の職員数、今後の職員数についてお答えをしたいと思います。

正規の職員につきましては、地方自治法第148条及び第172条に定めがあるもので、普通地方公共団体の長が、その事務を管理し執行するために置くものでありまして、普通地方公共団体の長がこれを任免し、条例でその定数を定めるものでございます。

正規職員の採用につきましては、競争試験または選考によるというふうに分められておりまして、任用の期間は定められておりません。定年に達した日以後における最初の3月31日までの間において退職するもの、ということで地方公務員法に定められております。

なお、正規職員の勤務する日でございますが、条例により日曜日、土曜日、それから国民の祝日、休日、それから年末年始、12月29日から1月3日以外の日でありまして、1週間当たり38時間45分、1日に直しますと、5で割りまして7時間45分と定められているものでございます。

現在の職員数につきましては、355人でございますけれども、今後しばらくは360人以内で推移するというふうを考えておりますが、現在計画いたしております本庁支所機能再編計画と進めた場合には、令和5年度から毎年5人程度ずつ減らしまして、令和12年度には320人にしたいというふうを考えているところでございます。

2つ目の質問でございます。臨時職員、非常勤職員の現在の基本的な役割、位置づけ、形態ごとの職員数、今後の職員数についてお答えしたいと思います。

臨時職員につきましては、改正前の地方公務員法第22条に基づき任用しているものでございます。主に、職員の事務補助、あるいは例えば選挙事務なり、あるいは災害事務、現在で言えばプレミアム商品券等でございますが、期間限定の業務、あるいは職員の育児休暇の代替、現在4人ほどございますけれども、その代替などの任務を担っております。

非常勤職員につきましては、改正前の地方公務員法第3条に基づきまして、それぞれの職務の遂行に必要な知識、あるいは技能を有している方を任用しているものでございます。その職は、多岐にわたりますけれども、各種相談員、指導員、支援員、作業員、あるいは学校におきましては事務補佐、図書司書補、学力向上支援員、特別支援、教育支援などがございます。

勤務日数につきましては、その職によりまして正規職員に準ずるものから月2日までさまざまな形態があるところでございます。

本年9月は、1日現在の形態ごとの職員数でございますが、臨時職員数につきましては50人でございます。内訳は、月20日勤務が16人で、月14日勤務が34人という内訳になっております。

非常勤職員は、合計で160人ございまして、内訳、は学校を除きますが、相談員、指導員、支援員が61人、作業員が15人、文書配送員、公文書あるいは自治会域への文書配送員が14人、そのほか学校等の関連が70人でございます。内訳といたしましては、月20日が106人、20日未満が54人ということになっております。臨時職員、非常勤合わせますと、現時点では210人でございます。

今後の職員数につきましては、令和2年度、会計年度任用職員が始まる令和2年4月1日には、全体で199人、令和3年度188人、令和4年度184人と見込んでおりますけれども、今後、各課局とのヒアリングを実施しながら、あるいは新規の急な事業等があった場合には変動があるものと考えております。

3つ目の質問でございます。

臨時職員、非常職員の給料、賃金、諸手当などの労働条件についてお答えしたいと思います。臨時職員につきましては、6カ月以内の雇用期間ということで現在は日額5,900円でございます。10月1日から、今回補正をお願いしておりますが6,150円になる予定でございます。

臨時職員につきましては、この日額と通勤手当を含めて賃金により支給しており諸手当についてはないところでございます。

年次有給休暇、年休につきましては、有給につきましては6カ月以上勤務されている職員に付与しているところでございます。

そのほかの休暇でございますが、月20日とそれ以外と変わりはございますが、月20日勤務の臨時職員は、忌引休暇、あるいはインフルエンザ罹患の際などにつきましては有給の休暇、それから子の看護あるいは親等の介護に関する休暇につきましては無給の休暇を付与いたしております。それ以外、月14日勤務の臨時職員につきましてはインフルエンザ罹患の休暇のみ有給休暇で、そのほかにつきましては無給の休暇を付与しております。

非常勤職員につきましては、1年以内の雇用期間というところで臨時職員と違うところがございますが、支給も報酬で支給しております。報酬は、時間外勤務相当分を含めて日額あるいは月額で支給いたしまして、通勤手当相当分は費用弁償により支給、諸手当についてはないところがございます。

年次有給休暇につきましては、臨時職員と同じく月の勤務日数に応じて付与しております。その他の休暇につきましては、月20日勤務の臨時職員、先ほども申し上げました月20日勤務の臨時職員と同様の休暇を付与しているところがございます。

4番目、嘱託職員の給料、賃金、諸手当などの労働条件でございます。お答えをいたしますが。嘱託職員につきましては現在2人いるところがございます。この職員につきましては正規職員と同じく、任用期間は定められておりません。定年についても職員と同様でございます。

給料は、昇給はなくして技能労務職、給料表により支給しているところがございます。また、期末勤勉手当は職員と同じ月数で支給、手当は通勤手当のみ支給しております。年次有給休暇は年20日、その他の休暇につきましては非常勤職員と同様であり、退職手当は支給されるものがございます。

次でございますが、フルタイムとパートタイムの違いについてそれぞれの職員数についてということでございます。来年の4月1日の見込みで申し上げます。まず、フルタイム職員とパートタイム職員の大きな違いでございますが、これは勤務時間により区分されます。フルタイム職員は正規職員と同じ1週間当たり38時間45分、パートタイム職員につきましては、それよりも少しでも短ければ、例えば1時間でも短ければパートタイム職員というふうに区分されるものがございます。

フルタイム職員の特徴につきましては、職員と同じ給料、あるいは手当としての支給、それから退職手当の支給があること、それから1年を過ぎまして再度の任用の場合には、一定の年数正規職員と同等の昇給がありますが、営利企業への従事の制限が適用されると、今の常勤職員と、正規職員と同様でございます。

一方、パートタイム職員につきましては、報酬、費用弁償としての支給でございます。退職手当は支給されません。再度の任用につきましては、従事日数によって昇給の幅は異なりますけれども、フルタイムと同様一定の昇給があるところがございます。ただし、営利企業への従事は制限されないということになっておりますので、ほかの仕事、ある程度の内容であれば、ほかの仕事をすることも許されるというような内容になっております。

現時点での見込み数でございますが、令和2年度でフルタイムが77人、パートタイムが122人と見込んでおりますが、今後各課局とのヒアリングを行いまして適正な人数、従事日数を決定していく予定といたしております。

続きまして、会計年度任用職員の労働条件が改善された点につきまして、お答えをいたします。給料面でございますが、事務補助、臨時職員のフルタイム職員の基本額を給料表の1級1号に設定することから、現在の臨時職員の、令和2年度から報酬給料になりますけれども、日額単価が増額になること、さらに給料、報酬のほかには――週二日未満は除きますが、ほぼ全職員へ期末手当の支給があること、そしてフルタイム職員は、先ほども申し上げましたが、退職手当の支給があることでございます。

任用の面では、これまで臨時職員は6カ月以内の任用でございましたが、フルタイム、パートタイムを問わず原則1年以内の任用となります。

さらに、再度の任用、何度でも可能ということになります。例えば人事評価、あるいは勤務状況がよくない場合、あるいはほかに適任者が募集、応募された場合などには任用されないということも当然あり得ることになります。基本的に1年、1年がその任期ということになります。

休暇面につきましては、パートタイムにも新たに災害等による出勤困難、あるいは忌引などが有給休暇として付与されまして、介護休暇、産前産後休暇、育児休業などが無給の休暇として付与されることになります。

これらのように、給料、休暇等の面で労働条件が改善されることになりますけれども、その反面、会計年度任用職員は、職務専念の義務、職務上の命令に従う義務を初めとする公務員としての倫理観の保持を求められるなど、正規職員に近い責任感を持つことになるということと考えております。

次の、新たな取り組みで、正規職員の業務を委託する事業があるか、でございますけれども、現在のところ予定はないところでございます。

次の、正規職員と会計年度任用職員の基本的な違い、大きな違いについてでございます。

任用に関しましては、正規職員は、年齢制限等を要領に明示した上での競争試験により採用をいたしております。最初の6カ月間を条件つき採用といたしまして、その後、任用期間の定めがなく、定年までの任用期間というものになります。

一方、会計年度任用職員につきましては競争試験は行わず選考による採用、そして条件つき採用につきましては、最初の1カ月間を条件つき採用、2カ月目から本採用ということになります。原則として、年度末までが任用期間となるところでございます。また、本人の能力、あるいは仕事の状況、人事評価等によりまして期間を1年とする再度の任用は何回でも可能となるものとございますが、その任用のたびに選考を行い、最初の1カ月は再度の任用でありましても、条件付き採用となるものでございます。

定年に関しましては、正規職員は年齢が決まっておりますが、会計年度任用職員は決まっていないところでございます。

給料に関しましては、正規職員は原則として毎年1回、昇給、まあ原則しますけれども、会計年度職員は昇給の回数が限られることとなります。

ボーナス分、一時金に関しましては、正規職員は期末手当と勤勉手当が支給されますけれども、会計年度任用職員につきましては、再任用職員と同等の期末手当のみを支給することとなります。勤勉手当の支給は認められていないところでございます。

有給休暇に関しましては、正規職員は病気休暇、産前産後休暇、子の看護、夏季休暇等はございますけれども、会計年度任用職員は、これらにつきましては無給の休暇となるところでございます。

最後、会計年度任用職員を減らしていく計画かという質問があったかと思えます。

この前の、一般質問で答えたところでは、令和2年、3年、4年、減らしていく予定でございます。現在210名でございますが、来年度199名、3年度188名、4年度184名と考えております。

その後も、順次人数を2名程度ずつ減らしていきたいと思えます。

最終的には、今現在210名でございますが約2割減の168人程度にできればとできればと思っておりますが、その期間は職員を1割35人程度を令和12年度までに減らす予定でございますが、この会計年度任用職員につきましても令和12年度までに168人程度に減らすことができるといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行します。

○19番（徳峰一成議員）

通告要旨には、53号以降も通告要旨出していたんですけども、51号が余りにも大事な議案であって質問し忘れしたので、2回目以降で53号以降も質問いたします。

ただいま、51号については総務課長が、大変詳しいですね。勉強した上での答弁がありまして、率直に言って模範的な答弁でないかと私も評価をいたします。

まず、第1点として市長に質問をいたします。

これまでの議会のやりとり、本日の議会質疑を含めて、この会計年職員についても、その現場から見たら、ただいま課長が詳しく報告答弁があったように、任用職員の労働条件を引き上げるもので、これ以外はどなたも、誰も反対する人は私を含めておりませんけれども、やはり将来のこの10年後、20年後、あるいは30年後の曾於市における、いわゆる正式職員を含めた人的体制、特に曾於市の場合は合併して今日、役所で今後再編があるとはいえ、財部と大隅の支所も抱えておるような特異の形態であります。

そうした中での、特にその中心となる人的体制の中の正規職員、合併をお互いしておりますので四百数十名から350名前後の体制になりました。これは、誰が見ても致し方ないというか、やはり職員の減はもうこれはいたし方ない、と、私を含めて受け止めたのじゃないかと思っております。

ところが、この五位塚市政になってからも、350名からはなかなか少なくできないというか、これは私が見ても十分わかります。できない理由がですね。私は、個人的な簡単に正規職員を今後も減らすべきじゃない、といった基本的な立場でございます。

曾於市は、非常に広大な地域でありまして、人口が減ったとはいえ、市民の行政需要が非常に大きいからでございます。

その点で、市長にまず質問の第1点でありますけれども、ただいま課長から、今後10年、11年後には現在の職員を320名に正規の職員を減らす方向であるという方針であります。

方針は方針で、議論した上での方針でありますから否定する気持ちはございませんけれども、特に正規職員のこの減らすことについては今後、令和5年度から一応市役所再編が始まりそして終わろうとしますけれども、十分に実態を見きわめながら、特に住民サービスの低下とは、くれぐれもならないよう、大隅、特に財部町の市民にとっては十分なこの慎重な対応が大事じゃないかと思っておりますので、その点で正規職員の考え方について、市長の見解を一応お答え願いたいと考えております。

これが第1点。

それから、第2点目、これも市長でなければ答弁できませんので質問いたします。

ただいま、課長答弁でありますように総体としてこの任用職員制度が発足することで、フルタイムの職員を中心として労働条件が改善されます。特にフルタイムの予定されている77名、これは給料制、退職金あり、昇給もあると。フルタイム対応ということですね、正規職員をまあ補佐する立場、役割があるとはいえかなり正規

職員に近い役割が担うであろうということも考えやれます。特に、給料などの賃金体系が引き上げられることで、これは市民にとっても若者にとっても非常に魅力のあるこの任用職員、特にフルタイム職員じゃないかと思っております。

それで、このフルタイム職員についてもこれまで以上に私は、やはり市民誰が見ても採用に当たっては厳密に行う必要があると思っておりますが、これはもうすぐ来月からでありますけども、どのような今後選考の改善を考えているかをお聞かせ願いたいと考えています。市民から不必要な疑問や批判が出ないためにも大事じゃないかと思っております。

これが第2点目の質問であります。

それから、第3点目は課長に質問いたします。

現在、この正規職員については詳しく、職員の採用については説明がありましたけども、フルタイム、パート職員については、これは課長答弁ありましたように、競争試験はなくって、選考あるいは面接でございますが、現在の段階での、いわゆるこれまでの臨時職員、非常勤職員の採用のあり方の、ついて、曾於市の場合の状況を、これは課長から説明をしてください。

これが第3点目。

で、第4点目。これは、市長でも課長でもよろしいんですけども、まあ、くどいようでありますけども、先日の岩水議員の質問に対して任用職員も減らす方向であるということで、課長から具体的には現在210名であるけども、令和の2年は199、そして3年度は188、4年度は184、そして、その後も、5年以降も2名ずつ減らして2割減で、最終的に168名ともっていきたいということでありましたけども、これは、恐らくトップの間でも十分議論はし尽くされてはないと思っております。その中で、フルタイム、パート職員も、これもかなり違いますけども、それぞれ何名にもっていか、一つの計画がもう示されていたら課長からお答え願いたいと考えています。

まだ、これからの議論であつたら、本日の答弁ではよろしいです。

最後に、前後いたしますけども、特に市長ですね、今回五位塚市政になって、これほど戦後のこの正規職員とのかかわりで、いわゆる臨時職員等の体系、給料体系が大きく変わったのは恐らく初めてじゃないかと個人的には思っておりますが、そういった意味で、今後どのような、やはりこれを踏まえてですね、かじ取りを行うと考えておられるか、まあ、先ほど質問したほうがよかったんですけども、最後に市長の見解を伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

市長。

○19番（徳峰一成議員）

議長、さっき言い忘れました。

○議長（原田賢一郎）

はい、どうぞ。

○19番（徳峰一成議員）

あと議案の53、54、55、56、57号については通告要旨にも書きましたけれども、一つは——1点だけあります。

提案理由の中の成年被後見人等の権利の制限に係わる措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律について説明をしてください。

そして、2点目、本市ではこうした成年被後見人を必要とする市民は、市が把握しているところでは何名ほどになるのか、お答え願いたいと考えております。

それから、58号については、提案理由の中の一部改正の整理について、これも一言説明をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

職員の問題であります。非常に多岐にわたった仕事をしておりまして、現状としてはこれ以上職員を積極的に減らすということは考えてないところでございます。

将来的にわたって本庁方式にしたときに、ある程度の仕事の内容が見えてきますので、それに沿った計画は持っております。それについて、また、今、退職をされる方の後の採用を調整しながら320名に、将来的にはもっていくという基本的なことで考えております。

また、臨時職員の、今回の制度の改正によって身分がある程度保証されて、また、賞与等も出るという意味では、これは国の施策の中の一環でありまして、非常に私もありがたいことだと思っております。

一方では、市の財政的負担が非常にふえてきておりますけど、そのあたりは、あくまでも臨時職員は臨時職員でありまして、責任を持てるものじゃありません。当然ながら正規な職員の事務の補佐という形であります。将来的に同じ職場で働く場合は、やはり民間の長期的に保証された職場のほうがいいのじゃないかなと思っております。

今回は、今までは半年、半年ごとの切りかえでしたけど、これが1年間ぐらいつつ、ある程度は保証されますけど、これもあくまでも限界がありますので、今後はハローワークを通じて募集かけます。それについては当然ながら担当の課長を含めたところで聞き取りをしながら採用をしているところでございます。

以上です。あとは担当課長から答弁させます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

まず、現状の臨時職員の募集、採用のあり方ということだと思います。

臨時職員と非常勤職員があるところでございますが、今、市長からありましたとおり、今現在はその担当する課長、局長、あるいは補佐、係長等によりまして、それぞれ面接を行いまして採用いたしておりますが、もちろんハローワークに募集を出しまして、ということでございます。

ただ、今年度より少し変えたところにつきまして申し上げますと、臨時職員についてでございますが、現在事務補佐ということで、昨年度までは1つの課だけの臨時職員でございましたけれども、本年度から複数の課をまたがった臨時職員というふうに位置づけをいたしました。

例えば、本庁でいいますと、本庁の2階、3階、5名か6名いるんですけれども、この臨時職員につきましては、その6つの課の事務を全て携わると、忙しいときには別な課に行くというようなことをしておりますので、今年度より、その5つ、6つの課長によりその臨時職員の面接を行っているというような状況でございます。

それから、フルタイム、パートタイムの人数でございますが、もちろんなかなか精査できないところでございますので、10年後一応168名をめどというふうに申し上げましたが、現在のところではそのうち、フルタイムを、まあ、69名程度、パートタイムを99名というふうに考えておりますが、まあ、いろいろな事情の変化、情勢の変化によっては変動はあるものと考えております。

それから、その関係で議案第53号から57号の成年被後見人等のこの法律につきまして説明をということでございますので、説明させていただきます。

今回、この法律につきましては、平成28年、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴う措置ということで、成年被後見人及び被保佐人の人権を尊重し、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る適正化を図るために、本年6月にこの法律が公布されたものでございます。

具体的には、各法律に定める資格、職種、営業許可等において、心身の故障の状況を個別的に審査いたしまして、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を設けるなどの適正化を図ったものでございます。

地方自治分野での具体例といたしましては、地方税法における固定資産評価員の欠格条項、あるいは地方公務員法における、一般職の地方公務員の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」という文言を削るものでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、本市における成年後見人を必要とする市民は何人いるかと、考えられるかについてお答えしたいと思います。

成年後見人につきましては、認知症や知的障がい者等の精神上の疾患により判断能力が著しく低下した方の財産を保護するために、家庭裁判所から選任されて、本人の財産保護や身上監護を行う人のことをいいますが、本市においても認知症や知的障がい者等の精神上の疾患を持っている方はいらっしゃいますが、成年後見人を必要とする方が何人いるかということにつきましては現在、把握できないところでございます。

以上です。

○市民課長（内山和浩）

それでは、曾於市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の政令についてお答えいたします。

この政令の改正は、住民票、個人番号カード及び署名用電子証明書等への旧氏の記載等に関する事項を定めるもので、主なものは、住民基本台帳施行令の第30条の13「氏に変更があった場合の住民票の記載事項の特例」及び第30条の14「氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載等」の規定が設けられたことにより、氏に変更があった者は、住民基本台帳に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載ができるようになるため、これに伴い、総務省自治行政局から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の通知により、旧氏を印鑑登録及び証明書に記載できるように改正するものです。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問に入ります。

2回目の私の質問に対して、市長答弁では積極的に今後正規職員を減らすことは考えていないということでありましたが、基本的には私と同じ立場、考え方じゃないかと思っております。

今の、この350名か60名の職員体制ですね、これまで同僚議員からも一般質問でありましたけれども、この人たちの能力を生かしてさらに力量を高めるっていうか、このことにやはり市としてはもう全力を挙げるちゅうかですね、減らすことというのは第一次的な考えじゃなくって、このことでもかなりカバーできるんじゃないかと思っております。その点ですね、そうした立場でやっていただきたい。答弁はよろしいです。

あと、総務課長に三、四点ですね、質問漏れを含めて質問をいたします。

一つはこの任用職員ですね、再任用職員、これが新たに制度ができて、何名かおられます。現在、何名か。で、これは今後フルタイム職員の中に入れる七十何名であるのか、確認をいたします。

これは第1点。

それから、任用職員についての、いわゆる雇用年数についても基本的にはお答え願いたいと考えています。

これまでは、この臨時職員と非常勤職員については、臨時職員は半年更新、市長は、非常勤も含めて1年更新ということでありましたけども、非常勤職員は1年更新であります。臨時職員は、先ほど課長答弁にありましたが半年更新であります。今後、任用職員になりますと、フルタイム、パートタイムも1年任用となりまして、これは上限がありません。5年でも場合によっては10年も勤務できるちゅうか、まあ、これは県内のほかの市町村はまちまちでありまして、曾於市の、これはいい面での特徴であります。

その点で、この退職後の再任用については何年を一応考えているのか、そして現在何名で、これはフルタイムに入っているのか、確認であります。

それから、先ほどの1回目の答弁の中で嘱託が2人ある、おられるということでございましたけども、この嘱託の法律上の定義はどこか、1項目であるのかどうか、正規とこの臨時、非常勤職員、新たな任用職員については、課長答弁にありましたように法律上の定義がありますが、嘱託職員はどうであるのか、で、この2人は今、どこの分野に一応配置されているのか、お聞きいたします。

これはフルタイムの77名には入っていないと思うんですが、そのように解釈しているのかどうか、課長から答弁をしてください。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

再任用職員の件でございますので、現在の再任用職員の人数を申し上げますと、現在9名でございます。

で、これはフルタイムに入るのかどうかということでございますが、再任用職員につきましても、あくまでも正規職員というような取り扱いでございますので、この会計年度任用職員と全く別でございます。

で、何年かということでございますが、これにつきましては1年ずつの任期で毎年審査会を行いまして翌年度また再任用として雇用するかどうかというのを決めていくわけでございますけれども、現在、これは年金の受給の年、年齢との関係がございまして、来年度、令和元年度末に退職、定年で60歳を迎えられる方につきまし

ては4年間まで再任用できると、1年ずつの、でございますが、4年間までとなっております。

最終的には年金受給が65歳からになりますので、その次の次の年からは5年までできるということになります。

それ以降はずっと今の段階では5年間は再任用ができるということになっております。

それから、嘱託ですね。嘱託職員については現在2人いるところでございまして、職と致しましては学校現場の事務補佐員として2人雇用をいたしております。法律上の定めはないものでございまして、議員のおっしゃられたとおりでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（上村龍生議員）

議案51号関連のところ、正規職員と任用職員との違いのところの1点だけ質問です。

共済組合との兼ね合いもあるんですけれども、まあ、年金関係の制度的な正規職員と任用職員との違いがあると思うんですが、年金と、まあ、一部、この間の質疑でもありましたけども、年金と、もう一点は保険制度ですね、の違いの取り扱いの説明、それとその中でもう一点は、任用職員の取扱いは、これまでの取り扱いと、まあ、年金と健康保険ですが、これまでの取り扱いと違いがあったのかないのかの2点を質問します。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたしたいと思います。

会計年度任用職員の年金と保険制度の関係でございますが、フルタイム職員とパートタイム職員と若干違うところも出てまいります。

まず、フルタイムでございますけれども、職員と同等ということもございまして、地方公務員等共済組合ということになります。

パートタイムの場合にはちょっと条件がございましてけれども、通常は協会健保、あるいは厚生年金、あるいは地方公務員等共済組合ということになると考えております。

年金保険につきましては、フルタイムは厚生年金になろうかと思っております。

健康保険証につきましては、勤務日数に応じまして今の臨時職員の20日勤務も当然健康保険を交付いたしておりますが、同様にその日数に応じまして交付をするということになります。

基本的には月15日以上勤務となれば保険証を交付するということになるかと考えております。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

ちよっともう一回、整理させてください。

これまでの、任用職員になる前のその臨時職員かれこれの方々で、まあ、共済組合というか、今職員が入っている共済組合で年金なり健康保険加入者というのはなかったと思うんですけれども、それまでは厚生年金なり国民健康、済いません、年金と保険とごちゃまぜになるけど、まあ、国民年金なり、厚生年金なりそれぞれ違ったと思うんですけど、そこの整理、もう一回、フルタイム職員は共済組合で職員と同じように入れるようになるという理解をすればいいのか、多分その点はそうならば変わったと思うんですよね、これまでの取り扱いと。そこもう一回説明してもらえますか。

○総務課長（今村浩次）

失礼いたしました。

まあ、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、もう職員同等ということでございますので、地方公務員等共済組合ということで職員と同様になると。おっしゃられたとおりでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案7件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第59号 曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第60号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第11、議案第59号、曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてから、日程第12、議案第60号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの以上の2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第52号 曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第14 議案第61号 曾於市営住宅条例の一部改正について

日程第15 議案第62号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議案第52号、曾於市森林環境譲与税基金条例の制定についてから、日程第15、議案第62号、曾於市公共下水道条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第52号の森林環境譲与税基金条例の制定について、質問をいたします。

この条例は、これまで私たちが確定申告の段階で税額を払う場合は、最終段階の税計算で東北の震災に対する税の分がありましたけど、これが平成6年度からなくなりまして、そっくりそのまま今後は森林環境譲与税ということで、一応新たな制度で継続される。

この令和元年度、本年度は、その中の、全国的には160億円を、曾於市を含めてとして、各市町村に配分するための、で補正予算で出てきますけども、曾於市では2,456万円が計上されており、その中の1,995万6,000円を初めて基金を設置するための基金設置のための条例提案ではないかと思っております。

課長に質問いたします。ただいまの私の説明で間違いがあったら、訂正方々、答弁をしてください。

質問でありますけれども、今後曾於市の場合も、今回が2,456万円歳入で入ってきておりますが、基本的には今後も令和2年、3年、そして4年度から引き上げてまして、4年、5年、6年、そして7年度からさらに金額が大きくなりまして、今後の曾於市の森林行政対策上の一つの重要な役割を担うんじゃないかと思っております。

質問でありますけれども、今後の基金の活用について当然議論されていると思いますので、考え方を示してください。そして、そのための規則も、本会議の提案でありますので、条例制定の、あわせて後ほど議論される補正予算の提案でありますので、規則等もそのための、つくらなければならないし、つくってあると思うんですが、昨日の段階では、お聞きしたところ、まだつくってないということでありましたけれども、この件についてもつくられたと思いますので、それに沿っての答弁をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい、それでは、お答えします。

ただいまの徳峰議員の質問には、まあ、そういう質問なんですが、今後の基金の積立計画ですが、毎年度交付されます譲与税額から単年度の事業費を差し引いた額を積み立ててまいりたいと思っております。

それから、活用法方法、それは考え方ではありますが、曾於市としましては、今回の譲与税につきましては、曾於市の森林環境の整備、それから森林整備を担う人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び促進の推進の質を図るためにこの基金を設置としております。

それから、規則等にはないのかということですが、この譲与税につきましては、使途につきましては地方譲与税となりますので、通常の国庫補助金とは違いまして、地方公共団体の一定の裁量で使えることとなっております。

ただし、この金額につきましては、決算を議会の認定に付したときには、遅滞なく森林環境譲与税の使途に関する事項をインターネット等で公表しなければならないとなっております。

この譲与税につきましては、森林整備等に関する以外のものには使えないようになっております。ということで、また近隣の市町村に聞いたり、県に問い合わせをしたんですが、基金条例のほかに規則等を定めているところはないということでありました。

それから、計画につきましては、曾於市の森林整備計画書というのが平成29年度に策定をしておりますが、これは10年間の計画であります。曾於市の地域の森林のマスタープランということで、ここの中に今回の森林環境譲与税の用途及び将来の計画を追記したいと思っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

これらの所管の上司の大休寺副市長に質問したほうがいいと思うんですけれども。

今回のこの新たな条例制定に基づく基金の設置ですね、等が出た場合に、今後ほかの担当課でもこうしたことはあり得ると思うんですが、曾於市としての今後の基金を含めて対応のあり方ですよね。私、個人的に、やはり議論した上で、やはり議会にも文書で示すことができるように、当局あるいは課長が交代しても議員が交代しても、施策の継続性ですね、保つ上からも文書でやはり残して、もちろん問題があったら文書を改善したらいいと思うんですが、やはり示すべきだと思うんですよ。そうしたあり方が、やはり近代的な対応の仕方じゃないかと思うんです。その点で、今回されてないようでありますけれども、やはりこれはぜひ、今後恐らく、これが本格的にこの実施されますと、6年後、7年後以降少なからず大きな財源になりますので、その点でも大事じゃないかと思っております。

具体的内容は、補正予算段階で必要にはまた新たな角度から問題提起いたしますけれども、一応所管の上司の副市長として基本的なあり方についてお答え願いたいと考えております。

○副市長（大休寺拓夫）

はい、お答えいたします。

曾於市の場合、幾つもの基金条例を持っておりますが、国保支払準備基金とかございます。そういうものにつきましても、趣旨が明確にうたっておりますので、それ以外の目的には使えないということで、別途規則は設けてはいないところでございます。

今担当課長が申しあげましたとおり、この森林環境譲与税につきましても、森林環境譲与税に関する法律の中の第34条に、用途が明確にうたわれております。これ以外については使えないということでございまして、あと、その中の想定される用途というものにつきましても、国のほうから例えば森林整備に関すること、人材育成、担い手確保に関すること、木材料の促進、あと、普及啓発に関するということで、用途も小まめに書いてございます。そういうこともありますので、別途規則を定める必要はないのかなと今考えております。

あと、今、後段言われました、そういうものを十分検討すべきであるということ

は、我々も大変承知をしております、曾於市の場合が29年度に作成しました森林整備に係るマスタープランがございますので、ここを今検討中でございます。

ことしが大体2,300万円ほどの譲与税——1年間で——33年度まで来ますけれども、あと37年度からは5,000万円という数字、あと45年度からは約8,000万円の譲与税という形示されておりますので、そこはちゃんと、もうちょっと十分時間をいただきまして、マスタープランのほうに反映していきたいと今考えているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

課長に3回目質問いたします。

まあ議論は、やはり市長、副市長を含めて大いにすべきじゃないかと思っております。

課長に一、二点質問いたします。

課長とも議論いたしましたんですが、やはり初年度であるために、曾於市の立場から見てもやはり今後改善してほしい点が幾つかあるかと思っております。

その点で、まず第1点でございますが、今回曾於市には配分金として、先ほど申し上げましたように、2,456万円補正で提案されて今回基金に提案されている1,995万6,000円でございますが今後これが当然ふえる方向でございますが、本年の場合、鹿児島県に何億円交付されて、その中で——比較のうえで申し上げます。

例えば人口規模が大きい鹿児島市は何億円交付されたんでしょうか。

確認をするように、きのう求めておりました。確認ができてたらしめてください。これは秘密事項でも何でもありませんので、鹿児島市としては当然公表すべきでございます。私が言いたいのは、後ほども言いますが、やはり人口規模で配分される要素が1点あります。

ですから、例えば極端な神奈川県とか横浜市というのは何百万も人口がありますから、森林が少なくてもかなり交付されるということにもなりますので、改善が必要じゃないかと思っております。

あるいは、この民有林ですね、民有林の面積も当然ありますけども、民有林も、現在、ことし交付されたやはりこの計算基礎が、本当に曾於市にとってこれで妥当なのかという点もあります。

その点ですね、課長の考え方を示してください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

国の予算の総額は200億円で、そのうち全国の市町村への配分が160億円でありませ

全国の県に40億円配分されまして、鹿児島県全体で4億4,100万円、鹿児島県のほうに配分されております。そのうち市町村へ3億5,280万円、残りは県が8,820万円配分をされております。

それから、鹿児島市の譲与税の額ですが、4,470万円ほどということを知っております。

あとは、交付されます、人口規模と、それから林業就業者数、どちらも国勢調査によるものでございますけど、それによって配分されております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第66号 訴えの提起について（調停）

日程第17 議案第67号 訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）

日程第18 議案第68号 訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第16、議案第66号、訴えの提起について（調停）から、日程第18、議案第68号、訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）までの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案66、67、68号についてまとめて質問いたします。

第1点は、合併後これまで調停や提訴の事例が幾つかありました。その件数あるいは効果等について検証して報告してください。

2点目。この68号について住宅移転をしない理由ですね。その場合に強制的な対応が今度の提起でできるのかどうか。

第3点目。調停申し立てと提訴の違いについて、これも何回も今までお聞きしてるんですが、今回66号、67号に分けて行った理由についてですね。間違いとあえて分けて提案した理由についてお答えください。

次に、この上記の入居者は、家賃の減免の対象とはならなかったのかどうかの確認がてらの質問でございます。

次に66号、67号の、いわゆる保証人の保証能力あるいは当然市は保証人の方にもお話を申し上げたと思うんですけども、その保証人の対応について教えてください。

最後に、66号、67号は調停や提訴で結果的にどの程度まで、いわゆる強制力はできるのかについて、これも確認かたがたの質問でございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

少し順番が変わるかもしれませんが、まず調停申し立てと提訴の違いについてということでございますが、訴訟については、裁判官が双方の言い分を聞き、証拠を調べた上で法律に照らして、どちらの言い分が正しいかを定める方法であります。

調停につきましては、裁判所において裁判官と調停委員が、当事者双方の主張を聞き、調停案を提示して、当事者同士の合意によって紛争の解決を図ることを目的としているところでございます。

今回その訴訟と調停に分けた理由でございますが、これまでもこのように分けて実施してきたところでございます。

調停申し立ての入居者につきましては、現在の住宅使用料につきましては、一部は支払われておりますが、過去の滞納分を支払う余裕がないとの理由で滞納しており、今後分納等によって解決を図ることを目的としているところでございます。

訴訟のうち、その1人につきましては、昨年度3回面接をし、話し合いで毎月2万円を払う分納誓約をしたところでございますが、履行されていないために行うものであります。

もう一人につきましては、市営住宅内に荷物を残したまま行方不明で連絡がつかない状況であります。市営住宅の明け渡しと、滞納家賃等の支払いを求めるものでございます。

それから、家賃の減免には対象にならないのかについて、まずお答えいたしたいと思えます。

曾於市営住宅条例の中で、家賃は収入申告によって決められますが、一時的に入居者の収入が著しく低額なとき、病気にかかったとき、災害により著しい損害を受けたとき、入居者からの申し出により調査し、対象としますが、今回の3人については対象外となったところでございます。

それから、この保証人の保証能力や対応についてということでお答えいたします。

今回の調停の相手方の保証人につきましては、市外に1人いらっしゃいますが、

完納指導依頼書等を送付いたしましても応答がなく、面談もできない状況でございます。

また、訴訟の相手方2人の保証人につきましては、死亡等により、いないところでございます。

それから、調停や提訴で結果的にどの程度まで強制力があるかということについてお答えいたしたいと思っております。

調停は、裁判の判決と同様の効力を持ち、将来家賃の支払いを滞った場合に、財産の差し押さえや建物明け渡しの強制執行が可能となります。

訴訟は、裁判所の判決で判断し、債務名義が取得でき、財産の差し押さえや、建物の明け渡しの強制執行が可能となります。

また、合併後、これまで調停や訴訟の事例について、その件数と効果についてお答えいたします。

平成19年度から平成30年度までに53件の調停と申し立て等を行っているところでございます。裁判所に申し立てることによって、また手続中に完納や分納があるということが効果であるところでございます。

しかし、一部は、一部の入居者、滞納者につきましては、死亡や行方不明となり、やむを得ず不納欠損処理したところもあるところでございます。

それから、住宅移転をしない理由ということで、68号でございますが、強制的な対応はできるのかについてお答えいたします。

桜ヶ丘団地の建てかえ事業が決定し、入居者全員に明け渡し通知を行いましたが、当該相手方のみが期限が来ても本件建物を明け渡さず、使用を継続しているところでございます。

また、本人が提出した移転承諾書には明け渡し期限までに退去することが明記されています。

今後、相手方との交渉による解決を見込めないため、また調停による解決も期待できないため、今回、訴訟を提案するものであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ちょっと答弁の中ではっきりしない点もありましたので、確認かたがた2回目の質問に移ります。

一つは、この合併後19年から30年度まで合わせて53件の調停あるいは申し立てがあったということでございます。

数字の確認が違っていたら訂正をしてください。

この53件中効果はどれぐらいあったのかという質問でございます。

当然検証した上で一応今回また提案されていると思っています。つまり、強制力を伴う訴訟を含めての今回の提案であるからでございます。検証はした上で効果なければもうする必要がないからでございます。

どれだけ効果があったのか、一律的なこの検証は難しい側面もありますけども、一応53件、分類して答弁してください。

第2点目は、一応この66、67号の保証人の中で1人は市外におられる、1人は、これ、2人ですか、死亡等でいないということでございますが、質問でありますけども、例えば保証人が死亡された場合ですね、一応こうした家賃についてのこの市としての対応は基本的にはどのような扱いになっているんでしょうか、曾於市の場合ですね、全国の事例に照らしても。保証人が亡くなられたらもうそのままがいいのかどうかですね。あるいは新たな保証人を見つけなけりゃいけない、そういったシステムになっているのかどうかを含めてですね、やはりちょっと疑問に思いましたのでお答え願いたいと考えております。

それから、第3点目、確認でございますけど、68号については住宅移転をしない理由ということについての再度の質問でございます。

もうこの方は桜ヶ丘住宅には現在入居されなくて、もう別の場所に移っていて、そしてなかなか深いこの話ができないということで受けとめていいのかどうかですね、この点を含めて答弁をしてください。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

これまでの53件の内訳ということでございますが、最初に、この68号の強制的な移転についての入居者の対応でございますが、この入居者については現在も入居中でございます。再三の交渉を担当のほうで行っておられるわけでございますが、なかなかその対応に応じてくれないというところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

理由につきましては、本人の申されるところによりますと、まず、建てかえ自体にまず反対ということと、それから職員の対応の、行き違いといいますか、対応に誠意が見られないというところで反対をされているということでございます。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設課長（新澤津順郎）

申しわけございません。

これまで、平成19年度から平成30年度までに53件の調定等を行ってきたわけですが、そのうち調定の成立が35件、それから訴訟により強制執行を行ったものが2件であります。そのうち30名の方が完納されておりまして、20名の方が現在分納中でございます。また、先ほど申されましたが、一部につきましては、死亡や行方不明等によって、不納欠損をお願いをしたところでございます。平成22年度におきまして、滞納繰越額が約6,050万円とあったわけですが、これにつきましては、年々減少しておりまして、不納欠損等の処理をしたわけですが、平成30年度末で約2,870万円程度になっているところでございます。

以上です。

（「保証人が死亡した場合の……」という者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

保証人が死亡した場合の対応につきましては、その保証人の変更届というのを随時、入居者から出していただくことになっております。ただ、この入居者につきましては、1名の方については、保証人が最初から存在しなかったというところもありますし、そのもう一人の方は、届け出があったわけですが、その保証人自体が滞納等がありまして、保証人の役目を達していないということで、変更届をお願いしたわけですが、その変更届が出されていないという状況でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは、市長と副市長にお聞きいたしますが、只今質疑がありましたように、例えば保証人ですよね、役所でありますから、全国的な公営住宅でありますので、保証人について、死亡等が発生した場合は一般的にはですね、保証人をまた別の人にかわるというかですね、これが通常だと思うんですよね。それは機能をはたしてない、そういった事例としてですね、今回やはり重なって提案されている側面が、残念ながらあろうかと思ってるんですよ。これは、今後やはり、一つの教訓としてですね、対応していくべきじゃないかと思っております、やっぱ上司としてですね。

それから、第2点目であります。課長答弁にもありましたけども、この議案の68

号は、住宅をなかなか退去されないという、建てかえ自体に反対ということもあるということではありますが、もう一つは、職員との行き違いがあるって……。私は、行き違いのほうが一般的にも、経験的にもですね、多少あろうかと思っているんですよ。これは、職員が悪い、いいという問題じゃなくて個人的には、議員活動でもこれまでありました。ですから、その点はですね、市長か副市長のほうで課長から意見を聞きながら、現場の職員からですね、一旦足を運んでですね、やはり、誠意を持って話すことで、場合によっては解決するケースもあると思うんですよ。特に、行き違いについてはですね。その点が努力はされたのかどうか。されなかったら、もう、これは結果論ですけど、今後のそれも、教訓点として生かすべきじゃないかと思うんですよ。人間ってというのは、やっぱり行き違いで、ずっと頑固に最後まで譲らないというケースもあり得ますので、人間社会においてはですね、その点では、やっぱり市長なり、副市長の役割じゃないかと思っております。

この2点、どなたでもいいから答弁してください。今後に生かす上でですね、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

保証人の問題につきましては、基本的には、保証人がいなくなったらですね、引き続き保証人を出してもらおうようお願いをするのは当たり前でありますので、これは随時続けてまいりたいと思います。

今回の68号についてはですね、私たちもよく御存じの方でございます。誠意を持ってですね、この間対応しております。残念ながら、理解を示してもらえないというのが現実でありましてですね、私達3役を含めて、この間相当な努力をしておりますけど、残念ながら聞き入れてもらえないという状況でありましてですね、やむを得ない措置であります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時51分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第70号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第19、議案第70号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計補正予算（第4号）について、大きくは9項目について質問いたします。まず一つは、財政問題の財調を中心とした、積み立てを含めた質問をいたします。今回の補正予算で、歳入では財政調整基金の繰り入れとして1億3,066万4,000円計上されており、一方歳出で、それを中心とした繰越金もあるために積み立てが3億5,000万円計上されております。財政課長でも、あるいは副市長、市長でもいいんですが、これは曾於市として当初の想定内の、想定どおりの財政状況、あるいは積み立てというふうに理解しているのか質問をいたします。

2点目は、42ページの行政改革実施事業、これは新規であります。385万1,000円が計上されておりますが、その内容について説明してください。

3点目は、45ページの防災施設の整備事業、これも新規であります。393万8,000円について事業内容を説明してください。

また、46ページの情報発信事業の207万9,000円についても説明をしてください。

次に、47ページの100万6,000円の事業内容でございます。これは今回、一世帯のための、この定住促進のための新規と断言していい予算提案でありますが、この予算提案に至った経過理由を含めて説明してください。一世帯だけの、新規と断言してもいい提案であります。

次に、67ページの432万円について、これは農業後継者への支援事業の追加分です。当初で、1,656万円計上されており、今回新たに追加分として432万円計上され、総額で2,088万円ですが、この農業形態や、この今回予算432万円を含めた、あるいは家族、年齢構成など、これを旧町ごとに一応報告してください。

次に、74ページの1,400万8,000円について、これはいわゆる農地中間管理事業でありまして、当初の362万円の予算から今回追加分として1,402万9,000円と、かな

り大きな補正の追加予算であります、今回4つの地区が補助対象となった理由について、また、これもいろいろ課題等が聞かれておりますけれども、市から見ての今後の課題等について報告してください。

次に、78ページの2,456万2,000円、これは先ほども基金積み立てで質疑を交わしましたけれども、本年度から国は一応森林環境譲与税ということで、いわば6年間先行して本年度から交付されており、繰り返しますけれども、曾於市には2,456万円が計上されており、そして基金積み立てを基本として一部この歳出の中でも支出がされているかと思えます。

質問の、今後の改善点も含めて基金の項で質問いたしましたので、2点ほど問題提起を含めて質問いたします。

やはりこうした制度は、曾於市を含めて曾於市の立場から見て、問題点や課題点はないのかどうか。あるとしたら、ほかの市町村あるいは市長会に呼びかけて、また議会サイドでも議長会等で議論して国に見直しを含めて提言する、意見を上げるということが、特に、最初の段階でありますね、大事じゃないかと思っております。

2点だけとりあえず、どのように考えるか市長の見解を伺います。

一つは、この負担金のあり方でございます。先ほど課長答弁にもありましたように、本年度はとりあえずって言いますか、全国の市町村に160億円、都道府県に40億円を交付いたしております。これは、今後ふえてまいりますけれども、そうした中で鹿児島県の場合は、課長答弁では市町村に4億4,100万円、その中で鹿児島市は4,470万円、曾於市は2,456万円であります。

なぜ、鹿児島市はどう考えても桜島はありますけれども、この山は少ない。また大きな山を抱えて、民有林、課題は曾於市のほうがはるかにあるんじゃないかと言えますけれども、この市町村への配分のあり方が、50%が私有林をどれだけ持っているか、20%が林業に従事する人が何名であるか、そして人口、市の全体の人口が30%の配分であるために、鹿児島市の場合は人口が非常に大きいために、曾於市よりも2倍近い4,470万円が計上されております。意地悪い見方をすれば、使い道に困るんじゃないかって。

例えば、横浜の場合どうなのかって。400万近い、かなりの人口であります。

ですからこうした点は、やはり特に市町村の場合は、この多くが山をたくさん民有林を抱えておりますので、共通の疑問や思いがあるんじゃないかと思っておりますので、今後、時間をかけて同僚の市長とも議論し合って、国に意見を上げていく。これは議会もそうではありますが、そうした提起がいいのじゃないかと思っておりますが、見解を伺います。

もう一つは、その使い方の問題であります。先ほど、課長や副市長含めて答弁が

ありましたけれども、この曾於市の目線から見て妥当性が全てあるかでございます。

例えば、今、曾於市の場合、特に民有林対策としては、これまで議会内外でも議論されている無謀なまでの無知、あるいは無秩序までの民有林の伐採と、その後の植林等の対策が非常にいい加減といいますか、弱くなっている。そのために林道等も荒れてきていると、結果的に災害も必要以上に起きている、今後さらに起きる可能性や心配があります。

そうした植林を中心とした、やはり今後取り組みが曾於市を初めとして、大きな今後の取り組むべき課題の一つじゃないかと思っておりますが、そうした方面、分野には、この譲与税は使えないと伺っております。もし使えないとしたら、当然これを含めて、この交付税は使えるように国に意見を上げるべきじゃないかと。

また、ほかにもいろいろあろうかと思いますが、そういった点についても議論されていたら、あるいは市長個人の考え方でもいいですんでお聞かせ願いたいと考えております。これは、議会のやはり今後の課題にもなろうかと思っております。

次に、79ページの林業災害の9,846万1,000円、今の問題とも間接的には関連がありますけれども、この内容についても説明してください。

次に、82ページの畜産課関係3,189万8,000円、いわゆるクラスター事業でございます。まず、この今回の提案されている3,189万8,000円の中での財源内訳、自己資金を含めてお答え願いたい。で、自己資金の中で借入れが幾らであり、純粋な自己資金が幾らであるかわかっていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

今後の、やはり経営環境を今後も維持していく上からも、多額の事業を行う場合、市としても一つの考え方として、一定額は事業内についてもつかむべきであると思っております。

そして、クラスター事業についてであります。これが畜産課も現在まで恐らく今後も、特に中小大型の農家のこの大事な事業の一つとなっております。そもそもから伺いますけれども、クラスター事業の対象となるのは中小農家の場合、規模等ではどのような規模までこれが対象となるのか、お聞きをいたします。

さらに、この事業は平成何年度から始まって毎年実施されているか、そして本年度はこれまで何件で、そしてトータル的にはどれぐらいこれが、事業が行われてきているのかもまとめて報告してください。

次に、87ページから94ページの、この災害対策の7月の臨時議会についての第2弾目となる大型予算でございます。さきの7月の臨時議会の答弁では、豪雨災害の予算追加は9月議会では恐らく、7億円から9億円規模になるのではないかといった見通しであったと思っております。答弁がですね。

今回の予算規模がそれよりもはるかに大きくふえておりますが、その理由につい

て、どれだけ件数がふえたり、あるいはどういった分野、事業で大きくふえたのかを含めて説明してください。特に、復旧費が大きい事業についてもあわせて説明してください。事業費の財源の負担割合についても説明してください。

次に、業者の割り振り、これまでも例えば、旧大隅町で被害が大きいと旧末吉、財部の業者の方々も一応入って、復旧に当たってきた過去の事例があります。財部の過去の災害復旧の場合も逆に同様でありましたが、今回はどういった業者の割り振りが今後行われようとしているのか、あるいはその業者のいわゆる施工能力、関連して市外の業者に頼らざるを得ない事業がもしあるとしたら、例えば、中津橋についてはそうであると思えますけども、そうした事業についてもあわせて報告してください。

また、今回のこの9月議会での予算提案で、いわゆる4月の豪雨災害については全て予算対応は終了であるのかどうか、もし残っているとしたら、どういった分野、事業が残っているのかお聞かせ願いたいと考えております。

最後に、今回提案されている予算の中での事業完了のめどを、時期的にはいつまでをめどに考えているのか、担当課長から目安等を含めて報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

では、私のほうから森林環境譲与税を含めた問題についてお答えしたいと思いません。

今回から、曾於市には2,456万円ということで予算が配分されました。今後は、また金額がふえてまいりますけど、全体的な予算の配分については私たちも非常に不満を感じております。9月に鹿児島県の林業関係の総会がありまして、このことを問題提起いたしました。国に対して実際、森林を抱えている、またそれに対して林業の仕事をたくさんやっている地域に対して、配分を見直しをしてほしいという要請をいたしました。これはまた、国の全国市長会を含めて、これについてはまた問題提起をしていきたいというふうに思っております。

この予算の使い方については国からの一定の縛りがありますが、中身については林業活性化のための、またその育成、またいろんな支援の事業でありますので、私たちも具体的に、このお金を使えるようお願いしたいと思います。また、要望については引き続き県を通じて進めてまいりたいと思います。

あとについては各担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど質問のありました、P10とP52、財政調整基金の繰り入れ、積立金と、また、その積立金は想定内だったかについてお答えいたします。

今回の補正予算（第4号）におきまして、歳入で財政調整基金の繰入金を財源調整として1億3,066万4,000円計上しております。

また、歳出におきましては、財政調整基金の積立金を3億5,000万円計上しております。この積立金を行った根拠ですが、地方財政法第7条に基づく平成30年度の決算剰余金の積立金を行ったものでございます。これにつきましては、想定内どおりの積み立てでございます。

財政調整基金につきましては平成30年度末の基金残高が29億7,053万8,000円であり、当初予算から補正予算（第4号）までの取り崩し額が14億4,361万4,000円、同じく補正予算（第4号）までの積み立て額を3億5,044万円計上しておりますので、現段階での令和元年度末の基金残高を18億7,736万4,000円と見込んでいるところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、42ページ、行政改革実施事業、385万1,000円の内容についてお答えをいたします。

今回の予算につきましては、RPAという記述があるかと思えます。RPAといまして、職員がシステムに入力する業務の処理手順を、操作画面上から自動的に登録することによりまして、事務の効率化、自動化を図るものでありまして、職員が行う業務を機械的に補完する技術を取り入れようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、大量の、例えば個人申請書などをシステムに職員が入力する作業があるわけですが、これを人工知能を活用した手書き文字認識を通じまして、自動的に入力させるもので、現在、民間企業を初め、全国の自治体でも取り組みが始まっておりまして、このことにより、業務上のミス減少、事務の効率化が図られ、市民サービスの向上に大きく寄与できるものと考えているところでございます。

今回の補正につきましては、来年の2月から3月にかけて、複数の業務を試行的に実施するための予算でございまして、支援業務委託料、サービス使用料、備品購入費を計上しているものでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

委員会資料の45ページでございます。393万8,000円の事業内容について、お答えいたします。

防災施設整備事業については、旧県立岩川高校跡地の一部約1万m²の土地に、防災拠点施設及び避難場所予定地として整備し、大規模災害時に迅速に物資及び避

難場所を提供し、被災者の支援を図るために、令和2年度に建設する予定でございます。

今回の補正については、学校用地及び災害時避難拠点敷地を一体的な事業として、令和2年3月末までに開発行為の許可を受ける必要があるため、防災倉庫新築設計業務委託料をお願いするところでございます。

以上であります。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課所管の46ページ、207万9,000円の事業内容についてということで、大きなものとして、曾於市非常勤職員の任用に関する規則に基づきまして、広報専門員を1名任用するものでございます。

事業内容は、PR業務の企画や広報業務を行うことにより、本市の情報発信の強化に努めるものです。

続きまして、47ページ、100万円の事業内容について、お答えいたします。

今回、県が主体となりまして、国の地方創生交付金を活用したU I J ターン移住支援事業の取り組みといたしまして、曾於市内への移住・定住の促進及び中小企業等への人手不足の解消を図ることを目的とした、東京圏から移住して就業または起業した者に対して、支援金を一世帯当たり100万円交付する計画の事業となっております。

内訳といたしまして、国が50%、県が25%、市が25%となっております。今回、一世帯計上いたしましたのは、移住者が仮に、一世帯いた場合にのみ対応する措置でございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えいたします。議案第70号、一般会計のほう67ページ、432万円について。農業形態や家族、年齢などを旧町ごとに報告いたします。

まず、農業形態であります。末吉町が畜産3名と耕種1名、大隅町が畜産2名と耕種2名、財部町が畜産2名と耕種1名となっております。

次に家族ですが、末吉町が4家族で15人、大隅町が4家族で14人、財部町が3家族で11人となっております。

最後に年齢につきましては、新規就農者の申請者の平均年齢ですが、末吉町が37.8歳、大隅町が27歳、財部町が25.7歳となっております。

次に、議案第70号、一般会計74ページの1,400万8,000円について。この事業の目的について。今回4地区が補助対象となった理由についてを、お答えいたします。

この事業の目的であります。農地中間管理機構を通じて、農地の貸借を行い、

農地の集積、集約化等を行うことで、農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図ることを目的としております。

この事業は、随時推進を行っておりますが、今回4地区が本事業に賛同し、各地区で話し合い活動を実施した結果、採択要件の一団地が10ha以上の団地と農用地の配分計画の作成が可能となったため、補助対象となったところであります。

課題につきましては、担い手不足や相続未登記地が多く補助の採択要件を満たさないことが課題となっております。

次に、議案第70号、78ページの2,456万2,000円について。この事業の内容と今後の活用について。来年度以降、毎年の予算額についてお答えいたします。

事業の内容につきましては、森林環境の整備に関する施策、森林整備を担うべき人材育成及び確保並びに森林の有する公益的機能に関する普及啓発活動等の促進で、今後の活用につきましては、人材育成及び担い手確保や森林経営の意向調査等に係る委託、伐採届巡視員の設置等に活用してまいりたいと考えております。

来年度以降の予算額であります。現段階で県の試算によりますと、令和元年度から3年度までが2,456万円となっておりますが、譲与基準が変われば、譲与税額も変更になるかと思っております。

それから、この制度の問題・課題点はないかという御質問ですが、この譲与税につきましては木材収入を得る目的で行われた主伐や、その後の再生林については使用できないと、利用できないというような制約があります。使い道ですが、先ほど議員がおっしゃいました再生林にはできないわけですが、市といたしましては、この下刈り等過酷労働者の手当の上乗せができるということでもありますので、そこらあたりについて事業を進めてまいりたいと思っております。

それから、議案第70号、79ページの9,846万1,000円を旧町ごとに説明したいと思っております。

工事請負費につきましては、大隅町の林道3路線の5カ所で、測量設計業務委託も大隅町の林道3路線の5カ所分であります。

崩土除去等業務委託につきましては、末吉町3路線の5カ所、大隅町が13路線42カ所、財部町が6路線7カ所分であります。

原材料費につきましては、末吉町4路線、大隅町が4路線、財部町が4路線分となっております。

以上です。

(「金額を話してください、金額はトータルでいいから」と言う者あり)

○農林振興課長(富吉浩幸)

はい。失礼しました。金額につきましては、災害測量設計業務委託が800……

(「トータルでいいよ、先ほどの」と言う者あり)

○農林振興課長(富吉浩幸)

トータル。トータルで9,846万1,000円でございます。

(「その中の旧町との振り分け、予算について」と言う者あり)

○農林振興課長(富吉浩幸)

すみません。工事費と委託料につきましては、大隅町分でございます。金額が、大隅町が測量設計業務委託等が800万円から大隅町でございます。それから、工事費につきましては大隅町の3路線5カ所分の7,000万円でございます。あと、崩土除去等と林道の原材料費については、ただいま、ちょっと明細がないとでございます。

以上です。

(「9,846万1,000円だから、計算は出るので。一応、そういう形でいいから金額を出してくださいと。出したかったら、ほかの課長が答弁する間にすぐ計算して」と言う者あり)

○農林振興課長(富吉浩幸)

はい、はい、失礼します。

○畜産課長(野村伸一)

それでは、82ページの3,189万8,000円についてと自己資金の内訳、またクラスター事業の対象となるのは、の規模等ほどの程度であるか、それとこれまでの実施状況につきましてお答えいたします。

まず、3,189万8,000円の内容でございますが、これは肉用牛繁殖牛舎1棟の新設と附帯設備、管理棟1棟と建築監理業務であります。

総事業費は6,890万2,006円で、補助率が50%以内となっておりますので、自己資金、補助残でございますが、これにつきましては3,700万4,006円となるところでございます。

補助残の自己資金の内訳につきましては、日本政策金融公庫からの融資を計画しているところでございます。それと中小農家の規模等についてでございますけれども、このクラスター事業につきましては施設整備事業と機械導入事業の2つがございまして、施設整備事業につきましては法人経営または法人化の計画を有している大規模な経営体でございますが、こういうものが対象となっております。一方の機械導入事業であれば、対象農家が認定農業者となっておりますので、これにつきましては認定農業者であれば事業に参加することができます。

それと、これまでの実施状況でございますけれども、平成27年度から実施されておりまして、これまで平成30年度までの実績で12件の経営体で事業を実施されてお

ります。内訳につきましては、肉用牛繁殖農家が3戸、肥育農家1戸、養豚農家7戸、酪農家1戸で、計の総事業費の合計が15億3,614万8,029円ということで、補助金計が7億38万3,000円ということの実績になっております。

以上でございます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、87ページの現年発生農地・農業用施設災害復旧費についてお答えいたします。

7月の17日の臨時議会のときに、今後の追加予算の見込みとしまして国庫補助災害の工事費だけを申し上げたところでございましたけれども、今回の補正では、国庫補助災害の工事費のほかに、職員の時間外勤務手当、災害の測量設計業務委託料、災害の応急作業委託料、それから市単独災害復旧の工事、国庫補助災害に係る部分ですが、用地取得費それと市単独農地災害復旧事業の補助金、それから国庫補助災害に係る分の立木及び電柱移転の補償費を計上させていただいたことが予算がふえた理由でございます。

工事費の大きい箇所につきましては、大隅町の月野八斗蒔地区の排水路復旧工事が約3,500万円、それから、これも同じく大隅町中之内郷田地区の排水路復旧工事が約2,000万円でございます。

事業費の財源の負担割合につきましては、基本の補助率は、農地が50%、それから農業用施設が65%でございますが、補助率増嵩申請によるかさ上げに加えまして、今回の豪雨災害は激甚災害指定見込みとなっておりますので、農地及び農業用施設とも補助率につきましては90%前後になる見込みでございます。

補助残につきましては起債での対応になりますけれども、充当率は90%で、交付税算入率は95%になります。なお、農地災害につきましては個人負担がございますけれども、負担率につきましては補助残の20%になるところでございます。

業者の割り振り、施工能力につきましては、地域性を考慮しまして、市の工事発注格付に従って実施してまいります。今回の耕地災害で市外の業者に頼らざるを得ない工事はないところでございます。

今回の予算提案で、全て終わりか、ということでございますが、今後、地元のほうから追加要望があった場合は、補正予算をお願いすることになると思います。

事業完了のめど、次期についてでございますが、基本は年度内完成を目指して復旧を進めてまいりますけれども、耕地災のほかに、県が発注する災害復旧工事、それから建設課の分もございます。件数が非常に多うございますので、年度内に全て復旧するのは困難ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、94ページの現年発生公共土木施設災害復旧費について、お答えいたします。

今回、予算規模が大きくふえた理由についてでございますが、7月の臨時議会で、見込みとして申し上げましたが、その後において、末吉町の中津橋の橋梁災害等が発生し、公共土木施設災害の工事請負費や委託料等を追加し、それ以降に増破した災害箇所があり、増額になったところでございます。件数については、大きな増減はなかったところでございます。

その中で、特に復旧費の大きな事業について、お答えいたします。末吉町中津橋の橋梁災害1億8,000万円や大隅町の松田入角線の3,430万円、それから飯田線の2,100万円等の、市道の路肩決壊の復旧工事が事業費の大きいところでございます。

事業費の負担割合について、お答えいたします。公共土木施設災害の場合、通常、国庫負担割合が3分の2、66.7%であります。残りが地方自治体の負担ということになります。

この自治体負担については、100%は補助災害復旧事業債が充当され、そのうち95%が交付税措置されるということになります。

それから4番目になりますが、業者の割り振りについては、これまでは、格付と合わせた地域性を勘案して旧町ごとに発注していたところでございます。その中で、市外業者に発注することが予想される災害箇所につきましては、これまでの実績から、末吉町の中津橋の橋梁災害の復旧工事につきましては、上部工橋桁の制作・架設等を市外の専門業者に発注することが予想されているところでございます。

それから、今後の予算提案についてでございますが、公共土木施設災害は概算工事費で国の災害査定を受け、市単独災害についても概算の見積もりで予算をお願いしているところでございます。これからの実施測量によっては、補正をお願いすることも予想されるところでございます。

それから、事業完了のめどについてでございますが、現在、国の災害査定を受けているところでございます。来月初めまで実施されるところでございます。その後、に国県の協議をしながら、実施設計をすることになります。計画では11月から12月末の発注を計画しておりますが、工期的に年度内での完成ができる箇所については少ないと思われまます。次年度への繰り越しをお願いすることになると考えられます。また、緊急を要する農業用施設や市単独災害復旧等、それから県工事との調整が必要であり、あわせて受注者である市内建設業者との施工状況を見ながら、発注計画を立てたいと考えているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、先ほどの林道災害の金額であります。大隅町分が9,065万9,000円、末吉町が476万6,000円、財部町が303万6,000円となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。まず、財政課長に質問いたします。

まず、財政課長が1回目の答弁でありましたけれども、一応、財調については今の段階では年度末が18億7,736万4,000円ということになります。最終的には今後も、特に積み立てが出てきますけれども、最終的には何億円を一応財政としては、年度末には想定しているかが質問の第1点でございます。

市の財政計画を見ますと29億円になっていきますね。29億某ということで、この本年度末の財調の基金積み立ても、そのように受けとめていいのかでございます。関連いたしまして、今回の補正予算では前年度繰越金が5億2,104万4,000円でありますが、これは最終的には、もう最終段階の数字であるのかを含めて繰越金について報告してください。これも当初の財政としては、大体ほぼ想定内と繰越金は見ているのかどうか、確認かたがた答弁してください。

次に、大きな2点目でございます。

一つは、この大隅の地域振興課長から答弁がありました、岩川高校跡地に防災施設を整備するための第一段階としての今回の、いわゆるこの393万8,000円でございます。課長答弁では来年度に一応建設ということでございますが、この規模内容含めて、この事業費について説明してください。あわせて関連する施設は末吉、財部の場合は、どうなるのか、新たな整備が必要なのか、あるいはそうしなくても対応できるのか全体の概要がわかりませんので、どなたか答弁してください。

次に、3点目、この47ページの100万6,000円ですね、これも曾於市がもともと、この独自のこの事業計画を立てて、そして今回この提案したのではなくって、いわば降って湧いた予算この事業と言いますか、答弁をお聞きする限り、国が50%、県が25%、そして曾於市が25%の負担割合で、一応、県外から曾於市に入ってきた場合に新規の事業としての定住促進でありますけれども、もっと詳しく説明してください。

曾於市はこれまで、この30年度含めて独自の定住促進の事業を、このいわば、この粘り強く進めてきております。今回の、この県からの出された提案というのは、これは継続性があるのですか。ややもすると、この事業というのは一過性というか、あるいはせいぜい3年間の事業というか中途半端な事業が過去、見られております。これは定住促進以外の分野でですね。

今回の、この定住促進については、そうした継続性が期待できるのでしょうかということを含めて、また、わずか一世帯のための新規の予算であります。このあたりを含めて、この効果のほどがちょっと心配されますのでお聞きをいたします。

次に、農業後継者については旧3カ町それぞれ課長答弁では、バランスよくっていいですかね、中身はどうかわかりませんが、今回、予算提案されております。見守ってまいります。答弁はよろしいです。

次に、この林道災害について、もうちょっと2回目、課長答弁してください。つまり、今回提案されている9,846万1,000円は、ほとんど全部が大隅町、旧大隅町の方ですよ、9,065万9,000円ってことで。これはもう、末吉、財部では似たような災害がほとんど起きなかったんでしょうか。大隅町が中心ということは、私も何回も足を運んでわかりますけれども、極端なまでに末吉、財部が少ないんですが、本当になかったんでしょうか。このことを含めて報告してください。確認かたがたの質問でございます。

次に、クラスター事業について一、二点、畜産課長に質問いたします。課長の答弁にありますように、この事業は施設整備は法人等が中心対象となり、そして機械導入については認定農業でも対象となるということで、それぞれ平成27年度以降の、この間の説明がありました。

今回の、この予算提案につきましても6,890万2,000円の中で、自己資金が3,700万円でございます。その全部ですよ、ほとんどに当たる、全部が金融公庫からの融資でございます。質問でありますけれども、この金融公庫の利子の要件について償還年度を含めてお答え願いたいと考えております。

これまでも、ほかの借りてきた融資を受けてきた事業について、やはり市も責任持って、この予算で議決をいただいた以上、今後のアフターケアが非常に大事じゃないかと思っておりますが、このほとんど全額を公庫から借り入れを行うことを、これまでも、そして今回も、将来にわたり対応できるのかどうか、特に肥育牛の農家に対しては、その点を含めて報告してください。

次に、最後に災害問題について1点だけ質問いたします。

これまで、建設・耕地課の職員の方々、非常に大変だったと思います。その点は、率直に評価をいたします。財政課長に質問いたします。耕地課長の説明では、一応激甚の指定を受けるのじゃないかって、建設課長からその立場からの答弁はありませんでしたけれども、最終的に、この今回の、この9月、7月の臨時議会を含めて曾於市として災害関連は、一応、教育委員会を含めて、どれだけのこの事業費が今回を含めてトータルで、一応、事業規模になっているのかどうか。

そして、今現在の財源の内訳、建設課、耕地課、あるいは教育委員会を含めて財

源内訳はどうなっているか、今の段階で、その中での特に、一般財源の持ち出しはどうなっているか。交付税が云々がありますけれども、もうそれはもう視野外に入れまして一般財源はどれだけなっているか、トータル的な事業費と財源内訳、一般財源を含めた、のトータル的に報告してください。財政課長しかこれはできないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

防災拠点の施設の問題ですが、岩川高校の跡地に岩川小学校を建設するという事で、県のほうに無償譲渡の条件として、このことをお願いをしておりましたので今回提案するものでございます。

また、本庁においては、この末吉の本庁の増築を考えておりますので、防災センターを計画しておりますので、その中に一部入るといふふうに思っております。

また、今、財部におきましては旧財部消防の分駐所の譲渡を受けましたので、そこが防災の関係の品物を置くことができますので、そのように今のところは計画進めております。今後、どうなるかというのはまた、いろいろと検討はしていきたいというふうに思います。

あとは各担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、まず今回の財政調整基金の積み立てにつきまして、財政調整基金は、年度内、幾らぐらいを今後想定しているかということについて、まずお答えしたいと思います。

財政調整基金につきましては、災害復旧や予算編成時の、予算不足時の財源調整として活用する基金でございます。金額につきましては、当初予算編成時を約10億円、それから災害等の緊急的な歳出額として20億円と見込んでおり、合わせて約30億円程度を基本として、今までも積み立てを行ってきたところでございます。

しかし、今回のような災害復旧事業費等の増や、また普通交付税等の今、合併算定がえに伴う件、こういったものを踏まえますと、大変厳しい状況ではございます。

特に今回、先ほどもありましたとおり、今の令和元年度末の見込み残高が18億7,000万円ほどという形で大変少なくなっている状況ではございますが、できるだけ、今後3月の定例予算の繰入金の繰り戻し、それから専決予算による新規積み立て等を考慮しながら、できるだけこの財政計画にあります29億2,500万円、できればこの30億円という近い数字に持っていきたいと今現在は考えているところでございます。

続きまして、繰越金、今回出されているのは最終的なのか、また、この繰越金は

想定内なのかということについてお答えいたします。

今回、補正予算第4号の歳入におきまして、財源調整としまして繰越金を5億2,104万4,000円計上しております。

平成30年度決算による繰越金は5億7,104万4,000円であります。繰越金は実質収支比率として、標準財政規模の3%から5%が望ましいとされているところでございます。平成30年度のこの実質収支比率が4.4%でしたので、繰越金の額は想定内であったと考えているところでございます。

最後にありました災害復旧事業の財源内訳については……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

はい、今回、全額、繰越金は計上したところでございます。

それから、最後にありました災害復旧費については、もう少し時間をいただきたいと思えます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

防災施設整備事業の令和2年度事業についてでございますが、令和2年度におきましては、事業費が1億9,303万3,000円でございます。

事業内容としては、旧岩川高校の校舎がございます、その解体。それと、備蓄倉庫でございますが、これが250m²程度を考えておるところでございます。あとは造成工事、外構工事、外灯工事等が主なものであります。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、47ページ分の事業について、もう少し詳しくということでしたので、お答えいたします。

今回、この事業につきましては、市が実施しております転入補助とは別立てでございます。特に東京一極集中と申しますか、過度な東京圏への人口の流入の是正が目的となっております。国の方で、地方創生交付金を活用いたしまして、国が50%ということになっておりますけれども、今回、県の方でも、県議会でこの同等の事業を計上されていらっしゃるというふうになっております。

特に、東京圏への一極集中の是正ということですので、東京圏と申しますのは、東京都23区、それから埼玉県、千葉県、神奈川県、ここを指定した人口を是正したいというような目的があるようでございます。

また、この事業につきましては、6年間継続するというふうになっております。めどについては、当面は継続するものというふうになっております。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、お答えします。

林道災害の財部、末吉分が少なかったんじゃないかという御質問ですが、林道が曾於市内で44路線あります。そのうち、大隅町が22路線、延長が3万9,272m、末吉町が10路線、1万3,795m、財部町が12路線、2万8,911mということで、路線数が大隅のほうが多いというようなことと、それから災害があった後に全路線を職員が点検をして回っておりますので、漏れ等はないと思われま

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、畜産のクラスター事業について、全ての自己資金、融資残が、補助残が融資であるということの内容、要件等について、御説明を申し上げます。

この事業につきましては、畜産経営の中の、その施設自体の整備をするわけですが、そのほかに造成工事なり、また素牛導入育成費、そういうものにも事業費として、経営としては上がってくるわけですが、造成工事、そのほかのものにつきましては自己資金で対応するというようなことで、この補助事業自体に対しては、全て融資を受けるというようなことでございます。

現在計画しております日本政策金融公庫からのスーパーL資金の借り入れでございますが、償還年数は15年ということを計画しております。その間の金利でございますけれども、現在この事業に対しましては優遇策がございまして、借り入れから5年間は無利子ということで、6年目からは通常金利ということでございますけれども、金利が幾らということは、変動制でございまして、通常2%から3%、その程度で動いているような状況でございます。

あと、アフターケアの関係でございまして、こういう大規模経営等が補助事業に取り組む、こういう場合につきましては、県を初め、また市の技連、こういうもので専門チームを組みまして、経営診断なり、そういうものをしながら経営指導も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時04分
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

大変申しわけございませんでした。

災害復旧事業費の財源内訳についてということで、先ほど質問があった件でございます。

災害復旧事業費、総事業費が21億2,100万8,000円でございます。この内訳としまして、分担金が2,330万円、県支出金が3億9,340万円、国庫支出金が4億9,098万9,000円、それから寄附金が6,000円、それと市債が4億7,170万円となっております。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（迫 杉雄議員）

通告外ですが、3点ほどいたします。

ページが前後しますが、財政課の15ページと社会教育課のほうに内容が出てる112ページ社会教育課分の公民館整備事業について今回減額ということで、当初の計画の文化センター横の件が全協で説明があつて、今回こういう内容だと思いますが、全協のときも言いましたが現地についていろいろ議論されたのかということ等ですけど、現地がどういうふうな宅地になるのか建設地になるのか聞くところです。減額の920万円というところの内容を聞きたいと思います。できますなら県道から見て高低差がありますので、いろいろ議論の中でどこまで下げられるかということ等も議論されたのかお聞きしたいと思います。

2点目が97ページの小学校管理費で出ておりますのが、深川小学校の特別教室のシロアリ駆除ということで160万6,000円ですが、過去、学校等の施設にシロアリが巢食ったことがあるのか、160万円という駆除料にしては金額も大きく見えますが、まあどういう内容でこうなったのかお聞きしたいと思います。

あわせて過去、学校施設等にシロアリが発生した経過があるのか、ほとんど木というのが昔はあつたにしろ、今からはあるからにしろ、なかなか古い木の教育施設はあまり見当たりません。

あと1点が114ページの世界教育課ですが、大隅地区運動公園施設管理費のモルタル落下防止修繕費ということで、現在もこの教育施設はシルバーが使っているとか、現地を確認しておりませんが、だというふうに思ってます。確認です。

と申しますと、あの大隅の運動公園についていろいろモルタル落下も今回出てお

りますが、以前から届いているはずですが、武道館の入り口のドアがもうどうしても修理しないということで、見積もり等はとられているというふうなことを聞いておりますが、一緒に見積もりはしてなかったのか、このモルタル落下の今回の補正とそれを確認したいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

末吉の中央公民館の問題について、まず答弁したいと思います。

当初は、説明をいたしておきましたように、末吉の文化センターの数隣地を総合的な生涯学習の場所として非常にいい場所でしたので、土地を取得してある程度造成をしてやろうという計画でありました。地権者の方々も快く提供しますということでしたけど、もう来年の事業までに、どうしても9月に申請をしなきゃならないというところまで来てたんですけれど、なかなか家庭の事情で同意ができなくて、この場所での予算をお願いしておりましたので、基本的にはこの予算を減額いたしました。

それで新たな場所ということで、当初の中でも計画はしていたんですけど旧清寿園の跡地も文化センターを含めた町の中心地でもありますので、このところを最終的にはお願いをするということにいたしました。で、現況で利用した場合、今の取り付け道路をした場合には、お金をかからない方法というふうに思っていたんですけど、取り付け道路の問題がありまして、今の県道から真っすぐおりのほうをしたほうが駐車場を有効活用ができるという意見等も内部検討いたしまして、最終的には高さを2 mぐらい下げる中での整備をしたいなあとというふうに思っております。

深川小学校のシロアリの問題は、基本的には鉄筋コンクリートの建物であります。ただ、内部が木造で仕上がっておりまして、この間、雨漏りがありまして、調査をした結果、シロアリの被害が見られるということで一部シルバーで駆除してもらいましたけれど、床も含めてかなりちょっと傷んでいるということで、シロアリでやられているということで、今回このようなお願いをするところでございます。今までの学校の中でシロアリでやられたという話は、基本的には聞いていないところでございます。

大隅運動公園の体育館のところですけど、これについてシルバーを含めて利用させていただいておりますけれど、選挙のときの利用するし出入口になりますので、劣化しておりまして、どうしてもこれは整備しないと危険が伴うということで今回お願いしたところでございます。

あと不足する分については、各担当課長から答弁させます。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

大隅運動公園の施設修繕費でございますけども研修館でございます。今現在、シルバーの事務所、それと青年団などが使っております。昭和48年の経過でございます。先般6月に一部のモルタルが落下いたしまして危険度が高いということで、残りの半分を今度修理をいたすところでございます。

先ほど議員が申されましたドアの修理についての見積もりについては、入っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

担当課はいいですか。

○財政課長（上鶴明人）

それでは最初ありました15ページの920万円の減についてですけども、これは先ほど市長のほうからもございましたとおり、中央公民館の用地購入費、これが大きく減になっております。これは、先ほど言われたとおり、112ページのほうにあるとおり1,722万円ほど減になりましたが、それにかわりまして今度は造成工事費、これが751万6,000円ふえております。それと設計委託料、これが46万4,000円ふえておりまして、この差額分が924万円の減となりまして、これにつきましては、地方債では過疎対策事業債を充当しております。100%充当ですので、事業費としましては920万円が減になった分が、地方債としてこの15ページで三角という形で減額という形で出てきたところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

市長が説明したところまでですが、端的にその計画の中でせつかく中央公民館移設ということで、今もうほんと計画に乗っていると思うんですが、我々は議論する立場もないし一般質問のつもりでやっているんじゃないんですけど、この場で、あそこが中央公民館になれば選挙投票所等にもなるわけですね。今の引き続きやれば。そうなるとうち近隣が歩いて公民館を利用するというふうに想定できますが、まあできますならばその2m低くということ等々を思い切った方法でやるということのほうが、あの地域に昭和30年代からの公民館が移転をするというような流れになりますので、ぜひ、今回の減額と合わせて、減額のことについては財政課長が話しましたが、思いきった計画を議論してみる必要がある。あそこの土砂がですね、先をじゃべるわけにはいきませんが、近くの200mばっか近くにそのまま2m程度、3mでも土量を運ぶという考え等もこの場から議論をして、公民館建設の今回の内容に向けたと思います。再度、土量を運び出す近く、もう近いとが

あれば予算減、この920万円を超えるようなこともないんじゃないかなあというふうにも考えられます。

あと、深川小学校の件につきましては、過去例がないということですので、今後こういうシロアリというあんまりいい話じゃないのですので、これを対応してもらおうことでとどめたいと思います。

あと、再度確認でとりますけど、この研修館は運動公園の事務局のほうが管理をしているはずなんだけど、確認です。で、研修館も運動公園一帯は管理をしているわけですね。研修館、今回この落下防止、別棟で管理が教育施設として離れているわけではないと思いますので、再度、運動公園の、今さっき言った武道館の入り口等はもう数年前から話が出とって見積もりもあったということだけど、してくれないという等々があるから、そう金額等にもはねないと思いますが、もう同時に今回には入っていないということで、今後検討してもらいたいと。

以上です。

○市長（五位塚剛）

中央公民館につきましては、いろいろ内部でもちょっと検討させていただきたいと思います。隣の方がもうメガソーラーを設置しておりますので、余りたくさん下げることにはできませんけど、2mぐらいまでは調整がきくのかなあと思っております。

また、同時に道路のほうに1つしか取り付け道路が今のところありませんので、将来的なことを考えたら奥のほうを分けてもらって、県道諏訪方線のほうに迂回ができるような取り付け道路も必要だろうと思っております。それについても、地元の方が協力できるという話もありますので、最終的にはそういうことも調整しながら、やはり将来に地域のために有効活用ができるようなやり方で進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

通告外でございますが、2点ほどお伺ひいたします。

90ページの都市計画費の私の地元の櫛上への残土処分地の申請のやつが上がっております。それと、新地公園、向江公園都市計画変更委託料もありますけど、私の地元の県道の舗装が悪化しまして、県の振興局にお願ひしたときに、市のほうで今回購入するんだけど、残土はまだ相当あるもんですかちゅうお伺ひしたところ、ほとんど余り残土は残らない、これからは残土は残らない計算でやっているということで、今から橋野のほうは盛り土になっていくということでありまして、せつかく

購入していただいて宅地造成か工業団地でもということ期待しておったんですけど、今回委託をされまして土砂のほうはどのくらい来るのか、土砂が足りなかった場合は何の土砂を、令和2年には完成予定であるという説明がございましたので、何の土砂を持っていく予定があるのか伺います。

それと、向江公園のところのこの委託は、それこそ市の庁舎が今度増築するために出されるのか、その場合は、どのぐらいの面積減で出されるのか、そのことが入っているか伺います。

それと、93ページのがけ地近隣地危険住宅移転事業ですね。大隅町で上がっているんですけど、今回豪雨災害ですね、私の地元も非常にあの山林等が宅地のところまで迫っておりまして、いろいろ市のほうにもお願いしたんですけどなかなか宅地はできないという説明でございました。その中で、崖地移転ぐらいしかないのかなあと私も思っていましたので、今後そういう危ないところはこういう崖地移転のほうも進めようかと思っているところですが、この中で、今回2戸、3戸と書いてありますけど、大隅町のどこの地域の方々か、それと、建物の助成はもちろんですけど、除却費、土地取得費、整地って書いてありますけど、もし希望すればこの補助事業は全部受けられるのかどうか伺います。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

議員の言われました都市計画総務費の中の櫛上残土処理分地のことについてだと思いますが、これについては、確かに事業が進捗が少しおくれてる状況にあります。用地買収等については、既に終わっているわけですが、林地開発は必要はないわけですがそのための林地開発に近い届け出を必要とするということで、現在、測量等をお願いしているわけですが、そのほかのものについては手続を随時行っている途中でございますので、できるだけ早い時期に、この申し出状を申請できればと思っているところでございます。

また、この土地に残土といいますか、埋め立てをするための土でございしますが、少し議員のおっしゃるところと、少し私なんかと見解の違うところがあるわけですが、私のほうで検討打ち合わせをした中では、現在の有機センターの裏のほうを埋め立てをしているわけですが、そこを若干変更いたしまして、その土をこの現場に持ってくるのと、あとあわせまして、これから櫛周辺の道路を掘削するため、掘削することにより発生する残土についてもここに流用できるということで、話をしているところでございます。どれくらいの土量がくるかということについては、まだ詳細に現在の段階では打ち合わせしていないというところでござい

ます。

それから、がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、旧大隅町の3件の3戸があ対象となって今回申請があったところでございます。これについては、ずっとここ数年申請がなかったところでございますが、近年の災害発生によりこういう事業に申請する方が急にふえたということになります。座置的には1件ということだったんですが、3件をしたところでございます。この3件について、資料はあるところでございますが、申しわけないんですが、その集落等については把握できていないところでございます。ただ、申請人については把握しているわけですが、申しわけないんですが、大隅町の地形がわからないということで集落等まで把握していないところでございます。それから、この内容につきましては、この3件のうちの、議員のおっしゃいますように、1人の方につきましては今の危険な家屋の撤去のみ、それから例えばその撤去と造成のみ、もう1人の方は、一応新しく新築するまでのそういう事業費の補助を利子補給をということで申請が上がっているところでございます。

以上です。

(「向井公園」と言う者あり)

○建設課長(新澤津順郎)

それから向井公園の、今回庁舎を移転する計画であるということで、向井公園を都市計画の区域の変更を、今度行うということで予算をお願いしたところでございます。面積については、ちょっと調べてみますが、この新地公園、当初、県のほうと協議をする中で、新地公園が面積が広がった分を向井公園が減らしてその分で相殺できるんじゃないかということで協議を進めてきたところでございますが、今の状況では、それが可能か、可能でないかというところで協議をしているところでございます。面積については、ちょっとはっきり記憶していないところでございます。

○8番(今鶴治信議員)

通告外でありましたので、詳しくは委員会で聞いていただければと思っております。見解が少し違うんですけど、憶上のその用地を購入されて埋め立て希望があるということで、こういう事務手続がいるんであったらなぜあの購入してすぐにされなかったのか、土が今から出るのかもしれませんが、有機センターのところはものすごく上に上がってあそこも農地として利用しているんですけど、非常に危険な状態でありますけど、土砂がとてもじゃないけどあそこはどのくらい埋まるのかなあという危惧をしているところではありますが、あそこに有機センターのところのやつをこちらに移動することは検討されていないのかどうか伺います。

それと、このがけ地移転の先ほどのあれでいくと、それぞれ市民の方が要望が違

うということでしたが、もう一度伺いますけど建物助成はあのわかるんですけど、そのほかの土地取得費、除去費、これはどちらか一方しか受けられないとか、そういう規約、規則があるのか、それと敷地造成、この3つは土地に関することですので、この3つの事業のうち1つしか受けられないかどうか、そこをですね、もし、こういう地元で希望の方があった場合、説明を間違うといけませんので、そのところを1点、もう1回詳しく教えていただければと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

檜上のその林地開発の許可申請についてでございますが、当初検討打ち合わせをする中では、林地開発の許可はいらないということで事業を進めてきたところでございます。今回、伐採とかそういう作業に入ったところで、そういう林地開発の届け出が必要だということを改めて県のほうに言われまして、そのことによって、その林地開発の届け出をするための申請書を必要だということで、今回委託をお願いしたところでございます。確かに、議員のおっしゃられますように、県との協議が不十分だったということで少し進捗はおくれているのは事実であります。

それから、有機センター裏の残土についてでございますが、この有機センター裏の残土につきましては、当初4 m程度を盛り土をして造成するという計画でございましたが、平均で2 m程度の盛り土にして造成してするというところでございます。その残りの2 m分については、この檜の残土処分地に埋め立てをしていただけないということで、私どもといたしましては県と打ち合わせをしているところでございます。

それから、先ほど、がけ下移転につきましては、1件が月野の方、もう一人は、境迫の方ということでございます。もう一人については、わからないところでございます。それから、このがけ地移転につきましては、先ほども申しましたが、除却、もとの住宅の除却だけでも対象となるということで1名の方が申請されているところでございます。もう一人の方が、除却、造成されているところでございます。また、もう一人の方については、新築までということで申請されているということで、このような形になったところでございます。

（「新築も造成はわかるんだけど除却も造成も一緒に……」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

はい、できます。

○8番（今鶴治信議員）

あと1点だけ、あの檜上のところも森林伐採跡で、これから埋め立てをする土がまああるということですので少しは安心していますが、今回購入したときはもう木の伐採跡だったんですけど、あの杉の根っことか相当あると思うんですけど、

それはやはり埋め立てをされる場合は抜根してそういう状態にしてから、埋め立てをされるのかどうか。そういった、この前、その後、雑木が立ったのを伐採はしているんですけど、それもやはり一旦はきれいに持ち出さなくてはいけないのかどうか伺います。

○建設課長（新澤津順郎）

この造成地の造成方法についてでございますが、今後のまた計画について詳細な検討していないわけですが、通常の場合、抜根をしないと例えばのり面の成形とか重機の搬入とかできないとかということが考えられますので、全部が全部やるわけではございませんが、必要なところは抜根をして成形並びに造成をしていくということになります。また、この土地につきましては、まだ半分ぐらいの伐採が残っている、立木の伐採が残っているという状態でございますので、この次の伐採と含めて雑物の除去については全て持ち出すということになります。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案70号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第20 認定案第1号 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第20、認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

通告要旨に基づきまして、12項目質問をいたします。

まず、1つは財政問題でございます。この年度末における、30年度におけるいわゆる起債の中の市債ですね、市債の償還について質問いたします。まず、市債の年度末の残高、また、繰上償還がどれだけ30年度行われたかですね、これが第1点。

第2点目は、特別会計を含む主な税、使用料のいわゆる滞納額について、30年度のまた取り組みについて、その中でいわゆる強制的な執行がどれだけあったかを含

めて報告してください。また、30年度のそれぞれの税の申請減免ですね、法定減免じゃなくて申請減免とその結果についても報告してください。

それから3番目、市が所有する施設の中で、30年度使用されなかったあるいは使用できない施設の数について報告してください。関連して、30年度は、どれだけ解体あるいは処分がされたかですね、売却を含めてそしてそうした数についても報告してください。さらに市が所有する施設の中で、耐震化がされていない施設で、平成30年度、今なお使用されている施設の数について報告してください。さらに、30年度使用されて、逆に使用されていない施設の中で耐震化がされていない、耐震化がされている、耐震化されているけれども使用されていない施設の数についても報告してください。

次に4番目、30年度末段階でいわゆる未登記の物件とその内容を説明してください。あわせて、今後の具体的な対策、計画も示してください。

次に5番目、主要施策の報告の18ページの住宅取得祝金の104件の中で、市外からの転入者は何件に上るか、そして同じく過去3カ年についても同様に分類して報告してください。

次に6番目、これも毎年のようにお聞きいたしておりますが、思いやりタクシー、バスの30年度の改善とその成果について説明してください。また、30年度1日の乗車が2名以下、2名にも達しない路線と今後の改善点について報告してください。これはもう、この特に農村地域の高齢者がどんどん亡くなる、過疎化が一層進む中で、どんどん改善点を手を打っていかないと新たな課題改善点が出てきます。非常に大事な路線でありますので、そうした立場からの質問であります。また、思いやりバスの乗車率が少ない路線と、1便しかないようではありますが、その理由、今後の対策をお聞きいたします。

次に8番目、30年度全ての負担金、補助金、件数や金額を含めて分類して報告してください。大きな金額になろうかと思っております。これらの中で残額が生じた場合に、これも分類して報告をしてください。一つ一つはとても無理でありますので、分類して報告してください。あわせて、残額の取り扱いについても報告してください。特に、負担金については法的な面を含めて、しっかりと、この負担金の割合を含めて取り決めがされていると思いますので報告してください。

次に9番目、これも毎年質問しておりますが、特別会計を含む請負額、委託料について、その件数、金額、これ平均落札率ですね、落札率についてこれも市内、市外の業者に分けて、さらにそれぞれ上位10社について報告してください。さらに、これまで議会審議も継続して行われましたけど、いわゆる設計価格と予定価格の差額が、基本的には生じていないと思っているんですが、もし生じている入札のケー

スが見られた場合に、あるとしたこれもまとめて報告してください。

次に10番目、建設課のいわゆる保留地処分の年度状況について、年度末を含めて、また、残地を含めて合わせて課題等がやはりあると思うんですけども報告してください。

次に11番目、建設課の中の危険廃屋、解体、撤去について質問いたします。個人的には、これは高く評価している施策の一つであります。30年度96件の中で事業費が200万円以上で市が補助を出したのは何件であるか、多くが100万、200万円未満の全体の事業費にかかわるこの補助じゃないかと受けとめとおります。200万円以上が何件に上るか、関連して過去3年間の補助金と件数について、また、この中で200万円以上の解体、撤去費用で市が補助を出しているのは、3年間全て何件に上るかの質問でございます。

次に12番目、耕地課関係、これも二、三年に1回の割で質問をいたしておりますけれども、東部畑かん事業の中の利用状況について質問いたします。30年度の東部畑かんの中で、曾於市の加入者、加入率、あるいは主な作物などについて報告してください。28年度もお聞きいたしております。一方、加入者の中で高齢化が進んでいると思うんですが、高齢化や死亡などでもう既に耕作ができない、難しい、そのために負担金等が払えない農家は、今、見られないのかどうか、見られるとしたら大体何名そうした方々がおられるのか、そしてこれらを含めて、畑かんの一方で利用促進に向けての課題があるとしたら今の段階でどういった課題があるのかどうかも報告してください。

次に13番目、あ、これで全部です。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今ありました、決算認定の関係の質問についてお答えいたしたいと思っております。

まず、1番の①、30年度市債の償還、市債の残高、それから繰上償還について、お答えいたします。

平成30年度の市債の償還額は、元金が32億5,753万4,000円でございます。利子が1億4,920万1,000円、合計の34億673万5,000円となっております。前年度に対しまして1億7,844万1,000円、5.5%の増となったところでございます。市債の残高は、248億5,607万1,000円で前年度に対して、8億973万4,000円、3.2%の減となったところでございます。繰上償還につきましては、平成25年度に借り入れました合併特例債の償還分2億3,691万6,000円の繰上償還を行ったところでございます。

続きまして、②のほうでございます。

特別会計を含む、主な税、使用料の滞納額についてということで、市全体の施設使用料についてお答えいたします。平成30年度において、市が所有していた施設で、使用料を徴収する施設において滞納額はなかったところでございます。

続きまして、③番でございます。

市が所有する施設の中で、30年度使用されなかった施設の数、解体、処分施設数と耐震化についてお答えいたします。平成30年度に市が所有していた施設数411施設あり、使用されなかった施設数は14施設になります。30年度に解体された施設は2施設、売却した施設は3施設です。次に、耐震化されていない施設または不明な施設で30年度に使用された施設は76施設でございます。また、30年度に使用されていない施設で耐震性のある施設、これは6施設であったところでございます。

続きまして、④番、30年度末段階で、未登記の物件とその内容、あわせて今後の具体的対策、計画を聞きたいについてお答えいたします。

平成30年度末段階の未登記件数は1,360件あり、内容につきましては、相続や分筆、筆界未定、行方不明などになります。今年度は、これは令和年度ですが、昨年と比較して約、倍の未登記処理に係る予算を計上しました。今後も、委託契約先であります鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協力しながら、未登記の解消に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、⑧番、30年度、全ての負担金、補助金、件数、金額の分類、残額の分類、あわせて残額の取り扱いについてお答えいたします。

平成30年度の補助金と負担金を合わせた件数は485件で、最終予算額は38億8,661万4,000円、同じく30年度の決算額は33億5,917万2,000円となったところでございます。分類としまして、補助金が217件で予算額が20億971万2,000円、決算額が15億1,350万8,000円、執行残が4億9,620万4,000円でございます。負担金につきましては268件で、予算額が18億7,690万2,000円、決算額が18億4,566万4,000円、執行残が3,123万8,000円でございます。執行残につきましては、繰越明許費分を除いて決算剰余金として処理し、翌年度への繰越財源としていくところでございます。

続きまして、⑨でございます。

特別会計を含む請負額、それから委託料について金額、件数、落札率、上位10社の市内、市外の業者についてお答えいたします。

総額については、工事費が18億3,227万円、委託費が31億2,895万円でありました。件数につきましては、工事費が463件、委託費が902件で、平均落札率は工事費が97.49%、委託費が93.94%でありました。内訳につきましては、市内業者の工事費が17億5,712万1,000円、委託費が23億4,695万円で、件数については、工事費が435件、委託費が562件で、平均落札率は工事費が97.6%、委託費が96.85%でありまし

た。

次に、市外業者の工事費でございますが、7,514万9,000円、委託費が7億8,200万円で、件数については、工事費が28件、委託費が340件で、平均落札率は工事費が96.42%、委託費が88.76%でありました。

次に、工事費の受注額が大きい市内の10社について、金額の大きい順に申し上げます。まず最初に川畑建設株式会社1億150万円、2番目に株式会社川原田工務店7,288万円、3番目にカネダ設備ガス株式会社6,638万円、4番目に有限会社大窪組6,431万円、5番目に徳石建設株式会社5,774万円、6番目に鎌田建設株式会社曾於支店5,105万円、7番目に川原建設株式会社4,483万円、8番目に有限会社稲留建設4,094万円、9番目に米森建設株式会社3,893万円、10番目に豊田建設株式会社3,819万円となっております。

工事費受注額の大きい市外の10社について、金額の大きい順に申し上げますと、まず1番目に株式会社明興テクノス3,850万円、2番目にキョーエイエステック株式会社561万円、3番目に鹿児島道路サービス株式会社543万円、4番目に日本乾溜工業株式会社鹿屋出張所484万円、5番目に今別府産業株式会社416万円、6番目に株式会社モリプラント378万円、7番目に株式会社日光製作所335万円、8番目株式会社カーネギー産業288万円、9番目に株式会社新栄272万円、10番目に進和總業株式会社194万円となっております。

次に、委託費請負額の大きい市内の10社について、金額の大きい順に申し上げますと、まず1番目に株式会社ナンチク末吉営業所6億7,568万円、2番目にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社鹿児島営業所1億2,905万円、3番目に公益社団法人曾於市シルバー人材センター1億2,342万円、4番目に社会福祉法人曾於市社会福祉協議会9,886万円、5番目に社会福祉法人輪光福祉会8,839万円、6番目に公益社団法人曾於医師会8,247万円、7番目に大隅建設協同組合6,686万円、8番目に株式会社メセナ末吉6,200万円、9番目に岩川醸造株式会社5,769万円、10番目に有限会社末吉環境センター5,387万円。

委託費の請負額の大きい市外の10社について、金額の大きい順に申し上げますと、1番目に大隅衛生企業株式会社9,823万円、2番目に株式会社おおさき鰻加工組合6,906万円、3番目に有限会社そおりサイクルセンター6,351万円、4番目に株式会社電通九州鹿児島支社5,248万円、5番目に鹿児島県国民健康保険団体連合会5,199万円、6番目に株式会社福永産業4,084万円、7番目に公益財団法人鹿児島県民総合保健センター3,271万円、8番目に有限会社サイバーウェーブ2,652万円、9番目に株式会社都城北諸地区清掃公社2,601万円、10番目が株式会社メルヘンスポーツ2,065万円となっております。

次に、設計価格と予定価格に差額が生じている入札が見られないかという質問でございますが、歩切りを廃止しておりますので、設計価格と予定価格に差額は生じていない状況でございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは②番、特別会計を含む主な税の滞納額及び30年度の取り組み状況、申請減免とその結果についてお答えいたします。

市税の滞納の状況は、個人市民税では現年度分が。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

はい。1,439万5,772円、滞納繰越分が2,369万1,067円、法人市民税では現年度分が38万円、滞納繰越分が74万7,700円、固定資産税では現年度分が2,556万8,766円、滞納繰越分が5,855万6,238円、軽自動車税では現年度分が378万6,100円、滞納繰越分が575万3,800円で、市税の滞納額は、合計で現年度分が4,413万638円、滞納繰越分が8,874万8,805円で、市税全体では1億3,287万9,443円となりました。

また、国民健康保険税では現年度分が4,484万5,600円、滞納繰越分が1億456万7,868円、後期高齢者医療保険料では現年度分が37万4,000円、滞納繰越分が57万8,900円、介護保険料では現年度分が306万6,500円、滞納繰越分が519万5,700円となったところでございます。

取り組みといたしましては、督促状の発送後も納税の催告を文書や電話及び訪問を通じて納付を促すなどの取り組みを行ったところでございます。

また、催告書発送後は、期日を決めて夜間及び休日の納税相談を行い、その上で納付も相談もない方に対しましては、給与や預貯金等を調査の上、差し押さえを行ったところでございます。

市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の差し押さえ実績は、101名に対しまして220回、金額では728万6,662円を差し押さえを行ったところでございます。

減免につきましては、市税及び国民健康保険税では、申請件数435件に対しまして429件を決定したところでございます。

この減免につきましては、軽自動車税の身障者分、あと公益分、あと固定資産税の生活保護減免を除きますと、市民税が2件中1件を決定しております。固定資産税が4件中4件を決定したところです。で、国民健康保険が2件中決定はゼロ件だったところでございます。合計しまして8件のうち5件を決定したところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、住宅使用料の滞納額について説明いたします。

過年度分が2,588万6,590円、現年度分が284万5,000円で、合計の2,873万1,590円でございます。

この滞納に対する取り組みでございますが、30年度におきましては、調停1件を申し立てて調停が成立し、現在家賃支払いがあるところでございます。

また、減免については、一時的な収入減少1人、それから外国語指導助手の1人、合わせて2名を減免しているところでございます。

以上です。

それから、⑩番ですかね、保留地処分の状況について、残地及び課題の報告についてお答えいたします。

末吉の上町地区区画整理地内における分譲地の現在の処分状況につきましては、全体で159筆4万8,617m²で、10億21万2,143円でございます。現在までの処分につきましては、106筆3万1,078m²で、7億4,227万22円でございます。残り未処分になりますが、53筆で1万7,539m²で、2億5,794万2,121円が残っているところでございます。

これに対します課題についてでございますが、ここ5年間については、毎年二、三件の販売にとどまっているところでございます。これまでも、こういうことで報告させていただきましたが、現在、この土地の区画形状の悪い分につきましては、分筆登記、それから隣接地との高低差が大きい物件につきましては、造成工事等を発注して解消することにより、希望者の要望に応える形で処分を推進しているところでございます。

それから、⑪番目でございます。

危険廃屋解体撤去について、30年度及び過去3年間の補助金と件数等についてお答えいたします。

30年度の事業費が200万円以上のものにつきましては、市の補助は3件ございました。

この3年間についてでございますが、平成27年度が98件で2,458万5,000円で、200万円以上が4件でございます。平成28年度につきましては、110件で2,878万2,000円、200万円以上が7件でございます。それから平成29年度におきましては、83件で2,215万5,000円、200万円以上が6件ということになっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

30年度はどうなっています。

○建設課長（新澤津順郎）

30年度分については、96件の申請があったところで、2,569万8,000円の支出があったところでございます。

以上です。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

それでは、水道課分の使用料の滞納額、30年度の取り組み、申請減免とその結果についてお答えいたします。

平成30年度末の公共下水道事業の滞納額については、現年度分で91万5,070円、203件、収納率97.9%、過年度分で46万1,200円、140件、収納率51.7%です。

取り組みにつきましては、上水道使用料と関係していますので、給水停止を含め連携をとりながら減らす努力をしております。生活困窮等による減免申請はありませんでした。

笠木簡易水道の滞納額については、現年度分で20万7,700円、32件、収納率98.1%、過年度分の滞納はありませんでした。水道事業の滞納額については、現年度分で859万8,360円、1,683件、収納率98.2%、過年度分で317万3,010円、695件、収納率96.3%です。

取り組みにつきましては、給水停止を行いながら減らす努力をしています。生活困窮等による減免申請はありませんでした。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

私のほうでは、②の特別会計になりますけれども、生活排水処理事業における合併処理浄化槽使用料の滞納について報告いたします。

滞納額につきましては、142万1,464円、滞納者数74人、収納率96.7%、過年度分滞納額は352万3,972円、滞納者数43人、収納率14.1%です。

取り組みにつきましては、督促状の発送や戸別徴収のほか、保守点検事業者から使用状況の聞き取りなどを行っております。生活困窮者等による減免申請はありませんでした。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、⑤番目の住宅取得祝金につきまして、御報告させていただきます。

30年度から全体の総数と転入者とそれぞれ報告させていただきます。

平成30年度の総数が104件に対しまして、転入者が18件。平成29年度が87件の総数に対し、18件の転入者。平成28年度が107件に対しまして、35件の転入者でございます。

続きまして、⑥思いやりタクシー、バスの改善点についてお答えいたします。

まず、思いやりタクシーのほうですが、改善した路線は大沢津線、久保公民館線、八合原周回コース、この3つのコースでございます。全ての路線で住宅の多い地域を通り、利便性を高め、新たな停留所を設置することにより、利用者が増加したところと見られます。この変更によりまして、大沢津から南大沢津停留所の利用者は、平成30年度で22名の利用があったところと見られます。

また、平均乗車率が2名以下であった路線は、市吉線、大隅の大迫線、財部支所周回コースでございました。

今後の改善点といたしまして、利用者の要望や利用しやすい時間帯の設定を図りまして、セミデマンド交通を取り入れるなど、改善に努めてまいります。

また、思いやりバスについてですが、現在、財部駅から医師会立病院まで、一日に5便が運行しております。現在、曾於高校生の利用で高い乗車率を維持しているところと見られます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、⑫東部畑かんの利用状況についてお答えします。

平成30年度の曾於東部畑かんの曾於市内の加入者は355戸であります。曾於市内の受益戸数が1,641戸ですので、加入率は21.6%になります。

また、面積で申し上げますと、給水栓の設置面積920haのうち202haで、給水が開始届が出ておりまして、水利用が行われておりますので、水利用率につきましては、22%になるところと見られます。

次に、作物の作付状況でございますが、平成30年度の作付調査によりまして、さつまいもが405.2ha、お茶が94.9ha、大根47.9ha、ユズ26.1ha、ゴボウ15.4ha、飼料作物ですけれども、これ、夏作、冬作も合わせまして672.4haが主な作付となっているところと見られます。

水利用の状況につきましては、お茶、大根、ゴボウでの散水や、さつまいもの育苗などで利用されているところと見られます。

次に、高齢化や死亡で耕作できない、あるいは負担金が払えない農家は見られないかということと見られますけれども、改良区のほうに確認しましたところ、現在そのような事例はないということと見られます。

それから、畑かんの利用促進に向けての課題でございますが、畑かん営農推進本

部が中心となりまして、受益農家に対しまして計画的な作付、増収などの水利用効果や散水器具の選定、取り扱いへの理解を深めるための活動を実施してきておりますけれども、水利用に対する意識には、受益農家個々で温度差というか差がある状況でございますので、あらゆる機会を捉えて畑かんに関する情報を提供し、受益農家の畑かんに対する理解を深めていく必要があると考えております。

また、受益地において、さつまいもと飼料作物が作付面積の大半を占めておりますので、ゴボウ、ショウガなどの収益性の高い品目の導入と産地拡大を図り、さつまいもと飼料作物に対する水利用の理解と推進を図るとともに、さつまいも後作の露地野菜等での水利用や輪作体系の推進を図ることで生産性の高い畑かん営農を実現していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ、2回目の質問絞って質問いたします。

まず、財政状況でございます。

繰り上げ償還が、30年度は2億3,691万6,000円という答弁でありました。これまでも、かなり利率のそう高くないといえますか、低いと言ってもいいかもしれませんが、繰り上げ償還を行っておりますが、大体、この総体として市債残高の中で、財政当局が見た場合に、今後繰り上げ償還がまだできるであろうというのは、大体何年で、トータルで何億円ぐらいになるのかどうか。

また、そうした償還計画を一気にはできないでしょうから、財政も視野に入れながら、どういった繰り上げ償還の計画をお持ちであるか報告をしていただきたいと考えております。

昔に比べたら、例えば元金が32億円、対する利子が1億4,900万ということですね。もう大分この点は、この側面では改善されていると言えます。一応答弁をしてください。

それから、特別会計を含めた税の滞納の件で、1点だけ質問をいたします。トータルの的には、それぞれの課長の滞納額を合計したところ、約4億円前後になるのではないのでしょうか。これも10年前に比べたら金額自体は一定改善をされている、その点は率直に評価したいと思います。

ただ、これも何回か質問、指摘しているわけではございますが、課長答弁でありましたように申請減免です。滞納者あるいは滞納額に比べて極端に30年度も少ない。

例えば、固定資産税については4件申請があって4件、国保税は2件あって0件、そして市民税も2件あって1件ということで、トータルで8件中5件しか減免が認められておりません。これは研究の余地があるのじゃないかと率直に言って思いま

すけども、これは市長は答弁いただいていますので、キャップの副市長です、どう考えるかです。やはり数の面でも余りにも少ないのではないかと思うんです、もろもろから見て。その点で、やはりこれをリードしていく意味で副市長の役割も一定あると思いますので、答弁をしてください。

次に、施設の中で、質問の3番目の使用されなかった施設が、実にある中で411施設あります。ほとんどが老朽化したために、411施設の中で14施設ありますが、老朽化した中でこのような状況だと思いますが、答弁では、使用されなかった中で、一番最後の答弁でありますけども、7施設ですか、使用できるのに使用されていないというか、一方、6施設もまた使用されていないとかちょっと聞き漏れたんですが、この辺りについては施設名を報告しながら、なぜ使用されていないのかを含めて答弁してください。数が少ないですので、お答え願いたいと考えております。

あわせて、これは八木副市長に質問いたします。曾於市の数ある施設の中で、今後将来にわたって全てを改善するということは、財政的にも難しいのではないかと、ということで、市としても副市長をキャップとして、これについて2カ年計画で検討委員会を設置していますよね。で、これまで何回検討がされて、そしていつをめどに一応答申を出したいって、そして今後の長期計画の関連の中でも、既に答申を待つまでもなく対応されているのがありましたら、あるいは来年度対応したいというのがあったらお答え願いたいと考えております。非常に大事な問題の一つであると受けとめておりますので、また、市もその考え方であると思いますので、八木副市長のほうでこの点は答弁してください。

次に、未登記の問題について質問いたします。これまでも同僚の海野議員からも以前質問がありましたけども、課長答弁では1,360件、相続あるいは筆界未定等含めてありまして、これも以前よりは力を入れておりますけれども、質問であります。今後どういった、いわばスケジュールというか、この解決のための計画と目標を持って対応しているのかどうか、そして、これをお聞かせ願いたいと考えております。

また、あわせて新たに未登記となった物件があるのかどうかです。基本的にはあってはならないと思うんですけども、30年度もしあったら、これもあわせて報告してください。

次に、思いやりタクシーとバスについては、課長答弁にもありましたように、毎年努力されてありまして、その点は率直に評価したいと思います。非常にこれは大事な事業の一つでありますので、ぜひ全路線を存続させる上で、新たな困難が出てきている路線もありますけれども、やはりこれは根づいた大事な事業の一つでありますので、今後も取り組んでいただきたいと思います。これはもう答弁よろ

しいです。

次に、負担金、補助金の問題について、大事な問題の一つでありますので、質問を再度いたします。

負担金、補助金は、30年度決算規模で485件中、実に33億5,900万円ですか、大変大きな金額であります。その中で、特に補助金は残額が非常に大きいというか、4億9,000万円ということですね。これどなたか、あるいは特に大きい課の課長でもいいんですが、今後この補助金について、改善すべき点がもしあるとしたら報告してください。どなたでもよろしいです。

一方、負担金については、一定の負担金を支出する根拠が細かくあると思うんです。基本的には、負担金は残額が大きくあってはならないと、基本的にもやはり負担金は残があってはならないと思うんですが、実際報告にありますように負担金の残は、決算規模で3,123万円であります。報告をいただきたいんですが、2回目の答弁の中で。この3,123万円の中で、500万円以上の負担金の残を出している事業があるとしたらそれを、もう幾つもないと思いますので、報告してください。

で、これの今後の改善点についても、一応決算でありますので、答弁をしてください。

あわせて代表的な事例、昨年も一昨年も私は質問して、残念ながら30年度も改善されていないのがコミュニティFMの運営負担金でございます。

例えば、30年度も当初予算で3,000万円が予算計上されていて、この決算資料を見ると使ったお金は1,700万円、何と残額が1,300万円。この3,123万の中の半分近くを占めます。これはもう去年も取り上げたんです。こういった大きな負担金があってはいけないんじゃないかということです。それがやはり続いております。この理由について、反省が見られたのかって疑いたくなりますけれども、使うものは使う、しかし、使わないものは使わないというのは、はっきりいたしております、負担金の場合は。

だから、はっきり言って言葉悪いけど、子供にもわかることが1,000万円単位で出ているというのは何事かと言いたくなるんです。ですから、その点は一応反省材料としても、どなたでもいいから答弁をしていただきたいと考えております。

次の質問。建設理由についてはもうカットいたします。保留地処分についても、これも昔から継続してとられてもう大分改善されました。課長答弁にもありますように、トータル的に159筆の中で10億円から売却できまして、残りが53筆の2億5,794万円であります。課題もいろいろ課長から報告はありました。

質問の1点であります。これも毎回お聞きいたしておりますが、残っている土地です。もうこれも20%前後になりましたよね、大分改善されましたけども、残っ

ている土地の今後の売却の測地について、何と何と何が、恐らく1つだけ2つ、3つは考えられると思うんです。改めて報告してください。売れないことには話になりませんので、いつまで持っていて。例えば、これまでもたびたび言っておりますが、この平米単価が現在幾らであるのか、そういった問題も含めて、やはり努力を推進すべきでないかということで、再度ダブる答弁にもなろうかと思いますが、答弁をしてください。

次に、建設課サイドの、以前は企画課でありましたけど、危険廃屋解体補助について、これは池田市政のときから出されまして、率直に言ってリフォーム以上に利用者が多くって私も高く評価している、また、ほかの県内の市町村でも知る限りほとんど見られないんです。市単独の事業ということで、高く評価している事業の一つであります。だから毎年、報告にもありましたように2,000万円を超える、あるいは100件前後の利用者があります。これ自体は非常に大事なことであろうかと思っておりますが、ただ、事業費が大きくなると、1年で200万という線引きをいたしましたけども、200万円以上の事業がかかると今の現行の補助の基準では、なかなか利用者が少ないと。

例えば、30年度もわずかに3件、96件中です。で、29年度もわずかに4件。28年度も110件中わずかに7件。それから27年度もわずかに83件中6件ということで、1桁どまりでございます。

ですから、これはもっと工夫が必要なんじゃないですか。なぜかといいますと、私が見る限りにおいても、市内を回って大きな事業費のかかる危険廃屋がそのまま放置されているんですよ。それだけが目立ち過ぎるといいますか、ですから、この補助もいろいろ研究されて、そう大きな財政負担とはならない範囲内で、もっともっと研究の余地があるんじゃないか。だから補助のやり方も一律じゃなくって、複合的な補助のあり方を研究して行っていく。そう財源は必要ないと思っております。その点で研究していただきたい。建設課長ももうベテランでありますので、やる研究をされてこれを促進していただきたい。まず、課長から答弁してください。2回目でありますので。ぜひ前進をさらにして、この制度をさらに根づかせていただきたいという気持ちも思いもありますので、答弁をしていただきたいと思っております。

次に、最後に畑かん事業について質問いたします。

これも二、三年に1回の割合でずっと取り上げてきたんですが、質問の第1点です。やはり、この代表作物はさつまいもと飼料ですよ。それ以外はほとんど前進がないと思うんですが、課長のほうで御存じだったら、この間前進したほかの作物あったらお聞かせ願いたいと考えております。なかなかこれは厳しい、難しい問題

でありますので、余り深追的な質問はしたくないんですけども、一応報告してください。

それから2つ目の質問です。これが私の質問のポイントだったんです。私が見る限り南之郷が中心ですけども、もう高齢者どんどん亡くなっておりますが、ただ、答弁では、亡くなって負担金が払えないという方はおられないということです。ちょっと不可思議なんです。一人一人のことを頭に今、思い浮かべているんだ、どうなっているか。

しかし、やはり今後の流れ、推移としては、これは市長も副市長も考えていただきたいんですが、割と専業農家に近い方々でも、東部畑かんに加入しておられる方々でも、やはり一定の方々は今後死亡されると思うんです。あるいは後継ぎ手がないって。その問題はどうかというのは、土地改良事務所だけに任せるのではなくって、市としても大きな予算を今現在、これまで使っておりますので、検討する余地があるんじゃないかと思っております。

本日は、この問題提起だけとどめておきたいと思えます。答弁を市長でも副市長でもいいですので、していただきたいと思っております。恐らく今後5年後10年度には大きな課題の一つになるんじゃないかと心配いたしておりますので、その点、行政としてどのような対応がより現実的であるか、完全な対応策は難しい、できないですけども、検討、研究の余地はあるんじゃないかと思っておりますので、答弁をしていただきたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

まず、FMの関係でございますが、今まで有線放送のときから、大体3,000万円くらいの予算を組んで事業を進めてまいりました。その状況をもとにしながら、FM放送の負担金を決めておりますけど、これについては、ある程度の年間の利用状況を含めた運営状況がわかってきましたので、これについては再度分析をして、また次年度の予算に生かしたいなと思っております。

次に、東部畑かん関係の問題であります。当然高齢化になって農作業できない方については、いろんな方法で、今、されているようでございます。

特に、地元の若い方々が、南のほうも非常にカンショを含めて畑の貸し借りをしております。これは農業委員会を通してやっております。当然ながらそれについては借り受けた方が、あとの水の利用を含めて負担をしております。そういう形で一定は解消されております。

ただ、小さな農地については、なかなかうまくいっていないところですけど、ただ、相続を当然亡くなられたら、その家族の方が相続されておりますので、その方が当然

ながらその負担金の権利がありますので、お願いをしているところでございます。

あとについては、各担当課長から答弁をさせたいと思います。

○副市長（八木達範）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、市税及び国民健康保険税の申請数が少ないんじゃないかという質問でございますけども、当然いろいろ窓口相談にお見えになりますので、その方につきましては、こういう制度がありますよということで、今、減免申請しているわけですが、今後税務課とも協議いたしまして、さらにこの説明を充実していきたいというふうに思っております。

それと施設の改善、利用状況等につきまして、基本的には財政課長が答弁をいたしましたけども、今、我々内部でもこの公共施設につきましては、十分利用計画等つくって慎重に審議をいたしているところでございます。

昨年は、解体をした施設が2、そして売却をした施設が3ということでございますので、今後いろいろこのことにつきましては、要望があれば必要なものについては、売却をしていきたいというふうに思っておりますので、今後、十分内部でも、さらに検討していきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

今まで検討会、何回しているんですか。

○副市長（八木達範）

今、2回です。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（八木達範）

来年度の末には、大体の結論を出したいと思っております。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど質問のあったことについてお答えしたいと思います。

まず、起債の繰り上げ償還の関係でございますが、今現在、繰り上げ償還をできる起債が79億9,200万円ほどございます。件数としましては58件という形になっているところでございます。これにつきましては、今後も繰り上げ償還をやはり後々の財政負担になるものでございますので、できる限り財源が許せばそういう形で行っていきいたいと考えております。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

繰り上げ償還につきましては、その年度、その会計の収支が行われる最後の段階、

要するに、その段階で収支が財政調整基金を30億円、財政計画上は令和元年度が29億2,500万円ですけれども、その額に持っていけるとなったときには、それ以上に基金に積むか、その後繰り上げ償還にするかというのはしていきます。今の段階では、ことしのような大きな災害等が起きると、当然そういった計画等が立っていきませんので、今の段階では、そういった繰り上げ償還についての年次的な計画は持っていないところでございます。

続きまして、市の所有する中で耐震化があり、使用されなかった施設が6施設あるが、それはどういったものかということについてお答えいたします。

まず最初、財部地域でございますが、きらめきタウン内にあるトイレ、それから中部公民館の資源ごみ収集所、それから財部の一般廃棄物最終処分場、それから財部城山総合公園のゲートボール場のトイレ、それから大鳥峡のトイレ、それから光神幼児学園の6施設という形で報告をもらっているところでございます。

それから、未登記についてのスケジュールでございますが、今現在、春に1回、秋に1回でございますが、年2回土地家屋調査士会の協会の方々と意見調整をしながら、随時未登記についての進捗状況を各課担当者も交えて進めているところでございます。先ほどもお話ししましたとおり、昨年に対しまして約2倍の金額の予算計上を行っております。より積極的に行っていきたいところではございますが、今の段階で、そのスケジュールいつまでにとという形では、まだ立てていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

新たに発生したのは。

○財政課長（上鶴明人）

新たに発生した件数、財政課のほうに来ているのはございません。

それから事業補助金についてでございます。

事業補助金ですが、まず、補助金の執行残4億9,620万4,000円あると申しましたが、この中のうちの4件、4億4,481万5,000円、これは繰越明許費でございます。ですので、純然たる執行残としましては、5,138万9,000円という形になっております。

執行残の大きなものとしてしましては、延長保育事業費の補助金、これが423万6,000円、それから農業用廃プラスチック、空き缶等の適正処理対策事業補助金、これが494万円、それから商工関連利子補給補助金265万2,000円という形で、小さい金額が積み重なってこの5,138万9,000円という形になっているところでございます。

それから、負担金額の執行残3,123万8,000円のうち、1件は797万4,000円ですけれども、繰越明許費でございます。よって、純然たる執行残額としましては、2,326

万4,000円でございます。

この中で500万円以上の大きなものとしたしましては、コミュニティFMの放送運営負担金500万円、それから県の後期高齢者の医療広域連合会への負担金、療養給付金の分ですが、これが969万4,000円という大きなものがございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目の質問でありますけども、もう二、三点質問いたします。

質問が前後いたしますけども、まず企画課長に質問をいたします。企画課長は、企画課に異動になって、決算についての経験といいますか、今回は初めてですよ。企画課長どちらにおられるかな。

（「こっち」と言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

こっちですね。

（笑声）

○19番（徳峰一成議員）

体大きいからなかなか、大きい割に見えないから。今回初めてですよ。

私も何回も、2回3回とはもう言いたくないですので、このコミュニティFMの運営負担金、まず課長の段階で、新年度予算でしっかりと予算計上したらいいんですよ。そこが間違っているから、私も余り言いたくないんですけど、あんまり金額突出しているから言わざるをいえんとですよ。ですから、もう来年は絶対にそういったことがないように、しっかりと予算提案をしていただきたいと思います。これは、もう約束してください。課長の名前と責任において、もう。何も難しい問題じゃないから、これは。何も難しい問題じゃないんですよ。もう、こういった議論をしたくないですよ、曾於市の議会の水準——レベルとして。ですから、責任持って答弁をしてください。これが第1点。

それから、これも、もう課長段階で、きょうはとどめます。建設課長に1点質問いたします。危険廃屋ですね、私、問題提起を含めていたしました。私も非常に思い入れがあるんですよ。本当、これは曾於市によくなじんだ制度であるをつくづく思っておるんですよ。ほかの市町村は、なぜかわからんけど、まねせんとですよ。今も、2,000万円も毎年利用されてる、本当喜ばれているんですよ。だから、これはこれで大事に育てながら、ただ、この金額が大きなのだけが残っちゃっているというか。私、現場を幾つも知っています、曾於市内をぐるぐる回っていますから。ですから、ここを残すといけないということですね。

これは、研究したら、財源的には、大きな予算は伴いますので、この仕事、役割

が、私は課長の一つだと思いますよ、課長。市長や副市長は、そこまでとても手が、頭が回りませんので、ですから、それはぜひ来年度から、なるほどと、議会も市のトップも感心するようないい提案をして、新年度予算につなげていていただきたいと思っております。本当、これはさらに定着しますよ。特に、市内の方々じゃなくて、市外におられる、何とかしなければならぬという人たちはいっぱいおられると思うんですよ。お父さん、あるいはおじいちゃんなんか、持っておられた、もう今は住んでいない危険廃屋、よそにおられる方の。だから、そんな点で、これも課長の責任でもって、しっかりと答弁を期待しておりますので、3回目、答弁をしてください。

あとも、いろいろ言いたいんですけども、このお二人にとどめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○企画課長（外山直英）

大変御心配いただいて、ありがたいと思っているところでございます。

4月に企画課に着任してまいりましてから、このコミュニティFMにつきまして改善点と申しますか、毎月、FM定例会というものを実施しております。内容につきましては、これまでの会計のチェック、それから運営体制の確認、また、これまでの信頼を失墜した行為に対しましての回復の状況などを確認しております。

議員御指摘のように、予算等も含めまして、今後、よりよい信頼回復に向けたFMができますように努めてまいりたいと思っている所存でございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

この空き家対策については、私も重要性については認識しているところでございます。今回30年度におきましても、特定空き家の調査業務を委託しているところでございます。こうしたことから、空き家の所有者に対し啓蒙することが大事だということをお前の一般質問でも答えたところでございますが、やはり建物が倒壊・飛散して人に損害を与えた場合に損害賠償が伴うという可能性、それからみずからの責任で維持管理していかなければならないところを市民に周知することが大事だと思いますし、また、どうしてもその所有者が対応できないところにつきましては、条例もお願いしましたが、特定空き家等に認定をいたしまして、市のほうで対応していくということで進めていきたいと思っているところでございます。

それから、先ほど答弁を漏れておりましたが、上町の保留地分譲地の処分方法についてでございます。これについても議員が申されたとおり、進捗は大分きているわけでございますが、ただ、最近になって伸び悩んでいるところではございます。市

の、この残っている部分の処分方法につきましては、先ほども申しましたが、購入者の、相談者のニーズに応じて、分筆登記をして面積を小さくするなど価格を抑えての販売、それから隣接する宅地や道路等の高低差を少しでも低くして、建物を建てる方の、例えばブロック塀、擁壁等の工事等のコストをカットしての購入しやすい価格でということを進めていくところでございます。

また、価格の見直しについても、議員がおっしゃいましたが、市としても検討をしているところでございます。しかしながら、市のほうでも不動産価格評価委員会等で検討いたしました、やはりこれまで購入した方との公平性に配慮して、今のところ実施については考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

通告外で申しわけありませんが、短く4点ほどお伺いします。

71ページの四季祭市場について質問いたします。この前の全員協議会でも説明がございましたけど、平成27年度をピークにかなり売上げが落ちているということで、その中で、改修工事があったときのことは仕方がないことだと思っているんですけど、その後に平成30年度でも売上げが落ちているということは、売り場面積がふえた割には売上げが落ちているということで、費用対効果を考えたときに、以前のままだったらわかるんですけど、そこら辺をどう考えているのか伺います。

それと、ここと違うんですけど、メセナ交流センターの——わからなかったら、通告していないんですけど——ここも売上げが落ちているという説明でございましたけど、3年間の利用者数とその金額が、もしわかる資料があれば説明をしていただければと思います。

2番目に、耕地課分の76ページです。この中で農地整備率、これが水田は結構全体的、平均で78.9%の整備率であるので大分いいのかと思うんですけど、畑地が、末吉町は76.5%と結構整備されているんですけど、大隅町は52.9%、財部町が49.2%ということで、整備率がまだ進んでいないということで、先ほど同僚の徳峰議員からもございましたけど、高齢化になっていく中で農地の受け手も大規模経営になっていくと思うんですけど、やっぱり整備率を進めていかないと、これからは耕作放棄地がますますふえるんじゃないかと思うので、新たに整備予定地が計画はあるのかどうか伺います。

それと、北部畑かん地域の進捗率が36.4%であるということで、全体の中の26.7%が通水面積が可能ということでありますが、以前も聞いたんですけど、北部

畑かんの給水栓の同意率はどのように現在なっているのか。もうこれも高齢化になっていくわけで、東部のように事業が済んでいるところはいいんですけど、ますますもって今のうちに地主さんが同意していただかないと、給水栓の設置がつかないと、せっかくダムやら通水管は通っているんだけど、予算の無駄遣いになると思っていますけど、そこがどうなっているか伺います。

3番目に、88ページの高校振興費について伺います。今度の補正で2人ほど、また補正で上がっておりますけど、750万円ということで大きな予算が伴うということで、制服等の応援もしているわけでありますが、お祝い金をいただく人はありがたいと思うんですけど、以前も質問しましたが、同じ市民でありながら、曾於高校以外に行った人はこういうことを受けられないということで、費用対効果ということで、振興費を出している中で、入学者の推移は今どうなっているのか、3年間ぐらい、わかったら説明をしていただきたいと思います。

そして最後に、地域振興住宅は85ページですか。この前も市報に募集があったんですけど、振興住宅を、せっかく来ていただいたんですけど空き家になっている状況があるということでありましたが、その現状は、今、何件空き家になっているか伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部の道の駅の関係ですけど、財部については、トイレが、もう非常に古くなっておりましたので、30年度に改修工事をいたしました。改修工事をするに当たり、約半年間、奥のほうに仮設トイレを設けたりしたものですから、当然ながら工事がありまして一定の期間、お客さんが減少になったということが大きな原因であったようでございます。

また、曾於高校の支援の問題であります。このことについては、この間かなり議論してまいりました。曾於市の唯一の県立の高校でありますけど、気持ち的には曾於市立の高校というつもりで、私たちの曾於高校に曾於市内の子供はぜひ入っていただきたいという願いをもとに、このような支援をしました。曾於高校からも有名な国公立も十分行けるし、また電気、機械を含めて特殊な授業もできますし、そういう意味では、なるべく曾於市に、曾於高校に来ていただきたいという願いでこの事業を開始しましたので、理解をしていただきたいと思います。

あとは、各担当課から説明をさせます。

（「市長、四季祭市場も聞きましたけど」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

四季祭、末吉の道の駅については、多分、前の災害復旧の関係がまだ延びていた

のかなという気もしないでもないんですけど、具体的に中身を、そんなに落ち込んでいるとは聞いていないんですけど、もしわかっていたら説明をさせます。

○商工観光課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

四季祭市場のほうは、若干落ち込んできているという状況ですが、28年度はこの増築工事の影響もありました。また、災害等の影響もあったところでございます。30年度におきまして5億2,592万円ということで、若干の落ち込みが出ているのは、やはり出荷者の高齢化というのがあるのかなというところで、四季祭市場のほうの決算のほうにも報告が出ているところでございます。

ただ、レストラン部門におきましては若干の伸びが見られているということと、精肉部門も伸びているということでございます。今、夜のビアホール等も開催をされておりまして、今後、店舗への集客力のアップ、それから売り場力のアップ、顧客満足度アップということで掲げられながら、社長含めて先頭に立って努力されているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、メセナ交流センターの人数でございますが、過去3年分がちょっとありませんで、今、平成30年度におきましては20万7,151人の利用者数ということですが、若干ずつは減ってきておりますけど、これも人口減によるものかなと思っております。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

農地整備率についての御質問だったと思います。確かに財部と大隅の畑の整備率が低うございますが、大隅のほうにつきましては、現在、曾於北部地区の畑かん事業で、第5曾於北部地区のエリアになりますけれども、大隅の坂元方面が、今、圃場整備を順次行っているところでございます。財部のほうにつきましては、今現在、計画はないところでございます。

それから、曾於北部畑かんの給水栓の設置率・同意率ですが、これにつきましては、毎月、耕地課、それから曾於北部土地改良区、それと農林振興課、それから畑かんセンター、チームを組みまして給水栓の設置の推進を行っているところでございます。同意率につきましては、ちょっと6割に、まだ手が届かないところです。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

地域振興住宅の空き家についてということでございますが、今月の市報の中で、4戸の空き家があるということで入居者募集をしたところでございます。それとあわせて、今回1戸の空き家が発生したところでございますので、現在5戸の空き家があるところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、曾於高校の件ですけれども、ちょっと手元に資料がないので大体の人数しか言えないんですけれども、5学科ありまして、今年度の1年生が157名でございます。文理科につきましては定員割れの状態でございますが、ここ3年、おおむね、これぐらいの人数で推移していると思っております。

○8番（今鶴治信議員）

通告を出しておりませんでしたので、温泉の30年度の利用者数は、先ほど答弁がありましたけど、利用者の金額はわからないか。以前、70歳以上を、また料金値上げをしたということで、その影響で売り上げ減になっているんじゃないかということに危惧して質問したところでございます。

それと、耕地課は四季祭市場のほうが若干の落ち込みだということでありましたが、これは食堂部分も入った売り上げかどうか確認しますけど、もし食堂部分が入っているんであったら、国の補助をいただいて、売り場面積も以前からするとどのぐらい——倍も大きくなっていないんですかね——そのぐらい大きくなったのに、売り上げが伸びなくちゃいけないのに下がってきているということは、先ほどから言うように、費用対効果で売り場面積の割には相当金額は落ちているんじゃないかということで質問しております。

それと、耕地課の分が6割近くにはなっているということで、本当努力のところがあると……。高齢化になってきますので、目標は100%なんでしょうけど、最終的にどのぐらいまでを目指しているのか伺います。

それと、坂元地区が、今回、整備計画をされているということで非常にいいことだと思っております。今度の補正でも上がっておりますけど、中間管理機構等を利用して、自分が耕作されない方もそれが利用されるということを聞いておりますので——今回のところはどうかのかわかりませんが——相当大きな予算がついておりましたので、そういうことを利用して、水田を含めて、小さくまとまったところでも、そういうのも、課が違いますけど、一緒に推進していくべきじゃないかと思うので、その点についてはどうお考えか伺います。

それと、地域振興住宅、130棟以上ということで、非常にこれまでも効果を上げ

てきたんでありますが、その中で4戸空き家で、また1戸ふえて5戸ということで。私の地元も——今回、間に合わなかったんですけど——昨年7月に入籍をされて、ことし子供が生まれました。家がないということで隠居屋に住んでいたんですけど、非常に雨漏りがするというので。その人は都城の出身の方で、奥さんがありますので、もう2年間どころか、ずっとよそにいらした方が、やっとせっかくうちのほうに来てくれたんですけど、住むところがなくなって、また本末転倒で都城のほうに宿をかえたらということ。もし本人たちが希望すれば——新しいのはしようがないんですけど——こうやってせっかくおられて、いろんな事情で空き家になっているところがあるので、そういうところは、ちょっと規則を緩和していただければ、市外から来ていることには間違いがないところであります。

そしてまた、その空き家になった主な理由等はどういうのが挙げられるのかを伺います。

それと高校振興費、予算をつけて、費用対効果ということで、どこかで分析しないと、この補助をつけて入学者数はそんなに伸びないという結果が出たとしても、もしこれをなくしてしまったら、もっと減るんじゃないかという可能性も出てくるかもしれませんけど、その辺をどういうふうにして分析していくのか。曾於高校の振興ということでは非常に喜ばしいことではあるんですけど、やはり子供を持つ親の気持ちとして、曾於高校でない人にはそういうのが一つもないもんですから、相当差があるという不平も出ておりますので、そこら辺の方向性はどうか考えていらっしゃるのか伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

末吉の道の駅ですけど、非常にことしはお客さんが多いところですよ。ついこの前の土日、もう昼間のレストランは、50人ほどお客さんが入れるように広げただんですけど、本当に多く、また、待っていらっしゃいました。全体的に、非常にことしはお客さんが伸びているんじゃないかなという気がいたしております。

あと、曾於高校の問題ですけど、これは基本的には曾於高校に行く方々に対して支援をするということで決めたわけですので、それは御理解をさせていただきたいと思っております。

あと、振興住宅の問題で——今、諏訪団地が1戸空きましたけど——今、振興住宅に入っている方が新しく住宅をつくるということで、そういうこともありまして、振興住宅から、家を新しく、自分の地域につくる方も今ふえておりますので、そういう理由もあります。また、いろんな事情があつて都城のほうに引っ越しをされた方もありまして、空き家出ておりますけど、その空き家については、すぐにまた募

集かけて入居できるように、引き続き体制をとっていきたいというふうに思っております。

○耕地課長（小松勇二）

曾於北部畑かんの給水栓の同意率の目標でございますけれども、曾於東部のほうが約9割でございますので、できればそこら辺までいきたいなというふうには思っているところでございます。ただし、曾於東部のほうも給水栓の設置同意率は9割でございますが、開栓率は2割ですので、そこら辺も加味しながら推進を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、耕地課の関係で、圃場整備につきまして中間管理機構と連携がとれないかというようなことで質問だったと思いますが、今回の補正予算におきまして、新坂元、それから七村につきましては、中間管理機構にのせるというか、事業を取り込む予定であります。

それから、メセナ交流センターの売り上げの件ですが、去年は7,330万6,060円の売り上げがありました。これにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、平成30年度から75歳を70歳に、330円を220円に下げた関係で、1万8,000回分、大体200万円ぐらいの減になるんじゃないかという試算をしておりました。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

市長が、もう答えていただいたほうがいいと思うんですけど。

だから、振興住宅が——新しいのは、条例で決まっているんでしょうけど——規則の中で、都城から来た人も、そうやってたまたま間に合わなかったということで、そういう人も救える意味で、もうちょっと緩和して、空いているようなところがあれば、そういう人たちもちょっと検討していただいて、市外から来た人にはかわりはないですので、ちょっとその辺は今後検討していただけないか。新規募集は、もうそれはこれまでどおりでいいと思うんですけど、そうやって一旦何らかの理由で出ていかれたところは、やはり古くなって、なかなか新築のようにはいかないと思いますので、そういう方には緩和できないか質問いたします。

それと、メセナ温泉につきましては200万円ほど減ということで、委員会のほうで聞いていただければ——通告をしておりますので——3年間を比較しないとわからないところであります。

先ほど質問しました売り場面積に——食堂は今ふえてきているということで、一旦工事等で閉まっていたので、またお客さんが返ってきたということで非常に

喜ばしいことではないかと思っているんですけど、この売り上げの中に入っているのか。先ほど高齢化で、ちょっと野菜の供給等も問題があるというのもありましたけど、売れ残った野菜を、仕方がなく捨てて帰っている人もいるということで、そういうことでなかなか売り上げが上がらないと年寄りも——工事中等でお客さんが少なかったのかわかりませんが——意欲をなくして、新しい人もなかなか入ってこない状況じゃないかと思えますので、近隣にニシムタ等もできましたので、その辺の野菜に関しては影響が大きいかなとは思っていますけど。

もう一回聞きますけど、その売り場に食堂も入っているということか、今後まだ努力中であるということでありましたけど、そういう分析はされたのかどうか伺います。

高校のほうも、市長は、曾於高校のためということでありましたけど、何らかの検証をして、時限的なもんだというのも聞いておりますので、やはり同じ市民に、税金は払っておりますので、そこら辺は検討していかないと。それで、先ほど言ったんじゃないけど、伸びてきているんだったら理由もわかりますけど、横ばいだったら、それを使わなくなったら減るのかという、そういう分析もするべきだと思うんですけど、教育長はそういう点についてどうお考えか伺います。

以上です。

○教育長（瀬下 浩）

条例で、検証するという事になっております。来年度途中までが施行から3年ということですので、その段階で何らかのものを出していかなきゃならないだろうと思います。昨年度も、検証のためにアンケート調査は実施したんですけども、今年度も角度を変えて、別な、また調査を実施する予定でございます。

そして、ほかにもいろんな施策等があるかと思えますけれども、ほかにも方法はないのかというような点につきましても、今、高校とも協議を進めているところでございまして、来年のある段階で何らかの方向を出していきたいなというふうに考えているところでございます。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えします。

四季祭市場の関係で、レストラン部分も売り上げに入っているかという御質問だと思いますけれども、直販コーナーのほうが、29年からしますと約1,000万円ほど落ち込んでいるのかなというふうに思っております。レジ通過数も約4,000人ほど減っているような状況でございます。ただ、精肉コーナーとレストランのほうは逆に伸びておりまして、特にレストランのほうは、人数でいいますとプラスの539人ということになっておりますので、レストラン部門については伸びてきているとい

う状況でございます。

もちろん、この決算の数字につきましては、直販、精肉、レストラン、全ての合計ということになっております。

○市長（五位塚剛）

振興住宅の空き家の問題です。振興住宅をつくる場合は1月から3月ぐらいまで募集期間を設けておりましたので、この空き家については、募集期間が随時できるように、体制をまた組み直しをしてみたいと思います。

それと、その条件は、市外であれば当然入れる可能性というか、あるわけですので、そのあたりをもうちょっと、空き家がすぐ埋まるような体制づくりを、担当課でもうちょっと議論して対応いきたいというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案については、議長及び監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、本案については議長及び監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集、日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、決算審査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思います。

決算審査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。特別委員の皆さんは、議員控室にお集まり願います。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時21分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開会されました決算審査特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

決算審査特別委員会委員長に山田義盛議員、副委員長に伊地知厚仁議員、以上のとおりであります。

日程第21 認定案第2号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定案第3号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定案第4号 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第21、認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定案第4号、平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件については決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第24 認定案第5号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定案第6号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定案第7号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定案第8号 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第28 議案第69号 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第24、認定案第5号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第28、議案第69号、平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの、以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、認定案5号の公共下水道について質問いたします。

平成30年度の事業について、総括的に報告してください。具体的には事業の到達、加入者の到達、財政状況、今後の課題などについてでございます。

次に、認定案の6号の生活排水事業について、同じく30年の事業を公共下水道の内容に照らして報告してください。

次に、認定案の7号の笠木簡水についても、同じく30年の事業を報告してください。

次に、認定案の8号の水道事業について、30年度の事業を、業務の実績、総配水量、水質、水量、水圧、予備を含む水源確保について、また財政状況、施設の老朽化について、今後の課題などについて総括して報告してください。

以上です。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

それでは、認定案5号公共下水道についてお答えいたします。

30年度の事業について報告します。

まず、事業の到達ですが、平成28年度をもって整備面積の概成をいたしました。30年度より補助率55%の国庫補助事業で汚泥脱水施設整備に取り組んでおり、30年度は建物建設の設計委託885万6,000円を行いました。この施設が完成しますと、現在の汚泥処理にかかる毎年の委託費600万円を100万円以下に抑える効果があります。

次に加入者ですが、本年度は47件、昨年度より9件の減で、接続率が区域内総数

2,413件に対して、30年度末で1,651件、接続率68.4%となり、事業開始当初の目標である70%に近づいています。

次に財政状況ですが、30年度経営戦略の策定を行いました。今後10年間の財政計画をシミュレーションし、安定した経営を目指します。

次に、今後の課題ですが、管渠の更新はまだ先ですが、浄化センターの電気設備等の更新が課題となります。策定したストックマネジメントに基づいて計画的に修繕・更新し、長寿命化を図ります。

平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての、平成30年度の事業を総括的に報告されたいについて、お答えいたします。

平成30年度曾於市笠木簡易水道事業は、給水戸数393戸、給水人口696人で、給水量は6万8,503 m^3 となりました。財政状況として、歳入4,820万8,602円、歳出1,519万5,196円で歳入歳出差し引き額は3,301万3,406円となりました。

笠木簡易水道事業は平成28年に整備事業が完了しており、平成30年度は水質検査、水道施設維持管理などを行いました。整備完了から3年経過しましたが、現在のところ、課題はありません。

平成30年度曾於市水道事業決算の認定についての、平成30年度事業の総括的報告について、お答えいたします。

平成30年度曾於市水道事業は、給水戸数1万4,306戸、給水人口3万1,411人で、給水量は324万8,800 m^3 となりました。

財政状況として、事業収益5億3,060万7,987円、事業費用4億6,519万9,560円で純利益6,540万8,427円となりました。内訳として、末吉上水が5,255万5,900円の純利益、大隅上水が1,147万5,150円の純利益、財部水道が122万8,959円の純利益、折田簡易水道が113万7,510円の純損失、南簡易水道が128万5,928円の純利益です。

平成30年度の主な事業として、現在、代替水源のない末吉南之郷地区の上水道統合事業を実施し、安定した水質・水量確保が可能な水源の多重化を図りました。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは、私のほうから、認定案第6号、平成30年度の生活排水処理事業について報告いたします。

まず、事業の到達でございますが、平成30年度は50基の設置目標を立て、5人槽21基、7人槽5基、10人槽1基、計27基を設置いたしました。平成14年度の事業開始から合計で1,034基の設置となっております。

次に加入者ですけれども、本年度は27件の増で、30年度末で932件となっております。

次に財政状況ですが、歳入総額が8,466万6,711円、歳出総額8,440万2,404円となり、歳入歳出差し引き額は26万4,307円となりました。

歳入総額に占める割合で主なものが、分担金及び負担金4.3%、使用料及び手数料が50.2%、国庫支出金が4.7%ということで、一般会計繰入金が25.9%、市債が13.5%となっており、特別会計における利用者負担以外の歳入割合が50%近くとなっております。

次に今後の課題ですが、現在、旧財部町地域では、市町村設置型による浄化槽の整備を行っておりますが、旧末吉町、大隅町地域では、個人設置型での整備を行っております。今後、制度の統一が課題となっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

二、三に絞って、時間の関係で質問いたします。

まず、公共下水道については、先ほどの一般会計の東部畑かんと同じように、加入者の中で高齢者の中で死亡される方等が出てきていると思うんですけども、30年度の現状はどうか。あるいは、30年度までのそうした方々は生じていると思うんですが、何名ほどになっているか、お聞かせ願いたいと考えております。1,651件の方が加入しているということですが、報告してください。

2点目、生活排水について、ただいま課長が話があったし、また、これまでも再三、本会議で答弁がありましたけども、制度統一についての検討がされておりますが、これは市長になりますか、いつをめどに市としての方針を出す考え方であるのか、お聞かせ願いたいと考えております。

それから、水道事業についても、担当課長がおられませんので1点だけ質問いたしますが、30年度末における水道事業のいわゆる積立金といいますか自由に使えるそうした財源、お金が幾らになっているのか。前年度対比、数千万円はふえていると思うんですが、どれだけになっているか教えてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部を中心とした生活排水処理事業については、いつまでに末吉、大隅等をするということ、まだ決定したわけではありませんので、具体的な日にちは決まっておられません。今後またいろいろと課題点もあるでしょうから、議論を進めていきたいというふうに思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

1点目の公共下水道の高齢者の死亡に関するところでございますが、これは以前も

議員のほうから質問をいただいたんですけれども、その年齢構成は、今のところつかんでいないところであります。

ただし、この合併浄化槽、下水道につきましては、ほとんどの場合が新築をされている方々が切りかえていかれますので、設置率は上がるということで、個々の高齢者の件については、担当課のほうでも、そう課題とはしていないところでございます。

あと、水道の30年度末における基金のところでございますが、平成27年度に新会計基準に移行しまして、そこで1億円近くの赤字決算となりました。そういうことで、そこから積み立ては行っておりませんので、その当時と一緒に、減債積立金のほうが累計で8,290万円、それから建設改良積立金の累計が3億2,235万1,174円、この数字については平成26年度から変わっていないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、公共下水道について、現状の加入者を含めた実態把握が、私、弱いと思うんですよね。もう高齢化で死亡している人は現実にありますので、この公共下水道地域だけが死亡者がいないということは、ないわけでありますので、そのあたりは、どういった分野でも言えることではありますが、やっぱり実態はしっかりつかんで、そして今後どのように対処するかは議論と検討は常に行うべきだと思うんです。実態把握が弱いと言わざるを得ませんので、これは来年また聞きますので、しっかりと実態だけは把握するように努めてください。

また、財部の生活排水についても、議論がされたんでしょうか。どういった方々が市内部では議論して、議論が進んでいるんでしょうか。それだけははっきりさせてください。決算でありますので。私は、これを早急にしなさいということは、さらさら言っていないんですよ。それぞれ独自の歴史というか事情がありますので、ですから、それを早くやりなさいってことは提起ができにくい問題であるし、いたしません。ただ、議論だけは進めていくちゅうか、議論しているということでもありますので、議論の経過も答えていただきたいと考えております。

率直にどういった点で、やはり現状では厳しいとなったら、もう率直に、正直に出したほうが良いと思うんです。恐らく理解が——私だけじゃなくて——得られると思いますので。

次に、この水道事業についても、副市長が言われたように平成27年度に新会計基準に伴いまして1億円前後、積立金額が少なくなりましたけれども、私の理解では8億円以上あると思うんです、この積立金を含めて。もう一回整理して、自由に使える財源はトータル的に幾らになるか、これは毎月ふえておりますので、この平成

27年度以降、恐らく1億円から1億5,000万円は少なくとも30年度末でふえているはずでありますので、もっと具体的な数字をもとにして答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部の生活排水事業につきましては、ここにいらっしゃる土屋議員が町長時代にいろいろと頑張っていたいただいた事業でありまして、それなりの歴史があるわけがございます。ただ、今、合併浄化槽という意味では同じやり方でありまして、3町統一したほうが維持管理を含めていいのではないかなと思っております。

そのあたりの基本的なことでは議論をしておりますけど、どうすべきかということについての結論は出ておりません。今後、いろんな課題があるでしょうから、そのことを含めて、検討は十分させていただきたいなと思っております。

あとは副市長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

公共下水道の実態把握については、議員が言われましたとおり、今回そういう問題は出てきておりませんが、今後、高齢化はさらに進んでまいりますので、そこについては把握をしていきたいと思っております。

それから、水道事業のほうの自由に使えるお金ということで、現金預金の保有状況というのがございます。こちらのほうが、現在10億8,542万9,700円あるところでございまして、昨年度より1億2,011万3,452円ふえたところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案4件、議案1件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、認定案4件、議案1件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第29 陳情第14号 学校における集団フツ化物洗口事業導入の中止を求める陳情書

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第29、陳情第14号、学校における集団フッ化物洗口事業導入の中止を求める陳情書は、配付いたしております陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第74号 市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第30、議案第74号、市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、日程第30、議案第74号、市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について説明をいたします。

本事業につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公募により、1グループの参加がありました。令和元年8月9日のPFI事業者選定審査会からの事業者選定審査結果の答申を受け、見積もり執行の結果、9月6日に事業仮契約が成立しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第3条の規定により、本案を提出するものです。

仮契約の相手方は、株式会社渡辺組大隅本店を代表企業とする9社で構成され、契約金額は10億1,750万円であります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

今回の議案第74号の市営桜ヶ丘団地の建替事業は、合併前を含めて——合併後ももちろんそうありますが——公募型のプロポーザル方式の、今回は随意契約ということで全く初めての経験でありまして、また、曾於市における入札事業の中でも非常に大事な契約として位置づけております。市当局も、もちろんそうだと思うんです。そうした立場で、10項目近く質問をいたします。

まず1つは、今回落札といいますか契約を結ぶ相手方は、株式会社渡辺組を代表とする業者であります。見積もり額は9億2,500万円に消費税の10%を掛けまして10億1,750万円でございます。これまでと違って、予算もまだ計上されていない。

もちろん、この設計価格、予定価格も今回は入らない——算定基礎として——そうした新たな事業であります。

質問の第1点でありますけれども、これまで議会とのかかわりについては、債務負担行為は一応設定されました。しかし、まだ予算は1円も計上されていないと思います。通常だったら、まず予算も提案して、それを踏まえた議案提案になりますけれども、予算は、聞くところだと来年度工事が終わった段階で一応予算提案したいということでございますが、質問であります、最終的に予算は幾らを計画しているか、これが質問の第1点であります。

また、その予算の財源内訳です。財源内訳も、これまでと違って新たな内容が入っているようでありますが、財源内訳についても教えてください。

そして2点目、関連いたしまして、今回、曾於市が初めてこうした方法をとったのは、1つは、やはり財政的に、財源的に市の一般財源の持ち出しが少なくなるということが大前提であります。それ以外の理由は、大きな理由はないと思うんですね。その点で試算されていると思いますので、従来の入札に比べて、今回どれだけ財源的な軽減、節減がされたのかお示しいただきたいと考えています。

もともと当初の段階では、市当局は議会に対してBTO方式を採用するというものであります。BTO方式というのは——これも説明が全協でもありましたように——工事を行うだけじゃなくって、例えば20年間、工事が完成してからも管理部門まで、この請け負った業者が責任を持って当たると。そして、修繕等も基本的には請け負っていくと、そのことで少なからず大きな財源の節約になるのではないかとといった全員協議会での説明がありました。なかなかそうしたことでは地元業者としては、人口が3万数千人の曾於市ではそれに参入する業者が厳しいということで、BTO方式の中のOを省きましてBT方式、つまり管理部門、修繕部門までは対応しないと、工事が終わった段階で、そして完成した住宅を市に引き渡した段階で業者の仕事は、簡単に言って終わるというやり方になりました。

客観的に見て、第三者から見て、それでは今までのやり方と変わらんんじゃないかって、結果的に10億円もかかる必要があるのかといった素朴な疑問も1つの側面としては出ます。ですから、繰り返しますが、どれだけの軽減が期待されるのかについて、非常に大事な問題でありますので、お答え願いたいと考えております。

次に、これまでの10億円を超えるような事業の場合は、本体事業だけでなくって空調を初めとした分野は分離発注方式でもって、そして金額が大きい場合はそれもあわせて本会議で議案提案がなされておりましたけれども、今回は渡辺組が代表する形で、ほかの9社分もこの中に入れていただくという形で提案がされております。

見積もりを業者がこれまで市に提出する段階で、渡辺組だけでなく、ほかの

9社の事業費も、この事業を行う中でどれくらい配分がされる、利益についての配分がされるということは見積書を提出した段階でわかっているはずでございます。その点で、渡辺組を初めとして、それぞれの業者の方々がこの仕事を請負ったりしてどれだけ配分がされるのか、これをお答え願いたいと考えております。これは不透明であってはならないと個人では強く思っておりますので、答弁をしてください。金額が余りにも大きいからでございます。10億円事業であるからでございます。

次の質問で事業者の選定でございます。今回は公募型でありましたが、結果的にグループの方々が1社だけが入りました。1社でありましても、選定基準では、やはり、この市の基準に基づきまして、そして選定するようになっております。大休寺副市長を会長として含む、10名で選定に当たっております。

聞くところによりますと、1人100点満点、場合によっては105点、5点が加算でとります。10名でありますから1,000点、トータルの。そして場合によっては1,050点になりますが、今回の場合は100点満点の1,000点であったのかどうか、まず確認いたします。

次に、提案の仕方でありまして——その前に、この1,000点の中で、今回は最終的にはトータル何点が評価されたのか、トータルの点数もお答え願いたいと考えております。

それから、関連いたしまして、選考する場合の点数づけも2つ3つに分かれておりますが、その中で私がちょっと難しいな、疑問に思ったのは、この提案の価格審査についてでございます。つまり、100点満点の中で28点は、その業者に何点を、業者がいれば、今回入札金額を提示したわけでありまして、それに対して何点で28点満点で評価をするか、これは非常に難しいと思うんですよ。今回はたまたま1社だけの参入でございましたけど、これが今後複数になった場合に、どういった点数を28点満点で付与するか、点数のつけ方、あるいは見きわめが非常に難しいと。その点では、特に今後の問題もありますので、今後の第2、第3が、もし提案されることになった場合の1つの教訓にもなるかと思っておりますので、代表して大休寺副市長に28点満点の考え方、その中でのおのおのの10名の方々、何を基準として点数をつけるか。文書上の基準はあります。しかし、それを点数につけると、置きかえてやるというのは、これは主観的な要素が働かざるをえないと、客観的な要素は働きようがないんですよ。これが10億円事業を行う場合に果たして妥当かどうかって、ほかの市町村はともかくとして、我が曾於市の場合にしっかりと考えた場合に、このあたりも研究の余地があるんじゃないかと思っておりますので答弁をいただきたいと考えております。

次に入居者の問題でございます。入居者は1LDから3LDKまで、合わせて38

戸でございますが、この中で、これまで桜ヶ丘住宅に入っておられた方々はもちろん優先して入ることに、この間の議会の質疑のやりとりからもあると思っております。既存の入居者が38戸中何戸か、新たな、それ以外の方々が何戸を考え予定しているかでございます。これが質問の1点。

そして、加入者については、既存の加入者については、これは今までも、私を含めた議会のやりとりの中で、市長答弁では一定軽減策を考えるということで明確な答弁がありました。いわゆる減免といいますか、家賃を安くすると、こういった基準でもって安くする考えであるのか、これも時限的に何年間というのがありましたけれども答弁をしてください。

それから、関連しまして一般の方の場合は、おおむねどれぐらいの家賃収入になるのかどうか、そしてそれには上限限度額はあるのかどうかを含めて答弁をしてください。

最後に、今回これがもし建設されるとして、平面図を見ますと、少なからず空き地が出ます。その点で、今回の住宅の建設予定地の敷地面積、2番目にそれ以外の今までの桜ヶ丘住宅の、これまた更地となる敷地面積がどれぐらいになるのかも報告してください。あわせて、当然、市としては、今後の使用されない敷地については、今後の使途も検討をしているだろうと思しますので、もしそういった使途についての方針、計画があったら、あわせて答えてください。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

皆さんに申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○市長（五位塚剛）

今回、桜ヶ丘住宅をPFI事業に取り入れたのは、今までの事業でやるとどうしても市の予算がふえるということで、国からの社会資本整備事業が減額されておりましたので、民間の力をかりたPFI事業を取り入れました。この事業については大休寺副市長を中心として、勉強会を開いたり、いろいろやってきましたので、その経過を含めて説明させますが、住宅をつくった残りの部分については、当然宅地化として利用できますので、整備された後は宅地の分譲を含めた利用計画を今後進めてまいりたいと思います。

あとは副市長から、まず答弁をさせます。

○副市長（大休寺拓夫）

まず、予算計上のことでございますが、これはでき上がってからの一括支払いでございますので、予算計上は令和2年度の計上で、支払いは、うまくいけば年度末

ということになります。

財源内訳でございますが……。

(「予算額は」と言う者あり)

○副市長(大休寺拓夫)

予算額が、今そこに契約額はありますが、10億1,750万円という数字でございます。10億1,750万円、契約額でございます。これを予定をしております。

(「何月議会ですか。議会は何月議会、予算提案については」と言う者あり)

○副市長(大休寺拓夫)

これは当初でもできると思います。もうここで契約額は決まっておりますので、早ければ令和2年度の当初予算で計上と……。

(「何月議会ですか」と言う者あり)

○副市長(大休寺拓夫)

3月。

(「3月ですね」と言う者あり)

○副市長(大休寺拓夫)

はい。

契約額は10億1,750万円ということですので、こちらを財源内訳を参考までに申し上げますが、国庫支出金が3億9,456万2,000円、起債——これは公営住宅債になります——4億7,590万円、残り一般財源ということで1億4,703万8,000円ということになります。

あと、2点目のPFIにしたことで幾ら軽減をされたかということでございますが、前の議会でも、ちょっと私申し上げたんですが、3億円程度というお話をしましたけれども、この住宅戸数の関係が64戸から38戸に規模が大分減ってまいりました。15億円ほどが10億円で済んだと、ちょっと小さくなったんですが。そのこともありまして、通常ですと社会基盤交付金は30%弱しか来ないんですが、PFIについては全額、国庫補助はつけるということでございますので、ここを50%で見込んだ場合は、その差額1億5,800万円ほどの効果があったと言えます。しかしながら、応募事業者が1社ということで、競争性はちょっと損なわれたということが、我々の想定外でございました。

それから3番目の、それぞれ事業を持っておりますので、その配分については、ちょっと私は持っておりませんので、わかっておれば担当課長から答弁させます。

4番目の事業者選定の件ですが、満点で105点ということになります。これにつきましては1社しかございませんで、これが平均点が——1人、選考員が欠席された関係でございます——平均しますと69.2点になります。我々の判定基準点60点とい

うのを持っておりましたので、60点を上回っておった関係で審査会でオーケーということでございました。

(「トータルで何点ですか、9名の」と言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

9名というか、7名になります、済みません。484.9です。484.9、7名合計。これを平均しますと69.2点になります。

それから、点数の基準の中で提案価格審査というのがございますが、こちらが28点満点でございます。その中で提案コスト、提案価格、これを25点入れておりました。あと、妥当な価格性というのは3点、合計28点。今、議員が言われました、そのことが審査会のほうでも大分議論になったところでございます。1社ですと、コスト、25点が満点入ってしまうということで、我々はこれを大変失敗したなと思っております。今後、ここは配点なり、その計算式なりを工夫をしないといけないと思っております。この件についてはうち独自ではなくて、ほかの自治体等を参考にこの方法がいいのかなと考えたところでありまして、あとは配点を若干検討していく必要があるのかなと思っております。

あと入居者、減免の考え方、一般の方の家賃収入、あと平面等については担当課長のほうから答弁をさせます。

○建設課長（新澤津順郎）

まず入居者についてでございますが、今回38戸を計画して建設するわけですが、もとの桜ヶ丘団地から帰ってこられる入居者については27戸でございます。そうしますと、11戸を改めて入居者を募集といいますか、公募で募集するということになります。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

その前に、B T O方式からB T方式に変更した理由でございますが、これについては民間業者とヒアリングを重ねていく中で、副市長も申しましたが、維持管理まで行うというのは、その事業者にとってリスクがあるということをいろいろ指摘を受けたところで変更を考えたところでございます。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時12分
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

申しわけありませんでした。最初に家賃についてでございますが、お手元の資料のとおり、間取りについては3タイプあるわけでございますが、1DKについては14戸でございますが、家賃については基本額は1万2,400円ということになります。2DKにつきましては20戸あるわけでございますが、家賃が基本額は1万8,000円、収入分位が一番下の部類になるわけでございますが、3DKにつきましては4戸あるわけですが、収入分位1にしますと2万1,500円ということになります。これをそのまま家賃に収入しますと743万5,200円ということになります。

ただ、議員がおっしゃいましたとおり、家賃の特例措置ということで、曾於市営住宅入居者移転等実施要綱第12条によりまして、家賃の額から控除できるということになります。1年目、6分の5、2年目以降が6分の4となりまして……。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

1年以下が6分の5、1年から2年が6分の4、2年から3年が6分の3、3年を超え4年までが6分の2、4年から5年以下が6分の1の控除をするということになります。例えば、これになりますと、先ほどの家賃総額は変わってくるわけでございます。この場合、1DKの場合が1年目1万2,400円の家賃にしますと、約6,000円程度の家賃になるのではないかと思っているところでございます。また、それ以外に少しずつ減額をしていくわけでございますので、家賃の収入は減っていくということになります。

それから、残地の利用……。

（「一般の入居者の家賃はどうなんですか、そのままということですね」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

はい、そのまま……。

（「上限はないんですか。上限は」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

先ほど申しましたが、家賃が、収入分位というのがありまして、最低10万4,000円以下の収入だと1万2,400円ということになりますが、収入分位が大きくなりますと家賃も大きくなるということになります。例えば、収入分位8、最高になりますと3万2,900円という額になるとございまして……。

(「3LDKですか」と言う者あり)

○建設課長(新澤津順郎)

1DKの場合でもですね。

(「3LDKを聞いているんです」と言う者あり)

○建設課長(新澤津順郎)

3DKの場合、最高でいきますと5万7,000円という額になります。

それから、残地の面積についてでございますが、これについては、利用方法については市長が述べましたので、面積については8,601m²ということになります。

以上です。

(「あとは9社の配分額」と言う者あり)

○建設課長(新澤津順郎)

この事業者、相手方につきましては、代表者が株式会社渡辺組大隅本店ということになります。この事業者のグループにおきましては、グループ内での話し合いのもとでされております。また、こちらの市のほうに来る見積もり等については詳細には把握しておりませんので、それについてはわからないとでございます。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

質問が前後しますけども、これは市長や副市長もよく考えていただきたいと思えます。

先ほど、休憩中の雑談の中でも、同僚議員からも疑問として出されたんですが、つまり、10億円を超えるような大変な事業において、その10億円を9つの業者が幾らずつ配分するか、これが、この本会議を含めて議会に説明ができないということは、これはおかしいと思えますよ。当然9つの業者はもうけるために仕事をやるわけでございますから、最も大事な問題として、幾ら自分は配分金を受け取ったら参入しますかということは、最も大事な問題として9社は話し合ったと思うんですよ。それがないまま、お互い御一緒とは絶対にあり得ないんですよ。それをだから、やはり入札の段階で、あるいは議会審議の中で問われたら、質問があったら、それを答えるというのは、これはもう近代の地方自治体においては、また透明化のためには、10億円の、これはもう絶対に、やはり議会に答弁するようなシステムをつくるべきですよ。これはわかったら、答弁できなかつたら、市民の間で五位塚市政に対して大きな疑問が出ますよ。これは、ぜひ、きょうの段階で答弁してください。

ですから、先ほども、あえて私1回目で質問したように、これまでは10億円事業だったら、分離発注を含めて、一定額以上は本会議で議決事項だったんですよ、議決事項。それがなくなったんですよ。なくなったからといって配分について答えて

きないということは、今の時代においては、今後のあり方は、絶対にこれはあつてはならない。これは五位塚市政にとっても大変な傷がつかますよ、これは。ですから、これは今、答弁してください。だから、あくまでも動くでしょ、確定じゃなくても。これは市長でも副市長でも、これはもう絶対答弁してください。絶対これは五位塚市政に傷がつかますよ、これは。それがはっきりできないような10億円の議会質疑だったら。これが質問の第1点でございます。

それから、質問の第2点目は、予算でどれだけ軽減されたかということで、副市長答弁は1億5,800万円ほどになるんじゃないかと。はっきり言って大ざっぱなんです。あくまでここは議会審議だから、計算した上で、やはり提示していただきたい。例えば、この財源内訳でも起債が2億7,590万円ありました。起債のこの内容についても、もうちょっと詳しく説明してください、交付税措置を含めて。あるいは国庫補助金の3億9,456万2,000円も、従来のやり方に比べて、どれだけ手厚くこれが配分されたのかを含めて、トータルで1億5,800万円になるように答弁してください。これはあくまで議会審議でありますから。本当にそうなんかなど、どうしても私はクエスチョンマーク、疑問符がつくんですよ。つくんですよ、この軽減について。その点でお答え願いたいと考えて、これは2点目の質問であります。

それから、質問の3点目、配分のあり方。7名が参加されて1人当たり105点満点で484.9点、1人平均が69.2点ということで、最低ラインの60%はもちろんオーバーしておりますけれども、この点で正直、率直に副市長も2つの点を、今後の教訓点として——私と同じ意見なんです——答弁がありました。

1つは、1社だと満点にならざるを得ないというか、28点の中で、特に25点です。これはもうどう考えても、やはり今の近代的な入札のあり方では、10億円事業、余りにもお粗末といいますか、これは十分に今後に生かす上で研究してください。1社の参入に満点を出すという、こんなおかしなことはあつてはならないですよ、これは。今回はしょうがないとして、今後の教訓点にしていきたい。

それから2点目、関連いたしまして、これも正直、率直に副市長言われました、配分の配分の検討。これも、今回はやむを得ないですけども検討してください。そのほかにもあるかもしれませんが、これらを含めてやはり反省材料があると思います。

それから、入居者等については、この間、本会議で私を含めて同僚議員が質問して、そして入居者については優先して入ってもらうだけではなくて、数年間の軽減措置を行っていくと。これはもう当然のことでありまして、もちろん賛成いたします。そうした立場で取り組んでいただきたい。

また、今後の8,601m²の残地についても、市長答弁で、今後、利用計画を進めて

いきたいということでした。

以上で2回目の質問でございますが、先ほどの配分金を含めて答えていただきたいと考えております。

○市長（五位塚剛）

桜ヶ丘団地の建て替え事業につきまして、今回、議会にお願いしているのは、この事業契約の締結のお願いであります。当然ながら、渡辺組さんがこの事業をするためには9つの協力会社を受けて、当然ながら、この事業の中身を精査されて予算をつくっておられます。その予算の——水道業者、また電気業者、いろんな工事屋さんが入っております。その基本的な見積書、その契約の中身が入っておりますので、副市長のほうから大方説明をさせたいと思います。

また、この事業のあり方については、私たちもまだまだ不十分なところもありますけど、結果的に1社ということ、私たちも心配をしたところでした。説明会ではたくさんの業者が来られたんですけど、なかなかほかの事業者が参加できなかったということでありましたので、こういうことになりました。

説明をさせたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

各構成事業者の配分でございますが、これについては、こちらはちょっと関与できないところでございます。

提案価格につきましては、9億2,500万円、税抜きで。内訳書もちろんもらっております。その工事種別ごとにも全部出ておまして、この金額については、設計会社、コンサルタント、そちらのほうで詳しく出されて、それを構成員ですか、企業に提案をされたものと思っております。この提案価格内訳書については、全て担当課、建築士のほうでチェックをし、妥当なものであると判断をしております。これについて、ここの構成員に割り振るちゅうのはまず不可能でございまして、例えばこの内訳書でいきますと、既存施設の解体撤去、こちらが工事費7,910万円ほど。あと工事監理とかありますけど、こちらが960万円。それから、本体の工事費でございますが、本体の工事については6億9,390万円という数字が出ております。この中には特殊基礎、電気工事、エレベーター、それから空調、屋外電気それぞれ入っておりますので、そういうことで提案が来、それを精査をしたところでございます。

それから、財源のところ、もうちょっと詳しくということでしたので申し上げますが、通常ですと社会基盤交付金、こちらで多くても30%、今の現状を見れば30%しか来ないんですが、ここの10億1,750万円ありますが、その中で国庫対象になる補助対象事業費というのが7億8,912万4,000円です。これに、単

純に30%来たとしても2億3,673万7,000円。こちらのほうがPFIに行きますと、国交省のほうほぼ満額つけてきますので、ここを50%と仮定をしますと3億9,456万2,000円、この差額が1億5,782万4,000円という削減効果があったと我々は検証をしております。

それから、起債につきましては公営住宅債、これについては有利な起債といえますか、合併特例とかいろいろあったんですが、つけられないということもありまして、公営住宅債を適用できるということでした。こちらが年利率が0.01%ということで、大変有利な起債だと思っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけど、市長はちょっと受けとめ方、私、前向きだったと思うんですよ。副市長、建設課長もそうですけど、やはり初めての10億円の大事業だから、議会だけでなく市民の目を常に考えていただきたいと思うんですよ。10億円の事業ですよ。それをトータル的な金額しかわからなくて、各業者の方がどれだけ配分受け取るか。これは市民の目で考えて、これがこのまま議会を通過した場合、私たち議員も、賛成したくても、やっぱりちゅうちょせざるを得ないですよ、これは。これは、質問したけど答弁はありませんでしたって、これで市民の、一般的な利害関係のない方々、それで素通りするかということですよ。

それでは、今後を含めて、これまでも事業については、例えば2億円、3億円の事業であっても分離発注を行う。さらに共同企業体も少なくなったけど、共同企業体でも配分については、質問には答弁があったですよ。親企業に対して、それを受けるほかの企業についても、何対何と。しかし、これが10億円という大変なお金であるのに答えられない。いや、わかりませんと。大変な、私は五位塚市政に対して、正直申し上げて傷がつくと思いますよ。せっかくのこの間の努力の積み重ねが。

だから、その点は委員会審議の中で——今回は、ともかく可能な限り、次回からは、もし出せるとしたら明確な形——今回は委員会審議の中で、可能な限り、これは一応答えてください。特に、私は副市長の役割は大きいと思いますので。

あとについては、いろいろ検証があります。1点だけ、市長に一応伺います。

今回はいろいろ試行錯誤がありまして、そして初めての提案であります。今後、末吉を含めた市営住宅について、プロポーザルで、この方式でやるのかどうか。やはり、今の段階でやるという方向は、私はまだ断定すべきじゃないと思っております。いろんな角度から検証して、そしてよかったらやったらいいと思うんですよ。まだ、きょうの段階では、あるいは今の段階では、まだ結論が早過ぎると思っております。例えば、先ほどの財源節約の問題でいいましても、1億5,800万円という

のは、普通の事業の場合に競争入札を行った場合は、一定安くできますがね、それが今回は満点で25点を、あるいは28点をつけているという、いろんな側面から研究しなけりゃいけないと思うんです。これが第1点。

それから、第2点目は、今回、市が努力されても、業者としては初めてのこともありまして、そのために最初のB T O方式が、管理部門を省きましてB T方式にならざるを得なかったと。今後、やはり10億円規模の住宅をつくるとして、曾於市内に幾つの業者が考えられますか。恐らく、私の素人的に考えましても、渡辺組以外に、これに全体の業者を取りまとめて——今まではばらばらでよかったけど、取りまとめて参入する業者が果たしてほかに幾つありますか。その点でも、やはり早急に、今後もこのやり方でいいのかどうか。最終的には、土木部門もそうですけども、曾於市の建築部門の業者を育てていくという観点も、私は市の大きな仕事だと思うんですよね。その点で、いろんな角度から、この点は、今後の住宅建設については考えて、それでも今回のやり方がいいとなったら、やったらいいと思うんですよね。だから、今の段階では、その点は十分研究段階じゃないかと思っております。この点は、特に市長の足場というか、スタンスが非常に大事だと思っておりますので、一言答えていただきたいと考えています。

副市長は先ほどの問題の1点に絞りまして答弁してください。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

先ほどから五位塚市政を大分心配されていらっしゃるようでございます。本当にありがたいなと思っております。

ただ、この事業は分離発注をしている事業ではありませんので、議会に全体事業としての締結をお願いしている事業であります。その中に当然ながら、水道事業、電気事業、土木事業、本体事業、解体事業、全部含めたものを事前に前もってちゃんとお願いをしておきた数字がこの積み上げた数字でありますので、基本的には何も問題ないと思っております。

私たちも、この事業をなぜ取り入れたかという、財部の前玉団地で公営住宅をつくったときに、国の交付金事業が、残念ながら最初提案された金額から、最終的に市に入ってくるのが非常に少なくなっているんですね。こういう状況がありましたので、P F I事業をやったほうが、ずっと市の財政上よいという判断のもと、広く県内の方に呼びかけをいたしました。なるべく地元の業者も、一定の実力ある会社がベンチャーを組んでも、そのことも説明をいたしましたけど、なかなか初めてのことで、最終的には渡辺組さんだけになってしまいましたけど、今後、県内でも鹿屋、大崎、もういろんなところで今このP F I事業は始まりましたので、なじん

でくるんじゃないかなと思っております。

ただ、今後の公営事業建設について、全てPFI事業をするということは考えておりません。そのとき、そのときの新たな国の補助事業、または交付金事業も出てくるだろうと思います。また、有利な起債もあるかもしれませんので、よくそのあたりは私たちも検討しながら、議会にお願いしたいというふうに思っております。

あとは副市長から答弁させます。

(何ごとか言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

工事費の配分でございますが、今、市長が申し上げましたとおり、一括発注、普通だとSPCを組んできてやる事業でございます、設計から施工、完成まで一括ということでございます。これがPFIのメリットだと思います。

委員会でもと言われましたので、業者さんのあることですので、例えばの話、総額はわかっております、あと明細もわかっております。その配分について、例えばの話、設計の部分、あと建築の部分、土木の部分、機械の部分、電気の部分、大きく分けたらこうなりますので、その配分とかできたら、またできるのであれば、委員会のほうで報告をさせていただきたいと思っております。

あと、価格提案の点数のことですが、今回は1社ですので競争するところがないということで、点数には響きますけれども比較にはならないということがあります。

あと、先ほど申し上げました、私が7社と言いましたが、審査会の委員が7名です。9名いるんですけども、最高点と最低点は除いて行いますので、7で割るということになります。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託します。

日程第31 同意案第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第31、同意案第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第31、同意案第1号、教育委員会委員の任命について、説明をいたします。

現委員である須田郁子氏の任期が令和元年10月4日をもって満了することに伴い、新たに地主園栄美子氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年となります。

同氏は、地域活動にも積極的に参加しており、主な活動として青少年リーダー研修への随行看護師としての参加やNPO法人での子育て支援員活動、また、発足時から曾於市女性消防隊に入隊しております。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

若い方を提案し登用するという事は、基本的に私も大賛成なんですけど、二、三、質問をいたします。

1つは——これはどなたがいいのかな、答弁が——教育委員の仕事というのは、いろんな外に出て、そして教育委員として出席されることも結構多いと思うんです。例えば、身近な問題では運動会等を含めてですね。1年間におおむね何回ぐらい出会有るのでしょうか。手当が出る出ないは関係なく。これが第1点であります。

第2点目は、今回提案されている方は、まだ若くて仕事を持っていると思うんですね。その場合、仕事との関係で両立ができるものかどうか、これ一番、私、心配したんです。やはり、いろんな行事等にも当然出席しなけりゃいけません。仕事優先であっては、はっきり言って、いかがなものかと思っております。その点で、これは両立可能であるということで同意をいただいた上での提案であると思うんですけども、確認をさせてください。これが第2点目。

それから3点目は、もう事務的なことでありますけども、通常はこれまでの各議案の中でも、提案されますと施行日が、いつということが明記されております。先日の人事案件もそうであったんですが、今回もいつからということで書いてありませんけども、これは議会に対する様式といいますか、様式とはいかなくても、提示のあり方として、それはしなくてもいいかもしれませんけども、したほうがいいんじゃないかとも思えますけども、そのあたりはどうなんでしょうか。これではいつから、議会議決を入れた後、施行されるといいますか、いうことが定かではありません。その点ではお答え願いたいと考えています。

以上3点です。

○市長（五位塚剛）

皆さんの資料の中に一応経歴資料を添付しておりますけど、今、仕事のほうには霧島市の病院のほうに、基本的にはパート的な状況で仕事をしておりまして、教育委員として同時で活動することはお話をして、十分できるということを受けておりますので、問題ないというふうに思っております。

今回の場合は、須田郁子氏が10月の4日で満了いたしますので、当然ながら、その後の10月の5日から教育委員としての任命をお願いをしたいなと思っております。教育委員の中に、どうしても今、保護者の代表を参加させるようにということになっておりまして、須田教育委員もすばらしい教育委員であるんですけど、どうしてもその後継者として、また末吉からのそのような方を今回お願いをすることになりました。

あとは教育長のほうから答弁をさせます。

○教育長（瀬下 浩）

今漏れておりましたのが、教育委員の仕事でございます。大体、定例の教育委員会が毎月ありますので12回、そのほか計画学校訪問が大体七、八回、それから各種研修会が4回ぐらいあります。そのほか、先ほど言われましたように陸上記録会、カヌー大会とか、あるいは学校の入学式、卒業式、運動会、その他社会教育の行事等もございまして、おおむね40回程度ということでございます。

（「様式の見方は総務課長ですか」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

それでは、同意案の様式のあり方についてお答えいたします。

今回、提案理由の中に、前任者の任期の満了月日を入れるべきであったというふうに、今現在では思っているところでございます。例えば、前回、人権擁護委員の候補者の推薦というところで答申をいただきましたけども、ここには任期が入っておりますので、次回から、ここに任期満了日を掲げたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

もう一回、市長に答弁をしてください。

教育長のほうの説明では、年間40回前後は出会することになるんじゃないかということですが、パートの仕事とはいっても、これは両立できるということで判断しての提案ということで受けとめていいですね。それだけ確認させてください。

○市長（五位塚剛）

教育委員の活動について基本的にちゃんと説明しておりまして、それを家族を含めて同意をしてもらえたので、問題ないというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に土屋健一議員及び山田義盛議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席番号を申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。土屋議員及び山田議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成16票、反対2票、以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月27日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 5時51分

令和元年第3回曾於市議會定例会

令和元年9月27日

(第6日目)

令和元年第3回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和元年9月27日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

（以下7件一括議題）

- 第1 議案第51号 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第2 議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第3 議案第54号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第55号 曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第56号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第57号 曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第58号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
(総務常任副委員長報告)

（以下2件一括議題）

- 第8 議案第59号 曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第60号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(文教厚生常任委員長報告)

（以下3件一括議題）

- 第10 議案第52号 曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第11 議案第61号 曾於市営住宅条例の一部改正について
- 第12 議案第62号 曾於市公共下水道条例の一部改正について
(建設経済常任委員長報告)

（以下3件一括議題）

- 第13 議案第66号 訴えの提起について（調停）
- 第14 議案第67号 訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）
- 第15 議案第68号 訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）
(建設経済常任委員長報告)

第16 議案第70号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について
（総務常任副委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第17 議案第71号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第18 議案第72号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

第19 議案第73号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

第20 議案第74号 市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について
（建設経済常任委員長報告）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	6番	上村龍生
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	土屋健一	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	原田賢一郎				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	大隅支所建設水道課長	平原秀人		
副	市	長	八木達範	教 育 長	瀬下浩	
副	市	長	大休寺拓夫	教育委員会総務課長	橋口真人	
総	務	課	長	今村浩次	学 校 教 育 課 長	川路道文
大隅支所長兼地域振興課長		濱田政継	社 会 教 育 課 長	岩元浩		
財部支所長兼地域振興課長		荒武圭一	農 林 振 興 課 長	富吉浩幸		

企 画 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 課 長	小 松 勇 二
市 民 課 長	内 山 和 浩	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

- 日程第1 議案第51号 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第54号 曾於市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第55号 曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第51号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから日程第7、議案第58号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてまでの以上7件を一括議題といたします。

議案7件については総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任副委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（伊地知厚仁）

おはようございます。

総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案8件を9月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第51号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、現在の

臨時職員及び非常勤職員を令和2年4月1日から会計年度任用職員として任用することに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関し、必要な事項を定める条例の制定です。

地方財政が厳しい中で多様化する行政需要に対して、臨時・非常勤職員が増加し、任用制度の趣旨に合わない運用が見られたことから一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化するものです。また、制度の改正により、これまで非常勤職員には支給されなかった期末手当が会計年度任用職員へ移行することで支給が可能となります。

委員より、再任用職員と会計年度任用職員の任期はどう違うのか、職員定数の削減となるのかとの質疑に対し、再任用職員と今回改正の会計年度任用職員とは制度が別であり、再任用職員は、定年後、本人が希望し、認められた場合は1年ごとの任期で、現在の対象者は最大3年、来年3月末の定年職員は最大4年まで勤務が可能となるもので、正規職員である会計年度任用職員の任期は最大で年度末までの1年であり、選考により何度でも更新できるもので、非常勤職員に分類されるものである。職員定数については、本庁・両支所との再編を進める場合は市民サービスの低下にならないよう業務の効率化を図り、令和12年度には職員定数を320人にまで削減することは可能だと考えている。また、会計年度任用職員も同じように減らす方向であるとの答弁がありました。

報酬など人件費が9,000万円ほどふえる見込みであるが、交付税措置はあるのかとの質疑に対し、現時点において市町村によって会計年度任用職員の運用に関する考え方や人件費増額の度合いはまちまちであり、国は制度に対する各自治体の実施予定あるいは実施状況を精査した上で判断すると考えることから交付税措置については不明瞭であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係条例の関連する規定を改正する条例の制定であります。

内容についての質疑に対し、会計年度任用職員の条例制定により第1条から第7条まで曾於市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を初めとする7つの条例の一部改正であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号、曾於市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の交付に伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように条例改正するものです。

内容についての質疑に対し、これまで消防団員の欠格事項に成年被後見人または被保佐人が入っていたが、この項目を削除する改正であるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会として本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号、曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第56号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、議案第57号、曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、以上3件について審査内容を報告します。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための法律が公布され、会計年度任用職員制度の導入による関連規定の改正及び成年被後見人等の人権尊重に関する規定の改正であります。

会計年度任用職員制度と議案第55号の関連についての質疑に対し、正規の市職員と同じように扱われるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会として議案第55号の採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

本案は、住民基本台帳法施行令の改正により、住民票、個人番号カード及び署名用電子証明書等の旧氏の記載等に関する事項を定めるもので、これにより印鑑登録証明などさまざまな活動で旧氏を使用できるようになるものであります。

印鑑登録については住民基本台帳法に含まれるのかとの質疑に対し、印鑑登録は含まれており、住民票に届け出があれば旧氏が出てくるとの答弁でありました。

この条例により、旧氏で保険や口座などの契約を変更することなく利便性が向上

する。また、利便性が増すことで現代社会においては旧氏を使う活動をする方が多くなっていくのではないかとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の51号、会計年度任用職員について2点質問いたします。

まず、第1点は、この間の国会の論議を聞きますと、政府の法律施行の狙い、あるいは目的の一つとされる自治体職員の正規職員を今後将来にわたって減らす方向での法律改正が一つの側面でありました。野党もこの点について追及いたしております。つまり、本市における正規職員、ただいまの委員長報告でも報告がありましたけれども、この点での突っ込んだ議論がされたか、お聞きいたします。

それから、第2点目、会計年度任用職員への来年度4月1日からの施行に伴いまして、各職場で、これまでと違いまして、新たな矛盾あるいは問題が生じる、あるいは生じかねないおそれはないかなど議論されたか、お聞きいたします。

例えば、私の所属する文厚委員会におきましては、教育委員会の総務課あるいは社会教育課において、一、二例、見られます。

例えば、総務課関係では、学校現場におきまして、これまで非常勤でありました学校図書の職員、司書補については、1年に11カ月の勤務であるということで来年度からはフルタイムではなくてパートタイム扱いとなりまして、結果的に退職金が支給されない。

同じ職場での例えば学校の事務等の職員については、12カ月勤務であるということで、これまで同様、非常勤であります。来年度からはフルタイム職員となって退職金が支給されます。

一方、社会教育課におきましては、これまで同じく非常勤職員でありました社会教育指導員等が来年度からフルタイムの職員となって退職金が支給されます。ただ、11カ月と12カ月勤務であるという違いでこのようにフルタイムとパート職員に分かれますが、一方において、例えば学校図書の職員は、1カ月におおむね20日、勤務いたしております。1年間に240日勤務することに計算上はなります。

そうした点は、フルタイム職員となるほかの分野の非常勤職員よりも1年間の労働日数が多い事例が見られます。1カ月に16日勤務の職員の事例もあります。非常勤の例もありますが、これは1年間ではおおむね190日前後の労働日数となります。

ですから、労働日数においては図書職員のほうがはるかに多いのに、11カ月勤務

であるということで、このままでは現状では退職金が支給されないパート職員となります。こうした来年度から一見矛盾したような問題点が生じる、あるいは生じかねないおそれがありますが、この点での議論がもしされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上2点について議論・討論されていたらお聞かせをお願いいたします。

○総務常任副委員長（伊地知厚仁）

報告書にも書いたとおり、現在の臨時職員・非常勤職員については任用に関する制度が明確化されていないということがまず第一に挙げられております。それによりまして公務員としての守秘義務等が臨時職員・非常勤職員にはないと。そういったこと、あるいは給与等、今言われております同一賃金同一時間ですか、そういったことも鑑みて政府が法律の改定をしたものであります。

あくまでも臨時職員・非常勤職員が会計年度にされますが、本人の希望によって、フルタイムでいくか、あるいはパートタイムでいくかというのは本人の自由でございます。

ただし、フルタイムでいった場合、先ほども言いましたように、いろんな制度といますか、給与面とかそういう手当面が大分ふえるというような状況でありますので、本人がどちらを選べるかというのは本人の考え次第でございます。

続きまして、職員。

○19番（徳峰一成議員）

任用制度の新たな導入によってこのままではそこまで問題点が発生するおそれはないか、そういうことを議論されたかということです。

○総務常任副委員長（伊地知厚仁）

その点につきましては、かえって任用制度になったほうが現在の非常勤職員や臨時職員よりも公務員としての自覚が芽生えるということがまず一つの利点ではないかと思えます。あとの突っ込んだ議論は委員会等では出ておりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの答弁に沿って、2点、重なりますけども、確認を含めて質問いたします。

フルタイム職員となるか、あるいはパート職員となるかは本人の意思と判断で基本的には行われるものではなく、客観的に今の現行の非常勤職員、あるいは、臨時職員の労働の実態がどうであるか、つまり1カ月に何日勤務しているかなどを含めて労働の実態がどうであるか、その客観的な条件と要素に伴って市は判断する。それが今回提案されている基本的な条例制定の内容中心提案ではないかと思っております。

ます。

繰り返しますが、本人一人一人にどちらを選択するか選択の権利はないものと受けとめておりますが、この点で大事な点でありますので、一応、見解、報告をお願いいたします。

それから、第2点目は、もちろん今回の条例改正の直接的な内容は臨時・非常勤職員の会計年度に移行するための労働条件の全体としては改善であり、あるいは引き上げでございます。

しかし、同時に、これまでほぼ同等の労働条件であった同じ学校、例えば末吉中学校において同等の労働条件であった方々が、1年間に12カ月勤務あるいは11カ月勤務で、来年度からは任用職員の発足に伴いまして結果的にフルタイムとパートタイムにこのままでは現状では分かれざるを得ない。そして、結果的に退職金が支給される方と支給されない方に大きく分かれる。

これは、将来的に見ましても、同じ職場でありまして、労働条件のそうした点でも職員間においての問題点が発生しかねない、そうした心配を感じておりますが、その点でもし議論されていたら、再度、お聞かせ願いたいと考えております。されていなかったらよろしいですけども、御報告をお願いいたします。

○総務常任副委員長（伊地知厚仁）

ただいまの質問ですが、会計年度へ移行しますけど、フルタイムで働くかパートで働くかというのはあくまでも本人の意志でありまして、行政から「あなたはフルタイムで働いてください」とか「パートで働いてください」というのは言えないと。そういうことでございます。あとの分については委員会では出ておりません。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第51号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第51号、会計年度の任用職員についての法律の施行は、もともと正規の職

員を減らし、一方で非常勤あるいは臨時職員の労働条件を一定改善して、そして可能な限り正規職員の業務を代行させることに政府の狙いあるいは目的があるのではないかと、この間、国会でも議論されてきた経過があります。

このことに照らして本市を見た場合にどうかということで、条例制定の賛否についても個人的も大変迷いましたが、市長答弁のこの間の中で職員の削減については住民サービスに来さないよう慎重に対応したいとの答弁もありましたので、共産党議員団は本議案には賛成いたします。

条例の内容自体は、会計年度任用職員に移行することで現行の非常勤・臨時職員の労働条件を改善するものであります。ただ、その中で質疑の中でも申し上げましたが、学校図書司書補の方は1年に11カ月勤務ということでパート職員となり、退職金の支給がされない。他方、1年間の労働日数は図書司書の職員よりも少なくても、例えば12カ月勤務の方の場合はフルタイム職員と来年度からなります。

そして、退職金の支給がされるという職場の中での矛盾や新たな問題が生じる点がありまして、今後、市当局は特にこれらの実態を詳しくつかみながら問題点は改善の方向で会計年度任用職員制度を施行されるよう強く求めて賛成討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可

決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、

討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第60号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、議案第59号、曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第60号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの以上2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案3件及び陳情1件を9月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案3件についてそれぞれ結論を得ましたので報告します。

まず、議案第59号、曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

本案は、災害援護資金の貸し付けを受ける者はこれまで保証人を立てることを原則としていましたが、法律の改正により保証人を立てなくても貸し付けを受けられるよう要件等の緩和がされ、延滞利率の切り下げや償還方法の追加に伴い、関連す

る規定を改正するものであります。

本年7月の豪雨災害により大隅町で亡くなられた方も対象になるのかとの質疑に対し、適用される見通しとの答弁がありました。

なお、公布日は、法律の改正に合わせて令和元年8月1日からの適用とするものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案は、ゼロ歳児から2歳児が対象の家庭的保育事業においてこれまで成年被後見人または被保佐人は職員になることはできませんでしたが、法律の改正により職員になることができるための条例改正であります。

なお、本市に家庭的保育事業はないとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第59号、曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第11 議案第61号 曾於市営住宅条例の一部改正について

日程第12 議案第62号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第52号、曾於市森林環境譲与税基金条例の制定についてから日程第12、議案第62号、曾於市公共下水道条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案8件及び継続審査中の陳情1件を9月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案8件についてそれぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第52号、曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、森林環境譲与税が創設され、森林環境の整備に関する施策、森林整備を担うべき人

材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発等を促進するため、曾於市森林環境譲与税基金条例を設置するものであります。

審査の過程で、基金の活用についてはどうであるのかとの質疑に対して、森林整備や林業担い手の確保及び木材利用促進等が主な使途であるとの答弁がありました。

また、今後、どのような事業を進めていくのかとの質疑に対して、まずは森林所有者が森林の経営や管理など今後どのような考えであるのかについて意向調査を実施し、曾於市森林整備計画の見直しをしながら検討していきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号、曾於市営住宅条例の一部改正について。

本案は、曾於市営住宅条例の一部改正であり、菅渡第5団地及び中松田団地の老朽化並びに桜ヶ丘団地の住宅建替事業による用途廃止に伴い、関連規定を改正するもので、菅渡第5団地の項は削り、中松田団地の3戸を1戸に改め、桜ヶ丘団地については4戸とするものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号、曾於市公共下水道条例の一部改正について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、改正するものであります。

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人または被保佐人に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の52号の森林環境等の譲与税等について質問いたします。2点です。

まず、第1点は、設置の議案審議でも当局に質問いたしましたが、大きな財源を活用した今後の市の方針と計画についてでございます。

本年度は9月議会で2,456万円が計上されており、また、ただいまの基金設置のための1,954万円の積み立てが予定されております。先日の議案審議でもまだ今後

の市の方針と計画が文書では策定されていないようでありました。

ただいまの委員長の御報告でも、整備や担い手を行いながら、さらに、今後、意向調査を行って見直しを行いつつ進めていきたいとの報告がされましたが、お聞きしたいのは、そうした方針と計画が既に文書で示されているかという点でございます。文書で示されていたらそれに沿った深い議会論議が行われるからでございます。まだ策定されていないのか、確認を含めてお聞きいたします。

2点目は、本市から見た場合に新たな森林環境譲与税はどうした点で利点があり、また、今後、国にも求めるべき見直し点があるかでございます。

先日も私は議案審議で2つの点を問題提起を含めて質問いたしました。

第1点は、曾於市にとって、広大な森林の所有は民有地を含めてありますけれども、国の配分方法が十分でないのではないかといった点。

第2点目は、曾於市を含めて、今、市に多く持っている市町村は、特に豪雨災害や台風災害によりまして民間業者によって広大な森林が伐採され、その後の再造林が十分でない、されていない、そうした分野についての譲与税を活用した財源の活用は今のところ見通しが無いといったことであり、これも含めて見直しが必要じゃないかといった質問でありましたが、これらを含めて委員会審議の中でもし御議論されていたら報告をお願いいたします。

まとめて質問。議案ごとですか。

○議長（原田賢一郎）

今の3件だけです。

○19番（徳峰一成議員）

まとめてですね。

次に、議案の66、67号、68号の訴えの提起について。

○議長（原田賢一郎）

徳峰議員。

○19番（徳峰一成議員）

これは後ほどでしょう。

○議長（原田賢一郎）

今、委員長が報告しました3件のみです。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

それでは、議案第52号についての質疑に答弁いたします。

内容的には、今年度から交付税がおりてきておりますが、今の質問の内容につきまして、今後、計画並びにその活用についてですが、委員会の中では、計画は、今までの森林計画に基づいて、俗にいう見直しながら進めていくということで、現段

階で、書面的に、文書的には目を通しておりませんし、提出を求めておりません。

それと、市の今後の方針とかいろいろ議論はされましたが、まずその用途について林道や森林整備に使ってもよいのかということで質疑がありましたが、これについても林道や森林整備には使っていくと。それから、伐採後の苗木などに対しての助成はできるのかと言ったら、できるという答弁をいただいております。

それから、今、報告の中でいたしました、意向調査ですが、今後は現森林所有者等の今後の意向調査を行うことを委託に出して行うということ等、それから市内の1万9,335haの森林面積に対して50haを一林班として対応していくという説明を受けております。

あと、この件については、細々したいろいろな議論がされての審査でありました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第52号、曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、曾於市営住宅条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、曾於市公共下水道条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号 訴えの提起について（調停）

日程第14 議案第67号 訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）

日程第15 議案第68号 訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議案第66号、訴えの提起について（調停）から日程第15、議案第68号、訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）までの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を

終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第66号、訴えの提起について（調停）。

本案は、市営住宅使用料の長期滞納者に対して市営住宅の明け渡し等について調停申し立てをするものであります。

滞納期間は79カ月であり、滞納額は126万2,370円になります。再三の催告にもかかわらず履行されず、保証人へも催告書等を送付しているが、連絡はない状況であるとの説明がありました。

委員から、79カ月の滞納に至った経緯についての質疑に対して、現年分は口座引き落としとなっているが、過年度分が残っているため滞納額が減っていかないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号、訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）。

本案は、市営住宅使用料の長期滞納者に対して管轄する簡易裁判所に提訴し、訴訟手続によって市営住宅の明け渡し及び債権の回収を行うものであります。

訴えの相手は2名であり、一名については、平成22年に調停が成立し、分納誓約も行っているが、履行されていない状況であります。もう一名については、無断退去されており、家財等も残っている状況であり、所在不明の状態であります。

今後の流れについて質疑があり、簡易裁判所に提訴し勝訴すれば明け渡し及び強制執行となるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号、訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）

本案は、団地建替事業を計画している市営住宅の入居者に対してであり、平成30年11月1日付で入居者全員に明け渡し通知を行っており、平成31年3月20日までの明け渡し期限が来ても居住し続けているものであり、借地借家法第27条の規定により管轄する簡易裁判所に訴訟手続をするものであります。

訴えの相手方は、市営住宅の明け渡し期限を守らず、話し合いによる解決が図れないため、調停による解決が期待できないとの説明がありました。

委員より、団地建替事業の進捗に支障を来すことになりかねないので慎重を期すべきとの意見がありました。

また、今後の課題として、調停と訴訟についての判断を明確にするため、基準並

びに指針のマニュアル等を作成すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の66並びに67号の訴えの提起について質問いたします。

合併前は末吉町だけではなかったと思うんですが、旧町時代はこうした議会の本会議におけるような提起は記憶にございませんが、先日の議案審議に対する当局の答弁では、これまで、合併後、全部で53件に上る調停なり申し立てが行われてきたとの課長答弁がありました。今回も議案の68号を含めますと3件の訴えの提起でございます。

質問でございますけれども、市営並びに公営住宅の家賃滞納につきまして、これまでの市の取り組みを検証する中で、憲法で保障された市民の生活権は十分に配慮する中で、検証する中で、今後、改善すべき点は教訓点としてさらに議論を深める必要がありますが、議論されたかでございます。

ただいまの委員長の御報告では、一つとして、調停あるいは訴訟を明確にするためにマニュアルの作成が必要じゃないかという報告がありましたが、全く必要であると同感いたします。これらを含めて議論されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

例えば、これまでも議会本会議でも質疑いたしましたが、保証人のあり方あるいは本人一人一人のいわゆる保証能力があるかどうかの見きわめも必要じゃないかと思えます。

保証能力がない方に厳しい裁判等を通しての訴えを行ってもいかなものか。例えば、その場合は生活保護あるいは破産手続を初めとしたほかの方法を含めての対応が必要じゃないかとも考えていまして、こういった点を含めて議論されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

質問に対してお答えいたしますが、今度の訴えの提起についての3議案について十分説明を受けて審査に入っております。

まず、議案の66号ですが、報告も入れましたけど、長期、79カ月という期間やら126万2,000円相当の滞納額ということ等も説明の中で聞いて、各委員がそれぞれ議論を出しましたけど、再三の催告にもかかわらず対応してくれないということ等で、今、報告の中で申しましたように今後の対応について取り組むべきだということ等

です。

議案第67号も内容的には一緒ですが、一名については、平成22年度に調停が成立して分納誓約も行っているが、履行してくれないということ。それから、一名については無断退去して荷物があるということ等で、訴訟に持ち込んで明け渡しの強制執行を行うということ等であります。

議案第67号についても今後の対応については指針的マニュアルを作成するべきだということ等で議論しております。

同じく、今度は議案第68号ですが、議案第68号については、俗にいう明け渡しの日程は飛び越えて、話し合いに応じる気配がないということ等があります。そのような中で今度は訴訟ということになっておりますが、質疑の中で出ましたように強制執行がどこまでなのかということ等の先は議論に出ておりません。

68号についても今後の対応をマニュアル化することです。調停と訴訟の区分けについてははっきりするべきだということ等が議論の結果であります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

議案の66号と67号は関連がありますので、1点だけ絞って、再度、質問いたします。

対象となっている方々の、住宅使用料を払う、いわば支払い能力はあるのかどうかという点の1点でございます。支払い能力がなかったら、先ほど言ったように別の方法で対応すべきでございます。支払い能力があるのだったら、一つの手段、方法としてのこうした提案も私自身もいたし方ないと考えておりますが、その見極めについての議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

支払い能力等についても説明の中で出てきて、仕事もされているし、また、はっきりつかんではないようですが、無断退去された方も離れたところで仕事に取り組んでいるということ等の説明がありました。ということは、今、質疑にありましたように支払い能力はあるということで委員会の中は説明を受けています。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第66号、訴えの提起について（調停）、討論を行います。反対の討論

はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

まず、議案第68号、訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第70号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第16、議案第70号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任副委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（伊地知厚仁）

議案第70号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）についての所管分。

財政課関係では、歳入の環境性能割交付金の新設で559万8,000円、財政調整基金繰入金1億3,066万4,000円、前年度繰越金5億2,104万4,000円、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費2億530万円、現年発生公共土木施設災害復旧費1億2,850万円が主なものです。

歳出は、財政会計システム改修委託料62万7,000円、入札参加資格審査申請受付事務補助賃金6万7,000円、財政調整基金への3億5,000万円の積み立てが主なものです。

財政調整基金の令和元年度末残高についての質疑に対し、今年は、災害もあり、取り崩したため、大変、厳しい状況であるが、最終的にはできるだけ30億円に近い基金積立額に持っていきたいとの答弁がありました。

総務課関係では、R P A導入支援業務委託料、財部中央分団駐車場整備工事の歳出が主なものです。

R P Aについての質疑に対し、R P Aとはロボティック・プロセス・オートメーションの略で、手書き文字等をデータに変換し、業務の自動化を図るもので、これまで職員が手入力していた作業はR P Aを活用することにより作業時間が大幅に削減され、職員は他の業務に従事でき、事務向上にもつながるとの答弁がありました。

まずは、来年の2月から3月にかけて交通災害共済の加入申し込みや介護保険認定申請で実施し、実証していきたいとの説明でありました。

財部中央分団駐車場工事の質疑に対し、分団横の民地の賃貸契約により利用可能になった。ブロック、フェンス、切石撤去、倉庫解体を行い、整地するもので、借地料は月8,500円であるとの答弁がありました。

企画課関係では、かごしまU I Jターン移住、就業支援事業の歳出が主なものがあります。

事業の内容についての質疑に対し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）から曾於市に移住して就業または起業した者に、移住で100万円、起業すれば200万円の支援で最大300万円になる。国・県主体の事業だが、移住・定住の推進につながるよう腰を据えて取り組む事業であり、手続は曾於市で行うとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

次に文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第70号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）についての所管分。

まず、福祉事務所関係では、障害福祉サービス費2,656万4,000円は障がい児あるいは障がいの疑いのある子供の通所支援事業であり、申し込み者が当初見込みに比べて多くなったため追加するものであります。

教育委員会総務課では、小学校管理費1,122万6,000円及び中学校管理費106万9,000円は、賃金単価改正により事務補佐員と学校図書司書補の報酬を令和元年10月から引き上げるものであります。

令和2年度から始まる会計年度任用職員に移行した時の労働条件についての質疑に対し、事務補佐員は12カ月勤務のフルタイム職員、図書司書補は11カ月勤務のパート職員になるとの答弁がありました。

委員より、これまで労働条件に大きな差異は見られなかったが、来年度からパー

ト職員は退職金の支給がなく、大きな差異が生じてくる。今後、検討すべき課題ではないかと意見が出されました。

小学校施設整備事業2,651万円は、旧岩川高等学校校舎煙突の5カ所に石綿が見つかり、これを除去するための工事費であります。委員会では現地調査を行いました。工事は年度内に終了する見込みとの説明がありました。

現年発生公立学校施設災害復旧費4,444万円の大隅中学校法面災害復旧工事4,400万円は、7月3日の豪雨により、大隅中学校東側の法面が幅43m、高さ14mにわたり崩落したものであります。委員会では現地調査を行いました。

崩落現場は、平成2年の台風でも大きな被害を受け、復旧工事を行っていましたが、7月の大雨で大量の水を含んだ土砂のためコンクリートブロックまで崩落しており、今回は新たな工法で復旧工事を行い、令和2年度までかかる見通しとの説明がありました。

社会教育課の公民館施設整備事業は、事業内容の変更により総体事業費を912万2,000円減額するものであります。

本事業は、末吉中央公民館建設のため本年度当初予算で6,219万1,000円を予算計上していましたが、当初の建設予定地の購入が困難となったため、市有地である旧清寿園跡地（末吉町諏訪方8598番地）に変更し、隣接する民有地2筆を購入することになり、敷地面積は6,126.45m²であります。今回、土地購入費を1,722万円減額するとの説明がありました。委員会では現地調査を行いました。

土地の地下げの質疑に対し、約4mある高さを2mほどにしたいとの答弁がありました。

委員より、土地は可能な限り低くし、排水についても隣接する住宅に十分留意するよう意見がありました。

なお、建設工事費は令和2年度に予算を提案する計画であります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

報告の前に、訂正箇所を、申しわけありませんけど、農業委員会関係のところの下から7行目の一般事務補助金は8万2,000円というふうに明記しておりますが、7万1,000円に訂正をお願いします。

それでは、議案第70号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について所管分。

本案に係る所管分の歳入については、分担金及び負担金の災害復旧費分担金の現年発生農地災害復旧費分担金を2,330万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を2億5,766万2,000円、県支出金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を3億4,790万円、林道災害復旧事業費補助金を4,550万円、市債の現年発生農業用施設災害復旧費を2億530万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1億2,850万円、それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、畜産クラスター事業費補助金の追加により畜産クラスター事業を3,189万8,000円、森林環境譲与税事業の追加により2,456万2,000円、梅雨前線豪雨による災害発生により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を7億3,805万1,000円、林業施設災害復旧費を9,846万1,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を4億8,230万7,000円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に質疑の概要を申し上げます。

農業委員会関係では、一般事務費を7万1,000円、賃金単価改定2名分でありませぬ。

農林振興課関係では、森林環境譲与税の追加により森林環境譲与税事業で2,456万2,000円追加されるが、基金積み立て年数などの制限があるのかについて質疑に対して、年数などの制限はなく、最終的に使い切れればよいとの答弁がありました。

新規就農補助金について、対象者11名全員、農業後継者かとの質疑に対して、全員、後継者であるとの答弁がありました。

商工観光課関係では、消費者行政活性化事業補助金について当初では計上されていないのはなぜかとの質疑に対して、交付決定受付が6月の20日であったため補正で対応することとなったとの答弁がありました。

思いやりふるさと寄附金推進事業のふるさと納税メディアミックス委託料減額による影響は考えられるかとの質疑に対して、納税額は現状で推移すると10億円ぐらいになると思われるが、差し引きで例年並みにはなる。充当事業は令和2年から影響が出てくると推測されるとの答弁がありました。

畜産課関係では、畜産クラスター事業は1主体が事業導入により繁殖牛舎新設等により頭数増を計画しているとの説明がありました。

次に9月13日に行われた曾於地区秋季畜産共進会についての成績を報告いたします。

曾於市内から40頭が出品され、9月28日に行われる鹿児島県畜産共進会へ9頭が出品することになりました。肉用牛1区に4頭、肉用牛2区に3頭、肉用牛4区に2頭の出品であります。結果については報告書の最後に添付してありますので、御参照ください。

耕地課関係では、梅雨前線豪雨等の災害について、内閣府より激甚災害指定の見込みの通知があったとの説明がありました。

激甚指定された場合は個人の負担が変わってくるが、説明できるのかとの質疑に対して、災害復旧の申請時に激甚指定される場合とされない場合での説明を行っているので、申請されている分については問題はないとの答弁がありました。

委員より、災害復旧にかからない市単独事業の補修費については市民が広く知れるよう周知を行うべきとの意見がありました。

建設課関係では、現年発生公共土木施設災害復旧費について、梅雨前線豪雨災害によるものであるとの説明がありました。

耕地課で激甚災害の指定の見込みが出ているが、建設課関係で出ていないのかの質疑に対して、農地災害とは別であるので激甚指定の報告はまだ出ていないとの答弁がありました。

委員より、櫛上残土処分地測量設計業務委託について、当初より明確に調査を行い、一括で提案すべきだとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの総務常任副委員長及び建設経済、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務副委員長に2点だけ質問いたします。

副委員長の報告にもありましたけども、財政問題でございます。

財政調整基金については、報告の中で、当局の答弁としても、ことしは災害もあり、取り崩しもあったため、大変、厳しい状況であるが、最終的にはできるだけ30億円に近い積み立てに持っていきたいとの報告であります。先日の議案提案でもこの点は確認されました。確かにそうした厳しい側面が見られます。本年の9月段階で財調の基金残高が約18億円であります。

今後の曾於市の各種の取り組みを見た場合に、例えば末吉小学校の大きな改築計画がありますが、一方、市立学校施設整備基金は現在で約7億円であります。また、いわゆる市役所再編に伴う場合もかなりの財源を必要といたしますが、これに該当する大きな基金が今のところ見当たらないようでございます。

こうした点も考えた場合に、ほかの基金積み立ても含めてこの点でもう少し突っ込んだ議論がされていたら報告してください。なかったらよろしいです。

次に、2点目、定住促進の対策について質問いたします。

五位塚市政は、特に定住促進対策については最も重視している取り組みの一つと言えます。この中で、今回、定住促進対策事業、金額は少ないですが、100万円を含めての予算計上がされておりますが、本市における定住促進の諸取り組みの現状到達並びに課題等が議論されていたら報告してください。議論されていなかったらよろしいです。

次に、建設経済委員長に3点、質問いたします。

まず、第1点は、67ページの農業後継者育成対策事業でございます。

非常にこれは重要な施策でございますが、これまでの事業を検証する中で今後の課題や教訓点が議論されていたら報告してください。課題や教訓点を議論しながらさらに前に進める必要があるのではないとも言えます。

2点目、報告にありましたが、82ページの畜産クラスター事業でございます。

この事業もまた同じように、検証する中で今後に生かすべき課題や教訓点があるとしたら、これらについても議論されていたら報告してください。

次に、3点目、委員長には報告を出しておりませんでした。ただいまの御報告の中で災害復旧について1点つけ加えて質問いたします。災害復旧費でございます。

まず、第1点は、今回の補正の突出した金額は災害復旧費関連でございますが、現地調査を行っていたら、また、行って、特にどこが今後の災害の中での大きな事業となり、今後、考えていかなければならないという点がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、ただいまの委員長報告の中で最後のところでございますが、櫛の上の残土処分地測量設計業務委託について、当初より明確に調査を行い、一括で提案すべきという表現がありますが、これはどういった内容でございましょうか。説明してください。

以上です。

○総務常任副委員長（伊地知厚仁）

まず、財調についての質疑でございますが、これまで4回の取り崩しをしております。合計で14億4,300万円ほどの取り崩しでございますが、先ほども報告しましたように、ことは、大変、大きな災害等もあり、大変、厳しい状況であるということでございます。30億円の目標については、これまでも、3月の特別交付税、あるいは財調の繰戻し、あるいは余剰金等がありますので、目標は30億円に持っていきけるんじゃないかというようなことでございます。

それと、委員の質問にありましたとおり、今後、岩川小学校、末吉小学校あるいは市庁舎の移転にも大きな資金が必要でございます。このことについても、長期的な財政計画の中で財政運営あるいは公務財産の売却とかいうようなふうで何とか乗

り切っていきたいというような答弁であったかと思えます。

続きまして、定住促進事業についてでございますが、今回も、新たな事業といえますか、改正がありまして、東京圏から来れば300万円ほどの大きな事業というようなことでございますが、曾於市としましては、分譲住宅あるいは振興住宅あるいは市外からの方の新築等における祝い金とか、これまでもいろんな事業の取り組みはしてあると思えます。

ただ、その事業が、振興住宅に関してはいいんですけど、ほかのに対してはまだもう少し弱いかなというような、そういうことと思えます。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

質問に対して、1点目が農畜産業の後継者問題と今後の育成等についてということ等ですが、委員会においては、いろいろ議論はされました中で、今回の補正等にも鑑み、畜産クラスター等の事業も入っておりますので、今後の畜産の後継者実態等の説明を受けております。

後継者については、現在の実情について、80歳以上も後継者がいるとあるんですが、ほとんど全体的に70歳を超えているというのが現状で、後継者はかなり少ないということ等のデータが出ています。精いっぱい後継者育成が必要ですので、農畜産振興については今後も後継者等の議論を高めていくというようなふうに審査を進めたところですよ。

災害についてですが、委員会においては、先般の豪雨災害等について甚大な災害を受けていますが、現地調査を行いまして、その中で、今、質問の中に出たと思えますけど、大きなところの事業費等、金額等は一概にまだ言えるわけではありませんけど、一番、目をみはったのは、大隅町の菅牟田の手前の市道の、決壊というよりも、山から水が入って道路を切って流しておるところ、あれを見ても、県との交渉、かれこれ話が進んでおることですけど、的確な今後の対応はまだつかんでおりません。

あと、その中で、末吉町における櫛の中津橋、これについても、今日に至って橋の架けかえ等の話が進んでいるということですし、それにちなむ予算等も1億数千万円はかかるというような報告を受けております。そういう意味で今回の曾於市の災害についてはかなりの事業費を食うというふうに思っております。

あと1点が、櫛上の残土処分測量ということで報告がありましたけど、内容が、現地在櫛の交差点から松山に行くところの右の森林、それから谷間になるところを市が買収して、今も木々が伐採されております。そこに都城・志布志間の高規格道路の残土を運び入れるということ等で進んできました。

その中で、今度は、流末が、大淀川じゃなくて、あの流れに沿いますと岩北のほうの引き込み側、俗に言う菱田川、あっちのほうに流れる水系のようで、まだ測量はかれこれ調査が進んでいないところで、残土の持ち込みは今後行くということ等、それからその後の基盤的なものは明確に報告を受けておりません。場所としては、今、申しましたように櫛上というところですよ。今後、担当課のほうで対応するということでしたので、審査の中ではそこまででした。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

建設経済委員長に最後の櫛上の残土問題について再度質問いたします。

私も何年前から現地は見ております。御承知だと思うんですが、高規格道路ができてから、あそこの排水が原野あるいは田んぼにも流入しており、被害が生じている箇所の一つであるからでございます。

たしか、あの川は山角川だったと思うんですが、菱田川の上流の。このところは市が買収したのでしょうか。これが質問の第1点。

そして、大体、面積はどれぐらいなんですか。これが第2点。

そして、現在の活用あるいは今後の活用についての現状あるいは課題等についても、委員長報告と重なりますけども、わかる範囲内で説明をお願いいたします。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

ここは、市が以前買収して、木の伐採も進んでおりますし、今、答えましたように、残土の搬入、一時、土量が足しきることということでしたけど、一応、土量は高規格道路のほうから運び込むということの答弁をいただいております。あと、面積等については手元にありませんので、後で報告したいと思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

文厚委員長に1点ほどお聞きしたいと思います。

まず、先ほど文厚委員長が読まれたことですが、法面を「ほうめん」と読まれたんじゃないかと思うんですが、ここは訂正されたほうがいいんじゃないかと思っております。

それと、今回の公民館建設について1点お聞きいたしますが、当初の建設予定地から、今回、清寿園の跡地ということで変更になったわけですが、市民は非常に関心が高いというふうに理解いたしておりますが、このことについて、公民館、また自治会、また近隣の住民等に周知することが大事じゃないかというふうに思う

わけでありますけど、どこまで周知されているのか。まだ知らないという方が結構多いというふうに思っておりますが、委員会のほうで周知の状況について議論が出ていればお聞きしたいと思います。

以上です。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

海野議員の質問にお答えします。

「ほうめん」と呼んだんですか。じゃあ、訂正いたします。

湯之尻の旧清寿園の跡地については、まだ議会で審議途中です。議会で、また、きょうをもって、場所を含めて、最終的に予算を含めて可決されるということになりますので、関係上、周知はこれからにならざるを得ないと思います。

もちろん、現地調査の中で、各委員から、隣接地を含めて、あるいは住民への説明は十分に徹底すべきということで、再三、委員会の審議の中におきましても、現地でも、一応、要望あるいは意見が出されたところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

文厚委員長と建設経済委員長に1点ずつ質問いたします。

福祉事務所関係の障害福祉サービス費が今回ふえたということで、利用者の増であるという説明でございましたが、これは対象障がい者の枠が広がったのか、また、障がい者の人が急にふえたはずでもないですので、利用者増になった理由、これまで利用されていなかった方が今回から利用を始められたのか、伺います。

それと、建設経済委員長にふるさと納税のところで質問いたしますけど、今回、メディアミックス委託料を減額されたということで、その影響が考えられるかということで、納税額は10億円ぐらいになると思われるという説明でございました。

玄関のところに3億円は突破したということで、非常に喜ばしいことだと思いますけど、メディアミックス委託料が今回減額になった理由、また充当事業が令和3年から影響が出てくるという説明でございましたが、いいふうに影響が出てくるという推測なのか、伺います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

今鶴議員の質問にお答えいたします。

説明書では59ページでございますが、報告にありますように、今回、2,656万4,000円、追加計上されておりますが、説明書にありますように補正前の事業費も実に10億5,294万9,000円でございます。

この点は、特に、補正予算でもそうでありましたけども、先日の決算認定の審査の中でもかなり議論を深めて、また資料提出も後日いただきました。文厚関係でも

最もこの数年で予算額執行額が突出してふえて、また大きくなっております。10億円でございます。

これはどういうことかという、障害者手帳を持っている人たちが、全てではないんですが、これらを基本として、障がいのおそれのある方を含めてこの制度がありまして、国県補助によりまして急速に申し込み者がふえております。今回の補正増についても質問がありまして、基本的には、当局答弁では、申し込み者がふえたことによる補正増であるという説明がありました。

ただ、選定のあり方を含めて、あるいは効果的な活用となっているかは決算認定で今後検証が必要であると強く意見が出された経過がございます。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

ふるさと納税の今回の取り組みですが、いろいろマスコミでも騒がれましたが、総務省のほうで、改正法の地方自治法ということ等で、今後、返礼品につきまして3割以下にするということ等やら返礼品が確実に地場産業であること等、そして、ことしは10億円を目指して、去年は16億円でしたけど、目指している分はメディアミックスを使わないということ等で金額は減るということですが、その分が、報告の中で言いましたように、昨年と同様、純利益と言ったら言葉はあれですが、昨年と同様になるという流れです。

その分で、あと2年後に支障を来すということ等ですけども、これについては、ふるさと納税基金等の減額が減るという意味が絡んでいるかと思ひまして、特別に支障を来す内容的には聞いておりません。所管のほうで、一生懸命、対応されております。そういうことで、16億円と10億円の差については、言葉で言うと純利益が残るというふうに答弁があったものと報告したところですが、

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

大体わかりました。

もう一回、文厚委員長に確認しますけど、10億円の中の2,600万円ということ非常に伸びているということでありました。利用者増はわかるんですけど、利用者がふえたということは事業所がふえたのか。そういう審議がなされていたら、もう一回、伺います。

それと、よくわからないんですけど、委員会が違うから、メディアミックス委託料は、今度、ふるさと納税の総務省のそれにふさわしくない委託事業であったのか、これが明確な減額になった理由というのは説明がなかったのか、もう一回、伺います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

事業所は、もともと委員会に所属していたから同僚議員も御存じだと思っただけ
ど、非常に多いんです。一覧表も当局から提出いただきました。非常に多いんです。

例えば、児童発達支援についても7カ所です、のどか園あるいはすみよしの里を
初めとして。あるいは、放課後デイサービスも、ひまわり、蛍を初めとして実に17
事業所あります。このように事業所もふえていますけども、もともとが非常に多い
というか、受け皿が多いんです。その上で基本的には申し込み者が多い。

手持ち資料はありませんけども、実数で申し込み者が幾らかということで、たし
か資料によりますと800名前後だったと思います。これを多いと見るか。しかし、
10億円に比べて800名ですから、それだと少ないんです。

ですから、委員会審議の中でも、委員から、これについては、十分、税金が効果
的に適切に使われているか、もっと、率直に言って市職員のレベルをお互い努力に
よって上げまして、そうした監査指導能力を高めるべきじゃないかといった意見も
加えられました。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

30年度については、ふるさとチョイス、それからYahoo!、楽天、その他と
いうことで、インターネットの広告料を、削減といいますか、広告料で減額になる
というふうに資料で説明を受けております。現在、今回の補正に3,000万円相当の
減額があった分はその分の利用料だというふうです。

それから、30年度との比較の表も出ておりますが、どうしてもその分で10億円の
目標を立てたというふうに受け取っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。本案に対する総務常任副委員長及び建設経済、文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は総務常任副委員長及び建設経済、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第71号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第18 議案第72号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第73号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第17、議案第71号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第19、議案第73号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第71号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第74号 市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第20、議案第74号、市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第74号、市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について。

本案は、市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び同施行令第3条の規定に基づき提案されたものであります。

公募型プロポーザル方式であり、1グループの参加がありました。PFI事業選定審査会での審査点数は69.2点であり、判断基準である60点を超過しております。審査会は10名で構成されており、審査内容については本案が可決されればホームページ等で公表されるとの説明がありました。

委員より、出資比率や負担割合等を明確にしなくてもよいのかの質疑に対し、法人を組んでいるわけではないので市が関与する必要はなく、株式会社渡辺組大隅支店を代表とするグループとの契約になるとの答弁がありました。

また、議案第68号との関連で1棟残した状態での施工に埋設物等の問題はないかの質疑に対し、施設配置の調整等で対処し、影響が出ないように行いたい、全体事業として影響が出ることが予想されるとの答弁がありました。

以上で、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

3点、質問いたします。本案は初めての契約方式による事業であり、また金額的にも10億円を超えているということで非常に大事な大きな議案じゃないかと受けとめております。その立場から3点質問いたします。

質問の第1点、市営住宅建設における今回採用された契約方法は初めてでありますけれども、委員会審議の中で課題や反省点あるいは教訓点があるとしたら、これらについて議論されていると思いますので、お聞かせください。

2点目、契約の金額でございます。10億1,750万円とありますが、入札参加団体が1団体ということもあってか、率直に言って私は高かったのではないかという印象を持っております。それは先日の議案審議でも質疑いたしました。委員会審議の中で、高かったか、妥当な線であったかという点で議論されていたらお聞かせ願いたいと考えております。今後、検証して生かすべきであるからでございます。

質問の3点目、これも先日の議案審議で質問いたしましたけども、契約の相手方9社の契約金額の配分等について議論がどれだけされたかでございます。

この点は、先ほどの委員長報告の中でも、委員からの質疑に対して、当局の答弁としては「法人を組んでいるわけではないので市が関与する必要はない。株式会社渡辺組大隅支店を代表とするグループとの契約になる」といった答弁であったようでございます。確かにそれは一つの答弁でございます。

しかし、個人的に、一つの答弁であって、それ以上の答弁じゃない。もっと厳しく言いまして、お役所的な答弁でしかないと受けとめております。市民サイドから見てもどうか、市民から見てもどうか。

初めての契約方法、そして10億円を超える大きな事業、そして9社が参加する事業、それぞれの契約の配分について何らかの形で議会審議を含めて最終的には市民にも知る権利があるんじゃないか、また知らせる義務があるのではないかと考えておりますが、突っ込んだ議論がされていたら報告してください。

以上3点です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

1点目として、今回の議案第70号についての内容については、議論は当然されるわけなんですけど、当局の説明から順に追って、まず先ほども言った議案第68号の件等々、それについては、今、報告したとおり、支障を来すことはあるけど、それに対応するというので、浄化槽の問題ですので、今後の計画が進む中で対応していくというふうに受け取っております。

それから、議論の中でも出ておるんですけど、今、当然、質疑の内容を議論しましたが、今回、市との市営桜ヶ丘団地建替事業、事業契約、約款が交わされておりました、その中で、今、質疑の中、知らせるべきことや、もうちょっと議論すべきこと等が全部明記されております。

特に出かけたのは、瑕疵担保、瑕疵についてはどうかということ等も出ておりますが、約款の中では41条にうたわれておりますし、そのほか条項を全部見渡しますと、事業者の資金調達やら建設工事の契約保証金等々、条項に出ています。

皆さんのタブレットの中に入っていると思いますが、この条項が第1項から62条までの長い約款ですので一言には言えませんが、今述べた各条項の議論が出て、

それに対する約款での答弁となったところです。

あとは、10億を超えるということですが、消費税込みの10億1,750万円ということですので、計算してみますと、10月以降になれば10億1,750万円、10%、そして契約額は9億2,500万円という状況のようです。そのほか、ほかの業者についても、一応、法人ではないから、代表の渡辺組大隅支店が、言葉で言いますと責任を持つというような約款内容ですので、我々もそれを説明を受けて、いろいろ、議論の中でもそれ以上は出ておりません。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

1点だけ確認させていただきたいと思います。

以前の説明では、桜ヶ丘団地のところに出ていますので、前は消防署予定地の昭南病院の近くに建てるという説明であったんですけど、場所はそこじゃなくて桜ヶ丘になったのか、伺います。それだけです。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

私も以前のいろんな建設の場所等は余り聞いておりません。そして、桜ヶ丘の住宅団地、そこについてずっと準備が進んできて、さっき、議案第61号ですか。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

今、申しわけありませんけど、64棟相当の中の入居者が現地がいいというような取りまとめができたということのようです。私は直接聞いておりませんので、桜ヶ丘現地をずっと準備してきたものだというふうに受け取っております。

○8番（今鶴治信議員）

私たちは委員会が違うものですから、あその場所に5階建てが建つとばかり思っていたんですけど、今回、委員長報告の中で、桜ヶ丘に建てるということについては何ら問題はないのかどうか、伺います。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

先ほどの訴えもありますが、そこだけが一つのネックだというふうに捉えております。あとは退去されて、移転費も受け取っていらっしゃるということ等で、建てかえ現場が動くことはないというふうに受け取っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

本議案には賛成いたしますが、2点、意見を添えての賛成といたします。

一つは、今の質疑、先日の議案提案でも申し上げましたけども、今回の契約方式は初めてではないかと考えております。十分、検証すべきであると考えており、今後、旧末吉町を初めとして住宅建設が計画されておりますが、このような方式でやるのかどうかはまだ検証すべきでございますが、先日の議案質疑で市長答弁も今後についてはまだ固まっていないということでありまして、同じ考えでありまして、そういった意味からも賛成いたします。

2点目は、再三、申し上げますが、10億円を超える契約額について全ての業者の配分を含めて、契約額を含めて定かでないというのは今の時代において透明化を図る上でもいかななものか。これは十分に検討すべき課題じゃないかと強く考えております。

市民から見て10億円を超える事業を1社の渡辺組だけで済ませるかどうかが、これは大いに疑問があるところでありまして、これは特に市当局の今後の検討すべき課題じゃないかということを思っております。

一応、議案は賛成いたします。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は10月15日、午前10時から開きます。本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時06分

令和元年第3回曾於市議會定例会

令和元年10月15日

(第7日目)

令和元年第3回曾於市議会定例会会議録（第7号）

令和元年10月15日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第7号）

第1 建設経済常任委員会の所管事務調査報告について
（建設経済常任委員長報告）

第2 認定案第1号 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別副委員長報告）

（以下3件一括議題）

第3 認定案第2号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第4 認定案第3号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第5 認定案第4号 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別副委員長報告）

（以下5件一括議題）

第6 認定案第5号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第7 認定案第6号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第8 認定案第7号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第9 認定案第8号 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第10 議案第69号 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について
（決算審査特別副委員長報告）

第11 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案

第12 閉会中の継続審査申出について

第13 閉会中の継続調査申出について

第14 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いづみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	6番	上村龍生
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	土屋健一	13番	大川内富男	14番	渡辺利治
15番	海野隆平	16番	久長登良男	17番	谷口義則
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成	20番	原田賢一郎

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

7番	宮迫勝	12番	山田義盛
----	-----	-----	------

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市 長	五位塚剛	教 育 長	瀬下浩
副 市 長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人
副 市 長	大休寺拓夫	学 校 教 育 課 長	川路道文
総 務 課 長	今村浩次	社 会 教 育 課 長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農 林 振 興 課 長	富吉浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商 工 観 光 課 長	竹田正博
企 画 課 長	外山直英	畜 産 課 長	野村伸一
財 政 課 長	上鶴明人	耕 地 課 長	小松勇二
税 務 課 長	山中竜也	建 設 課 長	新澤津順郎
市 民 課 長	内山和浩	代 表 監 査 委 員	野村行雄
保 健 課 長	桐野重仁	監 査 委 員 事 務 局 長	吉元剛
介 護 福 祉 課 長	福重弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中山純一
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一		
大隅支所建設水道課長	平原秀人		

○議長（原田賢一郎）

本会議前ですけれども、宮迫勝議員、山田義盛議員より本日の定例会を欠席する届け出がありましたので、報告いたします。

開議 午前10時00分

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時46分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査の内容について会議規則第19条第1項の規定により、訂正の申し入れがあります。本件について訂正理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

平成30年度の歳入歳出決算書の認定の提案をいたしました。文言及び数字の間違がありました。本来なら議会中、また委員会中の審議において文書をもって訂正すべきでありましたが、今回きょうづけで文言の訂正となりました。このようなことはあってはならないと考えております。深くおわびを申し上げたいと思います。

今後、このようなことがないように、引き続き誠意を持って努力してまいりたいと思います。4課において訂正がありましたので、各課長において中身について説明をさせていただきたいと思います。よろしく認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

福祉事務所のほうから訂正のほうをさせていただきたいと思います。

今お手元にあるかと思うんですが、ページが48ページ、主要施策の成果の関係でございまして。9番の児童福祉でございまして。4行目の誤りが「2万7,831件、9,098万5,000円」が、「2万8,280件の9,158万5,000円」に訂正でございまして。

それと、（1）の各事業の助成状況の表中、子供医療費助成事業平成30年度の件数と助成額でございまして。誤りは「2万7,831件、9,098万5,000円」を「2万8,280

件、9,158万5,000円」に訂正でございます。これにつきましては、子供医療費の中に子供医療費と乳幼児給付事業がございまして、この数字については子供医療費だけの数字を上げたために間違ったところでございます。訂正いたします。

614ページ、歳出でございます。成果の内訳でございます。13委託料別紙（委託料調書のとおり）とありますが、これにつきましては、平成30年度には歳出がございませんでしたので、削除ということでございます。

続きまして、730ページでございます。歳出成果の内訳の中の20扶助費でございます。子供医療費延べ件数「1万6,121件」を「2万7,831件」に訂正でございます。これにつきましては、延べ件数を上げるときの計算の誤りでございます。

756ページでございます。補助金等交付調書、ナンバー12訪問給食サービス事業（市単独分）、ナンバー13訪問給食サービス事業（市単独分）でございます。申請年月日がそれぞれ「平成31年4月2日と平成31年4月1日」になっておりました。これを「平成30年4月20日と平成30年4月1日」というふうに訂正お願いしたいと思っております。これにつきましては、確認不足のために日にちを間違ったところでございます。

以上です。

（「課長さん、いつの段階でそれがわかったんですか」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

委員会終了、終わった後にわかったところでございます。

（「間に合わなかったわけですね」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

間に合わなかったところで、今回このような形で訂正を出ささせていただいたところでございます。

○保健課長（桐野重仁）

それでは、保健課の分の訂正をお願いしたいと思います。

主要施策の55ページでございますが、救急医療の夜間急病センターの利用状況の合計の欄でございまして、資料によりますと「2,946人」、訂正のほうは計算ミスでございまして、「2,895人」として訂正をさせていただきたいと思っております。

また、814ページの負担金等調書でございますが、これは県の広域高齢者医療広域連合負担金の連合会の事業費の訂正でございます。資料には「2億7,201万5,768円」と記載してありますが、正としまして「7,249万5,639円」、それと同じページで負担金調書のこの療養給付費分でございますが、記載として「2億7,201万5,768円」という資料を出しておりましたが、正しい数字としまして事業費は「2,734億6,099万2,102円」と訂正をさせていただくものでございますが、814ページの負担

金等調書について、委員会中で質問がありましたが、この質問の数値については正しい数字を報告しております。ただ、記述が間違っていたということでございます。ほんと確認不足でまことに済みませんでした。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それでは、農林振興課分の誤りを訂正させていただきます。

補助金等交付調書の1008ページ、ナンバー89の生活研究グループ連絡協議会の運営補助金でございますが、申請年月日と実績報告年月日が記入漏れでありました。正しくは申請年月日が平成30年4月9日、実績報告の年月日が平成31年3月の15日となっております。記入漏れでございます。

続きまして、1008ページのナンバー90の農村女性海外農家体験研修補助金でございます。これにつきましても、申請年月日、実績報告年月日が記入漏れございました。正しくは平成30年8月24日が申請年月日、実績報告年月日が平成30年10月の16日となっております。

続きまして、同じく1008ページのナンバー91の曾於ウーマンファーマーズクラブ運営補助金、これにつきましても申請年月日、実績報告年月日が記入漏れございました。正しくは、申請年月日が平成30年12月14日、実績報告年月日が平成31年3月31日となっております。大変申しわけございませんでした。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課土木についての訂正をお願いいたします。

主要施策の成果の欄の85ページになりますが、決算の状況の中の表の中の訂正でございますが、表中の決算額の列の15ページ、合計になりますが、「2億704万9,310円」につきましては、「2億1,888万8,998円」に訂正をお願いいたします。

それから、その下の国庫支出金のほうになりますが、15行目になりますが、右のほうに行きまして、「1,682万7,880円」につきましては、「1,565万9,000円」に訂正をお願いいたします。

それから、その15行目の起債の列でございますが、「9,230万円」につきましては「5,880万円」に訂正をお願いいたします。

それから、その表中の一般財源の列になりますが、右から2列目の欄になりますが、8行目の地域振興住宅分でございますが、「2,196万9,000円」につきましては、「1,585万7,154円」に訂正をお願いします。

それから、10行目になりますが、危険廃屋解体撤去事業でございますが、「1,394万円」を「1,349万8,000円」に訂正をお願いいたします。

それから、12行目になりますが、住宅リフォーム促進事業になります。これにつきましては、「970万円」を「553万8,000円」に訂正をお願いします。

その下の15行目になりますが、合計の「9,792万1,430円」につきましては、「1億4,442万9,998円」に訂正をお願いしたいと思います。

それから、議会決算委員会説明資料の中の都市計画費になりますが、1329ページの都市公園管理費の一番下になりますが、17公有財産購入費、用地取得費でございますが、この中の真ん中ほどの「新町公園用地」につきましては、「新地公園用地」への訂正をお願いいたします。

それから、1345ページになりますが、住宅費になります。これにつきましては危険廃屋解体撤去事業でございますが、19の負担金補助及び交付金ということになりますが、これにつきましては、別紙負担金等調書のとおりと記載してありますが、調書がありませんので、訂正をお願いするところにつきましては、補助金及び交付金の2,569万8,000円危険廃屋解体撤去補助金、補助件数96件と訂正いただきたいと思います。

それから、住宅費の中の1347ページ、住宅リフォーム促進事業でございますが、これにつきましては19負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましても、同じでございますが、別紙負担金等調書のとおりと記載してありますが、補助金及び交付金1,053万8,000円、住宅リフォーム促進事業補助金、補助件数83件と訂正をお願いしたいと思います。

それから、1406ページ、委託料調書でございます。排水路整備事業の合計の欄が「5件」と記載してありますが、これにつきましては「6件」と訂正をお願いしたいと思います。

以上、建設課につきましてはチェック、確認の作業が不足したことが原因でございます。本当に申しわけありませんでした。

○議長（原田賢一郎）

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算審査の内容の訂正については、これを承認することにいたしたいと思います。

（「質疑がある、どうぞ」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

ごめんなさい。質疑、はい、どうぞ。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま、これにつきましては、我々も認めるところでございますが、これをこのまま出して最終的には歳入歳出はあのまんまでいいんでしょうかね、ですよ。

○財政課長（上鶴明人）

今出しました訂正につきましては、これを変更いたしましても、歳入歳出額に全く影響のない部分でございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○17番（谷口義則議員）

参考までにお尋ねしますが、この数字が変わったことによって、監査意見書との整合性は間違いなくとれているということによろしいですね。

○代表監査委員（野村行雄）

監査の時点では、さまざま私たちも気がついたところは事務局のほうにいろいろもう一遍精査するよというのをお願いしたところでございます。

ただ、ただいまありましたように、数字そのものを決算額そのものには全く変更ないと考えております。

以上です。

○17番（谷口義則議員）

ちょっとわかりにくいんですけど、整合性はとれているねと、とれているんですかと聞いているんです。数字が違っておればおかしいわけですから、だから、整合性はとれているのかとれていないのかと、そこだけ答えて。

○代表監査委員（野村行雄）

決算額そのものについては、整合性はとれているというふうに思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております決算審査の内容の訂正については、これを承認することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、決算審査の内容の訂正については、これを承認することに決しました。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 建設経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、常任委員会の所管事務調査報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会所管事務調査報告。

所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

記。農林業・畜産振興に関する調査（鹿児島県畜産共進会）。

調査地、始良中央家畜市場。

調査期間、令和元年9月28日（土曜日）1日間です。

調査委員、迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、澁合昌昭、九日克典、山田義盛。

調査内容。

9月28日、県経済連主催の第68回鹿児島県畜産共進会が霧島市隼人町の始良中央家畜市場で開催されました。鹿児島県内11地区から70頭の肉用牛が出品され、本市出品牛9頭全頭が最優秀賞に選ばれました。

若雌1区に出品された内山健一郎さんの「かなこ号」が第1席と特別部位賞で「肢蹄賞」を受賞しました。団体の部では、曾於地区農業協同組合が団体優勝を獲得しました。今後も畜産振興協議会を中心に、さらなる和牛の改良に努めていただきたいと願うところであります。

結果については、報告書の最後に添付してありますので、御参照ください。

○議長（原田賢一郎）

以上で、常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第2 認定案第1号 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。決算審査特別副委員長の報告を求めます。

○決算審査特別副委員長（伊地知厚仁）

決算審査特別委員会付託事件審査報告。

決算審査特別委員会に付託された議案1件、認定案8件を総務・文教厚生・建設経済の3常任委員会を単位とする分科会を設け、その所管事項について9月24日から10月1日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査し、10月8日、当議場において各分科会主査の報告を求め審査をした結果、それぞれ結論を得ましたので、報告します。

認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての各分科会での審査における主な質疑、答弁、意見は次のとおりです。

初めに総務分科会です。

議会事務局関係では、職員体制についての質疑に対し、現在、事務局職員は5人体制であるが、2つの委員会を兼務している職員もいるので、負担を考えると職員定数条例6人体制を望むが、人口規模からすれば5人体制と思うとの答弁があり、委員より、できれば職員定数条例6人体制に戻して臨時職員ではなく、再任用職員を1人配置していただきたいとの要望がありました。

監査委員事務局関係では、財政支援団体等の監査についての質疑に対し、平成30年10月19日から10月22日の間に14団体の書類、工事等の監査を実施し、内部統制、監査体制の充実、実施計画などの実務改善について指導を行ったとの答弁がありました。

総務課関係では、地域コミュニティ活性化推進事業の取り組みや課題についての質疑に対し、これまで未加入者に対する加入促進やアパート・マンションの状況調査をもとにした認定コミュニティ組織の確立を推進しながら、自治会振興や地域コミュニティの活性化を図ってきたが、実績には至らなかった。30年度に審議会を4回開催し、これまでの取り組み内容について検証していただいた。平成29年度制定の条例に「3年をめどとし、運用状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を加える」とされていることから、今後は審議会での協議状況や提出される答申を踏まえ、新しい地域コミュニティのあり方も検討していくことになるとの答弁がありました。

消防団について、将来的には、分団の統合などの見直しを考えているかとの質疑に対し、今後見直していく方向になるのではないかとと思われる。また、消防団幹部からも現状を聞いているが、消防団だけでは決められるものではなく、消防後援会や校区など地域にかかわる問題でもあるので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

職員のコンプライアンス研修についての質疑に対し、公務員倫理や法律、条例・規則の遵守や社会的ルールなど公務員としての自覚を学ぶものとなっている。来年度からは会計年度任用職員も含めて行っていくとの答弁がありました。

企画課関係では、一般財団法人まちづくり曾於が運営しているSOOGoodFM内での不祥事に対する防止策についての質疑に対し、毎月企画課との定例会を実施している。毎月の広告収入及び決算の確認、請求書、領収書の整理番号と一致するかなどの消し込みを確認、未収金、売掛金の確認などを行い、経理に不明瞭な部分がないよう審査をしている。また、運営していく中での改善点や問題点を協

議しているとの答弁がありました。

定住促進について、市内へ移住された方の会を結成し、アドバイスを行えば曾於市のことをよく理解されると思う。たからべ森の学校で行われている、移住・田舎暮らし体験へも参加するなど検討できないかとの質疑に対し、地域おこし協力隊は移住者などで、今後は移住者へのアドバイザーとしての対応も検討していきたいとの答弁がありました。

移住・定住に関し、委員より、宅地分譲整備について、売れる場所を用地として取得し、整備すべきではないかとの意見がありました。

財政課関係では、平成29年度からの繰越額を含んだ最終予算額は268億5,106万7,000円で、大雨等による災害復旧費や農林業振興事業など追加により11回の補正を行っています。

30年度の繰り上げ償還についての質疑に対し、2億3,691万6,000円の繰り上げ償還があり、償還できる可能件数は58件、79億9,212万5,000円で、可能な限り繰り上げ償還をしたいとの答弁がありました。

税務課関係では、市税決算額は33億6,804万1,000円となり、前年度に対して6,415万4,000円の増収となっています。

滞納者への取り組みについての質疑に対し、2,500から2,600人の滞納者があり、催告状を発送し、指定期日までの一括納付または納税相談を行っている。納付も相談もない場合は、財産調査の上、滞納処分を執行することとしている。差し押さえは、実人数101人で、総額728万6,662円となり、預貯金、給与、保険を主にしているとの答弁がありました。

市民課関係では、クリーンセンター改修工事の状況とごみの量についての質疑に対し、現在の工事の進捗状況は75%程度である。ごみの焼却は現在1炉だけで毎日12トン进行处理している。30年度中、1号炉は稼働146日で1,627トン、2号炉は稼働42日で437トン、合計で2,064トンのごみを焼却処理し、処理できなかった残りのごみについては、大隅埋立処分場へ搬出している。最近の特徴として、畳、布団などの不燃性粗大ごみがふえており、家の解体や高齢者の死亡による遺品整理によるものが要因として考えられるとの答弁がありました。

なお、クリーンセンターについては現地調査を実施しました。

会計課関係では、窓口収納手数料についての質疑に対し、銀行、ゆうちょ銀行が30円、そお鹿児島農協が10円、コンビニが57円である。コンビニの取り扱い件数は5万5,276件で、前年度より2,837件ふえている。今後も口座引き落としを推進していきたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会です。

保健課関係では、都城地区救急医療センターや曾於医師会夜間急病センターの利用状況は、おおむね横ばいで推移しております。

委員より、曾於医師会立病院は、常勤医師が8名と少ないため、志布志市、大崎町と連携を強化し、当病院の充実に向けてさらに力を入れるべきではないかとの強い意見がありました。

介護福祉課関係では、柳迫福祉拠点づくり実行委員会の取り組みに16万8,000円の補助を行っておりますが、当実行委員会の自主的な取り組みが評価され、鹿児島県の「おおすみの地域力表彰～おおすみの元気を未来へ～」において表彰されました。

福祉事務所関係では、訪問給食事業の利用者は、末吉154人、大隅194人、財部59人、全体で407人。ひとり暮らしや虚弱な高齢者等に利用され、在宅の生活支援や見守り活動など定着した事業となっております。

高齢者見守り対策事業は、社会福祉協議会、民生委員、在宅福祉アドバイザーと3人の訪問専門員が連携しながら取り組んでいます。訪問専門員は本庁及び各支所に1人ずつ配置され、それぞれ二十数人のひとり暮らしの高齢者宅を対象に、原則1週間に1度訪問しているとの説明がありました。

放課後児童クラブは市内に24クラブあり、全児童1,664人の43%に当たる717人が利用しており、毎年利用者がふえている事業であります。

児童虐待については、教育委員会、民生委員児童委員、鹿児島県児童相談所などと連携しながら取り組まれており、身体的虐待10件、ネグレクト2件、心理的虐待3件の計15件の事案が発生し、いずれも児童相談所へ報告したとの説明がありました。

委員より、非常に大事な問題であり、引き続き関係機関や団体と連携を深めながら取り組んでいただきたいと意見がありました。

学校教育課関係では、学力向上に取り組んでおり、中学校において県平均を上回る教科（鹿児島県定着度調査における国語、社会、数学）が見られるようになったが、全国・県平均に達しない状況が続いているため、特に学校間の格差を縮めることが今後の課題であるとの説明がありました。

いじめについては、前年度より3件多い、9校で41件認知されおり増加傾向となっているため、月1回各学校でアンケートを実施するなど、小さいいじめも逃さない細やかな対応に取り組んでいるとの説明がありました。

また、不登校については、前年度14人に比べ31人（小学校8人、中学校23人）と大きくふえており、長期の不登校者は小学校で169日、中学校で191日であるとの説明がありました。

不登校の原因は何かとの質疑に対し、学力や家庭の問題、友人関係などが重なっているケースも多く見られるため、いじめ問題を含めた協議を月1回、福祉事務所や保健課と行い情報共有に取り組んでいるとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、教育長の出席を求め、曾於高校支援、学力向上、いじめ・不登校問題など及び通学バスについての報告を受け、質疑が交わされました。

曾於高校支援の大学等進学祝い金贈呈事業についての質疑に対し、条例で3年をめどに検証することになっており、現在さまざまな確度から検証しており、令和2年9月までに教育委員会の方針を議会に示したいとの答弁がありました。

学力向上における教員確保の質疑に対し、全体に学力は向上しているが、課題等もあり、教職員の教育力の向上を初め、引き続き重要課題として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

通学バスの協議状況についての質疑に対し、財部地区においては現行の制度を維持しつつ、末吉・大隅地区については、令和2年度をめどに教育委員会の方針をまとめたいとの答弁がありました。

就学援助金制度の認定者数についての質疑に対し、小学生が1,662人中187人、中学生が793人中32人であるとの答弁がありました。

委員より、本市は他市町村に比べ少なく、取り組みの強化が必要ではないかとの意見がありました。

小中学校のトイレ洋式化の質疑に対し、小学校は45.9%、中学校は53.5%の設置状況であり、今後洋式化を進めていきたいが、和式トイレも一定数は残す予定であるとの答弁がありました。

岩川小学校を除く小中学校の空調設置状況についての質疑に対し、設置費の4億4,056万7,000円は、全額令和元年度に繰越明許を行い、中学校3校は令和元年9月で完成し、小学校19校は令和元年11月までに完成したいとの答弁がありました。

社会教育課関係では、自主文化活動のコンサートが少なくなっている。絵画、文学、音楽、歴史、文化財、生涯スポーツなどの取り組みを前進させるためには、職員のやる気と知識を必要とするため、この分野に精通した職員を育てるために、人事異動では長期的視野に立ち、十分考慮していくべきではないかとの意見がありました。

市立図書館の利用者が減少傾向にあるが、施設改修等は考えていないかとの質疑に対し、学習室等の「仕切り」を設置するなどの改善を図っていきたいとの答弁がありました。

指定文化財の投谷八幡宮、折田のスタジイ群の老木などの大変価値のある文化財には、トイレを整備し、観光ルートに組み入れていくべきではないかとの質疑に対

し、その内容で検討するとの答弁がありました。

次に、建設経済分科会です。

農業委員会関係では、農業者年金の加入状況についての質疑に対し、加入目標であった6人を上回る11人の加入があり、県内1位の実績となっている。加入者累計総数276人、受給者数は705人、受給金額は2億1,293万7,000円となったとの答弁がありました。

近年の耕地面積の推移についての質疑に対し、6年前までは9,300haあったが、農地パトロール等での調査によると、8,000haを切っているとの答弁がありました。

農林振興課関係では、有害鳥獣駆除の状況についての質疑に対し、増加傾向にあるイノシシ、鹿等の農作物被害に対するため、猟友会を中心として鳥獣捕獲の推進を図っているとの答弁がありました。

委員より、全国的に豚コレラがイノシシ等を介して被害拡大しているもので、今後とも積極的な事業展開に努めるよう意見がありました。

再生林の状況はどうかとの質疑に対し、全て森林組合によるもので、年間150haが再生林の限界であり、伐採業者に伐採をしたら再生林をお願いしているとの答弁がありました。

委員より、伐採後の現地確認調査などを委託事業等により検討してみてもどうかとの意見がありました。

食料産業・6次産業交付金の概要の質疑に対し、千里食品（株）による事業費3億7,229万7,600円の青汁加工用機械等の加工施設であり、補助率2分の1以内の上限1億円の85%補助であるため、8,500万円の交付金となっているとの答弁がありました。

なお、千里食品（株）において現地調査をしたところ、積極的な取り組みであり、曾於市内の農業と連携し、今後の取り組みに大いに期待するものであるとの意見がありました。

畜産課関係では、畜産物の全国的な価格高騰により、生産額は前年度より約5億9,000万円の増となり、肥育経営においては、枝肉価格は堅調に推移したものの、子牛価格の高値で導入頭数の確保不足や配合飼料の高どまりなど、収益は厳しい状況となっているとの説明がありました。

委員より、近隣諸国において口蹄疫、アフリカ豚コレラ、高病原性インフルエンザ等の発生が後を絶たないため、今後も関係機関と一体となって指導強化に努めてほしいとの意見がありました。

耕地課関係では、多面的機能支払交付金事業の取り組み内容についての質疑に対し、地域の資源は地域住民みずからの手で保全することを目的に、共同活動で水

路・農道などの維持管理や長寿命化などに取り組むものである。平成30年度は42地区で取り組まれ、災害防止等につながっているとの答弁がありました。

曾於北部地区畑地かんがい事業の給水栓設置同意率についての質疑に対し、同意率は57%である。平成30年度は、畑かんセンター、曾於北部土地改良区など関係機関と連携し、毎月2回戸別訪問を行い、2.4%（面積44ha）の増であった。今後もさらなる向上を目指し、態度保留者を中心に粘り強く継続的に推進していくとの答弁がありました。

商工観光課関係では、市内商工業の活性化に向けた環境整備を図るとともに、思いやりふるさと寄附金推進事業や観光及び特産品の推進を図ったとの説明がありました。

思いやりふるさと寄附金の推移についての質疑に対し、メディアミックス動画作成等の広告及び被災地支援パートナーシップの活用により、34の事業者で347の商品をそろえ、寄附件数8万5,165件で16億9,094万6,000円の寄附があり、前年度比163.53%であったとの答弁がありました。

委員より、道の駅の売り上げの推移が減少してきているので、計画の見直しを行い、改善を図る対策が必要であるとの意見がありました。

建設課関係では、危険廃屋解体撤去事業の概要及び危険廃屋の把握件数についての質疑に対し、危険廃屋解体撤去事業については、96件で2,569万8,000円となっている。また、危険廃屋については、1,300戸以上あり、小屋や倉庫まで含めると3,000戸を超えると推計され、今後委託により調査を進めていくとの答弁がありました。

市道の整備率及び管理の状況についての質疑に対し、市道整備率は1,027路線で延長952.504kmとなっており、舗装率は96.23%である。また、市道管理において、ポットホール等の情報のほとんどは市民からのものであり、職員にも情報提供を呼びかけているとの答弁がありました。

委員より、改良率や舗装率が余り上がっていないので、計画的に整備を進めることを望むとの意見がありました。

また、住宅使用料の過年度滞納分については、未納の事由等を確認し、根拠法令を明確にした上で不納欠損処分を行い、収入未済額を減らすことを検討してもよいのではとの意見もありました。

次に、水道課関係では、市民の生活環境の整備充実を図るため、合併処理浄化槽設置補助金及び浄化槽設置推進助成金を交付している。平成30年度までの合併浄化槽の設置状況は、浄化槽設置整備事業による4,059基と浄化槽市町村整備推進事業による1,034基の合計5,093基との説明がありました。

委員より、個人設置型と市町村設置型との整合性を図るため、最大限の努力を望むとの意見がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な審査内容について報告します。

総務分科会関係では、市職員の研修や勤務状況と自治会運営についての質疑に対し、コンプライアンス・特別研修でスキルアップを図っている。病気休暇中の職員1名がいる。自治会運営については、曾於市地域コミュニティ活性化推進審議会の答申に沿って、新たな施策を検討することになるとの主査答弁でありました。

文教厚生分科会関係では、曾於医師会立病院や不登校、自主文化事業の状況についての質疑に対し、医師会立病院については、常勤医師や看護師等のスタッフの減少が見られる。会員医師の高齢化も進んでいるので自治体も主となって運営にかかわっていくことが望まれる。不登校の問題については、適応指導教室の利用や今後の組織再編の中で指導方法を考えていく。自主文化事業については、開催数は減っている。また、自主文化事業など社会教育課の事業は、スポーツ・音楽・芸術・歴史等の専門性が必要であるので、職員配置については配慮が必要であるとの主査答弁でありました。

建設経済分科会関係では、畑かん利用の作物、山林伐採後の再生林、耕作放棄地、農業者年金加入の状況についての質疑に対し、畑かんについては、本分科会においても水利用の推進や曾於市にあった作物の調査・研究を進めるべきとの議論があった。再生林については伐採届の際に再生林を指導している。耕作放棄については、6次産業化が今後進むと考えられているので、それに見合った作物を推進することで解消できると思う。農業者年金の加入者増については、加入のメリットを十分に説明した上で推進し、対象者が内容を熟知されたことが結果につながったものであるとの主査答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの決算審査特別副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第1号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、認定案第1号は認定することに決しました。

日程第3 認定案第2号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第3号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定案第4号 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第5、認定案第4号、平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

決算審査特別副委員長の報告を求めます。

○決算審査特別副委員長（伊地知厚仁）

認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見は次のとおりです。

本特別会計の歳入総額は56億9,185万3,025円、歳出総額は55億4,320万8,604円で、歳入歳出差引額は1億4,864万4,421円であります。1億5,000万円の法定外繰り入れを行い、一方で5,000万円の基金積み立てを行っております。被保険者は、前年度より223人減の1万468人と減少傾向であります。また、1人当たりの医療費は、前年度比2.2%の伸びであります。

平成30年度から鹿児島県も被保険者となり、県内の市町村と共同で運営を行っており、予算総額は1,822億3,500万円である。また、令和5年度までに国民健康保険税の算定が資産割を除く新たな算定方式に移行する計画であるとの説明がありました。

国民健康保険税の収入済み額は8億7,414万3,552円、収納率は一般分の現年課税分で94.8%、一方、滞納額は1億4,941万3,468円であり、滞納者に対する差し押さえは32人の257万3,574円となった。減免申請は4件あり、認可は1件との説明がありました。

被保険者の疾病の特徴、受診状況についての質疑に対し、精神的な疾病や骨折、生活習慣病が多く見られる。市内受診が7万9,301人で42.2%、市外受診が10万8,738人で57.8%であり、市外受診がふえているとの答弁がありました。

委員より、減免に関する制度の見直しが必要ではないか。また、中核病院としての曾於医師会立病院の拡充は必要であり、今後の大きな課題ではないかとの意見がありました。

続いて、決算審査特別委員会では、国保会計の財政・滞納者の状況についての質疑に対し、国保会計では、歳入は個人事業者、農業者の所得に左右される中ではあるが、歳出において1人当たり30万円に抑えられていることは努力の成果である。令和5年度までに算定方式が4方式から資産割を除いた3方式に移行する県の指針があるが、手順を踏んだしっかりとした議論が必要である。滞納者への対応としては、分納誓約や差し押さえの実行、また、保険証を発行しないなどの厳しい対応も行っているとの主査答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第3号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見は次のとおりです。

75歳以上（65歳から74歳で一定の障がいのある方を含む）が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月1日に設置され、今日に至っております。本市の被保険者は8,358人、前年度比166人の減であり、歳入総額は5億6,171万368円、歳出総額は5億5,966万3,638円であります。

県広域連合の予算執行等の質疑に対し、被保険者は26万4,489人、決算額は2,734億6,099万2,102円となり、これを本市の被保険者で案分した市の決算額は約85億4,866万4,136円になるとの答弁がありました。

また、1人当たりの給付額は90万3,737円、本市で上位を占める疾病は、1位骨折、2位脳梗塞、3位膝、股関節などの関節疾患であるとの説明がありました。

委員より、本市の被保険者は8,000人を超え、国民健康保険の被保険者に迫っている。1人当たりの給付費は国民健康保険の31万円に対して90万円と大きい。ひとり暮らしを含む被保険者の実態を可能な限り把握し、悩みや要望に寄り添った施策を研究していくべきではないかとの意見がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑はありませんでした。

続いて、討論を行い、徳峰一成委員より、広域連合による本特別会計は、会計の透明化が見られず、曾於市からは本連合議会に議員が入っていない。また、2年に1度程度保険料の値上げも行われることから、本認定案に対する反対討論がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定案第4号、平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見は次のとおりです。

本特別会計は、制度発足から19年が経過しました。本市の65歳以上の1号被保険者は1万4,205人、前年度比35人の増であります。歳入総額は57億113万987円、歳出総額は54億6,172万213円、歳入歳出の差引額は2億3,941万774円であり、前年度繰越金は2億8,975万2,509円、平成30年度末の基金残高は1億6,320万5,327円であります。

委員より、安定した財政運営と財政状況であるとの意見がありました。

介護保険の予算執行についての質疑に対し、介護認定者は2,966人、介護給付費の総額は49億3,462万7,322円、この中で主なものは施設介護サービス15億2,533万4,918円、居宅介護サービス13億4,548万1,626円、グループホームなどの地域密着型介護サービス13億3,239万2,765円である。施設に入所している被保険者は892人、市内に施設サービスの事業所は33施設で、定員は1,029人、職員不足などの理由等によりあきが89人となっている。一方、特別養護老人ホームへの入所希望者が多く、入所待機者は延べ296人に上るとの答弁がありました。

なお、都城市の2事業所から給付費の不適切な請求があり、本市の被保険者11人が介護サービスを受けており、過大に支払われた給付費約2,365万円は、1事業所については全額返済されているが、残りの事業所については、平成31年1月から令和5年12月までの5年間の分納により返済してもらうことになっているとの説明がありました。

委員より、本市においてもこのことを教訓にして、職員の力量アップの取り組み、事業所に対する実態の把握と適切な助言と対応が必要ではないかとの意見がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの決算審査特別副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第2号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、認定案第2号は認定することに決しました。

次に、認定案第3号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、認定案第3号、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算認定には反対をいたします。

反対の大きな理由は、毎回申し上げておりますが、大きな決算額でありながら、執行された内容に透明化が見られないということがあります。曾於市の歳出総額は

5億6,000万円ではありますが、県連合の特別会計の決算額は、先ほど副委員長報告にもありましたように、2,734億円と大きな金額であり、これを曾於市の被保険者1人あたりに案分いたしますと、曾於市の決算額は約85億4,000万円となります。

1人あたり使った医療費は、30年度約90万円でありまして、国民健康保険税の31万円の約3倍でございます。2年に1回保険料の実質値上げが繰り返されております。

しかし、曾於市から市長も議会代表も県連合の議会には入っておりません。毎年組合の総会は午前中で終わっているようであります。これでは、不正問題が起きてもわからない、あるいは不透明な部分もわからない曖昧な中で処理されているのではないかと疑問を持ちます。

これだけの理由ではありませんけれども、このために本議案には反対をいたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第3号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、認定案第3号は認定することに決しました。

次に、認定案第4号、平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第4号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、認定案第4号は認定することに決しました。

日程第6 認定案第5号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定案第6号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定案第7号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定案第8号 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第10 議案第69号 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、認定案第5号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第69号、平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの、以上5件を一括議題といたします。

認定案4件、議案1件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

決算審査特別副委員長の報告を求めます。

○決算審査特別副委員長（伊地知厚仁）

認定案第5号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁、意見は次のとおりです。

本事業は、平成9年度から事業開始され22年が経過しています。平成30年度は枝線管渠4.0mが施工されております。接続戸数は47戸が加わり1,651戸と計画に沿って伸びており、下水道浄化センターも計画処理水質を上回る良好な運転がなされているとの説明がありました。

公共下水道に接続し死亡等により空き家になっている件数を把握しているかとの質疑に対し、公共下水道に接続している家は資産価値があるため、接続しても誰も管理していない家はほとんどないとの答弁がありました。

委員より、公共下水道接続のさらなる推進を望むとの意見がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第6号、平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての総務分科会での審査における主な質疑、答弁は次のとおりです。

平成30年度の決算の概要は、歳入総額8,466万6,711円、歳出総額8,440万2,404円となり、歳入歳出差引額は26万4,307円となっております。

合併浄化槽の設置基数は50基の目標に対し5人槽21基、7人槽5基、10人槽1基の計27基を設置しています。

今後の生活排水処理事業のあり方についての質疑に対し、この事業は、平成14年度より着手しており、令和3年度で事業終了となっている。継続するか廃止するか検討については、今後十分協議していきたい。令和3年度までには結論を出したいとの答弁がありました。

続いて、決算審査特別委員会では、令和3年度の事業終了についての質疑に対し、本事業は市町村設置型の浄化槽設置事業であるが、20年間の事業計画であるとの主査答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第7号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な意見は次のとおりです。

本事業は、平成28年度までの3カ年計画で総事業費5億5,239万7,760円をかけ、管布設総延長1万8,104mを整備した事業であり、平成29年度から維持管理業へと移行しています。

主な施設としては、笠木配水池、鍋配水池、桂配水池の3つの水道施設があり、毎月1回実施されている浄水・原水の水質検査及び水道監視クラウド化により水道施設管理を行うことで、安心・安全な水の供給に努められています。

委員より、健全な運営に努めてほしいとの意見がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第8号、平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本案について、建設経済分科会での審査における主な質疑、答弁は次のとおりです。

本事業は、年数経過により施設の老朽化が進んでおり、安定経営の増進のため、年次的改良等に努められています。

減価償却は施設ごとに行っているのかとの質疑に対し、施設ごとに行っているとの答弁がありました。

委員より、今後水道料金の見直しをする計画、要因はあるかとの質疑に対し、起債残額が多額であり、事業収益は年々減少傾向にある中で、施設の更新需要はふえる状況を踏まえ、将来的には水道料の見直しを検討していかなければならないとの答弁がありました。

続いて、決算審査特別委員会では、職員の配置、財政状況についての質疑に対し、大隅支所では技術職員が不在であるので、早目に配置するよう分科会で意見がありました。財政状況については、財政を考慮しての水道料金値上げ、水道事業一本化の議論もあるが、これらについては議会とも協議しながら手順を踏んだ議論・審査が必要であるとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第69号、平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案についての建設経済分科会での審査における主な審議内容は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案されたものであります。剰余金については、当年度未処分利益剰余金6,301万6,298円を、翌年度繰越利益剰余金6,301万6,298円として処分するものであります。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの決算審査特別副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、認定案第5号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第5号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、認定案第5号は認定することに決しました。

次に、認定案第6号、平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第6号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、認定案第6号は認定することに決しました。

次に、認定案第7号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第7号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、認定案第7号は認定することに決しました。

次に、認定案第8号、平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第8号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は認定であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、認定案第8号は認定することに決しました。

次に、議案第69号、平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案に対する決算審査特別副委員長の報告は可決であります。本案は決算審査特別副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第11、発議第3号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（岩水 豊議員）

発議第3号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和元年10月15日、曾於市議会議長、原田賢一郎殿。

提出者、曾於市議会議員、岩水豊、同じく、久長登良男、同じく、重久昌樹、同じく、今鶴治信、同じく、伊地知厚仁、同じく、渡辺利治。

提案理由、現行の過疎地域自立促進特別措置法は期限切れを令和3年3月末に控え、過疎地域の現状は、高齢化・少子化の進行と地域活力の衰退、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅に瀕するなど深刻な状況に直面し、今なお解決すべき多くの課題が残されており、今後も強力な施策の必要性を痛感しております。

よって、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であるため、提出するものであります。

意見書につきましては、別紙のとおりであります。お目通しください。

以上、御採択くださいますようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第12 閉会中の継続審査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長及び建設経済常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第13 閉会中の継続調査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任副委員長及び建設経済常任委員長、文教厚生常任委員長、議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別副委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任副委員長及び建設経済常任委員長、文教厚生常任委員長、議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、総務常任副委員長及び建設経済常任委員長、文教厚生常任委員長、議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第14 議員派遣の件

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において処置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の議会におきまして、平成30年度の曾於市の一般会計の歳入歳出決算、また7つの特別会計についても認定をいただきました。ありがとうございます。

各特別委員会で審議された中でいろいろと御意見をいただいたものについては、令和2年度の予算編成が始まってまいります。その中で職員一丸となって皆さんの御意見も聞きながら進めてまいりたいと思っております。

引き続きよろしく願いいたします。終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上をもちまして、令和元年第3回曾於市議会定例会を閉会いたします。

————— . ——— . —————

閉会 午後 零時06分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 1 号	曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 3 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 4 号	曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 5 号	曾於市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 6 号	曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 7 号	曾於市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 8 号	曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 9 号	曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 0 号	曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について（所管分）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 2 号	曾於市森林環境譲与税基金条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 1 号	曾於市営住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 2 号	曾於市公共下水道条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	訴えの提起について（調停）	全会一致 可 決
議 案 第 6 7 号	訴えの提起について（訴訟 水ノ久保団地）	全会一致 可 決
議 案 第 6 8 号	訴えの提起について（訴訟 桜ヶ丘団地）	全会一致 可 決
議 案 第 7 0 号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	市営桜ヶ丘団地建替事業に係る事業契約の締結について	全会一致 可 決

決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
認 定 案 第 1 号	平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 2 号	平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 3 号	平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 4 号	平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 5 号	平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 6 号	平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 7 号	平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 8 号	平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
議 案 第 6 9 号	平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決

新たな過疎対策法の制定に関する意見書案

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や重度なる豪雨・地震等の発生による林也崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年10月15日

鹿児島県曾於市議会

内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	江藤 拓殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿

令和元年第3回曾於市議會定例会

(決算審査特別委員會)

令和元年9月18日

決算審査特別委員會設置

分 科 會 設 置

令和元年10月8日

主 查 報 告

S令和元年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和元年9月18日（水曜日）

午後4時10分開議

場所：執行部控室

1. 審査日程

第1 委員長の互選

第2 副委員長の互選

2. 出席委員は次のとおりである。（17名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	6番	上村龍生
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
12番	山田義盛	13番	大川内富男	14番	渡辺利治
15番	海野隆平	16番	久長登良男	17番	谷口義則
18番	迫杉雄	19番	徳峰一成		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦

主任 富田洋一

開会 午後 4時10分

○事務局次長（森岡雄三）

初めての委員会でありますので委員会条例第10条第2項の規定により、年長の大川内富男委員に、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（大川内富男）

年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

只今から委員会を開会いたします。

日程第1 委員長の互選

○臨時委員長（大川内富男）

これより委員長選挙を行います。

議事運営上、しばらく休憩します。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時13分

○臨時委員長（大川内富男）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは委員長選挙は指名推選の方法により行います。

指名推選の方法は、臨時委員長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（大川内富男）

異議なしと認めます。

委員長に山田義盛委員を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（大川内富男）

異議なしと認めます。

したがって山田義盛委員が委員長に当選されましたので当席から当選の告知を致します。

只今、委員長に当選されました山田義盛委員の就任のごあいさつをお願いいたします。

（委員長就任のあいさつ）

○臨時委員長（大川内富男）

委員長と交代いたします。

日程第2 副委員長の互選

○委員長（山田義盛）

これより副委員長選挙を行います。
議事運営上、しばらく休憩します。

○委員長（山田義盛）

休憩前に引き続き委員会を開きます。
それでは、副委員長選挙は指名推選の方法により行います。
指名推選の方法は、委員長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

異議なしと認めます。
副委員長に伊地知厚仁委員を指名します。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

異議なしと認めます。
したがって伊地知厚仁委員が副委員長に当選されましたので当席から当選の告知を致します。
只今、副委員長に当選されました伊地知厚仁委員の就任のごあいさつをお願いいたします。

(副委員長就任のあいさつ)

○委員長（山田義盛）

以上で委員会を散会いたします。

散会 午後 4時16分

令和元年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和元年9月18日（水曜日）

午後6時開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

第1 日程の決定

第2 分科会の設置

第3 主査・副主査の選任

第4 審査日程及び分科会付託

第5 その他

2. 出席委員は次のとおりである。（17名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	6番 上村龍生
8番 今鶴治信	9番 九日克典	10番 伊地知厚仁
12番 山田義盛	13番 大川内富男	14番 渡辺利治
15番 海野隆平	16番 久長登良男	17番 谷口義則
18番 迫杉雄	19番 徳峰一成	

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

7番 宮迫勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦
主任 富田洋一

開会 午後 6時00分

○委員長（山田義盛）

これより、令和元年決算審査特別委員会を開会いたします。

日程第1 日程の決定

○委員長（山田義盛）

本日の委員会は、配布いたしております、日程により、進めます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ご異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

日程第2 分科会の設置

○委員長（山田義盛）

決算審査を円滑に効率的に行うため、本特別委員会に会議規則「第102条」の規定により、分科会を常任委員会単位で設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

日程第3 主査・副主査の選任

○委員長（山田義盛）

お諮りいたします。各分科会の主査及び副主査につきましては、各常任委員会の委員長及び副委員長をもって選任したいと思っております。これにご異議ありませんか。

○伊地知厚仁委員

総務分科会は、主査に伊地知厚仁、副主査に海野隆平委員を選任したいと思っております。

○委員長（山田義盛）

只今の申出のとおり、総務分科会は主査に伊地知厚仁委員、副主査に海野隆平委員を選任することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ご異議なしと認めます。
よってそのように決定いたしました。

日程第4 審査日程及び分科会付託

○委員長（山田義盛）

審査日程及び分科会付託については、別紙資料のとおりであります。
次の委員会は10月8日午前10時開会、各分科会の主査の審査結果報告から質疑、討論、採決であります。
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたします。

日程第5 その他

○委員長（山田義盛）

議員申し合わせ事項についての確認でございますが、分科会では結論（採決）は出さないことになっております。
次に、10月8日の委員会では、執行部の出席は求めないことをご理解いただきたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
以上で、本日の委員会は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
委員の皆さん、ご苦労様でした。

散会 午後 6時03分

令和元年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和元年10月8日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

- 第1 認定案第1号 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
(総務分科会主査、文教厚生分科会主査、建設経済分科会主査報告)

(以下3件一括議題)

- 第2 認定案第2号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第3 認定案第3号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第4 認定案第4号 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(文教厚生分科会主査報告)

(以下5件一括議題)

- 第5 認定案第5号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定案第6号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 認定案第7号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定案第8号 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第9 議案第69号 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について
(総務分科会主査、建設経済分科会主査報告)

2. 出席委員は次のとおりである。(17名)

- | | | | | | |
|-----|------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 重久昌樹 | 2番 | 松ノ下いずみ | 3番 | 鈴木栄一 |
| 4番 | 岩水豊 | 5番 | 湊合昌昭 | 6番 | 上村龍生 |
| 8番 | 今鶴治信 | 9番 | 九日克典 | 10番 | 伊地知厚仁 |
| 12番 | 山田義盛 | 13番 | 大川内富男 | 14番 | 渡辺利治 |
| 15番 | 海野隆平 | 16番 | 久長登良男 | 17番 | 谷口義則 |
| 18番 | 迫杉雄 | 19番 | 徳峰一成 | | |

3. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

7番 宮 迫 勝

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 津 曲 克 彦
主任 富 田 洋 一

開会 午前10時00分

○委員長（山田義盛）

おはようございます。これより本日の委員会を開きます。

○委員長（山田義盛）

本日の委員会は、配付いたしております審査日程により進めます。

日程第1 認定案第1号 平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（山田義盛）

日程第1、認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については各分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（伊地知厚仁）

おはようございます。

総務分科会主査報告。

総務分科会に付託された認定案2件を9月24日から10月1日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査しましたので報告いたします。

認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案について、主な審査内容について報告します。

議会事務局関係では、議場内にタブレット用の充電コンセント設置についての質疑に対し、議場の放送音響施設等の改修を計画しているため、それにあわせて検討し、予算要望をしていきたいとの答弁がありました。

職員体制についての質疑に対し、現在、事務局職員は5人体制であるが、2つの委員会を兼務している職員もいるため、負担を考えると職員定数条例6人体制を望むが、人口規模からすれば5人体制と思うとの答弁がありました。

委員より、できれば職員定数条例6人体制に戻して、臨時職員ではなく、再任用職員を1人配置していただきたいとの要望がありました。

次に、監査委員事務局関係では、財政支援団体等の監査についての質疑に対し、平成30年10月19日から10月22日の間に14団体の書類、工事等の監査を実施し、内部統制、監査体制の充実、実施計画などの事務改善について指導を行ったとの答弁が

ありました。

総務課関係では、地域コミュニティ活性化推進事業の取り組みや課題についての質疑に対し、これまで未加入者に対する加入促進やアパート・マンションの状況調査をもとにした認定コミュニティ組織の設立を推進しながら、自治会振興や地域コミュニティの活性化を図ってきたが、実績にはつながらなかった。30年度に審議会を4回開催し、これまでの取り組み内容について検証していただいた。平成29年度制定の条例に3年をめどとして運用状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を加えるとされていることから、今後は審議会での協議状況や提出された答申を踏まえ、新しい地域コミュニティのあり方も検討していくことになるとの答弁がありました。

防犯灯設置について、30年度は申請が少ないのではないかとの質疑に対し、件数、金額は例年並みである。また、現在はLEDへの変更が多く、今後もふえていくとの見込みであるとの答弁がありました。

消防団について、将来的には団員が減少の傾向で、また自治会加入のように入団を強制できない状況であるが、分団の統合などの見直しを考えているかとの質疑に対し、消防団員定数は620人で、平成31年3月末の団員は590人となっている。出動状況は、火災30件、風水害1件、捜索17件、訓練163件、その他消防広報活動などで230件と出動件数は多い。分団統合については、今後見直していく方向になるのではないかと思われる。また、消防団幹部からも現状を聞いているが、消防団だけでは決められるものではなく、消防後援会や校区など地域にかかわる問題でもあるので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

職員のコンプライアンス研修についての質疑に対し、平成30年度は78名の職員が参加している。研修内容としては、公務員倫理や法律、条例・規則の遵守や社会的ルールなど公務員としての自覚を学ぶものとなっている。来年度からは、会計年度任用職員も含めて研修を行っていくとの答弁がありました。

次に、企画課関係では、一般財団法人まちづくり曾於が運営しているSOOGood FMの不祥事に対する防止策と負担金についての質疑に対し、現在は、毎月、企画課とまちづくり曾於との定例会を実施している。毎月の広告収入及び決算の確認、請求書、領収書の整理番号と一致しているかなどの消し込み確認、未収金、売掛金の確認などを行い、経理に不明瞭な部分がないよう審査している。また、運営していく中で、改善点や問題点などを協議している。負担金については、平成30年度が1,700万円、令和元年度が現在まで1,300万円支出しているが、今後の支出見込み額を算出し、令和2年度の予算額を積算していく考えであるとの答弁がありました。

郷土出身者会について、令和元年か2年ごろに福岡地域で郷土会が発足する予定で、会員数は50名ほどの規模になるとの説明がありました。

定住促進対策事業と空き家バンクについての質疑に対し、住宅取得祝金等支給制度は、新築89件、建て売り2件、中古購入13件で、前年度よりふえている。空き家バンク登録件数については、平成29年度は8件であったが、平成30年度は28件と増加しており、要因としては、市内の宅建協会のみでの取り組みであったが、都城市の宅建協会へも広げた結果であるとの答弁がありました。

定住促進について、市内へ移住された方の会を結成し移住者や移住希望者へのアドバイスを行えば、曾於市のことをよく理解されると思う。たからべ森の学校で行われている移住・田舎暮らし体験へも参加するなど検討できないかとの質疑に対し、地域おこし協力隊は移住者なので、今後は移住者へのアドバイザーとして対応も検討していきたいとの答弁がありました。

移住・定住に関して、委員より、住宅分譲整備については、売れる場所を用地として取得し整備すべきではないかとの意見がありました。

次に、財政課関係では、平成30年度の当初予算は231億3,400万円でありましたが、大雨等による災害復旧費や農林業振興事業などの追加により11回の補正を行い、平成29年度から繰越額を含んだ最終予算額は268億5,106万7,000円となっています。

平成30年度の決算の概要は、歳入総額257億8,990万9,000円、歳出総額は251億93万8,000円で、歳入歳出差し引き額は6億8,897万1,000円となり、令和元年度へ繰り越すべき財源1億1,792万6,000円を差し引いた実質収支額は5億7,104万5,000円となっています。

財政の運営については、歳出に対して不足する額24億4,780万円を借り入れ、歳出の公債費は元金を32億5,753万4,000円、利子を1億4,920万1,000円返済し、市債残高は248億5,607万1,000円となり、29年度末残高256億6,580万5,000円に対し8億973万4,000円の減となっています。

特定目的基金については、財政調整基金、思いやりふるさと基金、過疎地域自立促進基金へ23億300万3,000円の積み立てを行い、財政調整基金4億4,653万7,000円、その他の基金を14億7,158万6,000円取り崩したため、基金残高は100億9,979万円となり、29年度末残高97億1,491万円に対して3億8,488万円の増となっております。

30年度の繰り上げ償還についての質疑に対し、2億3,691万6,000円の繰り上げ償還があり、償還できる可能件数は58件、79億9,212万5,000円で、可能な限り繰り上げ償還をしたいとの答弁がありました。

未登記についての質疑に対し、処理件数は合計で677件、残りは財政課分で1,360件あり、新たに発生した分はなく、今後も未登記解消に努めていきたいとの答弁が

ありました。

次に、税務課関係では、市税決算額は33億6,804万1,000円となり、前年度に対して6,415万4,000円の増収。税目ごとには、前年度と比較して、個人市民税5.6%の増、法人市民税2.0%の増、純固定資産税0.3%の増、軽自動車税2.0%の増、市たばこ税1.8%の減で、全体では1.9%の増となり、市税の一般会計歳入決算に占める割合は13.06%（前年度13%）で、収納率は調定に対して95.84%（前年度95.8%）で前年度に対し0.04ポイント高くなっております。収入未済額は1億3,287万9,000円で、前年度より137万6,000円の増となっています。今後も納税者の理解と協力を得ながら、より一層公平かつ公正な賦課徴収を行うとともに、収納率の向上に努めるとの説明がありました。

滞納者への取り組みと減免申請についての質疑に対し、500から2,600人の滞納者があり、催告状を発送し指定期日までの一括納付または納税相談を行っている。納付も相談もない場合は、財産調査の上、滞納処分を執行することとしている。減免について、30年度中の申請件数は435件で、そのうち認可したものは429件、却下したものは6件であったとの答弁がありました。また、差し押さえについての質疑に対し、実人数101人、総額で728万6,662円、預貯金、給与、保険金を主に差し押さえているとの答弁がありました。

次に、市民課関係では、クリーンセンター改良工事が29年度から3年計画で始まり、30年度は31年3月に焼却炉1基が完成し、現在稼働しています。

工事の状況とごみの量についての質疑に対し、現在の工事の進捗状況は75%程度である。ごみの焼却は1炉で毎日12トン进行处理している。30年度中、1号炉は稼働146日で1,627トン、2号炉は稼働42日で437トン、合計2,064トンのごみを焼却処理し、処理できなかった残りのごみについては、大隅埋立処分場へ搬出している。ごみの全体量としては、クリーンセンターの改修前と改修後でほとんど変わっておらず、26年度は6,483トン、30年度は7,019トンの搬入で、資源ごみについては、人口は減っているが、年間30トンほどふえている状況である。最近の特徴として、畳、布団などの不燃性粗大ごみがふえており、家の解体や高齢者の死亡による遺品整理によるものが要因として考えられるとの答弁がありました。

大隅埋立処分場の状況についての質疑に対し、24年間は埋め立て可能としていたが、クリーンセンターの3年間の改修に伴い焼却できないごみが搬入されたことで20年間に縮まったと想定している。今後、焼却炉2基の完成で大隅埋立処分場の延命につながるよう考えているとの答弁がありました。

なお、クリーンセンターについては現地調査を実施しました。

次に、会計課関係では、窓口収納手数料についての質疑に対し、取扱手数料とし

て、銀行、ゆうちょ銀行が30円、そお鹿児島農協が10円、コンビニが57円である。30年度のコンビニの取扱い件数は5万5,276件で、前年度より2,837件ふえている。今後も口座引き落としを推進していきたいとの答弁がありました。

以上です。

○委員長（山田義盛）

次に、文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

文教厚生分科会審査報告。

文教厚生分科会に付託された認定案4件を9月24日から26日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管分。本案についての主な審査内容について報告します。

保健課関係では、母子歯科保健事業や予防接種事業並びに各種健診、財部温泉健康センターやそお生きいき健康センターなど、市民の健康増進を行っています。

母子保健事業の各種健診、予防接種、各種検診の受診率は、全体的におおむね横ばい傾向であるとの説明がありました。

財部温泉健康センターは、これまでポンプの故障、人件費の未払いなどの問題があったが、平成30年度はそうした問題は生じていない。ただ、利用者の減少が見られ、今後の課題となっているとの説明がありました。

そお生きいき健康センターは利用者が増加傾向にあり、特にトレーニング室の利用がふえています。

都城地区救急医療センターや曾於医師会夜間急病センターの利用状況は、おおむね横ばいで推移しております。

委員より、曾於医師会立病院は常勤医師が8名と少ないため、志布志市、大崎町と連携を強化し、当病院の充実に向けてさらに力を入れるべきではないかと強い意見がありました。

介護福祉課関係では、柳迫福祉拠点づくり実行委員会の取り組みに16万8,000円の補助を行っていますが、当実行委員会の自主的な取り組みが評価され、鹿児島県の「おおすみの地域力表彰～おおすみの元気を未来へ～」において表彰されました。

介護保険利用者負担対策事業は、生活困難者等が介護保険サービスを利用している場合に、そのサービスを提供している社会福祉法人等が利用者の負担を軽減した場合、市がその一部を助成する事業です。平成30年度は6つの法人等がこの事業を実施していますが、今後、この事業が広がっていくことが望まれます。

福祉事務所関係では、老人福祉や児童福祉など生活保護を含む福祉行政全般を業

務としています。

その中で、民生委員児童委員は、末吉地区45人、大隅地区41人、財部地区28人、全体で114人配置され、活動しています。令和元年度に改選が行われるとの説明がありました。

訪問給食事業の利用者は、末吉154人、大隅194人、財部59人、全体で407人、委託料は1億1,977万5,240円、一人暮らしや虚弱な高齢者等に利用され、在宅での生活支援や見守り活動など、定着した事業となっております。

高齢者見守り対策事業は、社会福祉協議会、民生委員、在宅福祉アドバイザーと3人の訪問専門員が連携しながら取り組んでいます。訪問専門員は本庁及び各支所に1人ずつ配置され、それぞれ二十数人の一人暮らし高齢者宅を対象に、原則1週間に1度訪問しているとの説明がありました。

身体障害者福祉費の障害福祉サービス費は10億6,495万928円と多額な事業費であり、障がい者402人の介護、訓練、通所支援を行っております。事業費負担割合は国2分の1、県、市それぞれ4分の1の負担であります。

児童福祉費の施設型給付費も13億8,290万7,008円と多額な事業費であり、市内14の認定保育園、こども園の扶助費が主なものであります。入園者は1,190人で、待機者は見られないとの説明がありました。

放課後児童クラブは市内に24クラブあり、全児童1,664人の43%に当たる717人が利用しており、毎年利用者がふえている事業であります。

委員より、事業が効果的に運営されるよう、市の適切な対応と検証が必要ではないかと意見がありました。

児童虐待については、教育委員会、民生委員児童委員、鹿児島県児童相談所などと連携しながら取り組まれており、身体的虐待10件、ネグレクト2件、心理的虐待3件の計15件の事案が発生し、いずれも児童相談所へ報告したとの説明がありました。

委員より、非常に大事な問題であり、引き続き関係機関や団体と連携を深めながら取り組んでいただきたいと意見がありました。

学校教育課関係では、学力向上、生徒指導、教職員の資質向上などに取り組んでいます。

学力向上では、中学校において県平均を上回る教科（鹿児島県定着度調査における国語、社会、数学）が見られるようになったが、全国・県平均に達しない状況が続いているため、特に学校間の格差を縮めることが今後の課題であると説明がありました。

いじめについては、前年度より3件多い9校で41件認知されており、増加傾向と

なっているため、月1回各学校でアンケートを実施するなど、小さいいじめも逃さない細やかな対応に取り組んでいるとの説明がありました。

また、不登校については、前年度の14人に比べて31人（小学校8人、中学校23人）と大きくふえており、長期の不登校者は小学校で169日、中学校で191日であるとの説明がありました。

不登校の原因は何かとの質疑に対し、学力や家庭の問題、友人関係などが重なっているケースも多く見られるため、いじめ問題を含めた協議を月1回、福祉事務所や保健課と行い、情報共有に取り組んでいるとの答弁がありました。

来年度から始まる会計年度任用職員制度への移行により、非常勤職員である学力向上支援員及び特別支援教育支援員の取り扱いはどうなるかとの質疑に対し、現在、31人の支援員がいるが、令和2年度からは支援員を統一して、パート職員での運用を考えているとの答弁がありました。

委員より、本市の教育振興を進める上で、職員体制について十分な研究が必要ではないかと意見がありました。

教育委員会総務課関係では、教育長の出席を求め、曾於高校支援、学力向上、いじめ・不登校問題及び通学バスなどについての報告を受け、質疑が交わされました。

曾於高校支援の大学等進学祝金贈呈事業についての質疑に対し、条例で3年をめどに検証するとなっており、現在、さまざまな角度から検証しており、令和2年9月までに教育委員会の方針を議会に示したいとの答弁がありました。

学力向上における教員確保の質疑に対し、全体に学力は向上しているが課題等もあり、教職員の教育力の向上を初め、引き続き重要課題として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

通学バスの協議状況についての質疑に対し、財部地区については現行の制度を維持しつつ、末吉・大隅地区については、令和2年度をめどに教育委員会の方針をまとめたいとの答弁がありました。

就学援助金制度の認定者数についての質疑に対し、小学生1,662人中187人、中学生が793人中32人であるとの答弁がありました。

委員より、本市は他市町村に比べて少なく、取り組みの強化が必要ではないかと意見がありました。

来年度から始まる会計年度任用職員制度への移行により、非常勤の学校事務補佐員21人と図書司書補15人の勤務体制及び退職金の有無についての質疑に対し、学校事務補佐員は12カ月勤務で退職金の支給があるが、図書司書補は夏休み期間を除く11カ月勤務であるためパート職員となり、退職金の支給はないとの答弁がありました。

委員より、格差は是正に向けて検討が必要ではないかと意見がありました。

小中学校のトイレ洋式化の質疑に対し、小学校は45.9%、中学校は53.5%の設置状況であり、今後洋式化を進めていきたいが、和式トイレも一定数は残す予定であるとの答弁がありました。

岩川小学校を除く小中学校への空調設置状況についての質疑に対し、設置費の4億4,056万7,000円は全額令和元年度に繰越明許を行い、中学校3校は令和元年9月で完成し、小学校19校は令和元年11月までに完成したいとの答弁がありました。

社会教育課では、生涯学習の推進状況についての質疑に対し、出前講座及び総合大学の受講者がふえ、市民に定着した取り組みができているとの答弁がありました。

委員より、最も成功している施策の一つであり、検証を重ね、さらに力を入れていただきたいと意見がありました。

自主文化活動では、特にコンサートなどの事業が少なくなっている。今後もっと力を入れるべきではないかとの意見がありました。

市立図書館の利用者が減少傾向にあるが、施設改修等は考えていないかとの質疑に対し、学習室等の仕切りを設置するなどの改善を図っていきたいとの答弁がありました。

指定文化財の投谷八幡宮、折田のスタジイ群の老木など大変価値のある文化財には、トイレを整備して観光ルートに組み入れていくべきではないかとの質疑に対し、その内容で検討するとの答弁がありました。

○委員長（山田義盛）

次に、建設経済分科会主査の報告を求めます。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

建設経済分科会審査報告。

建設経済分科会に付託された認定案4件及び議案1件について、9月24日から9月30日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査しましたので報告いたします。

認定案第1号、平成30年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案における主な審査内容について報告いたします。

初めに、農業委員会関係では、農地法に基づく農地の利用調整及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定等を目的とした農地流動化を展開したとの説明がありました。

農業者年金の加入状況についての質疑に対し、加入目標であった6人を上回る11人の加入があり、県内1位の実績となっている。加入者累計総数276人、受給者数

は705人、受給金額は2億1,293万7,000円となったとの答弁がありました。

近年の耕地面積の推移についての質疑に対し、6年前まで9,300haあったが、農地パトロール等での調査によると8,000haを切っているとの答弁がありました。

次に、農林振興課関係では、食の安心・安全に対する要望に応えるべく、環境保全型農業の推進、担い手育成、畑かん営農の推進に取り組み、農畜産物生産実績は477億4,301万円で、前年度比100.5%の実績であったとの説明がありました。

有害鳥獣駆除の状況についての質疑に対し、増加傾向にあるイノシシ、鹿等の農作物被害に対応するため、猟友会を中心として鳥獣捕獲の推進を図っているとの答弁がありました。

委員より、全国的に豚コレラがイノシシ等を介して被害増大しているのので、今後とも積極的な事業展開に努めるよう意見がありました。

再造林の状況はどうかの質疑に対し、全て森林組合によるもので、年間150haが再造林の限界であり、伐採業者に伐採をしたら再造林をお願いしているとの答弁がありました。

委員より、伐採後の現地確認調査などを委託事業等により検討してみてもどうかとの意見がありました。

食料産業・6次産業交付金の概要の質疑に対し、千里食品（株）による事業費3億7,229万7,600円の青汁加工用機械等の加工施設であり、補助率2分の1以内の上限1億円の85%補助であったため8,500万円の交付となっているとの答弁がありました。

委員会では現地調査を行い、積極的な取り組みであり、曾於市内の農業と連携し、今後の取り組みに大いに期待するものであるとの意見がありました。

次に、畜産課関係では、畜産物の全国的な価格高騰により、生産額は前年度より約5億9,000万円の増となり、肥育経営においては、枝肉価格は堅調に推移したものの、子牛価格の高値で導入頭数の確保不足や配合飼料の高どまりなど収益は厳しい状況となっているとの説明がありました。

委員より、近隣諸国において、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、高病原性インフルエンザ等の発生が後を絶たないため、今後も関係機関と一体となって指導強化に努めてほしいとの意見がありました。

また、肉用牛繁殖経営の実態調査より、65歳以上の経営主の75%が後継者不在の状況であるので、後継者をふやすための取り組みを近々の課題として検討すべきであるとの意見がありました。

次に、耕地課関係では、国・県及び市の事業を積極的に実施し、農業生産基盤と農村生活環境の整備に取り組んだとの説明がありました。

災害復旧事業の対象についての質疑に対し、1カ所40万円以上の農地・農業用施設の災害は国の補助対象となり、10万円以上40万円未満の災害は市単独災害復旧事業で対応している。平成30年度は、国庫補助金を災害復旧事業36件、崩土・倒木の除去292件、市単独農地災害復旧事業補助金68件であったとの答弁がありました。

多面的機能支払交付金事業の取り組み内容についての質疑に対し、地域の資源は地域住民みずからの手で保全することを目的に、共同活動で水路・農道などの維持管理や長寿命化などに取り組むものである。平成30年度は42地区で取り組まれ、災害防止等につながっているとの答弁がありました。

曾於北部地区畑地かんがい事業の給水栓設置同意率についての質疑に対し、同意率は57%である。平成30年度は、畑かんセンター、曾於北部土地改良区など関係機関と連携し、毎月2回戸別訪問を行い、2.4%（面積44ha）の増であった。今後もさらなる向上を目指し、態度保留者を中心に粘り強く継続的に推進していくとの答弁がありました。

次に、商工観光課関係では、市内商工業の活性化に向け環境整備を図るとともに、思いやりふるさと寄附金推進事業や観光及び特産品の推進を図ったとの説明がありました。

思いやりふるさと寄附金の推移についての質疑に対し、メディアミックス動画作成等の広告及び被災地支援パートナーシップの活用により、34の事業者で347の商品をそろえ、寄附件数8万5,165件で16億9,094万6,000円の寄附がありました。対前年度比163.53%であったとの答弁がありました。

委員より、新規就業者が年々ふえているので、継続した事業展開に努めてほしいとの意見がありました。また、道の駅売り上げの推移が減少してきているので、計画の見直しを行い、改善を図る対応が必要であるとの意見がありました。

次に、建設課関係では、市民の住みよい環境づくりの振興を図るため、道路・住宅等の日常生活に欠かせない生活基盤整備充実に取り組んだとの説明がありました。

災害復旧事業については、激甚指定されたかとの質疑に対し、平成30年6月から7月にかけての梅雨前線及び台風7号による災害は、公共土木災害復旧工事として、道路11件、河川1件の計12件であったが、激甚指定はされていないとの答弁がありました。

危険廃屋解体撤去事業の概要及び危険廃屋の把握件数についての質疑に対し、危険廃屋解体撤去事業については96件で、2,569万8,000円となっている。また、危険廃屋については1,300戸以上あり、小屋や倉庫まで含めると3,000戸を超えると推計され、今後、委託により調査を進めていくとの答弁がありました。

市道の整備率及び管理の状況についての質疑に対し、市道整備率は1,027路線で

延長952.504kmとなっており、舗装率は96.23%である。また、市道管理において、ポットホール等の情報のほとんどは市民からのものであり、職員にも情報提供を呼びかけているとの答弁がありました。

委員より、改良率や舗装率が余り上がっていないので、計画的に整備を進めることを望むとの意見がありました。

また、住宅使用料の過年度滞納分については未納の事由等を確認し、根拠法令を明確にした上で不納欠損処分を行い、収入未済額を減らすことを検討してよいのではないかと意見がありました。

次に、水道課関係では、市民の生活環境の整備充実を図るため、合併処理浄化槽設置補助金及び浄化槽設置推進助成金を交付している。平成30年度までの合併浄化槽の設置状況は、浄化槽設置整備事業による4,059基と浄化槽市町村整備推進事業による1,034基の合計5,093基との説明がありました。

委員より、個人設置型と市町村設置型との整合性を図るため、最大限の努力を望むとの意見がありました。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

最初に、総務分科会主査に数項目お聞きいたします。

まず第1点は、市の職員のいわゆる力量のアップあるいは資質の向上のための諸取り組みについて、討論がされていたら報告してください。

2点目、同じく市職員のいわゆる過度と見られる時間外労働時間を含む職場環境の問題について、討論がされていたら報告してください。

3点目、職員の適切な配置あるいは異動等のあり方について、討論がされていたら報告してください。

4点目、職員の公金などの取り扱いについて、不正等を防止する立場からの討論がされていたら報告してください。

5点目、職員の例えば口頭での訓告。口頭での訓告は、市の規定では交通違反で1点から2点が最も軽い口頭訓告となっておりますが、これを含む30年度のいわゆる懲戒処分について、討論がされていたら報告してください。

次に6点目、自治会運営において、報告の中にも若干見られますが、特に高齢化あるいは人口減少に伴い自治会運営が困難になっている自治会がふえているようがあります。この点での討論がされていたら報告してください。

最後に7点目、FMSOOについても詳しく報告がされております。その中での

質問であります。財政を含む運営について、30年度はどのような改善がされたか、先ほど報告がありました。この中での、1つは負担金についてでございます。負担金については、FM放送に対する負担金はいわゆる前年度の実績主義が基本となっているようであります。

一般的に、曾於市の30年度の数多くの補助金を見た場合は、これは全国的にはほかの市町村でもそうでございますが、負担金に対する行政の考え方は、基本的には定額であります。あるいは基本的には定率ではないでしょうか。30年度の曾於市の一般会計を見ても、私が見る限り、全て基本的な定額あるいは定率であります。

ところが、FMSOOに至っては、分科会主査報告にもありますように、これまではいわゆる実績主義をもとにしての負担金であります。今後とも将来にわたって来年度以降、そうした実績に基づく負担金の基本的な考え方、参政のあり方が本当に行政としてなじむかどうか個人的には疑問点がありますが、この点で、今後の方向として、決算審査の過程の中でそうした負担金のそもそものあり方についての議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に、建設経済分科会について、主査に質問をいたします。

まず第1点は、建設経済委員会関係は、いわゆる事業課を中心とした課でございますが、事業課において一部過度と見られる時間外労働は30年度見られなかったか、このことで議論がされていたら報告してください。

2点目、農業団体等への多くの補助金がありますが、適切に補助が使われていたかどうか、議論がされていたら報告してください。

あるいは関連して、農業団体等の農業者の借入金に対する償還は、30年度、滞りなく償還がされていたか、これらについて議論がされていたら報告してください。

3点目、市道並びに農道の整備の中で、特に流末処理の抜本改善と対策強化について議論がされていたら報告してください。さきの豪雨災害でも特に、分科会主査報告にもありましたけども、流末処理の課題が大きな今後改善すべき課題と言われているからでございます。

次に4点目、一部、北部畑かんでも御報告ありましたが、東部畑かんあるいは県営事業がまだ残っておりますが、北部畑かんの対象となる農地において、今、見るところ、カンショ以外の作物の普及がなかなか困難な状況でございますが、カンショ以外の作物のこれら農地に対する農地の中での普及あるいはこれを広げることについての議論がされていたら報告してください。

最後に5点目、地域振興住宅の建設は、30年度は3戸にとどまったのではないのでしょうか。積極的な建設に向けての私は今後取り組みが必要と考えております。特に、人口増対策については、この地域振興住宅は曾於市の各施策の中で突出して私

は大きな役割を果たしていると確信をいたします。その点で、今後のあり方として議論がされていたら報告をしてください。

以上です。

○総務分科会主査（伊地知厚仁）

ただいま、職員の力量アップ、資質向上についてから、同じような質問を5件ほど受けました。

主査報告にもありますように、職員の研修とコンプライアンスについては委員会の中でも出まして、来年度より、会計年度任用職員も含めて研修を行っていききたいというような答弁でありました。

成果報告にありますように、研修としましては、職員採用研修が9名、一般職員研修が18人、それから主査研修を含めていろいろ研修しております。また、市町村アカデミー研修、特別研修などにも28人というような研修をしておりまして、含めて職員のスキルアップに努めているというような答弁でありました。

続きまして、職員の過度と見られる時間外労働等についてですが、これは30年度の職員の健康あるいは長期の病欠はということで質問がありまして、現在1人が休んでいるというような、そういった答弁でありました。

あるいは職員の適切な異動とか、公金については出ておりません。

次に、自治会運営につきましてですが、自治会運営につきましても、報告にありましたとおり、地域コミュニティ活性化推進事業ということでいろいろと検討しながらやっておりますが、30年度、一応、アパート・マンション等の調査をしましたが実績にはつながらなかったというようなことで、30年度に審議会を4回開催しております。その審議会の結果が、答申が10月の26日、今月の26日に出たというようなことをございましたので、その答申に沿ってまた新たな地域コミュニティ、自治会運営に対する施策が出てくるんじゃないかと思っております。

7番目のFMSOOの財政を含めた運営についてですが、FMについてはこれまで有線放送時代に3,000万円の財政運営で負担金を支出しておりましたが、30年度が1,700万円支出しております。令和元年度、ことしですが、現在までに1,300万円が今現在の状況であります。この状況につきまして、今後もそういった負担金を続けていくかということで聞きましたところ、ことしの令和2年度の予算を算出した考えで、後々の負担金については検討していきたいと、そういった答弁であったかと思えます。

以上です。

（「定額方式というのは出なかったですか。負担金の定額方式」と言う者あり）

○総務分科会主査（伊地知厚仁）

定額方式についてはなかった。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

5点ほど質問事項をいただきましたが、まず1点目、2点目について、今、総務主査のほうも申し上げましたが、事業課においての一部過度な時間外ということ等の質疑で、2番もですけど、審査の段階で成果報告の段で詳しく説明がありまして、その中でも、過度な時間外といいますと、耕地課、建設課等の災害に対する平成30年度の6月、7月の梅雨時期、また台風7号等のときのことですが、説明の中では時間外的なものが出ておりません。

次に、3点目の市道、農道の整備の状況ということですが、これについては、いろいろ各委員から出されております。

まず、農道について、整備率等の議論がされました。特に、農道についての整備状況はどうであるのかということで、資料にも出ておりましたが、説明の段階で要整備量ということで、30年度は0.1%の整備量ということで、距離でいいますと1kmというふうに出ております。と申しますと、総延長460kmが461kmに伸びたという説明で、なるほどということで、それ以上の議論や質疑は出ておりません。

あと、それに対する流末処理等の抜本的な解消ということ等にも、そのような意見的なものは出ましたが、特段な議論にはつながっておりません。

4点目に、東部、北部畑かんの対象と見られる農地においてのカンショ以外の作物の普及ということで質問を受けましたが、特に東部については、水については、97%が線を引っ張っていますが現在は水利用が22%しかないということで、質問の内容はカンショ以外ということですが、それについても各委員からいろいろ出て、水利用につなぐ作物を今後対応していかなければ、当初、北部畑かんの通水時期にはいろんな作物に農家が挑戦した経緯があること等、今日においても、カンショについても今後のいろんな、霧島酒造等の問題もありますし、そういうのは議論の中に出ております。質問の内容で、カンショ以外にも作物を広げて指導すべきだということで審査を終えております。

また、北部畑かんについては、先ほど報告もいたしました。畑かんセンターと曾於北部土地改良区が月2回戸別訪問をして推進を行っているけど、今回は2.4%の推進ということで、面積にしては44haということで、なかなか推進が進まないというふうに答弁をもらって議論がされております。

5点目については、地域振興住宅の3戸についてですが、この地域振興住宅もまた市営住宅等も今回の9月定例においてはいろいろ議論がありました。特に、また桜ヶ丘団地の件等でも議論されましたが、その中でいろいろ議論が出ておりましたので、30年度の決算審査については、地域振興住宅3戸と、また今後どうするかと

いうことについての大きな議論は出ておりません。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

2回目ではございますが、まず総務分科会主査に二、三点質問をいたします。

1回目の答弁を踏まえて、3点ほど重ねて質問をいたします。

まず1つは、職員の適切な配置、異動関係でございます。

例えば、私の所属する文厚関係では、社会教育課については専門性が必要であるということで、教育長に対しても3年とか4年交代でくるくる配置しないように、やる気とあるいは文化関係に関心を持つ職員を長期的に育てるという意味での配置、異動のあり方が必要じゃないかと、市長部局にはそのことを強く教育委員会の基本方針として今後言い続けるよう意見を含めた点がありましたが、特に総務課関係では、そうした市全体の職員の配置を含めた、異動を含めた点がございます。その点で、配置と、特に異動、それぞれの部署で専門性を生かす部署もたくさんあるかと思っておりますが、異動のあり方について、議論が幾らかでもされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

2点目、懲戒処分についても議論を再度いたします。

例えば個人的に、おのおのの職員、私たちを含めて車に乗る機会が多くて、いいことではございませんけれども、交通違反の1点、2点の過ち、間違いを犯すことはやはり個人的にもあり得るかと思っております。

曾於市の場合は、懲戒処分の中の規定の中でこうしたことについて事細かに規定されておりますが、大きな問題を生じさせない意味でも、そうした点数の最も軽い口頭訓告を含めて、風通しをよくするようなあり方を常々保つことが必要じゃないかと。例えば職員の場合も、交通事故一つ起こしても、個人的な運転であっても市のほうに報告するように義務づけられておりますが、このあたりの風通しを含めての議論がされていたら、再度お聞きをいたします。

3点目、自治会運営についても繰り返しの質問でございます。

これまで、自治会加入者をふやすことを含めて議論がされて、そのこと自体は非常に大事な取り組みでございますが、一方、特に市内の農村部を回りますと、人口減少、特に自治会の中心もほとんどが高齢者ということで、自治会の運営そのものに困難を来している自治会が私が見た限りでも幾つかあります。

今後のやはり議会でも議論の一つとして、こうした問題も大事な問題として議論をすべきであります。また市のほうも対策が大事だと思いますが、そうした観点

からの議論がもしありましたら、報告を重ねてお願いいたします。

次に、建設経済分科会の主査に2回目の質問をいたします。1回目の5項目の中の1点だけでございます。

ただいま、分科会主査の報告、答弁にもありましたけども、東部、北部畑かん、なかなか建設の当初の目的に比べて利用者が少ないようであります。

意味がちょっとこれはっきりいたしませんのでお聞きいたしますが、東部畑かんについては水利用の2割ということが言われました。水利用が2割でも、当初の目標に比べて非常に少ないんです。また、分科会主査の報告にも若干ありましたけども、この数年間の完成後の状況を見ても、カライモ以外の作物については非常に進まないあるいは年によって浮き沈みがあります。特に今後の北部畑かんも、東部畑かん以上に年齢が1歳から2歳高齢者が多い地域でありますので、その点でもやはりこうした水利用、広くいって、特にカンショ以外の作物については議論を深めなければ、なかなか前進しないのではないのでしょうか。議論を深めてもなかなか困難な状況があると言えます。その点で、先ほど報告以外に、もし報告漏れがあったら御紹介ください。

次に、分科会主査報告の中で、3点ほど、質問の内容を確認させてください。

1つは、再造林についてでございます。

分科会主査の御報告では、再造林の状況はどうかとの質疑に対して、全て森林組合によるもので、年間150haということでございますが、森林組合以外の方あるいは団体の再造林については全くないのか、それとも把握されていないのか、その点で、もうちょっと詳しく報告をしてください。

また、委員より、伐採後の現地確認調査などを委託事業等により検討してみてもどうかと意見がありましたとありますが、この点、もうちょっと詳しく説明をいただけないのでしょうか。これが第1点であります。

次に、危険廃屋についてでございます。

危険廃屋についても報告がありましたけれども、この中で、危険廃屋解体撤去事業については96件で2,569万8,000円となっているとのことでございます。また、危険廃屋が1,300戸以上と報告がありました。

私は、先日の提案での質疑でも質問いたしましたけども、危険廃屋解体撤去事業は最も私は曾於市に合ったすぐれた施策の一つと受けとめております。毎年2,000万円以上の一応補助金を出す事業であります。ただ、中身を分析いたしますと、例えば96件もそうありますが、解体事業費がおおむね100万円、せいぜい200万円以内で済むような補助がほとんど全部であります。200万円を超えるのは年間に一、二件で、例外的でございます。

しかし、200万円を超えるような大きな建物はいっぱいこの廃屋の中にはありません。ですから、この補助金のありようについてももっと弾力的な補助金の見直しが必要ではないかと先日も質問いたしました。この点、特に家屋が大きい、床面積が大きい点が残っておりますので、これに対しての議論が深められていたら報告してください。

最後に、分科会主査報告の中で、住宅使用料の過年度分滞納分については、未納の事由等を確認し、根拠法令を明確にした上で不納欠損処分を行い、収入未済額を減らすことを検討してもよいのではないかと意見がありました。ちょっとここが、私には意味がはっきりわかりづらい点があります。もうちょっと詳しく報告をしていただけないでしょうか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○総務分科会主査（伊地知厚仁）

職員の適切な配置ということで先ほども御質問をもらいましたが、行政改革の中で、職員の構成による総合窓口ワンストップサービス導入検討委員会というのできておりまして、現在、その検討委員会で、窓口による課題を抽出するとともに近隣市町村の先進地の視察等も行っておりまして、委員会では即時改善が実施できる内容を決定し、庁舎内の案内表示の改善や証明書類の発行、申請書等の統一あるいはカウンターやスクリーンパネルを設置しています。こういうことが行革の中には含まれておりまして、職員の異動とは関係ありませんが、こういった、職員、行政改革という点で努力はしております。

懲戒処分については、先ほども言いましたが、出ていないところでございます。

自治会につきましてですが、先ほども言いましたように、4回の審議会を終えまして、31年度、ことしを最後としまして、これまでの実績あるいは効果、状況、活動を分析しながら、今後の加入者あるいは未加入者を交えた取り組みをしていきたいというようなことでございます。

現在、総務課のほうで、都城の庄内地区に地域コミュニティ協議会というのできておりまして、そこを今、研修しながら、令和2年度にはできれば曾於市もそういったものができればというようなことを職員からは聞いております。

以上でございます。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

まず、1点目に再造林についての質疑ですが、報告しましたように、150haについては森林組合が対応できる面積と、それ以外に700haちょっとですが、年間の伐採が進むわけですけど、これについては申請があった時点とかその後の内容で、再造林をしてください、植林をしてくださいというお願いを徹底してしているという

ことで、申請の段階で許可をおろすのに厳しく対応するというので、今後の対応になっております。

(何ごとか言う者あり)

○建設経済分科会主査(迫 杉雄)

いや、森林組合、七百幾らでしたけど、ちょっと後でまた。700ha以上です。

次が、危険廃屋ということですが、これについては、建設課のほうで把握している実数については、平成23年度に空き家実態調査をした内容と、近年において宅建協会等に協力してもらって今進んでおるとのこと等で、さっきの報告の内容になっております。

これについては、今後、調査委託が今年度の予算で上がっておりますので、委託の結果が出るのを待って、とにかく議論の中では空き家に対する取り組みは強く意見も出ております。

(「96件の中身は」と言う者あり)

○建設経済分科会主査(迫 杉雄)

96件の中身については、今回は報告しておりませんが、申請の段階、200万円に達するものが3件あったということ、説明の中で出ております。

あと、今後対応するにしても30万円の限度額ですので、これに対しては対応が難しいというか、まだ今後の予算化でもしなければ、96件は超えるということ等も出ております。

現段階では危険廃屋の数が1,300戸ということで、これには小屋やら倉庫が入っていないということですので、実態調査を待っての対応議論になるかと思えます。

あと、住宅の不納欠損については、報告のとおりですが、余り深く議論されなかったようです。

東部畑かん、北部畑かんですが、特に東部畑かんについては水利用がなかなか進まないということ等の説明を受けながら、やっぱり水利用を伸ばすなりするには、曾於市においた作物、そして特に東部ですので、南之郷方面の内容ですので、作物もそれなりに研究するなり調査するなり、そして農家に取り組んでもらうことが、まず、いの一番だということ等で議論をしたところです。

以上です。

○委員長(山田義盛)

ほかに質疑ありませんか。

○15番(海野隆平委員)

文厚分科会主査に質問をしたいと存じます。

先ほど、曾於医師会の夜間急病センターの利用状況については若干報告があった

わけでありましたが、報告ではおおむね横ばいと、利用状況については報告があったわけでありましたが、年々、29年度は365人、平成30年度は314人と、若干でありますけど利用者が減っているわけでありまして、やはり非常に利用者が減るということは、これは都城の医師会との関係もあります、このことについては非常に懸念するわけでありまして、どのように分析されているのか、お聞きしたいと存じます。

それと、報告には出ておりませんでした生活保護についてお聞きしますが、平成30年度は被保護人員は363人で、対前年比より10.4%というふうになっておるわけでありまして、若い世代に生活保護者がふえているというようなことも聞いております。

そこでお聞きするところでありますけど、実態についてお聞きしますが、特に30代、40代、ずっと50代、60代と、年代別に分けて報告していただきたいというふうに思っているところであります。

それと、あと社会教育課関係で、先ほど図書館の関係について報告もありましたが、市立図書館及び郷土館の管理運営事業についてお聞きするところであります、主要成果及び予算執行報告の社会教育課の96ページに、読書のまち曾於の推進とありますが、市立図書館は大新東に現在指定管理されているわけでありまして、平成30年度で9年目になるところであります、指定管理されてから。

蔵書数は毎年ふえており、県内でもトップクラスに近い図書館だというふうにお聞きしているところであります、しかしながら、30年度の読書活動に係る事業実績についてによりますと、利用者数、それからまた貸し出し者数、貸し出し冊数とも大幅に減少いたしているわけでありまして、この減った要因、いろいろあると思います。1つはやっぱり活字離れ等もあるんじゃないかというふうに考えますが、この減少になった主なる要因は何なのか、審査の過程で出ていたらお聞かせいただきたいというふうに存じます。

それと、2階の郷土館の利用状況についてもお聞きいたしますが、郷土館の利用者は少ないというふうに、毎年減っているというふうに聞いておりますが、30年度の利用実績はどうであったのか、お示しいただきたいというふうに思います。

それと最後に、自主文化事業のことについてお聞きします。

報告にもありましたが、自主文化活動事業、コンサートの事業が少なくなっているというふうな報告でありました。今後もっと力を入れるべきではないかなというふうに意見があったというふうに書いてありますが、全く私も同感であります、この点についての答弁はどうであったのか、お聞きいたします。

以上であります。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

まず、医師会の夜間急病の利用者が減っているのではないかとということでございますが、これは決算の55ページに、一定資料は、毎年でございますが出されておりますが、大きな曾於の医師会の落ち込みはないわけでございますが、この問題は、医師会の常勤の医師が少なくなっていることを含めて、毎回、決算を含めて議論がかなり委員会ではされております。

1つは、やはり医師を初めとしたスタッフの体制が非常に以前に比べて少なく弱くなっている点があります。ですから、今回も主査報告の中で、この点も報告したとおりでございます。全体的には、利用者は大きな落ち込みはないんです。しかし、わずかずつではあるけれども減っております。これは、現状ではいかんともしがたいのではないかとと言えます。職員が、医師を初めとして少なくなっている現状が見られます。そうした点で、一応、理解していただきたいと考えております。

あと、生活保護でございますが、生活保護は、30年度は29年度に比べて若干少なくなっております。年代ごとの利用状況も文書で報告をしていただきました、当局のほうに。それによりますと、65歳以上の高齢者が全体の約3分の2近くでございます。60%を超えております。ですから、これは前年度を含めて、従前と変わりません。生活保護の多くが高齢者でありまして、またあわせて、生活保護の中の多くが医療保護でございます。生活保護が多いのではなくて、医療保護が圧倒的でございます。そうしたデータも出されました。

年代ごとについても一応報告を文書で出していただきましたけども、ちょっと手元に、私あるいは副主査が持ち合わせておりませんので、よろしかったら後ほど報告をさせていただきたいと思っております。若い世代が特に、数字に見るような形でふえているとは認識はございません。そうした記憶はございません。

次に、図書館の利用について、減少傾向であると。図書館についても、決算の資料の中で96ページに掲載されております。96ページの中でもわかる点であります。平成30年度は4万9,000人、もう5万人を割りました。数年前は、5万8,000人ございました。また、本を貸し出す冊数も、30年度は約16万冊、数年前は16万冊ということで、貸し出し数はそれほど減っておりませんが、利用者数は減っております。

この点で、これまで分科会でも付託を含めていろいろ調査した上で、本年度、令和元年度から図書購入費を、長らく約1,000万円でありましたけども、昨年100万円上乗せして1,100万円の図書購入といたしました。

また、本年度、元年度から、これは図書館の申し入れもあつたんですけども、図書の利用時間を30分早めて、そして30分早く終了すると。こうした改善で、本年度、

令和元年度は30年度に比べて利用者がふえているという報告も決算審査の中で報告がされております。

そうした取り組みを図書室の改善を含めて分科会では議論された点でございます。

また、2階の郷土館については、今回は議論がされておられませんけれども、以前はされたことがありますけれども、今回はしていません。

また、自主文化事業についてでございますが、これは決算資料の中の101ページに掲載されております。101ページ見たら、特に同僚の海野議員も旧町時代から知っておられると思いますけれども、以前に比べて大分自主文化事業が少なくなっており、特に末吉の総合センターは30年度はいわゆるコンサートは一回だけでございます。大隅、財部も、広くいつてのコンサートを含めて、1回から2回だけでございます。以前は、合併後、2回から3回ありました。旧町時代は、末吉の総合センターで末吉町時代は、もう5件から7件ほど1年間に自主文化事業がありました。非常に少なくなっています。

その点で意見を出しましたけれども、当局から、来年度から積極的にこれを今後展開したいといった答弁は、残念ながら聞かれませんでした。

以上です。

○15番（海野隆平委員）

答弁をいただいたところでありますが、医師会の急病センターの利用状況、これについては確かに利用者は毎年少しずつでありますが減っているなということで、大変懸念はいたしているところでありますが、建物の老朽化を含めて、医療器具の更新また診療科目の維持、それから先ほど話が出ましたとおり、医師の確保、これなんか大きな問題じゃないかなというふうに思っておりますが、こういった問題が山積しているというふうに思っております。

今後、対応を含めて、委員会としてこういった全体的な対応、意見はなかったのか、再度お聞きしたいと存じます。

それと、生活保護については、若い人はそんなにふえていないというような答弁でありましたが、生活困窮者自立支援事業というのもあって、これは別なんですけど、いわゆる生活保護に至る前の段階での就業指導とかいろいろされていると思うんですけど、そういった面で、生活保護世帯に対しても就業指導等含めて今後やっぱり力を入れてやるべきじゃないかなというふうに思うわけでありましたが、就業支援含めて実績はどうであったのか、30年度は。再度、お聞きしたいと存じます。

それと、図書館の利用でありますけど、2階の郷土館の利用については、ちょっと先ほど若干答弁がありました。指定管理料として、図書館指定管理料とは別に民俗資料館、郷土館の指定管理料として288万4,000円支出しているわけでありまして

が、これ、私も具体的に聞いたことありませんけど、どのような予算支出なのか、おわかりであればお聞きしたいと存じます。

それと、30年度は利用者をふやす工夫、努力がなされたのか。ほとんどされていないというふうに思うところもありますが、新たな利用者増のための施策等、出ておりましたらお聞きしたいと存じます。

図書館については、30分早めに始めて30分前に終わるというようなことで、若干30年度は利用者数がふえていると、令和元年はふえているというような答弁でありましたが、今後、この点については見ていきたいというふうに思います。

それと、自主文化事業のコンサートの件であります。

確かに1回、2回と、コンサートが少ないわけではありますが、これは芸術文化との関係もありますが、先ほど総務分科会主査にも質問がありましたけど、職員の専門性、これは非常に大事じゃないかなというふうに思うわけではありますが、適材適所じゃないけど、やはりこういった自主文化事業の職員についても、そういった専門性の高い職員を私は配置すべきじゃないかと思うんですけど、その点については意見は出なかったのか、お聞きしたいと存じます。

以上であります。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

2回目の答弁というか、報告に移ります。

医師会関係でございますが、今後の対応として、今回の決算審査では、特に副市長等に來ていただいたの議論はありませんでしたけども、これまでの分科会等での議論を踏まえて、曾於市としては、本会議の答弁にもありましたが、副市長が曾於市の場合キャップになって、志布志、大崎町と協議を重ねている段階でございます。

もともと医師会病院は医師会立の病院であります。お医者さんが非常に高齢化して、もう自力で主導的に切りひらくということが不可能に近い状況でありますので、やはり自治体を中心とならなければ今後の解決は難しいということで、副市長がキャップとなって取り組んでいる状況でございます。

あわせて、利用者が今後もふえる可能性は非常に厳しい。例えば、身近なところでも、高松に新しい病院ができました。都城もできております。そうしたことで、近隣に、近くにそうした救急病院ができたために、そこで対応できない方の場合は一応医師会病院に救急病院から紹介するシステムが今できておりますので、やはり数としてはそう救急関係はふえないのではないかという点が指摘できます。個人的にも私、この8月にそうでありました。森戸病院から回されました。

2点目、生活保護についても、委員の質問に沿うような深い議論はそれ以上はされておられません。

図書館についても、郷土館については、特に今回は深い議論は、残念でございませうけども、されておられません。

自主文化事業については、ここは資料に載っていないんですけども、ほかの歳入歳出の項目で、ほとんど満席になった、満席に近い多くの入場者があったとしても、もともとのギャラが高いために赤字なんです。ですから、当局としては、そうした自主文化事業の数をふやせばふやすほど曾於市の持ち出しが大きくなるという、そうした面もある点がございます。

あわせて、委員の指摘にありましたけども、職員の専門性、これは分科会としてはもう以前から繰り返し、くどいほど当局に求めている点でございまして、その点で今回も教育長に出席をいただきまして、やはり率直に言って社会教育課、音楽、文学、歴史あるいは体育関係、障がい者スポーツ関係などいろんな本来ならば専門性が必要な職員を配置すべきであるんですけども、見たところ、現在のところ、わずかに歴史関係の職員が一人いるだけではないでしょうか。

そういった点で、職員の適切な配置と、やはりやる気のある職員は3年、4年で交代させるんじゃないかと、思い切ってそこで何年も働いてもらって専門性を発揮する、また人脈もつくっていくと。全国的なそうした市町村が幾つもありますけれども、参考にしてやるべきじゃないかということで、分科会では特に教育長には意見を申し上げました。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（今鶴治信委員）

文教厚生分科会主査と建設経済分科会主査に質問いたします。

報告の内容に沿って質問いたしますが、介護福祉関係の柳迫福祉拠点づくりについて質問いたします。

これは、以前、柳迫派出所が閉鎖するに伴い、県からも補助が出たんですけど、多世代交流事業として取り組まれておりますけど。

今回16万8,000円の補助を受けて、地道な努力で表彰されたということでありますが、以前、私も文厚委員会的时候、あそこを視察したとき社会福祉協議会の職員も4日ほど常駐しておりましたけど、それも今ないということで、その点、ボランティア的に地域の方が頑張っているんですけど、問題点はないのか伺います。

それと、児童虐待について質問いたします。

今、ニュース等でも本当大きな社会問題になっておりますが、身体的虐待10件、

ネグレクト2件、心理的虐待3件、いずれも児童相談所に報告したとありますが、こういうことは続けてまた、なかなかこういうところであっても大きな事件に発展する恐れがあるということでもあります。この件数は教育委員会に対して報告があったのか。また、その後の指導はどうなっているか伺います。

それと、不登校についても質問いたします。

以前、減っているということで少しはよかったかなと思ったら、また今回はふえているということで、曾於市で適応指導教室もできて、そちらのほうにも大分通うようになったと以前説明がありましたけど、それが今どうなっている、この不登校の中でどのぐらい利用されているのかがあったら伺います。

(何ごとか言う者あり)

○8番(今鶴治信委員)

適応指導教室です、この不登校の中で。

それと、建設経済分科会主査に伺います。

農業者年金が加入目標の6人を大きく上回る11人の加入があつて、県内で平成30年は1位の実績になっているということでございましたが、畜産関係の65歳以上の後継者は少ないということでありましたが、どういう関係の方々が、農業委員会でも努力をされたんでしょうけど、新たに加入されたのか伺います。

それと、農地パトロールの調査によって、6年前9,300haあつたのが今8,000haの耕作地がこういうふうに移したということであると思うんですけど、1,300haほどは非農地証明とかになって荒れているということで、そういう耕作地に加わっていないということで説明があつたのか伺います。

それと、6次産業化交付金であります。今回、千里食品を6次産業化補助の8,500万円ということで現地調査を行ったということでございました。ほかにも、産地パワーアップ事業等でたからべ製茶等も2分の1補助を受けていらっしたんですけど、今回はそこについては現地調査は行われなかったのか。

以上、伺います。

○文教厚生分科会主査(徳峰一成)

3点質問があつたと思います。

まず第1点の柳迫地区の運営については、今鶴委員がたしか文厚委員長のときにこれが県の事業として設置がされて、そして3カ年の、いわばこれは県も年度を区切つての補助事業でありましたけども、曾於市内でももちろん初めてで、最後ではありますけども、現地調査を含めて行われました。残念ながら、質問にもありましたように県の補助が打ち切られて、わずかな補助と財源で頑張っているというか、そうした状況であります。分科会ではそれ以上の議論は今回しておりません。せつ

かくの大事な事業でありますけども、そうした30年度は状況でございます。運営自体が弱くなったということではございません。誤解のないように。

それから、虐待についてです。

虐待についても、不登校含めて、これはセットで分科会では議論いたしました。教育長を交えてあるいは担当課長を中心として議論をいたしましたけれども、これは、この数年間単位で見ますと、報告もしていただいたんですけども、数年前に数に戻ったということで、特に30年度が大きかったというわけではございません。

また、関係団体と連携プレーを、アンケート含めて定時行っておりますけれども、適応指導との関係も報告がありましたけれども、このことの深い議論はされておられません。

ただ、教育長としては、御承知のように、学校教育課関係はこの適応指導教員を初めとして5つ、6つの市単独の事業がありますが、これは今後どういったあり方がいいか、組織の再編を含めて検討中であるといった答弁はございました。それ以上の答弁はありません。不登校と虐待、一緒に申し上げました。

虐待についても、全て分科会の質問に沿って、全体の虐待の件数等とそれに対する対応策は報告がありましたけれども、その後の対応した結果については質疑もなかったし、また報告も残念ながらありませんでした。

以上です。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

まず、年金の内容ですが、今回、目標6名から11名を加入させることができ、県下で1位だったというふうに報告いたしましたが、説明を受けております。内容的には、市内大隅町が2名、財部町が3名、そして末吉町が6名というような数字であります。

そのほか年金加入についていろいろ説明を受けたところですが、加入に対するメリットを余り熟知していない要素があると。それで、加入を推進、促進するわけですが、所得が上がらなけりやなかなか相談やら推進をしても加入してくれないという状況であるとの説明です。県下の実績としては11名でよかったということですが、今後の対応は努力するということです。

それから、報告の中に出ました、農地に関する8,000haをもう切っているという説明であります。6年前は9,300haが、だんだん非農地になっていく、内容的には。当然、遊休農地、耕作放棄地というような段階を踏むわけですけど、非農地にするには地主の届け出と、そして中身については誰に地権があるのか、そこらあたりの問題もあるというふうに説明を受けたところです。

あと3点目に、6次産業化については、報告の中に、現地に出向いていろいろ説

明を受けたところです。説明を受けながら、これが今後曾於市の農業振興につながる一番近道だというような感覚でいろいろ聞き取りやら調査をしました。できますなら、先ほども質問にありましたが、畑かんの水等を利用するとなると、やはり今回取り組んでもらいました千里食品の内容をもうちょっといいほうに追究していくべきだというふうに受け取っております。

あと、産地パワーアップ事業についての財部のほうには出向いておりません。内容的には説明は受けましたけど、議論は出ておりません。

以上です。

○8番（今鶴治信委員）

大体議論がなかったのが多かったんですけど、柳迫地区の場合は非常に地域の方々が努力されていることには敬意を表しますが、ほとんどボランティア的な活動で、今後ずっと10年ぐらい継続していくには、市のほうの助成ももう少し上げていただければいいんじゃないかということも思われます。

この16万8,000円は、以前は赤い羽根募金等を利用したいということでございましたが、それは社会福祉協議会のほうから来るのかしらんけど、これは市の補助であるのか伺います。

それと、いろんな今、小規模のところの福祉事業もありますので、これに合った、ボランティアだけでなく若干な利用料金をいただける収益事業的なものは取り組めないのか。こういうのを市のほうで指導して、もうちょっと継続できる事業にしていくべきじゃないかと思うんですが、そういう意見はなかったのか伺います。

児童虐待については報告のとおりだということでございますので、引きこもりが義務教育の時代に小学校、中学校合わせて31人ということではありますが、今、社会問題となります、この方々が義務教育を終えた後、やはり社会的引きこもりでいろんな事件等にも発展していますが、義務教育を終えた後の引きこもりについて福祉事務所等でも人数を把握しているかどうか、そういう意見は出なかったものか伺います。

それと、建設経済分科会主査のほうで、農地が8,000haをもう実際切っているということで、今、肉用牛またカンショ等が非常に需要がある中で、畑の耕作も優良地は引き受け手があるんですけど、やはり耕作放棄地また山間部等は陰が差すということで、だんだん耕作する人が減ってきているんじゃないかと思われます。聞くところによりますと、霧島酒造も、ことし2割、来年また2割ということで4割減反という話等も出ていますので、優良作物等が今後なくなってきた場合の対応はどうなっているか、分科会では出なかったものか伺います。

それと、農業者年金は、メリットとかは把握していないということでございます

が、個人型年金で自分が積み立てた分だけ、払えるときだけ払って将来的に掛けた分だけ返ってくるというのは、所得がないときでも掛けられるということで非常にいい制度であると思いますけど、その辺に入っている方々が理解されて入ったのか、そういう説明が農業委員会の方々ができていないのか。加入されている方が、それを理解していらっしゃらないかどうか伺います。

以上です。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

柳迫福祉拠点づくり実行委員会の取り組みの16万8,000円の補助は、市の補助だと理解いたしております。

2点目、これもまた非常に運営が厳しくなって、何らかの市の対応、補助が必要じゃないかということは、今回は議論されていませんが、たしか3月議会の当初予算では、その点は委員会として意見を申し上げていたと理解いたしております。

もう一点は何だったですか。

（「引きこもり」と言う者あり）

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

引きこもりについては、一応、卒業のことについては議論はされておりましたが、これもたしか3月議会で議論がありまして、把握していないといった当局答弁であったと記憶いたしております。

以上です。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

先に農業者年金の件ですが、今、質疑の中で出たようにメリット等については、加入のお願いにいったときの話だと思っておりますが、できますならば、今質問の中で出たように加入促進を進めるということ等の説明であります。今回の年金加入者の中に、委員が推進して加入させた人と直接加入する人というような形があると、直接出向いてくるというような形があるというふうな説明を受けたところです。

あと、今後の農地もしくは農業振興についてだと思っておりますけど、耕作地は非農地から減っていく中に、6次産業化の千里ファーム、千里食品、これについて、つけ足して答弁をさせていただきたいと思っております。

内容については、現段階で茶葉です。大麦若葉、ケール、そしてアシタバ、そしてモリンガに今手がついておるようです。それからクワです。これを、クワ茶にしたり、茶にした食品を、月の生産が現在2トンから10トンということです。この目標が、1年後、2年後にして150トンを目指す内容だということで、150トンというのはかなりの生産を必要とするというふうに見受けませんが、今取り組んでいる農産物等の内容を今後の曾於市の農業振興に生かせないものかということ等で説明を受

けて帰っておりますので、そちらのほうに、できますなら今後の耕作地の減少にあわせて対応するべきだということまでの議論です。

できますなら、答弁になりませんが、曾於市として、農業振興に6次産業化をもう一回見つめて他の農家等にも推進していくべきだというふうに、分科会の審査の中でそういうような議論だったということですので、答弁にかえたいと思います。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（渡辺利治委員）

建設経済分科会主査にお尋ねいたします。

有害鳥獣駆除の状況についてのことが書いておりますが、猟友会を中心に鳥獣捕獲の推進を図ったとの答弁だけがありますけど、これに対して効果はどうであったのか、答えが出たら教えてください。でないと、どんどんふえておる被害の中で、ただこんだけの対策でよかったのか、それを疑問に思っております関係上、先に突っ込んだ話があったらお伝えください。

それと、今、6次産業化を言われましたけど、事業の関係で上限がこれも1億円の85%となっておりますから、相当金を持っている人でないこの事業はなかなか出ません。農家にもっと勧めたいと今答えが出ましたけど、実際、これでもう3億7,000万円かかっており、約3億円の個人資金ということに——個人というか、一応これは会社ですからその資金になりますけど。ほかの事業でありましたら2分の1、県でということになりますけど、県で決めたんじゃないくて国の事業でありますから市のほうはタッチしないという話もございますけど、これ、市独自で何とかしようという突っ込んだ話はなかったのか、2点だけお伺いいたします。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

猟友会等々のことですが、報告にも言いましたが、現在、新聞等やらマスコミ等でも豚コレラ等のワクチン等々のいろんな全国的な情報が発信されておりますので、今後の有害鳥獣に対しては畜産振興とあわせてやっていくべきだということ等の強い意見が出ております。

それから、6次産業の件ですが、今言われましたように3億数千万円の中の、事業の内容が1億円の85%、8,500万円ということ等で現地に出向いたわけですけど、経営者から説明を受けながら、さすがだなというような印象と、今、今鶴委員に申しましたように、6次産業についてのいろんな農産物を広げておるとということ等で現地を調査しておりますので、これを、再度言いますが、曾於市の農業振興にどうしてもつなげるということ等で議論が終わっております。

国の事業と、そしてまた曾於市としてもそれなりの対応をこれからも全面的にす

るべきだというところでもう議論が終わっておりますので、今後の期待する事業になればと、期待感だけです。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。御苦労さんでした。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○委員長（山田義盛）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第1号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、認定案第1号は認定すべきものと決しました。

日程第2 認定案第2号 平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定案第3号 平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

○委員長（山田義盛）

次に、日程第2、認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第4、認定第4号、平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については文教厚生分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本特別会計の歳入総額は56億9,185万3,025円、歳出総額は55億4,320万8,604円で、歳入歳出差し引き額は1億4,864万4,421円であります。1億5,000万円の法定外繰り入れを行い、一方で5,000万円の基金積み立てを行っております。

被保険者は、前年度より223人減の1万468人と減少傾向であります。また、1人当たりの医療費は、対前年度比2.2%の伸びであります。

平成30年度からは鹿児島県も保険者となり、県内の市町村と共同で運営を行っており、予算総額は1,822億3,500万円に上る。

また、令和5年度までに、国民健康保険税の算定が資産割を除く新たな算定方式に移行する計画であるとの説明がありました。

国民健康保険税の収入済額は8億7,414万3,552円、収納率は一般分の現年課税分で94.8%、一方、滞納額は1億4,941万3,468円であり、滞納者に対する差し押さえは32人の257万3,570円となった。減免申請は4件あり、認可は1件との説明がありました。

被保険者の疾病の特徴、受診状況についての質疑に対し、精神的な疾病や骨折、生活習慣病が多く見られる。市内受診が7万9,301人で42.2%、市外受診が1万8,738人で57.8%であり、市外受診がふえているとの答弁がありました。

委員より、減免申請制度の見直しが必要ではないか、また中核病院としての曾於医師会立病院の充実は必要であり、今後の大きな課題ではないかと意見がありました。

次に、認定案第3号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

65歳から74歳までの一定の障がいのある方を含む75歳以上が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月1日設置され、今日に至っております。本市

の被保険者は8,358人、対前年度比166人の減であり、歳入総額は5億6,171万368円、歳出総額は5億5,966万3,638円であります。

県広域連合の予算執行等の質疑に対し、被保険者は26万4,489人、決算額は2,734億6,099万2,102円となり、これを本市の被保険者で按分した市の決算額は約85億4,866万4,136円となるとの答弁がありました。

また、1人当たりの給付額は90万3,737円、平成30年度曾於市で上位を占める疾病は、1位骨折、2位脳梗塞、3位膝・股関節などの関節疾患であるとの説明がありました。

委員より、本市の被保険者は8,000人を超え、国民健康保険の被保険者に迫っている。1人当たりの給付費は、国民健康保険の31万円に対して90万円と大きい。ひとり暮らしを含む被保険者の実態を可能な限り把握し、悩みや要望に寄り添った施策を研究していくべきではないかと意見がありました。

次に、認定案第4号、平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本特別会計は、制度発足から19年が経過しました。本市の65歳以上の1号被保険者は1万4,205人、対前年度比35人の増であります。歳入総額は57億113万987円、歳出総額は54億6,172万213円、歳入歳出の差し引き額は2億3,941万774円であり、前年度繰越金は2億8,975万2,509円、平成30年度末の基金残高は1億6,320万5,327円であります。

委員より、安定した財政運営と財政状況であると意見がありました。

介護保険の予算執行についての質疑に対し、介護認定者は2,966人、介護給付費の総額は49億3,462万7,322円。この中で主なものは、施設介護サービス15億2,533万4,918円、居宅介護サービス13億4,548万1,626円、グループホームなどの地域密着型介護サービス13億3,239万2,765円である。施設に入所している被保険者は892人、市内に施設サービスの事業所は33施設で、定員は1,029人、職員不足などの理由等により空きが89人となっている。一方、特別養護老人ホームなどへの入所希望者が多く、入居待機者は延べ296人に上るとの答弁がありました。

なお、都城市の2事業所から給付費の不適切な請求があり、本市の被保険者11人が介護サービスを受けており、過大に支払われた給付費約2,365万円は、1事業所については全額返済されているが、残りの事業所については、平成31年1月から令和5年12月までの5年間の分納により返済してもらうことになっているとの説明がありました。

委員より、本市においてもこのことを教訓にして、職員の力量アップの取り組み、事業所に対する実態の把握と、適切な助言と対応が必要ではないかと意見がありま

した。

○委員長（山田義盛）

ただいまの文教厚生分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○15番（海野隆平委員）

国保会計につきまして、二、三、質問したいと思います。

まず、平成30年度は収入未済額、また不納欠損額とも若干は改善されている点が見えますが、件数、金額とも一向に減らないのが現状のようです。特に、納税意識の欠如が多いというようなこともあるようですが、30年度は国保の収納に対するいわゆる特段の努力はなされたのか、また今後の対応についてはどのようにお考えなのか、改善点はあったのか、まずお聞きしたいと存じます。

それと、30年度の疾病の特徴について、これも分科会のほうで多分審査されたと思いますので、疾病の多かった順に分類をしてお答えいただきたいなというふうに思います。

昨年度は、医療給付費を減らすために予防医療等あったのではないかなというふうに思っておりますが、今回、30年度につきましては、予防給付費を減らすために特段何か努力はされたのか、対応はあったのか、お聞きしたいと存じます。

（何ごとか言う者あり）

○15番（海野隆平委員）

予防医療等です。

一般、退職被保険者は、人数的には減っているのに1人当たりの給付額はふえておるわけでありますが、このことについてはどのように分析をされているのかお聞きしたいと存じます。

以上であります。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

海野議員の質問、4点だったと思います。

まず第1点は、30年度の国民健康保険の収入に対して、未済額もなかなか少なくなっていないけれども、特段の取り組みの努力があったかという点の質問だったかと思えます。

この5年、七、八年単位で見ますと、30年度もちろん1億数千万円で大きいんですけども、相対比としては幾らかずつ少なくなっていると理解いたしております。

また、取り組みの努力は、御承知のように分割納入を初めとして、そしてより厳しいのは差し押さえを含めて行っておりますが、30年度、特段の努力があったかという点の質疑とそうした一つ一つの答弁はなかったようでございます。改善点につ

いても、特段の改善点は議論されておられません。

2点目、30年度の疾病の特徴でございますが、これは成人の場合は、順番はちょっと違うかもしれませんが、がん、それから呼吸器疾病、さらに生活習慣病がやはり上位の3位を占めているようでございます。

また、予防医療についても、今回の決算審査では特に特段の取り組み、改善についての議論は深められていなかったようでございます。

また、1人当たりの給付費がふえているという点も指摘がありましたが、これもこの数年間単位で見ると若干の伸びしろはあるにしても、特に30年度、1人当たりの給付費が大きくふえている状況にはない。全体としては、30年度も、おおむね2%から高くても3%内で一応1人当たりの給付費が伸びているという報告であったかと思っております。

以上です。

○15番（海野隆平委員）

今、答弁があったわけでありますが、非常に国保会計年々厳しくなっているんじゃないかなというふうに推察するところでありますが、特に医療給付費は毎年上がる一方です。国保会計もますます厳しくなっているんだなというのが現状ではないかなというふうに思っておりますが。

昨年は法定外繰り入れも1億5,000万円入れました。国保料の値上げを含めて、いわゆる4方式から今後3方式に変えることを念頭に置いて検討されるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点についての分科会での意見等はなかったのか。

それと、法定外繰り入れ1億5,000万円、ことし、29年度あったわけでありますが、できれば法定外繰り入れ抑えたほうがいいわけでありますが、ここ3カ年の状況をどのように考えて分析されているのか。法定外繰り入れを見たとき、毎年、今後も繰り入れていかなきゃいけないのか、そういった話は分科会ではなかったかお聞きしたいと思います。

以上です。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

国民健康保険税は、御承知のように、65歳までの農家を初めとした年金生活者を含めたいわゆる自営業者が対象でありまして、1人当たりの1年間のあるいは1世帯当たりの1年間の所得がどうしても少ない、そうした中での国民健康保険運営である点は御認識かと思っております。

ですから、曾於市を初めとしてどこでも、金額に違いはありますが、一般会計への繰り入れというのがこれはもう今一般的となっており、曾於市の場合も、この

2年、3年と1億5,000万円推移をいたしております。そうした中で、国としても、県としても、先ほど申し上げましたように、30年度から県連合へ大きな一歩を踏み出した経過があります。

ただ、理解していただきたいのは、あえて報告いたしましたけども、そうした中でも国民健康保険の1人当たりの1年間の医療費は30万円であります。75歳以上の後期高齢はその3倍の90万円であります。30万円を大きいと見るか少ないと見るか、少なくとも後期高齢の90万円に比べたら約3分の1でありまして、その点では相対的に少ない、そうした予防医療を初めとしたこの間の努力のあらわれとなっているという一つの見方も間違っていないと考えておりますので、その点も含んでお聞きいただきたいと思っております。

また、国民健康保険が全国的に県の一本化によりまして、最終的には鹿児島県の場合もあと3年後あたりをめどとして、今の4方式から3方式に行く方向であるといった報告は審査の過程でも当局からありました。しかし、これは、議論はこれからでございます。

御承知のように、曾於市の場合、戦後、この間ずっと4方式で旧3町、行ってきた経過もありまして、これを機械的に3方式にしたら、これは大変な曾於市内における、特に資産を持っていない方々が一気に国民健康保険税が上がり上がることにもなりかねない一つの要素の側面がありまして、この点は十分な研究と準備段階が必要ではないかといった分科会での委員の意見がありました。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（今鶴治信委員）

文厚分科会主査に伺います。

今、海野議員の意見とかぶるところもあるんですけど、令和5年度までに所得割方式を見直すという、算定方式を見直すとありましたけど、分科会では今後のこととありましたけど、やはり委員長の答弁のように、今後、均等割、世帯割等が非常にふえてくるんじゃないかと危惧はされますけど、その中で徴収は各市町村に任せるといってございまして、曾於市では努力によって94.8%は収納されているということで、これを令和5年度までにどの市町村も算定方式を変えなくちゃいけないのは決定なのか。

それと、ただいまありました法定外繰り入れ、これも各市町村で認められるということでありましたけど、これももしかして統一的に見直しがあるという方向性はないのか伺います。

それと、介護保険特別会計について質問いたします。

この間、都城市の2事業所で不適切な請求があったということで、1つの事業所は2,365万円をもう全額返済されているということでございますが、あともう一つの事業所が5年間の分納で返済ということだけど、その金額がわかっていたらお示しください。

以上です。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

まず、国民健康保険でございますけれども、今鶴委員も少なからず文厚委員会に在籍して、国民健康保険の制度の特徴なり問題点はよく御存じだと思っております。それを前提として御報告をいたします。

まず、国民健康保険についての、例えば税金の徴収はその自治体が行うと。これは、自治体が行わなければもう成り立たないと言えるのではないのでしょうか。そういったことで変更はありません。

また、4方式を3方式に行うといっても、これはあくまでも鹿児島県の一つの指針であります。指針を示さなければ、そのまま3方式でやるということはありません、難しいので、指針でありますので、令和5年度から必ずしも絶対やるかとなりますと、現実的にはなかなか厳しい側面があるのじゃないかと個人的には思っております。例えば、曾於市を見た場合がです。

特に農家を初めとした資産を持っておられる方が非常に多い、国民健康保険税の1年間の収入の中でも、そうした資産割に基づく税額も非常に大きいと。これをゼロにした場合どうなるか。もう、想像を絶することと曾於市の場合と言えます。ですからその意味でも、分科会でも、当局に対して準備段階を踏まえて手順を踏んでしっかり対応しなければ、これはもう大変な市に対する不満があちこちで起きるんじゃないかということで、この問題の重要性についても意見が、そして指摘があったことでございます。

また、法定外繰り入れについては、以前は、国は基本的には繰り入れはしてはならないといった指導、場合によってはペナルティ的要素もありましたけども、もう現在はやむを得ないというか、黙認の方向でございます。

これも、鹿児島県内の各市町村の国民健康保険の状況を見た場合、客観的にもいいたし方ない面があると言えます。鹿児島市の場合、徴収率が8割台でございます。曾於市の場合、先ほど申し上げましたように九十四、五％であります。5％違っただけで、これは大変な税金の徴収額の違いになるのではないのでしょうか。そういった点で、おのおの各市町村、金額や割合は違いますけれども、一般会計からの法定外繰り入れというのは、これはごく一般的になっており、今後もこれをなくする

とか覆すことは実際上難しいといった指摘ができます。

次に、介護保険でございますけど、この2事業所については、これは実は宮崎県のほうが監査に入って、2つの事業所でこうした不正が発覚して、その2つの事業所を曾於市内の方々も十数名以上一応利用されていたということで、それに対して、これは本人だけじゃなくて、曾於市への支払い分を含めてのいわば返済でございます。

1つの事業所は、一応、明記いたしましたけど、もう一つの事業所については余りにも曾於市や被保険者に対する返済金が多い、また時間もたっており、その中の一定額はもう時効が成立していて不納欠損として取り扱わざるを得ない。残りについても、曾於市への返済だけじゃなくて、都城を初めとしてかなり大きな金額になっているようであります、手元にちょっと資料はないんですけども、分科会にはこの曾於市分の今後の支払い額についても文書で提示をしていただきました。そうした経過がございます。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（今鶴治信委員）

先ほど海野委員の質問にもかぶるんですけど、95%近くの収納率があって、しかしながら、まだ滞納額は1億4,900万円ほど残っているということで、その中で差し押さえ含め32人から257万円ほどは差し押さえたということではありますが、とてもじゃないけど、この1億4,900万円を回収することは非常に困難でないかとは思われますけど、こういうどうしてもいろんな手はずを踏んで回収できないこの滞納額は、不納欠損とか、そういう将来的計画はあるのか。ずっとこのまま残していても、払えないものは払えないと予想されるんですけど、その辺の意見は出なかったのか伺います。

それと、もう一つの事業所は、もう長年にわたって不正があって、もう時効の分もあるということではありますが、おおよそもうどのぐらいかという数字は出ていなかったのか。

また、この介護保険事業からペナルティーと一緒に、事業所としてもう事業が成り立たないんじゃないかと思うんですけど、その中で返済する可能性はあるのかどうか伺います。

○文教厚生分科会主査（徳峰一成）

質問者も後ほど国民健康保険のこの歳入について見ていただきたいと思うんですが、毎年、特に国民健康保険税は少なくない金額が不納欠損としても落としており

ます。しかしそれにしても、委員の質問にありますように、1億数千万円と、総体の滞納額が余りにも大きいという点が見られます。

これまでも、毎年この不納欠損に対しては、特に分割納入を含めて努力はいたしておりますが、なかなかこれは思うように進まないというのが現実であるようでございます。あえて報告の中には書きませんでしたけども、このために、1つは、1回でもいいから、全く払っていない方々、この滞納額について支払ったら、半年の有効期間の短期保険証も約300名ほど一応保険証を発行いたしております。あるいは全く1年間を通して払っていない方については、よしあしの評価はともかくとして、意見が分かりますけども、約100名に対しては、頭から1年間を通して保険証を発行いたしておりません。こうした厳しい対応もとっておりますが、いずれにいたしましても、そうした1億数千万円という大きな滞納額になっているようでございます。

あと、介護保険については、申しわけないんですが、資料は持っているんですけども、細かい資料、委員全体に配付されました。この1つの事業所の今後分割して返済する分については、詳しい説明が文書でございました。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。採決は1件ずつ行います。

まず、認定案第2号、平成30年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第2号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、認定案第2号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第3号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論ありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

共産党議員団は、認定第3号、平成30年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定には反対いたします。

反対の大きな理由は、毎回申し上げておりますが、大きな決算額でありながら執行された内容に透明化が非常に見られない、不十分であるという点があります。

曾於市の歳出総額は5億6,000万円ですが、鹿児島県連合の特別会計の決算額は約2,734億円と大きな金額であります。これを曾於市の被保険者に按分いたしますと、曾於市の決算額は85億4,000万円となり、介護保険や国民健康保険に比べても非常により大きな決算額となります。また、1人当たりの使った医療費も90万円で、先ほどの質疑もありましたが、国民健康保険の31万円の約3倍となります。

2年に1回、後期高齢者医療保険は、保険料の実質値上げが当たり前のこととして行われております。しかし、曾於市からは市長も議会代表も県連合の議会には入っておりません。毎年、組合の総会は、午前中で終わっているようであります。これでは不正の問題が起きたとしてもわからないのではないかと、曖昧な中で処理されているのではないかとといった疑問すら生じます。

これだけの理由ではありませんが、このために本議案には反対をいたします。

○委員長（山田義盛）

賛成の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第3号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立多数であります。よって、認定案第3号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第4号、平成30年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第4号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、認定案第4号は認定すべきものと決しました。

日程第5 認定案第5号 平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定案第6号 平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定案第7号 平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定案第8号 平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第9 議案第69号 平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について

○委員長（山田義盛）

次に、日程第5、認定案第5号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議案第69号、平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題といたします。

認定案4件、議案1件についてはそれぞれ所管の分科会に審査を付託していましたが、審査が終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（伊地知厚仁）

認定案第6号、平成30年度、曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案について、主な審査内容について報告します。

平成30年度の決算の概要は、歳入総額8,466万6,711円、歳出総額8,440万2,400円となり、歳入歳出総額差し引き額は26万4,307円となっております。

合併浄化槽の設置基数は、50基の目標に対し、5人槽21基、7人槽5基、10人槽

1基の計27基を設置しています。

今後の生活排水処理事業のあり方についての質疑に対し、この事業は平成14年度より着手しており、令和3年度で事業終了となっている。継続するか廃止するかを検討について、今後、十分協議していきたい。令和3年度までには結論を出したいとの答弁がありました。

以上です。

○委員長（山田義盛）

次に、建設経済分科会主査の報告を求めます。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

認定案第5号、平成30年度、曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本事業は、平成9年から事業開始され22年が経過しています。平成30年度は枝線管渠4mを施工し、これまでに幹線管渠5,090.78m、枝線管渠4万3,960.19m、管渠総延長4万9,050.97mが整備されています。接続戸数は、47戸が加わり1,651戸と計画に沿って伸びており、下水道浄化センターも計画処理水質を上回る良好な運転がなされているとの説明がありました。

本案においての主な審査内容について報告します。

公共下水道に接続し、死亡等により空き家になっている件数を把握しているかとの質疑に対し、公共下水道に接続している家は資産価値があるため、接続して誰も管理していない家はほとんどないとの答弁がありました。

委員より、公共下水道接続のさらなる推進を望むとの意見がありました。

認定案第7号、平成30年度、曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本事業は平成28年度までの3カ年計画で、総事業費5億5,239万7,760円をかけ、管布設総延長1万8,104mを整備した事業であり、平成29年度から維持管理業へと移行されています。

主な施設としましては、笠木配水池、鍋配水池、桂配水池、3つの水道施設があり、毎月1回実施される浄水・原水の水質検査及び水道監視クラウド化により水道施設管理を行うことで安心・安全な水の供給に努められています。

委員より、健全な運営に努めてほしいとの意見がありました。

認定案第8号、平成30年度、曾於市水道事業会計決算の認定について。

本事業は年数経過による施設の老朽化が進んでおり、安定経営の増進のため、年次的改良等に努められています。

本案においての主な審査内容について報告いたします。

減価償却は施設ごとに行っているのかとの質疑に対し、施設ごとに行っているとの答弁がありました。また、有収水量率の概要と推移についての質疑に対し、有収水量率は給水量から漏水や消火栓などでの損失したものを除いたものである。毎年同じくらいの率であるが、少しずつ上がってきているとの答弁がありました。

委員より、今後、水道料金の見直しをする計画、要因が何かあるのかとの質疑に対し、起債残額が多額であり、事業収益は年々減少傾向にある中で施設の更新需要はふえる現状を踏まえ、将来的に水道料の見直しを検討していかなければならないとの答弁がありました。

議案第69号、平成30年度、曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案されたものであります。剰余金については、当年度末処分利益剰余金6,301万6,298円を翌年度繰越利益剰余金6,301万6,298円として処分するものであります。

○委員長（山田義盛）

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

まず、認定案の第6号の生活排水の決算認定について、総務分科会主査に質問いたします。

主査報告の中で、最後のところでありますけれども、生活排水処理事業のあり方については、この事業は平成14年度より着手しており令和3年度で事業終了となると、この事業終了という意味がちょっとわからないので説明してください。継続するか廃止するかを検討、これは何を継続するか廃止するかについても一応説明をお願いいたします。令和3年度までには何を結論を出したいとの答弁であったのか、説明をしてください。

次に、建設経済関係について、迫分科会主査に質問いたします。

認定案の第8号の水道事業でございますが、今、水道課長が体調不良で休んでおりますけれども、決算認定の審査に対応されたのはどの課長であられたのかお聞きいたします。

質問の第1点は、職員の技術職員を含む配置と養成についてなど、議論が深められていたら報告してください。

さらに、先日の議案提案でも質疑いたしましたけれども、上水道あるいは簡易水道の施設の改修並びに水源の安定した確保、さらに水質や水圧、そして財政運営を含む水道事業の財政のあり方など、議論が深められていたら報告してください。

以上です。

○総務分科会主査（伊地知厚仁）

生活排水事業についてですが、一応、主査報告に書いてありますとおり、平成14年度に着手し令和3年度で事業を終了となるということで聞いております。

その中で、この事業を継続するのか廃止するのか、方針を今後2年をかけて協議をしていくということでございまして、国の補助事業の対象が令和3年度で終わる事業ではないかと、私個人的にはそういったふうに解釈をしております。いいですか。

(何ごとか言う者あり)

○委員長（山田義盛）

いいですか。

(何ごとか言う者あり)

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

今回の認定案審査においての水道課職員の出席ということですが、課長は出席しておりません。課長補佐ほか2名の係長、3名で決算審査に臨んで審査をしたところ です。

それにつきまして、大隅の建設水道課の職員の欠が現在続いておりますが、どうしてもこの時期に、今後のいろんな水道統合の内容に、早い時期に職員を充てるといふ委員からの意見でありました。

あと、2点目ですが、質疑に対して、全般的な水道もしくは簡易水道の状況としましては、平成28年度に一旦統合の指示が国から出ましたが、その後3年延長になっておりまして、平成29、30、31年度に向けての統合の内容です。

その前に、全体的に見渡して、深川簡易水道が前年度、第1水源のほうの硝酸態窒素が年々上がってきていると、代替水源の整備が必要といろいろと苦慮された中で、近くでの水源確保は困難ということで財部の七村地区から農業用水を引いてつないであります。御案内のとおり、高之峯のところの伐採の関係で150mmのパイプが切れたということになっておりますので、その後の内容については把握していないところ です。

あとは議論の中で出ましたのが、令和元年度以降の水道事業の一本化統合に向けての説明、議論ということですが、人口減少にあわせて水道料金等の議論も出されましたが、今後は水道料金の値下げよりも値上げを考えなくては事業が継続できないという等々の対応が望まれるというところで議論がとまっております。

○19番（徳峰一成委員）

総務分科会の主査に再度質問いたします。

お互い私たちが理解しておりますように、生活排水処理事業は、合併前から旧財部町が独自の施策として町単独、現在では市単独で合併浄化槽等の設置を行ってお

り、設置後も市の所有になっております。独自の独特の制度であり、そのために別に特別会計として今回も対応された経過があったかと思いますが、その点で、この事業を引き続き今のやり方で行うかどうかを令和3年度で一応一つの区切りとして、引き続き継続するかどうかはその後また検討、協議していきたいというふうに理解していいのでしょうか。そのようだったら話の流れとして理解できますので、一応、御説明をお願いいたします。

それから、建設経済分科会の主査に再度質問いたします。

分科会主査報告の中にありました水道料金の見直し云々から、今後、将来的には水道料金の見直しを検討していかなければならないという答弁というのは、報告をお聞きいたしまして、これは分科会主査や分科会の責任ではなくて、当局の答弁として、余りにも簡単な私は受けとめ方でありまた答弁でなかったかといった、非常に違和感を感じましたので率直に質問したわけでございます。誰が、どなたが課長代理として答弁したのかといった点があるからでございます。

なぜかといいますと、水道事業の財政状況については起債残高が多額であると、これは以前から多額であります。また、事業収益は年々減少傾向にあると、それほど減少傾向にはないと受けとめております。

ですから、将来的に水道料金の見直しといっても、具体的な財政状況の基礎資料を委員会に提出した中で、こういった点で将来的には厳しいといった、そうした手順を踏んだ上での大事な水道料金の見直しについての見解、方針であったらそれなりに一つの論理的な考え方としてわかるんですけども、質問いたしますが、そうした具体的な基礎資料——将来にわたるですね——が提示がされぬままの当局の答弁ではなかったのかと——文脈を読む限りにおいてはですね——という感じがいたしますけども、審査の過程を再度御報告いただきたいと思います。

○総務分科会主査（伊地知厚仁）

先ほども申しましたが、継続するのがあるいは事業を合併浄化槽等に変えていくかというのをば、今後2年間をかけて検討していきたいということでございます。以上です。

○建設経済分科会主査（迫 杉雄）

質疑のとおりで、今回の認定に対する審査と今後の対応については、資料的なものはほとんど、ここにもらっていません。ここにあるのは、以前入手した内容の資料に基づいて議論をしてきたところです。

今後、水道課長不在の中で水道事業を進めるのは、率直に言って、大変なところに来ているというところです。

以上です。

○委員長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○委員長（山田義盛）

休憩前に続き会議を開きます。

これより討論、採決に入ります。採決は1件ずつ行います。

まず、認定案第5号、平成30年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、認定案第5号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、認定案第5号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第6号、平成30年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、認定案第6号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、認定案第6号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第7号、平成30年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、認定案第7号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、認定案第7号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第8号、平成30年度曾於市水道事業会計決算の認定について、討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、認定案第8号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、認定案第8号は認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号、平成30年度曾於市水道事業剰余金の処分について、討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第69号を採決いたします。本案について決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（山田義盛）

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告の案文については委員長、副委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、委員長報告の案文については委員長、副委員長に委任することに決しました。

以上をもちまして、令和元年決算審査特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、御苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分